

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	静岡市地域防災計画 (令和6年9月修正) 共通対策編 【再編案】	静岡市地域防災計画 (令和7年1月修正) 共通対策編 【修正案】	

令和6年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案			新文書			備考
	図表番号	タイトル	頁	図表番号	タイトル	頁	
	表1-1	部局名表記の略号一覧		表1-1	部局名表記の略号一覧	2	
	表1-2	溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア		表1-2	溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア	18	
	表1-3	静岡市の噴火活動に起因する現象		表1-3	静岡市の噴火活動に起因する現象	18	
	表2-1	危険物製造所等施設現況		表2-1	危険物製造所等施設現況 （令和6年3月31日現在）	40	
	表2-2	避難情報と住民の安全確保措置		表2-2	避難情報と住民の安全確保措置	47	
	表2-4	災害救助法第4条第1項に規定する救助事務		表2-3	災害救助法第4条第1項に規定する救助事務	64	
	表2-4	災害救助法第4条第1項に規定する救助事務		表3-1	気象等の特別警報、警報、注意報及び情報	73	
	表3-1	気象等の注意報及び警報の発表細分区域		表3-2	気象等の注意報及び警報の発表細分区域 （平成22年5月27日現在）	74	
	表3-2	東海地震に関連する情報の種類		表3-3	東海地震に関連する情報の種類	76	
	表3-3	南海トラフ地震に関連する情報の種類		表3-4	南海トラフ地震に関連する情報の種類	77	
	表3-4	災害対策基本法等関係法令による避難の指示の実施責任者		表3-5	災害対策基本法等関係法令による避難の指示の実施責任者	85	
	表3-5	医療及び助産の範囲		表3-6	医療及び助産の範囲	110	
	表3-6	運輸機関の名称、所在地		表3-7	運輸機関の名称、所在地	124	
	表3-7	交通応急対策実施機関及び担当		表3-8	交通応急対策実施機関及び担当	125	
	表3-8	自衛隊災害派遣集結候補地		表3-9	他の地方公共団体の長に対する応援要請手順	141	
	表3-9	機関の名称、所在地（電力施設）		表3-10	機関の名称、所在地（電力施設）	148	
	表3-10	機関の名称、所在地（ガス施設）		表3-11	機関の名称、所在地（ガス施設）	149	
	表3-11	県危機管理部危機対策課		表3-12	県危機管理部危機対策課	150	
	表3-12	総務省消防庁応急対策室		表3-13	総務省消防庁応急対策室	150	
	表3-13	関係機関連絡先		表3-14	関係機関連絡先	152	
	表3-14	災害ボランティアセンター等の開設場所					
	表3-15	災害多言語支援センターの設置場所					

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
一般 1	第 1 章 総則 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、静岡市内における災害の予防と災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。	第 1 章 総則 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、静岡市内における災害の予防と災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。									
一般 1	第 1 節 計画の構成 この計画は、市域内において過去に発生した災害の状況、措置等を基礎資料として、次の各編から構成する。 この計画は、毎年定期に検討を行い、必要があると認めるときは、防災会議に諮り、これを修正する。	第 1 節 計画の構成 この計画は、市域内において今後発生が想定される、又は過去に発生した災害の状況、措置等を基礎資料として、次の各編から構成する。 この計画は、毎年定期に検討を行い、必要があると認めるときは、静岡市防災会議（以下「防災会議」という。）に諮り、これを修正する。	表現の適正化								
一般 1	1 一般対策編 風水害、大火災、大爆発及び大事故等による災害対策について定める。 2 地震対策編 地震による災害対策について定める。 3 津波対策編 津波による災害対策について定める。	<table><tr><th>各編の名称</th><th>記載内容</th></tr><tr><td>1 共通対策編</td><td>各編に共通する対策及びその他の災害対策について定める。</td></tr><tr><td>2 風水害対策編</td><td>風水害による災害対策について定める。</td></tr><tr><td>3 地震対策編</td><td>地震による災害対策について定める。</td></tr></table>	各編の名称	記載内容	1 共通対策編	各編に共通する対策及びその他の災害対策について定める。	2 風水害対策編	風水害による災害対策について定める。	3 地震対策編	地震による災害対策について定める。	表による整理
各編の名称	記載内容										
1 共通対策編	各編に共通する対策及びその他の災害対策について定める。										
2 風水害対策編	風水害による災害対策について定める。										
3 地震対策編	地震による災害対策について定める。										

現行頁		目次再編案		新文書		備考	
		4	資料編 本編に付属する各種資料を掲載する。	4	津波対策編 津波による災害対策について定める。		
				5	火山対策編 富士山の火山活動による災害対策について定める。		
				6	資料編 本編に付属する各種資料を掲載する。		
	(略)			(略)			
一般 3	第 2 節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱		第 2 節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱		
一般 3	1	市		1	市		表による整理
	(1)	静岡市 防災会議に関する事務		(1)	防災会議に関する事務		
	(2)	防災に関する組織の整備		(2)	防災に関する組織の整備		
	(3)	防災に関する訓練の実施		(3)	防災に関する訓練の実施		
	(4)	防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検		(4)	防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検		
	(5)	防災に関する施設の新設、改良及び復旧		(5)	防災に関する施設の新設、改良及び復旧		
	(6)	消防、水防その他の応急措置		(6)	消防、水防その他の応急措置		
	(7)	警報の発表、伝達及び避難の指示		(7)	警報の発表、伝達及び避難の指示		
	(8)	情報の収集、伝達及び被害調査		(8)	情報の収集、伝達及び被害調査		
	(9)	被災者の救難、救助その他保護		(9)	被災者の救難、救助その他保護		
	(10)	被害を受けた生徒等の応急教育		(10)	被害を受けた生徒等の応急教育		
	(11)	清掃、防疫その他保健衛生		(11)	清掃、防疫その他保健衛生		
	(12)	緊急輸送の確保		(12)	緊急輸送の確保		
	(13)	災害復旧の実施		(13)	災害復旧の実施		
	(14)	その他災害の発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置		(14)	その他災害の発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 3	2 静岡県 (1) 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務 (2) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務実施についての総合調整	2 静岡県 (1) 静岡県地域防災計画（以下「 <u>県地域防災計画</u> 」 <u>とい</u> <u>う。</u> ）に掲げられている所掌事務 (2) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務実施につ いての総合調整	表による整理
一般 3	3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署） (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助 (2) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持	3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署） (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助 (2) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持	表による整理
一般 3	4 自衛隊 (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動	4 自衛隊 (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動	表による整理
一般 3	5 指定地方行政機関 <u>(1)</u> 総務省 東海総合通信局 <u>ア</u> 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 <u>イ</u> 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 <u>ウ</u> 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 <u>エ</u> 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信	5 指定地方行政機関 総務省 東海総合通信局 <u>(1)</u> 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 <u>(2)</u> 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 <u>(3)</u> 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 <u>(4)</u> 通信インフラに支障が発生した被災	表による整理

令和6年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 <u>オ</u> 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 <u>カ</u> 非常通信協議会の運営に関する事 <u>(2)</u> 財務省 東海財務局（静岡財務事務所） <u>ア</u> 災害時における財政金融の適切な措置並びに係機関との連絡調整に関する事 <u>イ</u> 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する事 <u>(3)</u> 農林水産省 関東農政局 静岡県拠点 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 <u>(4)</u> 厚生労働省 静岡労働局（静岡労働基準監督署） <u>ア</u> 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 <u>イ</u> 事業場等の被災状況の把握 <u>ウ</u> 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 <u>エ</u> 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導 <u>(5)</u> 国土交通省 中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、国土交通省 関東地方整備局（甲府河川国道事務所） 管轄する河川、海岸、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう	地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 <u>(5)</u> 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 <u>(6)</u> 非常通信協議会の運営に関する事 財務省 東海財務局（静岡財務事務所） <u>(1)</u> 災害時における財政金融の適切な措置並びに係機関との連絡調整に関する事 <u>(2)</u> 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する事 農林水産省 関東農政局（静岡県拠点） 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 厚生労働省 静岡労働局（静岡労働基準監督署） <u>(1)</u> 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 <u>(2)</u> 事業場等の被災状況の把握 <u>(3)</u> 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 <u>(4)</u> 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導 国土交通省 中部地方整備局（静岡河川事務所） 管轄する河川、海岸、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	努める。 <u>ア</u> 災害予防 <u>(ア)</u> 所管施設の耐震性の確保 <u>(イ)</u> 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 <u>(ウ)</u> 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 <u>(エ)</u> 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 <u>(オ)</u> 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 <u>イ</u> 初動対応 <u>(ア)</u> 所管施設の緊急点検の実施 <u>(イ)</u> 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（<u>TEC-FORCE</u>）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 <u>(ウ)</u> 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供 <u>ウ</u> 応急・復旧 <u>(ア)</u> 防災関係機関との連携による応急対策の実施	所) <u>(富士砂防事務所)</u> <u>(静岡国道事務所)</u> <u>(清水港湾事務所)</u> 国土交通省 関東地方整備局 (甲府河川国道事務所) <u>(1)</u> 災害予防 <u>ア</u> 所管施設の耐震性の確保 <u>イ</u> 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 <u>ウ</u> 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 <u>エ</u> 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 <u>オ</u> 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 <u>(2)</u> 初動対応 <u>ア</u> 所管施設の緊急点検の実施 <u>イ</u> 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（<u>TEC-FORCE</u>）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 <u>ウ</u> 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(イ)</u> 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 <u>(ウ)</u> 所管施設の緊急点検の実施 <u>(エ)</u> 海上の流出油災害に対する防除等の措置 <u>(オ)</u> 自治体からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 （ただし、緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う） <u>(カ)</u> 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保 <u>(6)</u> 国土交通省 中部運輸局（静岡運輸支局） <u>ア</u> 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 <u>イ</u> 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。 <u>ウ</u> 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 <u>エ</u> 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保に努める。 <u>オ</u> 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者 <u>もし</u>	<u>(3)</u> 応急・復旧 <u>ア</u> 防災関係機関との連携による応急対策の実施 <u>イ</u> 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 <u>ウ</u> 所管施設の緊急点検の実施 <u>エ</u> 海上の流出油災害に対する防除等の措置 <u>オ</u> 自治体からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付け （ただし、緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う） <u>カ</u> 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保	
		国土交通省 中部運輸局 （静岡運輸支局） <u>(1)</u> 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 <u>(2)</u> 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。 <u>(3)</u> 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 <u>(4)</u> 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>ク</u>は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 <u>カ</u> 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 <u>キ</u> 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 <u>ク</u> 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 <u>ケ</u> 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 <u>コ</u> 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。 <u>(7)</u> 国土地理院 中部地方測量部 <u>ア</u> 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 <u>イ</u> 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 <u>ウ</u> 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 <u>エ</u> 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量	用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保に努める。 <u>(5)</u> 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者<u>若しくは</u>港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 <u>(6)</u> 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 <u>(7)</u> 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 <u>(8)</u> 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 <u>(9)</u> 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 <u>(10)</u> 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	等を実施する。 <u>(8)</u> 気象庁 東京管区気象台（静岡地方気象台） <u>ア</u> 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 <u>イ</u> 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 <u>ウ</u> 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 <u>エ</u> 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 <u>オ</u> 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 <u>カ</u> 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 <u>キ</u> 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 <u>ク</u> 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 <u>(9)</u> 海上保安庁 第三管区海上保安本部（清水海上保安部） <u>ア</u> 災害予防 <u>(ア)</u> 海上災害及び大規模海難等に関する事故対	国土地理院 中部地方測量部	<u>(TEC-FORCE)</u> を派遣する。 <u>(1)</u> 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 <u>(2)</u> 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 <u>(3)</u> 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 <u>(4)</u> 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。	
		気象庁 東京管区気象台（静岡地方気象台）	<u>(1)</u> 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 <u>(2)</u> 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 <u>(3)</u> 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報されたとき、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 <u>(4)</u> 必要に応じて警報・注意報及び土砂	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	策訓練の実施 (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 (ウ) 港湾の状況等の調査研究 イ 災害応急対策 (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集 (ウ) 活動体制の確立 (エ) 船艇、航空機等による海難救助等 (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 (キ) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 (ク) 排出油その他船舶交通の障害となる物の排除等 (ケ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への撤去及び入域の制限又は禁止の指示 (サ) 海上における治安の維持 (シ) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 ウ 災害復旧・復興対策	災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 (5) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 (6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部) (1) 災害予防 ア 海上災害、大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ウ 港湾の状況等の調査研究 (2) 災害応急対策 ア 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 イ 船艇、航空機等を活用した情報収集 ウ 活動体制の確立 エ 船艇、航空機等による海難救助等 オ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(10) 環境省 関東地方環境事務所、環境省 中部地方環境事務所 ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	カ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 キ 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 ク 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 ケ 危険物積載船、在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 コ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への撤去及び入域の制限又は禁止の指示 サ 海上における治安の維持 シ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 (3) 災害復旧・復興対策	
		環境省 関東地方環境事務所 環境省 中部地方環境事務所 (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
一般 6	6 指定公共機関 <u>(1)</u> 日本郵便株式会社（静岡中央郵便局） 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。 また、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 <u>ア</u> 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 <u>イ</u> 被災者が差し出す郵便物の料金免除 <u>ウ</u> 被災地あて救助用郵便物の料金免除 <u>エ</u> 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 <u>(2)</u> 日本赤十字社（静岡県支部） <u>ア</u> 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること <u>イ</u> 血液製剤の確保及び供給のための措置 <u>ウ</u> 被災者に対する救援物資の配布 <u>エ</u> 義援金の募集 <u>オ</u> 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 <u>カ</u> その他必要な事項		等	表による整理
		日本郵便株式会社 （静岡中央郵便局）	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。 また、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 <u>(1)</u> 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 <u>(2)</u> 被災者が差し出す郵便物の料金免除 <u>(3)</u> 被災地あて救助用郵便物の料金免除 <u>(4)</u> 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分	
		日本赤十字社 （静岡県支部）	<u>(1)</u> 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること <u>(2)</u> 血液製剤の確保及び供給のための措置 <u>(3)</u> 被災者に対する救援物資の配布 <u>(4)</u> 義援金の募集 <u>(5)</u> 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 <u>(6)</u> その他必要な事項	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	(3) 日本放送協会（静岡放送局） 気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害放送 (4) 中日本高速道路株式会社（東京支社 富士・静岡・浜松 保全・サービスセンター） ◆センター名・担当区間等一覧 （略） ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 (5) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 災害時における応急救護活動 オ 応急復旧用資材等の確保 カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 キ 被災施設の調査及び早期復旧 (6) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店） ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社静岡	日本放送協会 （静岡放送局） 中日本高速道路株式会社 （東京支社 富士・静岡・浜松 保全・サービスセンター） 東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社 （静岡支店） 株式会社NTTドコモ東海	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害放送 センター名・担当区間等一覧 （略） (1) 管轄する道路の建設及び維持管理 (2) 交通状況に関する関係機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 (4) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 (1) 鉄道防災施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 災害時における応急救護活動 (5) 応急復旧用資材等の確保 (6) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 (7) 被災施設の調査及び早期復旧 (1) 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 (2) 電気通信の特別取扱い (3) 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社静岡支店） (4) 防災関係機関の重要通信の優先確保	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	支店) <u>エ</u> 防災関係機関の重要通信の優先確保 <u>オ</u> 被害施設の早期復旧 <u>カ</u> 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供 <u>(7)</u> 岩谷産業株式会社、 <u>ア</u> ストモスエネルギー株式会社、 <u>株</u> 株式会社ジャパングスエナジー、 <u>ENEOS</u> グローブ株式会社、 <u>ジクシス</u> 株式会社 L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送 <u>(8)</u> 日本通運株式会社、 <u>福</u> 山通運株式会社、 <u>佐</u> 川急便株式会社、 <u>ヤ</u> マト運輸株式会社、 <u>西</u> 濃運輸株式会社 <u>ア</u> 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 <u>イ</u> 災害時の応急輸送対策 <u>(9)</u> 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡支社） <u>ア</u> 電力供給施設の防災対策 <u>イ</u> 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 <u>ウ</u> 災害時における電力供給の確保 <u>エ</u> 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報 <u>オ</u> 被災施設の調査及び復旧 <u>(10)</u> K D D I 株式会社、 <u>ソ</u> フトバンク株式会社、 <u>楽</u> 天モバイル株式会社	支社（静岡支店） <u>(5)</u> 被害施設の早期復旧 <u>(6)</u> 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供 岩谷産業株式会社 ストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送 <u>(1)</u> 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 <u>(2)</u> 災害時の応急輸送対策

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	重要な通信を確保するために必要な措置の実施 (11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力 (12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニバー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	会社		
		中部電力パワーグリッド株式会社（静岡支社）	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 (3) 災害時における電力供給の確保 (4) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報 (5) 被災施設の調査及び復旧	
		KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	
		一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
		株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会	(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
一般 8	7 指定地方公共機関 (1) 土地改良区（静岡市内土地改良区） ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断） ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力 (2) 静岡ガス株式会社（静岡支社、東部支社） ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給	社 ユニー株式会 社 株式会社セブ ン - イレブ ン・ジャパン 株式会社ロー ソン 株式会社ファ ミリーマート 株式会社セブ ン&アイ・ホ ールディング ス	業活動を早期に再開する	表による整理
		7 指定地方公共機関 土地改良区（静岡市内土地改良区） 静岡ガス株式会社（静岡支社、東部支社）	(1) 土地改良施設の防災計画 (2) 農地湛水の防排除活動（用水の緊急遮断） (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 (4) 消防機関が行う消火活動への協力 (1) ガス供給施設の防災対策 (2) 二次災害の発生防止のための緊急遮断 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	<u>オ</u> 災害応急復旧の早期実施 <u>(3)</u> 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部） <u>ア</u> ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 <u>イ</u> 被災施設の調査及び復旧 <u>ウ</u> 需要家へのガス栓の閉止等の広報 <u>エ</u> 必要に応じた代替燃料の供給の協力 <u>(4)</u> 静岡鉄道株式会社 <u>ア</u> 鉄道施設の整備 <u>イ</u> 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 <u>ウ</u> 災害時の応急輸送対策 <u>エ</u> 被災施設の調査及び復旧 <u>(5)</u> 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会、海運業者 <u>ア</u> 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 <u>イ</u> 災害時の応急輸送対策 <u>(6)</u> 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず） 気象予警報、災害情報その他の災害広報 <u>(7)</u> 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市医師会、一般社団法人静岡市清水医師会、一般社団法人庵原医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師	一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部） 静岡鉄道株式会社 一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会 海運業者 民間放送機関（静岡放送株式	び被害状況の把握と製造、供給制限 <u>(4)</u> 必要に応じて代替燃料の供給 <u>(5)</u> 災害応急復旧の早期実施 <u>(1)</u> ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 <u>(2)</u> 被災施設の調査及び復旧 <u>(3)</u> 需要家へのガス栓の閉止等の広報 <u>(4)</u> 必要に応じた代替燃料の供給の協力 <u>(1)</u> 鉄道施設の整備 <u>(2)</u> 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 <u>(3)</u> 災害時の応急輸送対策 <u>(4)</u> 被災施設の調査及び復旧 <u>(1)</u> 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 <u>(2)</u> 災害時の応急輸送対策 気象予警報、災害情報その他の災害広報	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会）、公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会） <u>ア</u> 医療救護施設等における医療救護活動の実施 <u>イ</u> 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） <u>ウ</u> 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会）） <u>(8)</u> 一般社団法人静岡県警備業協会 災害時の道路、交差点等での交通整理支援 <u>(9)</u> 公益社団法人静岡県栄養士会 <u>ア</u> 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 <u>イ</u> 避難所における健康相談に関する協力 <u>(10)</u> 一般社団法人静岡県建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	会社） <u>(株)株式会社テレビ静岡</u> <u>(株)株式会社静岡朝日テレビ</u> <u>(株)株式会社静岡第一テレビ</u> <u>(株)株式会社トコちゃんねる静岡</u> <u>(株)静岡エフエム放送株式会社</u> <u>(株)株式会社シティエフエム静岡</u> <u>(株)株式会社エフエムしみず</u> 一般社団法人静岡県医師会 （一般社団法人静岡市静岡医師会） <u>(株)一般社団法人静岡市清水医師会</u> <u>(株)一般社団法人静岡市清水医師会</u> <u>(株)一般社団法人</u>	<u>(1)</u> 医療救護施設等における医療救護活動の実施 <u>(2)</u> 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） <u>(3)</u> 災害時の口腔ケアの実施（一般社団

現行頁	目次再編案	新文書		備考
		庵原医師会) 一般社団法人 静岡県歯科医 師会 (一般社団法人 静岡市静岡歯 科医師会) (一般社団法人 静岡市清水歯 科医師会) 公益社団法人 静岡県看護協 会 (公益社団法人 静岡県看護協 会静岡地区支 部) 公益社団法人 静岡県病院協 会 公益社団法人 静岡県薬剤師 会 (一般社団法人 静岡市薬剤師 会) (清水薬剤師	法人静岡県歯科医師会（一般社団法人 静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人 静岡市清水歯科医師会）	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
一般 9	8 公共的団体 <u>(1)</u> 静岡市消防団 <u>ア</u> 情報収集 <u>イ</u> 火災対応 <u>ウ</u> 応急救護 <u>エ</u> 避難誘導 <u>オ</u> その他保有資機材を活用した災害応急対策の実施 <u>(2)</u> 静岡市水防団 <u>ア</u> 情報収集（堤防等の巡視、報告） <u>イ</u> 水防工法の実施 <u>ウ</u> 応急救護 <u>エ</u> 避難誘導 <u>オ</u> その他保有資機材を活用した災害応急対策の実	会)		表による整理
		一般社団法人 静岡県警備業 協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援	
		公益社団法人 静岡県栄養士 会	<u>(1)</u> 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 <u>(2)</u> 避難所における健康相談に関する協力	
		一般社団法人 静岡県建設業 協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
		8 公共的団体		
		静岡市消防団	<u>(1)</u> 情報収集 <u>(2)</u> 火災対応 <u>(3)</u> 応急救護 <u>(4)</u> 避難誘導 <u>(5)</u> その他保有資機材を活用した災害応急対策の実施	
		静岡市水防団	<u>(1)</u> 情報収集（堤防等の巡視、報告） <u>(2)</u> 水防工法の実施 <u>(3)</u> 応急救護 <u>(4)</u> 避難誘導 <u>(5)</u> その他保有資機材を活用した災害応急対策の実施	
		自主防災組織	<u>(1)</u> 地域住民に対する防災意識の向上・	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	施 <u>(3)</u> 自主防災組織 <u>ア</u> 地域住民に対する防災意識の向上・知識の普及 <u>イ</u> 防災資機材の備蓄 <u>ウ</u> 防災訓練の実施 <u>エ</u> 災害時の避難行動、救出救護活動等に対する計画の策定 <u>オ</u> 地域の被害拡大の防止、各種情報の伝達及び避難生活の維持 <u>カ</u> 市が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力 <u>(4)</u> 静岡市内の産業経済団体（静岡市農業協同組合、<u>清水農業協同組合</u>、<u>静岡市森林組合</u>、<u>井川森林組合</u>、<u>清水森林組合</u>、<u>清水漁業協同組合</u>、<u>由比港漁業協同組合</u>、<u>生活協同組合</u>、<u>静岡商工会議所等</u>） <u>ア</u> 組合員、会員となっている事業所の被害調査の実施 <u>イ</u> 災害時における応急対策の指導 <u>ウ</u> 災害時における災害応急措置 <u>エ</u> 市その他防災関係機関の防災活動についての協力 <u>(5)</u> 社会福祉関係施設（静岡市内の社会福祉関係施設） 要配慮者の受入等、救護及び保護対策についての協力 ◇ <u>指定避難所等</u>（福祉避難所）一覧表 <u>(資料編4-7)</u>	知識の普及 <u>(2)</u> 防災資機材の備蓄 <u>(3)</u> 防災訓練の実施 <u>(4)</u> 災害時の避難行動、救出救護活動等に対する計画の策定 <u>(5)</u> 地域の被害拡大の防止、各種情報の伝達及び避難生活の維持 <u>(6)</u> 市が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力 静岡市内の産業経済団体（静岡市農業協同組合、<u>静岡市森林組合</u>、<u>井川森林組合</u>、<u>清水森林組合</u>、<u>清水漁業協同組合</u>、<u>由比港漁業協同組合</u>、<u>生活協同組合</u>） <u>(1)</u> 組合員、会員となっている事業所の被害調査の実施 <u>(2)</u> 災害時における応急対策の指導 <u>(3)</u> 災害時における災害応急措置 <u>(4)</u> 市その他防災関係機関の防災活動についての協力	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
一般 10	<u>(6)</u> 災害時における相互応援協定又は協力協定の締結団体（静岡市と協定を締結した事業者及び団体）協定内容に基づく事務及び業務の遂行 ◇ <u>民間事業者との協力協定一覧（資料編5-3）</u> ◇ <u>他都市との相互応援協定一覧（資料編5-1）</u> <u>(7)</u> 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 <u>ア</u> 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成 <u>イ</u> 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練の実施 <u>ウ</u> 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、市等との調整	合<u>レ</u> <u>（静岡商工会議所）等</u>		表現の適正化
		社会福祉関係施設 （静岡市内の社会福祉関係施設）	要配慮者の受入<u>れ</u>等、救護及び保護対策についての協力 ◇<u>資料編4-7：指定避難所（福祉避難所）一覧表</u>	
		災害時における相互応援協定又は協力協定の締結団体 （静岡市と協定を締結した事業者及び団体）	協定内容に基づく事務及び業務の遂行 ◇<u>資料編5-3：民間事業者との協力協定一覧</u> ◇<u>資料編5-1：他都市との相互応援協定一覧</u>	
		社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	<u>(1)</u> 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成 <u>(2)</u> 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練の実施 <u>(3)</u> <u>災害ボランティア本部の運営に関する事務の実施</u> <u>(4)</u> 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、市等との調整	
	9 防災上重要な施設の管理者 <u>(1)</u> 所管施設に係る災害予防体制の整備	9 防災上重要な施設の管理者 <u>(1)</u> 所管施設に係る災害予防体制の整備		表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 10	(2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施 (3) 災害時における災害応急措置 (4) 市その他防災関係機関の防災活動についての協力 10 市民 (1) 災害に対する知識の向上 (2) 自宅および自宅内の安全対策 (3) 家庭内における話し合い・連絡方法等の取り決め (4) 災害時の避難場所、避難経路等の確認 (5) 必要に応じた生活必需品の備蓄・非常用持出品等の準備 (6) 自主防災組織への参加	(2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施 (3) 災害時における災害応急措置 (4) 市その他防災関係機関の防災活動についての協力 10 市民 (1) 災害に対する知識の向上 (2) 自宅及び自宅内の安全対策 (3) 家庭内における話し合い・連絡方法等の取り決め (4) 災害時の避難場所、避難経路等の確認 (5) 必要に応じた生活必需品の備蓄・非常用持出品等の準備 (6) 自主防災組織への参加	表による整理
一般 10	11 事業所等 (1) 災害に対する知識の向上 (2) 事業所および事業所内の安全対策 (3) 情報収集・伝達体制、避難対策等の取り決め (4) 食糧、飲料水等の災害時に必要な物資の確保 (5) 災害発生等に備えた事業継続計画等の策定 (6) 地域の自主防災組織と連携した防災活動への協力	11 事業所等 (1) 災害に対する知識の向上 (2) 事業所及び事業所内の安全対策 (3) 情報収集・伝達体制、避難対策等の取り決め (4) 食糧、飲料水等の災害時に必要な物資の確保 (5) 災害発生等に備えた事業継続計画等の策定 (6) 地域の自主防災組織と連携した防災活動への協力	表による整理
一般 11	第3節 市の概況	第3節 市の概況	
一般 11	1 自然的条件 (1) 地勢 (略) 市域は、東西 50.62km、南北 83.10km で、総面積 1,411.83^{km²}のうち、約 76%が森林で占められてい	1 自然的条件 (1) 地勢 (略) 市域は、東西 50.62km、南北 83.10km で、総面積 1,411.83 ^{km²}のうち、約 76%が森林で占められてい	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
一般 11	る。市域の大部分は山間地であり、北部を南流する大井川の上流部、市域の中央部を南流する安倍川（流域面積 567km²、流路延長約 51 km、平均勾配約 4.0%）及びその支流（中河内川、藁科川等）、長尾川を含む巴川（流域面積 105km²、流路延長約 18 km、平均勾配約 0.3%）、蒲原地区の東側には沖積低地等の平坦地は僅かしかない。市域の総面積から森林面積を差し引いた可住地面積は 330.64km²（約 23%）である。 （略） （2） 地形、地質 （略）	る。市域の大部分は山間地であり、北部を南流する大井川の上流部、市域の中央部を南流する安倍川（流域面積 567 km²、流路延長約 51 km、平均勾配約 4.0%）及びその支流（中河内川、藁科川等）、長尾川を含む巴川（流域面積 105 km²、流路延長約 18 km、平均勾配約 0.3%）、蒲原地区の東側には沖積低地等の平坦地は僅かしかない。市域の総面積から森林面積を差し引いた可住地面積は 330.64 km²（約 23%）である。 （略） （2） 地形、地質 （略）		表による整理
	市域に分布する地層を形成年代の古い順に示すと、	市域に分布する地層を形成年代の古い順に示す。		
	ア 最北部山地を構成する白根層群（白亜紀後期の砂岩・泥岩互層、石灰岩、チャート、緑色岩）	最北部山地を構成する白根層群	白亜紀後期の砂岩・泥岩互層、石灰岩、チャート、緑色岩	
	イ 畑薙周辺山地を構成する寸又川層群（白亜紀後期の砂岩・泥岩互層）	畑薙周辺山地を構成する寸又川層群	白亜紀後期の砂岩・泥岩互層	
	ウ 井川周辺山地を構成する犬居層群（白亜紀末～古第三紀初期の砂岩・泥岩互層）	井川周辺山地を構成する犬居層群	白亜紀末～古第三紀初期の砂岩・泥岩互層	
	エ 藁科川上流域山地を構成する三倉層群（古第三紀中期～新第三紀前期の塊状砂岩、黒色泥岩、砂岩・泥岩互層）	藁科川上流域山地を構成する三倉層群	古第三紀中期～新第三紀前期の塊状砂岩、黒色泥岩、砂岩・泥岩互層	
	オ 安倍川上・中流域～藁科川中・下流域山地を構成する瀬戸川層群（古第三紀中期～新第三紀前期の砂岩・泥岩互層、砂岩、泥岩、石灰岩、チャート、緑色凝灰岩）	安倍川上・中流域～藁科川中・下流域山地を構成する瀬戸川層群	古第三紀中期～新第三紀前期の砂岩・泥岩互層、砂岩、泥岩、石灰岩、チャート、緑色凝灰岩	

現行頁	目次再編案	新文書		備考		
一般 12	カ 十枚山～真富士山～竜爪山～賤機山を経て高草山～大崩海岸を構成する竜爪－高草山火山岩類（新第三紀前期の流紋岩、アルカリ玄武岩等）（略） （３） 気候 （略） 風は、静岡地方気象台によれば、平野部で年平均風速が2.2<u>m</u>/sとなっており、年間を通じて大きな変化はない。日中は南よりや西よりの風が多く、夜間や雨の日は北東の風が多い。風速は県内の浜松や御前崎など遠州灘沿いの地域に比べて約1～3 <u>m</u>/s 弱く、一般に風速1 <u>m</u>/s で体感的に1℃程度違うといわれており、このことから静岡市平野部の温暖さがわかる。また、この地域の強風は、台風や日本海を通過する低気圧による南西風が多い。最近 10 年間では、最大風速は平成 30 年 10 月 1 日に 16.6<u>m</u>/s を観測したものが最も強く、これは台風に吹き込む南南西の風であった。また、最大瞬間風速は平成 24 年 6 月 19 日の 33.7<u>m</u>/s が <u>もっとも</u>強く、これは台風第 4 号に吹き込む南西の風であった。 （略） また、近年は局所的な集中豪雨により「都市型水害」が全国各地で発生しており、静岡市街地においても平成 15 年 7 月 3～4 日には時間降水量 113 mm（観測史上 1 位）、<u>日最大 24 時間降水量 237.5 mm、</u>	<table><tr><td>十枚山～真富士山～竜爪山～賤機山を経て高草山～大崩海岸を構成する竜爪－高草山火山岩類</td><td>新第三紀前期の流紋岩、アルカリ玄武岩等</td></tr></table> （略） （３） 気候 （略） 風は、静岡地方気象台によれば、平野部で年平均風速が 2.2<u>m</u>/s となっており、年間を通じて大きな変化はない。日中は南よりや西よりの風が多く、夜間や雨の日は北東の風が多い。風速は県内の浜松や御前崎など遠州灘沿いの地域に比べて約 1～3 <u>m</u>/s 弱く、一般に風速 1 <u>m</u>/s で体感的に 1℃程度違うといわれており、このことから静岡市平野部の温暖さがわかる。また、この地域の強風は、台風や日本海を通過する低気圧による南西風が多い。最近 10 年間では、最大風速は平成 30 年 10 月 1 日に 16.6<u>m</u>/s を観測したものが最も強く、これは台風に吹き込む南南西の風であった。また、最大瞬間風速は平成 24 年 6 月 19 日の 33.7<u>m</u>/s が <u>最も</u>強く、これは台風第 4 号に吹き込む南西の風であった。 （略） また、近年は局所的な集中豪雨により「都市型水害」が全国各地で発生しており、静岡市街地においても平成 15 年 7 月 3～4 日には時間降水量 113 mm（観測史上 1 位）、令和 4 年 9 月 23 日～24 日には時	十枚山～真富士山～竜爪山～賤機山を経て高草山～大崩海岸を構成する竜爪－高草山火山岩類	新第三紀前期の流紋岩、アルカリ玄武岩等		
	十枚山～真富士山～竜爪山～賤機山を経て高草山～大崩海岸を構成する竜爪－高草山火山岩類	新第三紀前期の流紋岩、アルカリ玄武岩等				
			表現の適正化			

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 13	令和4年9月23日～24日には時間降水量107mm、<u>且</u>最大24時間降水量416.5mm（観測史上1位）を記録し、広い範囲で浸水被害が発生した。 （略） 2 社会的条件 （1）人口 本市の人口は、令和<u>4</u>年<u>12</u>月末の住民基本台帳によると、<u>683,739</u>人、<u>323,095</u>世帯である。 （2）建物 令和<u>4</u>年1月1日現在の本市の建物棟数は、課税家屋総数は約32万5千棟（固定資産課税台帳登録数）で、この内およそ7割が木造家屋となっている。特に木造家屋の密集している地域は、横内、新通、安西、西豊田、中田及び田町地区などである。これら木造家屋の密集地域には、工場、事業所などが混在している箇所も多くあり、災害の危険性を助長している。 現在、本市には、デパート、映画館、旅館、遊技場等の不特定多数の人々が利用する施設（特定<u>用途</u>防火対象物）は、大小合わせて<u>6,082</u>か所（令和<u>4</u>年3月31日現在）あり、また、高さ31<u>m</u>を超える建築物は<u>262</u>棟（令和<u>4</u>年3月31日現在）ある。 （略） （3）道路 （略）	間降水量107mm、<u>月</u>最大24時間降水量416.5mm（観測史上1位）、<u>令和6年8月27日～30日には、月最大72時間降水量515.5mm（観測史上1位）</u>を記録し、広い範囲で浸水被害が発生した。 （略） 2 社会的条件 （1）人口 本市の人口は、令和<u>6</u>年<u>12</u>月末の住民基本台帳によると、<u>672,775</u>人、<u>327,008</u>世帯である。 （2）建物 令和<u>5</u>年1月1日現在の本市の建物棟数は、課税家屋総数は約32万5千棟（固定資産課税台帳登録数）で、この内およそ7割が木造家屋となっている。特に木造家屋の密集している地域は、横内、新通、安西、西豊田、中田及び田町地区などである。これら木造家屋の密集地域には、工場、事業所などが混在している箇所も多くあり、災害の危険性を助長している。 現在、本市には、デパート、映画館、旅館、遊技場等の不特定多数の人々が利用する施設（特定防火対象物）は、大小合わせて<u>5,897</u>か所（令和<u>6</u>年3月31日現在）あり、また、高さ31<u>m</u>を超える建築物は<u>279</u>棟（令和<u>6</u>年3月31日現在）ある。 （略） （3）道路 （略）	時点修正 時点修正 時点修正 用語の修正 時点修正 時点修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	市内で交通量の多い道路は、国道1号（静岡駅前付近で約 32,600 台/日、清水区江尻大和付近で約 18,700 台/日）、国道150号（南安倍川橋付近で約 35,600 台/日、清水区駒越東町付近で約 27,300 台/日）、東名高速道路（清水 IC～日本平久能山スマート IC で約 33,000 台/日）、新東名高速道路（新清水 JCT～新静岡 IC で約 54,300 台/日）、中部横断自動車道（富沢 IC～新清水 JCT で約 4,300 台/日）である。 （4） 橋りょう 本市域の道路にかけられている橋りょうは、令和 3 年 4 月現在で 2,610 橋である。 （5） （略）	市内で交通量の多い道路は、国道1号（静岡駅前付近で約 32,600 台/日、清水区江尻大和付近で約 18,700 台/日）、国道150号（南安倍川橋付近で約 35,600 台/日、清水区駒越東町付近で約 27,300 台/日）、東名高速道路（清水 IC～日本平久能山スマート IC で約 33,000 台/日）、新東名高速道路（新清水 JCT～新静岡 IC で約 64,000 台/日）、中部横断自動車道（富沢 IC～新清水 JCT で約 6,500 台/日）である。 （4） 橋りょう 本市域の道路にかけられている橋りょうは、令和 7 年 3 月現在で 2,614 橋である。 （5） 鉄道 （略）	時点修正 時点修正
一般 14	第4節 予想される災害と地域	第4節 予想される災害と地域	
一般 14	1 災害の種類 この計画において、災害とは暴風、竜巻、大雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の自然現象によるものと、大規模な火災、爆発等の人為的原因により生ずるものをいう。	1 災害の種類 この計画において、災害とは暴風、竜巻、大雨、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべり等の自然現象によるものと、大規模な火災、爆発等の人為的原因により生ずるものをいう。	
一般 14	1～5 （略） 6 水害 （略） ◇過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害（資料編8-3）	1～5 （略） 6 水害 （略） ◇資料編8-3：過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 15	7 がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害 (略) ◇過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害 (資料編 8 - 3)	7 がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害 (略) ◇資料編 8 - 3 : 過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害	時点修正
一般 15	8 (略) 9 地震、津波 (略) 駿河湾から遠州灘にかけての海域に海洋プレート（フィリピン海プレート）と大陸プレート（ユーラシアプレート）の境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。その発生の切迫性が指摘されている東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、160年以上の間大地震が発生しておらず、地震活動の空白域を構成している。 ◇過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図 (資料編 8 - 4) ◇過去に静岡市に被害を与えた地震 (資料編 8 - 5) ◇安政東海地震の被害の概要 (資料編 8 - 6) (略) 近年に大被害を発生させた地震としては、昭和19年(1944年)の東南海地震(M7.9)がある。最近では、平成21年(2009年)8月に駿河湾を震源とするM6.5の地震が発生し、市内各区において震度5強の揺れを観測、平成23年(2011年)3月には東北地方太平洋沖地震(M9.0)や静岡	8 (略) 9 地震、津波 (略) 駿河湾から遠州灘にかけての海域に海洋プレート（フィリピン海プレート）と大陸プレート（ユーラシアプレート）の境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。その発生の切迫性が指摘されている東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、170年以上の間大地震が発生しておらず、地震活動の空白域を構成している。 ◇資料編 8 - 4 : 過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図 ◇資料編 8 - 5 : 過去に静岡市に被害を与えた地震 ◇資料編 8 - 6 : 安政東海地震の被害の概要 (略) 近年に大被害を発生させた地震としては、昭和19年(1944年)の東南海地震(M7.9)がある。最近では、平成21年(2009年)8月に駿河湾を震源とするM6.5の地震が発生し、市内各区において震度5強の揺れを観測、平成23年(2011年)3月には東北地方太平洋沖地震(M9.0)や静岡	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 16	県東部を震源とする地震(M6.4)が発生し市内各所において震度4の揺れを観測した。東北地方太平洋沖地震では、市内沿岸部において大津波警報が発表され、清水港において最大93cmの津波を観測した。幸い市内では大きな被害はなかったが、東北地方沿岸部では、津波による甚大な被害が発生した。市内でも、交通渋滞や日用品の買い占めによる品物不足など市民生活に影響が出た。 津波については、本市の駿河区石部から清水区蒲原までの海岸線で浸水被害が想定されている。静岡県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に第4次地震被害想定の第一次報告を発表した。この報告では、レベル1の地震・津波（発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波）と、レベル2の地震・津波（発生頻度は低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波）に分けて想定を行っている。レベル1の津波では市内の最大波高は8m、レベル2の津波では市内の最大波高は12mである。 （略） 詳細は地震対策編及び津波対策編に記載する。 10 火山 （略） <u>そして</u>、令和3年3月に富士山火山防災対策協議会が公表した富士山ハザードマップ（改定版）により、溶岩流等の噴火現象による影響想定範囲が見直され、本市の	県東部を震源とする地震(M6.4)が発生し市内各所において震度4の揺れを観測した。東北地方太平洋沖地震では、市内沿岸部において大津波警報が発表され、清水港において最大93cmの津波を観測した。幸い市内では大きな被害はなかったが、東北地方沿岸部では、津波による甚大な被害が発生した。市内でも、交通渋滞や日用品の買い占めによる品物不足など市民生活に影響が出た。 津波については、本市の駿河区石部から清水区蒲原までの海岸線で浸水被害が想定されている。静岡県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に第4次地震被害想定の第一次報告を発表した。この報告では、レベル1の地震・津波（発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波）と、レベル2の地震・津波（発生頻度は低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波）に分けて想定を行っている。レベル1の津波では市内の最大波高は8m、レベル2の津波では市内の最大波高は12mである。 （略） 詳細は▼「<u>地震対策編</u>」及び「<u>津波対策編</u>」に記載する。 10 火山 （略） 令和3年3月に富士山火山防災対策協議会が公表した富士山ハザードマップ（改定版）により、溶岩流等の噴火現象による影響想定範囲が見直され、本市の一部地域	

現行頁	目次再編案	新文書	備考																																
一般 16	一部地域が火山災害警戒区域（第6次避難対象エリア）に加わった。 なお、本市では富士山の噴火による溶岩流、融雪型火山泥流、降灰による被害が想定されており、噴火活動に起因する現象（危険性等は資料編8－2）と到達時間は以下のとおりである。 表 1－2 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア <table><tr><th>避難対象</th><th>説明</th></tr><tr><td>影響想定範囲</td><td>火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流（資料編8－2を参照）</td></tr><tr><td>第1次避難対象エリア</td><td>想定火口範囲</td></tr><tr><td>第2次避難対象エリア</td><td>火砕流、大きな噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲</td></tr><tr><td>第3次避難対象エリア</td><td>溶岩流（1時間－3時間以内）到達範囲</td></tr><tr><td>第4次避難対象エリア</td><td>溶岩流（3時間－24時間）到達範囲</td></tr><tr><td>第5次避難対象エリア</td><td>溶岩流（24時間－7日間）到達範囲</td></tr><tr><td>第6次避難対象エリア</td><td>溶岩流（7日間－約57日間）到達範囲</td></tr></table>	避難対象	説明	影響想定範囲	火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流（資料編8－2を参照）	第1次避難対象エリア	想定火口範囲	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲	第3次避難対象エリア	溶岩流（1時間－3時間以内）到達範囲	第4次避難対象エリア	溶岩流（3時間－24時間）到達範囲	第5次避難対象エリア	溶岩流（24時間－7日間）到達範囲	第6次避難対象エリア	溶岩流（7日間－約57日間）到達範囲	が火山災害警戒地域（第6次避難対象エリア）に加わった。 なお、本市では富士山の噴火による溶岩流、融雪型火山泥流、降灰による被害が想定されており、噴火活動に起因する現象（危険性等は資料編8－2）と到達時間は以下のとおりである。 表 1－2 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア <table><tr><th>避難対象</th><th>説明</th></tr><tr><td>影響想定範囲</td><td>火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流（資料編8－2）</td></tr><tr><td>第1次避難対象エリア</td><td>想定火口範囲</td></tr><tr><td>第2次避難対象エリア</td><td>火砕流、大きな噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲</td></tr><tr><td>第3次避難対象エリア</td><td>溶岩流（1時間－3時間以内）到達範囲</td></tr><tr><td>第4次避難対象エリア</td><td>溶岩流（3時間－24時間）到達範囲</td></tr><tr><td>第5次避難対象エリア</td><td>溶岩流（24時間－7日間）到達範囲</td></tr><tr><td>第6次避難対象エリア</td><td>溶岩流（7日間－約57日間）到達範囲</td></tr></table>	避難対象	説明	影響想定範囲	火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流（資料編8－2）	第1次避難対象エリア	想定火口範囲	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲	第3次避難対象エリア	溶岩流（1時間－3時間以内）到達範囲	第4次避難対象エリア	溶岩流（3時間－24時間）到達範囲	第5次避難対象エリア	溶岩流（24時間－7日間）到達範囲	第6次避難対象エリア	溶岩流（7日間－約57日間）到達範囲	
	避難対象	説明																																	
	影響想定範囲	火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流（資料編8－2を参照）																																	
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲																																	
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲																																	
	第3次避難対象エリア	溶岩流（1時間－3時間以内）到達範囲																																	
	第4次避難対象エリア	溶岩流（3時間－24時間）到達範囲																																	
	第5次避難対象エリア	溶岩流（24時間－7日間）到達範囲																																	
	第6次避難対象エリア	溶岩流（7日間－約57日間）到達範囲																																	
	避難対象	説明																																	
影響想定範囲	火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流（資料編8－2）																																		
第1次避難対象エリア	想定火口範囲																																		
第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲																																		
第3次避難対象エリア	溶岩流（1時間－3時間以内）到達範囲																																		
第4次避難対象エリア	溶岩流（3時間－24時間）到達範囲																																		
第5次避難対象エリア	溶岩流（24時間－7日間）到達範囲																																		
第6次避難対象エリア	溶岩流（7日間－約57日間）到達範囲																																		
	資料編8－2：噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）																																		

現行頁	目次再編案	新文書	備考																
一般 17	表 1－3 静岡市の噴火活動に起因する現象 <table><tr><th>現象</th><th>第 6 次避難対象エリア</th></tr><tr><td>溶岩流</td><td><到達範囲>清水区蒲原地区の一部 <到達時間>溶岩流（ 7 日間－約57日間） なお、本市における溶岩流最短到達時間は、19 日と10時間（富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書資料による。）</td></tr><tr><td>融雪型火山泥流</td><td><到達範囲>富士川内（市街には到達しない） <到達時間>融雪型火山泥流（ 3 ～ 6 時間以内）</td></tr><tr><td>降灰</td><td><到達範囲>清水区の一部 <堆積深>降灰（ 2 ～ 1 0 <u>cm</u>）</td></tr></table>	現象	第 6 次避難対象エリア	溶岩流	<到達範囲>清水区蒲原地区の一部 <到達時間>溶岩流（ 7 日間－約57日間） なお、本市における溶岩流最短到達時間は、19 日と10時間（富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書資料による。）	融雪型火山泥流	<到達範囲>富士川内（市街には到達しない） <到達時間>融雪型火山泥流（ 3 ～ 6 時間以内）	降灰	<到達範囲>清水区の一部 <堆積深>降灰（ 2 ～ 1 0 <u>cm</u> ）	表 1－3 静岡市の噴火活動に起因する現象 <table><tr><th>現象</th><th>第 6 次避難対象エリア</th></tr><tr><td>溶岩流</td><td><到達範囲>清水区蒲原地区の一部 <到達時間>溶岩流（ 7 日間－約57日間） なお、本市における溶岩流最短到達時間は、19 日と10時間（富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書資料による。）</td></tr><tr><td>融雪型火山泥流</td><td><到達範囲>富士川内（市街には到達しない） <到達時間>融雪型火山泥流（ 3 ～ 6 時間以内）</td></tr><tr><td>降灰</td><td><到達範囲>清水区の一部 <堆積深>降灰（ 2 ～ 1 0 <u>cm</u>）</td></tr></table>	現象	第 6 次避難対象エリア	溶岩流	<到達範囲>清水区蒲原地区の一部 <到達時間>溶岩流（ 7 日間－約57日間） なお、本市における溶岩流最短到達時間は、19 日と10時間（富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書資料による。）	融雪型火山泥流	<到達範囲>富士川内（市街には到達しない） <到達時間>融雪型火山泥流（ 3 ～ 6 時間以内）	降灰	<到達範囲>清水区の一部 <堆積深>降灰（ 2 ～ 1 0 <u>cm</u> ）	
現象	第 6 次避難対象エリア																		
溶岩流	<到達範囲>清水区蒲原地区の一部 <到達時間>溶岩流（ 7 日間－約57日間） なお、本市における溶岩流最短到達時間は、19 日と10時間（富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書資料による。）																		
融雪型火山泥流	<到達範囲>富士川内（市街には到達しない） <到達時間>融雪型火山泥流（ 3 ～ 6 時間以内）																		
降灰	<到達範囲>清水区の一部 <堆積深>降灰（ 2 ～ 1 0 <u>cm</u> ）																		
現象	第 6 次避難対象エリア																		
溶岩流	<到達範囲>清水区蒲原地区の一部 <到達時間>溶岩流（ 7 日間－約57日間） なお、本市における溶岩流最短到達時間は、19 日と10時間（富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書資料による。）																		
融雪型火山泥流	<到達範囲>富士川内（市街には到達しない） <到達時間>融雪型火山泥流（ 3 ～ 6 時間以内）																		
降灰	<到達範囲>清水区の一部 <堆積深>降灰（ 2 ～ 1 0 <u>cm</u> ）																		
一般 17	11 原子力災害 静岡県内に中部電力浜岡原子力発電所がある。本市に<u>おいて</u>はこの発電所から<u>概ね</u>北東から北北東方向に位置しており、距離は駿河区西部の長田地区で40km程度、清水区東部の蒲原地区で70km程度である。 （略）	11 原子力災害 静岡県内に中部電力浜岡原子力発電所がある。本市はこの発電所から<u>おおむね</u>北東から北北東方向に位置しており、<u>発電所からの</u>距離は駿河区西部の長田地区で40km程度、清水区東部の蒲原地区で70km程度である。 （略）																	
一般 17	12 複合災害・連続災害 （略） また、過去には、宝永 4 年（1707年）10月28日に宝永地震（<u>M8. 6</u>）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。	12 複合災害・連続災害 （略） また、過去には、宝永 4 年（1707年）10月28日に宝永地震（<u>M8. 6</u>）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。																	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 18	13、14 （略） 15 沿岸排出油事故 清水港沿岸部には石油コンビナートがあり、コンビナートからの流出の<u>他</u>、これに出入りする船舶による火災、油流出の災害が予想される。	13、14 （略） 15 沿岸排出油事故 清水港沿岸部には石油コンビナートがあり、コンビナートからの流出の<u>ほか</u>、これに出入りする船舶による火災、油流出の災害が予想される。	
一般 18	16、17 （略） 18 大規模火災 本市の市街地には、木造家屋が密集しており、火災が発生すると短期間に広い範囲へ延焼する<u>恐れ</u>がある。特に冬季は季節風による乾燥した西風が卓越するため、この時期の火災は注意が必要である。	16、17 （略） 18 大規模火災 本市の市街地には、木造家屋が密集しており、火災が発生すると短期間に広い範囲へ延焼する<u>おそれ</u>がある。特に冬季は季節風による乾燥した西風が卓越するため、この時期の火災は注意が必要である。	
一般 19	19 （略） 第2章 災害予防計画	19 （略） 第2章 災害予防計画	
	（略） これらの考えを踏まえ、以下の対策を推進する<u>ものとする</u>。 ・市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める<u>ものとする</u>。 ・市は、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる<u>ものとする</u>。	（略） これらの考えを踏まえ、以下の対策を推進する。 ・市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。 ・市は、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。な	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>する</u>。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市<u>または</u>県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する<u>ものとする</u>。 (略) ・市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、必要に応じて、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める<u>ものとする</u>。 ・市は、土砂災害による道路の途絶などにより、孤立集落が発生した場合において、救命救助、安否確認、電気・通信等のインフラ確保、支援物資等の供給などを迅速に実施するため、災害対策本部に位置付ける所掌事務に基づき、各部において連携・協力体制を構築する<u>ものとする</u>。 (略) ・市は、国や県等と連携し、災害対応業務のデジタル化を促進するとともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策に努める<u>ものとする</u>。	お、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市<u>又は</u>県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。 (略) ・市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、必要に応じて、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 ・市は、土砂災害による道路の途絶などにより、孤立集落が発生した場合において、救命救助、安否確認、電気・通信等のインフラ確保、支援物資等の供給などを迅速に実施するため、災害対策本部に位置付ける所掌事務に基づき、各部において連携・協力体制を構築する。 (略) ・市は、国や県等と連携し、災害対応業務のデジタル化を促進するとともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策に努める。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 23	第1節 海岸・港湾・漁港等災害予防計画 [危機、商工、農水、建設、区、消防、下水] (略) 1 (略) 2 港湾・漁港保全 港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。 港湾・漁港管理者は、波除堤、係留杭等の施設を点検し、必要な整備を行うとともに、水路の確保、係留の安全性等を随時点検し、利用に対し必要な指示又は指導を行い、発災後の港湾・漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。 <u>併せて</u>、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。 <u>さらに</u>、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等に	第1節 海岸・港湾・漁港等災害予防計画 [危機、<u>福祉、衛生、子ども</u>、商工、農水、<u>建築</u>、建設、区、消防、下水、<u>教育</u>] (略) 1 (略) 2 港湾・漁港保全 - 港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。 - 港湾・漁港管理者は、波除堤、係留杭等の施設を点検し、必要な整備を行うとともに、水路の確保、係留の安全性等を随時点検し、利用に対し必要な指示又は指導を行い、発災後の港湾・漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。 - 港湾管理者は、近年の高波災害<u>や気候変動</u>を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。<u>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u> - 港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の	担当部局の修正 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 24	よる臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。 また、港湾、漁港及び河川等に係留する船舶・漁船の所有者及び管理者は、津波・高潮による船舶の流出防止に努める。 3、4 （略） 6 市民等への周知・啓発 市は、津波被害から市民の安全な避難行動を確保するため、津波に関する情報収集や、避難行動の方法、津波の到達範囲や到達時間、基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）、避難施設などを示した津波ハザードマップを作成する。また、津波ハザードマップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催などの周知・啓発活動を行う。	走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。 ・ 港湾、漁港及び河川等に係留する船舶・漁船の所有者及び管理者は、津波・高潮による船舶の流出防止に努める。 3、4 （略） 6 市民等への周知・啓発 ・ 市は、津波被害から市民の安全な避難行動を確保するため、津波に関する情報収集や、避難行動の方法、津波の到達範囲や到達時間、基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）、避難施設などを示した津波ハザードマップを作成する。 ・市は、津波ハザードマップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催などの周知・啓発活動を行う。	
一般 25	7 津波避難施設等の整備 （略） ◇津波避難ビル一覧表 （資料編4-4） ◇津波避難ビル標識等標識一覧 （資料編4-40） 8 （略）	7 津波避難施設等の整備 （略） ◇資料編4-4：津波避難ビル一覧表 ◇資料編4-40：津波避難ビル標識等標識一覧 8 （略）	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 25	第2節 道路・橋りょう・鉄道災害予防計画 [建設]	第2節 道路・橋りょう・鉄道災害予防計画 [建設]	
一般 25	1 道路・橋りょう 交通危険箇所の解消を図るため防災点検要対策事業を実施するとともに、日常的に道路パトロールを強化し、事前通行規制の実施など災害の未然防止を図る。なお、災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施する。 <u>また、緊急輸送路及び緊急輸送避難路</u>（緊急輸送路が災害時に通行できない場合代替となりえる緊急輸送路を補完し、避難路としても有効な道路として本市が定めた道路）、<u>孤立予想集落に繋がる道路ネットワークは、災害時避難路として重要な機能を果たすため、拡幅・無電柱化等整備を促進し、さらに都市計画区域内においては都市の防災構造化計画による整備を実施する。</u> <u>なお、道路管理者は、発災後の応急復旧に必要な資材の備蓄に努めるとともに、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業協会等との協定の締結に努めるものとする。</u>	1 道路・橋りょう <u>・道路管理者は、</u>交通危険箇所の解消を図るため防災点検要対策事業を実施するとともに、日常的に道路パトロールを強化し、事前通行規制の実施など災害の未然防止を図る。なお、災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施する。 <u>・道路管理者は、緊急輸送路、優先確保ルート</u>（緊急輸送路が災害時に通行できない場合代替となりえる緊急輸送路を補完し、避難路としても有効な道路として本市が定めた道路）<u>及び孤立予想集落に繋がる道路ネットワークは、災害時避難路として重要な機能を果たすため、拡幅等整備を促進し、さらに都市計画区域内においては都市の防災構造化計画による整備を実施する。</u> <u>・道路管理者は、発災後の応急復旧に必要な資材の備蓄に努めるとともに、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業協会等との協定の締結に努めるものとする。</u> <u>・県及び市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋りょうの架け替え等の対策を推進する。</u>	表現の適正化 国土強靱化計画 水害対策の強化を踏まえた修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 25	2 (略) 第3節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画 [危機、観光、環境、福祉、子ども、農水、建設、教育] 本市の地勢、地質、地盤、市街地の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、市民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、危険地域に存する家屋の移転奨励、崩壊防止工事の実施等、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、適切な予防措置に努める<u>ものとする</u>。	2 (略) 第3節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画 [危機、観光、環境、福祉、子ども、農水、<u>建築</u>、建設、教育] 本市の地勢、地質、地盤、市街地の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、市民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、危険地域に存する家屋の移転奨励、崩壊防止工事の実施等、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、適切な予防措置に努める。	担当部局の修正
一般 26	1、2 (略) 3 土砂災害のソフト対策 (1) 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達 ア～イ (略) ウ 市は、住民により適切な避難行動を促すため、住民に<u>わ</u>かりやすい地域名として学区・地区を避難情報の発表単位とし、それらに含まれる土砂災害警戒区域等の世帯・人口を事前に整理するとともに、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」等を用い、危険度の高まっている学区・地区を絞り込んで避難情報を発表する。 エ～オ (略) (2) (略) (3) 市は、土砂災害警戒区域において、次に掲げる事	1、2 (略) 3 土砂災害のソフト対策 (1) 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達 ア～イ (略) ウ 市は、住民により適切な避難行動を促すため、住民に<u>分</u>かりやすい地域名として学区・地区を避難情報の発表単位とし、それらに含まれる土砂災害警戒区域等の世帯・人口を事前に整理するとともに、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」等を用い、危険度の高まっている学区・地区を絞り込んで避難情報を発表する。 エ～オ (略) (2) (略) (3) <u>土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備等</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	項について定める<u>ものとする</u>。 ア～ウ （略） エ （略） なお、上記に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める<u>ものとする</u>。 オ、カ （略） （４） 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等 ア 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 <u>また、</u>市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している	市は、土砂災害警戒区域において、次に掲げる事項について定める。 ア～ウ （略） エ （略） なお、上記に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。 オ、カ （略） （４） 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等 ア <u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成</u> 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 <u>イ 市長の指示権限と公表措置</u> 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 （略） <u>イ</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。 <u>ウ</u> 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画又は避難訓練の報告を受けたときは、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。 （５） 住民への周知 市長は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布、ウェブサイトによる土砂災害警戒区域マップ等の公開、その	めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 （略） <u>ウ 避難訓練の実施と報告</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。 <u>エ 市長による助言又は勧告</u> 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画又は避難訓練の報告を受けたときは、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。 （５） 住民への周知 市長は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布、ウェブサイトによる土砂災害警戒区域マップ等の公開、その他の必要な措置を講ずる。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	他の必要な措置を講ずる<u>ものとする。</u> (6) (略) (7) 避難情報の発表及び解除 市長は、避難情報の発表及び解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して、当該発表及び解除に関する事項について助言を求める。 (8) (略)	(6) (略) (7) 避難情報の発表及び解除 市長は、避難情報の発表及び解除<u>を</u>しようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して、当該発表及び解除に関する事項について助言を求める。 (8) (略)	
一般 28	4 予防措置の指導 危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し維持管理の徹底と危険を及ぼすような施設の管理者に対し保安措置を講ずるよう行政指導を行う<u>ものとする。</u>	4 予防措置の指導 危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し維持管理の徹底と危険を及ぼすような施設の管理者に対し保安措置を講ずるよう行政指導を行う。	
一般 28	5 崩壊防止工事の実施 急傾斜地の崩壊から生命や財産を守ることは基本的に個人によるものであるが、対策にあたっては非常に困難を極めるところもあるため、市民の生命を守ることを目的とし、整備規程を設け県<u>または</u>市が事業を実施する。	5 崩壊防止工事の実施 急傾斜地の崩壊から生命や財産を守ることは基本的に個人によるものであるが、対策にあたっては非常に困難を極めるところもあるため、市民の生命を守ることを目的とし、整備規程を設け県<u>又は</u>市が事業を実施する。	
一般 28	6 (略) 第4節 断水対策 [区、衛生、水道] <u>大規模災害時に伴う断水に備え、市民の飲料水や生活用水を確保するため、必要な事前の対策を定めるものとする。</u>	6 (略) 第4節 断水対策 [区、衛生、水道]	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 29	1 水道施設の整備 <u>水道施設の被害を予防するため、施設の設置位置や管路の埋設ルートについて、安全な位置を選定するとともに、施設の分散配置や相互連絡、水源の複数化、災害拠点病院への新たな水道管の整備によってバックアップ機能を強化するなど、計画段階から配慮する。</u> <u>また、被害の発生を抑制するため、浄水場など基幹施設への浸水防止対策や土砂災害対策のほか、地盤変状等の被害を受けやすいルートに埋設された基幹管路の移設や耐震化等を行うとともに、施設の運転状況の把握や設備の操作ができるよう電動化・遠隔操作化を実施する。</u> <u>(移動)</u> 2 関係機関との連携体制の構築 (1) (略) (2) 自主防災組織との連携 給水拠点において円滑な応急給水を実施するため、平時から自主防災組織と耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽、給水タンクなどの給水手段や使用方法を確認しておくなど、連携体制を構築する。 (略)	1 飲料水および生活用水の確保 <u>(1) 水道施設の整備</u> ・市は、大規模災害時に備え、取水施設から病院、公共施設、避難所等の重要施設までの線的耐震化を段階的に進めることで、災害時であっても安定して水を供給できる体制の確保に努める。 ・市は、これまで整備してきた耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽、給水車を用い、市民への応急給水を行う。また、発生した災害の規模により関係機関からの応援が遅れることも想定し、大容量の水を貯留している配水池に給水栓を新たに整備する等、応急給水活動における代替性・多重性の確保に努める。 <u>(2) 井戸等の活用</u> 大規模災害時の断水に伴い、不足するトイレや風呂等に使用する生活用水を確保するため、市や市民等が所有する井戸水を地域住民に無償提供する災害時公共井戸や災害時協力井戸や<u>雨水を一時的にためておく雨水貯留タンク</u>の制度普及に努める。 2 関係機関との連携体制の構築 (1) (略) (2) 自主防災組織との連携 給水拠点において円滑な応急給水を実施するため、平時から自主防災組織と耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽、給水タンク、<u>配水池に整備した給水栓</u>などの給水手段や使用方法を確認しておくなど、連携体制を構築する。	表現の適正化 表現の適正化 市独自の取組の追加 「4 生活用水の確保」から移動 表現の適正化 市独自の取組の追加

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 29	3 応急給水等に伴うマニュアル整備・訓練 (1) (略) (2) 研修・訓練 災害時に迅速かつ的確に応急給水や応急復旧活動を行うため、平時からマニュアルに基づく職員の研修や訓練を行うことで、職員の意識や知識、技術の向上に努める<u>ものとする</u>。 なお、訓練は、職員の参集・配備、水道給水対策本部の設置・運営、被害状況の収集・伝達、水道施設の点検・緊急措置、関係機関への応援要請などに取り組む<u>ものとする</u>。 (略)	(3) (略) 3 応急給水等に伴うマニュアル整備・訓練 (1) (略) (2) 研修・訓練 災害時に迅速かつ的確に応急給水や応急復旧活動を行うため、平時からマニュアルに基づく職員の研修や訓練を行うことで、職員の意識や知識、技術の向上に努める。 なお、訓練は、職員の参集・配備、水道給水対策本部の設置・運営、被害状況の収集・伝達、水道施設の点検・緊急措置、関係機関への応援要請などに取り組む。 (略)	
一般 30	<u>4 生活用水の確保</u> <u>大規模災害時の断水に伴い、不足するトイレや風呂等に使用する生活用水を確保するため、給水車による応急給水、雨水を一時的にためておく雨水貯留タンク、市や市民等が所有する井戸水を地域住民に無償提供する災害時公共井戸や災害時協力井戸の制度普及に努めるものとする。</u>	<u>(移動)</u>	「1 飲料水および生活用水の確保」に移動
一般 30	第5節 農林水産災害予防計画 [農水] (略)	第5節 農林水産災害予防計画 [農水] (略)	
一般 30	1 農業対策 (1) 農作物に対する措置	1 農業対策 (1) 農作物に対する措置	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 30	気象情報に留意して、農業協同組合等と協力し、災害の防止措置並びに対策を指導する<u>ものとする</u>。 特に、海岸部等においては、潮水害及び潮風害の防止に留意しなければならない。 (2)、(3) (略) 2 (略) 3 林業対策 (1)、(2) (略) (3) 総合的な山地災害対策 県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める<u>ものとする</u>。 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する<u>ものとする</u>。 4 (略)	気象情報に留意して、農業協同組合等と協力し、災害の防止措置並びに対策を指導する。特に、海岸部等においては、潮水害及び潮風害の防止に留意しなければならない。 (2)、(3) (略) 2 (略) 3 林業対策 (1)、(2) (略) (3) 総合的な山地災害対策 県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。 4 (略)	
一般 31	第6節 盛土災害防除計画 [都市] 県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対	第6節 盛土災害防除計画 [都市] ・県及び市は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び</u>盛土による災害防止に向けた総点	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 32	する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行う<u>ものとする</u>。 県及び市は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等</u>を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>是正のための行政指導や行政処分</u>を行う<u>ものとする</u>。また、市は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発表基準等の見直しが必要になった場合には、県に適切な助言や支援を求める<u>ものとする</u>。 市は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、県が設置する「静岡県盛土等対策会議」の下部組織である地域部会において、県等の関係機関と連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行う<u>ものとする</u>。 第7節 都市の防災構造化計画 [都市、建築、建設、消防、下水、教育] (略) 市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエ	検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行う。 ・<u>県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これら</u>を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行う。 ・<u>市は、当該盛土等</u>について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発表基準等の見直しが必要になった場合には、県に適切な助言や支援を求める。 ・<u>市は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、県が設置する「静岡県盛土等対策会議」の下部組織である地域部会において、県等の関係機関と連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行う。</u> 第7節 都市の防災構造化計画 [都市、建築、建設、消防、下水、教育] (略) ・<u>市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリ</u>	令和5年3月施行「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	ンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。 市は、治水・防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 県は、水循環保全条例の規定に基づき指定した「水源保全地域」内で土地取引や開発行為を行う際に事業者等から提出される届出書の情報について、知事、副知事及び関係部局長からなる「水循環保全本部」において定期的に共有し、事業	エンスを高める「E c o - D R R（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。 ・市は、治水・防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。 ・市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。 ・県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 ・県は、水循環保全条例の規定に基づき指定した「水源保全地域」内で土地取引や開発行為を行う際に事業者等から提出される届出書の情報について、知事、副知事及び関係部局長からなる「水循環保全本部」において定期的に共有	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	者等への指導内容を判断するものとする。 市及び県は、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する<u>ものとする</u>。 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努める<u>ものとする</u>。	し、事業者等への指導内容を判断するものとする。 ・市及び県は、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。 ・市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努める。	
一般 32	1 (略) 2 耐震・耐火建築物の建築促進 都市の耐震化及び不燃化を促進するため都市防災及び土地の合理的利用に寄与する耐震・耐火建築を普及させるよう関係機関と連携する<u>ものとする</u>。	1 (略) 2 耐震・耐火建築物の建築促進 都市の耐震化及び不燃化を促進するため、<u>都市</u>防災及び土地の合理的利用に寄与する耐震・耐火建築を普及させるよう関係機関と連携する。	
一般 33	3 市街地の土地利用 (1) (略) (2) 防火地域及び準防火地域 市街地の安全性を高めるため、市民の協力を得て防火・準防火地域の拡大に努める<u>ものとする</u>。	3 市街地の土地利用 (1) (略) (2) 防火地域及び準防火地域 市街地の安全性を高めるため、市民の協力を得て防火・準防火地域の拡大に努める。	
一般 33	4 (略) 5 都市計画道路の整備 街路は災害時に緊急輸送路・避難路及び防火帯としての役割を果たす等、災害予防上重要な施設である。街路の被災により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧	4 (略) 5 都市計画道路の整備 街路は災害時に緊急輸送路・避難路及び防火帯としての役割を果たす等、災害予防上重要な施設である。街路の被災により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 33	作業及び市民の経済活動に重大な影響を及ぼすことから、この点に十分配慮して都市計画道路の整備を促進する<u>ものとする</u>。 6 都市施設の整備 学校、公園、緑地、広場等は街路とともに重要な防災施設であり、災害時には避難場所あるいは火災発生時の延焼・飛火を防ぐ防火帯となり、応急救助活動、物資集積の基地又はヘリポートとして利用できるよう整備を促進する<u>ものとする</u>。 (1) (略) (2) 公園・緑地 防火拠点として重要な任務を担う公園緑地の整備を促進する。なお、設置については、近隣に居住する者が、容易に利用することができるよう適地に設置し、市民1人あたり 10<u>m²</u>以上の面積の確保に努める<u>ものとする</u>。	作業及び市民の経済活動に重大な影響を及ぼすことから、この点に十分配慮して都市計画道路の整備を促進する。 6 都市施設の整備 学校、公園、緑地、広場等は街路とともに重要な防災施設であり、災害時には避難場所あるいは火災発生時の延焼・飛火を防ぐ防火帯となり、応急救助活動、物資集積の基地又はヘリポートとして利用できるよう整備を促進する。 (1) (略) (2) 公園・緑地 防火拠点として重要な任務を担う公園緑地の整備を促進する。なお、設置については、近隣に居住する者が、容易に利用することができるよう適地に設置し、市民1人あたり 10 <u>m²</u>以上の面積の確保に努める。	
一般 33	7 市街地の開発 密集した既成市街地の狭あいな街路を広げ、公園を設置し、併せて公共空間の確保と土地の合理的な高度利用を進め、市街地の防災・防火に対処する<u>ものとする</u>。	7 市街地の開発 密集した既成市街地の狭あいな街路を広げ、公園を設置し、併せて公共空間の確保と土地の合理的な高度利用を進め、市街地の防災・防火に対処する。	
一般 34	8～11 (略) 12 都市型水害 都市部における集中豪雨等による災害は、広域的な市街地の浸水、準地下街等の地下空間の浸水、停電や電話の通信不調などのライフライン機能の低下、鉄道の不通	8～11 (略) 12 都市型水害 都市部における集中豪雨等による災害は、広域的な市街地の浸水、準地下街等の地下空間の浸水、停電や電話の通信不調などのライフライン機能の低下、鉄道の不通	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 34	や道路交通規制等による交通機能の混乱等、様々な分野で広範な被害を発生させ、都市機能の<u>ま</u>ひ状態をもたらす。このような事態に対処するため、「河川整備計画」や「流域水害対策計画」等を推進する。 13 （略） 第8節 通信施設等整備計画 [危機、財政]	や道路交通規制等による交通機能の混乱等、様々な分野で広範な被害を発生させ、都市機能の<u>ま</u>ひ状態をもたらす。このような事態に対処するため、「河川整備計画」や「流域水害対策計画」等を推進する。 13 （略） 第8節 通信施設等整備計画 [危機、財政]	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」
一般 35	1 通信方法等 (略) (1) 有線通信施設 有線通信施設は、次に掲げる該当事項について、必要な措置を講ずるものとする。 ア 設置にあたっては、災害時に<u>もつとも</u>被害が少ない取付位置を選定する。(ロッカー、書棚等から適当な距離を保つ位置) イ、ウ (略) エ 不良箇所発見の場合は、<u>ただち</u>に修理を行い整備する。 オ (略) (2) (略)	1 通信方法等 (略) <u>市及び県は、通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u> (1) 有線通信施設 有線通信施設は、次に掲げる該当事項について、必要な措置を講ずるものとする。 ア 設置にあたっては、災害時に<u>最も</u>被害が少ない取付位置を選定する。(ロッカー、書棚等から適当な距離を保つ位置) イ、ウ (略) エ 不良箇所発見の場合は、<u>直ち</u>に修理を行い整備する。 オ (略) (2) (略)	
一般 35	2 通信系統 災害の発生<u>もしくは</u>発生するおそれがある場合における	2 通信系統 災害の発生<u>若しくは</u>発生するおそれがある場合における	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 35	る情報の収集又は伝達のための通信系統を明らかにしておく。 ◇防災情報通信系統 （資料編 2－13） 3 通信手段 （1） 防災行政無線 ◇同報無線（子局）設置場所一覧表 （資料編 3－1） ◇地域防災無線局一覧表 （資料編 3－3） （2） 防災相互無線 ◇防災相互無線一覧表 （資料編 3－4） （3） 携帯電話 ◇携帯電話設置場所一覧表 （資料編 3－5） （4） 衛星携帯電話 ◇衛星携帯電話設置場所一覧表 （資料編 3－6） （5） （略）	る情報の収集又は伝達のための通信系統を明らかにしておく。 ◇資料編 2－13：防災情報通信系統 3 通信手段 （1） 防災行政無線 ◇資料編 3－1：同報無線（子局）設置場所一覧表 ◇資料編 3－3：地域防災無線局一覧表 （2） 防災相互無線 ◇資料編 3－4：防災相互無線一覧表 （3） 携帯電話 ◇資料編 3－5：携帯電話設置場所一覧表 （4） 衛星携帯電話 ◇資料編 3－6：衛星携帯電話設置場所一覧表 （5） （略）	
一般 35	4 被災者等への情報伝達手段の整備 市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める ものとする。 また、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。 市、県、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、定期的な訓練等を通じて平常時から連携体制を構築するなど、その体制及び施設・設備の整備を図るも	4 被災者等への情報伝達手段の整備 ・市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 ・市は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。 ・市、県、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、定期的な訓練等を通じて平常時から連携体制を構築するなど、その体制及び施設・設備の整備を	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 36	のとする。 5 障害のある方への情報伝達体制の整備 市及び県は、<u>障害</u>の種類及び程度に応じて<u>障害者</u>が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる<u>ものとする</u>。 <u>また</u>、<u>障害</u>の種類及び程度に応じて<u>障害者</u>が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる<u>ものとする</u>。	図るものとする。 5 障がいのある方への情報伝達体制の整備 ・市及び県は、<u>障がい</u>の種類及び程度に応じて<u>障がい者</u>が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。 ・<u>市及び県は</u>、<u>障がい</u>の種類及び程度に応じて<u>障がい者</u>が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。	
一般 36	第9節 火災予防計画 [農水、消防] (略)	第9節 火災予防計画 [農水、消防] (略)	
一般 36	1 消防体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 消防職員及び消防団員の教育 市は、消防職員及び消防団員に高度な知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施する<u>ものとする</u>。 (5) 消防団の活性化 災害の複雑多様化・大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は、消防団の<u>施設・装備の整備</u>、青年層・女性層の	1 消防体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 消防職員及び消防団員の教育 市は、消防職員及び消防団員に高度な知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施する。 (5) 消防団の活性化 災害の複雑多様化・大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は、消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備</u>	防災基本計画・県計

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	消防団への加入促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。	<u>えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</u> 、青年層・女性層の消防団への加入促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、 <u>消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u>	画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」
一般 37	(6) 緊急消防援助隊の受援体制 市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。 2 火災の予防対策 (1) 建物の不燃化等の指導 市は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会を<u>とら</u>えて建物の不燃化・難燃化を指導する。 (2)～(4) (略)	(6) 緊急消防援助隊の受援体制 市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努める。 2 火災の予防対策 (1) 建物の不燃化等の指導 市は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会を<u>捉</u>えて建物の不燃化・難燃化を指導する。 (2)～(4) (略)	
一般 38	3 (略) 第10節 防災関係施設及び設備の整備計画 [危機、福祉、農水、消防、水道、下水] 災害時において重要な役割を担う、庁舎、学校、生涯学習施設等の防災拠点施設は、地震、津波、風水害等に対し、業務継続の観点から、地域の実情に応じて必要な対策（耐震性の確保、津波浸水想定区域内からの移転等）を講じる<u>ものとする。</u>	3 (略) 第10節 防災関係施設及び設備の整備計画 [危機、福祉、農水、消防、水道、下水] 災害時において重要な役割を担う、庁舎、学校、生涯学習施設等の防災拠点施設は、地震、津波、風水害等に対し、業務継続の観点から、地域の実情に応じて必要な対策（耐震性の確保、津波浸水想定区域内からの移転等）を講じる。	
一般 38	1 水防関係 (略)	1 水防関係 (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 38	(1) (略) (2) 水防拠点施設 主要河川に配備された水防団 <u>9</u> 分団（安倍川第1～第5分団、長尾川分団、足久保川分団、丸子川分団、藁科川分団）の拠点活動施設を設置し、水防活動を円滑に行えるよう備える。 (3) (略) 2 消防関係 (略) (1)、(2) (略) (3) 消防水利の整備 消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき整備する消防水利のうち、防火水槽及び防火井戸は耐震構造とし、計画的に整備を進める <u>ものと</u> <u>する。</u> (4)、(5) (略)	(1) (略) (2) 水防拠点施設 主要河川に配備された水防団 <u>の各</u> 分団（安倍川第1～第5分団、長尾川分団、足久保川分団、丸子川分団、藁科川分団）の拠点活動施設を設置し、水防活動を円滑に行えるよう備える。 (3) (略) 2 消防関係 (略) (1)、(2) (略) (3) 消防水利の整備 消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき整備する消防水利のうち、防火水槽及び防火井戸は耐震構造とし、計画的に整備を進める。 (4)、(5) (略)	表現の適正化
一般 39	3 避難関係 市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保されるまで一時的に避難する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び避難者が一定期間避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知 <u>しておくものと</u> <u>する。</u> (1) 避難場所 「地震」「津波」「風水害」「大規模な火事」ごとに当該災害の危険から逃れるための場所を選定する。	3 避難関係 市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保されるまで一時的に避難する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び避難者が一定期間避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知する。 (1) 避難場所 「地震」「津波」「風水害」「大規模な火事」ごとに当該災害の危険から逃れるための場所を選定する。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	ア 広域避難地（地震・大規模火災等緊急避難場所） （略） ◇地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）一覧表 （資料編4-1） イ 一次避難地（地震緊急避難場所） 地震に対し、安全な公園、広場等を対象とし、 おおむね2 m^2 あたり1名とし、50名以上受入可能な場所を選定する（広域避難地を兼ね<u>ている</u>場合がある）。 ◇地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表 （資料編4-2） ウ 津波避難場所（津波緊急避難場所） 津波から一時的に避難することができる場所であり、<u>津波の危険がなくなった場合には一時避難地等に移動する</u>。①津波から安全な区域内にある場所（高台など）、②浸水区域内にある安全な施設・場所（津波避難ビルなど）を指定する。 特に津波避難ビル・津波避難タワーについては、次の(ア)～(エ)の全てを満たす施設とする。 (ア)～(ウ) （略） (エ) <u>想定される</u>津波の水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある。 ◇津波緊急避難場所一覧表 （資料編4-3） ◇津波避難ビル一覧表 （資料編4-4） エ 風水害緊急避難場所	ア 広域避難地（地震・大規模火災等緊急避難場所） （略） ◇資料編4-1：地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）一覧表 イ 一次避難地（地震緊急避難場所） 地震に対し、安全な公園、広場等を対象とし、 おおむね2 m^2 あたり1名とし、50名以上受入可能な場所を選定する（広域避難地を兼ねる場合がある）。 ◇資料編4-2：地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表 ウ 津波避難場所（津波緊急避難場所） 津波から一時的に避難することができる場所である。①津波から安全な区域内にある場所（高台など）、②浸水区域内にある安全な施設・場所（津波避難ビルなど）を指定する。 特に津波避難ビル・津波避難タワーについては、次の(ア)～(エ)の全てを満たす施設とする。 (ア)～(ウ) （略） (エ) 津波の<u>基準</u>水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある。 ◇資料編4-3：津波緊急避難場所一覧表 ◇資料編4-4：津波避難ビル一覧表 エ 風水害緊急避難場所<u>等</u> 大雨や台風等により洪水、土砂災害（がけ崩	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 37	大雨や台風等により洪水、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）、内水氾濫の危険性が高まった場合に生命を守るため一時的に避難する場所を指定する。 ◇風水害緊急避難場所一覧表 （資料編4-5） （2）避難所（指定避難所） （略） 指定にあたっては、災害に対し安全な建物で生活関連物資を被災者等に配付することができる場所を基本とし、避難者1人あたりの面積がおおむね3㎡以上あり、100名以上受入可能な施設とする。 （略） ◇指定避難所一覧表 （資料編4-6） （3）福祉避難所 避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に避難生活を送ることが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者のために、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である社会福祉施設等を、あらかじめ福祉避難所として指定する。 ◇指定避難所等（福祉避難所）一覧表 （資料編4-7）	れ、土石流、地すべり）、内水氾濫の危険性が高まった場合に生命を守るため一時的に避難する場所を指定する。<u>また、市は、民間事業者の協力のもと、車両の水没等を防ぐことを目的とした水害時緊急避難駐車場の確保に努める。</u> ◇資料編4-5：風水害緊急避難場所一覧表 ◇資料編4-〇：水害時緊急避難駐車場一覧表 （2）避難所（指定避難所） （略） 指定にあたっては、災害に対し安全な建物で生活関連物資を被災者等に配付することができる場所を基本とし、避難者1人あたりの面積がおおむね3㎡以上あり、100名以上受入可能な施設とする。 （略） ◇資料編4-6：指定避難所一覧表 （3）福祉避難所 避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に避難生活を送ることが困難な障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者のために、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である社会福祉施設等を、あらかじめ福祉避難所として指定する。 ◇資料編4-7：指定避難所（福祉避難所）一覧表 （4）幹線避難路	市独自の取組の追加 地震対策編から移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 40	(4) 帰宅困難者等一時滞在施設 (略) ◇帰宅困難者等一時滞在施設一覧表 (資料編4-8) 4 上下水道関係 (1) 上水道施設 市民の日常生活に直結する上水道は、災害時においても最低限の給水機能が確保できるよう取水場、浄水施設等、主要な施設について補強及び防護施設の整備に努めるとともに、非常用の補助動力施設・装備の促進を図る ものとする。 ア 上水道の主要施設については、地質及び地盤の状況を調査し、整備補強を実施していく ものとする。 イ 必要な取水及び配水施設については、災害時に	幹線避難路は、住民を安全迅速に一次避難地から広域避難地へ避難させる道路等であり、指定要件はおおむね次のとおりである。 ア 広域避難地に通じる幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道であること イ 相互に交差しないこと ウ 火災・建物の倒壊等危険の少ない路線であること なお、一次避難地までの経路は、住民の任意の判断又は自主防災組織ごとに定める。 ◇資料編4-17：幹線避難路 (5) 帰宅困難者等一時滞在施設 (略) ◇資料編4-8：帰宅困難者等一時滞在施設一覧表 4 上下水道関係 (1) 上水道施設 市民の日常生活に直結する上水道は、災害時においても最低限の給水機能が確保できるよう取水場、浄水施設等、主要な施設について補強及び防護施設の整備に努めるとともに、非常用の補助動力施設・装備の促進を図る。 ア 上水道の主要施設については、地質及び地盤の状況を調査し、整備補強を実施していく。 イ 必要な取水及び配水施設については、災害時に	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 41	お<u>いて</u>給水能力を確保するため、自家発電装置等の予備動力の設置を推進する<u>ものとする</u>。 ウ 取水・浄水作業については、各機器の整備点検を徹底し、特に取水ポンプ、送水ポンプの注油及び電気配線経路の保守点検等に留意する<u>ものとする</u>。 (2) 下水道施設 災害時における下水処理機能並びに排水機能の確保を図るため、管きょ、ポンプ場、浄化センター等（以下「下水道」という。）の施設の改善及び整備に努める<u>ものとする</u>。 (略) ア ハード面の整備 (ア) (略) (イ) 管きょについては、損壊や溢水を防止するため、耐震化を推進すると<u>共</u>に、清掃及び保守点検に努める。 イ ソフト面の整備 (ア) (略) (イ) 災害時に必要な資器材を整備し、応急措置の手順等を整えると<u>共</u>に他の自治体及び民間との協力体制を整える。 (ウ)、(エ) (略) 5 農業集落排水処理施設 (略) <u>(1)</u> 災害時における停電等による排水施設の運転停止	お<u>ける</u>給水能力を確保するため、自家発電装置等の予備動力の設置を推進する。 ウ 取水・浄水作業については、各機器の整備点検を徹底し、特に取水ポンプ、送水ポンプの注油及び電気配線経路の保守点検等に留意する。 (2) 下水道施設 災害時における下水処理機能並びに排水機能の確保を図るため、管きょ、ポンプ場、浄化センター等（以下「下水道」という。）の施設の改善及び整備に努める。 (略) ア ハード面の整備 (ア) (略) (イ) 管きょについては、損壊や溢水を防止するため、耐震化を推進すると<u>とも</u>に、清掃及び保守点検に努める。 イ ソフト面の整備 (ア) (略) (イ) 災害時に必要な資器材を整備し、応急措置の手順等を整えると<u>とも</u>に他の自治体及び民間との協力体制を整える。 (ウ)、(エ) (略) 5 農業集落排水処理施設 (略) <u>・</u>災害時における停電等による排水施設の運転停止が予	

現行頁	目次再編案	新文書	備考																										
一般 41	が予測されるため、電気及び機械設備の保守点検に努める。 (2) 管きょについては、溢水を防止するため、清掃及び保守点検に努める。 第 11 節 危険物施設保安計画 [消防] 市内における危険物製造所等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。	測されるため、電気及び機械設備の保守点検に努める。 ・管きょについては、溢水を防止するため、清掃及び保守点検に努める。 第 11 節 危険物施設保安計画 [消防] 市内における危険物製造所等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図る。																											
一般 41	1 施設の現況 危険物製造所等の施設現況は、次のとおりである。	1 施設の現況 危険物製造所等の施設現況は、次のとおりである。																											
一般 41	表 2－1 危険物製造所等施設現況（令和4年 3 月 31 日現在） <table><tr><th>種別</th><th>施設数</th></tr><tr><td>1 製造所</td><td>3 6</td></tr><tr><td rowspan="2">2 貯蔵所</td><td>屋内 3 7 2</td></tr><tr><td>屋外 4 7</td></tr><tr><td rowspan="5">(タンク)</td><td>屋外 3 1 9</td></tr><tr><td>屋内 8 6</td></tr><tr><td>地下 2 3 8</td></tr><tr><td>簡易 1</td></tr><tr><td>移動 3 9 7</td></tr></table>	種別	施設数	1 製造所	3 6	2 貯蔵所	屋内 3 7 2	屋外 4 7	(タンク)	屋外 3 1 9	屋内 8 6	地下 2 3 8	簡易 1	移動 3 9 7	表 2－1 危険物製造所等施設現況（令和6年 3 月 31 日現在） <table><tr><th>種別</th><th>施設数</th></tr><tr><td>1 製造所</td><td>3 6</td></tr><tr><td rowspan="2">2 貯蔵所</td><td>屋内 3 5 8</td></tr><tr><td>屋外 5 5</td></tr><tr><td rowspan="5">(タンク)</td><td>屋外 3 0 2</td></tr><tr><td>屋内 8 5</td></tr><tr><td>地下 2 2 9</td></tr><tr><td>簡易 1</td></tr><tr><td>移動 4 0 3</td></tr></table>	種別	施設数	1 製造所	3 6	2 貯蔵所	屋内 3 5 8	屋外 5 5	(タンク)	屋外 3 0 2	屋内 8 5	地下 2 2 9	簡易 1	移動 4 0 3	時点修正
種別	施設数																												
1 製造所	3 6																												
2 貯蔵所	屋内 3 7 2																												
	屋外 4 7																												
(タンク)	屋外 3 1 9																												
	屋内 8 6																												
	地下 2 3 8																												
	簡易 1																												
	移動 3 9 7																												
種別	施設数																												
1 製造所	3 6																												
2 貯蔵所	屋内 3 5 8																												
	屋外 5 5																												
(タンク)	屋外 3 0 2																												
	屋内 8 5																												
	地下 2 2 9																												
	簡易 1																												
	移動 4 0 3																												

現行頁	目次再編案		新文書		備考
一般 41	3	取扱所	給油	304	
			第1種販売	8	
			第2種販売	0	
			移送	5	
			一般	244	
2 保安の確保					
(1) 消防局及び消防署は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導又は取締りを行う。					
(2) 消防局及び消防署は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。					
(3) 消防局及び消防署は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。					
(4) 消防局及び消防署は、石油コンビナート等特別防災区域における、特定屋外タンク及び準特定屋外タンクの早期新基準適合を指導する。					
(5) 消防局及び消防署は、化学消防資機材等の整備を推進する。					
3 (略)					
一般 42	3	取扱所	給油	298	
			第1種販売	6	
			第2種販売	0	
			移送	5	
			一般	241	
2 保安の確保					
・ 消防局及び消防署は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導又は取締りを行う。					
・ 消防局及び消防署は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。					
・ 消防局及び消防署は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。					
・ 消防局及び消防署は、石油コンビナート等特別防災区域における、特定屋外タンク及び準特定屋外タンクの早期新基準適合を指導する。					
・ 消防局及び消防署は、化学消防資機材等の整備を推進する。					
3 (略)					
4 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安					

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 42	全対策及び手続き 指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けて設置された製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならないことが消防法第10条第1項に定められているが、同条第1項ただし書において、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができる」とされている。 <u>なお</u>、消防局及び消防署は、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが円滑かつ適切に行われることを目的として、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付け消防災第364号消防庁国民保護・防災部防災課長、消防危第171号消防庁危険物保安室長）及び「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続き等に関する運用について」（平成25年2月13日付け25静消消予第2352号）に基づき安全対策等を指導する。 第12節 防災知識の普及計画 〔総務、危機、市民、福祉、建築、建設、区、下水、教育、消防〕 災害時における的確な判断力の向上、併せて防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、災害対策関係職員はもとより、広く市民に対する防災講習会、研修会、講演会等を開催し、防災知識の普及に努めるとともに、国が決定した国民運	全対策及び手続 <u>・</u>指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けて設置された製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならないことが消防法第10条第1項に定められているが、同条第1項ただし書において、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができる」とされている。 <u>・</u>消防局及び消防署は、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが円滑かつ適切に行われることを目的として、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付け消防災第364号消防庁国民保護・防災部防災課長、消防危第171号消防庁危険物保安室長）及び「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続き等に関する運用について」（平成25年2月13日付け25静消消予第2352号）に基づき安全対策等を指導する。 第12節 防災知識の普及計画 〔総務、危機、市民、福祉、建築、建設、区、下水、教育、消防〕 <u>市は</u>、災害時における的確な判断力の向上、併せて防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、災害対策関係職員はもとより、広く市民に対する防災講習会、研修会、講演会等を開催し、防災知識の普及に努めるとともに、国が決定した	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 42	動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行う<u>ものとする</u>。 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める<u>ものとする</u>。<u>また</u>、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る<u>ものとする</u>。 <u>また</u>、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める<u>とともに、性の多様性の観点から、被災時の性別等の違いによる</u>ニーズ等に配慮するよう努める<u>ものとする</u>。 1 防災知識の普及の方法 (1) 市民及び職員に対する防災教育 気象災害や水防の基礎知識、市の防災体制、災害救助措置等について研修会、講習会等を適宜開催し、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図る<u>ものとする</u>。市は、専門家（風水害にあつては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 ア～カ （略） キ 防災週間、津波旬間、水防月間等を通じ、自主	国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行う。 ・教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。 ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の<u>男女の</u>ニーズの<u>違い</u>等<u>男女双方の視点に十分</u>配慮するよう努めると<u>ともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する</u>。 ・<u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮</u>するよう努める。 1 防災知識の普及の方法 (1) 市民及び職員に対する防災教育 気象災害や水防の基礎知識、市の防災体制、災害救助措置等について研修会、講習会等を適宜開催し、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図る。市は、専門家（風水害にあつては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 ア～カ （略） キ 防災週間、津波旬間、水防月間、<u>津波防災の</u>	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」 防災基本計画・県計画

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 43	防災組織等の協力を得て、座談会、映画会、研修会、スライド、講演会等を積極的に開催し、防災知識の周知徹底を図る。 (2) (略) 2 普及すべき内容 市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る事項を重点的に普及する<u>ものとする</u>。 普及事項は、おおむね次のとおりである。 (1)、(2) (略) (3) <u>市</u>地域防災計画の概要 (4)～(7) (略) (8) 要配慮者及び<u>性別等</u>の違いへの配慮	<u>日、火山防災の日</u>等を通じ、自主防災組織等の協力を得て、座談会、映画会、研修会、スライド、講演会等を積極的に開催し、防災知識の周知徹底を図る。 (2) (略) 2 普及すべき内容 市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る事項を重点的に普及する。 普及事項は、おおむね次のとおりである。 (1)、(2) (略) (3) 地域防災計画の概要 (4)～(7) (略) (8) 要配慮者及び<u>男女双方の視点</u>の違いへの配慮 <u>(9) 家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮</u>	画の修正に伴う修正 「活動火山対策の強化」
一般 44	<u>(9)</u> ハザードマップ、避難行動計画(タイムライン)など 3 その他 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める<u>ものとする</u>。<u>また</u>、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める<u>ものとする</u>。	<u>(10)</u> ハザードマップ、避難行動計画(タイムライン)など 3 その他 <u>・市は</u>、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 <u>・市は</u>、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を正しく後	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 44	第13節 住民の避難誘導体制 〔危機、福祉、子ども、区、教育〕 市は、自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じ避難の指示を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実現する。加えて、高齢化の進行等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の判断基準等を定めるよう努める<u>ものとする</u>。	世に伝えていくよう努める。 第13節 住民の避難誘導体制 〔危機、福祉、<u>衛生</u>、子ども、区、教育〕 市は、自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じ避難の指示を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実現する。 加えて、高齢化の進行等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の判断基準等を定めるよう努める。	担当部局の修正
一般 45	1 避難誘導体制の概要 (1) マニュアルの作成 市は、避難の指示について、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）等を参考に河川管理者<u>及び</u>水防管理者等の協力を得つつ、浸水害、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報判断・伝達マニュアル」を作成する。その際、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発表対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す<u>ものとする</u>。 (2) 避難所及び避難場所の指定 ア 市は、災害の危険が切迫した緊急時において安	1 避難誘導体制の概要 (1) マニュアルの作成 市は、避難の指示について、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）等を参考に河川管理者<u>や</u>水防管理者等の協力を得つつ、浸水害、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報判断・伝達マニュアル」を作成する。その際、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発表対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。 (2) 避難所及び避難場所の指定 ア <u>住民への周知と多様な情報伝達手段の確保</u> 市は、災害の危険が切迫した緊急時において安	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	全を確保するための避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所等を地域の特性に応じてあらかじめ指定し、平常時から、避難所の場所、収容人数等について住民への周知徹底に努める。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める<u>ものとする</u>。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、<u>多様な</u>情報伝達手段の確保に努める<u>ものとする</u>。 イ 避難場所は、災害種別に応じて指定していること及び避難の際には、発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択することについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 <u>ウ</u> 特に避難場所と避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては、当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。 <u>エ</u> 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所<u>を</u>指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努める<u>ものとする</u>。	全を確保するための避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所等を地域の特性に応じてあらかじめ指定し、平常時から、避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入方法</u>等について住民への周知徹底に努める。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、情報伝達手段の確保に努める。 イ <u>災害種別に応じた避難場所等の周知</u> 避難場所は、災害種別に応じて指定していること及び避難の際には、発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択することについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 特に避難場所と避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては、当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。 <u>ウ 避難所の整備</u> 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる<u>施設を避難所として</u>指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努める。	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(ア) (略) (イ) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する<u>ものとする</u>。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 (ウ) 市は、避難所の施設については、<u>必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に加え、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。<u>また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り</u>、特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えた避難所開設・運営訓練を積極的に実施する<u>ものとする</u>。	(ア) (略) (イ) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 (ウ) 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ</u>、換気、照明等の設備の整備に加え、<u>避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り</u>、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認して	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」 内容整理 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(エ) 市は、避難所又はその近傍に地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等~~の備蓄に努め~~<u>るものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子ども等にも配慮するものとする。</u>	おくとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えた避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 (エ) 市は、避難所又はその近傍に地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資の備蓄に努め、<u>この調達にあたっては、要配慮者、女性、子ども等にも配慮する。また、トイレカー等のより快適なトイレの整備に努める。</u> <u>(3) 避難所以外の避難者の支援</u> <u>ア 避難所外避難者の状況把握と個人情報の管理</u> <u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u> <u>イ 在宅避難者等への支援方策</u> <u>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、地区支部において在宅避難者等の支援を行う等、在宅避難者等の支援方策を検討する</u>	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「避難所以外で避難生活を送る避難者への支援」 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「避難所以外で避難生活を送る避難者への支援」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(3) 福祉避難所の整備</u> ア 市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障~~害~~<u>害</u>のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、配慮すべき特性に応じた社会福祉施設等を福祉避難所として定め、公示する。また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入~~れ~~<u>れ</u>対象者を特定して公示するよう努める。 イ 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める<u>ものとする</u>。	<u>よう努める。</u> ウ <u>車中泊避難者への支援方策</u> <u>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u> <u>(4) 福祉避難所の整備</u> ア <u>福祉避難所の指定及び周知</u> 市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障~~害~~<u>害</u>のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、配慮すべき特性に応じた社会福祉施設等を福祉避難所として定め、公示する。また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するよう努める。 イ <u>直接避難を可能とする調整等</u> 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 ウ <u>マニュアルの整備と訓練の実施</u>	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「避難所以外で避難生活を送る避難者への支援」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 46	ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「静岡市福祉避難所の設置運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するよう努める。 エ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、自主防災組織、関係団体、要配慮者等に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的等を周知するよう努める<u>ものとする</u>。 オ 市は、災害時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で覚書を交わす等、事前の調整に努める<u>ものとする</u>。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める<u>ものとする</u>。 <u>(4)</u> 防災気象情報の提供 国及び県は、避難情報の発表基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 <u>(5)</u> 避難情報等と住民の安全確保措置 ア 市が発表等する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日	市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「静岡市福祉避難所の設置運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するよう努める。 エ <u>要配慮者支援の周知</u> 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、自主防災組織、関係団体、要配慮者等に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的等を周知するよう努める。 オ <u>必要資材と人材確保のための事前調整</u> 市は、災害時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で覚書を交わす等、事前の調整に努める。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 <u>(5)</u> 防災気象情報の提供 国及び県は、避難情報の発表基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 <u>(6)</u> 避難情報等と住民の安全確保措置 ア <u>避難情報と安全確保措置の周知徹底</u> 市が発表等する避難情報と、それに対応して住	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	頃から住民等への周知徹底に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発表されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発する<u>ものとする</u>。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努める<u>ものとする</u>。 イ 避難情報が発表された場合の安全確保措置としては、避難場所、安全な親戚・知人宅、地域集会所、ホテル・旅館等への避難（立退き避難）を基本とする。ただし、「避難」とは、「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、避難行動判定フローなども活用し、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ウ 「屋内安全確保」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行	民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発表されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発する。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努める。 イ <u>避難の考え方の周知</u> 避難情報が発表された場合の安全確保措置としては、避難場所、安全な親戚・知人宅、地域集会所、ホテル・旅館等への避難（立退き避難）を基本とする。ただし、「避難」とは、「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、避難行動判定フローなども活用し、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ウ <u>高齢者等への避難行動の理解促進</u> 「屋内安全確保」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、高	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー・指定特定相談支援事業所等）の連携により、高齢者、障がいのある人等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る<u>ものとする</u>。 エ 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により避難が必要となる場合がある。 このため、市及び県は適切な措置を講じ、市民等の生命及び身体の安全確保に努める。 オ 住民は避難情報が発表されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加に努める<u>ものとする</u>。	齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー・指定特定相談支援事業所等）の連携により、高齢者、障がいのある人等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。 エ <u>地震災害時の安全確保</u> 地震災害発生時においては、<u>津波</u>、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により避難が必要となる場合がある。 このため、市及び県は適切な措置を講じ、市民等の生命及び身体の安全確保に努める。 オ <u>住民による主体的行動</u> 住民は避難情報が発表されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加に努める。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	カ 市は、住民が平時から地域の災害リスクととるべき行動を確認し、緊急時に最適な避難行動をとることができるよう、県と連携・協力し、「わたしの避難計画」や避難行動計画(マイ・タイムライン)の普及に努める。 キ 保健所は、新型インフルエンザ等感染症(※)の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、市及び県の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うなど、自宅療養者等の災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、防災担当部局と連携して対応するよう努めるものとする。 ※<u>新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。</u>	カ <u>避難行動計画（マイ・タイムライン）等の普及促進</u> 市は、住民が平時から地域の災害リスクととるべき行動を確認し、緊急時に最適な避難行動をとることができるよう、県と連携・協力し、「わたしの避難計画」や避難行動計画(マイ・タイムライン)の普及に努める。 キ <u>感染症等に備えた関係機関との連携</u> 保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（<u>指定感染症及び新感染症を含む。</u>）発生時における濃厚接触者や患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、市及び県の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うなど、自宅療養者等の災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、防災担当部局と連携して対応するよう努める。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u>	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案			新文書				備考
一般 47	表 2－2 避難情報と住民の安全確保措置			表 2－2 避難情報と住民の安全確保措置				県計画の内容を反映
	<u>警戒レベル</u>	<u>避難情報</u>	<u>住民に求める行動（安全確保措置）</u>	<u>警戒レベル</u>	<u>行動を住民等に促す情報</u>	<u>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）</u>	<u>住民等がとるべき行動</u>	
	<u>警戒レベル 3</u>	<u>高齢者等避難</u>	<u>・避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は避難する。</u> <u>・その他の人は避難の準備をし、状況に応じて、自発的に避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</u>					
	<u>警戒レベル 4</u>	<u>避難指示</u>	<u>・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u>	<u>警戒レベル 1</u>	<u>早期注意情報（警戒級の可能性）※1（気象庁が発表）</u>		<u>・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</u>	
	<u>警戒レベル 5</u>	<u>緊急安全確保</u>	<u>・命を守るための最善の行動を直ちにとる。</u>					
			<u>警戒レベル 2</u>	<u>大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警戒に切り替える可能性に言及されていないもの）（気象庁が発表）</u>	<u>・氾濫注意情報</u> <u>・洪水キキクル（洪水警戒の危険度分布）（注意）</u> <u>・土砂キキクル（大雨警戒（土砂災害）の危険度分布）（注意）</u>	<u>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</u>		
			<u>警戒レベル 3</u>	<u>高齢者等避難（市長が発表）</u>	<u>・氾濫警戒情報</u> <u>・洪水警戒</u> <u>・洪水キキクル（洪水警戒の危険度分布）（警戒）</u> <u>・大雨警戒（土砂災害）</u> <u>・土砂キキクル（大雨警戒（土砂災害）の危険度分布）（警戒）</u>	<u>危険な場所から高齢者等避難</u> <u>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> <u>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する</u>		

現行頁	目次再編案	新文書				備考
				・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)※2	タイミングである。例えば、地域の状況にに応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	
		警戒レベル4	避難指示(市長が発表)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(危険) ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。	
		警戒レベル5	緊急安全確保(市長が発表)	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※4 ・(大雨特別警報(土砂災害))※4 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫)	命の危険直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		・<u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）</u> ・<u>高潮氾濫発生情報※5</u> <u>注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発表せず、基本的には「避難指示」のみ発表する。</u> <u>注2 市長は、住民に対して避難情報を発表するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発表する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発表に努める。</u> <u>注3 市長が発表する避難情報は、市が総合的に判断して発表するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発表しないことがある。</u> <u>注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</u> <u>注5 ※1について、「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示</u>	県計画の内容を反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 48	<u>(6)</u> 訓練の実施等 市は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる<u>ものとする</u>。なお、防災マッ	<u>す警戒レベル1である。</u> <u>注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u> <u>注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。</u> <u>注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発表基準としては用いない。</u> <u>注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。</u> <u>(7)</u> 訓練の実施等 市は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 48	プの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 (7) 避難誘導体制の整備 市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導等の支援体制の整備に努めるものとする。 市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。 第14節 防災訓練計画 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適時適切な応急対策が実施できるよう、初動体制の確立と防災関係機関との有機的な連携の形成、防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施、過去の災害対応の教訓の共有を行う。また、訓練を通じて課題を明らかにし、改善を重ねることで災害対応力を強化する。 さらに、県及び関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定した上で、災害対応を時系列で整理した詳細な防災行動計画(タイムライン)を作成し、状況変化に応じ同計画を柔軟に変更することで、臨機応変な対応ができるよう努	当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 (8) 避難誘導体制の整備 市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導等の支援体制の整備に努める。 市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。 第14節 防災訓練計画 ・市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適時適切な応急対策が実施できるよう、初動体制の確立と防災関係機関との有機的な連携の形成、防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施、過去の災害対応の教訓の共有を行う。 ・市は、訓練を通じて課題を明らかにし、改善を重ねることで災害対応力を強化する。 ・市は、県及び関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定した上で、災害対応を時系列で整理した詳細な防災行動計画(タイムライン)を作成し、状況変化に応じ同計画を柔軟に変更することで、臨機応変な対応がで	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 48	める<u>とともに</u>、災害時に効果的に活用できるよう、平時から職員に対し訓練や研修を行う<u>こととする</u>。 <u>なお</u>、関係機関や民間事業者等との協定締結などによる連携強化については、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等を確認することにより、実効性の確保に努める<u>ものとする</u>。 1 訓練のねらい 災害発生時には、特に、初動時の限られた情報の中での決断や臨機応変な対応が重要であるため、実災害において的確な災害対応ができるよう、事前の想定を示さない実践的な訓練を実施する<u>ものとする</u>。 （略）	きるよう努める。 ・<u>市は</u>、災害時に効果的に活用できるよう、平時から職員に対し訓練や研修を行う。 ・関係機関や民間事業者等との協定締結などによる連携強化については、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等を確認することにより、実効性の確保に努める。 1 訓練のねらい 災害発生時には、特に、初動時の限られた情報の中での決断や臨機応変な対応が重要であるため、実災害において的確な災害対応ができるよう、事前の想定を示さない実践的な訓練を実施する。 （略）	
一般 49	2 訓練の内容 （1） 総合防災訓練・地域防災訓練・津波避難訓練 南海トラフ巨大地震や津波、近年、頻発化・激甚化する風水害などの災害リスクに適切に備えるため、9月1日の「防災の日」、12月の第1日曜日の「地域防災の日」、3月の津波対策推進旬間（3月11日前後の10日間）に合わせ防災訓練を実施することで、市や関係機関等の災害対応力の強化に取り組む<u>ものとする</u>。 ア～エ （略） オ（ア）（略） （イ） 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練	2 訓練の内容 （1） 総合防災訓練・地域防災訓練・津波避難訓練 南海トラフ巨大地震や津波、近年、頻発化・激甚化する風水害などの災害リスクに適切に備えるため、9月1日の「防災の日」、12月の第1日曜日の「地域防災の日」、3月の津波対策推進旬間（3月11日前後の10日間）に合わせ防災訓練を実施することで、市や関係機関等の災害対応力の強化に取り組む。 ア～エ （略） オ（ア）（略） （イ） 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 28	災害時の円滑かつ効果的なボランティア活動を推進するため、（福）静岡市社会福祉協議会<u>及び</u>災害ボランティアコーディネーター等が連携・協力し、災害ボランティア本部の立ち上げ及び運営訓練を実施する。 （ウ） 医療関係機関等との訓練 災害時において効果的・効率的な救急活動を行うため、市<u>及び</u>医療関係機関等が連携・協力し、トリアージ、救命活動、救急搬送等の訓練を実施する。 <u>（２） 水防訓練</u> <u>水防団、消防機関及び水防協力団体により、水防技術の継承と向上を図るため、出水期前に土のう積み、木流し、月の輪、築廻しなどの水防工法などの訓練を実施する。</u> 3 （略） <u>（移動）</u>	災害時の円滑かつ効果的なボランティア活動を推進するため、<u>市、</u>（福）静岡市社会福祉協議会、<u>災害ボランティアコーディネーター等が連携・協力し、災害ボランティア本部の立ち上げ及び運営訓練を実施する。</u> （ウ） 医療関係機関等との訓練 災害時において効果的・効率的な救急活動を行うため、市、<u>医療関係機関等が連携・協力し、重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）</u>、救命活動、救急搬送等の訓練を実施する。 <u>（削除）</u> 3 （略） <u>4 訓練時における交通規制</u> <u>（１） 警察署との事前協議等</u> <u>防災訓練の責任者は、訓練の実施に伴い道路の使用や交通規制を要すると認められる場合、おおむね1か月前までに、訓練地を管轄する警察署と訓練の内容や道路の使用等について事前に協議する。</u>	表現の適正化 表現の適正化 風水害対策編新設に伴う整理 地震対策編から移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 50	第 15 節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保 [危機、財政、福祉、衛生、保健所、区] (略) 災害応急対策又は災害復旧のために必要な物資及び資機材を計画的に備蓄するとともに、災害時に効果的に活用できるよう常に整備・点検を行う<u>こととする</u>。<u>また</u>、県及び市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める<u>ものとする</u>。 <u>さらに</u>、災害の種類、避難の状況、備蓄物資の種類などを踏まえ、災害時において被災者に速やかに必要な物資が提供できるよう、庁内における支援物資の受入れ等に関する役割分担を明確にするとともに、備蓄の活用に関する基準等を定める<u>ものとする</u>。 <u>加えて</u>、災害時に物資及び資機材を円滑に確保できるよう、平常時から民間事業者と協力協定を締結するなど、民間事業者との連携・協力体制を強化することで物資の確保に努める<u>ものとする</u>。	第 15 節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保 [危機、財政、福祉、衛生、保健所、区] (略) ・<u>市は</u>、災害応急対策又は災害復旧のために必要な物資及び資機材を計画的に備蓄するとともに、災害時に効果的に活用できるよう常に整備・点検を行う。 ・<u>県及び市は</u>、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。 ・<u>市は</u>、災害の種類、避難の状況、備蓄物資の種類などを踏まえ、災害時において被災者に速やかに必要な物資が提供できるよう、庁内における支援物資の受入れ等に関する役割分担を明確にするとともに、備蓄の活用に関する基準等を定める。 ・<u>市は</u>、災害時に物資及び資機材を円滑に確保できるよう、平常時から民間事業者と協力協定を締結するなど、民間事業者との連携・協力体制を強化することで物資の確保に努める。	
一般 50	1 災害救護用物資の備蓄 市は、災害時において、被災者に対し速やかに必要な食料、衣類、寝具、その他の生活必需品を供給できるよう、ビスケット、アルファ化米等の非常食料、毛布、その他の生活必需品を備蓄する<u>ものとする</u>。<u>その際</u>、市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める<u>ものとする</u>。	1 災害救護用物資の備蓄 ・<u>市は</u>、災害時において、被災者に対し速やかに必要な食料、衣類、寝具、その他の生活必需品を供給できるよう、ビスケット、アルファ化米等の非常食料、毛布、その他の生活必需品を備蓄する。 ・<u>市は</u>、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 50	2 (略) 3 応急対策用資機材の点検等 応急対策及び応急復旧用資機材のうち、備蓄されているものについては、常時点検・整備しておく<u>ものとす</u>る。	2 (略) 3 応急対策用資機材の点検等 応急対策及び応急復旧用資機材のうち、備蓄されているものについては、常時点検・整備しておく。	
一般 50	4 協定による物資及び資機材の確保 災害時の応急対策は、短時間で大量の作業を行う必要がある。作業効率を上げるためには、必要な<u>時</u>、必要な場所に必要な種類の資機材が必要な量だけ揃っていることが重要であるから、民間事業者と資機材供給協定を締結して円滑な確保に努める。 <u>また</u>、災害時に緊急に調達するものについては、取扱業者又は建設業者、調達方法等を明確にしておく<u>ものと</u>する。	4 協定による物資及び資機材の確保 <u>・</u>災害時の応急対策は、短時間で大量の作業を行う必要がある。作業効率を上げるためには、必要な<u>とき</u>、必要な場所に必要な種類の資機材が必要な量だけ揃っていることが重要であるから、民間事業者と資機材供給協定を締結して円滑な確保に努める。 <u>・</u>災害時に緊急に調達するものについては、取扱業者又は建設業者、調達方法等を明確にしておく。	
一般 53	第16節 自主防災組織の体制強化 [危機、市民、区] (略) <u>このため</u>、自治会・町内会が災害時に適切な地域防災活動ができるよう、自主防災組織の体制強化を図り、地域防災力の向上を図る必要がある。 <u>その際</u>は、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。	第16節 自主防災組織の体制強化 [危機、市民、区] (略) <u>・市は</u>、自治会・町内会が災害時に適切な地域防災活動ができるよう、自主防災組織の体制強化を図り、地域防災力の向上を図る必要がある。 <u>・市は</u>、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。	
一般 53	1 自主防災組織の概要 (1) 組織	1 自主防災組織の概要 (1) 組織	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 54	(略) また、市及び県は、自主防災組織の体制強化が図られるよう、DXを活用した労力の負担軽減策や防災資機材等の整備に係る助成など、必要な支援を行う<u>ものとする</u>。 このほか、防災活動において多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう助言・支援等に努める<u>ものとする</u>。 (2)、(3) (略) 2 (略) 3 研修会等の開催 市は、自主防災組織に対し、災害備蓄のあり方や災害リスクへの備えなど防災知識の普及啓発、災害時の防災活動の実施方法を伝えるため、定期的に研修会や講座を開催する。また、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた組織づくりに努める<u>ものとする</u>。	(略) また、市及び県は、自主防災組織の体制強化が図られるよう、DXを活用した労力の負担軽減策や防災資機材等の整備に係る助成など、必要な支援を行う。 このほか、防災活動において多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう助言・支援等に努める。 (2)、(3) (略) 2 (略) 3 研修会等の開催 市は、自主防災組織に対し、災害備蓄のあり方や災害リスクへの備えなど防災知識の普及啓発、災害時の防災活動の実施方法を伝えるため、定期的に研修会や講座を開催する。また、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた組織づくりに努める。	
地震 24	<u>(移動)</u>	<u>4 地域防災指導員制度</u> ・市は、自主防災組織の活性化を図るため、各地区連合自治会長、各学（地）区連合町内会長から選任された地域防災指導員を配備する。 ・市は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため、地域防災指導員に対する研修会を定期的に開催するとともに、関係団体が主催する研修会へ	地震対策編から移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 24	<u>(移動)</u>	<u>の参加などを促す。</u> ・ <u>地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化を図るため、以下の活動を行うものとする。</u> (1) <u>同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</u> (2) <u>個別指導等による、きめ細かな自主防災活動の指導</u> (3) <u>県又は市の施策の広報や推進及び普及協力</u> (4) <u>県又は市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集及び伝達</u> (5) <u>自主防災組織会長等の補佐及び支援</u> 5 防災技能者講座の開催 <u>防災知識の高揚と防災技術の習得により、地域防災力の向上を図るため、静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱に基づき、地域の防災リーダーを養成する防災技能者講座を開催する。</u> ◇資料編 1－17：静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱	地震対策編から移動
地震 24	<u>(移動)</u>	6 自主防災組織への助成 <u>自主防災組織の防災力向上を目的として、自主防災会を対象に、次の各号にあげる防災資機材購入等に係る補助金を交付する。</u> (1) <u>防災倉庫設置費補助</u> ◇資料編 1－10：静岡市自主防災組織防災倉庫設置費補助金交付要綱	地震対策編から移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 25	<u>(移動)</u>	<u>(2) 防災倉庫用地借地料補助</u> ◇資料編 1－11：静岡市自主防災組織防災倉庫用地借地料補助金交付要綱 <u>(3) 防災用資機材購入費補助</u> ◇資料編 1－12：静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱 <u>(4) 可搬消防ポンプ等購入補助</u> ◇資料編 1－13：静岡市自主防災組織可搬消防ポンプ等購入費補助金交付要綱 <u>(5) 避難路等整備事業費補助</u> ◇資料編 1－14：静岡市自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付要綱 7 自主防災組織との連携・協力 ・市は、平時から自主防災組織等が開催する研修会や会議の機会などを通じて、災害時の連絡体制や避難所・救護所の運営方法等を確認することで、自主防災組織との連携・協力体制を構築する。 ・市は、災害時において、自主防災組織と必要な被害情報、避難情報、支援情報が速やかに共有できるよう、情報連絡体制を整備するとともに、地域活動を依頼する際は極力負担を軽減するよう努める。	地震対策編から移動
地震 25	<u>(移動)</u>	8 自主防災組織と消防団との連携 災害時に自主防災組織と消防団が連携した災害活動ができるよう、平時から合同で訓練を実施するなど、組織間の連携や人的な交流等を積極的に行うことで、地域防災力の向上を図る。	地震対策編から移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 54	第 17 節 事業所等の自主的な防災活動 [危機、区] (略)	第 17 節 事業所等の自主的な防災活動 [危機、区] (略)	
一般 54	1 事業所等の自主的な防災活動 (略) (1)、(2) (略) (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に 留 めておくことができるよう、施設の耐震化、機材 の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。 (4)、(5) (略)	1 事業所等の自主的な防災活動 (略) (1)、(2) (略) (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に とど めておくことができるよう、施設の耐震化、機 材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。 (4)、(5) (略)	
地震 23	(移動)	(6) 事業所における自主的な防災活動例 ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集及び伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出、応急救護等 キ 地域の自主防災組織と積極的に連携した防災活 動への協力 ク 飲料水、食料、携帯トイレ等、生活必需品等の 災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保 ケ 施設及び設備の耐震性の確保 コ 予想被害からの復旧計画策定 サ 各計画の点検・見直し	地震対策編から移動
一般 54	2 事業所の防災力向上の促進 市は、県と連携して事業所を地域コミュニティの一員	2 事業所の防災力向上の促進 市は、県と連携して事業所を地域コミュニティの一員	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 54	として<u>とら</u>え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う<u>ものとする</u>。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める<u>ものとする</u>。 3 事業継続計画（BCP）の取組 事業所等は災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用する<u>とともに</u>、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。<u>なお、BCP</u>とは、Business Continuity Planの略であり、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことである。	として<u>捉</u>え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。 3 事業継続計画（BCP）の取組 <u>・事業所等</u>は災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用する<u>。</u> <u>・事業所等は</u>、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。 <u>・BCP</u>とは、Business Continuity Planの略であり、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことである。	
一般 55	第18節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 [危機] 市内の一定地区内の住民等は、必要に応じて、当該地区に	第18節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 [危機、<u>区</u>] 市内の一定地区内の住民等は、必要に応じて、当該地区に	担当部局の修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 55	おける自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。 地区防災計画作成にあたり、市は必要な支援（資料提供・相談対応）を行い、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、地域防災力の向上を図る。また、市は本制度が地域住民及び事業者に広く普及していくよう、その周知に努める。 <u>なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u> 第19節 要配慮者対策 〔危機、市民、観光、福祉、衛生、子ども、区〕 (略) 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。	おける自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案することができる ・市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。 ・市は、地区防災計画作成にあたり、必要な支援（資料提供・相談対応）を行い、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、地域防災力の向上を図る。 ・市は本制度が地域住民及び事業者に広く普及していくよう、その周知に努める。 ・市は、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。 第19節 要配慮者対策 〔危機、市民、観光、福祉、衛生、子ども、区〕 (略) 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備する。	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 55	1 実施事項 <u>(1)</u> プライバシー保護には十分考慮したうえで、要配慮者の把握に努める<u>ものとする</u>。 <u>(2)</u> 情報の提供や安否確認のため、連絡の体制や方法等を整備する<u>ものとする</u>。 <u>(3)</u> 通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である施設を、あらかじめ福祉避難所として指定する。また、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。 ◇指定避難所等（福祉避難所）一覧表 <u>(資料編4-7)</u> <u>(4)</u> 協定等により確保した福祉避難所に対して、災害時に必要となる物資や資機材の配置又は提供する計画を作成する<u>ものとする</u>。 <u>(5)</u> 避難所における避難生活や医療等の情報提供や医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士等の専門スタッフの派遣体制を整備する<u>ものとする</u>。	1 実施事項 <u>・</u> プライバシー保護には十分考慮したうえで、要配慮者の把握に努める。 <u>・</u> 情報の提供や安否確認のため、連絡の体制や方法等を整備する。 <u>・</u> 通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である施設を、あらかじめ福祉避難所として指定する。また、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。 ◇<u>資料編4-7</u>：指定避難所（福祉避難所）一覧表 <u>・</u> 協定等により確保した福祉避難所に対して、災害時に必要となる物資や資機材の配置又は提供する計画を作成する。 <u>・</u> 避難所における避難生活や医療等の情報提供や医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士等の専門スタッフの派遣体制を整備する。	
一般 55	2 要配慮者支援体制の整備 (1) 要配慮者支援体制 市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい	2 要配慮者支援体制の整備 (1) 要配慮者支援体制 <u>・</u> 市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	のある人の団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備する<u>ものとする</u>。 地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <u>また、</u>県は、<u>DWAT（災害派遣福祉チーム）</u>及び応援職員（福祉関係職員等）等の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。 <u>さらに、</u>市は、県と連携し、要配慮者にも配慮した<u>わかりやすい</u>情報伝達の体制の整備を図るとともに、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要な連絡体制を確保する。 （略） （2） （略） （3） 避難行動要支援者名簿の作成等 ア 名簿の作成 市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿等を市が保有する健康福祉に関する情報をもとに調査等を行い、本人の同意を得て作成する<u>ものとする</u>。なお、名簿等の作成にあたっては、被災者支	所、障がいのある人の団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備する。 ・地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 ・県は、<u>災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）や災害支援ナース</u>及び応援職員（福祉関係職員等）等の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。 ・市は、県と連携し、要配慮者にも配慮した<u>分</u>かりやすい情報伝達の体制の整備を図るとともに、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要な連絡体制を確保する。 （略） （2） （略） （3） 避難行動要支援者名簿の作成等 ア 名簿の作成 市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿等を市が保有する健康福祉に関する情報をもとに調査等を行い、本人の同意を得て作成する。なお、名簿等の作成にあたっては、被災者支援業務の迅	表現の適正化 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正「医療法の改正に伴う災害時支援ナースの充実・強化」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に活用する<u>ものとする</u>。 また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める<u>ものとする</u>。 イ （略） ウ 名簿等を提供する場合における配慮 法第49条の12の規定に基づき、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して「静岡市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書」を締結する<u>ものとする</u>。 エ （略） （４） 個別避難計画 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める<u>ものとする</u>。<u>なお</u>、個別避難計画の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に活用する<u>ものとする</u>。<u>また</u>、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて	速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に活用する。 また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 イ （略） ウ 名簿等を提供する場合における配慮 法第49条の12の規定に基づき、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して「静岡市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書」を締結する。 エ （略） （４） 個別避難計画 <u>ア 計画の作成・更新</u> ・市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。 ・個別避難計画の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に活用する。 ・個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	更新する<u>とともに</u>、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める<u>ものとする</u>。 市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供する<u>ものとする</u>。<u>また</u>、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る<u>ものとする</u>。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる<u>ものとする</u>。 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする<u>ものとする</u>。	災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。 ・市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 <u>イ 計画の実効性と情報保護</u> ・市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供する。 ・市は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 <u>ウ 未作成者等への配慮</u> 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。 <u>エ 地区防災計画との整合</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める<u>ものとする</u>。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める<u>ものとする</u>。 (5)～(8) (略) (9) 観光客の安全確保 市は、県、事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進する<u>ものとする</u>。 (10) 要配慮者利用施設における避難確保措置等 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。 また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める<u>ものとする</u>。	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。 (5)～(8) (略) (9) 観光客の安全確保 市は、県、事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進する。 (10) 要配慮者利用施設における避難確保措置等 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。 また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。	
一般 58	第 20 節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発 [市民] 災害時に、行政だけでなく、ボランティアや関係機関と連携・協力し災害対応を行うことで、迅速な被災者の支援につなげるため、市は平時から災害ボランティア活動の環境を整備するとともに、市民への周知・啓発に努める<u>ものとする</u>。	第 20 節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発 [市民] 災害時に、行政だけでなく、ボランティアや関係機関と連携・協力し災害対応を行うことで、迅速な被災者の支援につなげるため、市は平時から災害ボランティア活動の環境を整備するとともに、市民への周知・啓発に努める。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 58	1 環境整備 市は、災害時の円滑かつ効果的な災害ボランティア活動の促進のため、(福) 静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と協力し、災害ボランティア運営協議会等の情報共有会議を通じた連携体制の確立を図るとともに、災害ボランティア本部の開設・運営に関するマニュアル策定等に取り組む<u>ものとする</u>。 また、県及び災害中間支援組織（<u>NPO</u>・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化に努める<u>ものとする</u>。	1 環境整備 市は、災害時の円滑かつ効果的な災害ボランティア活動の促進のため、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ</u>、(福) 静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と協力し、災害ボランティア運営協議会等の情報共有会議を通じた連携体制の確立を図るとともに、災害ボランティア本部の開設・運営に関するマニュアル策定等に取り組む。 また、県及び災害中間支援組織（<u>NPO</u>・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化に努める。	県計画の修正に伴う修正
一般 58	2 市民への周知・啓発 市は、(福) 静岡市社会福祉協議会と協働して、災害ボランティア活動に対する市民への啓発や、研修・講習会等を通じた災害ボランティアに携わる人材の育成などに取り組む<u>ものとする</u>。	2 市民への周知・啓発 市は、(福) 静岡市社会福祉協議会と協働して、災害ボランティア活動に対する市民への啓発や、研修・講習会等を通じた災害ボランティアに携わる人材の育成などに取り組む。	
一般 61	第 21 節 原子力災害に関する事前対策計画 [危機] (略) <u>静岡市の南西約 45 km に浜岡原子力発電所（所在地：御前崎市佐倉）があり、</u>本市は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（原子力発電所から<u>概ね</u>半径 31 km の範囲）外であるが、万が一の事故による放射性物質の放出に伴う災害対策が必要である。 (略)	第 21 節 原子力災害に関する事前対策計画 [危機] (略) 本市は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（原子力発電所から<u>おおむね</u>半径 31 km の範囲）外であるが、<u>本市の南西約 45 km に浜岡原子力発電所（所在地：御前崎市佐倉）が所在することから、</u>万が一の事故による放射性物質の放出に伴う災害対策が必要である。 (略)	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 61	1 情報の収集・連絡体制の整備 市は、原子力災害に対し、県及び防災関係機関との確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する <u>ものとする</u> 。	1 情報の収集・連絡体制の整備 市は、原子力災害に対し、県及び防災関係機関との確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。	
一般 61	2 住民等への的確な情報伝達体制の整備 市は、県と連携し、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める <u>ものとする</u> 。	2 住民等への的確な情報伝達体制の整備 市は、県と連携し、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。	
一般 61	3 安定ヨウ素剤 （略） ただし、国の指針等の見直しに従い、必要に応じて具体的な措置等を定める <u>こととする</u> 。	3 安定ヨウ素剤 （略） ただし、国の指針等の見直しに従い、必要に応じて具体的な措置等を定める。	
一般 62	第22節 救助・救急活動に関する計画 [消防、福祉、衛生、保健所]	第22節 救助・救急活動に関する計画 [消防、福祉、衛生、保健所]	
	1、2 （略）	1、2 （略）	
一般 62	3 保健医療福祉調整本部の整備 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。） <u>の整備に努めるものとする</u> 。	3 保健医療福祉調整本部の整備 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。） <u>を速やかに設置できるよう体制を</u> 整備する。	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正
一般 62	4 保健医療福祉調整本部の総合調整 市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び	4 保健医療福祉調整本部の総合調整 市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 62	分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める<u>ものとする</u>。 第 23 節 防災ヘリポートに関する計画 [危機、都市] 1 (略) 2 防災ヘリポートの整備 市は、災害時における臨時の離着陸場として、河川敷やグラウンドなど機体が離着陸可能な広い敷地を防災ヘリポートとして指定する。なお、指定したヘリポートについて、市は確実に使用ができるよう努める<u>ものとする</u>。 ◇ヘリポートの具備すべき事項 <u>(資料編 4-29)</u>	分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。 第 23 節 防災ヘリポートに関する計画 [危機、都市、<u>消防</u>] 1 (略) 2 防災ヘリポートの整備 市は、災害時における臨時の離着陸場として、河川敷やグラウンドなど機体が離着陸可能な広い敷地を防災ヘリポートとして指定する。なお、指定したヘリポートについて、市は確実に使用ができるよう努める。 ◇<u>資料編 4-29</u>：ヘリポートの具備すべき事項	担当部局の修正
一般 62	第 24 節 応急住宅 [建築] 1 基本方針 応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。 <u>その際</u>早急に応急仮設住宅等を供与できるよう、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。 応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修	第 24 節 応急住宅 [建築] 1 基本方針 ・<u>応急仮設住宅</u>の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。 ・<u>市は</u>、早急に応急仮設住宅等を供与できるよう、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。 ・<u>応急的な住まい</u>を確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修	防災基本計画・県計

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 63	理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅等を供与する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 2 応急仮設住宅の概要 <u>（1）一戸あたりの建築面積及び費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和 38 年静岡県規則第 25 号）による。</u> <u>（2）高齢者や障がいのある人等に配慮した福祉仮設住宅や、戸数に応じた集会所の設置も可能である。</u> <u>（3）着工については、原則として災害発生の日から 20 日以内とする。</u> <u>（4）供与の期間は、原則として完成の日から2年以内とする。</u> <u>（5）賃貸住宅の居室を仮設住宅として借上げることも可能である。</u> <u>（6）応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u>	修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 ・応急仮設住宅等を供与する場合には、二次災害に十分配慮する。 2 応急仮設住宅の概要 ・賃貸住宅の居室を仮設住宅として借り上げることも可能である。 ・応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成、運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。 <u>（1）一戸あたりの規模及び費用</u> <u>災害救助法が適用された場合の一戸あたりの規模及び費用については、◇資料編 6－1 による。</u> <u>（2）着工及び供与期間</u> <u>災害救助法が適用された場合の着工及び供与期間については、◇資料編 6－1 による。</u> <u>◇資料編 6－1：災害救助法の適用</u>	画の修正に伴う修正 「災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の基準の一部改正」 内容整理
一般 63	3 本市が実施する事務 (略)	3 本市が実施する事務 (略)	

現行頁	目次再編案				新文書				備考																										
一般 63	<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="3">応急住宅</td><td rowspan="2">応急仮設住宅</td><td>建設型</td><td>市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、浸水害、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく<u>ものとする</u>。</td></tr><tr><td>賃貸型</td><td>市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する<u>ものとする</u>。</td></tr><tr><td colspan="2">公営住宅</td><td></td></tr></table>				区分			内容	応急住宅	応急仮設住宅	建設型	市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、浸水害、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく <u>ものとする</u> 。	賃貸型	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する <u>ものとする</u> 。	公営住宅			<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="3">応急住宅</td><td rowspan="2">応急仮設住宅</td><td>建設型</td><td>市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、浸水害、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。</td></tr><tr><td>賃貸型</td><td>市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。</td></tr><tr><td colspan="2">公営住宅</td><td></td></tr></table>				区分			内容	応急住宅	応急仮設住宅	建設型	市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、浸水害、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。	賃貸型	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。	公営住宅			
区分			内容																																
応急住宅	応急仮設住宅	建設型	市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、浸水害、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく <u>ものとする</u> 。																																
		賃貸型	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する <u>ものとする</u> 。																																
	公営住宅																																		
区分			内容																																
応急住宅	応急仮設住宅	建設型	市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、浸水害、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。																																
		賃貸型	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。																																
	公営住宅																																		
一般 63	第 25 節 災害廃棄物処理 [環境]				第 25 節 災害廃棄物処理 [環境]																														
一般 63	1 災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物の処理に関する体制、事務手順等をあらかじめ定めておくことにより、発災直後の混乱期に事務の停滞を防ぐとともに、その後の効率的かつ効果的な廃棄物の処理を図る。 <u>また</u> 、災害廃棄物の処理に係る国の指針 <u>に基づき</u> 、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画				1 災害廃棄物処理計画の策定 <u>・</u> 市は、災害廃棄物の処理に関する体制、事務手順等をあらかじめ定めておくことにより、発災直後の混乱期に事務の停滞を防ぐとともに、その後の効率的かつ効果的な廃棄物の処理を図る。 <u>・市は</u> 、災害廃棄物の処理に係る国の指針 <u>を踏まえ</u> 、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物				国の指針に準じた修正																										

国の指針に準じた修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 64	において具体的に示す<u>ものとする</u>。 <u>さらに</u>、災害廃棄物の域内処理が困難となることを想定して、県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める<u>ものとする</u>。 2 情報の収集、集約・共有、発信 (略) また、必要に応じて国や県等と連携・協力し、災害廃棄物の排出方法、仮置<u>き</u>場等への持込み手順など、災害廃棄物に関する情報を市民等へ発信する。	物処理計画において具体的に示す。 <u>・市は</u>、災害廃棄物の域内処理が困難となることを想定して、県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。 2 情報の収集、集約・共有、発信 (略) また、必要に応じて国や県等と連携・協力し、災害廃棄物の排出方法、仮置場等への持込み手順など、災害廃棄物に関する情報を市民等へ発信する。	
一般 64	3 災害廃棄物処理における事前準備 市は、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、平時から災害廃棄物処理に係るマニュアルを整備するなど事前準備に努めるとともに、<u>予め</u>関係機関等と必要な協議・調整を行う。 (略)	3 災害廃棄物処理における事前準備 市は、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、平時から災害廃棄物処理に係るマニュアルを整備するなど事前準備に努めるとともに、<u>あらかじめ</u>関係機関等と必要な協議・調整を行う。 (略)	
一般 64	第26節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画 [財政、建設、水道、下水、病院] 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努める<u>ものとする</u>。 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む<u>ものとする</u>。 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、十分な期間（最低3日間）の発電及び給電が可能となるよう、保有	第26節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画 [財政、建設、水道、下水、病院] <u>・市は</u>、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努める。 <u>・市は</u>、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。 <u>・市及び</u>災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、十分な期間（最低3日間）の発電及び給電が可能となるよう、保	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備、蓄電池等の整備を図るとともに、燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、太陽光等再生可能エネルギーを活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や外部給電機能を備えたEV、PHV、FCV等電動車の活用などの推進を図るものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 市、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等、人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことに努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。 ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給	有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備、蓄電池等の整備を図るとともに、燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努める。 - 太陽光等再生可能エネルギーを活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や外部給電機能を備えたEV、PHV、FCV等電動車の活用などの推進を図る。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 市、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。 - 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等、人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 - 市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことに努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。 - ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。さらに、被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 上下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。また、<u>電気事業者は</u>、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 ・<u>電気、通信等のライフライン施設については</u>、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。さらに、被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 ・<u>上下水道管理者は</u>、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 ・<u>電気事業者等は</u>、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 ・<u>電気通信事業者は</u>、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考																																
一般 65	第 27 節 災害救助法の適用に関する計画 [危機、市民、その他災害救助法に関わる全部局]	第 27 節 災害救助法の適用に関する計画 [危機、市民、その他災害救助法に関わる全部局]																																	
一般 65	1 災害救助事務の実施に係る体制整備 市は、災害救助法が適用された場合、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害救助事務の迅速かつ効率的な実施に必要な体制を整備する <u>ものとする</u> 。 <u>また</u> 、円滑に災害救助事務を実施するため、平時から災害救助事務マニュアルの整備・確認、罹災証明書の交付手続 <u>き</u> の確認、被災者支援システムの活用などに努める <u>ものとする</u> 。 <u>なお</u> 、災害救助法が適用されない程度の災害であっても、被災者に支援が必要な場合は、速やかに被災者へ支援を行うために必要な体制を整備する <u>ものとする</u> 。	1 災害救助事務の実施に係る体制整備 ・市は、災害救助法が適用された場合、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害救助事務の迅速かつ効率的な実施に必要な体制を整備する。 ・ <u>市は</u> 、円滑に災害救助事務を実施するため、平時から災害救助事務マニュアルの整備・確認、罹災証明書の交付手続の確認、被災者 <u>生活再建</u> 支援システムの活用などに努める。 ・ <u>市は</u> 、災害救助法が適用されない程度の災害であっても、被災者に支援が必要な場合は、速やかに被災者へ支援を行うために必要な体制を整備する。	表現の適正化																																
一般 65	表 2－ <u>4</u> 災害救助法第 4 条第 1 項に規定する救助事務	表 2－ <u>3</u> 災害救助法第 4 条第 1 項に規定する救助事務																																	
	<table><tr><th>災害救助事務</th><th>市が実施する平常時の取組<u>み</u></th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td>(略)</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>(略)</td></tr><tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>(略)</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td>(略)</td></tr><tr><td>被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>(略)</td></tr><tr><td>医療、助産</td><td>(略)</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td>(略)</td></tr></table>	災害救助事務	市が実施する平常時の取組 <u>み</u>	避難所の設置	(略)	応急仮設住宅の供与	(略)	炊き出しその他による食品の給与	(略)	飲料水の供給	(略)	被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)	医療、助産	(略)	被災者の救出	(略)	<table><tr><th>災害救助事務</th><th>市が実施する平常時の取組</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td>(略)</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>(略)</td></tr><tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>(略)</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td>(略)</td></tr><tr><td>被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>(略)</td></tr><tr><td>医療、助産</td><td>(略)</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td>(略)</td></tr></table>	災害救助事務	市が実施する平常時の取組	避難所の設置	(略)	応急仮設住宅の供与	(略)	炊き出しその他による食品の給与	(略)	飲料水の供給	(略)	被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)	医療、助産	(略)	被災者の救出	(略)	
災害救助事務	市が実施する平常時の取組 <u>み</u>																																		
避難所の設置	(略)																																		
応急仮設住宅の供与	(略)																																		
炊き出しその他による食品の給与	(略)																																		
飲料水の供給	(略)																																		
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)																																		
医療、助産	(略)																																		
被災者の救出	(略)																																		
災害救助事務	市が実施する平常時の取組																																		
避難所の設置	(略)																																		
応急仮設住宅の供与	(略)																																		
炊き出しその他による食品の給与	(略)																																		
飲料水の供給	(略)																																		
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)																																		
医療、助産	(略)																																		
被災者の救出	(略)																																		
		<table><tr><td>の被災 応急し</td><td><u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></td><td>・修理業者のリストの作成準備 ・応急修理に関する関係団体や修理業者への周知</td></tr></table>	の被災 応急し	<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u>	・修理業者のリストの作成準備 ・応急修理に関する関係団体や修理業者への周知	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正																													
の被災 応急し	<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u>	・修理業者のリストの作成準備 ・応急修理に関する関係団体や修理業者への周知																																	

現行頁	目次再編案		新文書		備考	
一般 67	被災した住宅の応急修理	・修理業者のリストの作成準備 ・応急修理に関する関係団体や修理業者への周知		<u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>	「災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の基準の一部改正」	
			学用品の給与	(略)		
			埋葬、死体の搜索、死体の処理	(略)		
			障害物の除去	(略)		
		◇資料編 6－1：災害救助法の適用				
	◇災害救助法の適用 <u>(資料編 6－1)</u>					
	2 関係機関との連携体制の構築	市は円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、国及び県との連携体制を確保するとともに、救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制の確保に努める <u>ものとする。</u>	2 関係機関との連携体制の構築	市は円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、国及び県との連携体制を確保するとともに、救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制の確保に努める。		
	3 災害救助事務の実施に必要な財源の確保	市は、円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、災害救助基金等の必要な財政基盤の確保に努める <u>ものとする。</u>	3 災害救助事務の実施に必要な財源の確保	市は、円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、災害救助基金等の必要な財政基盤の確保に努める。		
	4 被災者支援システムの活用	市は、迅速な被災者の生活再建を図るため、 <u>被災者支援システムを整備するとともに、被災者支援システムに関する具体的な運用マニュアルを作成することで、被災者支援システムを活用した迅速かつ効率的な救助事務の実施に努めるものとする。</u>	4 被災者生活再建支援システムの活用	市は、迅速な被災者の生活再建を図るため、被災者生活再建支援システムに関する具体的な運用マニュアルを作成し、 <u>当該システムを活用した迅速かつ効率的な救助事務の実施に努める。</u>		表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 67	第 28 節 市の業務継続に関する計画	第 28 節 市の業務継続に関する計画	担当部局の修正
一般 67	[危機] 1 業務継続体制の確保 (1) 市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、「静岡市業務継続計画」の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。	1 業務継続体制の確保 ・市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、「静岡市業務継続計画」の策定等により、業務継続性の確保を図る。 ・市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。	
一般 67	2 業務継続計画等において定めておく事項 市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、「静岡市業務継続計画」に少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。 （略）	2 業務継続計画等において定めておく事項 市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、「静岡市業務継続計画」に少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておく。 （略）	
一般 67	第 29 節 （略）	第 29 節 （略）	
一般 68	第 30 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 [市民] 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内における連絡調整を行い、ま	第 30 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 [市民] 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内における連絡調整を行い、ま	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 69	た、市女性会館が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画センター（市女性会館）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める ものとする 。 第3章 災害応急対策	た、市女性会館が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画センター（市女性会館）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 第3章 災害応急対策	
一般 69	第1節 この計画を理解し実施するための留意事項 [危機]	第1節 この計画を理解し実施するための留意事項 [危機]	
一般 69	1 関係法律との関係 法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じて、その運用を図る ものとする 。	1 関係法律との関係 法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じて、その運用を図る。	
一般 69	2 相互協力 法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 この計画の運用についても、関係機関はもとより公共的団体並びに個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者は誠実に各々の責務を果たすこととする。 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員	2 相互協力 ・ 法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 ・ この計画の運用についても、関係機関はもとより公共的団体並びに個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者は誠実に各々の責務を果たすこととする。 ・ 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 69	の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める<u>ものとする</u>。<u>その際</u>、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する<u>ものとする</u>。<u>また</u>、ライフライン施設の速やかな応急対策を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携し、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地作業調整会議を開催するものとする。 3 要請について この計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画で県その他関係機関の応援並びに実施を必要とする場合は、遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請及び連絡を行う<u>ものとする</u>。 要請及び連絡は手段を問わず臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとし、電話、防災無線等で要請した事項については、事後正式書面により処理する<u>ものとする</u>。	員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。 - 市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。 - ライフライン施設の速やかな応急対策を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携し、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地作業調整会議を開催するものとする。 3 要請について この計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画で県その他関係機関の応援並びに実施を必要とする場合は、遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請及び連絡を行う。 要請及び連絡は手段を問わず臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとし、電話、防災無線等で要請した事項については、事後正式書面により処理する。	
一般 69	4 関係者への周知徹底について 災害時において、この計画に基づき施設、物資等調達のあっせんを行う場合は、的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分に周知徹底を	4 関係者への周知徹底について 災害時において、この計画に基づき施設、物資等調達のあっせんを行う場合は、的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分に周知徹底を	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 70	図り、必要な配慮をしておく<u>ものとする</u>。 5 （略） 6 協力要請事項の正確な授受 要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん及び受諾にあたっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、関係機関並びに業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認するとともに、事後経費等の精算に支障のないよう留意する<u>ものとする</u>。 （略）	図り、必要な配慮をしておく。 5 （略） 6 協力要請事項の正確な授受 要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん及び受諾にあたっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、関係機関並びに業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認するとともに、事後経費等の精算に支障のないよう留意する。 （略）	
一般 70	7 従事命令等の発動 法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令及び物資の収容等強制権を発動することとしているが、その行使にあたっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておく<u>ものとする</u>。	7 従事命令等の発動 法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令及び物資の収容等強制権を発動することとしているが、その行使にあたっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておく。	
一般 70	8、9 （略） 10 経費負担 <u>(1)</u> 災害応急対策に要する経費については、法第 91 条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより、災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずるものが負担するものとする。 <u>(2)</u> 市の要請により、県が他の市町村又は業者から動	8、9 （略） 10 経費負担 <u>・</u>災害応急対策に要する経費については、法第 91 条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより、災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずるものが負担するものとする。 <u>・</u>市の要請により、県が他の市町村又は業者から動員及	

現行頁	目次再編案	新文書	備考				
一般 71	員及び調達をした場合の経費の精算は、応援又は供給した市町村<u>もしくは</u>業者の請求に基づき県が確認のうえ、それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。 第 2 節 組織計画 [総務、危機] (略) 1 防災体制 (1) <u>静岡市</u>防災会議 防災会議は、市域に係る防災に関する基本方針の決定及びその実施の推進を図る<u>こととする</u>。 防災会議の編成及び運営は、静岡市防災会議条例（平成 15 年 4 月 1 日条例第 293 号）の定めるところによる。 ◇静岡市防災会議条例<u>（資料編 1－2）</u> (2) 静岡市災害対策本部 (略) ア 編成<u>および</u>運営 (略) ◇静岡市災害対策本部条例<u>（資料編 1－3）</u> ◇静岡市災害対策本部運営要綱<u>（資料編 1－4）</u>	び調達をした場合の経費の精算は、応援又は供給した市町村<u>若しくは</u>業者の請求に基づき県が確認のうえ、それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。 第 2 節 組織計画 [総務、危機] (略) 1 防災体制 (1) 防災会議 防災会議は、市域に係る防災に関する基本方針の決定及びその実施の推進を図る。 防災会議の編成及び運営は、静岡市防災会議条例（平成 15 年 4 月 1 日条例第 293 号）の定めるところによる。 ◇<u>資料編 1－2</u>：静岡市防災会議条例 (2) 静岡市災害対策本部 (略) ア 編成<u>及び</u>運営 (略) ◇<u>資料編 1－3</u>：静岡市災害対策本部条例 ◇<u>資料編 1－4</u>：静岡市災害対策本部運営要綱					
一般 71	イ 設置基準 <u>（ア）</u> 災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき <u>（イ）</u> 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪・波	イ 設置基準 <table><tr><td><u>共通</u></td><td>災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</td></tr><tr><td><u>風水害</u></td><td>特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪・波浪・</td></tr></table>	<u>共通</u>	災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	<u>風水害</u>	特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪・波浪・	表による整理
<u>共通</u>	災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき						
<u>風水害</u>	特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪・波浪・						

現行頁	目次再編案	新文書	備考						
地震 57	浪・高潮）が発表されたとき <u>(ウ) 津波予報区「静岡県」に大津波警報が発表されたとき</u> <u>(エ) 複数の災害が同時または前後して発生した場合は、最も被害が大きい災害を基準として設置する。</u>	<table><tr><td></td><td>高潮）が発表されたとき</td></tr><tr><td><u>地震</u></td><td><u>市域において震度 5 強以上の揺れが観測されたとき</u></td></tr><tr><td><u>津波</u></td><td>津波予報区「静岡県」に大津波警報が発表されたとき</td></tr></table>		高潮）が発表されたとき	<u>地震</u>	<u>市域において震度 5 強以上の揺れが観測されたとき</u>	<u>津波</u>	津波予報区「静岡県」に大津波警報が発表されたとき	地震対策編より移動
	高潮）が発表されたとき								
<u>地震</u>	<u>市域において震度 5 強以上の揺れが観測されたとき</u>								
<u>津波</u>	津波予報区「静岡県」に大津波警報が発表されたとき								
一般 71	ウ 要員 災害の種類、規模及び被害の程度、被害予測等により職員を段階的に配備する。災害対策本部の配備体制については、別に定める「災害時職員配備基準」による <u>ものとする</u> 。なお、複数の災害が同時 <u>または</u> 前後して発生した場合は、最も被害が大きい災害を基準として設置する。 ◇災害時職員配備基準 <u>(資料編 2－19)</u> エ 災害対策本部、区本部及び地区支部 静岡市役所静岡庁舎内に災害対策本部を、地域防災活動の拠点として各区に区本部及び区本部の地区における活動拠点として地区支部を設置する <u>ものとする</u> 。 オ 標識等 災害対策本部の活動を円滑に進めるため、標識、腕章及び立ち入り検査員であることを示す証票は別に定める。 ◇静岡市災害対策本部運営要綱 <u>(資料編 1－4)</u> カ (略)	ウ 要員 災害の種類、規模及び被害の程度、被害予測等により職員を段階的に配備する。災害対策本部の配備体制については、別に定める「災害時職員配備基準」による。なお、複数の災害が同時 <u>又は</u> 前後して発生した場合は、最も被害が大きい災害を基準として設置する。 ◇ <u>資料編 2－19</u> ：災害時職員配備基準 エ 災害対策本部、区本部及び地区支部 静岡市役所静岡庁舎内に災害対策本部を、地域防災活動の拠点として各区に区本部及び区本部の地区における活動拠点として地区支部を設置する。 オ 標識等 災害対策本部の活動を円滑に進めるため、標識、腕章及び立ち入り検査員であることを示す証票は別に定める。 ◇ <u>資料編 1－4</u> ：静岡市災害対策本部運営要綱 カ (略)							

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 72	(3) 水防本部 <u>水防本部組織に関し必要な事項は「第33節 水防活動」の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。</u> 第3節 職員の動員計画 [総務、危機、区] (略)	(3) 水防本部 <u>洪水、高潮、津波のおそれがあると認められるときは、水防管理者（市長）は、水防に係る所属、水防団及び消防団にて構成する水防本部を設置する。ただし、静岡市災害対策本部が設置された場合、水防本部は、災害対策本部に統合される。</u> 第3節 職員の動員計画 [総務、危機、区] (略)	表現の適正化
一般 72	1 職員配備体制 災害時に速やかに初動体制を確保するため、「災害時職員配備基準」を整備する。また、災害の状況に応じて配備基準を柔軟に運用し、職員の増員や早期参集を行うなど、事前準備を徹底することで、臨機応変に災害対応を行う<u>こととする。</u> (略)	1 職員配備体制 災害時に速やかに初動体制を確保するため、「災害時職員配備基準」を整備する。また、災害の状況に応じて配備基準を柔軟に運用し、職員の増員や早期参集を行うなど、事前準備を徹底することで、臨機応変に災害対応を行う。 (略)	
一般 72	2 指示の伝達経路と動員方法 (略) ◇非常配備の伝達方法 <u>(資料編2-11)</u> (1) <u>勤務時間内</u>の指示伝達 <u>庁舎内の職員に対しては、庁内放送を使い一斉に指示を伝達する。また、出先の事務所等に対しては、各部のとりまとめ課より電話で迅速に指示を伝達する。</u> ◇平常の勤務時間内における動員指令 <u>(資料編2-2)</u>	2 指示の伝達経路と動員方法 (略) ◇<u>資料編2-11</u>：非常配備の伝達方法 (1) <u>職員へ</u>の指示伝達 職員に対しては、<u>職員防災情報メールシステム等により、</u>一斉に指示を伝達する。 ◇<u>資料編2-2</u>：平常の勤務時間内における動員指令	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 61	(2) 休日又は勤務時間外における動員 職員は職員防災情報メールシステムからの指示を確認する。また、各部課の連絡責任者は予め各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、システム登録者以外の職員への指示の伝達を行う。地区支部についても同様に、連絡責任者が各支部で定めた非常連絡系統図等を活用し、支部員に伝達する。 なお、動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮するものとする。 通信手段が途絶し、職員に対する動員指令の伝達が困難となったときは、職員自身によりテレビ、ラジオ等から情報等を入手し、災害時職員配備基準に基づき参集するものとする。 (略) ◇休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統 <u>(資料編2-3)</u> (3) 報告 災害対策本部、区本部、地区支部及び各部の連絡責任者は、配備に就いた人員を随時、<u>庶務班動員担当</u>に報告する。 ◇災害時における職員参集状況報告手順 <u>(資料編2-12)(移動)</u>	(2) 休日又は勤務時間外における動員 職員は職員防災情報メールシステムからの指示を確認し、必要な対応を行う。なお、携帯電話を所有していない等、やむを得ない理由により職員防災情報メールシステムに未登録の職員がいる場合、各部課及び地区支部の連絡責任者は、各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、当該職員への指示を伝達する。 なお、動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮する。 通信手段が途絶し、職員に対する動員指令の伝達が困難となったときは、職員自身によりテレビ、ラジオ等から情報等を入手し、災害時職員配備基準に基づき参集する。 (略) ◇<u>資料編2-3</u>：休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統 (3) 報告 災害対策本部各部、区本部、地区支部の連絡責任者は、配備に就いた人員を随時、<u>総括部受援班</u>に報告する。 ◇<u>資料編2-12</u>：災害時における職員参集状況報告手順 <u>(4) 防災関係の活動状況の把握</u> <u>本部長は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措</u>	表現の適正化 地震対策編より移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 73	3 <u>技術職員の派遣体制の整備</u> 市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める<u>ものとする。</u> <u>また</u>、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制を整備するとともに、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努める<u>ものとする。</u>	<u>置を講ずるものとする。</u> 3 派遣体制の整備 <u>（１）応急対策職員派遣制度</u> ・市は、総務省と協力し、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</u> ・市職員は、被災市町村に赴いた際には、<u>災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u> <u>（２）復旧・復興支援技術職員派遣制度</u> ・市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。 ・<u>市及び県は</u>、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制を整備するとともに、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努める。 <u>（３）その他</u> ・<u>市は、職員が派遣された被災地において自活する</u>	市独自の修正 「応急対策職員派遣制度」 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 73	第4節 派遣要請計画 〔総務、危機〕 （略） また、知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関及び他の地方公共団体の職員の派遣について、あつせんを求める<u>ものとする。</u> 庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行う。 <u>なお、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するとともに、応援職員の受入に当たっては、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> 1 （略） 2 職員の派遣要請 （1） （略） （2） 他の地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17） 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、<u>前項に掲げる事項を記載した文書をもつて</u>、他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣を要請する。	<u>ための資機材や装備品等を携帯させるよう留意する。</u> 第4節 派遣要請計画 〔総務、危機〕 （略） また、知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関及び他の地方公共団体の職員の派遣について、あつせんを求める。 <u>（移動）第4節 派遣要請計画 5 受入体制の確立</u> 1 （略） 2 職員の派遣要請 （1） （略） （2） 他の地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17） 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、<u>相互応援協定又は地方自治法に基づき</u>、他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣を要請する。 <u>◇資料編5－1：他都市との相互応援協定一覧</u>	地震を踏まえた修正」 表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 73	3 職員の派遣のあっせん 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求める <u>ものとする</u>。 (略) 4 (略) (移動)	3 職員の派遣のあっせん 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求める。 (略) 4 (略) <u>5 受入体制の確立</u> ・市は、あらかじめ人的応援の受入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努める。 ・市は、応援動員を受けるときは、<u>応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に整えるとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。</u> ・市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するとともに、応援職員の健康管理等を徹底する。</u> ・市は、<u>応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地などの確保に配慮する。</u> ・市は、<u>訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発</u>	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」
一般 73			

現行頁	目次再編案	新文書	備考															
一般 74	第 5 節 予警報の受領及び伝達計画 [総務、危機、観光、福祉、子ども、区、教育] (略)	<u>災時における円滑な活用の促進に努める。</u> 第 5 節 予警報の受領及び伝達計画 [総務、危機、観光、福祉、子ども、区、教育] (略)																
一般 74	1 受領及び伝達する予警報の種類と内容 (1) 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報（以下「特別警報」「警報」、「注意報」、「情報」という。）	1 受領及び伝達する予警報の種類と内容 (1) 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報（以下「特別警報」「警報」、「注意報」、「情報」という。）																
一般 74	<u>ア</u> 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。 <u>イ</u> 警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。 <u>ウ</u> 注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、静岡地方気象台がその旨を注意して行う予報である。 <u>エ</u> 気象情報 <u>(ア)</u> 「全般気象情報」とは、気象庁が全国的な	<u>表 3-1 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報</u> <table><tr><th colspan="2"><u>用語</u></th><th><u>説明</u></th></tr><tr><td colspan="2">特別警報</td><td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。</td></tr><tr><td colspan="2">警報</td><td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。</td></tr><tr><td colspan="2">注意報</td><td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、静岡地方気象台がその旨を注意して行う予報である。</td></tr><tr><td>気象情報</td><td>全般気象</td><td>気象庁が全国的な気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を</td></tr></table>	<u>用語</u>		<u>説明</u>	特別警報		大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。	警報		大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。	注意報		大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、静岡地方気象台がその旨を注意して行う予報である。	気象情報	全般気象	気象庁が全国的な気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を	表による整理
<u>用語</u>		<u>説明</u>																
特別警報		大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。																
警報		大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。																
注意報		大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、静岡地方気象台がその旨を注意して行う予報である。																
気象情報	全般気象	気象庁が全国的な気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を																

現行頁	目次再編案	新文書		備考						
	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。 <u>(イ)</u> 「東海地方気象情報」とは、名古屋地方気象台が東海地方の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。 <u>(ウ)</u> 「静岡県気象情報」とは、静岡地方気象台が静岡県内の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。 <u>オ</u> 土砂災害警戒情報 静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった<u>時</u>に、市長が避難指示等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう静岡市では静岡市北部、静岡市南部に細分して発表される。この情報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別	<table><tr><td>情報</td><td>喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。</td></tr><tr><td>東海地方気象情報</td><td>名古屋地方気象台が東海地方の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。</td></tr><tr><td>静岡県気象情報</td><td>静岡地方気象台が静岡県内の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。</td></tr></table>	情報	喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。	東海地方気象情報	名古屋地方気象台が東海地方の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。	静岡県気象情報	静岡地方気象台が静岡県内の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。	土砂災害警戒情報 静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった<u>とき</u>に、市長が避難指示等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう静岡市では静岡市北部、静岡市南部に細分して発表される。この情報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されてい	
情報	喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。									
東海地方気象情報	名古屋地方気象台が東海地方の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。									
静岡県気象情報	静岡地方気象台が静岡県内の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。									

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。 カ 記録的短時間大雨情報 県内で、大雨警報発表中において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、静岡県気象情報の一種として発表する。 キ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。	るときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。 記録的短時間大雨情報 県内で、大雨警報発表中において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、静岡県気象情報の一種として発表する。 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。 ◇資料編8－1：気象等の予報及び警報の種類と発表基準	

令和6年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書	備考																																				
一般 75	表 3－ <u>1</u> 気象等の注意報及び警報の発表細分区域（平成 22 年 5 月 27 日現在） 表（略）	表 3－ <u>2</u> 気象等の注意報及び警報の発表細分区域（平成 22 年 5 月 27 日現在） 表（略）																																					
一般 76	（2）～（5） （略） （6） 火災警報 消防法第 22 条第 3 項による知事の通報を受けた市長は、必要に応じて市域に火災に関する警報を発表する <u>ものとする</u> 。 （7） （略）	（2）～（5） （略） （6） 火災警報 消防法第 22 条第 3 項による知事の通報を受けた市長は、必要に応じて市域に火災に関する警報を発表する。 （7） （略）																																					
一般 76	（8） 地震情報	（8） 地震情報																																					
	<table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>各地の震度に関する情報</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	（略）	（略）	震源に関する情報	（略）	（略）	震源・震度に関する情報	（略）	（略）	各地の震度に関する情報	（略）	（略）	その他の情報	（略）	（略）	<table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>各地の震度に関する情報</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	（略）	（略）	震源に関する情報	（略）	（略）	震源・震度に関する情報	（略）	（略）	各地の震度に関する情報	（略）	（略）	その他の情報	（略）	（略）	
地震情報の種類	発表基準	内容																																					
震度速報	（略）	（略）																																					
震源に関する情報	（略）	（略）																																					
震源・震度に関する情報	（略）	（略）																																					
各地の震度に関する情報	（略）	（略）																																					
その他の情報	（略）	（略）																																					
地震情報の種類	発表基準	内容																																					
震度速報	（略）	（略）																																					
震源に関する情報	（略）	（略）																																					
震源・震度に関する情報	（略）	（略）																																					
各地の震度に関する情報	（略）	（略）																																					
その他の情報	（略）	（略）																																					

現行頁	目次再編案			新文書			備考
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを <u>もと</u> に、1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを <u>基</u> に、1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ <u>マグニチュード7.0以上</u> (略)	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を <u>概ね</u> 30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ <u>M7.0以上</u> (略)	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を <u>おおむね</u> 30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	
一般 77	(9) 津波情報等 津波対策編 第3章 <u>災害応急対策</u> 第4節_情報活動 <u>参照</u> (10) 東海地震に関連する情報 東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられている<u>マグニチュード8</u>クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。			(9) 津波情報等 <u>(▼津波対策編 第3章 第2節「情報活動」に準ずる。)</u> (10) 東海地震に関連する情報 東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられている<u>M8</u>クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。			

現行頁	目次再編案	新文書	備考																														
一般 77	なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日 <u>ごろ</u> から東海地震への備えをしておくことが大切である。	なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日 <u>頃</u> から東海地震への備えをしておくことが大切である。																															
一般 78	表 3－ <u>2</u> 東海地震に関連する情報の種類 表（略）	表 3－ <u>3</u> 東海地震に関連する情報の種類 表（略）																															
一般 78	(11) 南海トラフ地震に関連する情報 南海トラフ地震は、 <u>概ね</u> 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944 年）及び昭和南海地震（1946 年））が発生してから 70 年以上経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。気象庁は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性が高まった場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。	(11) 南海トラフ地震に関連する情報 南海トラフ地震は、 <u>おおむね</u> 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944 年）及び昭和南海地震（1946 年））が発生してから 70 年以上経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。気象庁は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性が高まった場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。																															
一般 78	表 3－ <u>3</u> 南海トラフ地震に関連する情報の種類	表 3－ <u>4</u> 南海トラフ地震に関連する情報の種類																															
	<table><tr><th colspan="2">情報名</th><th colspan="2">発表基準等</th></tr><tr><td rowspan="3">南海トラフ地震 臨時情報</td><td>キーワード</td><td rowspan="3">(略)</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>調査中</td></tr><tr><td>巨大地震警戒</td><td>・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において <u>M</u>8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</td></tr><tr><td></td><td>巨大地震注意</td><td></td><td>・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において <u>M</u>7.0 以上、<u>M</u>8.0 未満の地</td></tr></table>	情報名		発表基準等		南海トラフ地震 臨時情報	キーワード	(略)	(略)	調査中	巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において <u>M</u> 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合		巨大地震注意		・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において <u>M</u> 7.0 以上、 <u>M</u> 8.0 未満の地	<table><tr><th colspan="2">情報名</th><th colspan="2">発表基準等</th></tr><tr><td rowspan="3">南海トラフ地震 臨時情報</td><td>キーワード</td><td rowspan="3">(略)</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>調査中</td></tr><tr><td>巨大地震警戒</td><td>・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において <u>M</u>8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</td></tr><tr><td></td><td>巨大地震注意</td><td></td><td>・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において <u>M</u>7.0 以上、<u>M</u>8.0 未満の地</td></tr></table>	情報名		発表基準等		南海トラフ地震 臨時情報	キーワード	(略)	(略)	調査中	巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において <u>M</u> 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合		巨大地震注意		・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において <u>M</u> 7.0 以上、 <u>M</u> 8.0 未満の地	
情報名		発表基準等																															
南海トラフ地震 臨時情報	キーワード	(略)	(略)																														
	調査中																																
	巨大地震警戒		・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において <u>M</u> 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合																														
	巨大地震注意		・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において <u>M</u> 7.0 以上、 <u>M</u> 8.0 未満の地																														
情報名		発表基準等																															
南海トラフ地震 臨時情報	キーワード	(略)	(略)																														
	調査中																																
	巨大地震警戒		・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において <u>M</u> 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合																														
	巨大地震注意		・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において <u>M</u> 7.0 以上、 <u>M</u> 8.0 未満の地																														

現行頁	目次再編案				新文書				備考
一般 79			震が発生したと評価した場合 (略)				地震が発生したと評価した場合 (略)		
		調査終了	(略)			調査終了	(略)		
	南海トラフ地震 関連解説情報		(略)		南海トラフ地震 関連解説情報		(略)		
一般 79	2 予警報等の受領及び伝達の経路 (1) 災害対策本部開設前 ア 勤務時間内の予警報等の受領及び伝達 ◇災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図 (資料編 2-4) イ 勤務時間外の予警報等の受領及び伝達 ◇災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図 (資料編 2-5) (2) 災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領及び伝達 ◇災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領と伝達系統図 (資料編 2-6)				2 予警報等の受領及び伝達の経路 (1) 災害対策本部開設前 ア 勤務時間内の予警報等の受領及び伝達 ◇ 資料編 2-4 ：災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図 イ 勤務時間外の予警報等の受領及び伝達 ◇ 資料編 2-5 ：災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図 (2) 災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領及び伝達 ◇ 資料編 2-6 ：災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領と伝達系統図				
一般 79	3 予警報等の受領責任者 (1) 静岡地方気象台から各機関を通して発表される気象予警報、水防本部を通して伝達される水防警報、各種の情報、対策の通報等の受領責任者は、災害対策本部開設前は危機管理 局次長 とし、災害対策本部開設後は情報班長とする。 (2) 予警報等の受領責任者は、災害対策本部開設前にあっては関係各課、災害対策本部開設後は本部長並びに本部員に速やかに報告する。				3 予警報等の受領責任者 ・静岡地方気象台から各機関を通して発表される気象予警報、水防本部を通して伝達される水防警報、各種の情報、対策の通報等の受領責任者は、災害対策本部開設前は危機管理 課長 とし、災害対策本部開設後は情報班長とする。 ・予警報等の受領責任者は、災害対策本部開設前にあっては関係各課、災害対策本部開設後は本部長並びに本部員に速やかに報告する。				

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 79	4 予警報等の住民への伝達 市は、受信した情報を同報無線、<u>広報車</u>等により速やかに住民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努める<u>ものとする</u>。 ◇気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図（<u>資料編 2－7</u>）	4 予警報等の住民への伝達 市は、受信した情報を同報無線、<u>防災メール</u>等により速やかに住民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努める。 ◇<u>資料編 2－7</u>：気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図（<u>津波を除く</u>）	担当部局の修正
一般 80	第6節 災害情報処理計画 [危機、総政、財政、税務、商工、農水、建設、区、教育] （略） このため、災害情報を一元的かつ総合的に収集・集約・分析・共有・発信する仕組みとして、A I 技術等を取り入れるなど、D Xを活用するとともに、市民から提供された被害情報やS N Sなどの発信情報、国・県等の関係機関やライフライン事業者等からの情報などを活用することで、災害情報処理体制の充実強化を図る<u>ものとする</u>。	第6節 災害情報処理計画 [危機、総政、財政、税務、商工、農水、建設、区、教育、<u>消防</u>] （略） このため、災害情報を一元的かつ総合的に収集・集約・分析・共有・発信する仕組みとして、A I 技術等を取り入れるなど、D Xを活用するとともに、市民から提供された被害情報やS N Sなどの発信情報、国・県等の関係機関やライフライン事業者等からの情報などを活用することで、災害情報処理体制の充実強化を図る。	
一般 80	1 被害情報の収集・集約 （1）被害情報の収集方法 ・市民や市職員から身の回りの被害情報を写真や位置情報を活用し、提供・収集できる環境を整備するとともに、S N Sなどに<u>より</u>投稿された情報を<u>迅速に収集できるシステムを構築し</u>、広範囲における被害情報を迅速かつ効果的に収集<u>できる体制を構築する</u>。 ・道路や河川、沿岸等の被害情報を監視カメラやモニターを活用し、リアルタイムで情報収集すると	1 被害情報の収集・集約 （1）被害情報の収集方法 ・市民や市職員から身の回りの被害情報を写真や位置情報を活用し、提供・収集できる環境を整備するとともに、S N Sなどに投稿された情報<u>から</u>、広範囲における被害情報を迅速かつ効果的に収集する。 ・道路や河川、沿岸等の被害情報を監視カメラやモニターを活用し、リアルタイムで情報収集すると	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 80	ともに、浸水害から市民の安全を確保するため、河川の水位・氾濫域予測システムや、現在の浸水状況を把握するためのセンサー等を<u>導入</u>し、事前の注意喚起や避難情報を発信することで、被害の軽減を図る。 ・発災初動時の被害情報を迅速に収集するため、消防ヘリコプターや、無人航空機（ドローン）、オフロードバイクなどを積極的かつ効果的に活用する<u>とともに、統合型GISや三次元点群データを導入・活用し、被害状況や要支援状況を見える化することで、救難救命、応急支援の効率化や復旧計画の効率的な作成につなげる。</u> （略） （2） 被害情報の集約方法 ・写真や位置情報により収集した被害情報を一元的に集約・整理するため、AI解析を用いて、被害の種別に応じた情報を分類し、地図画面上でまとめて表示することで、被害の状況が<u>分かりやすく把握できるシステムを構築</u>する。 2 被害情報の分析・共有 （1） 被害情報の分析方法 ・AI解析を用い<u>ることで</u>、収集した一部の被害情	ともに、浸水害から市民の安全を確保するため、河川の水位・氾濫域予測システムや、現在の浸水状況を把握するためのセンサー等を<u>活用</u>し、事前の注意喚起や避難情報を発信することで、被害の軽減を図る。 ・発災初動時の被害情報を迅速に収集するため、消防ヘリコプターや、無人航空機（ドローン）、<u>高所監視カメラ</u>、オフロードバイクなどを積極的かつ効果的に活用する。 （略） （2） 被害情報の集約方法 ・写真や位置情報により収集した被害情報を一元的に集約・整理するため、AI解析を用いて、被害の種別に応じた情報を分類し、地図画面上でまとめて表示することで、被害の状況<u>を迅速かつ効果的に</u>把握する。 2 被害情報の分析・共有 （1） 被害情報の分析方法 ・<u>統合型GISや三次元点群データを導入・活用し、被害状況や要支援状況を見える化することで、救難救命、応急支援の効率化や復旧計画の効率的な作成につなげる。</u> ・AI解析を用い<u>て</u>、収集した一部の被害情報か	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 内容整理（移動）

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 81	報から、被害の全体像が迅速に把握できるよう、被害の範囲を推定するとともに、被害の発生状況や気象予測等から、今後起こりうる被害を予測<u>できるシステムを構築</u>する。 (2) 被害情報・対応状況の共有方法 - 被害の発生状況や分析結果を一元的に地図画面上で共有するとともに、収集・集約した災害事案を災害種別や緊急度、発生場所を一覧化し共有<u>できるシステムを構築</u>する。 - 現在の対応状況と今後の活動状況を示した「今やっていること、これからやるべきことリスト」を作成し、速やかに共有する<u>こととする</u>。 3 災害情報の発信・提供 (1) 災害情報の発信方法 - 災害情報を速やかに分かりやすく発信し、市民の安全な避難行動や生活再建などにつなげるため、インターネットを活用し、被害情報や支援情報を地図画面上に表示する<u>システムを構築する</u>。 (2) 被害情報の提供方法 - 災害時において、国や県、防災関係機関等と連携・協力し、迅速かつ効果的、効率的な救難救助や復旧復興等を行うため、被害情報等をデータベース化し、速やかに関係機関に提供・共有<u>できるシステムを構築</u>する。 4 被害情報の報告 (1) 災害情報の報告方法	ら、被害の全体像が迅速に把握できるよう、被害の範囲を推定するとともに、被害の発生状況や気象予測等から、今後起こりうる被害を予測する。 (2) 被害情報・対応状況の共有方法 - 被害の発生状況や分析結果を一元的に地図画面上で共有するとともに、収集・集約した災害事案を災害種別や緊急度、発生場所を一覧化し共有する。 - 現在の対応状況と今後の活動状況を示した「今やっていること、これからやるべきことリスト」を作成し、速やかに共有する。 3 災害情報の発信・提供 (1) 災害情報の発信方法 - 災害情報を速やかに分かりやすく発信し、市民の安全な避難行動や生活再建などにつなげるため、インターネットを活用し、被害情報や支援情報を地図画面上に表示する。 (2) 被害情報の提供方法 - 災害時において、国や県、防災関係機関等と連携・協力し、迅速かつ効果的、効率的な救難救助や復旧復興等を行うため、被害情報等をデータベース化し、速やかに関係機関に提供・共有する。 4 被害情報の報告 (1) 災害情報の報告方法	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	応援部隊による迅速な救命救助活動を行うとともに、医療や物資の支援が速やかに受けられるよう、国や県の災害関連システムと連携し、被害状況や必要とする支援情報を速やかに報告<u>できるシステムを構築</u>する。 (2) 国・県への報告手順等 (略) ・県の「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行う<u>ものとする</u>。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告することとし、連絡がつき次第、県の災害対策本部にも報告する。 <u>また</u>、市の区域内で震度5強以上の揺れを記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から県及び消防庁へ報告する。 なお、情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 ① 緊急要請事項 ② 被害状況 ③ 市の災害応急対策実施状況 ・消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へ、原則、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告	応援部隊による迅速な救命救助活動を行うとともに、医療や物資の支援が速やかに受けられるよう、国や県の災害関連システムと連携し、被害状況や必要とする支援情報を速やかに報告する。 (2) 国・県への報告手順等 (略) ・県の「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行う。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告することとし、連絡がつき次第、県の災害対策本部にも報告する。 ・<u>市</u>の区域内で震度5強以上の揺れを記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から県及び消防庁へ報告する。 なお、情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 ① 緊急要請事項 ② 被害状況 ③ 市の災害応急対策実施状況 ・消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へ、原則、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引	

現行頁	目次再編案	新文書	備考																																
一般 81	についても引き続き消防庁に対し報告する<u>ものとする</u>。 (略) ・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する<u>ものとする</u>。 参考：消防庁応急対策室 連絡先 <table><tr><th></th><th>電話</th><th>FAX</th></tr><tr><td>平日（9:30～18:15）</td><td>03-5253-7527</td><td>03-5253-7537</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>03-5253-7777</td><td>03-5253-7553</td></tr></table>		電話	FAX	平日（9:30～18:15）	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553	き続き消防庁に対し報告する。 (略) ・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。 参考：消防庁応急対策室 連絡先 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>地域衛星通信ネットワーク</th><th>消防防災無線</th><th>NTT有線</th></tr><tr><td rowspan="2">平日 （ 9 ： 30 ～ 18 ： 15 ）</td><td>電話</td><td>8-048-500-90-49013</td><td>8-90-49013</td><td>03-5253-7527</td></tr><tr><td>F A X</td><td>8-048-500-90-49033</td><td>8-90-49033</td><td>03-5253-7537</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外</td><td>電話</td><td>8-048-500-90-49102</td><td>8-90-49102</td><td>03-5253-7777</td></tr><tr><td>F A X</td><td>8-048-500-90-49036</td><td>8-90-49036</td><td>03-5253-7553</td></tr></table>	区分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線	平日 （ 9 ： 30 ～ 18 ： 15 ）	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527	F A X	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537	上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777	F A X	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553	県計画に準じて修正
	電話	FAX																																	
平日（9:30～18:15）	03-5253-7527	03-5253-7537																																	
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553																																	
区分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線																															
平日 （ 9 ： 30 ～ 18 ： 15 ）	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527																															
	F A X	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537																															
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777																															
	F A X	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553																															
一般 82	5 通信手段 (略) (1) 防災行政無線 ◇同報無線（子局）設置場所一覧表<u>(資料編 3－1)</u> ◇地域防災無線局一覧表<u>(資料編 3－3)</u> (2) 防災相互無線 ◇防災相互無線一覧表<u>(資料編 3－4)</u> (3) 携帯電話 ◇携帯電話設置場所一覧表<u>(資料編 3－5)</u> (4) 衛星携帯電話 ◇衛星携帯電話設置場所一覧表<u>(資料編 3－6)</u> (5) (略)	5 通信手段 (略) (1) 防災行政無線 ◇資料編 3－1：同報無線（子局）設置場所一覧表 ◇資料編 3－3：地域防災無線局一覧表 (2) 防災相互無線 ◇資料編 3－4：防災相互無線一覧表 (3) 携帯電話 ◇資料編 3－5：携帯電話設置場所一覧表 (4) 衛星携帯電話 ◇資料編 3－6：衛星携帯電話設置場所一覧表 (5) (略)																																	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 82	6 通信施設の利用方法 (略) (1) 通信連絡の方法 災害時における通信連絡の円滑な運営を図り、混乱を防止するため不用不急の通信の排除に努めるとともに、通信の窓口となる災害対策本部の連絡責任者及び電話番号を指定し、関係各機関に周知する。また、有線通信が途絶したときは、行政有線通信を防災無線通信に切り替えるほか、口頭により連絡する<u>ものとする</u>。 (2) 非常通信の確保 ア 災害の規模又は状況により通信回線を新設あるいは補充するときは、臨時回線の設置について西日本電信電話株式会社静岡支店に協力を要請する<u>ものとする</u>。 イ (略) (3) 放送の活用 緊急を要する場合で特別の必要があるときは、報道機関に対し、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を依頼する<u>ものとする</u>。 (4) (略)	6 通信施設の利用方法 (略) (1) 通信連絡の方法 災害時における通信連絡の円滑な運営を図り、混乱を防止するため不用不急の通信の排除に努めるとともに、通信の窓口となる災害対策本部の連絡責任者及び電話番号を指定し、関係各機関に周知する。また、有線通信が途絶したときは、行政有線通信を防災無線通信に切り替えるほか、口頭により連絡する。 (2) 非常通信の確保 ア 災害の規模又は状況により通信回線を新設あるいは補充するときは、臨時回線の設置について西日本電信電話株式会社静岡支店に協力を要請する。 イ (略) (3) 放送の活用 緊急を要する場合で特別の必要があるときは、報道機関に対し、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を依頼する。 (4) (略)	
一般 82	第7節 災害広報計画 [総務、危機、市民、区] (略) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市民の生命と財産を守るため、市のホームページや同報無線、防災	第7節 災害広報計画 [総務、危機、市民、区] (略) <u>・市は、</u>災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市民の生命と財産を守るため、市のホームページや同報無	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 83	ラジオ、広報紙、広報車、避難所モニターなどを活用するとともに、報道機関の協力を得て新聞、テレビなどを通じて、市民に対し被害情報や支援情報、その他必要な情報を迅速かつ正確に広報する。 <u>その際</u>、高齢者、障がいのある人、妊産婦、傷病者、日本語のわからない外国人、インターネットを利用しない方等に配慮した広報を行う<u>ものとする</u>。 <u>なお</u>、市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。 1、2 （略） 3 報道機関を通じた広報 （1） 報道対応者 災害対策本部<u>の</u>総括部内に報道機関に対応するための責任者をおく。 （2） 情報発表方法 報道機関に対する情報の発表は、原則として市政記者クラブを通じて行うが、必要により災害対策本部へ参集を求めて行う<u>ものとする</u>。 （3） （略） （4） 報道機関からの問<u>い</u>合<u>わ</u>せ対応 災害対策本部<u>の</u>窓口を一本化することで、報道機関が災害対策本部の各部署に問い合わせる負担の軽減を図る。	線、防災ラジオ、広報紙、広報車、避難所モニターなどを活用するとともに、報道機関の協力を得て新聞、テレビなどを通じて、市民に対し被害情報や支援情報、その他必要な情報を迅速かつ正確に広報する。 <u>・市は</u>、高齢者、障がいのある人、妊産婦、傷病者、日本語のわからない外国人、インターネットを利用しない方等に配慮した広報を行う。 <u>・市</u>及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。 1、2 （略） 3 報道機関を通じた広報 （1） 報道対応者 災害対策本部総括部内に報道機関に対応するための責任者をおく。 （2） 情報発表方法 報道機関に対する情報の発表は、原則として市政記者クラブを通じて行うが、必要により災害対策本部へ参集を求めて行う。 （3） （略） （4） 報道機関からの問合せ対応 災害対策本部<u>総括部に広報班を設置し</u>、窓口を一本化することで、報道機関が災害対策本部の各部署に問い合わせる負担の軽減を図る。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 84	4 被災者の安否に関する情報の提供・公表等 <u>被災者支援システム等を利用した</u>安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するとともに、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、<u>市は、</u>県<u>及び</u>警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。<u>また、</u>県及び市は、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。 5、6 （略）	4 被災者の安否に関する情報の提供・公表等 ・<u>市は</u>安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するとともに、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県<u>や</u>警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。 ・<u>県及び市は、</u>安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。 5、6 （略）	表現の適正化
一般 84	第8節 災害救助法の適用計画 〔危機、市民、その他災害救助法に関わる全部局〕 (略) <u>◇災害救助法の適用（資料編6－1）</u>	第8節 災害救助法の適用計画 〔危機、市民、その他災害救助法に関わる全部局〕 (略) (削除)	
一般 84	1 災害救助法の適用基準 <u>(1) 災害が発生した段階の適用（災害救助法第2条第1項）</u> <u>（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号）</u> <u>ア 1号適用</u> <u>住家の滅失（全壊、全焼又は流出）世帯数が市域内で150世帯以上（いずれかの区において100世帯以上。ただし、この場合は該当する区のみに適用）に達した場合</u> <u>イ 2号適用</u>	1 災害救助法の適用基準 <u>災害救助法の適用基準は、◇資料編6－1による。</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 85	<u>滅失世帯数がアの基準に達しないが、静岡県下の滅失世帯数が2,500世帯以上であり、本市における滅失世帯数が75世帯以上（各区のいずれかにおいて50世帯以上。この場合該当する区のみ）に達した場合</u> <u>ウ 3号適用</u> <u>滅失世帯数がア又はイの基準に達しないが、静岡県下の滅失世帯数が12,000世帯以上で、本市における被害世帯が多数の場合。なお、多数とはおおむね5世帯以上であり、市の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたときをいう。</u> <u>エ 4号適用</u> <u>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合</u> <u>（2） 災害が発生するおそれ段階の適用（災害救助法第2条第2項）</u> <u>災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合</u> 2 被害世帯の算定基準 <u>（1） 前項に記載する適用基準ア～エに規定する住家が滅失した世帯の算定にあたっては、全壊、全焼、流出世帯は滅失世帯とし、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それ</u>	2 被害世帯の算定基準 <u>被害世帯の算定基準は、◇資料編6－1による。</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 85	<u>どれ住家の滅失した1世帯とみなす。</u> <u>(2) 世帯及び住家の単位</u> <u>ア 世帯</u> <u>生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内であっても生活の実態が別の場合は2世帯とする。又、寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その共同体をもって1世帯とする。)</u> <u>イ 住家</u> <u>現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断又は独立しており、日常生活に必要な設計を有しているものなどについては、それぞれもって1住家として取り扱う。</u> 3 (略) 4 災害救助法が適用される事務 災害に際し市における被害が、<u>前記「2 災害救助法の適用基準」</u>のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。 (1) 避難所の設置及び受入 (2) 炊出し、その他による食品の給与 (3)～(12) (略)	3 (略) 4 災害救助法が適用される事務 災害に際し市における被害が、災害救助法の適用基準<u>(◇資料編6－1)</u>のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。 <u>なお、災害救助法に基づく実施事項は◇資料編6－1による。</u> (1) 避難所の設置及び受入<u>れ</u> (2) 炊<u>き</u>出し、その他による食品の給与 (3)～(12) (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 86	5 費用限度額 災害救助法が適用された場合における費用の限度額は、災害救助法施行細則（昭和38年静岡県規則第25号）に基づき、静岡県が別に定める額とする。	5 費用限度額 災害救助法が適用された場合における費用の限度額は、◇資料編6－1による。	表現の適正化
一般 86	6 一時繰替支弁 市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。	6 一時繰替支弁 市は、救助に要する費用を県が支弁するいとまがない場合は、一時繰替支弁する。	
一般 86	7 災害救助法適用外の災害 災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。	7 災害救助法適用外の災害 災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。	
一般 86	第9節 避難救出計画 [危機、市民、区、福祉、病院、子ども、商工、建築、消防、水道、教育] この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難の指示を行い、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。	◇資料編6－1：災害救助法の適用 第9節 避難救出計画 [危機、市民、区、福祉、病院、子ども、商工、建築、消防、水道、教育] この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難情報を発表し、安全な地域に避難させるために必要な措置を定める。	
一般 86	1 避難の指示 (1) 実施責任者 ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対して、避難のための準備情報の提供や立退き等避難の指示を行う。この際、屋外避難を行うことによりかえって住民の生命又は身体	1 避難情報の発表 (1) 実施責任者 ア 市長 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対して、避難のための準備情報の提供や立退き等避難の指示を行う。この際、避難のための立	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	に危険が及ぶ<u>恐れ</u>があると認めるときは、必要と認める<u>地域において、屋内における避難のための安全確保に関する</u>措置を指示することができる。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難に関する情報の伝達を行うなど、静岡市避難行動要支援者避難支援プランに沿った避難支援を行うよう努める。 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体<u>の安全確保に努める。</u> <u>さらに、市は、避難指示等</u>の発表に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う<u>ものとする。</u> <u>また、躊躇なく避難情報等</u>を発表できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を	<u>退き</u>を行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶ<u>おそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する</u>と認めるときは、必要と認める<u>住民等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための</u>措置を指示することができる。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難に関する情報の伝達を行うなど、静岡市避難行動要支援者避難支援プランに沿った避難支援を行うよう努める。 <u>(ア)</u> 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体<u>の安全確保に努める。</u> <u>(イ)</u> 避難<u>情報</u>の発表に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。 <u>(ウ)</u> 躊躇なく避難情報を発表できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役	災害対策基本法第 60 条第 3 項（緊急安全確保）を踏まえた表現の適正化 表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 <u>なお</u>、緊急を要する場合は、副市長、危機管理監、区長又は消防長若しくは消防署長が臨時に代理する。 イ～エ （略）	割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 <u>(エ)</u> 緊急を要する場合は、副市長、危機管理監、区長又は消防長若しくは消防署長が臨時に代理する。 イ～エ （略）	
一般 87	表 3－ <u>4</u> 災害対策基本法等関係法令による避難の指示の実施責任者 表（略）	表 3－ <u>5</u> 災害対策基本法等関係法令による避難の指示の実施責任者 表（略）	
一般 87	(2) 市長は、避難の指示をしたとき、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、総括班に命じ、指示の種別、実施責任者、指示の理由、日時、避難の対象区域、連絡先等を記録させるとともに、<u>ただ</u>ちに知事に報告する。また、必要に応じ警察署並びに避難所として利用する施設の管理者その他関係機関に連絡し協力を求める。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。 (3) 市長は、避難の必要がなくなったときは、その旨を避難者に防災メール等、適切な方法により公表するとともに、知事に報告する。	(2) <u>避難の指示の記録・報告等</u> 市長は、避難の指示をしたとき、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、総括班に命じ、指示の種別、実施責任者、指示の理由、日時、避難の対象区域、連絡先等を記録させるとともに、<u>直</u>ちに知事に報告する。また、必要に応じ警察署並びに避難所として利用する施設の管理者その他関係機関に連絡し協力を求める。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。 (3) <u>避難の解除</u> 市長は、避難の必要がなくなったときは、その旨を避難者に防災メール等、適切な方法により公表するとともに、知事に報告する。	
一般 87	2 避難の指示の伝達方法 市長は、危険地域の自主防災組織、住民<u>及び</u>事業所等	2 避難の指示の伝達方法 <u>・</u>市長は、危険地域の自主防災組織、住民<u>、</u>事業所等に	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 88	に対し同報無線、サイレン、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、緊急速報メール、テレビ、災害情報共有システム（Lアラート）、ラジオ、広報車その他の方法により住民に周知徹底を図る。その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。 避難の指示を行う場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。 （略） 3 （略） 4 避難者の誘導等 （1）市 住民の避難にあたっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、高齢者、障がいのある人等の保護を優先するなど、要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施する<u>ものとする</u>。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求める<u>ものとする</u>。 （2）、（3） （略）	対し同報無線、サイレン、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、緊急速報メール、テレビ、災害情報共有システム（Lアラート）、ラジオ、広報車その他の方法により住民に周知徹底を図る。その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。 ・市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。 ・避難の指示を行う場合の伝達内容は<u>おおむ</u>ね次のとおりとする。 （略） 3 （略） 4 避難者の誘導等 （1）市 住民の避難にあたっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、高齢者、障がいのある人等の保護を優先するなど、要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施する。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求める。 （2）、（3） （略）	
一般 88	5 安否確認 安否確認の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮す	5 安否確認 安否確認の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮す	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 88	るよう努める<u>ものとする</u>。 6 要配慮者の避難支援 市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者のための静岡市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難支援に努める<u>ものとする</u>。	るよう努める。 6 要配慮者の避難支援 市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者のための静岡市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難支援に努める。	県計画に準じて修正 地震対策編より移動
一般 88	7 警戒区域の設定 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体<u>に対する危険を防止するため</u>、特に必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、<u>もしくは禁止し</u>、又は当該地域からの退去を命ずることができる。	7 警戒区域の設定 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体<u>を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するために</u>、特に必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、<u>若しくは禁止し</u>、又は当該地域からの退去を命ずることができる。 <u>また、市長は、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。</u>	
地震 89			
一般 88	(1) 警察官、海上保安官又は自衛官の代行 警察官、海上保安官又は自衛官は法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、<u>ただ</u>ちにその旨を市長に通知する。 (2) (略)	(1) 警察官、海上保安官又は自衛官の代行 警察官、海上保安官又は自衛官は法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、<u>直</u>ちにその旨を市長に通知する。 (2) (略)	
一般 89	8 物資調達・輸送調整等支援システム 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支	8 物資調達・輸送調整等支援システム <u>・</u>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 89	援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、生活必需品、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める<u>ものとする</u>。 <u>(新規)</u> 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める<u>ものとする</u>。 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める<u>ものとする</u>。 9 避難行動要支援者への支援 市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズを把握し、継続した福祉サービスの提供を行うよう努める<u>ものとする</u>。 (1) (略) (2) 被災した避難行動要支援者への支援活動	援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、生活必需品、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 <u>・市は、交通の途絶により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプターや無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u> <u>・市は、</u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 <u>・市は、</u>大規模な災害発生のおそれがある場合、物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 9 避難行動要支援者への支援 市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズを把握し、継続した福祉サービスの提供を行うよう努める。 (1) (略) (2) 被災した避難行動要支援者への支援活動	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する<u>ものとする</u>。 ア （略） イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うよう努める<u>ものとする</u>。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。 ウ （略）	避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。 ア （略） イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うよう努める。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。 ウ （略）	
一般 90	10 学校、社会福祉施設等における避難対策 <u>(1)</u> 学校、大規模事業所、特殊建築物等の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。 <u>(2)</u> 病院、社会福祉施設等並びに多数の病人及び身動きの不自由な者を受入れている施設の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。	10 学校、社会福祉施設等における避難対策 ・学校、大規模事業所、特殊建築物等の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。 ・病院、社会福祉施設等並びに多数の病人及び身動きの不自由な者を受<u>け</u>入れている施設の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。	
一般 90	11 （略） 12 罹災者の救出 <u>(新規)</u>	11 （略） 12 罹災者の救出 <u>市は、市内における関係機関による救出活動につい</u>	防災基本計画・県計

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 91	(1) (略) (2) 救出の方法 (略) なお、救護に必要な計画については、警察、医師会及び関係交通機関と連絡調整を図っておく<u>ものとする</u>。 (3) (略) (4) 警察との連携 交通規制<u>及び</u>現場の警備等が必要となるため、特に警察署と緊密に連携して、罹災者の救出にあたる<u>ものとする</u>。 (5) 医療機関との連携 市内の総合病院、医師会、看護協会等と連携して、救急業務にあたる<u>ものとする</u>。 (6) 救出期間 災害救助法が適用された場合の救出の期間は、<u>災害発生の日から3日以内とする</u>。ただし、これによりがたい場合は、知事と協議をして期間を延長することができる。 13 (略) 14 広域避難・広域一時滞在 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県	<u>て、必要に応じて合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。</u> (1) (略) (2) 救出の方法 (略) なお、救護に必要な計画については、警察、医師会及び関係交通機関と連絡調整を図っておく。 (3) (略) (4) 警察との連携 交通規制<u>や</u>現場の警備等が必要となるため、特に警察署と緊密に連携して、罹災者の救出にあたる。 (5) 医療機関との連携 市内の総合病院、医師会、看護協会等と連携して、救急業務にあたる。 (6) 救出期間 災害救助法が適用された場合の救出の期間は、<u>◇資料編6－1による</u>。ただし、これによりがたい場合は、知事と協議をして期間を延長することができる。 <u>◇資料編6－1：災害救助法の適用</u> 13 (略) 14 広域避難・広域一時滞在 <u>・</u>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合におい	画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	内他への受入れについては静岡県及び当該市町に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結をするなど、災害時の具体的な避難や受入の方法を含めた手順等を定めるよう努める<u>ものとする</u>。<u>また</u>、市は、避難所及び避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める<u>ものとする</u>。 市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める<u>ものとする</u>。<u>また</u>、政府本部、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める<u>ものとする</u>。	て、県内他への受入れについては静岡県及び当該市町に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。 ・市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結をするなど、災害時の具体的な避難や受入<u>れ</u>の方法を含めた手順等を定めるよう努める。 ・市は、避難所及び避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 ・市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 ・<u>市及び県は</u>、政府本部、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 92	本市の平野部は浜岡原子力発電所から約40km～70kmの距離にあり、原子力災害による広域避難者の受入れも併せて考慮する必要がある。 (1) (略) (2) 県内他市町から避難者を受入れる場合 広域避難を受入れる場合は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 (略) (3) (略) 第10節 孤立集落への支援計画 [区、農水、建設、消防] (略) 災害による道路の途絶などが発生した場合には、速やかに孤立集落を把握する<u>ものとする</u>。また、被災者の生命を守るため、迅速に救命救助を実施するとともに、防災関係機関と連携・協力して安否確認、健康観察、緊急支援物資の供給、電気・通信等のインフラの確保などを行う<u>ものとする</u>。	<u>・</u>本市の平野部は浜岡原子力発電所から約40km～70kmの距離にあり、原子力災害による広域避難者の受入れも併せて考慮する必要がある。 (1) (略) (2) 県内他市町から避難者を受<u>け</u>入れる場合 広域避難を受<u>け</u>入れる場合は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 (略) (3) (略) 第10節 孤立集落への支援計画 [区、農水、建設、消防] (略) 災害による道路の途絶などが発生した場合には、速やかに孤立集落を把握する。また、被災者の生命を守るため、迅速に救命救助を実施するとともに、防災関係機関と連携・協力して安否確認、健康観察、緊急支援物資の供給、電気・通信等のインフラの確保などを行う。	
一般 92	1 孤立集落の把握 災害による道路の途絶などにより孤立集落が発生するおそれがある場合、<u>また</u>は孤立集落が発生した場合には、通行不可となった道路の先における人家及び迂回路の有無を確認することで、孤立集落を迅速に把握する<u>ものとする</u>。 孤立集落の発生を覚知した場合、集落における要救助者を迅速に把握するとともに、安否情報、ライフラインの途絶状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有	1 孤立集落の把握 災害による道路の途絶などにより孤立集落が発生するおそれがある場合、<u>又</u>は孤立集落が発生した場合には、通行不可となった道路の先における人家及び迂回路の有無を確認することで、孤立集落を迅速に把握する。 孤立集落の発生を覚知した場合、集落における要救助者を迅速に把握するとともに、安否情報、ライフラインの途絶状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無、備蓄の状況など、現地情報や必要な支援内容を確認	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 93	無、備蓄の状況など、現地情報や必要な支援内容を確認する<u>ものとする</u>。 2 孤立集落への支援 (1) 救出手段の確保・緊急避難の実施 孤立集落において、怪我人や病人などの要救助者を迅速に救出するため、ヘリコプターによる搬送体制を確保するとともに、必要に応じ緊急避難を行う<u>ものとする</u>。 また、緊急避難の必要がない場合であっても、孤立状態が続くと見込まれる場合には、被災者が避難するための避難所を確保する<u>ものとする</u>。 (2) 通信手段の確保 自治会長や自主防災組織を通じて、孤立集落における被害の状況や、被災者の状況を確認するとともに、今後の支援の状況を伝えるため、衛星携帯電話等を活用し通信手段を確保する<u>ものとする</u>。 (3) 緊急支援物資の確保・搬送 孤立集落の被災者に対して、備蓄食料等の状況や必要な支援物資等を確認し、被災者のニーズに応じて食料、飲料水、生活必需品等の必要な支援物資等を確保するとともに、関係機関と連携し被災者へ速やかに提供する<u>ものとする</u>。 (4) 緊急通行路・迂回路の確保 孤立状態を速やかに解消するため、途絶された道路の通行を可能とする最低限の通行路や迂回路を確保するとともに、迅速な道路復旧に努める<u>ものとする</u>。	する。 2 孤立集落への支援 (1) 救出手段の確保・緊急避難の実施 孤立集落において、怪我人や病人などの要救助者を迅速に救出するため、ヘリコプターによる搬送体制を確保するとともに、必要に応じ緊急避難を行う。 また、緊急避難の必要がない場合であっても、孤立状態が続くと見込まれる場合には、被災者が避難するための避難所を確保する。 (2) 通信手段の確保 自治会長や自主防災組織を通じて、孤立集落における被害の状況や、被災者の状況を確認するとともに、今後の支援の状況を伝えるため、衛星携帯電話等を活用し通信手段を確保する。 (3) 緊急支援物資の確保・搬送 孤立集落の被災者に対して、備蓄食料等の状況や必要な支援物資等を確認し、被災者のニーズに応じて食料、飲料水、生活必需品等の必要な支援物資等を確保するとともに、<u>ヘリコプターや無人航空機等の輸送手段を活用し</u>、関係機関と連携し被災者へ速やかに提供する。 (4) 緊急通行路・迂回路の確保 孤立状態を速やかに解消するため、途絶された道路の通行を可能とする最低限の通行路や迂回路を確	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 93	る。 第 11 節 避難所運営計画 [危機、福祉]	保するとともに、迅速な道路復旧に努める。 第 11 節 避難所運営計画 [危機、区、福祉]	担当部局の修正
一般 93	1 避難所の安全管理 (1) 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市職員を配置し、避難所運営本部の活動支援、自主防災組織との連絡及び施設の管理等にあたる。 (2) 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 (3) 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。 (4) 正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。 (5) 火災が発生した場合、火災状況、風向き、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の広域避難地への避難のため、幹線避難路の状況等、常に情報収集に努める。 (6) 避難所内に傷病人がいる場合は、速やかに適切な措置を講ずる。 (7) 給食、給水その他当面必要とされる物資の供給等にあたっては、適切かつ迅速に措置して、避難者に不平不満が生じないように努める。 (8) 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、性の多様	1 避難所の安全管理 ・避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市職員を配置し、避難所運営本部の活動支援、自主防災組織との連絡及び施設の管理等にあたる。 ・避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ・避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。 ・正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。 ・火災が発生した場合、火災状況、風向き、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の広域避難地への避難のため、幹線避難路の状況等、常に情報収集に努める。 ・避難所内に傷病人がいる場合は、速やかに適切な措置を講ずる。 ・給食、給水その他当面必要とされる物資の供給等にあたっては、適切かつ迅速に措置して、避難者に不平不満が生じないように努める。 ・避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、性の多様性の観	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 93	性の観点から、性別等の違いによるニーズ等、要配慮者、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する<u>ものとする</u>。 <u>(9)</u> 避難所における動物の飼養については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 2 避難所の開設・運営等 市は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずる<u>とともに、市が</u>設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	点から、性別等の違いによるニーズ等、要配慮者、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。 ・避難所における動物の飼養については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 2 避難所の開設・運営等 ・市は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。 ・市は、設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 ・市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。 ・車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行う避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報をこれらの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正「避難所以外で生活を送る避難者等への支援」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	県は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。 (1) 避難所の開設 市は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、管理するための責任者を速やかに派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。大規模な災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を受入れるため、福祉避難所となる施設の管理者に開設を要請する。<u>なお</u>、必要に応じて県に応援を要請する。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の派遣を要請する。 <u>さらに</u>、要配慮者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める<u>ものとする</u>。 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市内に避難所を設置・維持することの適否を検討する。	<u>向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u> ・県は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。 (1) 避難所の開設 市は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、管理するための責任者を速やかに派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。 <u>ア 福祉避難所の開設及び応援要請等</u> ・市は、大規模な災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を受け入れるため、福祉避難所となる施設の管理者に開設を要請する。 ・市は、必要に応じて県に応援を要請する。<u>さらに</u>、避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の派遣を要請する。 ・市は、要配慮者に配慮して、<u>県が協定を締結する</u>旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 <u>イ 避難所設置等の適否検討</u> 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市内に避難所を設置・維持することの適否を検討する。 <u>ウ 開設状況の報告と混雑情報の周知</u>	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める<u>とともに</u>、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める<u>ものとする</u>。 （２） 避難所の管理、運営 市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営を支援する。市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。 （略） ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告 イ、ウ （略） <u>（新規）</u> エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握	<u>・市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</u> <u>・市は</u>、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。 （２） 避難所の管理、運営 市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理<u>し</u>、運営を支援する。市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。 （略） ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車<u>中泊避難</u>等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告 イ、ウ （略） <u>エ 避難所開設当初から、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u> <u>オ</u> 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>オ</u> 避難行動要支援者への配慮 <u>カ</u> 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド、パーティション等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握<u>並び</u> <u>に</u>必要な措置の実施 <u>(新規)</u> <u>キ</u> 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施 <u>ク</u> 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮 <u>ケ</u> 相談窓口の設置（女性指導員の配置） <u>コ</u> 高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人、性的マイノリティ等の要配慮者への配慮 <u>サ</u> 避難所運営組織において男女双方の意見が取り入れられる協力体制の確保 <u>シ</u> 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮 <u>ス</u> 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペ	<u>カ</u> 避難行動要支援者への配慮 <u>キ</u> 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握<u>に努</u> <u>め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等</u>必要な措置の実施 <u>ク</u> <u>簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮</u> <u>ケ</u> 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施 <u>コ</u> 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮 <u>サ</u> 相談窓口の設置（女性指導員の配置） <u>シ</u> 高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人、性的マイノリティ等の要配慮者への配慮 <u>ス</u> 避難所運営組織において男女双方の意見が取り入れられる協力体制の確保 <u>セ</u> 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮 <u>ソ</u> 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	アによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮 <u>セ</u> 避難所における女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供 <u>ソ</u> ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底 <u>タ</u> 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する<u>ものとする</u>。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること <u>チ</u> 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生	難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮 <u>タ</u> 避難所における女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供 <u>チ</u> <u>被災者支援等の観点から</u> ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底 <u>ツ</u> 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること <u>テ</u> 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NP</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成 ツ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施 テ 夏季における熱中症の予防や対処法に関する普及啓発 (3) (略) (4) 2次的避難所 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 市は、県と連携し、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、県と連携し、速やかにその確保に努める。 (5) 避難所開設状況等の報告 (略) ア 避難所開設状況報告（開設後ただちに行う）	O、ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成 ト 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施 ハ 夏季における熱中症の予防や対処法に関する普及啓発 (3) (略) (4) 2次的避難所 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 ・市は、県と連携し、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、県と連携し、速やかにその確保に努める。 (5) 避難所開設状況等の報告 (略) ア 避難所開設状況報告（開設後直ちに行う） (ア) 開設の日時及び場所	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 96	(ア) 開設の日時及び場所 (イ) 箇所数及び受入人員 (ウ) 開設期間の見込み イ (略) ウ 避難所閉鎖報告（閉鎖後<u>ただ</u>ちに行う） 3 避難所の早期解消 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。 <u>なお</u>、市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。 他の都道府県への応急仮設住宅等への収容については、「第9節 <u>避難救出計画</u> 13 <u>広域避難・広域一時滞在</u>」による。	(イ) 箇所数及び受入人員 (ウ) 開設期間の見込み イ (略) ウ 避難所閉鎖報告（閉鎖後<u>直</u>ちに行う） 3 避難所の早期解消 <u>・</u>市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。 <u>・</u>また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。 <u>・</u>市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。 <u>・</u>他の都道府県への応急仮設住宅等への収容については、▼「第9節 <u>避難救出計画</u> 14 <u>広域避難・広域一時滞在</u>」による。	
一般 96	第12節 被災動物の救護計画 [衛生] (略)	第12節 被災動物の救護計画 [衛生] (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 96	1 同行避難動物への対応 (1) 市 「静岡市被災動物救護計画」等により、避難所等におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (2) (略) 2、3 (略)	1 同行避難動物への対応 (1) 市 <u>ア</u> 「静岡市被災動物救護計画」等により、避難所等におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 <u>イ 「避難所ペットスペース設営ボックス」を拠点となる避難所の防災倉庫に配備し、使用方法について自主防災組織等に周知を行う。</u> <u>ウ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u> <u>◇資料編4-37：避難所ペットスペース設営ボックス配備先一覧</u> (2) (略) 2、3 (略)	市独自の取組の追加 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」
一般 97	第13節 食料供給計画 [財政、商工、教育] 災害により日常の食事に支障がある<u>リ</u>災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市、県等の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮する<u>ものとする。</u>	第13節 食料供給計画 [財政、商工、教育] 災害により日常の食事に支障がある<u>罹</u>災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市、県等の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮する。	

現行頁	目次再編案		新文書	備考
一般 97	1 実施主体と実施内容		1 実施主体と実施内容	
一般 97	応急食料の確保計画量	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める <u>ものとする</u> 。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。	応急食料の確保計画量	
一般 97	実施主体	内容	実施主体	
	県	(略) ・ 応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(12-2-1)のとおり)とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達する。 ・ 応急食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼する。当該食料調達先に依頼できないときは、 <u>静岡県地域防災計画<第19節輸送計画>に基づき措置する</u> 。 (略)	県	
	市	1、2 (略) 3 協定先業者の取扱い物資の在庫量(供給可能量)を <u>ただ</u> ちに把握するよう努める。 4、5 (略) 6 市は、避難地その他の拠点に炊出し施設を設け、食料の提供を行うとともに、炊出しに必要なLPガス及び燃料器具の支給又はあつせんを行う。 7 (略) ◇ 物資調達に関する協定 <u>(資料編5-9)</u>	市	
	市民及び自主防災組織	(略) ・ 自主防災組織は、市の行う物資の配分に協力し、必要に応じ炊出しを行うものとする。また、炊出しに必要なLPガス及び燃料器具等を地域内のLPガス販売業者等の協力を得て確保する。	市民及び自主防災組織	
	農林水産省	県から応急食料の調達について協力要請があった <u>時</u> は、応急食料をあつせんし又は調達する。	農林水産省	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 99	2 実施内容等 (1)、(2) (略) (3) 給与の方法 給与は次の2種類とする。 ア 炊出し 罹災者に対する応急炊出し及び食料品給与の担当を定め、緊急の場合は必要に応じて自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力を求め、給食施設あるいは仮設炊飯施設により炊出しを行う。 給食については、民間給食施設や食品製造業者等に協力を要請するなど、被災状況に適応して実施する。また、学校給食センター及び小中学校給食室は、供給体制が整い次第、避難者などの食料供給に協力する。 なお、衛生面に留意し、飲料水の衛生処理、器具、容器の洗浄、ハエ等の害虫駆除等を図るものとし、罹災者の健康保持のため、栄養指導についても配慮する<u>ものとする</u>。 イ (略) (4) 実施期間 <u>災害発生の日から7日以内とする。</u> ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。 (5) 輸送方法	2 実施内容等 (1)、(2) (略) (3) 給与の方法 給与は次の2種類とする。 ア 炊<u>き</u>出し 罹災者に対する応急炊<u>き</u>出し及び食料品給与の担当を定め、緊急の場合は必要に応じて自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力を求め、給食施設あるいは仮設炊飯施設により炊<u>き</u>出しを行う。 給食については、民間給食施設や食品製造業者等に協力を要請するなど、被災状況に適応して実施する。また、<u>学校給食施設（学校給食センター及び小中学校給食室）</u>は、供給体制が整い次第、避難者などの食料供給に協力する。なお、衛生面に留意し、飲料水の衛生処理、器具、容器の洗浄、ハエ等の害虫駆除等を図るものとし、罹災者の健康保持のため、栄養指導についても配慮する。 イ (略) (4) 実施期間 <u>災害救助法が適用された場合の食料給与期間は、 ◇資料編6－1による。</u> ただし、期間内に炊<u>き</u>出しその他による食品給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。 (5) 輸送方法	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 99	調達する食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するものとし、当該業者において措置できないときは、「第26節 輸送計画」に<u>基づき措置するものとする</u>。 3 調達の方法 (略) 災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引き渡しを要請する<u>ものとする</u>。	調達する食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するものとし、当該業者において措置できないときは、▼「第 25 節 輸送計画」に<u>よる</u>。 3 調達の方法 (略) 災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引き渡しを要請する。	
一般 100	4 費用の限度額等 災害救助法が適用された場合、炊出しその他による食品給与のために支出できる費用の限度額は、<u>災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする</u>。	4 費用の限度額等 災害救助法が適用された場合、炊<u>き</u>出しその他による食品給与のために支出できる費用の限度額は、<u>◇資料編 6－1による</u>。	
一般 100	5 実施状況の報告及び整備書類の作成 県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。	5 実施状況の報告及び整備書類の作成 県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。	
一般 100	第14節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画 [財政、商工] (略) なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する<u>ものとする</u>。	第14節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画 [財政、商工] (略) なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。	

現行頁	目次再編案		新文書		備考
一般 100	1 実施主体と実施内容		1 実施主体と実施内容		
一般 100	物資の確保計画量	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める <u>ものとする</u> 。 (略)	物資の確保計画量	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 (略)	
一般 100	実施主体	内容	実施主体	内容	
	県	(略) ・物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(12-3-1)及び(12-3-2)の <u>とおり</u>)とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。 ・物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、 <u>静岡県地域防災計画<第19節輸送計画>に基づき措置する</u> 。 (略)	県	(略) ・物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等▼(「県地域防災計画資料編Ⅱ(12-3-1)及び(12-3-2)」)とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。 ・物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、 <u>▼「県地域防災計画 第3章 第19節 輸送計画」による</u> 。 (略)	
	市	1、2 (略) 3 協定先業者の取扱 <u>い</u> 物資の在庫量(供給可能量)を <u>た</u> <u>だ</u> ちに把握するよう努める。 4、5 (略) 6 市は、避難地その他の拠点に炊出し施設を設け、食料の提供を行うとともに、炊出しに必要なLPガス及び燃料器具の支給又はあつせんを行う。 7 緊急物資の調達について、協定を締結している事業者に要請する。 ◇ <u>物資調達に関する協定(資料編5-9)</u> 8 あらかじめ協定を締結した業者から、炊出しに必要なLPガス及び器具等を調達する。 (略)	市	1、2 (略) 3 協定先業者の取扱物資の在庫量(供給可能量)を <u>直</u> ちに把握するよう努める。 4、5 (略) 6 市は、避難地その他の拠点に炊 <u>き</u> 出し施設を設け、食料の提供を行うとともに、炊 <u>き</u> 出しに必要なLPガス及び燃料器具の支給又はあつせんを行う。 7 緊急物資の調達について、協定を締結している事業者に要請する。 ◇ <u>資料編5-9：物資調達に関する協定</u> 8 あらかじめ協定を締結した業者から、炊 <u>き</u> 出しに必要なLPガス及び器具等を調達する。 (略)	
	市民及び自主防災組織	(略) ・自主防災組織は、市の行う物資の配分に協力し、必要に応じ炊出しを行うものとする。また、炊出しに必要なLPガス及び燃料器具等を地域内のLPガス販売業者等の協力を得て確保する。	市民及び自主防災組織	(略) ・自主防災組織は、市の行う物資の配分に協力し、必要に応じ炊 <u>き</u> 出しを行うものとする。また、炊 <u>き</u> 出しに必要なLPガス及び燃料器具等を地域内のLPガス販売業者等の協力を得て確保する。	

現行頁	目次再編案		新文書		備考
一般 102	日本赤十字社 静岡県支部	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	(略)	
	経済産業省	県から物資の調達について協力要請があった <u>時</u> は、物資をあっせんし又は調達する。	経済産業省	県から物資の調達について協力要請があった <u>とき</u> は、物資をあっせんし又は調達する。	
	2 実施事項 (1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水 <u>も</u> しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、 <u>ただ</u> ちに日常生活を営むことが困難な者 なお、床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない。 (2)、(3) (略) (4) 調達 被災者に対する生活必需品の調達担当は、被災の程度により必要とする物資を速やかに調達できるよう努めるものとし、調達が困難な物資については、県に対し調達又はあっせんを要請する <u>ものとする</u> 。 ◇物資調達に関する協定 <u>(資料編 5－9)</u> (5) 輸送の方法 ア 調達した物資の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼する <u>ものとする</u> 。 イ 当該物資発注先の業者等において輸送できないときは、「第26節 輸送計画」に基づき市が措置する <u>ものとする</u> 。 (6) (略)		2 実施事項 (1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水 <u>若</u> しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、 <u>直</u> ちに日常生活を営むことが困難な者 なお、床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない。 (2)、(3) (略) (4) 調達 被災者に対する生活必需品の調達担当は、被災の程度により必要とする物資を速やかに調達できるよう努めるものとし、調達が困難な物資については、県に対し調達又はあっせんを要請する。 ◇ <u>資料編 5－9</u> ：物資調達に関する協定 (5) 輸送の方法 ア 調達した物資の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼する。 イ 当該物資発注先の業者等において輸送できないときは、▼「第 25節 輸送計画」に基づき市が措置する。 (6) (略)		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 103	(7) 費用の限度額 災害救助法が適用された場合、<u>給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。</u> (8) 給与又は貸与の期間 災害救助法が適用された場合の給与又は貸与の期間は、<u>最終的に物資が被災者の手に渡されるまでの期間であり、災害発生の日から 10 日以内である。</u>ただし、交通のと絶、物資の調達が困難など特別の理由があるときは、知事と協議をして必要最小限度の期間を延長することができる。 (9) 実施状況の報告及び整備書類の作成 県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。 3 市長の要請を待たずに行う県の実施事項 県は、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、市からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、市へ輸送することを検討する。 県は、要請によらない場合も市へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。	(7) 費用の限度額 災害救助法が適用された場合、<u>の給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、◇資料編 6－1 による。</u> (8) 給与又は貸与の期間 災害救助法が適用された場合の給与又は貸与の期間は、<u>◇資料編 6－1 による。</u> ただし、交通のと絶、物資の調達が困難など特別の理由があるときは、知事と協議をして必要最小限度の期間を延長することができる。 (9) 実施状況の報告及び整備書類の作成 県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。 <u>◇資料編 6－1：災害救助法の適用</u> 3 市長の要請を待たずに行う県の実施事項 ・<u>県は、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、市からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、市へ輸送することを検討する。</u> ・<u>県は、要請によらない場合も市へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。</u>	
一般 103	第 15 節 給水計画 [区、衛生、水道]	第 15 節 給水計画 [区、衛生、水道]	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 103	(略) 1 実施事項 (1)～(3) (略) (4) 費用の限度額等 災害救助法が適用された場合、飲料水の供給に必要な費用の限度額は、<u>災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。</u> <u>なお、対象経費は次のとおりである。</u> <u>ア 水の購入費（ただし、真にやむを得ない場合に限る。）</u> <u>イ 給水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費</u> <u>ウ 薬品又は資材費</u> (5) 飲料水の供給期間 災害救助法<u>に基づく</u>供給は、<u>災害発生の日から7日以内とする。</u>ただし、知事と協議し必要最小限の期間を延長することができる。	(略) 1 実施事項 (1)～(3) (略) (4) 費用の限度額等 災害救助法が適用された場合<u>の</u>飲料水の供給に必要な費用の限度額<u>及び</u>対象経費は、◇資料編6－1による。 (5) 飲料水の供給期間 災害救助法が適用された場合の飲料水供給期間は、◇資料編6－1による。 ただし、知事と協議し必要最小限の期間を延長することができる。 ◇資料編6－1：災害救助法の適用	
一般 104	2、3 (略) 第16節 水道及び下水道対策計画 [水道、下水] この計画は、市民の日常生活及び産業経済活動に欠くことのできない水道事業並びに下水道事業の各施設、設備についての応急措置について定める<u>ものとする。</u>	2、3 (略) 第16節 水道及び下水道対策計画 [水道、下水] この計画は、市民の日常生活及び産業経済活動に欠くことのできない水道事業並びに下水道事業の各施設、設備についての応急措置について定める。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 104	1 上水道 取水、浄水及び配水の各施設について、設備の防護に全力を挙げ給水不能の範囲を可能な限り最小限にとどめるよう努める<u>ものとする</u>。また、過去の被災メカニズムを検証するとともに、他事業体の被災事例を調査することで改善に努める<u>ものとする</u>。 (1) 停電の場合 取水場、浄水場、配水場等において、自家発電装置のある施設はこれに切り替え、断水防止に万全の措置を講ずる<u>ものとする</u>。 (2) 水道水が汚染し、又は汚染のおそれがある場合 施設が破壊し、毒物等の混入が予想され、又は混入の事実を知った場合は、<u>ただ</u>ちに配水を中止し、同報無線や広報車による広報、静岡市防災メールによる情報配信、報道機関による放送等により水道の使用禁止の周知徹底を図るとともに、破壊箇所の復旧、施設の洗浄並びに消毒を実施して毒物等の除去に努める。 (3) 取水、浄水、配水施設が破損した場合 一部の取水、配水系統が破損した場合は、断水区域の縮小を図り、断水区域に対して応急給水を実施するとともに、破損箇所の復旧に全力を挙げる<u>ものとする</u>。 また、施設の大部分が破損した場合は施設の応急復旧を実施する。 (4) 配水管が破損した場合	1 上水道 取水、浄水及び配水の各施設について、設備の防護に全力を挙げ給水不能の範囲を可能な限り最小限にとどめるよう努める。また、過去の被災メカニズムを検証するとともに、他事業体の被災事例を調査することで改善に努める。 (1) 停電の場合 取水場、浄水場、配水場等において、自家発電装置のある施設はこれに切り替え、断水防止に万全の措置を講ずる。 (2) 水道水が汚染し、又は汚染のおそれがある場合 施設が破壊し、毒物等の混入が予想され、又は混入の事実を知った場合は、<u>直</u>ちに配水を中止し、同報無線や広報車による広報、静岡市防災メールによる情報配信、報道機関による放送等により水道の使用禁止の周知徹底を図るとともに、破壊箇所の復旧、施設の洗浄並びに消毒を実施して毒物等の除去に努める。 (3) 取水、浄水、配水施設が破損した場合 一部の取水、配水系統が破損した場合は、断水区域の縮小を図り、断水区域に対して応急給水を実施するとともに、破損箇所の復旧に全力を挙げる。 また、施設の大部分が破損した場合は施設の応急復旧を実施する。 (4) 配水管が破損した場合	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 105	配水管が破損し、出水による浸水、道路陥没等の被害が発生、又は発生のおそれがある場合は、配水を一時制限又は停止の措置をとる<u>ものとする</u>。このため、断水が生じたときは速やかに応急給水を実施する。 2 下水道 下水道の防護に全力を挙げるとともに、施設に被害を生じたときは、<u>ただち</u>に応急復旧に努めるとともに下水処理機能及び排水機能の確保を図る<u>ものとする</u>。 (1) 応急措置 ア 停電の場合 ポンプ場、浄化センター等において停電した場合には、<u>ただち</u>に機器が正常に作動するか確認し、自家発電装置に切り替え、施設の維持管理に万全の体制を講ずる<u>ものとする</u>。 イ 浸水の場合 浄化センターが浸水した場合は、<u>ただち</u>に排水を図るため、被災箇所・状況を調査し、速やかに応急措置を講じる。また、下水道幹線・雨水幹線の破損による浸水については、被害が広範囲に及ぶおそれがあり、応急復旧は特に迅速に行う必要がある。排水不能の事態が発生した場合には、移動ポンプを設置して排水作業を行う<u>ものとする</u>。 ウ 管きよの閉塞 管きよ等の破損により、管きよ内に土砂等が流入・堆積した場合においては、速やかに閉塞箇所	配水管が破損し、出水による浸水、道路陥没等の被害が発生、又は発生のおそれがある場合は、配水を一時制限又は停止の措置をとる。このため、断水が生じたときは速やかに応急給水を実施する。 2 下水道 下水道の防護に全力を挙げるとともに、施設に被害を生じたときは、<u>直ち</u>に応急復旧に努めるとともに下水処理機能及び排水機能の確保を図る。 (1) 応急措置 ア 停電の場合 ポンプ場、浄化センター等において停電した場合には、<u>直ち</u>に機器が正常に作動するか確認し、自家発電装置に切り替え、施設の維持管理に万全の体制を講ずる。 イ 浸水の場合 浄化センターが浸水した場合は、<u>直ち</u>に排水を図るため、被災箇所・状況を調査し、速やかに応急措置を講じる。また、下水道幹線・雨水幹線の破損による浸水については、被害が広範囲に及ぶおそれがあり、応急復旧は特に迅速に行う必要がある。排水不能の事態が発生した場合には、移動ポンプを設置して排水作業を行う。 ウ 管きよの閉塞 管きよ等の破損により、管きよ内に土砂等が流入・堆積した場合においては、速やかに閉塞箇所	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 105	を把握し、障害物を除去し、流入防止等の応急措置をとる<u>ものとする</u>。 エ 津波警報が発表された場合の措置 ポンプ場、浄化センター等においては、津波警報が発表された場合は、<u>ただ</u>ちに放流ゲートを閉め、放流口からの浸水を防止する。なお、流入水位が上昇した場合は、放流口水位の状態を見ながらゲートを調整し放流する。 (2) 要員の確保 緊急活動の実施にあたり、要員に不足を生じたときは、他の部・班の職員の応援を要請する<u>ものとする</u>が、なお不足するときは「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に加入する地方公共団体（東京都及び政令市）に対して要員の派遣を要請する<u>ものとする</u>。 (3) 応急復旧用資機材の確保 災害の規模により大量の資器材が必要になる場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に加入する地方公共団体（東京都及び政令市）及び災害協定締結済の団体等に緊急的に資機材の調達を要請する<u>ものとする</u>。 (4) (略) 第17節 応急仮設住宅等 <u>[建築]</u> <u>1 基本方針</u> <u>応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受</u>	を把握し、障害物を除去し、流入防止等の応急措置をとる。 エ 津波警報が発表された場合の措置 ポンプ場、浄化センター等においては、津波警報が発表された場合は、<u>直</u>ちに放流ゲートを閉め、放流口からの浸水を防止する。なお、流入水位が上昇した場合は、放流口水位の状態を見ながらゲートを調整し放流する。 (2) 要員の確保 緊急活動の実施にあたり、要員に不足を生じたときは、他の部・班の職員の応援を要請するが、なお不足するときは「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に加入する地方公共団体（東京都及び政令市）に対して要員の派遣を要請する。 (3) 応急復旧用資機材の確保 災害の規模により大量の資器材が必要になる場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に加入する地方公共団体（東京都及び政令市）及び災害協定締結済の団体等に緊急的に資機材の調達を要請する。 (4) (略) 第17節 応急仮設住宅等 <u>(▼第2章 第24節「応急住宅」に準ずる。)</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 106	<u>け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。</u> <u>その際早急に応急仮設住宅等を供与できるよう、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。</u> <u>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅等を供与する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u> <u>2 応急仮設住宅の概要</u> <u>（１） 一戸あたりの建築面積及び費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和 38 年静岡県規則第 25 号）による。</u> <u>（２） 高齢者や障がいのある人等に配慮した福祉仮設住宅や、戸数に応じた集会所の設置も可能である。</u> <u>（３） 着工については、原則として災害発生の日から 20 日以内とする。</u> <u>（４） 供与の期間は、原則として完成の日から2年以内とする。</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 106	<u>（５） 賃貸住宅の居室を仮設住宅として借上げることも可能である。</u> <u>（６） 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u> 3 本市が実施する事務 <u>建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現場監理、入居管理事務等の事務を実施する。</u>		
一般 106	第 18 節 住宅の応急修理 〔財政、建築〕 <u>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、緊急の修理という。）は、住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば、住家の被害が拡大するおそれがある者を対象に、日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準じる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者を対象に、災害救助法に基づき、県知事の委任を受けて、市長が実施する。</u>	第 18 節 住宅の応急修理 〔財政、建築〕 <u>（削除）</u>	
一般 106	1 緊急の修理の実施 <u>（新規）</u>	1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>（１） 市の実施事項</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大</u>	内閣府告示第 91 号 （令和 5 年 6 月 16 に 日）・県計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 107	<u>県の補助として、ブルーシートの展張などの緊急的な修理を、それらの知識・経験を有する団体等の協力を得て実施する。</u> <u>なお、緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了する。</u> 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施 <u>県の補助として、次の方針に基づき必要な住宅の応急修理を実施する。</u> <u>(1) 応急修理の対象については、屋根、居室、台所、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。</u> <u>(2) 一世帯あたりの費用については、災害救助基準（内閣府告示第228号）に定める額以内とする。</u> <u>(3) 応急修理の期間については、原則として災害発生の日から3か月以内に完了する。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内とする。</u>	<u>するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。</u> <u>(2) 災害救助法に基づく応急修理の実施</u> <u>災害救助法が適用された場合の応急修理の実施基準は、◇資料編6－1による。</u> 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施 <u>(1) 市の実施事項</u> <u>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。</u> <u>(2) 災害救助法に基づく緊急修理の実施</u> <u>災害救助法が適用された場合の緊急修理の実施基準は、◇資料編6－1による。</u> <u>◇資料編6－1：災害救助法の適用</u>	「災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の基準の一部改正」 内閣府告示第91号（令和5年6月16日）・県計画の修正に伴う修正 「災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の基準の一部改正」
一般 107	第19節 医療及び助産計画 [福祉、衛生、病院] (略)	第19節 医療及び助産計画 [福祉、衛生、病院] (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 107	1 基本方針 <u>ア</u> 市は、市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。 <u>イ</u> 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市独自では対応できない事態に対応する。 <u>ウ</u> 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からの <u>DMAT(災害派遣医療チーム)</u>、<u>DPAT(災害派遣精神医療チーム)</u>等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。 <u>エ</u> 県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠	1 基本方針 <u>(1) 医療救護体制の整備</u> 市は、市域内の医療救護を行うため、<u>市医師会等の協力を得て</u>救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。 <u>(2) 災害拠点病院による広域的な受入れ</u> 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入れを広域的に行い、市独自では対応できない事態に対応する。 <u>(3) 広域的な医療搬送と医療チームの受入れ</u> 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からの<u>災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）</u>、<u>災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）</u>、<u>災害支援ナース</u>等医療チーム（救護班）受入れによる治療を実施する。 <u>(4) 地域医療搬送</u> 県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポート	静岡県医療救護計画・県計画の修正に伴う修正 表現の適正化 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正「災害時支援ナースの充実・強化」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	点病院等の要請により市が行う。 <u>オ</u> 市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。 <u>カ</u> 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ<u>重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）</u>を行い、効率的な活動に努める<u>ものとする。</u> <u>キ</u> 県及び市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う<u>ものとする。</u> <u>ク</u> 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。 <u>ケ</u> 県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障<u>害</u>者等の生活機能の低下の防止等のため、<u>災害派遣福祉チーム（DWAT）</u>の応援派遣を行うものとする。 <u>コ</u> 特に、高齢者、障<u>害</u>のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応	までの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市が行う。 <u>（５） 医療救護活動</u> 市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを行い、効率的な活動に努める。 <u>（６） 広域災害・救急医療情報システム</u> 県及び市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。 <u>（７） 県による広域的な医療救護活動</u> 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。 <u>（８） DWAT等の応援派遣</u> 県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障<u>がい</u>者等の生活機能の低下の防止等のため、DWAT<u>や災害支援ナース</u>の応援派遣を行うものとする。特に、高齢者、障<u>がい</u>のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入	表現の適正化 表現の適正化 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 <u>サ</u> 県及び市は、保健師等による巡回健康相談等を実施する<u>ものとする</u>。 <u>シ</u> 県は、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所や救護所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 <u>(9) 健康相談</u> 県及び市は、保健師等による巡回健康相談等を実施する。 <u>(10) 多機関連携による医療提供体制の確保・継続</u> 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（<u>以下「JMAT」という。</u>）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、</u>民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所や救護所、<u>社会福祉施設</u>等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 <u>(11) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣</u> 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公	「災害時支援ナースの充実・強化」 表現の適正化 表現の適正化 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」 表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考																																														
	ス 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を行うものとする。 <u>（新規）</u>	共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を行うものとする。 (12) 日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム等の派遣要請 <u>県及び市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請する。</u>																																															
一般 108	2 救護所、救護病院及び災害拠点病院	2 救護所、救護病院及び災害拠点病院	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正																																														
一般 108	<table><tr><th>区分</th><th colspan="2">内容</th></tr><tr><td rowspan="2">救護所</td><td>設置</td><td>(略)</td></tr><tr><td>活動</td><td>ア 医療救護対象者の重傷度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (略)</td></tr><tr><td rowspan="2">仮・二次救護所</td><td>設置</td><td>災害発生当初は開設しないが、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を ふまえ、状況に応じて開設する。</td></tr><tr><td>活動</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">救護病院</td><td>設置</td><td>(略)</td></tr><tr><td>活動</td><td>ア 医療救護対象者の重傷度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (略)</td></tr><tr><td rowspan="2">災害拠点病院</td><td>設置</td><td>(略)</td></tr><tr><td>活動</td><td>ア 医療救護対象者の重傷度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (略)</td></tr></table>	区分	内容		救護所	設置	(略)	活動	ア 医療救護対象者の重傷度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (略)	仮・二次救護所	設置	災害発生当初は開設しないが、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を ふ まえ、状況に応じて開設する。	活動	(略)	救護病院	設置	(略)	活動	ア 医療救護対象者の重傷度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (略)	災害拠点病院	設置	(略)	活動	ア 医療救護対象者の重傷度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (略)	<table><tr><th>区分</th><th colspan="2">内容</th></tr><tr><td rowspan="2">救護所</td><td>設置</td><td>(略)</td></tr><tr><td>活動</td><td>ア トリアージ の実施 (略)</td></tr><tr><td rowspan="2">仮・二次救護所</td><td>設置</td><td>災害発生当初は開設しないが、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を 踏まえ、状況に応じて開設する。</td></tr><tr><td>活動</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">救護病院</td><td>設置</td><td>(略)</td></tr><tr><td>活動</td><td>ア トリアージ の実施 (略)</td></tr><tr><td rowspan="2">災害拠点病院</td><td>設置</td><td>(略)</td></tr><tr><td>活動</td><td>ア トリアージ の実施 (略)</td></tr></table>	区分	内容		救護所	設置	(略)	活動	ア トリアージ の実施 (略)	仮・二次救護所	設置	災害発生当初は開設しないが、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を 踏 まえ、状況に応じて開設する。	活動	(略)	救護病院	設置	(略)	活動	ア トリアージ の実施 (略)	災害拠点病院	設置	(略)	活動	ア トリアージ の実施 (略)	「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」
区分	内容																																																
救護所	設置	(略)																																															
	活動	ア 医療救護対象者の重傷度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (略)																																															
仮・二次救護所	設置	災害発生当初は開設しないが、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を ふ まえ、状況に応じて開設する。																																															
	活動	(略)																																															
救護病院	設置	(略)																																															
	活動	ア 医療救護対象者の重傷度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (略)																																															
災害拠点病院	設置	(略)																																															
	活動	ア 医療救護対象者の重傷度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (略)																																															
区分	内容																																																
救護所	設置	(略)																																															
	活動	ア トリアージ の実施 (略)																																															
仮・二次救護所	設置	災害発生当初は開設しないが、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を 踏 まえ、状況に応じて開設する。																																															
	活動	(略)																																															
救護病院	設置	(略)																																															
	活動	ア トリアージ の実施 (略)																																															
災害拠点病院	設置	(略)																																															
	活動	ア トリアージ の実施 (略)																																															
			表現の適正化																																														
			表現の適正化																																														
			表現の適正化																																														

現行頁	目次再編案		新文書		備考
		(略)			
一般 109	3 実施主体と実施内容		3 実施主体と実施内容		
一般 109	実施主体	内容	実施主体	内容	
	県	(略) - 知事は、市から救護班（DMAT、DPAT 等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関（静岡県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-3））に対して救護班の派遣を要請する。 - 知事は、市から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会（静岡県地域防災計画資料編Ⅱ（14-3-1））から調達・あつせんを図る。 - 知事は、市から輸血用血液の調達・あつせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センター（静岡県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-2））へ供給を要請する。 (略) - 知事は、市から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣を要請する。 (略) - 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院（静岡県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-1））への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。 (略)	県	(略) - 知事は、市から救護班（DMAT、DPAT 等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-3）」）に対して救護班の派遣を要請する。 - 知事は、市から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-3-1）」）から調達・あつせんを図る。 - 知事は、市から輸血用血液の調達・あつせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センター（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-2）」）へ供給を要請する。 (略) - 知事は、市から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、JMATの派遣を要請する。 (略) - 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-1）」）への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。 (略)	
	市	1 医療救護活動の基本方針 (1) (略) (2) 重症患者（生命を救うため、ただちに手術等の入院治療を必要とする者）及び中等症患者（多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を必要とする者）の医療救護は救護病院等で	市	1 医療救護活動の基本方針 (1) (略) (2) 重症患者（生命を救うため、直ちに手術等の入院治療を必要とする者）及び中等症患者（多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を必要とする者）の医療救護は救護病院等で行	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	行う。 (3) 負傷者の医療救護を市内の救護病院等で措置できない場合は、県が定める医療救護計画に基づき県災害対策本部に広域搬送を要請する<u>ものとする</u>。 (4)、(5) (略) (6) 医療救護活動の実施にあたっては、<u>必要に応じて、重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下トリアージという。）</u>を行い、効率的な活動に努める<u>ものとする</u>。 (7) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、必要に応じて応援等を行う<u>ものとする</u>。 2 実施事項 (1) 地震発生後、<u>ただ</u>ちに各医療救護施設の被害状況を調査し、被害に応じた対策を講じ医療救護体制を確立する。 (2)～(6) (略) 3 血液の確保 医療救護施設から輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、<u>ただ</u>ちに県に調達・あっせんを要請する。 4 県への医師等の派遣要請 市長は、救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは静岡県災害医療コーディネーターの助言等により、次の事項を示して、県に応援派遣医療チーム（DMAT <u>【災害派遣医療チーム】</u>、JMAT <u>【日本医師会災害医療チーム】</u>、DPAT <u>【災害派遣精神医療チーム】</u>等）及び保健師チームを要請する。 5 医薬品等の確保 (略) ◇ 医療救護に関する協定 <u>（資料編5-10）</u> 6～8 (略)	う。 (3) 負傷者の医療救護を市内の救護病院等で措置できない場合は、県が定める医療救護計画に基づき県災害対策本部に広域搬送を要請する。 (4)、(5) (略) (6) 医療救護活動の実施にあたっては、トリアージを行い、効率的な活動に努める。 (7) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、必要に応じて応援等を行う。 2 実施事項 (1) 地震発生後、<u>直</u>ちに各医療救護施設の被害状況を調査し、被害に応じた対策を講じ医療救護体制を確立する。 (2)～(6) (略) 3 血液の確保 医療救護施設から輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、<u>直</u>ちに県に調達・あっせんを要請する。 4 県への医師等の派遣要請 市長は、救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは静岡県災害医療コーディネーターの助言等により、次の事項を示して、県に応援派遣医療チーム（DMAT、JMAT、DPAT等）及び保健師チームを要請する。 5 医薬品等の確保 (略) ◇<u>資料編5-10：医療救護に関する協定</u> 6～8 (略)	表現の適正化 表現の適正化
市民及び自主防災	(略)	市民及び自主防災組織	(略)

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	組織		
一般 111	4 日本赤十字社静岡県支部の活動	4 日本赤十字社静岡県支部の活動	
一般 111	区分 内容	区分 内容	
	医療救護班の派遣	医療救護班の派遣	
	・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、 <u>ただ</u> ちに出動させる。 (略)	・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、 <u>直</u> ちに出動させる。 (略)	
	広域応援 (略)	広域応援 (略)	
一般 111	5 実施事項 (1)、(2) (略) (3) 医療及び助産の範囲	5 実施事項 (1)、(2) (略) (3) 医療及び助産の範囲	
一般 112	表 3-5 医療及び助産の範囲 表 (略)	表 3-6 医療及び助産の範囲 表 (略)	
一般 112	(4) 実施期間 <u>ア 医療 災害発生の日から 14 日以内</u> <u>イ 助産 分べんした日から 7 日以内</u> ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。	(4) 実施期間 <u>災害救助法が適用された場合の医療及び助産の実施期間は、◇資料 6-1 による。</u> ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。	
	(5) 医療及び助産の実施 被災者に対する医療については、医師会等の協力を得て医療チームを編成し、救護所の開設又は巡回により行う <u>ものとする</u> 。助産については、医師会、公的病院等の協力を得て、対応可能な病院、診療所で行う <u>ものとする</u> 。 災害の規模又は患者の発生状況によっては、県に応援派遣医療チーム（ <u>DMAT【災害派遣医療チーム】</u> 、	<u>◇資料編 6-1：災害救助法の適用</u> (5) 医療及び助産の実施 <u>・被災者に対する医療については、医師会等の協力を得て医療チームを編成し、救護所の開設又は巡回により行う。助産については、医師会、公的病院等の協力を得て、対応可能な病院、診療所で行う。</u> <u>・災害の規模又は患者の発生状況によっては、県に</u> 応援派遣医療チーム（ <u>DMAT、JMAT、DP</u>	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	JMAT【日本医師会災害医療チーム】、DPAT【災害派遣精神医療チーム】等）を要請するものとする。 なお、医療チームによる医療救護ができない場合又は医療チームによる医療救護が適当でないものについては、病院、診療所に医療救護を要請するものとする。 多数の負傷者が発生した場合は、トリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。 ◇医療救護に関する協定 （資料編 5－10） ◇救護所一覧表 （資料編 4－11） ◇救護病院一覧表 （資料編 4－12） （6） （略） （7） 医療品等の確保 医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医療品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力等の実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。 また、医薬品等が不足すると思われる場合には、県に調達を要請するものとする。 ◇医療救護に関する協定 （資料編 5－10） （8） 県への要請事項 市長は、医療及び助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に応援派遣医療チーム（DMAT【災害派遣医療チーム】、JMAT【日本医師会災害医療チーム】、DPAT【災害派遣	AT等）を要請する。 ・医療チームによる医療救護ができない場合又は医療チームによる医療救護が適当でないものについては、病院、診療所に医療救護を要請する。 ・多数の負傷者が発生した場合は、トリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。 ◇資料編 5－10：医療救護に関する協定 ◇資料編 4－11：救護所一覧表 ◇資料編 4－12：救護病院一覧表 （6） （略） （7） 医療品等の確保 医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医療品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力等の実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておく。 また、医薬品等が不足すると思われる場合には、県に調達を要請する。 ◇資料編 5－10：医療救護に関する協定 （8） 県への要請事項 市長は、医療及び助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に応援派遣医療チーム（DMAT、JMAT、DPAT等）及び保健師チームを要請する。	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 113	精神医療チーム】等）及び保健師チームを要請する ものとする。 （略） （9）、（10） （略） 6 健康への配慮 特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 市は、避難所や在宅などにおいて、健康観察が必要となる被災者に対し、保健師等による健康相談等や歯科衛生士等による口腔ケア活動等を実施するものとする。 7 （略）	（略） （9）、（10） （略） 6 健康への配慮 特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。 市は、避難所や在宅などにおいて、健康観察が必要となる被災者に対し、保健師等による健康相談等や歯科衛生士等による口腔ケア活動等を実施する。 7 （略）	
一般 113	第20節 防疫計画 [衛生、保健所、水道、環境] （略）	第20節 防疫計画 [衛生、保健所、水道、環境] （略）	
一般 114	1 （略） 2 実施方法 （1）防疫班の編成 防疫班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。 （2）実施基準 被災により周辺環境の衛生状態が低下し、感染症	1 （略） 2 実施内容 （削除） （1）実施基準 被災により周辺環境の衛生状態が低下し、感染症	内容の整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 115	発生のおそれがある次の場合に実施する<u>ものとする</u>。 （略） （<u>3</u>）、（<u>4</u>）（略） 3～5 （略） 6 その他 地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する<u>ものとする</u>。	発生のおそれがある次の場合に実施する。 （略） （<u>2</u>）、（<u>3</u>）（略） 3～5 （略） 6 その他 地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。	
一般 115	第 21 節 災害廃棄物処理計画 [環境、都市、建設、下水] （略）	第 21 節 災害廃棄物処理計画 [環境、都市、建設、下水] （略）	
一般 115	1 基本方針 （略） ・災害廃棄物等の処理にあたっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める<u>ものとする</u>。 （略） ・市民等からの問<u>い</u>合<u>わ</u>せにワンストップで対応できるよう、災害廃棄物コールセンターを設置する。	1 基本方針 （略） ・災害廃棄物等の処理にあたっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。 （略） ・市民等からの問合せにワンストップで対応できるよう、災害廃棄物コールセンターを設置する。	
一般 115	2 災害廃棄物等の処理方法 （1）（略）	2 災害廃棄物等の処理方法 （1）（略）	
一般 117	（2）生活ごみ・避難所ごみの処理	（2）生活ごみ・避難所ごみの処理	

令和6年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案		新文書		備考
一般 117	実施主体	内容	実施主体	内容	表現の適正化
	県	・市の要請に基づき市の行うごみ処理について処理場(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-1))や死亡獣畜処理場(市又は清掃業者)(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-3-1))、清掃用運搬資機材(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-3))のあっせん、必要な指導を行う。 (略)	県	・市の要請に基づき市の行うごみ処理について処理場(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-1))や死亡獣畜処理場(市又は清掃業者)(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-3-1))、清掃用運搬資機材(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-3))のあっせん、必要な指導を行う。 (略)	
	市	(略)	市	(略)	
	市民及び自主防災組織	(略)	市民及び自主防災組織	(略)	
	(3) し尿の処理		(3) し尿の処理		
	実施主体	内容	実施主体	内容	
	県	・市の要請に基づき、市の行うし尿処理について処理場(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-1))や清掃用運搬機材(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-2))のあっせん、必要な指導を行う。 (略)	県	・市の要請に基づき、市の行うし尿処理について処理場(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-1))や清掃用運搬機材(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-2))のあっせん、必要な指導を行う。 (略)	
	市	(1) (略) (2) 「静岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、仮設トイレ等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備する。また、市域において災害廃棄物を処理することが困難な場合は、県や災害協定を締結する他都市や民間事業者等に支援を要請する。 (3) 速やかに下水道施設、農業集落排水施設及びし尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。	市	(1) (略) (2) 「静岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、仮設トイレ等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備する。また、市域においてし尿を処理することが困難な場合は、県や災害協定を締結する他都市や民間事業者等に支援を要請する。 (3) 速やかに下水道施設、農業集落排水施設及びし尿処理施設等の応急復旧に努める。	
	市民及び自主防災組織	(略)	市民及び自主防災組織	(略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 118	3 廃棄物処理法における特例 廃棄物処理法に係る特例の取扱いについては、別に定める「静岡市廃棄物処理計画」に基づき、実施するものとする。	3 廃棄物処理法における特例 廃棄物処理法に係る特例の取扱いについては、別に定める▼「静岡市廃棄物処理計画」に基づき、実施する。	地震対策編から移動
一般 118	第 22 節 社会秩序維持計画 [総務、危機、市民] (略)	第 22 節 社会秩序維持計画 [総務、危機、市民] (略)	
一般 118	1 実施事項 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、調査及び対策を講じるものとする。 (略)	1 実施事項 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、調査及び対策を講じる。 (略)	
地震 93	2 (略)	3 警察に対する要請 <u>市長は、市域内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、市を所轄する警察署に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。</u> <u>(1) 不法事態に対する措置</u> <u>(2) 鉄砲又は刀剣類に対する措置</u>	
一般 119	第 23 節 遺体の搜索及び措置埋葬計画 [市民、福祉、衛生] この計画は、災害により行方不明となり、すでに死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期の	第 23 節 遺体の搜索及び措置埋葬計画 [市民、福祉、衛生] この計画は、災害により行方不明となり、既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のた	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 119	ため遺体識別等のために行う措置並びに埋火葬ができない者に対して、市の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋火葬に支障のないようにすることを目的とする。 1 基本方針 <u>(1)</u> 市は、県が作成した「遺体処理計画策定の手引」に基づいて「静岡市遺体措置計画（遺体措置マニュアル）」を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。 <u>(2)</u> 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。 <u>(3)</u> 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。 <u>(4)</u> 市域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。 <u>(5)</u> 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。 <u>(6)</u> 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。 <u>(7)</u> 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。	め遺体識別等のために行う措置並びに埋火葬ができない者に対して、市の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋火葬に支障のないようにすることを目的とする。 1 基本方針 - 市は、県が作成した▼「遺体処理計画策定の手引」に基づいて▼「静岡市遺体措置計画（遺体措置マニュアル）」を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。 - 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。 - 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。 - 市域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。 - 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。 - 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。 - 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。	
一般 119	2 実施主体と実施内容	2 実施主体と実施内容	

現行頁	目次再編案					新文書				備考	
一般 119	実施 主体	内容				実施 主体	内容				
	市	遺体の捜 索	(略)			市	遺体の捜 索	(略)			
		遺体収容 施設	設置	市は、大規模災害が発生し、遺体措置の 必要が生じた場合は、関係機関と協議の 上、次の施設に遺体収容施設を設置す る。 資料 4－10 __大規模災害時における 遺体収容施設			設置	市は、大規模災害が発生し、遺体措置の 必要が生じた場合は、関係機関と協議の 上、次の施設に遺体収容施設を設置す る。 ◇資料 4－10：大規模災害時における遺 体収容施設			
				区名	施設名			所在地			
				葵 区	中央体育 館			葵区駿府町 2－ 80			
				駿 河 区	南部体育 館			駿河区曲金三丁 目 1－30			
				清 水 区	清水総合 運動場			清水区清開二丁 目 1－1			
				清 水 区	由比体育 館			清水区由比 456 －151			
		活動	ア、イ（略） ウ 被災現場、救護所、救護病院（ 仮設 救護病院 ）、災害拠点病院からの遺体 搬送を行う。 エ、オ（略）		活動		ア、イ（略） ウ 被災現場、救護所、救護病院、災害 拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ、オ（略）				
	遺体の処 置	市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を 得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗 浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に 引き渡す。相当の期間、 引き取り 人が判明しな いときは、所持品等を保管のうえで火葬する。			遺体の処 置	市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を 得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗 浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に 引き渡す。相当の期間、引取人が判明しない ときは、所持品等を保管のうえで火葬する。					
死亡届の 受理	(略)			死亡届の 受理	(略)						
広域火葬	(略)			広域火葬	(略)						
県への要	(略)			県への要	(略)						

現行頁	目次再編案		新文書		備考
一般 121		請		請	
	県	(略)	県	(略)	
	市 民 及 び 自 主 防 災 組 織	(略)	市 民 及 び 自 主 防 災 組 織	(略)	
	3 実施事項		3 実施事項		
	(1)、(2) (略)		(1)、(2) (略)		
	(3) 搜索の費用		(3) 搜索の費用		
	災害救助法が適用された場合の搜索の費用は、 次		災害救助法が適用された場合の搜索の費用は、 ◇		
	のとおりである。		資料編 6－1 による。		
	ア 借入費（舟艇その他搜索に直接必要な機械器具				
	の借上費）				
イ 修繕費（搜索のために使用した機械器具の修繕					
費）					
ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料					
代、照明用の灯油代等）					
(4) 実施期間		(4) 実施期間			
災害発生の日から 10 日以内とする。 ただし、期間		災害救助法が適用された場合の搜索期間は◇資料			
の延長が必要な場合は、最小限度の範囲で知事と協		編 6－1 による。			
議して延長を行うことができる。		ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限度の			
		範囲で知事と協議して延長を行うことができる。			
(5) 遺体の措置		(5) 遺体の措置			
ア 遺体の措置内容		ア 遺体の措置内容			
(ア) 遺体を発見したときの措置		(ア) 遺体を発見したときの措置			
遺体は、遺体収容施設等において、警察及		遺体は、遺体収容施設等において、警察及			
び医師の協力を得て速やかに検視及び検案を		び医師の協力を得て速やかに検視及び検案を			

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	受け、身元が判明し、遺族等の引取人があるときは速やかに引渡す<u>ものとする</u>。 (イ) 遺体の一時保存のため施設等を設置し、遺体の識別等のため、適切な処置をする。また、遺品の保存などの措置をとる<u>ものとする</u>。 (ウ) (略) イ (略) ウ 遺体措置の期間 <u>災害発生の日から 10 日間以内とする。</u>ただし、静岡県知事と協議をして延長することができる。 エ、オ (略) カ 埋火葬の方法 (ア)～(ウ) (略) (エ) 遺体の身元が判明している場合は、遺族などの関係者に連絡して遺体を引渡し、身元不明の遺体については、原則として市長の届出により埋火葬する<u>ものとする</u>。 (オ) 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬する<u>ものとする</u>。 (6) 費用の限度額等	受け、身元が判明し、遺族等の引取人があるときは速やかに引<u>き</u>渡す。 (イ) 遺体の一時保存のため施設等を設置し、遺体の識別等のため、適切な処置をする。また、遺品の保存などの措置をとる。 (ウ) (略) イ (略) ウ 遺体措置の期間 <u>災害救助法が適用された場合の遺体の措置の期間は、◇資料編 6－1 による。</u> ただし、静岡県知事と協議をして延長することができる。 エ、オ (略) カ 埋火葬の方法 (ア)～(ウ) (略) (エ) 遺体の身元が判明している場合は、遺族などの関係者に連絡して遺体を引<u>き</u>渡し、身元不明の遺体については、原則として市長の届出により埋火葬する。 (オ) 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬する。 (6) 費用の限度額等	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 123	災害救助法が適用された場合の遺体の措置及び埋火葬の費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。 なお、埋火葬の期間は遺体の措置に準ずる。 (7) 県への要請事項 市長は、遺体の搜索、措置、火葬について知事に応援を求める場合には、次の事項を明らかにしてあつせんを要請するものとする。 (略) (8) (略) (9) 協定による資機材の確保 災害時に遅滞なく埋火葬を行えるよう、平常時から協定を締結して埋火葬のための資機材を確保するよう努める。 4 (略) 第24節 障害物の除去 [環境、都市、建築、建設] 市長は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づき、災害により土石等が居室等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自己の資力では住宅又はその周辺に運ばれた障害物除去を行うことができない世帯を対象に実施する。	災害救助法が適用された場合の遺体の措置及び埋火葬の費用の限度額は、◇資料編6-1による。 なお、埋火葬の期間は遺体の措置に準ずる。 (7) 県への要請事項 市長は、遺体の搜索、措置、火葬について知事に応援を求める場合には、次の事項を明らかにしてあつせんを要請する。 (略) (8) (略) (9) 協定による資機材の確保 災害時に遅滞なく埋火葬を行えるよう、平常時から協定を締結して埋火葬のための資機材を確保するよう努める。 ◇資料編6-1：災害救助法の適用 4 (略) 第24節 障害物の除去 [環境、都市、建築、建設] ・市長は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づき、災害により土石等が居室等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自己の資力では住宅又はその周辺に運ばれた障害物除去を行うことができない世帯を対象に実施する。 ・市は、上記のほか、市民の日常生活に著しい影響を及ぼす災害が発生したと認めるときは、建設業協会やボランティア	統合による追加

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 123	1 災害救助法に基づく障害物除去の実施 (略) (1) 障害物除去の対象については、居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。 (2) 一世帯あたりの費用については、<u>原則として災害救助法施行規則（昭和38年静岡県規則第25号）</u>による。 (3) 障害物除去の期間については、<u>原則として災害発生の日から10日以内に完了する。</u> 2 災害の拡大と二次災害の防止活動 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う<u>ものとする。</u>	<u>ア団体などの関係機関等と連携・協力し、土砂の排除等を実施する。</u> 1 災害救助法に基づく障害物除去の実施 (略) (1) <u>障害物除去の対象</u> 障害物除去の対象については、居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。 (2) <u>費用</u> <u>災害救助法が適用された場合の</u>一世帯あたりの費用については、<u>◇資料編6－1</u>による。 (3) <u>期間</u> <u>災害救助法が適用された場合の</u>障害物除去の期間については、<u>◇資料編6－1</u>による。 <u>◇資料編6－1：災害救助法の適用</u> 2 災害の拡大と二次災害の防止活動 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。	
地震 123	<u>第25節 宅地内等における堆積土砂排除計画</u> <u>[環境、都市、建築、建設]</u>	<u>(削除)</u>	第24節 障害物の除去に統合

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 123	<u>土砂災害や浸水害等により宅地内等へ流入した土砂やがれきを速やかに排除し、被災者の迅速な生活再建につなげるため、市は、建設業協会やボランティア団体などの関係機関等と連携・協力し、土砂の排除等を実施することとする。</u> 1 宅地内等における堆積土砂の排除 本市に災害救助法が適用された場合や、災害により市民生活に著しい影響を及ぼす場合などにおいて、速やかに市民の生活再建を図るため、宅地内等堆積土砂排除の実施に必要な基本方針、執行体制、業務分担などを定めることで、土砂排除等に係る体制を構築する。 なお、土砂排除等に係る活動内容は、別に定める「宅地内等堆積土砂排除に係る実務マニュアル」による<u>ものとする。</u>	<u>(移動) 第 24 節 障害物の除去</u> 3 宅地内等における堆積土砂の排除 本市に災害救助法が適用された場合や、災害により市民生活に著しい影響を及ぼす場合などにおいて、速やかに市民の生活再建を図るため、宅地内等堆積土砂排除の実施に必要な基本方針、執行体制、業務分担などを定めることで、土砂排除等に係る体制を構築する。 なお、土砂排除等に係る活動内容は、別に定める「宅地内等堆積土砂排除に係る実務マニュアル」による。	
一般 123	第 25 節 輸送計画 [危機、総政、消防] (略) 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含めて確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握し、緊急輸送が円滑に実施されるよう<u>予</u>め運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める<u>ものとする。</u> <u>この際、</u>市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める<u>ものとする。</u> <u>(新規)</u>	第 25 節 輸送計画 [危機、総政、消防] (略) <u>・市及び県は、</u>災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含めて確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握し、緊急輸送が円滑に実施されるよう<u>あらか</u><u>じ</u>め運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。 <u>・市及び県は、</u>災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。 <u>・市及び県は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等</u>	防災基本計画・県計

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 124	1 輸送の方法 (1) 陸上輸送 ア～ウ (略) エ 人力による輸送 車両等による輸送が不可能なときは、人力による輸送を行う<u>ものとする。</u> オ 自衛隊の要請の要求 「第 36 節 自衛隊派遣要請の要求計画」に<u>より行うものとする。</u> (2) 海上輸送 道路、鉄道等の施設が被災し、自動車及び貨車による輸送が不可能となり、かつ大量の物資、資材等の輸送を必要とするときは、船舶並びに舟艇の調達について知事に要請する<u>ものとする。</u> (略) ア (略) イ 海上自衛隊の艦艇 「第 36 節 自衛隊派遣要請の要求計画」に<u>より行うものとする。</u> ウ 海上保安庁の船艇 「第 37 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」に<u>より行うものとする。</u>	<u>への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u> 1 輸送の方法 (1) 陸上輸送 ア～ウ (略) エ 人力による輸送 車両等による輸送が不可能なときは、人力による輸送を行う。 オ 自衛隊の要請の要求 ▼「第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画」に<u>よる。</u> (2) 海上輸送 道路、鉄道等の施設が被災し、自動車及び貨車による輸送が不可能となり、かつ大量の物資、資材等の輸送を必要とするときは、船舶並びに舟艇の調達について知事に要請する。 (略) ア (略) イ 海上自衛隊の艦艇 ▼「第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画」に<u>よる。</u> ウ 海上保安庁の船艇 ▼「第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」に<u>よる。</u>	画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 125	エ 民間船舶及び漁船 (ア) (略) (イ) 漁船 漁船への応援要請は、清水・由比港漁業協同組合を通じて行う<u>ものとする。</u> ◇輸送に関する協定 <u>(資料編 5－8)</u> (3) 航空輸送 災害の状況により航空機による輸送が必要となった場合は、市長は消防ヘリコプターを活用するほか、知事等に対して、空輸の応援要請の要求を行う<u>ものとする。</u> <u>ア</u> 自衛隊による航空輸送を必要とする場合は、「第36節 自衛隊派遣要請の要求計画」による<u>ものとする。</u> <u>イ</u> 赤十字飛行隊静岡支隊に輸送の応援要請をする場合は、日本赤十字社静岡県支部に連絡する。 ◇防災ヘリポート一覧表 <u>(資料編 4－28)</u> ◇ヘリポートの具備すべき事項 <u>(資料編 4－29)</u> 2 輸送の範囲等 (1) (略) (2) 実施期間 <u>前項の各救助の実施期間とする。</u> ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。 (3) 費用の限度額	エ 民間船舶及び漁船 (ア) (略) (イ) 漁船 漁船への応援要請は、清水・由比港漁業協同組合を通じて行う。 ◇<u>資料編 5－8</u>：輸送に関する協定 (3) 航空輸送 災害の状況により航空機による輸送が必要となった場合は、市長は消防ヘリコプターを活用するほか、知事等に対して、空輸の応援要請の要求を行う。 自衛隊による航空輸送を必要とする場合は、▼「第34節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。 <u>(削除)</u> ◇<u>資料編 4－28</u>：防災ヘリポート一覧表 ◇<u>資料編 4－29</u>：ヘリポートの具備すべき事項 2 輸送の範囲等 (1) (略) (2) 実施期間 <u>災害救助法が適用された場合の輸送実施期間は、</u> ◇<u>資料編 6－1</u>による。 ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。 (3) 費用の限度額	実態に合わせた修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考																		
	当該地域における通常の実費とする。 (4) (略) (5) 県への要請事項 市長が輸送計画について、知事に対して応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請するものとする。	災害救助法が適用された場合の輸送費用は、◇資料編6－1による。 (4) (略) (5) 県への要請事項 市長が輸送計画について、知事に対して応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請する。 ◇資料編6－1：災害救助法の適用																			
一般 125	第 26 節 運輸施設応急対策計画	第 26 節 運輸施設応急対策計画																			
	[危機]	[危機]																			
	(略)	(略)																			
一般 125	1 機関の名称、所在地	1 機関の名称、所在地																			
一般 126	表 3－ 6 運輸機関の名称、所在地	表 3－ 7 運輸機関の名称、所在地																			
	<table><tr><th>機関名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>東海旅客鉄道(株)静岡支社</td><td>静岡市葵区黒金町4番地</td><td>代表 054-284-2319</td></tr><tr><td>静岡鉄道(株)</td><td>静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号</td><td>代表 054-254-5114</td></tr></table>	機関名	所在地	電話番号	東海旅客鉄道 (株) 静岡支社	静岡市葵区黒金町4番地	代表 054-284-2319	静岡鉄道 (株)	静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号	代表 054-254-5114	<table><tr><th>機関名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>東海旅客鉄道株式会社静岡支社</td><td>静岡市葵区黒金町4番地</td><td>代表 054-284-2319</td></tr><tr><td>静岡鉄道株式会社</td><td>静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号</td><td>代表 054-254-5114</td></tr></table>	機関名	所在地	電話番号	東海旅客鉄道 株式会社 静岡支社	静岡市葵区黒金町4番地	代表 054-284-2319	静岡鉄道 株式会社	静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号	代表 054-254-5114	
機関名	所在地	電話番号																			
東海旅客鉄道 (株) 静岡支社	静岡市葵区黒金町4番地	代表 054-284-2319																			
静岡鉄道 (株)	静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号	代表 054-254-5114																			
機関名	所在地	電話番号																			
東海旅客鉄道 株式会社 静岡支社	静岡市葵区黒金町4番地	代表 054-284-2319																			
静岡鉄道 株式会社	静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号	代表 054-254-5114																			
一般 126	2 異常気象時及び災害時における運転規制について ◇静岡鉄道株式会社の運転停止基準 (資料編4－44)	2 異常気象時及び災害時における運転規制について ◇ 資料編4－44 ：静岡鉄道株式会社の運転停止基準																			
	3 (略)	(略)																			
一般 126	第 27 節 交通応急対策計画	第 27 節 交通応急対策計画																			
	[建設]	[建設]																			
	(略)	(略)																			

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 126	1 実施事項及びその方法 (1) 被災箇所及び危険箇所の把握 災害が発生した場合は、道路パトロールなどの監視体制を強化し、市の管理する道路をはじめ、市内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路についても、破損、決壊、橋りょう流失その他交通に支障を生じるおそれのある箇所を早急に把握するとともに、各道路管理者等と連携して、迅速かつ適切な措置をとる<u>ものとする</u>。 (2) 道路上の障害物の除去 災害応急対策を実施するため、緊急輸送路として確保すべき幹線道路から優先して実施する。 ◇緊急輸送路一覧表 <u>(資料編 4-18)</u>	1 実施事項及びその方法 (1) 被災箇所及び危険箇所の把握 災害が発生した場合は、道路パトロールなどの監視体制を強化し、市の管理する道路をはじめ、市内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路についても、破損、決壊、橋りょう流失その他交通に支障を生じるおそれのある箇所を早急に把握するとともに、各道路管理者等と連携して、迅速かつ適切な措置をとる。 (2) 道路上の障害物の除去 災害応急対策を実施するため、緊急輸送路として確保すべき幹線道路から優先して<u>路上の障害物の除去（路面返上の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）必要な措置を</u>実施する。 ◇<u>資料編 4-18：緊急輸送路一覧表</u>	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「活動火山対策の強化」
一般 127	表 3-7 交通応急対策実施機関及び担当 表（略）	表 3-8 交通応急対策実施機関及び担当 表（略）	
一般 127	(4) (略) (5) 主要交通路等の確保 事前に復旧する道路の優先順位や方法を定め、緊急輸送路及び<u>緊急輸送避難路</u>、孤立予想集落につながる道路等の主要な道路・橋りょう等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、被災状況により随時迂回路を設定する。	(4) (略) (5) 主要交通路等の確保 事前に復旧する道路の優先順位や方法を定め、緊急輸送路及び<u>優先確保ルート</u>、孤立予想集落につながる道路等の主要な道路・橋りょう等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、被災状況により随時迂回路を設定する。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 127	2 災害時における通行の禁止又は制限 <u>(1)</u> 道路管理者は、破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 <u>(2)</u> 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は、適当なまわり道の道路標識をもって明示する。 <u>(3)</u> 道路管理者は、通行禁止又は制限を実施しようとする場合又は実施したときは、<u>ただ</u>ちに所轄の警察署長に連絡する。なお、バス路線となっている場合は、しずてつジャストライン株式会社にその旨を連絡するものとする。 3 (略)	2 災害時における通行の禁止又は制限 <u>・</u>道路管理者は、破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 <u>・</u>道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は、適当なまわり道の道路標識をもって明示する。 <u>・</u>道路管理者は、通行禁止又は制限を実施しようとする場合又は実施したときは、<u>直</u>ちに所轄の警察署長に連絡する。なお、バス路線となっている場合は、しずてつジャストライン株式会社にその旨を連絡するものとする。	
一般 128	4 道路の応急復旧 (1) (略) (2) 他の道路管理者に対する通報 市長は、市域内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障を<u>きた</u>すことを知ったときは、速やかに当該道路管理者等に通報し、応急復旧の実施を要請する<u>ものとする</u>。 (3) 緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最	4 道路の応急復旧 (1) (略) (2) 他の道路管理者に対する通報 市長は、市域内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障を<u>来</u>すことを知ったときは、速やかに当該道路管理者等に通報し、応急復旧の実施を要請する。 (3) 緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 128	小限度において当該道路の応急復旧を行う <u>ものとする</u>。 (4) 占用施設設置者の相互協力 電気、ガス、上下水道、電話等の道路占有者は、被害を発見した場合、自己の所管する施設以外についても <u>ただ</u>ちに道路管理者等に通報し、応急措置などについて相互に協力し合うものとする。 (5) 国・静岡県への要請事項 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、国や静岡県に対して応急復旧の応援を要請する <u>ものとする</u>。 (6) (略) (7) 経費の負担区分 ア、イ (略) ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、国や静岡県と協議して経費の負担区分を定める <u>ものとする</u>。 5 応急措置のための要員及び道路復旧用資機材等の確保 (1) 要員の確保 職員を動員するほか、市内の建設業協会等に協力を要請する。又、要員が不足するときは、知事に対し要員の確保についてあつせんを要請する <u>ものとする</u>。 ◇民間事業者との協力協定一覧 (<u>資料編5-3</u>)	小限度において当該道路の応急復旧を行う。 (4) 占用施設設置者の相互協力 電気、ガス、上下水道、電話等の道路占有者は、被害を発見した場合、自己の所管する施設以外についても <u>直</u>ちに道路管理者等に通報し、応急措置などについて相互に協力し合うものとする。 (5) 国・静岡県への要請事項 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、国や静岡県に対して応急復旧の応援を要請する。 (6) (略) (7) 経費の負担区分 ア、イ (略) ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、国や静岡県と協議して経費の負担区分を定める。 5 応急措置のための要員及び道路復旧用資機材等の確保 (1) 要員の確保 職員を動員するほか、市内の建設業協会等に協力を要請する。又、要員が不足するときは、知事に対し要員の確保についてあつせんを要請する。 ◇<u>資料編5-3</u>：民間事業者との協力協定一覧	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 129	(2) 道路復旧用資機材等の確保 市内各事業所が保有する道路復旧用資機材等の実態を把握し、必要に応じて借上げ、又は提供を受けるなどの方法により確保する<u>ものとする</u>。また、道路復旧用資機材等については、一定量を市においてあらかじめ確保する。 6 県公安委員会による交通規制 (1) 災害時における交通の規制等 ア 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（①道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 イ 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 ウ 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に	(2) 道路復旧用資機材等の確保 市内各事業所が保有する道路復旧用資機材等の実態を把握し、必要に応じて借上げ、又は提供を受けるなどの方法により確保する。また、道路復旧用資機材等については、一定量を市においてあらかじめ確保する。 6 県公安委員会による交通規制 (1) 災害時における交通の規制等 ア <u>緊急通行車両以外の車両通行の禁止又は制限</u> 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（①道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 イ <u>交通規制の実施</u> 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 ウ <u>緊急輸送路の指定</u> 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づい	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。 エ 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 オ 県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。 （2）警察官の措置命令等 ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。	て、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。 エ <u>緊急通行車両の通行の確保</u> 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 オ <u>交通規制の周知徹底</u> 県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。 （2）警察官の措置命令等 ア <u>警察官による通行妨害に対する措置</u> 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じ	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める	ることができる。 イ 警察官による緊急措置 アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 ウ 自衛官による措置 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 エ 消防吏員による措置 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 オ 道路管理者による措置 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 (3) (略) (4) 通行の禁止又は制限に係る標示 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。 なお、この場合、当該道路管理者等に必要事項を通知するとともに、区域内の住民に周知するものとする。 ◇緊急通行車両以外の車両通行止標示 (資料編4-19) (5) 交通安全施設の復旧 県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。 (6) 緊急通行車両の確認 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の利用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の利用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。 ◇緊急通行車両標章 (資料編4-20) ◇緊急通行車両確認証明書 (資料編4-21)	通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 (3) (略) (4) 通行の禁止又は制限に係る標示 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。 なお、この場合、当該道路管理者等に必要事項を通知するとともに、区域内の住民に周知するものとする。 ◇資料編4-19：緊急通行車両以外の車両通行止標示 (5) 交通安全施設の復旧 県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。 (6) 緊急通行車両の確認 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の利用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の利用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。 ◇資料編4-20：緊急通行車両標章 ◇資料編4-21：緊急通行車両確認証明書	

令和6年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書	備考																
一般 130	(7) 緊急通行車両の事前届 <u>け</u> 出 (略) (8) (略) 7 海上交通の確保	(7) 緊急通行車両の事前届出 (略) (8) (略) 7 海上交通の確保																	
一般 130	<table><tr><th>区分</th><th>内容</th></tr><tr><td>情報の収集伝達</td><td>(略)</td></tr><tr><td>海上交通の制限及び調整</td><td>・海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、<u>筏</u>等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 (略) ・市は、船舶交通の制限、輸送路の選定等について、海上保安庁が実施する航行及び停泊の制限又は禁止及び県等の防災機関が行う活動に協力する<u>ものとする</u>。 (略)</td></tr><tr><td>海上交通確保の措置</td><td>(1)～(3) (略) (4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた<u>時</u>は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 (5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した<u>時</u>は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。 (6)、(7) (略)</td></tr></table>	区分	内容	情報の収集伝達	(略)	海上交通の制限及び調整	・海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、 <u>筏</u> 等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 (略) ・市は、船舶交通の制限、輸送路の選定等について、海上保安庁が実施する航行及び停泊の制限又は禁止及び県等の防災機関が行う活動に協力する <u>ものとする</u> 。 (略)	海上交通確保の措置	(1)～(3) (略) (4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた <u>時</u> は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 (5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した <u>時</u> は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。 (6)、(7) (略)	<table><tr><th>区分</th><th>内容</th></tr><tr><td>情報の収集伝達</td><td>(略)</td></tr><tr><td>海上交通の制限及び調整</td><td>・海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、<u>いかだ</u>等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 (略) ・市は、船舶交通の制限、輸送路の選定等について、海上保安庁が実施する航行及び停泊の制限又は禁止及び県等の防災機関が行う活動に協力する。 (略)</td></tr><tr><td>海上交通確保の措置</td><td>(1)～(3) (略) (4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた<u>とき</u>は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 (5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した<u>ときは</u>、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。 (6)、(7) (略)</td></tr></table>	区分	内容	情報の収集伝達	(略)	海上交通の制限及び調整	・海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、 <u>いかだ</u> 等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 (略) ・市は、船舶交通の制限、輸送路の選定等について、海上保安庁が実施する航行及び停泊の制限又は禁止及び県等の防災機関が行う活動に協力する。 (略)	海上交通確保の措置	(1)～(3) (略) (4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた <u>とき</u> は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 (5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した <u>ときは</u> 、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。 (6)、(7) (略)	
区分	内容																		
情報の収集伝達	(略)																		
海上交通の制限及び調整	・海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、 <u>筏</u> 等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 (略) ・市は、船舶交通の制限、輸送路の選定等について、海上保安庁が実施する航行及び停泊の制限又は禁止及び県等の防災機関が行う活動に協力する <u>ものとする</u> 。 (略)																		
海上交通確保の措置	(1)～(3) (略) (4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた <u>時</u> は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 (5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した <u>時</u> は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。 (6)、(7) (略)																		
区分	内容																		
情報の収集伝達	(略)																		
海上交通の制限及び調整	・海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、 <u>いかだ</u> 等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 (略) ・市は、船舶交通の制限、輸送路の選定等について、海上保安庁が実施する航行及び停泊の制限又は禁止及び県等の防災機関が行う活動に協力する。 (略)																		
海上交通確保の措置	(1)～(3) (略) (4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた <u>とき</u> は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 (5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した <u>ときは</u> 、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。 (6)、(7) (略)																		
一般 132	8 (略) 9 有料道路の通行 災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合には、あらかじめ当該道路管理者と協議する <u>ものとする</u> 。	8 (略) 9 有料道路の通行 災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合には、あらかじめ当該道路管理者と協議する。																	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 132	10 交通マネジメント 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に<u>留</u>めることを目的として、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。 （略）	10 交通マネジメント 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に<u>とど</u>めることを目的として、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。 （略）	
一般 132	第 28 節 応急教育計画 〔財政、教育〕 この計画は、こども園、小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校等」という。）の生徒等、教職員、施設及び設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合において、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。実施することにあたっては、施設の復旧、生徒等及び家庭の被災状況を考慮して行う<u>ものとする</u>。	第 28 節 応急教育計画 〔財政、教育〕 この計画は、こども園、小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校等」という。）の生徒等、教職員、施設及び設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合において、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。実施することにあたっては、施設の復旧、生徒等及び家庭の被災状況を考慮して行う。	
一般 132	1 基本方針 <u>（1）</u> 県教育委員会は、公立学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校等に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。 <u>（2） また、</u> 応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請	1 基本方針 ・ 県教育委員会は、公立学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校等に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。 ・ 応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要	

現行頁	目次再編案	新文書	備考												
一般 133	により、必要な措置を講ずる。 <u>(3)</u> 学校等は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。 <u>(4)</u> 中学生<u>及び</u>高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校等の施設<u>及び</u>設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。	な措置を講ずる。 ・学校等は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。 ・中学生<u>や</u>高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校等の施設<u>や</u>設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。													
	2 計画の作成 <table><tr><th>区分</th><th>内容</th></tr><tr><td>災 害 応 急対策</td><td>計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等における施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 計画に定める項目は、次のとおりとする。 なお、特別支援学校、障<u>害</u>の状態及び特性等に配慮を必要とする生徒等が在籍する学校等においては、特に留意して計画を作成する。 (1) 学校等の防災組織と教職員の任務 (2) 教職員動員計画 (3) 情報連絡体制 (4) 生徒等の安全確保のための措置 (5) その他「学校の<u>地震防災対策マニュアル</u>」等に基づき、各学校等が実態に即して実施する対策</td></tr><tr><td>応 急 教 育 計 画 の作成</td><td>(1) 市立の学校等の校長等は、市又は教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 被害状況の把握 生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。 イ 応急教育の計画 (ア) 教職員を動員し学校等の施設、設備の応急復</td></tr></table>	区分	内容	災 害 応 急対策	計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等における施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 計画に定める項目は、次のとおりとする。 なお、特別支援学校、障 <u>害</u> の状態及び特性等に配慮を必要とする生徒等が在籍する学校等においては、特に留意して計画を作成する。 (1) 学校等の防災組織と教職員の任務 (2) 教職員動員計画 (3) 情報連絡体制 (4) 生徒等の安全確保のための措置 (5) その他「学校の <u>地震防災対策マニュアル</u> 」等に基づき、各学校等が実態に即して実施する対策	応 急 教 育 計 画 の作成	(1) 市立の学校等の校長等は、市又は教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 被害状況の把握 生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。 イ 応急教育の計画 (ア) 教職員を動員し学校等の施設、設備の応急復	2 計画の作成 <table><tr><th>区分</th><th>内容</th></tr><tr><td>災 害 応 急対策</td><td>計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等における施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 計画に定める項目は、次のとおりとする。 なお、特別支援学校、障<u>が</u>いの状態及び特性等に配慮を必要とする生徒等が在籍する学校等においては、特に留意して計画を作成する。 (1) 学校等の防災組織と教職員の任務 (2) 教職員動員計画 (3) 情報連絡体制 (4) 生徒等の安全確保のための措置 (5) その他「学校の<u>危機管理マニュアル (災害安全)</u>」等に基づき、各学校等が実態に即して実施する対策</td></tr><tr><td>応 急 教 育 計 画 の作成</td><td>(1) 市立の学校等の校長等は、市又は教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 被害状況の把握 生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。 イ 応急教育の計画 (ア) 教職員を動員し学校等の施設、設備の応急復</td></tr></table>	区分	内容	災 害 応 急対策	計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等における施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 計画に定める項目は、次のとおりとする。 なお、特別支援学校、障 <u>が</u> いの状態及び特性等に配慮を必要とする生徒等が在籍する学校等においては、特に留意して計画を作成する。 (1) 学校等の防災組織と教職員の任務 (2) 教職員動員計画 (3) 情報連絡体制 (4) 生徒等の安全確保のための措置 (5) その他「学校の <u>危機管理マニュアル (災害安全)</u> 」等に基づき、各学校等が実態に即して実施する対策	応 急 教 育 計 画 の作成	(1) 市立の学校等の校長等は、市又は教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 被害状況の把握 生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。 イ 応急教育の計画 (ア) 教職員を動員し学校等の施設、設備の応急復	県計画に準じて修正
	区分	内容													
災 害 応 急対策	計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等における施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 計画に定める項目は、次のとおりとする。 なお、特別支援学校、障 <u>害</u> の状態及び特性等に配慮を必要とする生徒等が在籍する学校等においては、特に留意して計画を作成する。 (1) 学校等の防災組織と教職員の任務 (2) 教職員動員計画 (3) 情報連絡体制 (4) 生徒等の安全確保のための措置 (5) その他「学校の <u>地震防災対策マニュアル</u> 」等に基づき、各学校等が実態に即して実施する対策														
応 急 教 育 計 画 の作成	(1) 市立の学校等の校長等は、市又は教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 被害状況の把握 生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。 イ 応急教育の計画 (ア) 教職員を動員し学校等の施設、設備の応急復														
区分	内容														
災 害 応 急対策	計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等における施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 計画に定める項目は、次のとおりとする。 なお、特別支援学校、障 <u>が</u> いの状態及び特性等に配慮を必要とする生徒等が在籍する学校等においては、特に留意して計画を作成する。 (1) 学校等の防災組織と教職員の任務 (2) 教職員動員計画 (3) 情報連絡体制 (4) 生徒等の安全確保のための措置 (5) その他「学校の <u>危機管理マニュアル (災害安全)</u> 」等に基づき、各学校等が実態に即して実施する対策														
応 急 教 育 計 画 の作成	(1) 市立の学校等の校長等は、市又は教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 被害状況の把握 生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。 イ 応急教育の計画 (ア) 教職員を動員し学校等の施設、設備の応急復														

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	旧整備を行い、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民の協力を求める。 (イ) 生徒等、教職員及び学校の施設・設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 (ウ) 全生徒等を学校等へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設等を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。 (エ) 生徒等を通学不能な他地域に集団移動させて応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。 (オ) 教育活動の再開にあたっては、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。 (カ) <u>給食業務</u>の再開については、施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。 ウ 学校等が避難所になる場合の留意事項 (ア) 避難所に供する施設・設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 (イ) 学校等の管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。 (ウ) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。 (2) 市立以外の学校等における応急教育については、市立学校に準ずる。この場合、学校等の校長等は、県と密接な連携を保ち、応急教育計画を定める<u>ものとす</u>る。 (3) 市長は、応急教育のため必要と認めたときは、教育委員会と協議のうえ、知事<u>もしくは</u>、県教育長に対し、施設又は教職員の確保について要請する<u>ものとす</u>る。	旧整備を行い、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民の協力を求める。 (イ) 生徒等、教職員及び学校の施設・設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 (ウ) 全生徒等を学校等へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設等を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。 (エ) 生徒等を通学不能な他地域に集団移動させて応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。 (オ) 教育活動の再開にあたっては、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。 (カ) <u>学校給食</u>の再開については、施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。 ウ 学校等が避難所になる場合の留意事項 (ア) 避難所に供する施設・設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 (イ) 学校等の管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。 (ウ) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。 (2) 市立以外の学校等における応急教育については、市立学校に準ずる。この場合、学校等の校長等は、県と密接な連携を保ち、応急教育計画を定める。 (3) 市長は、応急教育のため必要と認めたときは、教育委員会と協議のうえ、知事<u>若しくは</u>、県教育長に対し、施設又は教職員の確保について要請する。 (4) 生徒等の心のケア 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 134	(4) 生徒等の心のケア 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校等は生徒等の実態を踏まえ、学校等の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 3 学用品の給与 (1) 実施基準 ア、イ (略) ウ 実施期間 <u>(ア) 教科書（教材を含む。）は、災害発生の日から1カ月以内</u> <u>(イ) 文房具及び通学用品は、災害発生の日から15日以内</u> ただし、知事と協議し期間を延長することができる。 エ 費用の限度額 災害救助法が適用された場合の<u>応急教育費用</u>の限度額は、<u>災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。</u>	等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校等は生徒等の実態を踏まえ、学校等の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 3 学用品の給与 (1) 実施基準 ア、イ (略) ウ 実施期間 <u>災害救助法が適用された場合の学用品の給与期間は、◇資料編6－1による。</u>ただし、知事と協議し期間を延長することができる。 エ 費用の限度額 災害救助法が適用された場合の<u>学用品の給与</u>の限度額は、<u>◇資料編6－1による。</u> <u>◇資料編6－1：災害救助法の適用</u>	
一般 135	4 応急教育 (1) 休校措置 災害が発生し、又は災害の発生が予測されるときは、おおむね次の基準によるが、各学校長は、自校の状況に応じて適切な措置をとる<u>ものとする</u>。ま	4 応急教育 (1) 休校措置 災害が発生し、又は災害の発生が予測されるときは、おおむね次の基準によるが、各学校長は、自校の状況に応じて適切な措置をとる。また、措置の内	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	た、措置の内容を教育委員会に報告する。 ア （略） イ 児童・生徒が登校後に暴風、大雨、洪水警報等の発表が予測されるときは、気象情報に十分注意し、安全に留意して適切な措置をとる<u>ものとする</u>。 授業を打ち切り、早退させる場合は、注意事項を徹底し団体行動を取らせる等、安全面の指導をするとともに、特に低学年児童、特別支援学級児童等については、教師並びに保護者が付き添うなど、適切な措置をとる<u>ものとする</u>。 （２） 応急教育の実施 応急教育は、施設の被害程度、復旧の状況並びに教員、児童・生徒及び家族の被災の程度、更には交通機関、道路の復旧状況等も勘案して、次の方法により行う。なお、各学校長は、教育委員会に措置の内容を報告する<u>ものとする</u>。 ア 教育施設が被災した場合 （ア） （略） （イ） 校舎の使用が全面的に不可能となったが、数日で復旧する見込みのときは臨時休校の措置をとり、その期間中は、地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、生活指導など応急教育を実施する<u>ものとする</u>。 （ウ） 校舎の被害が甚大であり、復旧に日時を要するときは、隣接の学校において二部授業を	容を教育委員会に報告する。 ア （略） イ 児童・生徒が登校後に暴風、大雨、洪水警報等の発表が予測されるときは、気象情報に十分注意し、安全に留意して適切な措置をとる。 授業を打ち切り、早退させる場合は、注意事項を徹底し団体行動を取らせる等、安全面の指導をするとともに、特に低学年児童、特別支援学級児童等については、教師並びに保護者が付き添うなど、適切な措置をとる。 （２） 応急教育の実施 応急教育は、施設の被害程度、復旧の状況並びに教員、児童・生徒及び家族の被災の程度、更には交通機関、道路の復旧状況等も勘案して、次の方法により行う。なお、各学校長は、教育委員会に措置の内容を報告する。 ア 教育施設が被災した場合 （ア） （略） （イ） 校舎の使用が全面的に不可能となったが、数日で復旧する見込みのときは臨時休校の措置をとり、その期間中は、地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、生活指導など応急教育を実施する。 （ウ） 校舎の被害が甚大であり、復旧に日時を要するときは、隣接の学校において二部授業を	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 136	行う。ただし、これによることが困難な場合は、プレハブ校舎の設置、民間施設の一時借上げ等の措置をとる<u>ものとする。</u>— イ 道路並びに交通機関が被災した場合 （ア）一部又は半数に近い児童・生徒が登校できないときは、短縮授業、半日授業等の措置をとる<u>ものとする。</u> また、登校できない児童・生徒については、別途適切な措置をとる<u>ものとする。</u> （イ）一定区域の児童・生徒が登校できないときは、臨時に授業を行うなどの措置をとる<u>ものとする。</u> （ウ）半数以上の児童・生徒が登校できないときは、臨時休校又は臨時に地域の集会所等を利用し、授業を行うなどの措置をとる<u>ものとする。</u>— ウ 児童・生徒が被災し避難した場合 （ア）児童・生徒が避難のため個別に居住地を離れたときは、避難先地区の学校に仮入学をさせ、授業を行う<u>ものとする。</u> （イ）児童・生徒が集団避難したときは、避難先地区の学校を指定し、二部授業又は合併授業を行うなどの措置をとる<u>ものとする。</u> 5 文教施設の応急復旧 （1）校舎 被害の軽微な校舎については、即時修理を行い、	行う。ただし、これによることが困難な場合は、プレハブ校舎の設置、民間施設の一時借上げ等の措置をとる。 イ 道路並びに交通機関が被災した場合 （ア）一部又は半数に近い児童・生徒が登校できないときは、短縮授業、半日授業等の措置をとる。 また、登校できない児童・生徒については、別途適切な措置をとる。 （イ）一定区域の児童・生徒が登校できないときは、臨時に授業を行うなどの措置をとる。 （ウ）半数以上の児童・生徒が登校できないときは、臨時休校又は臨時に地域の集会所等を利用し、授業を行うなどの措置をとる。 ウ 児童・生徒が被災し避難した場合 （ア）児童・生徒が避難のため個別に居住地を離れたときは、避難先地区の学校に仮入学をさせ、授業を行う。 （イ）児童・生徒が集団避難したときは、避難先地区の学校を指定し、二部授業又は合併授業を行うなどの措置をとる。 5 文教施設の応急復旧 （1）校舎 被害の軽微な校舎については、即時修理を行い、	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	教室に不足が生じた場合は、特別教室、体育館の一時転用を図り、なお不足する場合は、仮設（プレハブ等）教室の設置等の措置をとる<u>ものとする</u>。 (2) 校庭 運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う<u>こととする</u>。 (3) 備品 流失、焼失、破損等により備品が滅失、あるいは使用不能となった場合は、予備の備品を使用するなど授業に支障をきたさないよう配慮する<u>ものとする</u>。	教室に不足が生じた場合は、特別教室、体育館の一時転用を図り、なお不足する場合は、仮設（プレハブ等）教室の設置等の措置をとる。 (2) 校庭 運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。 (3) 備品 流失、焼失、破損等により備品が滅失、あるいは使用不能となった場合は、予備の備品を使用するなど授業に支障をきたさないよう配慮する。	
一般 136	6 教職員の確保 教職員の被災状況を把握するとともに、応急教育を実施するための教職員が不足した場合は、補充教員の臨時的任用、一時的な教職員組織の編成替え等により必要な教職員の確保に努める<u>ものとする</u>。	6 教職員の確保 教職員の被災状況を把握するとともに、応急教育を実施するための教職員が不足した場合は、補充教員の臨時的任用、一時的な教職員組織の編成替え等により必要な教職員の確保に努める。	
一般 136	7 就学措置 被災した児童・生徒に対する就学の援助について必要な措置を講ずる<u>ものとする</u>。	7 就学措置 被災した児童・生徒に対する就学の援助について必要な措置を講ずる。	
136	8 学校給食 災害時における学校給食は、可能な限り継続実施に努めるが、次のような場合は、関係機関と協議して一時休止等の措置をとる<u>ものとする</u>。 (1) (略) (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能とな	8 学校給食 災害時における学校給食は、可能な限り継続実施に努めるが、次のような場合は、関係機関と協議して一時休止等の措置をとる。 (1) (略) (2) <u>学校</u>給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 136	り応急復旧が完了するまでの期間 (3)～(5) (略) 9 被災学校等の教職員並びに園児・児童・生徒の健康管理 被災の状況により、被災学校・園の教職員並びに園児・児童・生徒に対し、健康診断、感染症の予防等、必要な措置をとる<u>ものとする</u>。	となり応急復旧が完了するまでの期間 (3)～(5) (略) 9 被災学校等の教職員並びに園児・児童・生徒の健康管理 被災の状況により、被災学校・園の教職員並びに園児・児童・生徒に対し、健康診断、感染症の予防等、必要な措置をとる。	
一般 136	10 緊急時の園児・児童・生徒の登下校対策 各学校（園）長は、保護者及び関係諸団体の協力を得て、保護者、教員等を指導員又は監督員として配置し、集団登下校等の安全措置をとる<u>ものとする</u>。	10 緊急時の園児・児童・生徒の登下校対策 各学校（園）長は、保護者及び関係諸団体の協力を得て、保護者、教員等を指導員又は監督員として配置し、集団登下校等の安全措置をとる。	
一般 136	11 県への要請事項 市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合、下記について知事に調達及びあっせんを要請する<u>ものとする</u>。 (1)～(5) (略)	11 県への要請事項 市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合、下記について知事に調達及びあっせんを要請する。 (1)～(5) (略)	
一般 137	第 29 節 社会福祉計画 [市民、福祉、子ども] 市及び県は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付けを行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める<u>ものとする</u>。	第 29 節 社会福祉計画 [市民、福祉、子ども] 市及び県は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付けを行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考					
一般 137	1 基本方針 (1) 市及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。 (2) 市長は、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。 (3) 市は、あらかじめ定める公共的施設に速やかに臨時生活相談所を開設する。 (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から、順次適切な応急措置を講ずる。 (5) 各実施機関の体制について、援護措置の実施が困難な場合、市長は応援要員の派遣を知事に要請する。	1 基本方針 市及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。 市長は、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。 市は、あらかじめ定める公共的施設に速やかに臨時生活相談所を開設する。<u>なお</u>、生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から、順次適切な応急措置を講ずる。 各実施機関の体制について、援護措置の実施が困難な場合、市長は応援要員の派遣を知事に要請する。	表による整理					
一般 137	2 実施事項 (1)、(2) (略)	2 実施事項 (1)、(2) (略)						
一般 137	(3) 罹災者の生活相談 ア 実施機関 市（被害が大きい場合は県と共催） イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談 ウ 協力機関 県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	(3) 罹災者の生活相談 <table><tr><td>実施機関</td><td>市（被害が大きい場合は県と共催）</td></tr><tr><td>相談種目</td><td>生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談</td></tr><tr><td>協力機関</td><td>県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関</td></tr></table>		実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	協力機関
実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）							
相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談							
協力機関	県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関							

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
一般 137	(4) 罹災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け <u>ア</u> 実施機関 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 <u>イ</u> 協力機関 県、市、民生委員・児童委員 <u>ウ</u> 貸付対象 罹災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。） <u>エ</u> 貸付額 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。	(4) 罹災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け <table><tr><td>実施機関</td><td>社会福祉法人静岡市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>協力機関</td><td>県、市、民生委員・児童委員</td></tr><tr><td>貸付対象</td><td>罹災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）</td></tr><tr><td>貸付額</td><td>「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。</td></tr></table>	実施機関	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	協力機関	県、市、民生委員・児童委員	貸付対象	罹災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。	表による整理
実施機関	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会										
協力機関	県、市、民生委員・児童委員										
貸付対象	罹災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）										
貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。										
一般 138	(5) 罹災母子・父子・寡婦世帯に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 <u>ア</u> 実施機関 市 <u>イ</u> 協力機関 民生委員・児童委員 <u>ウ</u> 貸付対象 罹災母子・父子世帯・寡婦（災害により母子・父子世帯・寡婦となった者を含む。） <u>エ</u> 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額	(5) 罹災母子・父子・寡婦世帯に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付<u>け</u> <table><tr><td>実施機関</td><td>市</td></tr><tr><td>協力機関</td><td>民生委員・児童委員</td></tr><tr><td>貸付対象</td><td>罹災母子・父子世帯・寡婦（災害により母子・父子世帯・寡婦となった者を含む。）</td></tr><tr><td>貸付額</td><td>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額</td></tr></table>	実施機関	市	協力機関	民生委員・児童委員	貸付対象	罹災母子・父子世帯・寡婦（災害により母子・父子世帯・寡婦となった者を含む。）	貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額	表による整理
実施機関	市										
協力機関	民生委員・児童委員										
貸付対象	罹災母子・父子世帯・寡婦（災害により母子・父子世帯・寡婦となった者を含む。）										
貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額										
一般 138	(6) 罹災身体障害児者に対する補装具の交付等 <u>ア</u> 実施機関 (ア) 児童 県、市 (イ) 18歳以上 市 <u>イ</u> 協力機関 (ア) 児童 民生委員・児童委員、身体障害者相談員 (イ) 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所	(6) 罹災身体障害児者に対する補装具の交付等 <table><tr><td>実施機関</td><td>児童：県、市 18歳以上：市</td></tr><tr><td>協力機関</td><td>児童：民生委員・児童委員、身体障害者相談員 18歳以上：民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所</td></tr><tr><td>対象</td><td>罹災身体障害児者</td></tr><tr><td>交付等の内容</td><td>(ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付</td></tr></table>	実施機関	児童：県、市 18歳以上：市	協力機関	児童：民生委員・児童委員、身体障害者相談員 18歳以上：民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所	対象	罹災身体障害児者	交付等の内容	(ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付	表による整理
実施機関	児童：県、市 18歳以上：市										
協力機関	児童：民生委員・児童委員、身体障害者相談員 18歳以上：民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所										
対象	罹災身体障害児者										
交付等の内容	(ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付										

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
一般 138	<u>ウ</u> 対象 罹災身体障害児者 <u>エ</u> 交付等の内容 (ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 (ウ) 罹災身体障害児者の更生相談 (7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け <u>ア</u> 実施機関 市 <u>イ</u> 支給及び貸付対象 (ア) 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族 (イ) 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 (ウ) 災害援護資金 罹災世帯主 <u>ウ</u> 支給及び貸付額 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条、第 8 条及び第 10 条の規定に基づき市が条例で定める額	<table><tr><td></td><td>(ウ) 罹災身体障害児者の更生相談</td></tr></table> (7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け <table><tr><td>実施機関</td><td>市</td></tr><tr><td>支給及び貸付対象</td><td>災害弔慰金：自然災害により死亡した者の遺族 災害障害見舞金：自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 災害援護資金：罹災世帯主</td></tr><tr><td>支給及び貸付額</td><td>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条、第 8 条及び第 10 条の規定に基づき市が条例で定める額</td></tr></table>		(ウ) 罹災身体障害児者の更生相談	実施機関	市	支給及び貸付対象	災害弔慰金：自然災害により死亡した者の遺族 災害障害見舞金：自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 災害援護資金：罹災世帯主	支給及び貸付額	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条、第 8 条及び第 10 条の規定に基づき市が条例で定める額	表による整理
		(ウ) 罹災身体障害児者の更生相談									
実施機関	市										
支給及び貸付対象	災害弔慰金：自然災害により死亡した者の遺族 災害障害見舞金：自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 災害援護資金：罹災世帯主										
支給及び貸付額	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条、第 8 条及び第 10 条の規定に基づき市が条例で定める額										
一般 138	(8) 被災者（自立）生活再建支援制度 <u>ア</u> 実施機関 (公財) 都道府県会館（県単制度は県） <u>イ</u> 支給対象 住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯 <u>ウ</u> 支給額 被災者生活再建支援法第 3 条に定	(8) 被災者（自立）生活再建支援制度 <table><tr><td>実施機関</td><td>(公財) 都道府県会館（県単制度は県）</td></tr><tr><td>支給対象</td><td>住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯</td></tr><tr><td>支給額</td><td>被災者生活再建支援法第 3 条に定める額</td></tr></table>	実施機関	(公財) 都道府県会館（県単制度は県）	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	支給額	被災者生活再建支援法第 3 条に定める額	表による整理		
実施機関	(公財) 都道府県会館（県単制度は県）										
支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯										
支給額	被災者生活再建支援法第 3 条に定める額										

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
一般 138	める額 (9) 義援金の募集及び配分 <u>ア</u> 実施機関 県、市 <u>イ</u> 協力機関 教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関 <u>ウ</u> 募集方法 災害の程度を考慮して、その都度協議決定する。 <u>エ</u> 配分方法 関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。	(9) 義援金の募集及び配分 <table><tr><td>実施機関</td><td>県、市</td></tr><tr><td>協力機関</td><td>教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関</td></tr><tr><td>募集方法</td><td>災害の程度を考慮して、その都度協議決定する。</td></tr><tr><td>配分方法</td><td>関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。</td></tr></table>	実施機関	県、市	協力機関	教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度協議決定する。	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。	表による整理
実施機関	県、市										
協力機関	教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関										
募集方法	災害の程度を考慮して、その都度協議決定する。										
配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。										
一般 139	(10) 義援品の受<u>け</u>入れ <u>ア</u> 実施機関 県、市 <u>イ</u> 協力機関 報道機関、その他関係機関 <u>ウ</u> 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表することなどにより受入れの調整に努める。	(10) 義援品の受入れ <table><tr><td>実施機関</td><td>県、市</td></tr><tr><td>協力機関</td><td>報道機関、その他関係機関</td></tr><tr><td>受入方法</td><td>被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表することなどにより受入れの調整に努める。</td></tr></table>	実施機関	県、市	協力機関	報道機関、その他関係機関	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表することなどにより受入れの調整に努める。	表による整理		
実施機関	県、市										
協力機関	報道機関、その他関係機関										
受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表することなどにより受入れの調整に努める。										
一般 139	第 30 節 農林水産業対策計画 [農水] この計画は、災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、林道施設、治山施設、林産物、漁業施設等に対する被害の防除措置について定める<u>ものとする</u>。 1、2 (略) 3 農作物に対する応急措置 (1) 市は、農業協同組合等の農業団体の協力を得て、	第 30 節 農林水産業対策計画 [農水] この計画は、災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、林道施設、治山施設、林産物、漁業施設等に対する被害の防除措置について定める。 1、2 (略) 3 農作物に対する応急措置 (1) <u>応急措置の実施</u>									
一般 139											

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 140	次の応急措置に努める。 ア～ウ （略） （２） 農業者、農業団体等に対し二次災害防止のための 応急措置を要請する。 ア～ウ （略） ４ （略） ５ 林道施設に対する措置 （１） 緊急的措置 市は、地元関係者<u>および</u>維持管理委託業者と相互 連携し、林道施設の被害状況を把握するとともに、 県中部農林事務所に報告する。 また、林道施設に被害が発生した、又は発生する <u>恐れ</u>がある場合、二次災害防止のため、次の措置を 講じる。 ア 崩土等の通行不能状態に伴う、林道内の人員の 救護<u>および</u>退去措置 イ 安全が確認されるまでの通行止め措置 ウ 被害拡大防止措置 （２） 応急対策 市は、林道施設の被害状況に応じ、次の措置を講 じる。 ア 林道施設被害に伴う、人家の孤立<u>もしくは</u>、生 活利用に支障が発生する<u>恐れ</u>がある場合は、町内 会、警察、消防の協力を得て、迅速・的確な住民	市は、農業協同組合等の農業団体の協力を得て、 次の応急措置に努める。 ア～ウ （略） （２） <u>二次災害防止の応急措置</u> 農業者、農業団体等に対し二次災害防止のための 応急措置を要請する。 ア～ウ （略） ４ （略） ５ 林道施設に対する措置 （１） 緊急的措置 市は、地元関係者<u>及び</u>維持管理委託業者と相互連 携し、林道施設の被害状況を把握するとともに、県 中部農林事務所に報告する。 また、林道施設に被害が発生した、又は発生する <u>おそれ</u>がある場合、二次災害防止のため、次の措置 を講じる。 ア 崩土等の通行不能状態に伴う、林道内の人員の 救護<u>及び</u>退去措置 イ 安全が確認されるまでの通行止め措置 ウ 被害拡大防止措置 （２） 応急対策 市は、林道施設の被害状況に応じ、次の措置を講 じる。 ア 林道施設被害に伴う、人家の孤立<u>若しくは</u>、生 活利用に支障が発生する<u>おそれ</u>がある場合は、町 内会、警察、消防の協力を得て、迅速・的確な住	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 140	避難および交通規制等の措置（広報対策を含む） イ 林道の通行に危険があると認めた場合は、通行止めの措置 6 （略） 7 林産物に対する措置 市は、森林組合等の協力を得て森林所有者、種苗経営者等の林産物生産者に対し、風倒木、被災苗木の処理、病虫害の防除及び林産施設の応急復旧等について技術支援を行うものとする。 8 （略）	民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む） イ 林道の通行に危険があると認めた場合は、通行止めの措置 6 （略） 7 林産物に対する措置 市は、森林組合等の協力を得て森林所有者、種苗経営者等の林産物生産者に対し、風倒木、被災苗木の処理、病虫害の防除及び林産施設の応急復旧等について技術支援を行う。 8 （略）	
一般 141	第 31 節 消防計画 [消防] この計画は、市の消防体制を明らかにし、各種災害の軽減に支障のないよう措置することを目的とする。 なお、警防活動については、市の警防体制に関する計画によるものとする。	第 31 節 消防計画 [消防] この計画は、市の消防体制を明らかにし、各種災害の軽減に支障のないよう措置することを目的とする。 なお、警防活動については、市の警防体制に関する計画による。	
一般 141	1 消防組織 消防局、消防署及び消防団が一体となり警防活動体制を確立する。 ◇消防局・消防団組織図及び消防車両等現況表 （資料編 2－18）	1 消防組織 消防局、消防署及び消防団が一体となり警防活動体制を確立する。 ◇資料編 2－18：消防局・消防団組織図及び消防車両等現況表	
一般 141	2 警戒態勢 災害が発生し、または災害が予想され、警防活動を統制する必要があるときは、消防の総力をあげて警戒態勢	2 警戒態勢 災害が発生し、又は災害が予想され、警防活動を統制する必要があるときは、消防の総力をあげて警戒態勢	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 141	を確立する。 3 出動体制 （１） 出動体制 ア 消防隊等の災害時出動にあたっては、「消防隊等災害出動計画」の出動区分に従い、災害現場出動隊、残留隊等の編成について定め、警防活動の効率的運営を図る<u>ものとする</u>。 イ 災害の規模が拡大し、通常体制の消防力では災害の防ぎょが困難であると判断される場合は、非常事態に対処した警防活動体制の編成を行い、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたる<u>ものとする</u>。 ウ 大規模な地震災害に対処するため、「地震災害警防計画」に基づき、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたる<u>ものとする</u>。 （２） 消防団の体制 ア 消防団の火災出動にあたっては、「静岡市消防団災害出動基準」の出動区分に従い警防活動を行う<u>ものとする</u>。 イ 災害の規模が拡大し、通常の出動体制では災害の防ぎょが困難となる場合は、その規模に応じ、団長の指示に基づき総力をあげて災害の拡大防止にあたる<u>ものとする</u>。 ウ 大規模な地震災害に対処するため、「地震災害警防計画」に基づく「地震災害対応マニュアル」により活動し、消防団の総力をあげて災害の被害拡	を確立する。 3 出動体制 （１） 出動体制 ア 消防隊等の災害時出動にあたっては、「消防隊等災害出動計画」の出動区分に従い、災害現場出動隊、残留隊等の編成について定め、警防活動の効率的運営を図る。 イ 災害の規模が拡大し、通常体制の消防力では災害の防ぎょが困難であると判断される場合は、非常事態に対処した警防活動体制の編成を行い、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたる。 ウ 大規模な地震災害に対処するため、「地震災害警防計画」に基づき、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたる。 （２） 消防団の体制 ア 消防団の火災出動にあたっては、「静岡市消防団災害出動基準」の出動区分に従い警防活動を行う。 イ 災害の規模が拡大し、通常の出動体制では災害の防ぎょが困難となる場合は、その規模に応じ、団長の指示に基づき総力をあげて災害の拡大防止にあたる。 ウ 大規模な地震災害に対処するため、「地震災害警防計画」に基づく「地震災害対応マニュアル」により活動し、消防団の総力をあげて災害の被害拡	

現行頁	目次再編案	新文書	備考					
一般 142	大防止にあたる<u>ものとする</u>。 4 警防活動 (1) (略) (2) 広域応援体制 市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には「静岡県消防相互応援協定」等に基づき、協定している他の市町長等に対し応援要請を行う<u>ものとする</u>。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める<u>ものとする</u>。 ア 発災市町等において発生した災害が協定を締結している市町等（以下「応援市町等」という。）に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 イ 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 ウ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合 ◇消防相互応援協定 <u>(資料編 5－2)</u>	大防止にあたる。 4 警防活動 (1) (略) (2) 広域応援体制 市長は、<u>消防組織法第 39 条の規定により</u>、災害が次のいずれかに該当する場合には「静岡県消防相互応援協定」等に基づき、協定している他の市町長等に対し応援要請を行う。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。 ア 発災市町等において発生した災害が協定を締結している市町等（以下「応援市町等」という。）に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 イ 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 ウ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合 ◇<u>資料編 5－2</u>：消防相互応援協定 <u>表 3-9 他の地方公共団体の長に対する応援要請手順</u> <table><tr><td><u>要請内容協議（行政管理部及び関係部・課）</u></td></tr><tr><td>↓</td></tr><tr><td><u>宿泊場所の確保</u></td></tr><tr><td>↓</td></tr><tr><td><u>派遣団体への具体的応援要請</u></td></tr></table>	<u>要請内容協議（行政管理部及び関係部・課）</u>	↓	<u>宿泊場所の確保</u>	↓	<u>派遣団体への具体的応援要請</u>	地震対策編から移動
<u>要請内容協議（行政管理部及び関係部・課）</u>								
↓								
<u>宿泊場所の確保</u>								
↓								
<u>派遣団体への具体的応援要請</u>								
地震 78								

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 142	(3) 大規模林野火災対策 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、消防ヘリコプターによる空中消火活動を行う<u>ものとする</u>。 また、市は、あらかじめ定められたところにより、地上において消防機関による空中消火活動を支援する<u>ものとする</u>。 (4) (略) (5) ガス災害対策	① 災害状況 ② 要請内容 ③ 派遣者名簿等の事前送付依頼 ④ 派遣先 ⑤ 責任者 ⑥ 宿泊場所 ⑦ 交通状況及び現地までの交通経路 ⑧ その他（派遣団体の腕章等持参依頼等） ↓ 派遣団体の承諾 ↓ 現地到着予定時間の確認 ↓ 受入準備 (3) 大規模林野火災対策 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、消防ヘリコプターによる空中消火活動を行う。 また、市は、あらかじめ定められたところにより、地上において消防機関による空中消火活動を支援する。 (4) (略) (5) ガス災害対策	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 144	市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に<u>かんが</u>み、ガス漏れ事故等防止対策に関する協定に基づき、都市ガス事業者、高圧ガス事業者等、関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずる<u>ものとする</u>。 (6) 船舶火災対策 (略) 第 32 節 応援協力計画 [総務、危機]	市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に<u>鑑</u>み、ガス漏れ事故等防止対策に関する協定に基づき、都市ガス事業者、高圧ガス事業者等、関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずる。 (6) 船舶火災対策 (略) 第 32 節 応援協力計画 [危機、総務、<u>財政、市民、観光、環境、福祉、商工、農水、消防、水道、下水、教育</u>]	担当部局の修正 (地震対策編からの移動に伴う)
地震 76	この計画は、<u>災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施し、復興意欲の振興を図るため、他の地方公共団体や民間団体等</u>に対して行う応援要請等について<u>定める</u>。	この計画は、<u>災害時における広域激甚な被害に対応するため、県、警察、他の市町、自衛隊等</u>に対して行う応援要請の<u>概要について示す</u>。 ・<u>災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。市は、地理等に精通していない応援者、物資の円滑な受入体制の整備に努める。</u> ・<u>南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、静岡県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。</u> ・<u>相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u>	地震対策編から移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 144	<u>1 応援要請等の基準</u> 災害により、人命又は財産を保護し、生活環境を保全するための応急対策の実施が市において不可能又は困難な事態が発生した場合とする。 <u>2 応援要請の方法</u> 市長は、前項の事態が発生した場合は、次の事項を明らかにしたうえで災害時の応援に関する協定を締結している各市町及び他の地方公共団体又は民間団体等の長に対して応援の要請を行うものとする。 <u>3 直接又は知事を介して協力要請等を行う団体</u> (1) 応援協定を締結した地方公共団体 (2) 協定を締結した民間団体・企業等 (3) 青年団及び男女共同参画団体 (4) 大学及び高校の学生・生徒 (5) 専修学校、各種講習施設等の学生・生徒 (6) 赤十字奉仕団 <u>4 要請等の事項</u> (1) 必要な人員数 (2) 食料、生活必需品、応急資機材等の提供 (3) 作業内容及び場所 (4) 応援を要請する期間 (5) その他応急対策に必要な事項 ◇民間事業者との協力協定一覧（資料編5－3） ◇他都市との相互応援協定一覧（資料編5－1）	<u>(削除)</u>	
地震 76		<u>1 県への応援要請</u> 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認	地震対策編から移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 76		めるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ・<u>応援を必要とする理由</u> ・<u>応援を必要とする人員、資機材等</u> ・<u>応援を必要とする場所</u> ・<u>応援を必要とする期間</u> ・<u>その他応援に関し必要な事項</u> <u>2 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員の派遣要請等</u> ・<u>市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣要請を行う。</u> ・<u>市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、知事に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求める。</u> <u>3 民間団体等に対する応援要請</u> <u>市長は、次の団体に対し直接又は知事を通じて応援の要請を行う。</u> <u>(1) 応援協力要請の対象</u> <u>応援協力要請の対象となる民間団体等のうち、主なものは次のとおりである。</u> <u>ア 赤十字奉仕団、青年団、男女共同参画団体、商工団体、農林水産団体、ボランティア団体</u> <u>イ 大学、高等学校、専修学校、各種講習施設等の学生・生徒</u> <u>ウ あらかじめ協定を締結した団体等</u>	地震対策編から移動 地震対策編から移動
地震 76			

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 144	<u>5 応援の受入れ等</u> <u>(1) 受入れと配分</u> 民間団体等から応援の申し入れがあった場合は、 応援の内容、人員などを把握し、各部・班の労務要 請に応じ配分する<u>ものとする</u>。 <u>(2) 活動内容</u> <u>ア</u> 炊出し <u>イ</u> 救援物資の整理及び運搬 <u>ウ</u> 飲料水の供給 <u>エ</u> 清掃及び防疫 <u>オ</u> 被害調査 <u>カ</u> 避難所の運営支援 <u>キ</u> 災害廃棄物の処理 <u>ク</u> その他災害応急対策のうち危険の伴わない作業 <u>(3) 活動の記録</u> <u>ア</u> 活動団体の名称、人員及び氏名	<u>(2) 応急協力要請の時期及び要請事項</u> <u>本部長は、災害応急対策を実施するため必要があ ると認めるとき、次の事項を示して応援を要請す る。</u> <u>ア 必要な人員数</u> <u>イ 作業内容</u> <u>ウ 作業場所</u> <u>エ 集合場所</u> <u>オ その他応援協力要請に関し必要な事項</u> <u>(3) 応援協力要請の実施方法</u> <u>ア 受入れと配分</u> 民間団体等から応援の申し入れがあった場合 は、応援の内容、人員などを把握し、各部・班の 労務要請に応じ配分する。 <u>イ 活動内容</u> <u>(ア)</u> 炊き出し <u>(イ)</u> 救援物資の整理及び運搬 <u>(ウ)</u> 飲料水の供給 <u>(エ)</u> 清掃及び防疫 <u>(オ)</u> 被害調査 <u>(カ)</u> 避難所の運営支援 <u>(キ)</u> 災害廃棄物の処理 <u>(ク)</u> その他災害応急対策のうち危険の伴わない 作業 <u>ウ 活動の記録</u> <u>(ア)</u> 活動団体の名称、人員及び氏名	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 77	<u>イ</u> 活動期間 <u>ウ</u> 作業内容 <u>エ</u> その他の特記事項	<u>(イ)</u> 活動期間 <u>(ウ)</u> 作業内容 <u>(エ)</u> その他の特記事項 <u>4 緊急消防援助隊の要請</u> <u>(1) 応援要請</u> <u>市長は、地震等の大規模災害時における災害の発生状況から、人命救助、消火、救急活動等において、本市の消防力及び県内消防機関の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防組織法第44条に基づき、県外消防機関の応援を要請する。</u> <u>(2) 緊急消防援助隊の受入れ</u> <u>「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」に基づき、緊急消防援助隊の円滑な消防活動を確保するため、次の措置を講ずる。</u> <u>ア 情報連絡体制</u> <u>イ 応援部隊への情報提供</u> <u>ウ 応援部隊の集結場所及び宿営場所の指定</u> <u>◇資料編4－26：応援部隊の集結場所及び宿営場所の指定（緊急消防援助隊）</u> <u>エ 応援部隊への資機材等の提供及び補給</u> <u>オ 航空機（ヘリコプター）の離発着場の確保</u> <u>◇資料編4－27：航空部隊の活動拠点場所の指定（緊急消防援助隊）</u> <u>カ 応援部隊の運用</u> <u>キ その他必要事項</u>	地震対策編から移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 81		<u>5 協定締結団体等への要請</u> <u>市長は、災害応急対策等を実施するため必要があるときは、災害時における応急対策活動に関する協力協定に基づき関係団体に対して協力を要請する。</u>	地震対策編から移動
地震 81		◇資料編 5－3：民間事業者との協力協定一覧 <u>6 支援受入施設の確保</u> <u>応援のため派遣されてきた他の地方公共団体や防災関係機関等の職員のため、以下のように宿泊施設等を確保する。</u> <u>（1） 指定した公共施設</u>	地震対策編から移動
地震 82		◇資料編 4－22：支援受入施設 <u>（2） 民間施設の借上げ</u> <u>必要に応じて市内の民間施設を借り上げる。</u> <u>7 経費の負担</u> <u>援助に関する経費は、法令及び相互応援協定等の定めによるもののほか、原則として市が負担する。</u>	地震対策編から移動
一般 145	第 33 節 賃金職員の雇用計画 [総務] この計画は、災害応急対策の実施について要員が不足し、賃金職員の雇用が必要となった場合は、目的、作業種別ごとに計画をたて、市の実施事項を定め、必要最小限の賃金職員を雇用する。	第 33 節 賃金職員の雇用計画 [総務] この計画は、<u>災害救助法に基づき</u>、災害応急対策の実施について要員が不足し、賃金職員の雇用が必要となった場合は、目的、作業種別ごとに計画をたて、市の実施事項を定め、必要最小限の賃金職員を雇用する。	表現の適正化
地震 104			

現行頁	目次再編案	新文書	備考						
一般 145	1 労務の内容 (略) 2 (略) 第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画 [危機]	1 災害救助法に基づく雇用内容 (略) 2 (略) 第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画 [危機]	表現の適正化						
一般 146	3 災害派遣要請の要件等 自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合で、「緊急性」、「公共性」、「非代替性」の3要件を踏まえ、派遣要請を決定する。 なお、派遣要請の内容は、市や県等が協議して決定するものとする。	3 災害派遣要請の要件等 自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合で、「緊急性」、「公共性」、「非代替性」の3要件を踏まえ、派遣要請を決定する。 なお、派遣要請の内容は、市や県等が協議して決定する。							
一般 146	(1) 災害派遣要請の要件 ア 緊急性 差し迫った必要性があること。 イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。 ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと。	(1) 災害派遣要請の要件 <table><tr><td>緊急性</td><td>差し迫った必要性があること。</td></tr><tr><td>公共性</td><td>公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。</td></tr><tr><td>非代替性</td><td>自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと。</td></tr></table>	緊急性	差し迫った必要性があること。	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと。	表による整理
緊急性	差し迫った必要性があること。								
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。								
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと。								
一般 146	(2) 災害派遣要請の内容 ア～オ (略) カ 道路又は水路の啓開 道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去	(2) 災害派遣要請の内容 ア～オ (略) カ 道路又は水路の啓開 道路若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去							

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 147	キ～ス （略） <u>（新規）</u> （３） 災害派遣要請の要求手続き 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 <u>また、</u>知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する<u>ものとする</u>。 （４） （略） 4 災害派遣部隊の受入体制 （１） 他の災害救助復旧機関との競合重複排除 市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することがないように、最も効率的に作業を分担するよう配慮する<u>ものとする</u>。 （２） 作業計画及び資材等の準備 市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立する	キ～ス （略） <u>セ 災害廃棄物の撤去</u> <u>市のみでは対応が困難な、住民の生活環境保全上の支障が生じうる規模の災害廃棄物撤去</u> （３） 災害派遣要請の要求手続 <u>ア</u> 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 <u>イ</u> 知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。 （４） （略） 4 災害派遣部隊の受入体制 （１） 他の災害救助復旧機関との競合重複排除 市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することがないように、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。 （２） 作業計画及び資材等の準備 市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立する	災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルに準じた修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	とともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解をとりつけるよう配慮する<u>ものとする</u>。 (3) 作業の実施に必要な物資、機材等 市長は、作業の実施に必要な物資、機材等の調達に困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ物資、機材等の調達を要請する<u>ものとする</u>。 (4) 自衛隊との連絡交渉における窓口の一本化 市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく<u>ものとする</u>。 (5) 派遣部隊の受入<u>れ</u>準備と到着後の措置 ア 派遣部隊の受入<u>れ</u>準備 知事から派遣の通知を受けた場合は、次の点に留意し派遣部隊の受入に万全を期すものとする。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 応援を要請する内容、所要人員、必要とする資機材の確保等について計画し、部隊到着後<u>ただ</u>ちに活動ができるよう準備する。 (オ) (略) (カ) 自衛隊の活動にあたっては、付近住民、自主防災組織等に対して協力を求める<u>ものとする</u>。 イ (略)	とともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解をとりつけるよう配慮する。 (3) 作業の実施に必要な物資、機材等 市長は、作業の実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ物資、機材等の調達を要請する。 (4) 自衛隊との連絡交渉における窓口の一本化 市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。 (5) 派遣部隊の受入準備と到着後の措置 ア 派遣部隊の受入準備 知事から派遣の通知を受けた場合は、次の点に留意し派遣部隊の受入に万全を期すものとする。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 応援を要請する内容、所要人員、必要とする資機材の確保等について計画し、部隊到着後<u>直</u>ちに活動ができるよう準備する。 (オ) (略) (カ) 自衛隊の活動にあたっては、付近住民、自主防災組織等に対して協力を求める。 イ (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考																																
一般 148	ウ 派遣部隊の受入れ 市長は派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備する<u>ものとする</u>。 (ア)～(エ) (略) (6) 災害派遣部隊の撤収要請の要求 市長は、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を要求する場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う<u>ものとする</u>。 (7) 費用の負担区分 自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担する<u>ものとする</u>。 表 3－8 自衛隊災害派遣集結候補地 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>施設名</th><th>所在地</th><th>用途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>駿府城公園</td><td>葵区駿府城公園 1 番</td><td>指揮所</td></tr> <tr> <td>2</td><td>静岡焼津信用金庫総合グラウンド</td><td>葵区東瀬名町 13 番地</td><td>集結地</td></tr> <tr> <td>3</td><td>西ヶ谷総合運動場駐車場</td><td>葵区西ヶ谷 8 番地の 1</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>4</td><td>東海大学付属静岡翔洋高等学校</td><td>清水区折戸 3 丁目 20 番 1 号</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>5</td><td>富士川河川敷スポーツ広場</td><td>清水区蒲原官有無番地</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>6</td><td>清水日本平運動公園駐車場</td><td>清水区村松 3880 番地の 1</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>7</td><td>清水庵原球場多目的広場</td><td>清水区庵原 3000 番地</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table>		施設名	所在地	用途	1	駿府城公園	葵区駿府城公園 1 番	指揮所	2	静岡焼津信用金庫総合グラウンド	葵区東瀬名町 13 番地	集結地	3	西ヶ谷総合運動場駐車場	葵区西ヶ谷 8 番地の 1	〃	4	東海大学付属静岡翔洋高等学校	清水区折戸 3 丁目 20 番 1 号	〃	5	富士川河川敷スポーツ広場	清水区蒲原官有無番地	〃	6	清水日本平運動公園駐車場	清水区村松 3880 番地の 1	〃	7	清水庵原球場多目的広場	清水区庵原 3000 番地	〃	ウ 派遣部隊の受入れ 市長は派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備する。 (ア)～(エ) (略) (6) 災害派遣部隊の撤収要請の要求 市長は、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を要求する場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。 (7) 費用の負担区分 自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担する。 <u>◇資料編 4－25：自衛隊災害派遣集結候補地</u> <u>(削除)</u>	
	施設名	所在地	用途																																
1	駿府城公園	葵区駿府城公園 1 番	指揮所																																
2	静岡焼津信用金庫総合グラウンド	葵区東瀬名町 13 番地	集結地																																
3	西ヶ谷総合運動場駐車場	葵区西ヶ谷 8 番地の 1	〃																																
4	東海大学付属静岡翔洋高等学校	清水区折戸 3 丁目 20 番 1 号	〃																																
5	富士川河川敷スポーツ広場	清水区蒲原官有無番地	〃																																
6	清水日本平運動公園駐車場	清水区村松 3880 番地の 1	〃																																
7	清水庵原球場多目的広場	清水区庵原 3000 番地	〃																																
一般 148	第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画 [危機]	第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画 [危機]																																	

現行頁	目次再編案	新文書	備考																
一般 149	1（略） 2 支援要請依頼の手続き 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。 また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁（清水海上保安部又は下田海上保安部）の事務所又は沖合 い に配備された海上保安庁の巡視船艇 も しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 (略) 3（略）	1（略） 2 支援要請依頼の手続 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。 また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁（清水海上保安部又は下田海上保安部）の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇 若 しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 (略) 3（略）																	
一般 149	第 36 節 電力施設災害応急対策計画 この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める ものとする。	第 36 節 電力施設災害応急対策計画 この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。																	
一般 149	1 機関の名称、所在地 表 3－9 機関の名称、所在地（電力施設） <table><tr><th>機関名</th><th>所在地</th><th>管轄地域</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>中部電力パワーグリッド 株 静岡支社</td><td>静岡市駿河区曲金六丁目 3 番 38 号</td><td>静岡市</td><td>054-202-1821</td></tr></table>	機関名	所在地	管轄地域	電話番号	中部電力パワーグリッド 株 静岡支社	静岡市駿河区曲金六丁目 3 番 38 号	静岡市	054-202-1821	1 機関の名称、所在地 表 3－10 機関の名称、所在地（電力施設） <table><tr><th>機関名</th><th>所在地</th><th>管轄地域</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>中部電力パワーグリッド 株式会社 静岡支社</td><td>静岡市駿河区曲金六丁目 3 番 38 号</td><td>静岡市</td><td>054-202-1821</td></tr></table>	機関名	所在地	管轄地域	電話番号	中部電力パワーグリッド 株式会社 静岡支社	静岡市駿河区曲金六丁目 3 番 38 号	静岡市	054-202-1821	
機関名	所在地	管轄地域	電話番号																
中部電力パワーグリッド 株 静岡支社	静岡市駿河区曲金六丁目 3 番 38 号	静岡市	054-202-1821																
機関名	所在地	管轄地域	電話番号																
中部電力パワーグリッド 株式会社 静岡支社	静岡市駿河区曲金六丁目 3 番 38 号	静岡市	054-202-1821																

現行頁	目次再編案	新文書	備考																								
一般 149	2 応急対策の実施 中部電力(株)が定める「防災業務計画」及び中部電力パワーグリッド(株)が定める「中部電力パワーグリッド(株)防災業務計画」による。	2 応急対策の実施 中部電力株式会社(株)が定める「防災業務計画」及び中部電力パワーグリッド株式会社(株)が定める「中部電力パワーグリッド株式会社(株)防災業務計画」による。																									
一般 150	第 37 節 ガス施設災害応急対策計画 この計画は、市民の家庭用燃料の多くを占めるガスの供給施設を災害から防護し、被災地に対してガスを確保するため、ガス事業者の実施体制及び連絡方法について定めるものとする。	第 37 節 ガス施設災害応急対策計画 この計画は、市民の家庭用燃料の多くを占めるガスの供給施設を災害から防護し、被災地に対してガスを確保するため、ガス事業者の実施体制及び連絡方法について定める。																									
一般 150	1 機関の名称、所在地 表 3－10 機関の名称、所在地（ガス施設） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>所在地</th><th>管轄地域</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡ガス(株)静岡支社</td><td>静岡市駿河区池田28番地</td><td>葵・駿河・清水区 (蒲原地区を除く)</td><td>054-285-2111</td></tr> <tr> <td>静岡ガス(株)東部支社</td><td>沼津市岡一色809番地</td><td>清水区蒲原地区</td><td>055-927-2811</td></tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	管轄地域	電話番号	静岡ガス(株)静岡支社	静岡市駿河区池田28番地	葵・駿河・清水区 (蒲原地区を除く)	054-285-2111	静岡ガス(株)東部支社	沼津市岡一色809番地	清水区蒲原地区	055-927-2811	1 機関の名称、所在地 表 3－1.1 機関の名称、所在地（ガス施設） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>所在地</th><th>管轄地域</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡ガス株式会社(株)静岡支社</td><td>静岡市駿河区池田28番地</td><td>葵・駿河・清水区 (蒲原地区を除く)</td><td>054-285-2111</td></tr> <tr> <td>静岡ガス株式会社(株)東部支社</td><td>沼津市岡一色809番地</td><td>清水区蒲原地区</td><td>055-927-2811</td></tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	管轄地域	電話番号	静岡ガス株式会社(株)静岡支社	静岡市駿河区池田28番地	葵・駿河・清水区 (蒲原地区を除く)	054-285-2111	静岡ガス株式会社(株)東部支社	沼津市岡一色809番地	清水区蒲原地区	055-927-2811	
機関名	所在地	管轄地域	電話番号																								
静岡ガス(株)静岡支社	静岡市駿河区池田28番地	葵・駿河・清水区 (蒲原地区を除く)	054-285-2111																								
静岡ガス(株)東部支社	沼津市岡一色809番地	清水区蒲原地区	055-927-2811																								
機関名	所在地	管轄地域	電話番号																								
静岡ガス株式会社(株)静岡支社	静岡市駿河区池田28番地	葵・駿河・清水区 (蒲原地区を除く)	054-285-2111																								
静岡ガス株式会社(株)東部支社	沼津市岡一色809番地	清水区蒲原地区	055-927-2811																								
一般 150	2 応急対策の実施 静岡ガス(株)が別に定める「非常災害対策要領」による。	2 応急対策の実施 静岡ガス株式会社(株)が別に定める「非常災害対策要領」による。																									
一般 150	第 38 節 突発的災害に係る応急対策計画 [危機、消防] この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の	第 38 節 突発的災害に係る応急対策計画 [危機、消防] この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の																									

現行頁	目次再編案	新文書	備考																		
一般 150	応急対策に必要な措置を定める<u>ものとする</u>。 1 市の体制 (略) (1) 突発的災害応急体制 ア～ウ (略) エ 消防局の県・国への報告 消防局は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、<u>ただ</u>ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 (ア)～(エ) (略) オ 医療救護活動の実施 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど、適切な医療救護活動を実施する<u>ものとする</u>。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努める<u>ものとする</u>。	応急対策に必要な措置を定める。 1 市の体制 (略) (1) 突発的災害応急体制 ア～ウ (略) エ 消防局の県・国への報告 消防局は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、<u>直</u>ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 (ア)～(エ) (略) オ 医療救護活動の実施 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど、適切な医療救護活動を実施する。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努める。																			
一般 151	表 3－11 県危機管理部危機対策課 <table><tr><td></td><td>NTT 有線</td><td>静岡県防災行政無線</td></tr><tr><td>電話</td><td>054-221-2072</td><td>地上系 5-100-6030 <u>衛星系 8-100-6030</u></td></tr><tr><td>FAX</td><td>054-221-3252</td><td>地上系 5-100-6250 <u>衛星系 8-100-6250</u></td></tr></table>		NTT 有線	静岡県防災行政無線	電話	054-221-2072	地上系 5-100-6030 <u>衛星系 8-100-6030</u>	FAX	054-221-3252	地上系 5-100-6250 <u>衛星系 8-100-6250</u>	表 3－12 県危機管理部危機対策課 <table><tr><td></td><td>NTT 有線</td><td>静岡県防災行政無線</td></tr><tr><td>電話</td><td>054-221-2072</td><td>地上系 5-100-6030 <u>衛星系 8-100-6030</u></td></tr><tr><td>FAX</td><td>054-221-3252</td><td>地上系 5-100-6250 <u>衛星系 8-100-6250</u></td></tr></table>		NTT 有線	静岡県防災行政無線	電話	054-221-2072	地上系 5-100-6030 <u>衛星系 8-100-6030</u>	FAX	054-221-3252	地上系 5-100-6250 <u>衛星系 8-100-6250</u>	
	NTT 有線	静岡県防災行政無線																			
電話	054-221-2072	地上系 5-100-6030 <u>衛星系 8-100-6030</u>																			
FAX	054-221-3252	地上系 5-100-6250 <u>衛星系 8-100-6250</u>																			
	NTT 有線	静岡県防災行政無線																			
電話	054-221-2072	地上系 5-100-6030 <u>衛星系 8-100-6030</u>																			
FAX	054-221-3252	地上系 5-100-6250 <u>衛星系 8-100-6250</u>																			
一般 151	表 3－12 総務省消防庁応急対策室 <table><tr><td></td><td>NTT 有線</td><td>地域衛星通信ネットワーク</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>		NTT 有線	地域衛星通信ネットワーク				表 3－13 総務省消防庁応急対策室 <table><tr><td><u>区分</u></td><td>地域衛星通信ネットワーク</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	<u>区分</u>	地域衛星通信ネットワーク					県計画に準じて修正						
	NTT 有線	地域衛星通信ネットワーク																			
<u>区分</u>	地域衛星通信ネットワーク																				

現行頁	目次再編案				新文書				備考	
一般 151	平日 (9:30～18:15)	電 話	03-5253-7527	8-048-500-90-49013	平日 (9:30～18:15)	電話	8-048-500-90-49013		8-90-49013	03-5253-7527
		F A X	03-5253-7537	8-048-500-90-49033		FAX	8-048-500-90-49033		8-90-49033	03-5253-7537
	上記以外	電 話	03-5253-7777	8-048-500-90-49102	上記以外	電話	8-048-500-90-49102		8-90-49102	03-5253-7777
		F A X	03-5253-7553	8-048-500-90-49036		FAX	8-048-500-90-49036		8-90-49036	03-5253-7553
	(2) 災害対策本部の設置 (略) ア 任務 災害対策本部は、区本部及び地区支部や災害現場の情報を基に、速やかに県及び関係機関に情報を伝達するとともに、必要に応じて知事に応援を要請し、被災者の迅速な救助活動を最優先に行う。また、発災場所の地理的状況に応じて消防ヘリコプターや無人航空機（ドローン）、オフロードバイクなどを積極的かつ効果的に活用し、情報収集活動に従事させる ものとする 。 地区支部は、災害現場の情報を収集し、区本部を経由し、災害対策本部に伝達する。また、必要に応じて災害現場の近くの安全な場所に避難所を開設し、住民の安全の確保に努める ものとする 。 イ、ウ (略)				(2) 災害対策本部の設置 (略) ア 任務 災害対策本部は、区本部及び地区支部や災害現場の情報を基に、速やかに県及び関係機関に情報を伝達するとともに、必要に応じて知事に応援を要請し、被災者の迅速な救助活動を最優先に行う。また、発災場所の地理的状況に応じて消防ヘリコプターや無人航空機（ドローン）、オフロードバイクなどを積極的かつ効果的に活用し、情報収集活動に従事させる。 地区支部は、災害現場の情報を収集し、区本部を経由し、災害対策本部に伝達する。また、必要に応じて災害現場の近くの安全な場所に避難所を開設し、住民の安全の確保に努める。 イ、ウ (略)					
	(3) 災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。 ア (略) イ 人的被害の把握 (ア) 災害対策本部は、人的被害の数（死者・行				(3) 災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。 ア (略) イ 人的被害の把握 (ア) 災害対策本部は、人的被害の数（死者・行					

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行う<u>ものとする</u>。 （イ）、（ウ）（略） ウ 自衛隊の災害派遣要請の要求 「第 36 節 自衛隊派遣要請の要求計画」に<u>定めるところ</u>による。 エ 緊急医療活動の実施 （ア） 緊急医療活動が必要な場合には、災害対策本部医療救護班に医療救護本部を設置し、「第 19 節 医療及び助産計画」に<u>定めるところ</u>により、医療救護活動を実施するほか、傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体収容施設を設置し、対応にあたる。 （イ） 緊急医療活動等の救護業務の実施が必要な場合には、県地域医療課に要請する。なお、D P A T（<u>災害派遣精神医療チーム</u>）による緊急医療活動が必要な場合には、県障害福祉課に要請する。また、D W A Tによる緊急医療活動が必要な場合には、県地域福祉課に要請する。 オ 各機関の調整・2次災害防止のための措置 （ア） 災害対策本部は、防災関係機関との調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行う<u>ものとする</u>。	方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行う。 （イ）、（ウ）（略） ウ 自衛隊の災害派遣要請の要求 ▼「第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。 エ 緊急医療活動の実施 （ア） 緊急医療活動が必要な場合には、災害対策本部医療救護班に医療救護本部を設置し、▼「第 19 節 医療及び助産計画」により、医療救護活動を実施するほか、傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体収容施設を設置し、対応にあたる。 （イ） 緊急医療活動等の救護業務の実施が必要な場合には、県地域医療課に要請する。なお、D P A Tによる緊急医療活動が必要な場合には、県障害福祉課に要請する。また、D W A Tによる緊急医療活動が必要な場合には、県地域福祉課に要請する。 オ 各機関の調整・2次災害防止のための措置 （ア） 災害対策本部は、防災関係機関との調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行う。	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
一般 154	(イ)災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 (ウ) （略） カ 海上保安庁の支援要請依頼 「第 37 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」に定めるところによる。 キ （略） (4) 災害対策本部の廃止 市長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際は、廃止する旨を本部設置時に連絡した機関に連絡する。 表 3－13 関係機関連絡先 <table><tr><th>機 関 名</th><th>連 絡 先</th></tr><tr><td>国土交通省静岡河川事務所調査課</td><td>054-273-9104</td></tr></table> 表（その他略） 第 39 節 各種災害に対する警防活動計画 [危機、建設、消防] この計画は、大雨又は台風による水害、土砂災害、大規模	機 関 名	連 絡 先	国土交通省静岡河川事務所 調査課	054-273-9104	(イ)災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するDMAT等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 (ウ) （略） カ 海上保安庁の支援要請依頼 ▼「第35節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」による。 キ （略） (4) 災害対策本部の廃止 市長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止する。その際は、廃止する旨を本部設置時に連絡した機関に連絡する。 表 3－14 関係機関連絡先 <table><tr><th>機 関 名</th><th>連 絡 先</th></tr><tr><td>国土交通省静岡河川事務所流域治水課</td><td>054-273-9104</td></tr></table> 表（その他略） 第 39 節 各種災害に対する警防活動計画 [危機、建設、消防] この計画は、大雨又は台風による水害、土砂災害、大規模	機 関 名	連 絡 先	国土交通省静岡河川事務所 流域治水課	054-273-9104	表現の適正化 組織名の変更
	機 関 名	連 絡 先									
国土交通省静岡河川事務所 調査課	054-273-9104										
機 関 名	連 絡 先										
国土交通省静岡河川事務所 流域治水課	054-273-9104										

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 154	な火災、地震及び地震による火災、危険物の爆発、有害ガスの漏洩等非常災害に対する警防活動について定めておく <u>ものとする</u>。 1 水害に対する措置 洪水等による水害を警戒し、被害の防止を図るため、次の事項を実施する。 (1) (略) また、主要河川の水位の変化についても状況を把握し、災害対策本部及び関係機関等に通報する <u>ものとする</u>。 (2) 主要河川水位の監視と水防配備の強化 主要河川の監視活動及び水防活動は、<u>別に定める「静岡市水防計画書」</u>に定めるところによる。	な火災、地震及び地震による火災、危険物の爆発、有害ガスの漏えい等非常災害に対する警防活動について定めておく。 1 水害に対する措置 洪水等による水害を警戒し、被害の防止を図るため、次の事項を実施する。 (1) (略) また、主要河川の水位の変化についても状況を把握し、災害対策本部及び関係機関等に通報する。 (2) 主要河川水位の監視と水防配備の強化 主要河川の監視活動及び水防活動は、<u>▼「風水害対策編」</u>に定めるところによる。	
一般 154	2 (略) 3 大規模な火災に対する措置 大規模な火災の発生が懸念される場合は、これによる人的、物的被害を軽減するための措置を講ずるとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、万全の応急対策を実施する <u>ものとする</u>。	2 (略) 3 大規模な火災に対する措置 大規模な火災の発生が懸念される場合は、これによる人的、物的被害を軽減するための措置を講ずるとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、万全の応急対策を実施する。	
一般 154	4 危険物等の保安に対する消防局の措置 (1) 火薬類 火薬類の所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、<u>ただちに</u>現場に出動し、消防法第 23 条の 2 第 1 項に基づく火災警戒区域を設定し、その区域内の住民等	4 危険物等の保安に対する消防局の措置 (1) 火薬類 火薬類の所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、<u>直ちに</u>現場に出動し、消防法第 23 条の 2 第 1 項に基づく火災警戒区域を設定し、その区域内の住民等に	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	に対して区域からの退去を命じ若しくは立入りの禁止等の安全措置をとる。 (2) 高圧ガス 高圧ガスの所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずる<u>ものとする</u>。 (3) 石油類並びに毒物及び劇薬 給油所、取扱所等の関係者<u>も</u>しくは付近住民等から、漏えい又は火災及び爆発が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずる<u>ものとする</u>。	対して区域からの退去を命じ若しくは立入りの禁止等の安全措置をとる。 (2) 高圧ガス 高圧ガスの所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずる。 (3) 石油類並びに毒物及び劇薬 給油所、取扱所等の関係者<u>若</u>しくは付近住民等から、漏えい又は火災及び爆発が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずる。	
一般 155	5 ガス事故に対する消防局の措置 消防局は、ガス事業者、地下工事施工業者<u>も</u>しくは付近住民等からガス漏えいの通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずる<u>ものとする</u>。	5 ガス事故に対する消防局の措置 消防局は、ガス事業者、地下工事施工業者<u>若</u>しくは付近住民等からガス漏えいの通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずる。	
一般 155	第40節 災害ボランティア活動支援計画 [市民] 市は、(福)静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター等と協力し、災害ボランティアや市民活動団体の能力が最大限に発揮され、被災地の復興にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。 県は、国及び市とともに、災害ボランティアの活動環境として、行政、<u>NPO</u>、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。	第40節 災害ボランティア活動支援計画 [市民] <u>・</u>市は、(福)静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター等と協力し、災害ボランティアや市民活動団体の能力が最大限に発揮され、被災地の復興にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。 <u>・</u>県は、国及び市とともに、災害ボランティアの活動環境として、行政、<u>NPO</u>、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニ	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 155	1 災害ボランティア本部の設置及び運営 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、(福)静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等で構成する<u>災害ボランティア本部開設・閉鎖等検討委員会</u>を開催し、<u>同委員会</u>で協議のうえ災害ボランティア本部を設置する。 <u>災害ボランティア本部は、(福)静岡市社会福祉協議会地域福祉部長を本部長とし、(福)静岡市社会福祉協議会職員、災害ボランティアコーディネーター等で構成する。</u> <u>災害ボランティア本部は、災害ボランティア及び被災者のニーズの受付、活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う災害ボランティアセンターを、被害の状況等に応じて適切な場所に開設し運営する。</u> 市は、情報交換、協議等を行うため、必要に応じ職員を連絡調整要員として災害ボランティア本部等に配置し、<u>その活動を支援</u>する。 <u>なお、災害ボランティアセンター等の開設場所は、原則として以下のとおりとする。</u>	ズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。 1 災害ボランティア本部の設置及び運営 ・市は、災害ボランティアの必要性に応じて、(福)静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等で構成する<u>災害ボランティア情報共有会議</u>を開催し、<u>同会議における情報交換の結果等を踏まえ、災害ボランティア本部を設置する必要があると判断したときは、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。ただし、同会議を開催するいとまがないときは、(福)静岡市社会福祉協議会と協議のうえ、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。</u> ・市は、災害ボランティア本部の運営に関する事務を、<u>(福)静岡市社会福祉協議会に委託し、(福)静岡市社会福祉協議会はこれを受託する。</u> ・(福)静岡市社会福祉協議会は、災害ボランティア本部の運営に関する事務の執行における責任者（以下、「運営責任者」という。）を置くとともに、災害ボランティアコーディネーターなどと連携して、災害ボランティア本部の運営に関する事務を行う。 ・災害ボランティア本部の本部長及び運営責任者は、◇資料編4-23に掲げる者をもって充てる。 ・災害ボランティア本部は、以下の業務を行う。 (1) 災害ボランティアの受入れ (2) 被災者のニーズの受付 (3) 災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考																				
一般 155	<u>表 3-14 災害ボランティアセンター等の開設場所</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>名称</th><th>開設場所</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>災害ボランティア情報渉外センター</u></td><td><u>中央福祉センター</u></td><td><u>葵区城内町 1 番 1 号</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>葵地区災害ボランティアセンター</u></td><td><u>番町市民活動センタ</u> <u>二</u></td><td><u>葵区一番町 50 番地</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>駿河地区災害ボランティアセンター</u></td><td><u>地域福祉共生センタ</u> <u>ーみなくる</u></td><td><u>駿河区南八幡町 3 番 1 号</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>清水地区災害ボランティアセンター</u></td><td><u>清水社会福祉会館は</u> <u>ーとぴあ</u></td><td><u>清水区宮代町 1 番 1 号</u></td></tr> </tbody> </table>	No.	名称	開設場所	所在地	<u>1</u>	<u>災害ボランティア情報渉外センター</u>	<u>中央福祉センター</u>	<u>葵区城内町 1 番 1 号</u>	<u>2</u>	<u>葵地区災害ボランティアセンター</u>	<u>番町市民活動センタ</u> <u>二</u>	<u>葵区一番町 50 番地</u>	<u>3</u>	<u>駿河地区災害ボランティアセンター</u>	<u>地域福祉共生センタ</u> <u>ーみなくる</u>	<u>駿河区南八幡町 3 番 1 号</u>	<u>4</u>	<u>清水地区災害ボランティアセンター</u>	<u>清水社会福祉会館は</u> <u>ーとぴあ</u>	<u>清水区宮代町 1 番 1 号</u>	<u>整、活動内容の指示等</u> <u>（４）災害ボランティア活動にかかる情報収集及び情報発信、関係機関・団体との連絡調整等</u> <u>（５）前各号に掲げるもののほか、本部の運営に必要な業務</u> <u>・災害ボランティア本部は、これらの業務を円滑に実施するため、災害ボランティア情報渉外センターを開設するとともに、災害ボランティアセンターを、被害の状況等に応じて適切な場所に開設し、運営する。</u> <u>・災害ボランティアセンター等の開設場所は、◇資料編 4-23 による。ただし、開設場所の使用が困難である場合や、被災地域の近くに開設する必要がある場合等は、この限りではない。</u> <u>・市は、災害ボランティア本部の運営に係る</u>情報交換、協議等を行うため、必要に応じ職員を連絡調整要員として災害ボランティア本部等に配置する。 ◇資料編 4-23：災害ボランティア本部の本部長及び運営責任者、災害ボランティアセンター等の設置場所 <u>（削除）</u>	
No.	名称	開設場所	所在地																				
<u>1</u>	<u>災害ボランティア情報渉外センター</u>	<u>中央福祉センター</u>	<u>葵区城内町 1 番 1 号</u>																				
<u>2</u>	<u>葵地区災害ボランティアセンター</u>	<u>番町市民活動センタ</u> <u>二</u>	<u>葵区一番町 50 番地</u>																				
<u>3</u>	<u>駿河地区災害ボランティアセンター</u>	<u>地域福祉共生センタ</u> <u>ーみなくる</u>	<u>駿河区南八幡町 3 番 1 号</u>																				
<u>4</u>	<u>清水地区災害ボランティアセンター</u>	<u>清水社会福祉会館は</u> <u>ーとぴあ</u>	<u>清水区宮代町 1 番 1 号</u>																				

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	5 蒲原地区災害ボランティアセンター 蒲原白銀すこやかセンター1階 清水区蒲原721番地の4		
一般 155	2 災害ボランティア活動に関する情報の提供 (1) 市は、ライフライン及び公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向等、災害ボランティア活動に必要な情報を災害ボランティア本部等に的確に提供する。 (2) 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補等の情報を災害ボランティア本部等に提供する。	2 災害ボランティア活動に関する情報の提供 ・市は、<u>災害ボランティア本部の円滑な運営のため</u>、ライフライン及び公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向、<u>ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補等</u>、災害ボランティア活動に必要な情報を<u>（福）静岡市社会福祉協議会</u>等に的確に提供する。	
一般 156	3 (略) 4 市民活動団体等の協力要請並びに受入 市は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断したときは、関係する市民活動団体に対して協力を要請するものとする。 この要請のほか、その他の市民活動団体からの協力の申し入れがあった場合には、災害ボランティア本部で受け入れるものとする。	3 (略) <u>(削除)</u>	
一般 156	第41節 通訳ボランティア活動支援計画 [観光] (略)	第41節 通訳ボランティア活動支援計画 [観光] (略)	
一般 156	1 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営 市は、災害対策本部を設置した場合、一般財団法人静岡市国際交流協会の事務局長を長とする災害多言語支援	1 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営 ・市は、災害対策本部を設置した場合、一般財団法人静岡市国際交流協会の事務局長を長とする災害多言語支	

現行頁	目次再編案	新文書	備考						
一般 156	センターを適切な場所に設置する。 災害多言語支援センターは、外国人に関する情報の収集、外国人向けの情報提供、通訳ボランティアの受付、通訳ボランティアの派遣等を行う。 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として国際交流課内に配置し、その活動を支援する。 表 3－15 災害多言語支援センターの設置場所 <table><tr><th>名称</th><th>設置場所</th><th>所在地</th></tr><tr><td>災害多言語支援センター</td><td>静岡庁舎低層棟3階食堂</td><td>葵区追手町5番1号</td></tr></table>	名称	設置場所	所在地	災害多言語支援センター	静岡庁舎低層棟3階食堂	葵区追手町5番1号	援センターを適切な場所に設置する。 ・災害多言語支援センターは、外国人に関する情報の収集、外国人向けの情報提供、通訳ボランティアの受付、通訳ボランティアの派遣等を行う。 ・市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として国際交流課内に配置し、その活動を支援する。 ◇資料編 4－24：災害多言語支援センターの設置場所 (削除)	
名称	設置場所	所在地							
災害多言語支援センター	静岡庁舎低層棟3階食堂	葵区追手町5番1号							
一般 162	2、3 (略) 第 42 節 原子力災害に関する応急対策計画 [危機] 本市には原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に該当する地域はないが、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下、この節において「発電所」という。）から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害が発生した場合、他市町からの避難者の受入れ等を行うことがあることから、この計画において、これらに必要な措置を定める <u>ものとする</u>。	2、3 (略) 第 42 節 原子力災害に関する応急対策計画 [危機] 本市には原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に該当する地域はないが、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下、この節において「発電所」という。）から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害が発生した場合、他市町からの避難者の受入れ等を行うことがあることから、この計画において、これらに必要な措置を定める。							
一般 162	1 情報収集・連絡体制の確保及び県等との連携 (1)～(3) (略)	1 情報収集・連絡体制の確保及び県等との連携 (1)～(3) (略)							

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 163	(4) 全面緊急事態発生時 市は、全面緊急事態発生時に、県から緊急防護措置を準備する区域（UPZ : Urgent Protective action planning Zone）を含む市町が行う防護措置の準備等への協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。 また、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があった場合は、市としてとるべき具体的な措置の内容を県に確認した上で、必要な措置を実施する。 (5) 放射性物質放出後 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、運用上の介入レベル（OIL : Operational Interventional Level）に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。また、市は、必要があると認められるときは、県に対して、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求める。 市は、緊急時モニタリング結果から必要と認めるときは、国及び県に対し、市としてとるべき具体的な措置の内容について助言を求めるものとする。 2 広域一時滞在の受入れ 市は、原子力災害が単独で発生した場合等において、県から市町の区域を越えて避難を行う住民等の収容施設	(4) 全面緊急事態発生時 市は、全面緊急事態発生時に、県から緊急防護措置を準備する区域（UPZ : Urgent Protective action planning Zone）を含む市町が行う防護措置の準備等への協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。 また、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があった場合は、市としてとるべき具体的な措置の内容を県に確認した上で、必要な措置を実施する。 (5) 放射性物質放出後 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、運用上の介入レベル（OIL : Operational Interventional Level）に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。また、市は、必要があると認められるときは、県に対して、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求める。 市は、緊急時モニタリング結果から必要と認めるときは、国及び県に対し、市としてとるべき具体的な措置の内容について助言を求める。 2 広域一時滞在の受入れ ・市は、原子力災害が単独で発生した場合等において、県から市町の区域を越えて避難を行う住民等の収容施設	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示があった場合、県が作成した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（以下、この節において「県広域避難計画」という。）に基づき、県と協議の上、市指定の避難所を提供する<u>ものとする</u>。 <u>また</u>、市は、被災市町から、法第86条の8第1項及び県広域避難計画に基づき、広域一時滞在について協議があった場合にも、市指定の避難所を提供する<u>ものとする</u>。	設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示があった場合、県が作成した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（以下、この節において「県広域避難計画」という。）に基づき、県と協議の上、市指定の避難所を提供する。 ・市は、被災市町から、法第86条の8第1項及び県広域避難計画に基づき、広域一時滞在について協議があった場合にも、市指定の避難所を提供する。	
一般 164	第4章 災害復旧計画	第4章 災害復旧計画	
	災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図る<u>ものとする</u>。 なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等<u>を活用するものとする</u>。	災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、▼「第3章災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図る。 なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等<u>の活用も含めて検討</u>する。	
一般 164	第1節 （略） 第2節 被災者の支援 [税務、市民、区、福祉、消防、会計] 市は、県と連携し、被災者が速やかに生活再建できるよ	第1節 （略） 第2節 被災者の支援 [税務、市民、区、福祉、消防、会計] 市は、県と連携し、被災者が速やかに生活再建できるよ	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 164	う、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「被災者に対するきめ細やかな継続的支援（災害ケースマネジメント）」等を行う<u>ものとする</u>。 1 国・県への要望 国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。	う、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「被災者に対するきめ細やかな継続的支援（災害ケースマネジメント）」等を行う。 1 国・県への要望 <u>市は、</u>国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。	表現の適正化
一般 164	2 被災状況の把握 災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。<u>また、</u>必要があると認めるときは、被災者支援システム等を利用し被災者台帳を作成するとともに、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組（災害ケースマネジメント）を行う。 <u>また、</u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を積極的に活用する<u>ものとする</u>。 (略)	2 被災状況の把握 <u>・市は、</u>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 <u>・市は、</u>必要があると認めるときは、被災者<u>生活再建</u>支援システム等を利用し被災者台帳を作成するとともに、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組（災害ケースマネジメント）を行う。 <u>・市は、</u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 <u>・県は、</u>これらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。 <u>・市は、</u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を積極的に活用する。 (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 165	3 罹災証明書の発行 <u>(1)</u> 罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を発行する。 <u>(2)</u> 罹災調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。	3 罹災証明書の発行 <u>・</u> 罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を発行する。 <u>・</u> 罹災調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。	
一般 165	4 災害援護資金の貸付け 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。	4 災害援護資金の貸付け 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付<u>け</u>を行う。	
	5 (略)	5 (略)	
一般 165	6 義援金の募集等 <u>(1)</u> 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 <u>(2)</u> 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。	6 義援金の募集等 <u>・</u> 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 <u>・</u> 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。	
	7 (略)	7 (略)	
一般 165	第3節 要配慮者の支援 [観光、福祉、衛生、子ども] (略)	第3節 要配慮者の支援 [観光、福祉、衛生、子ども] (略)	
	1～4 (略)	1～4 (略)	
一般 166	5 福祉サービスの拡充 <u>(1)</u> 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有の入所・通所施設を対象に、人員の確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。	5 福祉サービスの拡充 <u>・</u> 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有の入所・通所施設を対象に、人員の確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 166	(2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童相談所等の専門相談所を設置する。 6 (略) 第4節 公共施設の災害復旧 [観光、福祉、保健所、子ども、農水、都市、建築、建設、水道、下水、教育] 各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実態を的確に把握するとともに、社会的及び経済的な諸要因も検討のうえ、総合的な見地にたって策定し、緊急度の高いものから、ただちに復旧事業に着手して早期完了に努める ものと する。 災害復旧計画は、災害発災後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度、災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図る ものとする。 (略) (移動)	・ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ・ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童相談所等の専門相談所を設置する。 6 (略) 第4節 公共施設の災害復旧 [観光、福祉、保健所、子ども、農水、都市、建築、建設、水道、下水、教育] 各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実態を的確に把握するとともに、社会的及び経済的な諸要因も検討のうえ、総合的な見地にたって策定し、緊急度の高いものから、直ちに復旧事業に着手して早期完了に努める。 災害復旧計画は、災害発災後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度、災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、▼「第3章 災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図る。 (略) 第5節 激甚災害の指定 [財政] 大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する	地震対策編から移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考						
		る法律（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため必要な事項を定める。 ・市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、被害状況を調査し知事に報告する。 ・市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出しなければならない。							
	第5節 災害復旧に伴う財政措置 (略)	第6節 災害復旧に伴う財政措置 (略)							
一般 168	第6節 事業者等が行う災害復旧への助成 [商工、農水] (略)	第7節 事業者等が行う災害復旧への助成 [商工、農水] (略)							
一般 168	1 農業関係災害融資制度	1 農業関係災害融資制度							
一般 168	(1) 被害農業者の経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30 年法律第 136 号）（以下「天災融資法」という。）に基づく融資制度） 農作物等の減収量が平年の収穫量の30%以上で、かつ、これによる損失額が平年の農業総収入額の10%以上である者、または樹体損失額30%以上である者	<table><tr><th colspan="2">融資制度</th><th>内容</th></tr><tr><td colspan="2">被害農業者の経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）（以下「天災融資法」という。）に基づく融資制度）</td><td>農作物等の減収量が平年の収穫量の30%以上で、かつ、これによる損失額が平年の農業総収入額の10%以上である者、または樹体損失額 30%以上である者</td></tr></table>	融資制度		内容	被害農業者の経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）（以下「天災融資法」という。）に基づく融資制度）		農作物等の減収量が平年の収穫量の30%以上で、かつ、これによる損失額が平年の農業総収入額の10%以上である者、または樹体損失額 30%以上である者	表による整理
融資制度		内容							
被害農業者の経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）（以下「天災融資法」という。）に基づく融資制度）		農作物等の減収量が平年の収穫量の30%以上で、かつ、これによる損失額が平年の農業総収入額の10%以上である者、または樹体損失額 30%以上である者							
	(2) 日本政策金融公庫資金融資制度 ア 農林漁業セーフティネット資金 地震・津波などにより損害を受けた農業経営の維持安定に必要な長期運転資金	<table><tr><td>日本政策金融公庫資</td><td>農林漁業セーフティネット資金</td><td>地震・津波などにより損害を受けた農業経営の維持安定に必要な長期運転資金</td></tr></table>	日本政策金融公庫資	農林漁業セーフティネット資金	地震・津波などにより損害を受けた農業経営の維持安定に必要な長期運転資金				
日本政策金融公庫資	農林漁業セーフティネット資金	地震・津波などにより損害を受けた農業経営の維持安定に必要な長期運転資金							

現行頁	目次再編案	新文書			備考				
	イ 農林漁業施設資金（災害復旧施設） 主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧、果樹の改植または補植に必要な資金 ウ その他の対象資金 （ア）スーパーL資金（農業経営基盤強化資金） （イ）経営体育成強化資金 （ウ）農業改良資金 （エ）農業経営基盤整備資金 （3）農業近代化資金 認定農業者が農業用施設（農作業場、温室、ハウスなど）の復旧に資金を要する場合 （4）農林水産業災害対策資金 台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の農業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金	金融資 制度	農林漁業施設 資金（災害復 旧施設）	主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧、果樹の改植または補植に必要な資金					
			その他の対象 資金	（ア）スーパーL資金（農業経営基盤強化資金） （イ）経営体育成強化資金 （ウ）農業改良資金 （エ）農業経営基盤整備資金					
		農業近代化資金		認定農業者が農業用施設（農作業場、温室、ハウスなど）の復旧に資金を要する場合					
		農林水産業災害対策資金		台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の農業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金					
一般 168	2 林業関係災害融資制度	2 林業関係災害融資制度							
一般 168	各種災害融資制度は、次のようなものである。 （1）天災融資法に基づく被害林業者への経営資金融資 木材その他林産物等の損失額が平年の林業による総収入額の10%以上である者又は施設の損失額が被害時の価額の50%以上である者	<table><tr><th>融資制度</th><th>内容</th></tr><tr><td>天災融資法に基づく被害林業者への経営資金融資</td><td>木材その他林産物等の損失額が平年の林業による総収入額の10%以上である者又は施設の損失額が被害時の価額の50%以上である者</td></tr></table>			融資制度	内容	天災融資法に基づく被害林業者への経営資金融資	木材その他林産物等の損失額が平年の林業による総収入額の10%以上である者又は施設の損失額が被害時の価額の50%以上である者	表による整理
融資制度	内容								
天災融資法に基づく被害林業者への経営資金融資	木材その他林産物等の損失額が平年の林業による総収入額の10%以上である者又は施設の損失額が被害時の価額の50%以上である者								

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	(2) 日本政策金融公庫資金融資制度 ア 農林漁業セーフティネット資金 地震・津波などにより損害を受けた林業経営の維持安定に必要な長期運転資金 イ 農林漁業施設資金（災害復旧施設） 主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販売施設及び機械等の復旧に必要な資金 ウ その他の対象資金 林業基盤整備資金 (3) 森林国営保険法による災害保険制度（森林国営保険） 保険加入者に対して、森林火災及び気象災害の損失、損害補てんを行う。 (4) 農林水産業災害対策資金 台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の林業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金	日本政策金融公庫資金融資制度	害時の価額の50%以上である者	
			地震・津波などにより損害を受けた林業経営の維持安定に必要な長期運転資金	
			農林漁業施設資金（災害復旧施設） 主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販売施設及び機械等の復旧に必要な資金	
			その他の対象資金 林業基盤整備資金	
			森林国営保険法による災害保険制度（森林国営保険） 保険加入者に対して、森林火災及び気象災害の損失、損害補てんを行う。	
		農林水産業災害対策資金	台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の林業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金	
一般 169	3 漁業関係災害融資制度	3 漁業関係災害融資制度		
一般 169	(1) 天災融資法に基づく被害漁業者への経営資金融資 魚類等の流失等による水産物の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上の者又は漁船、漁具等の損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の	融資制度	内容	表による整理
		天災融資法に基づく被害漁業者への経営資金	魚類等の流失等による水産物の損失額が平年の漁業総収入額の10%	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	50%以上の者 (2) 日本政策金融公庫融資制度 ア 農林漁業セーフティネット資金 漁業者が不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する制度 イ 農林漁業施設資金（災害復旧施設） 主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、漁船、漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧に必要な資金 ウ その他の対象資金 (ア) 漁船資金 (イ) 漁業経営改善支援資金 (ウ) 漁業経営安定資金 (エ) 漁業基盤整備資金 (3) 農林水産業災害対策資金 台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の水産業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金。	融資	以上の者又は漁船、漁具等の損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上の者	
		日本政策金融公庫資金融資制度	農林漁業セーフティネット資金	漁業者が不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する制度
			農林漁業施設資金（災害復旧施設）	主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、漁船、漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧に必要な資金
			その他の対象資金	(ア) 漁船資金 (イ) 漁業経営改善支援資金 (ウ) 漁業経営安定資金 (エ) 漁業基盤整備資金
		農林水産業災害対策資金	農林水産業災害対策資金	台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の水産業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金
第7節	(略)	第8節 (略)		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	静岡市地域防災計画 (令和6年9月修正) 風水害対策編 【再編案】	静岡市地域防災計画 (令和7年1月修正) 風水害対策編 【修正案】	

[illegible]

現行頁	目次再編案	新文書	備考												
		※本編における水防計画該当箇所には、「水防」と明記する。 第 2 節 計画の構成 風水害対策編は、以下の各章から構成する。 <table><tr><td>第 1 編 総則</td><td>この計画の目的、構成、予想される災害等、計画の基本となる事項を示す。</td></tr><tr><td>第 2 編 災害予防 計画</td><td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。</td></tr><tr><td>第 3 編 災害応急 対策</td><td>災害が発生又は発生しようとしている場合の対策を示す。</td></tr></table>	第 1 編 総則	この計画の目的、構成、予想される災害等、計画の基本となる事項を示す。	第 2 編 災害予防 計画	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。	第 3 編 災害応急 対策	災害が発生又は発生しようとしている場合の対策を示す。	他編との整合						
第 1 編 総則	この計画の目的、構成、予想される災害等、計画の基本となる事項を示す。														
第 2 編 災害予防 計画	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。														
第 3 編 災害応急 対策	災害が発生又は発生しようとしている場合の対策を示す。														
		※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。 ※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。 表 1-1 部局名表記の略号一覧 <table><tr><th>局等</th><th>部</th><th>略号</th></tr><tr><td>危機管理局</td><td></td><td>危機</td></tr><tr><td>総務局</td><td></td><td>総務</td></tr><tr><td>総合政策局</td><td></td><td>総政</td></tr></table>	局等	部	略号	危機管理局		危機	総務局		総務	総合政策局		総政	他編との整合
局等	部	略号													
危機管理局		危機													
総務局		総務													
総合政策局		総政													

現行頁	目次再編案	新文書			備考
		財政局	財政部 税務部	財政 税務	
		市民局		市民	
		区役所		区	
		観光交流文化局		観光	
		環境局		環境	
		保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉	
			保健衛生医療部	衛生	
			保健所	保健所	
			清水病院	病院	
		子ども未来局		子ども	
		経済局	商工部	商工	
			農林水産部	農水	
		都市局	都市計画部	都市	
			建築部	建築	
		建設局	土木部	建設	
			道路部		
		会計室		会計	
		消防局	消防部	消防	
			警防部		
		上下水道局	水道部	水道	

現行頁	目次再編案	新文書	備考						
		<table><tr><td></td><td>下水道部</td><td>下水</td></tr><tr><td>教育局</td><td></td><td>教育</td></tr></table>		下水道部	下水	教育局		教育	
	下水道部	下水							
教育局		教育							
水防 1	第 3 節 用語の定義 【水防】 この 水防計画書 における主な 水防 用語の定義は、以下のとおりである。	第 3 節 用語の定義 【水防】 この計画における主な用語の定義は、以下のとおりである。	表現の適正化						
水防 1	1 静岡市水防本部 静岡市の行政区域内に係る水防を総括するために、水防管理者（市長）を本部長とする水防に係る課等で水防本部を編成し、事務局を危機管理課内に設置する。	1 静岡市水防本部 洪水、高潮、津波のおそれがあると認められるときは、水防管理者（市長）は、水防に係る課、水防団及び消防団にて構成する水防本部を設置する。ただし、静岡市災害対策本部が設置された場合、水防本部は、災害対策本部に統合される。	内容の充実化						
水防 1	2 静岡市災害対策本部 災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備及び災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき、 災害対策基本法 及び静岡市災害対策本部条例(平成15年市条例第294号)に基づき設置する機関をいう。	2 静岡市災害対策本部 災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備及び災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき、法及び静岡市災害対策本部条例(平成15年市条例第294号)に基づき設置する機関をいう。							
水防 1	3 水防管理団体(法第 2 条第 2 項) (略)	3 水防管理団体(水防法第 2 条第 2 項) (略)							
水防 1	4 指定水防管理団体(法第 4 条) (略)	4 指定水防管理団体(水防法第 4 条) (略)							

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 1	5 水防管理者(法第2条第3項) (略)	5 水防管理者(水防 法第2条第3項) (略)	
水防 1	6 消防機関(法第2条第4項) (略)	6 消防機関(水防 法第2条第4項) (略)	
水防 1	7 消防機関の長(法第2条第5項) (略)	7 消防機関の長(水防 法第2条第5項) (略)	
水防 1	8 水防団 法第6条に規定する水防団をいう。	8 水防団 水防 法第6条に規定する水防団をいう。	
水防 1	9 量水標管理者 (1) 量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第10条第3項)。 (2) 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない(法第12条)。	9 量水標管理者 (1) 量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(水防 法第2条第7項、 水防 法第10条第3項)。 (2) 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない(水防 法第12条)。	
水防 1	10 洪水予報河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。	10 洪水予報河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(水防 法第10条第2項、 水防 法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 1	11 水防警報 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。	11 水防警報 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（水防法第2条第8項、水防法第16条）。	
水防 2	12 水位周知河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。	12 水位周知河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（水防法第13条）。	
水防 2	13（略） 14 水防団待機水位（通報水位） 量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。	13（略） 14 水防団待機水位（通報水位） 量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防2	15 氾濫注意水位(警戒水位) 水防団等待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 (略)	15 氾濫注意水位(警戒水位) 水防団等待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(水防法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 (略)	
水防2	16 (略) 17 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難指示の発表判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。	16 (略) 17 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難指示の発表判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。	
水防2	18 洪水特別警戒水位 法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。	18 洪水特別警戒水位 水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。	
水防2	19 (略) 20 洪水浸水想定区域 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防ずることにより、水災による被害の軽減を図るため、	19 (略) 20 洪水浸水想定区域 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防ずることにより、水災による被害の軽減を図るため、	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 37	想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。 21 水防計画 （１）市は、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更しなければならない。 （２）水防計画を変更するときは、あらかじめ<u>水防協議会に諮るとともに静岡県知事に届け出るものとする。</u> （３）水防計画を変更したときは、その要旨を公表する<u>ものとする。</u> （４）水防計画を定めたときは、関係機関に配布する<u>ものとする。</u> （５）（略）	想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（<u>水防</u>法第14条）。 21 水防計画 （１）市は、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更しなければならない。 （２）水防計画を変更するときは、あらかじめ<u>静岡市防災会議（以下「防災会議」という。）</u>に諮る。 （３）水防計画を変更したときは、その要旨を公表する<u>とともに静岡県知事に届け出る。</u> （４）水防計画を定めたときは、関係機関に配布する。 （５）（略） <u>（削除）</u>	表現の適正化 表現の適正化
水防 37	22 水防協議会 <u>水防管理者は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。</u>		
水防 37	23 大規模氾濫減災協議会 国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計	22 大規模氾濫減災協議会（<u>水防法第15条の9</u>） 国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 1	画へ反映するなどして、取組を推進する <u>ものとする。</u> 第4節 水防の責任等 【水防】	画へ反映するなどして、取組を推進する。 第4節 水防の責任等 【水防】	
水防 3	水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は <u>つぎ</u> のとおりである。 1 水防管理団体(静岡市)の責任 (1) 水防組織の確立(法第3条) (2) 水防団の設置(法第5条) (3) 水防団員等の公務災害補償(法第6条) (4) 水防倉庫、資器材の整備 (5) 通信連絡系統の確立(法第27条) (6) 平常時における河川、遊水池及び海岸等の巡視(法第9条) (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条) (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条) (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(法第15条) (10) 予想される水災の危険の周知(法第15条) (11) 水防従事者に対する災害補償(法第45条) (12) 消防事務との調整(法第50条)	水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は <u>次</u> のとおりである。 1 市 (1) 水防組織の確立(<u>水防</u> 法第3条) (2) 水防団、 <u>消防団の整備</u> (<u>水防</u> 法第5条) (3) 水防団員等の公務災害補償(<u>水防</u> 法第6条) (4) 水防倉庫、資器材の整備 (5) 通信連絡系統の確立(<u>水防</u> 法第27条) (6) 平常時における河川、遊水池及び海岸等の巡視(<u>水防</u> 法第9条) (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(<u>水防</u> 法第15条) (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(<u>水防</u> 法第15条) (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(<u>水防</u> 法第15条) (10) 予想される水災の危険の周知(<u>水防</u> 法第15条) (11) 水防従事者に対する災害補償(<u>水防</u> 法第45条)	表による整理 県水防計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(13) 水防計画の作成及び変更(法第 33 条) (14) 水防時における適正な水防活動の実施 主たる内容は ア 水防に要する費用の自己負担の確保(法第 41 条) イ 水防団及び消防機関の出動~~準備又は出動~~(法第 17 条) ウ 通信網の点検 エ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保 オ 雨量、水位観測等の的確な実施 カ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第 19 条) キ 警戒区域の設定(法第 21 条) ク 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置(法第 25、26 条) ケ 公用負担(法第 28 条) コ 住民の水防活動従事の指示(法第 24 条) サ 警察官の~~援助の要求~~(法第 22 条) シ 避難のための立退きの指示(法第 29 条) ス 自衛隊の派遣要請(知事を経由する 自衛隊法第 83 条) セ 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請(法第 23 条) ソ 水防解除の指示 タ 水防てん末報告書の提出(法第 47 条) <u>(15) 水防協議会の設置(法第 34 条)</u> <u>(16) 水防団員数の確保(法第 35 条)</u>	(12) 消防事務との調整(<u>水防</u>法第 50 条) (13) 水防計画の作成及び変更(<u>水防</u>法第 33 条) (14) 水防時における適正な水防活動の実施 主たる内容は ア 水防に要する費用の自己負担の確保(<u>水防</u>法第 41 条) イ 水防団及び消防機関の出動~~体制の確保~~(<u>水防</u>法第 17 条) ウ 通信網の点検 エ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保 オ 雨量、水位観測等の的確な実施 カ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(<u>水防</u>法第 19 条) キ 警戒区域の設定(<u>水防</u>法第 21 条) ク 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置(<u>水防</u>法第 25、26 条) ケ 公用負担(<u>水防</u>法第 28 条) コ 住民の水防活動従事の指示(<u>水防</u>法第 24 条) サ 警察官の~~出動要請~~(<u>水防</u>法第 22 条) シ 避難のための立退きの指示(<u>水防</u>法第 29 条) ス 自衛隊の派遣要請(知事を経由する 自衛隊法第 83 条) セ 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請(<u>水防</u>法第 23 条) ソ 水防解除の指示 タ 水防てん末報告書の提出(<u>水防</u>法第 47 条)	県水防計画の修正に伴う修正 県水防計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 4	(17) 水防訓練の実施(法第 32 条) 2 県の責任 (1) 県内の水防管理団体が行う水防の十分な実施の確保(法第 3 条) (2) 指定水防管理団体の指定(法第 4 条) (3) 水防計画の策定及び要旨の公表(法第 7 条) (4) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法) (5) 都道府県水防協議会の設置(法第 8 条) (6) 水防事務の調整及び円滑な実施 (法第 3 条) (7) 気象予報及び警報、洪水予報の通知(法第 10 条) (8) 洪水予報の発表及び通知(法第 11 条、気象業務法第 14 条) (9) 水位の通報及び公表(法第 12 条) (10) 水位周知河川の水位到達情報通知及び周知(法第 13 条) (11) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第 14 条) (12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第 15 条) (13) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示(法第 16 条) (14) 水防信号の指定(法第 20 条) (15) 避難のための立退きの指示(法第 29 条) (16) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第 30 条) (17) 水防団員の定員の基準の設定(法第 35 条)	(15) 水防団員数の確保(水防法第 35 条) (16) 水防訓練の実施(水防法第 32 条) 2 県 (1) 県内の水防管理団体が行う水防の十分な実施の確保(水防法第 3 条) (2) 指定水防管理団体の指定(水防法第 4 条) (3) 水防計画の策定及び要旨の公表(水防法第 7 条) (4) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法) (5) 都道府県水防協議会の設置(水防法第 8 条) (6) 水防事務の調整及び円滑な実施 (水防法第 3 条) (7) 気象予報及び警報、洪水予報の通知(水防法第 10 条) (8) 洪水予報の発表及び通知(水防法第 11 条、気象業務法第 14 条) (9) 水位の通報及び公表(水防法第 12 条) (10) 水位周知河川の水位到達情報通知及び周知(水防法第 13 条) (11) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(水防法第 14 条) (12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(水防法第 15 条) (13) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示(水防法第 16 条) (14) 水防信号の指定(水防法第 20 条) (15) 避難のための立退きの指示(水防法第 29 条) (16) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(水防法第 30 条)	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 4	(18) 水防管理団体が負担する費用の補助(法第 44 条) (19) 水防に関する必要な報告(法第 47 条) (20) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言(法第 48 条) 3 国土交通省の責任 (1) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第 22 条) (2) 洪水予報の発表及び通知(法第 10 条、気象業務法第 14 条) (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第 12 条) (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第 13 条) (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法第 13 条) (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第 14 条) (7) 大規模氾濫減災協議会の設置(法第 15 条) (8) 水防警報の発表及び通知(法第 16 条) (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第 31 条) (10) 特定緊急水防活動(法第 32 条) (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第 48 条)	(17) 水防団員の定員の基準の設定(水防法第 35 条) (18) 水防管理団体が負担する費用の補助(水防法第 44 条) (19) 水防に関する必要な報告(水防法第 47 条) (20) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言(水防法第 48 条) 3 国土交通省 (1) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第 22 条) (2) 洪水予報の発表及び通知(水防法第 10 条、気象業務法第 14 条) (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表(水防法第 12 条) (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(水防法第 13 条) (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(水防法第 13 条) (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(水防法第 14 条) (7) 大規模氾濫減災協議会の設置(水防法第 15 条) (8) 水防警報の発表及び通知(水防法第 16 条) (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示(水防法第 31 条) (10) 特定緊急水防活動(水防法第 32 条) (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(水防法第 48 条)	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 5	4 気象庁の責任 (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知(法第 10 条、気象業務法第 14 条) (2) 洪水予報の発表及び通知(法第 10 条、法第 11 条並びに気象業務法第 14 条)	4 気象庁 (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知(<u>水防</u> 法第 10 条、気象業務法第 14 条) (2) 洪水予報の発表及び通知(<u>水防</u> 法第 10 条、法第 11 条並びに気象業務法第 14 条)	表による整理
水防 5	5 居住者等の義務 (1) 水防活動への従事(法第 24 条) (2) 水防通信への協力(法第 27 条)	5 居住者等 (1) 水防活動への従事(<u>水防</u> 法第 24 条) (2) 水防通信への協力(<u>水防</u> 法第 27 条)	表による整理
水防 5	第 5 節 津波における留意事項 【水防】 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能である。 <u>しかし</u> 、近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、水防従事者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防従事者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。	第 5 節 津波における留意事項 【水防】 ・津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。 ・遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。 ・遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能である。 ・近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、水防従事者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防従事者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 5	第6節 安全配慮 【水防】 (略) ・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。 ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。 ・水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。 ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。 ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。 ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。 ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、<u>予め</u>活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。 ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。 ・津波浸水想定区域内にある水防団、消防機関は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。 ・平時から、水防活動時の安全確保について、水防従事者	第6節 安全配慮 【水防】 (略) ・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。 ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。 ・水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。 ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。 ・<u>水防活動は原則として複数人で行う。</u> ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。 ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。 ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、<u>あらかじめ</u>活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。 ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。 ・津波浸水想定区域内にある水防団、消防機関は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。 ・平時から、水防活動時の安全確保について、水防従事者に	県水防計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	に周知、啓発する 第7節 予想される災害と地域 <u>(新規)</u>	周知、啓発する。 第7節 予想される災害と地域 1 風水害 <u>市内には、安倍川・富士川といった一級河川をはじめ、約130の河川が流れており、河川整備を進めているが、気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は予想されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。</u> <u>季節的には、6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。</u> <u>(1) 安倍川流域（一級河川）</u> <u>安倍川は県下でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れなど崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。河口部で合流する支川の丸子川沿川の下川原地区などの低平地では内水氾濫による被害が発生している。</u> <u>(2) 富士川流域（一級河川）</u> <u>富士川は日本三大急流の一つであり、計画高洪水流量は北松野で16,600 m³/sと非常に大きな流量となっている。駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等があ</u>	風水害対策編新設に伴う追加 県計画を参考

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		<u>る。</u> <u>(3) 巴川流域（二級河川）</u> <u>巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。平成15年、16年、26年、令和4年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。</u> <u>(4) 興津川流域（二級河川）</u> <u>興津川は、黒川、布沢川、中河内川などの支川を併せながら清水区の東部を流下し、駿河湾に注いでいる。令和4年には台風第15号に伴う大雨により、承元寺取水口が土砂や流木で閉塞等し、断水被害が発生した。</u> <u>2 高潮・高波</u> <u>本県は太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。</u> <u>季節的には8～10月にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 19	第2章 災害予防計画	<u>3 土砂災害</u> <u>市内の土砂災害警戒区域は、◇資料編による。</u> ◇資料編7-1：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表、 国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表、<u>危険箇所整備表</u> ◇資料編7-2：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表 ◇資料編7-3：地すべり防止区域指定一覧表 ◇資料編7-4：土砂災害危険箇所数 ◇資料編7-5：土砂災害（特別）警戒区域一覧 第2章 災害予防計画	
一般 19	第1節 河川の災害予防計画 [危機、観光、福祉、子ども、農水、建設、下水、教育]	第1節 河川の災害予防計画 [危機、観光、福祉、子ども、農水、 <u>建築</u> 、建設、下水、 教育]	担当部局の修正
一般 19	(略)	(略)	
一般 19	1 治水事業 (略) (1) (略) (2) 中小河川整備の推進 市街地の外縁的な伸展に伴い、雨水流出量の増加により相対的に浸水・溢水被害の増大が<u>予測</u>されるため、市街地周辺の中小河川について河道整備、局部改良工事及び調整池等の整備を環境に配慮しながら推進し浸水被害の軽減を図る。 2 (略)	1 治水事業 (略) (1) (略) (2) 中小河川整備の推進 市街地の外縁的な伸展に伴い、雨水流出量の増加により相対的に浸水・溢水被害の増大が<u>想定</u>されるため、市街地周辺の中小河川について河道整備、局部改良工事及び調整池等の整備を環境に配慮しながら推進し浸水被害の軽減を図る。 2 (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 21	3 浸水想定区域の周知及び監視体制の整備 (1) 浸水想定区域の指定と周知 ア 現在、浸水想定には「洪水」によるものと「内水」がある。「洪水」は河川氾濫（はんらん：堤防が破堤し河川から流れ出ること）により被害を受けるもので「内水」は排水計画を上回る降雨や放流先河川水位などの影響により道路冠水及び床上床下浸水が生じるものである。これら各々の要因から浸水を想定し区域の指定と周知を行う。なお、指定は各管理者が行う。 イ 洪水と内水による浸水対策には、行政が行う公助としてのハード対策の強化を進める一方、住民自らが災害対応する自助を促進することで被害の最小化を図ることが挙げられ、その方法の一つとしてハザードマップがある。ハザードマップによる情報発信は、住民視点で分かりやすくすることで平常時から住民自身の自助及び防災の意識向上を目指すものである。 本市のハザードマップは、国、県が公表している洪水における浸水想定区域図に基づいて作成した「洪水ハザードマップ（洪水ひなん地図）」と内水における浸水想定区域図に基づいて作成した「内水ハザードマップ（浸水ひなん地図）」がある。	3 浸水想定区域の周知及び監視体制の整備 (1) 浸水想定区域の指定と周知 ア 浸水想定区域の種類及び指定等 現在、浸水想定には「洪水」によるものと「内水」がある。「洪水」は河川氾濫により被害を受けるもので「内水」は排水計画を上回る降雨や放流先河川水位などの影響により道路冠水及び床上床下浸水が生じるものである。これら各々の要因から浸水を想定し区域の指定と周知を行う。なお、指定は各管理者が行う。 イ ハザードマップによる防災意識の向上 洪水と内水による浸水対策には、行政が行う公助としてのハード対策の強化を進める一方、住民自らが災害対応する自助を促進することで被害の最小化を図ることが挙げられ、その方法の一つとしてハザードマップがある。ハザードマップによる情報発信は、住民視点で分かりやすくすることで平常時から住民自身の自助及び防災の意識向上を目指すものである。 本市のハザードマップは、国、県が公表している洪水における浸水想定区域図に基づいて作成した「洪水ハザードマップ」と内水における浸水想定区域図に基づいて作成した「内水ハザードマップ」がある。 ウ 洪水ハザードマップによる避難確保等に資する情報提供	内容整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	ウ 「洪水ハザードマップ」では、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、それらに必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びにこれらの施設への洪水予報等の伝達方法を記載している。 宅地建物取引業法により、水害ハザードマップが不動産取引時における重要事項説明の対象項目とされていることから、市は、宅地建物取引業者が適切に対応できるよう努める<u>ものとする</u>。 エ 「内水ハザードマップ」は、洪水よりも発生頻度が高い内水による浸水に関しての情報を提供するもので、内水による浸水の影響は、市民生活及び企業活動にも密接な関わりをもっており、社会的な影響も大きい。そこで、緊急かつ効率的に浸水被害を軽減するためには、住民の自助及び共助を効果的に推進し浸水被害の軽減を図る必要があるため、実災害等を踏まえ必要に応じ見直すこととする。	「洪水ハザードマップ」では、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、それらに必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びにこれらの施設への洪水予報等の伝達方法を記載している。 宅地建物取引業法により、水害ハザードマップが不動産取引時における重要事項説明の対象項目とされていることから、市は、宅地建物取引業者が適切に対応できるよう努める。 エ <u>内水ハザードマップによる浸水被害軽減の推進</u> 「内水ハザードマップ」は、洪水よりも発生頻度が高い内水による浸水に関しての情報を提供するもので、内水による浸水の影響は、市民生活及び企業活動にも密接な関わりをもっており、社会的な影響も大きい。そこで、緊急かつ効率的に浸水被害を軽減するためには、住民の自助及び共助を効果的に推進し浸水被害の軽減を図る必要があるため、実災害等を踏まえ必要に応じ見直すこととする。 オ <u>既存ダムを活用した事前放流の推進</u> 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 21	オ 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。 (2) 監視体制の整備 災害時において、市民の生命・財産を守るため、河川等の巡視・監視体制を構築するとともに、河川水位の上昇や内水氾濫などの危険性が高まるなど、浸水被害が発生するおそれがある場合は、事前に浸水想定区域内等の住民に避難の呼びかけ等を行うことで、安全な避難行動につなげる。 <u>また、監視体制の構築にあたっては、気象庁や河川管理者等からの情報収集に加え、市が整備する河川の水位・氾濫域予測システムや、現在の浸水状況を把握するためのセンサー、危機管理型水位計などを活用することで、監視体制を強化する。</u> <u>なお、河川巡視等の活動方法については、別に定める「静岡市水防計画」によるものとする。</u> 4 (略)	性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。 (2) 監視体制の整備 <u>ア 住民への早期避難の呼びかけ</u> 災害時において、市民の生命・財産を守るため、河川等の巡視・監視体制を構築するとともに、河川水位の上昇や内水氾濫などの危険性が高まるなど、浸水被害が発生するおそれがある場合は、事前に浸水想定区域内等の住民に避難の呼びかけ等を行うことで、安全な避難行動につなげる。 <u>イ 監視体制の強化</u> 監視体制の構築にあたっては、気象庁や河川管理者等からの情報収集に加え、<u>巴川</u>水位・氾濫域予測システムや、現在の浸水状況を把握するためのセンサー、危機管理型水位計などを活用することで、監視体制を強化する。 <u>ウ 河川巡視等の活動方法</u> 河川巡視等の活動方法については、<u>▼「第3章 第11節 巡視及び警戒とその措置」</u>による。 4 (略)	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 22	5 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項 (1) 市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める<u>ものとする</u>。 (2) 市は、地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める<u>ものとする</u>。 ア、イ (略) (3) 上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。 ア 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。	5 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項 (1) <u>検討事項及び地域防災計画への反映</u> 市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。 (2) <u>地下街及び要配慮者利用施設への情報伝達</u> 市は、地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。 ア、イ (略) (3) <u>要配慮者利用施設の義務等</u> 上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。 ア <u>避難確保計画の作成</u> 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とす	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</u> <u>イ 市長は、上記指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、</u>正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 <u>ウ</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。 <u>エ 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画又は避難訓練の報告を受けたときは、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。</u> <u>オ</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。	る。 <u>(移動) エ 市長による指示及び助言等</u> <u>イ 訓練の報告</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。 <u>(移動) エ 市長による指示及び助言等</u> <u>ウ 自衛水防組織の設置と報告</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。	内容整理 内容整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 23	(4) 市は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる<u>ものとする</u>。 (5) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を確認するとともに、確認の結果、風水害等により危険物等災害の	る。 <u>エ 市長による指示及び助言等</u> <u>市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</u> <u>また、</u>正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画又は避難訓練の報告を受けたときは、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。 (4) <u>住民への情報周知</u> 市は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。 (5) <u>危険物等関係施設の対策</u> 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を確認するとと	

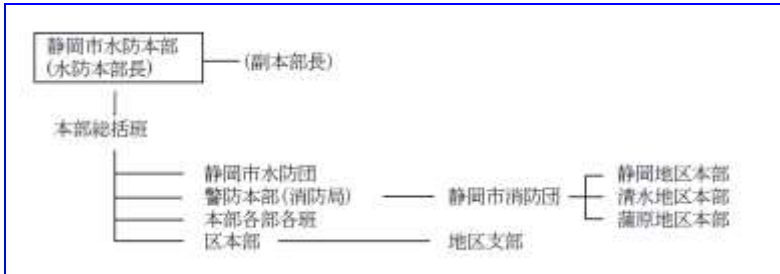
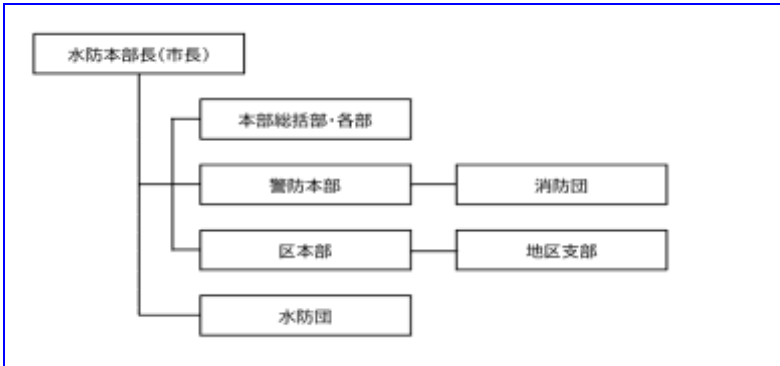
現行頁	目次再編案	新文書	備考
	拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。 6 (略) 第2節 (略) 第3節 防災知識の普及計画 <u>(新規)</u>	もに、確認の結果、風水害等により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。 6 (略) 第2節 (略) 第3節 防災知識の普及計画 <u>原則として、▼共通対策編 第2章 第12節「防災知識の普及計画」に準ずる。</u> <u>加えて、市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</u> <u>・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。</u> <u>・河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。</u> <u>・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人</u>	風水害対策編新設に伴う追加 県計画を参考

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 51	第4節 （略） 第5節 警戒避難体制整備計画 [危機、観光、福祉、子ども、建設、区、消防、教育] （略） 水害及び土砂災害に適切に対処するため、これらの災害が生じるおそれのある区域は必要に応じ、円滑な避難が行われるよう国、県と調整を図り、情報の収集及び伝達方法、連絡	<u>的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。</u> <u>・中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。</u> <u>・地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。</u> <u>・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。</u> <u>・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。</u> <u>・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するよう努める。</u> 第4節 （略） 第5節 警戒避難体制整備計画 [危機、観光、福祉、子ども、<u>建築</u>、建設、区、消防、教育] （略） 水害及び土砂災害に適切に対処するため、これらの災害が生じるおそれのある区域は必要に応じ、円滑な避難が行われるよう国、県と調整を図り、情報の収集及び伝達方法、連絡	担当部局の修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 51	網の作成、緊急避難場所の選定等の警戒避難体制を整備する<u>ものとする</u>。なお、警戒避難体制の整備にあたっては、水防、消防、警察等の防災関係機関と必要に応じて協議する<u>ものとする</u>。 また、警戒避難体制の整備を必要とする地区住民に、迅速かつ適切に行動できるよう啓発及び助言を行い、同時に自主防災組織の育成強化に努める<u>ものとする</u>。 1 水害 (1) 大雨・洪水等に対する警戒避難体制 降水量の増加により、河川や地表水が増水して都市排水路等の溢水が生じたときは、常襲冠水地域等に情報を的確に伝える必要がある。市は、<u>国・県</u>が作成する浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップを作成するほか、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する<u>ものとする</u>。 ア 大雨<u>及び</u>洪水等に対する危険性の周知及び啓発 ウ～エ （略） (2) （略）	網の作成、緊急避難場所の選定等の警戒避難体制を整備する。なお、警戒避難体制の整備にあたっては、水防、消防、警察等の防災関係機関と必要に応じて協議する。 また、警戒避難体制の整備を必要とする地区住民に、迅速かつ適切に行動できるよう啓発及び助言を行い、同時に自主防災組織の育成強化に努める。 1 水害 (1) 大雨・洪水等に対する警戒避難体制 降水量の増加により、河川や地表水が増水して都市排水路等の溢水が生じたときは、常襲冠水地域等に情報を的確に伝える必要がある。市は、<u>河川管理者</u>が作成する浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップを作成するほか、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。 ア 大雨、<u>洪水</u>等に対する危険性の周知及び啓発 ウ～エ （略） (2) （略）	表現の適正化 表現の適正化
一般 51	2 土砂災害 (1) 土石流に対する警戒避難体制 土石流は、山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨等によって水と一体となり、かゆ状となって一気に下流へと押し流される現象である。土石流は、その規模によっても異なるが、時速20～40km という速度で流下し、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、	2 土砂災害 (1) 土石流に対する警戒避難体制 土石流は、山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨等によって水と一体となり、かゆ状となって一気に下流へと押し流される現象である。土石流は、その規模によっても異なるが、時速20～40km という速度で流下し、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	周知するものとする。 ア～カ （略） (2) 地すべりに対する警戒避難体制 地すべりは、斜面の土塊が地下水などの影響によって地すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方に移動する現象で、一般的には、広範囲にわたり発生し、移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼす。また、一旦動き出すと完全に停止させることは非常に困難となるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。 ア～カ （略） (3) がけ崩れに対する警戒避難体制 がけ崩れは、斜面が雨や地震等の影響によって、土の抵抗力が弱まり、崩壊する自然現象で、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。 ア～カ （略） (4) 市における警戒避難体制 ア 主旨 (略) ◇土砂災害（特別）警戒区域一覧 （資料編7-5） ◇風水害への備え （資料編7-6） イ～ウ （略） エ 警戒避難体制の整備と住民への周知 市は、土砂災害警戒区域等において、土砂災害警戒情報の発表時及び災害時に迅速かつ的確な避	周知する。 ア～カ （略） (2) 地すべりに対する警戒避難体制 地すべりは、斜面の土塊が地下水などの影響によって地すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方に移動する現象で、一般的には、広範囲にわたり発生し、移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼす。また、一旦動き出すと完全に停止させることは非常に困難となるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。 ア～カ （略） (3) がけ崩れに対する警戒避難体制 がけ崩れは、斜面が雨や地震等の影響によって、土の抵抗力が弱まり、崩壊する自然現象で、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。 ア～カ （略） (4) 市における警戒避難体制 ア 主旨 (略) ◇資料編7-5：土砂災害（特別）警戒区域一覧 ◇資料編7-6：風水害への備え イ～ウ （略） エ 警戒避難体制の整備と住民への周知 市は、土砂災害警戒区域等において、土砂災害警戒情報の発表時及び災害時に迅速かつ的確な避	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	難及び救助ができるよう、土砂災害警戒情報又は避難に関する情報を、同時通報用無線（以下、この計画において「同報無線」という。）、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、緊急速報メールなどで住民に一斉に広報する。なお、区域に高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合、当該施設の管理者は、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、その利用者に土砂災害に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。 また、市は、土砂災害警戒区域等の住民に、情報伝達経路や、避難路・緊急避難場所・避難方法等を明らかにするとともに、その周知を図る。 オ （略） 第6節 （略） 第7節 水防訓練 [危機、消防] 市は、毎年、水防団、消防機関等と水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。 また、市が主催する水防研修や中部又は関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。 津波災害警戒区域を担当する水防団、消防機関は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。	難及び救助ができるよう、土砂災害警戒情報又は避難に関する情報を、同報無線、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、緊急速報メールなどで住民に一斉に広報する。なお、区域に高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合、当該施設の管理者は、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、その利用者に土砂災害に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。 また、市は、土砂災害警戒区域等の住民に、情報伝達経路や、避難路・緊急避難場所・避難方法等を明らかにするとともに、その周知を図る。 オ （略） 第6節 （略） 第7節 水防訓練 [危機、消防] ・市は、毎年、水防団、消防機関等と水防技術の継承と向上を図るため、出水期前に土のう積み、木流し、月の輪、築廻しなどの水防工法の訓練を実施し、水防技術の向上を図る。 ・また、市が主催する水防研修や中部又は関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。 ・津波災害警戒区域を担当する水防団、消防機関は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。	表現の適正化 表現の適正化
水防 37			

現行頁	目次再編案	新文書	備考												
一般 69	第 3 章 災害応急対策	第 3 章 災害応急対策													
水防 6	第 1 節 水防組織 【水防】	第 1 節 水防組織 【水防】													
水防 6	[危機、区、観光、農水、都市、建設、消防、下水] 1 災害対策本部設置前の体制（静岡市水防本部） （1）組織系統 （略） 水防本部長は、第 12 章に定める配備基準に基づき水防に係る配備態勢又は配備の解除を指令する。 	[危機、区、観光、農水、都市、建設、消防、下水] 1 災害対策本部設置前の体制（静岡市水防本部） （1）組織系統 （略） 水防本部長は、第 12 章に定める配備基準に基づき水防に係る配備態勢又は配備の解除を指令する。 	表現の適正化												
水防 6	（2）水防本部事務分担 <table><tr><th>名称</th><th>部課名等</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>水防本部長</td><td>市長</td><td>市内の情報を収集し、必要な水防命令を発し、水防活動全般を総括する。</td></tr></table>	名称	部課名等	事務分掌	水防 本部長	市長	市内の情報を収集し、必要な水防命令を発し、水防活動全般を総括する。	※災害対策本部設置前であるが、災害対策本部の組織構・事務分掌を適用する。 （2）水防本部事務分担 <table><tr><th>名称</th><th>部課名等</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>水防管理者</td><td>市長</td><td>市内の情報を収集し、必要な水防命令を発し、水防活動全般を総括する。</td></tr></table>	名称	部課名等	事務分掌	水防 管理者	市長	市内の情報を収集し、必要な水防命令を発し、水防活動全般を総括する。	表現の適正化
名称	部課名等	事務分掌													
水防 本部長	市長	市内の情報を収集し、必要な水防命令を発し、水防活動全般を総括する。													
名称	部課名等	事務分掌													
水防 管理者	市長	市内の情報を収集し、必要な水防命令を発し、水防活動全般を総括する。													
			体制の修正												

現行頁	目次再編案			新文書			備考
	副本部長	危機管理監	本部長を補佐し、本部長不在の場合はこれを代行する。	各部各班	各課・指定職員	◇資料編 2－17 のうち、水防に関連するもの	
				区本部			
	本部総括班長	危機管理局次長	本部長の命を受け市内の情報の収集、水防命令の伝達、水防活動全般を本部各班に指示する。 本部各班が収集した情報、水防活動の結果等を本部長に報告する。 本部各班の相互応援、情報交換、活動調整を行う。	水防団及び消防団	静岡市水防団 静岡市消防団	ア 堤防等の要水防箇所の監視・報告に関すること。 イ 水防災害に関すること。 ウ 救急救助に関すること。 エ 避難者の誘導と人命救助に関すること。 オ 支援活動に関すること。	
				◇資料編 2－17：静岡市災害対策本部設置時等における各部各班・区本部各班の事務分掌			
	総括班	危機管理課	水防本部の設置・解除に関すること。 配備態勢その他本部命令の下達に関すること。 気象情報の受信・伝達に関すること。 被害状況及び応急対策のとりまとめに関すること。 人、住家の被害状況調査に関すること。 自衛隊及び関係機関への連絡・要請に関すること。 報道機関との連絡、広報に関すること。 災害対策物資の調達に関すること。 避難情報の伝達に関すること。				
水防班	静岡市水防団	堤防等の要水防箇所の					

令和6年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

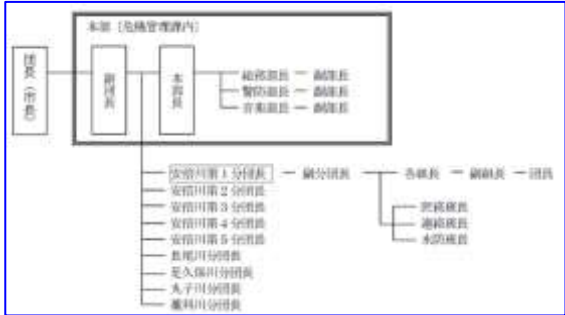
現行頁	目次再編案			新文書	備考
		警防本部(消防局) 静岡市消防団	監視・報告に関すること。 水防災害に関すること。 救急救助に関すること。 避難者の誘導と人命救助に関すること。 支援活動に関すること。		
	建設班	建設局各課	交通施設の被害状況及び応急対策に関すること。 道路、河川、水路、橋りょう等に関する被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 道路等の安全確保に関すること。		
	農林水産総括班 農地整備班 治山林道班 水産漁港班	農業政策課 農地整備課 森林政策課 水産振興課	農業用水路、農道、林道及び山地等の被害調査及び応急対策の実施に関すること。 農林水産業の被害調査及び応急対策の指導に関すること。 その他農林水産部の所管に関すること。		
	下水道班	下水道部各課	下水道施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。		
	区本部	各区地域総務課及び各区当番職員	災害対策本部、地区支部との調整に関すること。 区管内の被害情報、災		

現行頁	目次再編案			新文書	備考
			害対応等のとりまとめに 関すること。 該当地区への避難情報 の伝達に関すること。 応援部隊等災害支援の 受入れ等に関すること。		
	地区支部	指定職員	地区支部内の災害応急 対策に関すること。 地区支部内の災害情報・ 被害情報等の収集・伝達に 関すること。 避難情報の伝達に関す ること。 地区支部水防対策の活 動に関すること。 区本部との連絡調整に 関すること。 地域との連携に関す ること。		
水防 7	2 静岡市災害対策本部の設置 静岡市災害対策本部が設置された場合は、同本部の一 部として編入され、その事務を処理する。			2 静岡市災害対策本部の設置 静岡市災害対策本部が設置された場合は、同本部の一 部として編入され、その事務を処理する。 （▼共通対策編 第3章 第2節 1 防災体制「(2) 静岡市災害対策本部」に準ずる。）	
水防 25	第2節 配備体制 【水防】 [危機、区、観光、農水、都市、建設、消防、下水] 1 災害対策本部設置前の配備体制（静岡市水防本部） (1) 水防 態勢 気象台等から水防に関する警報等の発表があった ときは水防 態勢 に入る。水防 本部長 は気象情報、河			第2節 配備体制 【水防】 [危機、区、観光、農水、都市、建設、消防、下水] 1 災害対策本部設置前の配備体制（静岡市水防本部） (1) 水防 体制 気象台等から水防に関する警報等の発表があった ときは水防 体制 に入る。水防 管理者 は気象情報、河	

現行頁	目次再編案	新文書	備考				
水防 26	川の水位等の警戒を厳にし、必要な人員を召集し、適当に交替させ、休養させるなど長時間に渡る水防態勢の完遂を期し、緊急事態に備えて警戒態勢をとるものとする。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。 (2) 準備配備 (略) ア、イ (略) ウ 大雨警報、洪水警報、高潮警報、暴風警報又は津波注意報が発表されたとき エ (略)	川の水位等の警戒を厳にし、必要な人員を召集し、適当に交替させ、休養させるなど長時間に渡る水防体制の完遂を期し、緊急事態に備えた体制をとる。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。 (2) 準備配備 (略) ア、イ (略) ウ 大雨警報、洪水警報、高潮警報、暴風警報又は津波注意報が発表されたとき ◇資料編 2－19：災害時職員配備基準 エ (略)					
	<table><tr><th>配備基準</th><th>配備態勢</th></tr><tr><td>大雨・洪水高潮・暴風警報のいずれか又は複数が「静岡市北部」又は「静岡市南部」に発表されたとき</td><td>1 大雨警報、洪水警報 ①本部 危機管理課、スポーツ振興課、スポーツ交流課、農地整備課、森林政策課、経済事務所、建設局各課 ◆「静岡市南部」に発表された場合のみ 〔公園建設管理課、都市計画事務所、下水道計画課、下水道維持課、下水道施設課〕 ◆海水浴期で、「静岡市南部」に発表された場合のみ 〔観光政策課、まちは劇場推進課〕 ②区本部 各区(葵・駿河・清水)の地域総務課及び区本部当番職員</td></tr></table>	配備基準	配備態勢	大雨・洪水高潮・暴風警報のいずれか又は複数が「静岡市北部」又は「静岡市南部」に発表されたとき	1 大雨警報、洪水警報 ①本部 危機管理課、スポーツ振興課、スポーツ交流課、農地整備課、森林政策課、経済事務所、建設局各課 ◆「静岡市南部」に発表された場合のみ 〔公園建設管理課、都市計画事務所、下水道計画課、下水道維持課、下水道施設課〕 ◆海水浴期で、「静岡市南部」に発表された場合のみ 〔観光政策課、まちは劇場推進課〕 ②区本部 各区(葵・駿河・清水)の地域総務課及び区本部当番職員	(削除)	
	配備基準	配備態勢					
大雨・洪水高潮・暴風警報のいずれか又は複数が「静岡市北部」又は「静岡市南部」に発表されたとき	1 大雨警報、洪水警報 ①本部 危機管理課、スポーツ振興課、スポーツ交流課、農地整備課、森林政策課、経済事務所、建設局各課 ◆「静岡市南部」に発表された場合のみ 〔公園建設管理課、都市計画事務所、下水道計画課、下水道維持課、下水道施設課〕 ◆海水浴期で、「静岡市南部」に発表された場合のみ 〔観光政策課、まちは劇場推進課〕 ②区本部 各区(葵・駿河・清水)の地域総務課及び区本部当番職員						

現行頁	目次再編案		新文書	備考
水防 26		<u>2 高潮警報</u> <u>①本部 危機管理課、水産振興課、建設局各課</u> <u>◆海水浴期で、「静岡市南部」に発表された場合のみ</u> <u>〔観光政策課、まちは劇場推進課〕</u> <u>②区本部 各区(駿河・清水)の地域総務課及び区本部当番職員</u>		
		<u>3 暴風警報</u> <u>①本部 危機管理課、森林政策課、建設局各課</u> <u>◆「静岡市南部」に発表された場合のみ</u> <u>〔水産振興課、公園建設管理課、都市計画事務所〕</u> <u>◆海水浴期で、「静岡市南部」に発表された場合のみ</u> <u>〔観光政策課、まちは劇場推進課〕</u> <u>②区本部 各区(駿河・清水)の地域総務課及び区本部当番職員</u>		
	<u>静岡県予報区に津波注意報が発表されたとき</u>	<u>上記「2 高潮警報」に準ずる。</u> <u>ただし、津波警報が発表されたときは、配備を拡大する。</u>		
	(3) 準備配備以降の <u>態勢</u>		(3) 準備配備以降の <u>体制</u>	
	<u>区分</u>	<u>配備基準</u>	<u>配備態勢</u>	
			<u>(▼共通対策編 第3章 第2節 組織計画 1 防災体制「(2) 静岡市災害対策本部」に準ずる。)</u>	

現行頁	目次再編案		新文書	備考
	第1次配備 (災害対策本部)	1 気象特別警報が発表されたとき、又は気象警報が発表され、危険な状態が予想され、水防本部長が指令したとき 2 大津波警報が発表されたとき 3 河川の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達し、又は氾濫の恐れがあると認められるとき 4 市内の一部の地域で、中規模程度の災害(床上・床下浸水や山・がけ崩れが発生し、住家が被害を受けた状態)が発生したとき	静岡市地域防災計画資料編 2-17 「災害時職員配備基準」に基づき出動し、被害情報の収集及び応急対策を実施する。 状況に応じて第2次配備に移行する。	
	第2次配備	1 気象特別警報が発表され、災害対策本部長が必要と判断したとき 2 大津波警報が発表され、災害対策本部長が必要と判断したとき 3 大規模な災害(多くの地域で、床上・床下浸水や山・がけ崩れが発生し、住家が被害を受けた状態)が発生したとき 4 事態が切迫した水防活動の必要が予想され、又は氾濫の恐れが著しく高まるなど事態の規模が大きくなったとき	静岡市地域防災計画資料編 2-17 「災害時職員配備基準」に基づき全職員を動員して区本部・地区支部を開設し、被害情報の収集及び応急対策を実施する。	
	解除	1 水防本部長が同本部の解除を指令したとき 2 水防警報河川の水位が水防団待機水位(通報水位)以下に低下し、災害発生のおそれなくなったとき		
	水防上の注意事項			
	1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令の命令が予測されるときは出動する。 2 第1次配備指令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに常に居所を明確にする。 3 非常勤務者は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れない。			

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
水防 27	4 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認し、水防事務に支障をきたさないよう努める。 2 静岡市水防団及び消防団の配備態勢 (略) (1) 静岡市水防団 ア 組織  イ (略) (2) 静岡市消防団 ア 組織 (略) ただし、水防状況は、水防本部において掌握するものとする。 (略) イ 管轄区域 (ア) 静岡地区本部に属する分団	2 静岡市水防団及び消防団の配備体制 (略) (1) 静岡市水防団 ア 組織  イ (略) (2) 静岡市消防団 ア 組織 (略) ただし、水防状況は、水防本部において掌握する。 (略) イ 管轄区域 (ア) 静岡地区本部に属する分団									
水防 28	<table><tr><td colspan="2">要水防河川等</td><td colspan="2">消防団</td></tr><tr><td>河川名</td><td>延長 (m)</td><td>担当地域</td><td>分団名</td></tr></table>	要水防河川等		消防団		河川名	延長 (m)	担当地域	分団名		
要水防河川等		消防団									
河川名	延長 (m)	担当地域	分団名								

令和6年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案				新文書				備考
水防 29	(略)	(略)	(略)	(略)	要水防河川等		消防団		
	浅間沢川 シャクシ沢川 安部大沢川 湯島沢川	1,500 1,000 3,000 1,000	葵区郷島 〃 葵区俵沢 葵区油島	静岡第22分団	河川名	延長(m)	担当地域	分団名	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					浅間沢川 シャクシ沢川 安部大沢川 湯島沢川	1,500 1,000 3,000 1,000	葵区郷島 〃 葵区俵沢 葵区油島	静岡第22分団	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(イ) (略)				(イ) (略)				
	(3) 配備基準				(3) 配備基準				
	水防団及び消防団の非常配備は、水防管理者からの指令によるものとし、以下の場合に水防本部長は管轄下の水防団及び消防団を配備させることができる。ただし、緊急非常の場合は、水防団にあつては水防団長、消防団にあつては消防団長の判断によることができる。				水防団及び消防団の非常配備は、水防管理者からの指令によるものとし、以下の場合には管轄下の水防団及び消防団を配備させることができる。ただし、緊急非常の場合は、水防団にあつては副団長、消防団にあつては消防団長の判断によることができる。				表現の適正化
	(略)				(略)				
	ア～ウ (略)				ア～ウ (略)				
水防 29	配備区分	配備基準	配備態勢		配備区分	配備基準	配備態勢		
					待機	1 水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2 河川の水位が水防団	水防団及び消防団の連絡員は、本部との連絡体制をとり、団長は、その後の情勢を把握することに		県水防計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案		新文書		備考
	待機	1 水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき	水防団及び消防団の連絡員 <u>を本部等に詰めさせ</u> 、団長は、その後の情勢を把握することに努め、又、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく	待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき	努め、又、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく <u>ただし、団長・団員が常に情勢を把握できないときは、本部に詰めるものとする</u>
	準備	1 河川の水位が氾濫注意(警戒)水位に達してなお上昇の <u>恐れ</u> があり、かつ、出動の必要が予測されるとき 2 気象状況により、高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長又は分団長は所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、水こう門 <u>及び</u> 樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる	準備 1 河川の水位が氾濫注意(警戒)水位に達してなお上昇の <u>おそれ</u> があり、かつ、出動の必要が予測されるとき 2 気象状況により、高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長又は分団長は所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、水こう門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
	出動	1 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇の <u>恐れ</u> があるとき 3 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく	出動 1 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇の <u>おそれ</u> があるとき 3 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
	解除	第6節 による		解除	▼第13節 水防活動の実施「3 水防配備の解除」 による
	水防上の注意事項			水防上の注意事項	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 33 水防 33	1 洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動(避難誘導や水防作業)の実施にあたり、水防団<u>または</u>消防団員自身の安全は確保しなければならない。 2 出動の際は、必要に応じ、水防団<u>または</u>消防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。 3 水防団員及び消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は、命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。 4 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。 5 作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。 6 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。 7 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、満水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ、陥落等は、通常減水時に生じる場合が多い(水位が最大洪水時の4分の3位に減少したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。 8 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。 9 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。 第3節 (略) 第4節 協力応援 【水防】 [危機、建設、消防、下水] 1 河川管理者の協力 (1) 中部及び関東地方整備局の協力	1 洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動(避難誘導や水防作業)の実施にあたり、水防団<u>又は</u>消防団員自身の安全は確保しなければならない。 2 出動の際は、必要に応じ、水防団<u>又は</u>消防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。 3 水防団員及び消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は、命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。 4 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。 5 作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。 6 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。 7 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、満水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ、陥落等は、通常減水時に生じる場合が多い(水位が最大洪水時の4分の3位に減少したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。 8 水防<u>体制</u>解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。 9 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。 第3節 (略) 第4節 協力応援 【水防】 [危機、建設、消防、下水] 1 河川管理者の協力<u>及び援助</u> (1) 中部及び関東地方整備局の協力	

現行頁	目次再編案	新文書	備考			
水防 33	(略) ア 河川に関する情報の提供 情報の提供は、表-1及び2に示す方法で行う。 (略)。 イ～オ (略) カ 国土交通省の災害対策用車両等の派遣 (ア) (略) (イ) 国土交通省災害対策用車両等の派遣要請をする場合には、静岡河川事務所管理課へ直接電話で連絡(273-9105)して、その際に使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入担当者の連絡先等必要な事項をFAX (205-1213)により通知する。	(略) ア 河川に関する情報の提供 情報の提供は、表 3-1及び表 3-2に示す方法で行う。 (略) イ～オ (略) カ 国土交通省の災害対策用車両等の派遣 (ア) (略) (イ) 国土交通省災害対策用車両等の派遣要請をする場合には、静岡河川事務所管理課へ直接電話で連絡して、その際に使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入担当者の連絡先等必要な事項をFAXにより通知する。 <table><tr><td>静岡河川事務所管理課</td><td>TEL 054-273-9100</td><td>FAX 054-205-1213</td></tr></table>	静岡河川事務所管理課	TEL 054-273-9100	FAX 054-205-1213	表現の適正化
	静岡河川事務所管理課	TEL 054-273-9100	FAX 054-205-1213			
派遣要請のできる災害対策用車両等一覧・派遣要請様式は (水防計画) 資料9のとおり。 表-1 水位情報の提供方法 表 (略)	また、派遣要請のできる災害対策用車両等一覧・派遣要請様式は、◇資料編 4-49による。 ◇資料編 4-49：【水防】災害対策用車両等一覧表、要請・回答様式（国土交通省 中部地方整備局） 表 3-1 水位情報の提供方法 表 (略)	表による整理				

現行頁	目次再編案	新文書	備考						
水防 34	表-2 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法 表（略） （2） 静岡県の協力 （略） ア 河川に関する情報の提供 （ア） 情報提供を行う河川名及び水位観測所 （水防計画）資料 1-2 2 水位観測所（2）県所管〔静岡水防区〕	表 3-2 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法 表（略） （2） 静岡県の協力 （略） ア 河川に関する情報の提供 （ア） 情報提供を行う河川名及び水位観測所 ◇資料編 4-45：【水防】雨量観測所・水位観測所・水門水位観測所・監視カメラ							
水防 34	（イ） （略） （ウ） 提供する手段 ページ名称：サイポスレーダー （http://sipos.pref.shizuoka.jp） ページ名称：川の水位情報ホームページ （https://k.river.go.jp）	<table><tr><th>提供方法</th><th>URL</th></tr><tr><td>サイポスレーダー</td><td>https://sipos.pref.shizuoka.jp</td></tr><tr><td>川の水位情報ホームページ</td><td>https://k.river.go.jp</td></tr></table>	提供方法	URL	サイポスレーダー	https://sipos.pref.shizuoka.jp	川の水位情報ホームページ	https://k.river.go.jp	表による整理
提供方法	URL								
サイポスレーダー	https://sipos.pref.shizuoka.jp								
川の水位情報ホームページ	https://k.river.go.jp								
水防 34	イ～オ （略） （3） （略） 2 下水道管理者の協力 （略） （1）～（3）（略） （4） 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、および提供するための職員の派遣	イ～オ （略） （3） （略） 2 下水道管理者の協力 （略） （1）～（3）（略） （4） 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣							

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 35	3 水防管理団体相互の協力及び応援 <u>(1)</u> 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(法第23条) ただし、<u>水防本部長は</u>、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。 <u>(2)</u> 他の水防管理団体から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行う<u>ものとする</u>。	3 水防管理団体相互の協力及び応援 ・水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。<u>(水防法第23条)</u> ただし、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。 ・他の水防管理団体から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行う。	
水防 35	4 自衛隊の派遣要請の要求 市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法</u>第68条の2に基づき、知事に対し、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定による要請をするよう求める。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにする<u>ものとする</u>。 (略)	4 自衛隊の派遣要請の要求 市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、法第68条の2に基づき、知事に対し、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定による要請をするよう求める。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにする。 (略)	
水防 35	5 警察官の出動要請 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、当該区域を管轄する警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。(法第22条)	5 警察官の出動要請 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、当該区域を管轄する警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。<u>(水防法第22条)</u>	
水防 35	6 国(河川事務所、地方气象台)や県との連携 (1) (略)	6 国(河川事務所、地方气象台)や県との連携 (1) (略)	

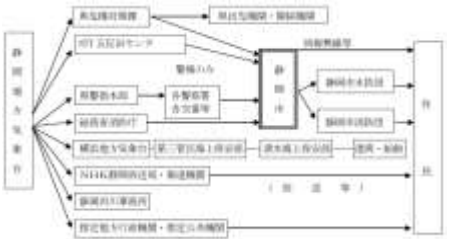
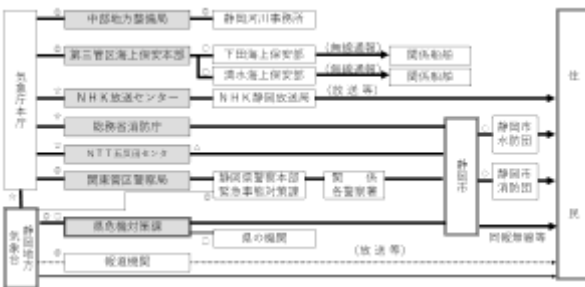
現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 10 水防 10	(2) ホットライン 市は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所や静岡土木事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める<u>ものとする</u>。 第5節 通信連絡 【水防】 [危機、建設、消防] 1 水防通信連絡系統 水防時に必要な連絡のため、電話、無線電話等の通信を要する基本的な系統は、<u>次のとおりである</u>。なお、主な関係機関と電話番号は、「<u>水防関係機関電話番号一覧（（水防計画）資料6）</u>」のとおりである。  2 放送局通信施設の使用 (略) (1) (略) (2) 水防管理者<u>及び</u>県機関等の行う立退きの指示 (3) (略)	(2) ホットライン 市は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所や静岡土木事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める。 第5節 通信連絡 【水防】 [危機、建設、消防] 1 水防通信連絡系統 水防時に必要な連絡のため、電話、無線電話等の通信を要する基本的な系統は、<u>◇資料編2-20による</u>。なお、主な関係機関と電話番号は、<u>◇資料編2-21による</u>。 ◇資料編2-20：【水防】水防時における通信連絡基本系統図 ◇資料編2-21：【水防】水防関係機関電話番号一覧（削除） 2 放送局通信施設の使用 (略) (1) (略) (2) 水防管理者、<u>県</u>機関等の行う立退きの指示 (3) (略)	資料編に移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 11	3 (略) 4 災害時優先電話 <u>大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。</u> N T Tでは法律に基づき一般の通話に対して規制が出来るようになっている。(電気通信事業法) 災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。(電話サービス契約約款) 災害時優先電話の指定にあたっては、N T Tにおいて国や地方公共団体等の機関に限定している。 一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めっているとおり、「災害の予防<u>もしくは</u>救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。	3 (略) 4 災害時優先電話 <u>(削除)</u> <u>・</u> N T Tでは法律に基づき一般の通話に対して規制が出来るようになっている。(電気通信事業法) <u>・</u> 災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。(電話サービス契約約款) <u>・</u> 災害時優先電話の指定にあたっては、N T Tにおいて国や地方公共団体等の機関に限定している。 <u>・</u> 一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めっているとおり、「災害の予防<u>若しくは</u>救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。	
水防 8	第6節 水防監視 【水防】 [危機、建設、消防] 水防関係者は、河川、海岸、堤防及び土石流発生危険箇所並びにその他水防に影響のある工作物を随時に監視すると<u>共</u>に、気象台の予報により異常降雨が予測される場合は、地区それぞれの特質を勘案し、万全の措置をとる。 一般的に水害の発生しやすいところは、天井川の沿岸、低湿地帯、霞堤箇所、海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯<u>及び</u>急傾斜地等が考えられる。特に注意が必要な箇所は、次のとおりである。 なお、津波による被害に注意を要する区域は、<u>静岡市地域</u>	第6節 水防監視 【水防】 [危機、建設、消防] 水防関係者は、河川、海岸、堤防及び土石流発生危険箇所並びにその他水防に影響のある工作物を随時に監視すると<u>と</u>に、気象台の予報により異常降雨が予測される場合は、地区それぞれの特質を勘案し、万全の措置をとる。 一般的に水害の発生しやすいところは、天井川の沿岸、低湿地帯、霞堤箇所、海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯<u>、</u>急傾斜地等が考えられる。特に注意が必要な箇所は、次のとおりである。 なお、津波による被害に注意を要する区域は、<u>◇資料編 9</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	防災計画資料編資料 9－8 のとおりである。 1 重要水防箇所(直轄(国)、県) (水防計画) 資料 2－1－1、2－1－2 2 湛水(浸水)注意箇所 (水防計画) 資料 2－2 3 土石流危険溪流箇所 (水防計画) 資料 2－3 4 水防上注意を要する水門等一覧 (水防計画) 資料 2－4 5 水防上重大な影響のある橋りょう (水防計画) 資料 2－5 6 安倍川・富士川水防警報水位観測所横断図 (水防計画) 資料 7	－8 による。 ◇資料編 9－8：推定津波浸水深・到達時間 (1) 重要水防箇所(直轄(国)、県) ◇資料編 7－8：【水防】直轄(国管理)区間重要水防箇所 (静岡水防区) ◇資料編 7－9：【水防】県管理区間重要水防箇所（静岡水防区） ※台風等による被災からの応急復旧箇所について、水防管理者は、重要水防箇所に準ずるものとして扱い、通常時の点検並びに水防活動時に巡視・警戒を行い、水害の軽減、防止に努める。対象とする応急復旧箇所については、毎年水防区（土木事務所）が定め、水防管理者に別途通知する。 (2) 湛水(浸水)注意箇所 ◇資料編 7－11：【水防】湛水(浸水)注意箇所 (3) 土石流危険溪流箇所 ◇資料編 7－4：土砂災害危険箇所数 (4) 水防上注意を要する水門等一覧 ◇資料編 7－10：【水防】水防上注意を要する水門等一覧 (5) 水防上重大な影響のある橋りょう ◇資料編 7－12：【水防】水防上重大な影響のある橋りょう (6) 安倍川・富士川水防警報水位観測所横断図 ◇資料編 4－48：【水防】安倍川・富士川水防警報水位観測所横断図	県水防計画の修正に伴う修正
水防 9	第7節 地下街などの危険区域の状況把握 〔危機、財政、福祉、衛生、子ども、都市、建築、教育〕	第7節 地下街などの危険区域の状況把握 〔危機、財政、福祉、衛生、子ども、都市、建築、教育〕	

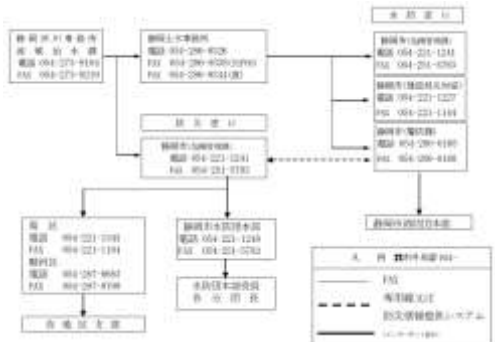
現行頁	目次再編案	新文書	備考												
	水防本部は、洪水予報等の伝達をはじめ、水防状況を把握するために必要があるときは浸水想定区域内にある <u>下記</u> の危険区域について巡視や相互連絡等を行 <u>い、その結果を水防本部長に報告する。</u> <u>1 浸水想定区域内の地下街等</u> <u>(水防計画) 資料 2－6</u> ※洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等への洪水予報等の伝達系統図 <u>(水防計画) 資料 2－7</u> <u>2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設</u> <u>(水防計画) 資料 2－8</u>	水防本部は、洪水予報等の伝達をはじめ、水防状況を把握するために必要があるときは浸水想定区域内にある <u>次</u> の危険区域について巡視や相互連絡等を行 <u>う。</u> <u>(1) 浸水想定区域内の地下街等</u> <u>◇資料編 4－14：洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等一覧</u> ※ <u>洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等への洪水予報等の伝達系統図</u> <u>◇資料編 4－16：洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等・要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達系統図</u> <u>(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設</u> <u>◇資料編 4－15：洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表</u>													
水防 11	第 8 節 気象予報等の情報収集、 <u>周知</u>	第 8 節 気象予報等の情報収集、 <u>伝達</u>	表現の適正化												
水防 11	[危機、総務、建設]	[危機、総務、建設]													
	1 雨量・水位の観測 気象予報、雨量、河川の水位については、以下の表のウェブサイト(PCやスマートフォン、携帯電話から情報を収集・監視する。	1 雨量・水位の観測 気象予報、雨量、河川の水位については、以下の表のウェブサイト(PCやスマートフォン、携帯電話から情報を収集・監視する。													
水防 11	<u>表 1</u> 気象予報等の提供方法	<u>表 3-3</u> 気象予報等の提供方法													
	<table><tr><th>情報の内容</th><th>提供方法及び URL</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>雨量・河川水位</td><td>川の防災情報 <u>【PC 版】</u> http://www.river.go.jp/</td></tr></table>	情報の内容	提供方法及び URL	(略)	(略)	雨量・河川水位	川の防災情報 <u>【PC 版】</u> http://www.river.go.jp/	<table><tr><th>情報の内容</th><th>提供方法及び URL</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>雨量・河川水位</td><td>川の防災情報 https://www.river.go.jp/</td></tr></table>	情報の内容	提供方法及び URL	(略)	(略)	雨量・河川水位	川の防災情報 https://www.river.go.jp/	表現の適正化
情報の内容	提供方法及び URL														
(略)	(略)														
雨量・河川水位	川の防災情報 <u>【PC 版】</u> http://www.river.go.jp/														
情報の内容	提供方法及び URL														
(略)	(略)														
雨量・河川水位	川の防災情報 https://www.river.go.jp/														

現行頁	目次再編案		新文書	備考
水防 12		【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】http://i.river.go.jp/	静岡県内の河川の水位、雨量、気象情報 静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダー） http://sipos.pref.shizuoka.jp/	表現の適正化
	静岡県内の河川の水位、雨量、気象情報 ※雨量観測所、水位観測所、水門水位観測所、監視カメラは（水防計画）資料１－２のとおりである。	静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダー） http://sipos.pref.shizuoka.jp/#	※__雨量観測所、水位観測所、水門水位観測所、監視カメラは◇資料編４－４５による。 ◇資料編４－４５：【水防】雨量観測所・水位観測所・水門水位観測所・監視カメラ	
水防 12	2 周知事項 次の事項について必要と認められるものを周知する。 （１） 気象予報 （水防計画）（資料１－１のとおり） （２） 洪水予報 （第10章のとおり） （３） 水防警報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報 （第11章のとおり） （４）～（６） （略）	2 伝達事項 次の事項について必要と認められるものを伝達する。 （１） 気象予報 ◇資料編８－１：気象等の予報及び警報の種類と発表基準 （２） 洪水予報 （▼第9節「洪水予報」に準ずる。） （３） 水防警報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報 （▼第10節「水防警報等」に準ずる。） （４）～（６） （略）	静岡県内の河川の水位、雨量、気象情報 静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダー） http://sipos.pref.shizuoka.jp/ ※__雨量観測所、水位観測所、水門水位観測所、監視カメラは◇資料編４－４５による。 ◇資料編４－４５：【水防】雨量観測所・水位観測所・水門水位観測所・監視カメラ 2 伝達事項 次の事項について必要と認められるものを伝達する。 （１） 気象予報 ◇資料編８－１：気象等の予報及び警報の種類と発表基準 （２） 洪水予報 （▼第9節「洪水予報」に準ずる。） （３） 水防警報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報 （▼第10節「水防警報等」に準ずる。） （４）～（６） （略）	表現の適正化
水防 12	3 周知の方法 発表は水防本部長が行い、その他の者がみだりに独自の判断をもって行ってはならない。 （１）～（５） （略）	3 伝達の方法 （削除） （１）～（５） （略）	静岡県内の河川の水位、雨量、気象情報 静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダー） http://sipos.pref.shizuoka.jp/ ※__雨量観測所、水位観測所、水門水位観測所、監視カメラは◇資料編４－４５による。 ◇資料編４－４５：【水防】雨量観測所・水位観測所・水門水位観測所・監視カメラ 2 伝達事項 次の事項について必要と認められるものを伝達する。 （１） 気象予報 ◇資料編８－１：気象等の予報及び警報の種類と発表基準 （２） 洪水予報 （▼第9節「洪水予報」に準ずる。） （３） 水防警報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報 （▼第10節「水防警報等」に準ずる。） （４）～（６） （略） 3 伝達の方法 （削除） （１）～（５） （略）	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 12	4 伝達系統 【水防】 (1) 気象警報等の伝達等系統図(津波に関するものを除く。)  (2) 津波に関する注意報及び警報 	4 伝達系統 【水防】 (1) 気象警報等の伝達等系統図(津波に関するものを除く。)は、◇資料編 2-7による。 ◇資料編 2-7：気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図（津波を除く） (削除) (2) 津波に関する注意報及び警報は、◇資料編 2-22による。 ◇資料編 2-22：津波に関する注意報及び警報伝達系統図 (削除)	資料編に移動 資料編に移動
水防 13	第9節 洪水予報 【水防】 [危機、区、建設、消防] (略)	第9節 洪水予報 【水防】 [危機、区、建設、消防] (略)	
水防 13	1 安倍川洪水予報計画 平成5年3月26日 運輸省・建設省 告示第3号	1 安倍川洪水予報計画 平成5年3月26日 運輸省・建設省 告示第3号	

令和6年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案							新文書							備考
水防 13	(1) (略)							(1) (略)							県水防計画の修正に伴う修正
水防 13	(2) 洪水予報の対象となる基準水位観測所							(2) 洪水予報の対象となる基準水位観測所							
	河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (<u>危険</u> 水位)	河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (<u>洪水特別警戒</u> 水位)	
	安倍川	手越	静岡市駿河区手越	右岸河口より 4.07km	2.40 <u>m</u>	3.40 <u>m</u>	4.00 <u>m</u>	安倍川	手越	静岡市駿河区手越	右岸河口より 4.07km	2.40 <u>m</u>	3.40 <u>m</u>	4.00 <u>m</u>	
		牛妻	静岡市葵区牛妻	左岸河口より 17.08km	3.00 <u>m</u>	4.10 <u>m</u>	4.60 <u>m</u>		牛妻	静岡市葵区牛妻	左岸河口より 17.08km	3.00 <u>m</u>	4.10 <u>m</u>	4.60 <u>m</u>	
水防 14	(3) (略)							(3) (略)							県水防計画の修正に伴う修正
水防 14	(4) 洪水予報の発表及び解除の基準							(4) 洪水予報の発表及び解除の基準							
	種 類	発表基準			摘要		種類	発表基準			摘要				
	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(<u>警戒</u> 水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき			洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する		氾濫発生情報 (洪水警報) (<u>警戒レベル5相当</u>)	堤防からの越水 <u>又</u> は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき			洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する				
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(<u>危険</u> 水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき			同上		氾濫危険情報 (洪水警報) (<u>警戒レベル4相当</u>)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(<u>レベル4</u> 水位)に到達したとき			同上				
	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(<u>危険</u> 水位)に到達したとき											県水防計画の修正に伴う修正		

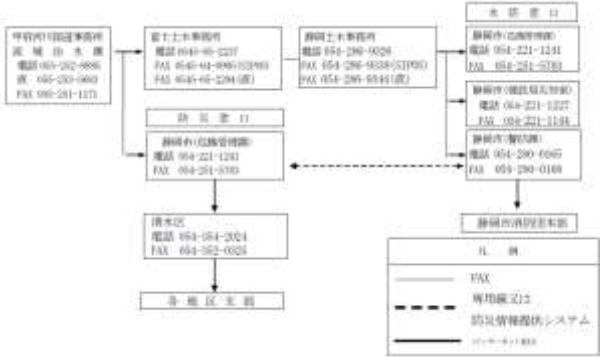
現行頁	目次再編案			新文書			備考
水防 14	氾 濫 発 生 情 報 (洪水 警 報)	堤防からの越水 <u>また</u> は破堤 がおり、河川水による浸水 が確認されたとき		氾 濫 警 戒 情 報 (洪水警報) <u>(警 戒 レベ ル 3 相当)</u>	基準地点の水位が一定 時間後に氾濫危険水位 (<u>レベル 4</u> 水位)に到達 することが見込まれる とき、又は、避難判断 水位 (<u>レベル 3</u> 水位)に 到達し、更に水位上昇 が見込まれるとき		県水防計画の修正に 伴う修正
	(略)	(略)	(略)	氾 濫 注 意 情 報 (洪水注意 報) <u>(警 戒 レベ ル 2 相当)</u>	基準地点の水位が氾濫 注意水位 (<u>レベル 2</u> 水 位)に到達し、更に水位 上昇が見込まれるとき		
				(略)	(略)	(略)	
	(5) 安倍川洪水予報連絡系統図 洪水予報の通知は、基本的に F A X <u>または</u> オンラ イン通信で通知する。その後必要な機関に対しては 受領の確認を行う。			(5) 安倍川洪水予報連絡系統図 洪水予報の通知は、基本的に F A X <u>又は</u> オンライ ン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受 領の確認を行う。			
				<u>◇資料編 2－23：</u> 【水防】 安倍川洪水予報連絡系統図 <u>(削除)</u>			資料編に移動
水防 15	2 富士川洪水予報計画 平成8年3月 <u>22</u> 日 運輸省・建設省 告示第1号			2 富士川洪水予報計画 平成8年3月 <u>22</u> 日 運輸省・建設省 告示第1号			

令和6年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案							新文書							備考
水防 15	(1) (略)							(1) (略)							県水防計画の修正に伴う修正
水防 15	(2) 洪水予報の対象となる基準水位観測所(※_静岡県内対象観測所は南部観測所のみである。)							(2) 洪水予報の対象となる基準水位観測所 ※_静岡県内対象観測所は南部観測所のみである。							
	河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)	河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	
	富士川	南部※	山梨県南巨摩郡南部町内船	右岸河口から29.8km	3.80m	4.20m	4.90m	富士川	南部※	山梨県南巨摩郡南部町内船	右岸河口から29.8km	3.80m	4.40m	5.10m	
水防 15	(3) (略)							(3) (略)							
水防 15	(4) 洪水予報の発表及び解除の基準							(4) 洪水予報の発表及び解除の基準							
	種類		発表基準					種類		発表基準					
	氾濫発生情報(洪水警報)		・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき					氾濫発生情報(洪水警報) (警戒レベル5相当)		・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき					
	氾濫危険情報(洪水警報)		・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇がみこまれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき					氾濫危険情報(洪水警報) (警戒レベル4相当)		・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇がみこまれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき					
	氾濫警戒情報(洪水警報)		・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき					氾濫警戒情報(洪水警報) (警戒レベル3相当)		・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき					
															県水防計画の修正に伴う修正

令和6年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 16	・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	- 見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	伴う修正
	氾濫注意情報 (洪水注意報) ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	氾濫注意情報 (洪水注意報) <u>(警戒レベル2相当)</u> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	県水防計画の修正に伴う修正
	氾濫注意情報 (警戒情報解除) (洪水注意報) (警報解除) ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)	氾濫注意情報 (警戒情報解除) (洪水注意報) (警報解除) <u>(警戒レベル2相当)</u> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)	県水防計画の修正に伴う修正
	氾濫注意情報解除 (洪水注意報解除) ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	氾濫注意情報解除 (洪水注意報解除) ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	
	(5) 富士川洪水予報連絡系統図 洪水予報の通知は、基本的にFAX <u>または</u> オンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。	(5) 富士川洪水予報連絡系統図 洪水予報の通知は、基本的にFAX <u>又は</u> オンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。 ◇資料編2-24: 【水防】 <u>富士川洪水予報連絡系統図</u> <u>(削除)</u>	資料編に移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
			
水防 16	第 10 節 水防警報等 【水防】 [危機、区、建設、消防] 1 国土交通大臣が行う水防警報等とその措置 (1) 河川 ア 安倍川の区域の水防警報の発表は、国土交通省静岡河川事務所長が、富士川の区域の水防警報の発表は同甲府河川国道事務所長が行うものとし、水防警報(津波)の種類、内容及び発表基準に基づき静岡県知事に通知する。また、藁科川の区域の水位が特別警戒水位に達したときは、同静岡河川事務所長は静岡県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させる。 静岡県知事は、水防警報の通知を受けたときは警報事項を、水位到達情報の通知を受けたときはその通知に係る事項を水防管理者その他水防に係のある機関に通知するとともに、必要に応じて	第 10 節 水防警報等 【水防】 [危機、区、建設、消防] 1 国土交通大臣が行う水防警報等とその措置 <河川> ・安倍川の区域の水防警報の発表は、国土交通省静岡河川事務所長が、富士川の区域の水防警報の発表は同甲府河川国道事務所長が行うものとし、水防警報(津波)の種類、内容及び発表基準に基づき静岡県知事に通知する。 ・藁科川の区域の水位が特別警戒水位に達したときは、同静岡河川事務所長は静岡県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させる。 ・静岡県知事は、水防警報の通知を受けたときは警報事項を、水位到達情報の通知を受けたときはその通知に係る事項を水防管理者その他水防に係のある機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求	

令和6年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案				新文書				備考	
水防 17	報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。 <u>なお</u> 、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。 <u>(ア)</u> 水防警報を発表する河川名及び区域				めて、一般に周知させる。 <u>・</u> 氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。 <u>(1)</u> 水防警報を発表する河川名及び区域				県水防計画の修正に伴う修正	
	水系名	河川名	区域	延長	水系名	<u>水防警報計画名</u>	河川名	区域		延長
	安倍川	安倍川	(左岸) 葵区油島字青木 25 番 1 地先から海まで (右岸) 葵区中沢字札場 693 番 3 地先から海まで	22,680 m	安倍川	<u>安倍川水防警報計画</u>	安倍川	(左岸) 葵区油島字青木 25 番 1 地先から海まで (右岸) 葵区中沢字札場 693 番 3 地先から海まで		22,680 m
		安倍川	(左岸) 葵区南安倍 2 丁目 65 地先駿河大橋から海まで (右岸) 駿河区丸子新田 27 地先駿河大橋から海まで	3,650 m		<u>安倍川水防警報計画(津波)</u>	安倍川	(左岸) 葵区南安倍 2 丁目 65 地先駿河大橋から海まで (右岸) 駿河区丸子新田 27 地先駿河大橋から海まで		3,650 m
	富士川	富士川	(左岸) 富士宮市下稲子から海まで (右岸) 富士宮市内房から海まで	18,000 m	富士川	<u>二</u>	富士川	(左岸) 富士宮市下稲子から海まで (右岸) 富士宮市内房から海まで		18,000 m
水防 17	<u>(イ)</u> 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域				<u>(2)</u> 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域				県水防計画の修正に伴う修正	
	水系	河川名	区域	延長						

現行頁	目次再編案												新文書												備考																																																																							
水防 17	<table><tr><td>名</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>安倍川</td><td>(支川) 藁科川</td><td>(左岸) 葵区大原字稲木山 1726 番 3 地先から安倍川幹川合流点まで (右岸) 葵区富厚里字八重ヶ瀬1052番2地先から安倍川幹川合流点まで</td><td>8,910 m</td></tr></table>				名				安倍川	(支川) 藁科川	(左岸) 葵区大原字稲木山 1726 番 3 地先から安倍川幹川合流点まで (右岸) 葵区富厚里字八重ヶ瀬1052番2地先から安倍川幹川合流点まで	8,910 m	(ウ) 水防警報を発表、水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所 <table><tr><td>水系名</td><td>河川名</td><td>観測所名</td><td>所在地(位置)</td><td>水防団待機(指定)水位</td><td>氾濫注意(警戒)水位</td><td>出動水位</td><td>避難判断水位</td><td>氾濫危険(危険)水位</td><td>計画高水位</td><td>氾濫する可能性がある水位</td><td>現況堤防高</td><td>堤内地地盤高</td></tr><tr><td>安倍川</td><td>安倍川</td><td>牛妻</td><td>葵区牛妻(左岸河口から17.1 km)</td><td>2.20 m</td><td>3.00 m</td><td>3.70 m</td><td>4.10 m</td><td>4.60m</td><td>5.51 m</td><td>6.02m</td><td>左8.4 m 右6.1 m</td><td>左5.9m 右0.6m</td></tr></table>								水系名	河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(危険)水位	計画高水位	氾濫する可能性がある水位	現況堤防高	堤内地地盤高	安倍川	安倍川	牛妻	葵区牛妻(左岸河口から17.1 km)	2.20 m	3.00 m	3.70 m	4.10 m	4.60m	5.51 m	6.02m	左8.4 m 右6.1 m	左5.9m 右0.6m	<table><tr><td>水系名</td><td>河川名</td><td>河川名</td><td>区域</td><td>延長</td></tr><tr><td>安倍川</td><td>安倍川</td><td>(支川) 藁科川</td><td>(左岸) 葵区大原字稲木山 1726 番 3 地先から安倍川幹川合流点まで (右岸) 葵区富厚里字八重ヶ瀬1052 番 2 地先から安倍川幹川合流点まで</td><td>8,910 m</td></tr></table>				水系名	河川名	河川名	区域	延長	安倍川	安倍川	(支川) 藁科川	(左岸) 葵区大原字稲木山 1726 番 3 地先から安倍川幹川合流点まで (右岸) 葵区富厚里字八重ヶ瀬1052 番 2 地先から安倍川幹川合流点まで	8,910 m	(3) 水防警報を発表、水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所 <table><tr><td>水系名</td><td>河川名</td><td>観測所名</td><td>所在地(位置)</td><td>水防団待機(指定)水位</td><td>氾濫注意(警戒)水位</td><td>出動水位</td><td>避難判断水位</td><td>氾濫危険(洪水特別警戒)水位</td><td>計画高水位</td><td>氾濫する可能性がある水位</td><td>現況堤防高</td><td>堤内地地盤高</td></tr><tr><td>安倍川</td><td>安倍川</td><td>牛妻</td><td>葵区牛妻(左岸河口から17.1 km)</td><td>2.20 m</td><td>3.00 m</td><td>3.70 m</td><td>4.10 m</td><td>4.60m</td><td>5.51 m</td><td>6.02m</td><td>左8.4 m 右6.1 m</td><td>左5.9m 右0.6m</td></tr></table>								水系名	河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画高水位	氾濫する可能性がある水位	現況堤防高	堤内地地盤高	安倍川	安倍川	牛妻	葵区牛妻(左岸河口から17.1 km)	2.20 m	3.00 m	3.70 m	4.10 m	4.60m	5.51 m	6.02m	左8.4 m 右6.1 m	左5.9m 右0.6m	県水防計画の修正に伴う修正	
	名																																																																																															
	安倍川	(支川) 藁科川	(左岸) 葵区大原字稲木山 1726 番 3 地先から安倍川幹川合流点まで (右岸) 葵区富厚里字八重ヶ瀬1052番2地先から安倍川幹川合流点まで	8,910 m																																																																																												
	水系名	河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(危険)水位	計画高水位	氾濫する可能性がある水位	現況堤防高	堤内地地盤高																																																																																			
安倍川	安倍川	牛妻	葵区牛妻(左岸河口から17.1 km)	2.20 m	3.00 m	3.70 m	4.10 m	4.60m	5.51 m	6.02m	左8.4 m 右6.1 m	左5.9m 右0.6m																																																																																				
水系名	河川名	河川名	区域	延長																																																																																												
安倍川	安倍川	(支川) 藁科川	(左岸) 葵区大原字稲木山 1726 番 3 地先から安倍川幹川合流点まで (右岸) 葵区富厚里字八重ヶ瀬1052 番 2 地先から安倍川幹川合流点まで	8,910 m																																																																																												
水系名	河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画高水位	氾濫する可能性がある水位	現況堤防高	堤内地地盤高																																																																																				
安倍川	安倍川	牛妻	葵区牛妻(左岸河口から17.1 km)	2.20 m	3.00 m	3.70 m	4.10 m	4.60m	5.51 m	6.02m	左8.4 m 右6.1 m	左5.9m 右0.6m																																																																																				

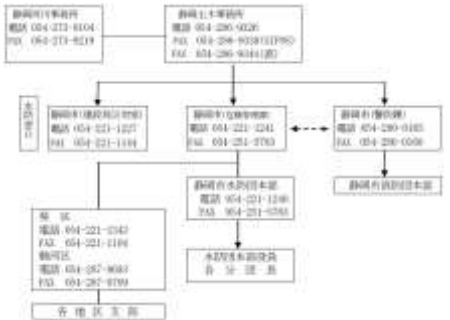
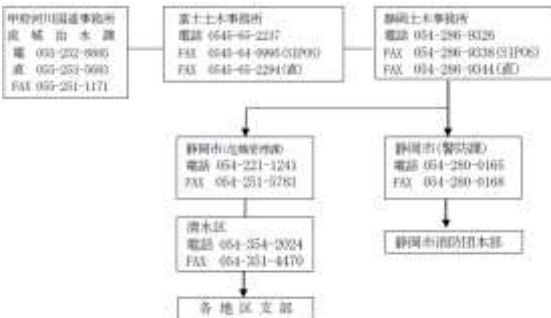
県水防計画の修正に伴う修正

令和6年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案												新文書												備考	
水防 18			手越	駿河区手越（右岸河口から4.1km）	1.50 m	2.40 m	3.00 m	3.40 m	4.00m	4.82 m	5.8 8m	左 7.3 m 右 5.7 m	左 3. 9m 右 3. 0m													
		藁科川	奈良間	葵区奈良間（右岸合流点から9.7km）	2.30 m	3.70 m	4.70 m	6.40 m	※1 (7.70 m)	8.02 m	—	左 山 付 右 9.1 m	左 山 付 右 5. 5m													
		富士川	松岡	富士市松岡（左岸河口から3.77km）	2.00 m	2.50 m	—	—	—	8.08 m	—	左 10. 8m 右 9.9 m	左 4. 5m 右 8. 2m													
	(略)													(略)												
(エ) 水防警報の種類、内容及び発表基準 a 安倍川・藁科川／国土交通省 中部地方整備局 表 (略) b 安倍川／国土交通省 中部地方整備局 (津波)													(4) 水防警報の種類、内容及び発表基準 ア 安倍川・藁科川／国土交通省 中部地方整備局 表 (略) イ 安倍川／国土交通省 中部地方整備局 (津波) 表 (略)													

令和6年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案			新文書			備考
水防 18	表（略）						
	c 富士川／国土交通省 関東地方整備局			ウ 富士川／国土交通省 関東地方整備局			
	種類	内容	発表基準	種類	内容	発表基準	
	準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況 及び 河川状況等により必要と認められたとき	準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況 、 河川状況等により必要と認められたとき	
	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、 また は 、水位、流量その他河川の状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える 恐れ があるとき	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、 又は 、水位、流量その他河川の状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える おそれ があるとき	
	指示	水位、滞水時間その他、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、 また は 、 すでに 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこる 恐れ があるとき	指示	水位、滞水時間その他、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、 又は 、 既に 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこる おそれ があるとき	
水防 19	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、 または 、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、 又は 、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	
	参考			＜参考＞			

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 19	図（略） <u>ア</u> 水防警報等の伝達系統図 （略） <u>（ア）</u> 安倍川水防警報連絡系統図（支川藁科川を含む）  <u>（イ）</u> 富士川（釜無川を含む）水防警報連絡系統図  <u>ウ</u> 水防警報等の伝達 水防警報（洪水）は様式2により、水防警報（津	図（略） <u>（5）</u> 水防警報等の伝達系統図 （略） <u>ア</u> 安倍川水防警報連絡系統図（支川藁科川を含む） ◇資料編2-25：【水防】安倍川水防警報連絡系統図（支川藁科川を含む） <u>（削除）</u> <u>イ</u> 富士川（釜無川を含む）水防警報連絡系統図 ◇資料編2-26：【水防】富士川水防警報連絡系統図（釜無川を含む） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	資料編に移動 資料編に移動

令和6年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

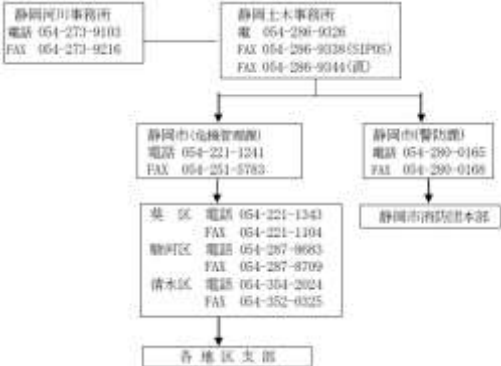
現行頁	目次再編案	新文書	備考																								
水防 20	<u>波</u>)は様式 4 により伝達する。 <u>氾濫危険水位 (特別警戒水位) に達した旨の水位到達情報は、必要に応じて補足情報を明示して、様式 1－2 により伝達する。</u> <u>(2) 海岸</u> <u>ア</u> 富士海岸 (蒲原) の区域に係る水防警報は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所長が発表する。	<u><海岸></u> 富士海岸 (蒲原) の区域に係る水防警報は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所長が発表する。	県水防計画の修正に伴う修正																								
水防 20	<u>(ア)</u> 水防警報等を行う海岸及び区域 (津波の水防警報を含む)	<u>(1)</u> 水防警報等を行う海岸及び区域 (津波の水防警報を含む)																									
	<table><tr><th>海岸名</th><th>区域</th><th>区域延長</th></tr><tr><td>富士海岸 (蒲原)</td><td>起点 清水区蒲原字向島 5245 番 4 地先から 終点 清水区蒲原堰沢字道外 961 番 1 地先まで</td><td>約 4 km</td></tr></table>	海岸名		区域	区域延長	富士海岸 (蒲原)	起点 清水区蒲原字向島 5245 番 4 地先から 終点 清水区蒲原堰沢字道外 961 番 1 地先まで	約 4 km	<table><tr><th>海岸名</th><th>水防警報計画名</th><th>区域</th><th>区域延長</th></tr><tr><td>富士海岸 (蒲原)</td><td>富士海岸 (蒲原) 水防警報計画</td><td>起点 清水区蒲原字向島 5245 番 4 地先から 終点 清水区蒲原堰沢字道外 961 番 1 地先まで</td><td>約 4 km</td></tr></table>	海岸名	水防警報計画名	区域	区域延長	富士海岸 (蒲原)	富士海岸 (蒲原) 水防警報計画	起点 清水区蒲原字向島 5245 番 4 地先から 終点 清水区蒲原堰沢字道外 961 番 1 地先まで	約 4 km										
海岸名	区域	区域延長																									
富士海岸 (蒲原)	起点 清水区蒲原字向島 5245 番 4 地先から 終点 清水区蒲原堰沢字道外 961 番 1 地先まで	約 4 km																									
海岸名	水防警報計画名	区域	区域延長																								
富士海岸 (蒲原)	富士海岸 (蒲原) 水防警報計画	起点 清水区蒲原字向島 5245 番 4 地先から 終点 清水区蒲原堰沢字道外 961 番 1 地先まで	約 4 km																								
水防 20	<u>(イ)</u> 水防警報の対象高波観測所	<u>(2)</u> 水防警報の対象高波観測所																									
	<table><tr><th>海岸名</th><th>観測所名</th><th>所管</th><th>所在地</th><th>位置</th><th>現況堤防高</th></tr><tr><td>富士海岸 (蒲原)</td><td>鮫島</td><td>国土交通省沼津河川国道事務所</td><td>富士市鮫島</td><td>沖合距離 約 0.40 km 設置水深 <u>-38</u>m</td><td>12.0 ~ 15.0m</td></tr></table>	海岸名	観測所名	所管	所在地	位置	現況堤防高	富士海岸 (蒲原)	鮫島	国土交通省沼津河川国道事務所	富士市鮫島	沖合距離 約 0.40 km 設置水深 <u>-38</u> m	12.0 ~ 15.0m	<table><tr><th>海岸名</th><th>観測所名</th><th>所管</th><th>所在地</th><th>位置</th><th>現況堤防高</th></tr><tr><td>富士海岸 (蒲原)</td><td>鮫島</td><td>国土交通省沼津河川国道事務所</td><td>富士市鮫島</td><td>沖合距離 約 0.40 km 設置水深 <u>-39</u>m</td><td>12.0 ~ 15.0m</td></tr></table>	海岸名	観測所名	所管	所在地	位置	現況堤防高	富士海岸 (蒲原)	鮫島	国土交通省沼津河川国道事務所	富士市鮫島	沖合距離 約 0.40 km 設置水深 <u>-39</u> m	12.0 ~ 15.0m	県水防計画の修正に伴う修正
海岸名	観測所名	所管	所在地	位置	現況堤防高																						
富士海岸 (蒲原)	鮫島	国土交通省沼津河川国道事務所	富士市鮫島	沖合距離 約 0.40 km 設置水深 <u>-38</u> m	12.0 ~ 15.0m																						
海岸名	観測所名	所管	所在地	位置	現況堤防高																						
富士海岸 (蒲原)	鮫島	国土交通省沼津河川国道事務所	富士市鮫島	沖合距離 約 0.40 km 設置水深 <u>-39</u> m	12.0 ~ 15.0m																						

令和6年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案						新文書						備考
水防 21		石廊崎	気象庁 静岡地方気 象台	賀茂郡 南伊豆 町 石廊崎	測定範囲 沖 合 約 200m ～ 400m			石廊崎	気象庁 静岡地方気 象台	賀茂郡南 伊豆町石 廊崎	測定範囲 沖 合 約 200m ～400m		
	(ウ) 水防警報の種類、内容及び発表基準(高潮)						(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準(高潮)						
	種類	内容		具体的な発表基準【富士海岸(蒲原)】									
	待機 ・ 準備	水防団及び消防機関 が出動できるように待 機及び出動の準備があ る旨を警告し、水防に 関する情報連絡、水防 資器材の整備、水門機 能等の点検、通信及び		・ 静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、鮫島観測所で有義波高 3.0m 以上、または石廊崎観測所で有義波高 4.5m 以上が観測された時。 ・ 気象情報、CCTV 情報等を勘案して発表が必要と判断される時。									
	出動	水防団及び消防機関 が出動する必要がある 旨を連絡するもの。		・ 気象情報(台風進路予測等)より、今後、鮫島観測所の有義波高が 5.4m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水防団等の出動が必要と判断される時。									

現行頁	目次再編案			新文書			備考
	距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	・ 鮫島観測所で有義波高 5.4m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等を勘案して発表が必要と判断される時。 ・ 気象情報、CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。	種類	内容	具体的な発表基準【富士海岸（蒲原）】	
	距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	・ 鮫島観測所で有義波高 6.5m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等により、発表が必要と判断される時。 ・ 越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。	待機・準備	水防団及び消防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信、輸送の確保等に努める。	・ 静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、鮫島観測所で有義波高 3.0 m 以上、又は石廊崎観測所で有義波高 4.5 m 以上が観測されたとき。 ・ 気象情報、CCTV 情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。	
	距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	・ 鮫島観測所で有義波高 6.5m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。	出動	水防団及び消防機関が出動する必要がある旨を連絡するもの。	・ 気象情報(台風進路予測等)より、今後、鮫島観測所の有義波高が 5.4 m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水防団等の出動が必要と判断されるとき。	

現行頁	目次再編案		新文書		備考	
	解除	激しい越波の発生の 恐れ が無くなったとともに、更に水防活動が必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの。	・ 鮫島観測所では有義波高 3.0 m を下回り、気象情報、 CCTV 情報等を勘案して、水防活動が必要とする状況が解消したと認められる 時 。	距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	・ 鮫島観測所では有義波高 5.4 m 以上が観測され、さらに気象情報、 CCTV 情報等を勘案して発表が必要と判断される とき 。 ・ 気象情報、 CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される とき 。
				距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	・ 鮫島観測所では有義波高 6.5 m 以上が観測され、さらに気象情報、 CCTV 情報等により、発表が必要と判断される とき 。 ・ 越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される とき 。
				距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	・ 鮫島観測所では有義波高 6.5 m を下回り、気象情報、 CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される とき 。
				解除	激しい越波の発生の お	・ 鮫島観測所では有義波高 3.0

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 22	<u>イ</u> 富士海岸（蒲原）水防警報連絡系統図 水防警報の伝達方法は基本的にはFAXにより伝達する。その後、電話にて受領の確認を行う。  <u>ウ</u> 水防警報等の伝達 <u>水防警報は高潮の場合は様式3、津波の場合は様式5により伝達する。</u>	<u>それが無くなったとともに、更に水防活動が必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの。</u> <u>m</u>を下回り、気象情報、<u>CCTV</u>情報等を勘案して、水防活動が必要とする状況が解消したと認められる<u>とき</u>。 <u>(4)</u> 富士海岸（蒲原）水防警報連絡系統図 水防警報の伝達方法は基本的にはFAXにより伝達する。その後、電話にて受領の確認を行う。 <u>◇資料編2-27：【水防】富士海岸（蒲原）水防警報連絡系統図（削除）</u> <u>(削除)</u>	資料編に移動
水防 22	2 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知 巴川、長尾川、丸子川、藁科川、足久保川、興津川、庵原川及び山切川の区域の水位が特別警戒水位に達したとき、静岡県知事は水防管理者その他水防に係りのある	2 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知 <u>・</u>巴川、長尾川、丸子川、藁科川、足久保川、興津川、庵原川及び山切川の区域の水位が特別警戒水位に達したとき、静岡県知事は水防管理者その他水防に係りの	

現行頁	目次再編案	新文書	備考																						
水防 22	機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。 <u>また、上記の河川について通知をした静岡県知事は、その通知に係る事項を静岡市長に通知する。</u> 氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。 <u>なお</u>、本市においては、県知事が指定し水防警報が発表される河川の該当はない。 （１） 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th><th>河川名</th><th>区域</th><th>延長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">巴川</td><td>巴川</td><td>(左岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで (右岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで</td><td>14,550m</td></tr> <tr> <td>(支川) 長尾川</td><td>(左岸) 静岡市葵区瀬名7丁目新田橋付近～巴川合流点まで (右岸) 静岡市葵区瀬名7丁目新田橋付近～巴川合流点まで</td><td>6,800m</td></tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	延長	巴川	巴川	(左岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで (右岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで	14,550m	(支川) 長尾川	(左岸) 静岡市葵区瀬名7丁目新田橋付近～巴川合流点まで (右岸) 静岡市葵区瀬名7丁目新田橋付近～巴川合流点まで	6,800m	ある機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。 <u>(移動)</u> ・ 氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報 <u>(要現認)</u> の発表は、可能な範囲で行う。 ・ <u>上記の河川について通知をした静岡県知事は、その通知に係る事項を静岡市長に通知する。</u> ・ 本市においては、県知事が指定し水防警報が発表される河川の該当はない。 （１） 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th><th>河川名</th><th>区域</th><th>延長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">巴川</td><td>巴川</td><td>(左岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで (右岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで</td><td>14,550m</td></tr> <tr> <td>(支川) 長尾川</td><td>(左岸) 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで (右岸) 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで</td><td>6,800m</td></tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	延長	巴川	巴川	(左岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで (右岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで	14,550m	(支川) 長尾川	(左岸) 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで (右岸) 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで	6,800m	県水防計画の修正に伴う修正 県水防計画の修正に伴う修正
水系名	河川名	区域	延長																						
巴川	巴川	(左岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで (右岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで	14,550m																						
	(支川) 長尾川	(左岸) 静岡市葵区瀬名7丁目新田橋付近～巴川合流点まで (右岸) 静岡市葵区瀬名7丁目新田橋付近～巴川合流点まで	6,800m																						
水系名	河川名	区域	延長																						
巴川	巴川	(左岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで (右岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで	14,550m																						
	(支川) 長尾川	(左岸) 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで (右岸) 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで	6,800m																						

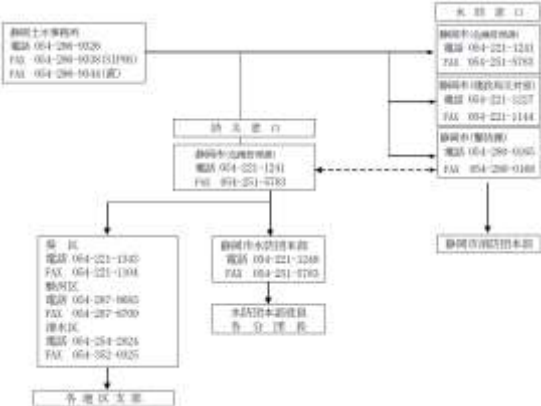
令和6年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案				新文書				備考
水防 24	安倍川	(支川) 丸子川	(左岸) 静岡市駿河区丸子 <u>7丁目</u> 丸子橋付近～安倍川合流点まで (右岸) 静岡市駿河区丸子 <u>7丁目</u> 丸子橋付近～安倍川合流点まで	6,280 <u>m</u>	安倍川	(支川) 丸子川	(左岸) 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで (右岸) 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで	6,280 <u>m</u>	
		(支川) 藁科川	(左岸) 静岡市葵区小島から静岡市葵区大原直轄管理境まで (右岸) 静岡市葵区小島から静岡市葵区富厚里直轄管理境まで	8,500 <u>m</u>		(支川) 藁科川	(左岸) 静岡市葵区小島から静岡市葵区大原直轄管理境まで (右岸) 静岡市葵区小島から静岡市葵区富厚里直轄管理境まで	8,500 <u>m</u>	
		(支川) 足久保川	(左岸) 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで (右岸) 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで	9,230 <u>m</u>		(支川) 足久保川	(左岸) 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで (右岸) 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで	9,230 <u>m</u>	
	興津川	興津川	(左岸) <u>清水区和田島</u> 落差工～海まで (右岸) <u>清水区和田島</u> 落差工～海まで	12,300 <u>m</u>	興津川	興津川	(左岸) 清水区和田島落差工～海まで (右岸) 清水区和田島落差工～海まで	12,300 <u>m</u>	
	庵原川	庵原川	(左岸) <u>清水区庵原町いほはら橋～清水港</u> まで (右岸) <u>清水区庵原町いほはら橋～清水港</u> まで	3,600 <u>m</u>	庵原川	庵原川	(左岸) 清水区庵原町いほはら橋～ <u>海</u> まで (右岸) 清水区庵原町いほはら橋～ <u>海</u> まで	3,600 <u>m</u>	
		(支川) 山切川	(左岸) <u>清水区山切</u> ～庵原川合流点まで (右岸) <u>清水区山切清水山切公園</u> ～庵原川合流点まで	2,000 <u>m</u>		(支川) 山切川	(左岸) 清水区山切～庵原川合流点まで (右岸) 清水区山切清水山切公園～庵原川合流点まで	2,000 <u>m</u>	
	(2) (略)				(2) (略)				
	(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水				(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準 <u>・</u> 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水				

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達の及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(法第 13 条)。水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。	位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達の及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位である。 - この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(水防法第 13 条)。 - 水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。	

(4) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報

図 3-1 静岡県の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	の通知 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報は様式 10 により通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。 (5) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報を発表しない場合の処置理由を付し関係者に通知する。 (6) 水位到達情報連絡系統図 水位到達情報の伝達方法は、基本的に F A X にて伝達する。その後、電話にて受領の確認を行う。 	(4) 水位到達情報連絡系統図 水位到達情報の伝達方法は、基本的に F A X にて伝達する。その後、電話にて受領の確認を行う。 ◇資料編 2－28：【水防】静岡土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図 (削除)	資料編に移動
水防 30	第 11 節 巡視及び警戒とその措置 【水防】 [危機、農水、建設、消防] 1 巡視 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防及び津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、	第 11 節 巡視及び警戒とその措置 【水防】 [危機、農水、建設、消防] 1 巡視 ・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防、津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるとき	

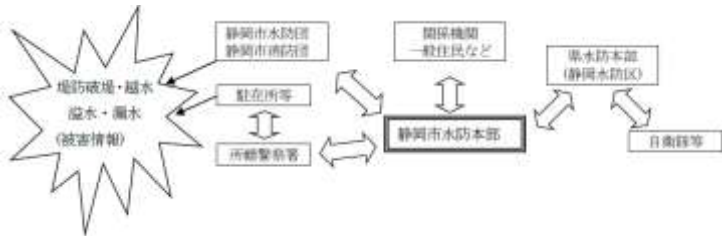
現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 30	直ちに河川、海岸、津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第9条関係）上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。 河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。 水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。 2 警戒 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が発令されたとき、<u>または</u>気象等の悪化が予想されるとき等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所<u>、</u>その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。<u>また、</u>次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、静岡水防区長及び河川等の管理者に報告し、静岡水防区長は県水防本部長に報告するものとする。	は、直ちに河川、海岸、津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めなければならない。（<u>水防</u>法第9条関係） ・<u>上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。</u> ・<u>河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。</u> ・<u>水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所、<u>応急復旧箇所</u>又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。</u> 2 警戒 ・<u>水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が発令されたとき、<u>又は</u>気象等の悪化が予想されるとき等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所、<u>、</u>その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。</u> ・<u>次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、静岡水防区長及び河川等の管理者に報告し、静岡水防区長は県水防本部長に報告するものとする。</u> <u>・巡視・警戒中に、堤防、ダムその他の施設の決壊、又</u>	県水防計画の修正に伴う修正 県水防計画の修正に

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>なお</u>、高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 居住地側堤防斜面の漏水 <u>または</u> 飽水による亀裂及び欠け崩れ (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合 (6) 橋<u>梁</u>その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状	<u>は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、直ちに▼「第15節 堤防等の決壊時の処置」に基づく通報をするものとする。</u> ・高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 居住地側堤防斜面の漏水 <u>又は</u> 飽水による亀裂及び欠け崩れ (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合 (6) 橋<u>りょう</u>その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状	伴う修正
水防9	第12節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送 【水防】 [危機、建設、消防]	第12節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送 【水防】 [危機、建設、消防]	
水防9	1 資器材の整備 (1) 水防倉庫の設置状況及び備蓄されている資器材は、<u>(水防計画) 資料3のとおりである。</u> (2) (略) (3) 水防管理者は、水防管理団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土	1 資器材の整備 (1) 水防倉庫の設置状況及び備蓄されている資器材は、<u>◇資料編4-46による。</u> <u>◇資料編4-46： 【水防】水防用資器材一覧（葵・駿河区、清水区）</u> (2) (略) (3) 水防管理者は、水防管理団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土	

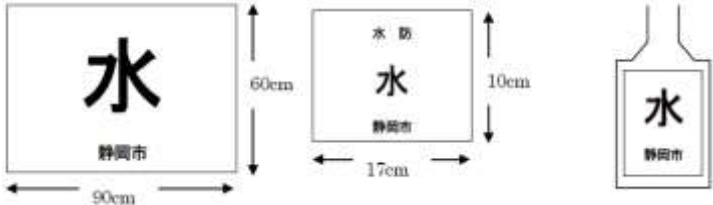
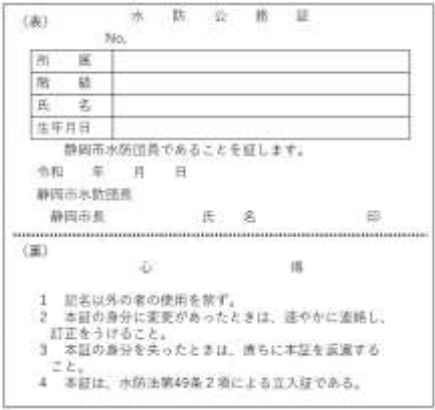
現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 9	交通省静岡河川事務所長又は県静岡土木事務所長に電話等にて承認を受ける<u>ものとする</u>。 (4) (略) 2 輸送の確保 水防本部は、非常の際における資器材等の輸送を確保するため、車両を配備すると<u>共</u>に、輸送経路を定めておく<u>ものとする</u>。なお、輸送車の車種及び常置場所は、<u>(水防計画) 資料4のとおりである</u>。	交通省静岡河川事務所長又は県静岡土木事務所長に電話等にて承認を受ける。 (4) (略) 2 輸送の確保 水防本部は、非常の際における資器材等の輸送を確保するため、車両を配備すると<u>とも</u>に、輸送経路を定めておく。なお、輸送車の車種及び常置場所は、<u>◇資料編4-47による</u>。 ◇資料編4-47： 【水防】 水防車・輸送車・作業車一覧	
水防 30	第13節 水防活動の実施 【水防】 [危機、消防] 1 水防作業 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、水防従事者は安全<u>性が高いと考えられる</u>場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、<u>自身の危険性が高い</u>と判断したときには、自身の避難を優先する。 (略)	第13節 水防活動の実施 【水防】 [危機、消防] 1 水防作業 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、水防従事者は<u>自身の安全を確保できる</u>場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、<u>安全を確保できない</u>と判断したときには、自身の避難を優先する。 (略)	県水防計画の修正に伴う修正
水防 31	2 (略) 3 水防配備の解除 (1) 水防管理団体の配備の解除	2 (略) 3 水防配備の解除 (1) 水防管理団体の配備の解除	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防7 水防7	水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知する<u>ものとする</u>。 なお、配備の解除を発令したときは、所管する静岡水防区長を経由して県水防本部長に報告する<u>ものとする</u>。 (2) 水防団及び消防団の配備の解除 ア 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防<u>本部長又は水防</u>管理者が水防解除の指令をしたときとする。 イ～エ (略) 第14節 避難 【水防】 [危機] 1 避難の指示 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、県水防本部長(静岡県知事)、静岡水防区長(県静岡土木事務所長)の命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 <u>なお、</u>その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。 水防管理者は、<u>避難のため立ち退きを指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長へ通知するとともに、</u>	水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知する。 なお、配備の解除を発令したときは、所管する静岡水防区長を経由して県水防本部長に報告する。 (2) 水防団及び消防団の配備の解除 ア 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。 イ～エ (略) 第14節 避難 【水防】 [危機] 1 避難の指示 <u>・</u>洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、<u>水防法</u>第29条に基づき、県水防本部長(静岡県知事)、静岡水防区長(県静岡土木事務所長)の命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 <u>・</u>その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。 <u>・</u>水防管理者の<u>行う避難指示は、(▼共通対策編 第3章 第9節 避難救出計画「1 避難の指示」及び「2 避難</u>	計画統合に伴う整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>水防区長(土木事務所長)を経由して、県水防本部長へその旨を報告しなければならない。</u> 2 避難のための立退き計画 水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を管轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておく<u>ものとする。</u>	<u>の指示の伝達方法」に準ずる。）</u> 2 避難のための立退き計画 水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を管轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておく。	
水防 8	第 15 節 堤防等の決壊時の処置 【水防】 [危機、消防]	第 15 節 堤防等の決壊時の処置 【水防】 [危機、消防]	
水防 8	1 堤防等の決壊(被害情報)の通報(法第 25 条) (1) 堤防等が決壊し又は<u>これに準ずべき事態</u>が発生した<u>場合</u>は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、すみやかに<u>地区</u>住民、<u>静岡</u>水防区長(<u>県静岡</u>土木事務所長)、<u>国土交通省(静岡河川事務所長又は甲府河川国道事務所長)</u>、管轄警察署又は交番・駐在所等に通報するものとする。 なお、<u>一般</u>住民への通報に際しては、<u>報道機関等を利用し</u>、迅速な情報伝達に努めるものとする。 (2)	1 堤防等の決壊(被害情報)の通報(<u>水防法第 25 条</u>) (1) <u>水防管理者(市町)、消防機関の長(消防長、消防団長)、水防団長の通報</u> 堤防、<u>ダムその他の施設</u>が決壊したとき、又は<u>越水・溢水若しくは異常な漏水</u>が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長は、すみやかに<u>付近</u>の住民、<u>所轄</u>水防区長(<u>土木事務所長</u>)、管轄警察署又は交番・駐在所等に通報するものとする。<u>河川法に規定する河川について、水防区長に通報する際は、現地確認情報(画像・映像等)とともに行うよう努める。</u> なお、<u>付近</u>の住民への通報に際しては、迅速な情報伝達に努めるものとする。	県水防計画の修正に伴う修正 県水防計画の修正に

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	この通報を受けた静岡水防区長は、県水防本部及び管轄警察署長に、直轄管理区域河川については、所轄する国土交通省（静岡河川事務所長又は甲府河川国道事務所長）にも通報するものとする。 （３） 通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。 <u>〔被害情報の流れ〕</u>  2 決壊後の処置(法第 26 条) 決壊箇所等については、水防管理者、水防団長、消防機関の長、<u>水防本部長</u>及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。	（２） <u>水防区長の通報</u> この通報を受けた静岡水防区長は、県水防本部及び管轄警察署長に、直轄管理区域河川については、所轄する国土交通省（静岡河川事務所長又は甲府河川国道事務所長）にも通報するものとする。 （３） <u>隣接水防管理者の通報</u> <u>（１）の通報</u>を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。 ◇資料編 2-29：【水防】決壊情報の通報連絡系統図 (削除) 2 決壊後の処置(<u>水防</u>法第 26 条) 決壊箇所等については、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。	伴う修正 県水防計画の修正に伴う修正 表現の適正化
水防 8			
水防 31	第 16 節 水防信号及び標識並びに身分証票 【水防】	第 16 節 水防信号及び標識並びに身分証票 【水防】	
水防 31	[危機、消防]	[危機、消防]	

現行頁	目次再編案	新文書	備考																								
水防 32	1 水防信号 法第20条の規定による水防信号(昭和31年県規則第75号)は、次表のとおりである。 <table><tr><td>区別/方法</td><td>説明</td><td>警鐘信号</td><td>サイレン信号(余いん防止符)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>注 意</td><td colspan="3">1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することを妨げない 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする</td></tr></table>	区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号(余いん防止符)	(略)				注 意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することを妨げない 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする			1 水防信号 水防法第20条の規定による水防信号(昭和31年県規則第75号)は、次表のとおりである。 <table><tr><td>区別/方法</td><td>説明</td><td>警鐘信号</td><td>サイレン信号(余いん防止符)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>注意</td><td colspan="3">1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げないこと 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする</td></tr></table>	区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号(余いん防止符)	(略)				注意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘 信号及び サイレンを併用することを妨げない こと 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする			県水防計画の修正に伴う修正
	区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号(余いん防止符)																							
(略)																											
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することを妨げない 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする																										
区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号(余いん防止符)																								
(略)																											
注意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘 信号及び サイレンを併用することを妨げない こと 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする																										
2 標識 (1) 水防優先標識 水防のため現場に赴く職員及び車両の優先通行標識は、次の図のとおりである。 (2) 緊急自動車(水防用)及び水防車両 水防のため出動する緊急自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの)及び他の水防用車両は、優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。 《図》 水防優先通行車両標識(昭和31年県告示第939号)	2 標識 ・水防優先標識 水防のため現場に赴く職員及び車両の優先通行標識は、◇資料編4－50による。 ◇資料編4－50：【水防】水防優先標識（車両標識・腕章・標燈） (削除)																										

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 32	第1図 車両標識 第2図 腕章 第3図 標燈 (形状適宜)  ・「水」は赤色 ・外は白地 ・「静岡市」は黒色 3 身分証票 法第49条第2項による水防団員の身分証票は、次のとおりとする。 	(削除) 3 身分証票 水防法第49条第2項による水防団員の身分証票は、◇資料編4-51による。 ◇資料編4-51： 【水防】水防団身分証票 (削除)	資料編に移動 資料編に移動
水防 36	第17節 水防~~てん末~~報告 【水防】 [危機、消防]	第17節 水防報告等 【水防】 [危機、消防]	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 36	1 県水防本部長との連絡 洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防活動を終了したときは、次の<u>事項をとりまとめ、様式11により</u>、水防活動実施後<u>10日以内に静岡水防区を経由し、県水防本部長</u>に報告する<u>ものとする</u>。 (1) 水防<u>てん末</u>報告事項 (略)	1 県水防本部長との連絡 <u>水防管理者は</u>、洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防活動を終了したときは、<u>水防団・消防団等からの報告（目安は3日）を基に次の記録を作成、保管し、水防活動実施後7日以内に静岡水防区に報告しなければならない。特に水防功労者表彰の申請については、実状を調査し内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を附して報告する。</u> (1) 水防報告事項 (略)	県水防計画の修正に伴う修正
水防 36	2 水防<u>本部長</u>への報告 水防分団長又は消防分団長は、警戒中の水位観測その他警戒中の水位及び災害危険の状況を、速やかに、水防実施状況報告書(<u>様式12市様式</u>)により水防団長又は消防団長に報告する。水防団長又は消防団長は<u>とり</u>まとめの上、水防<u>本部長</u>に報告する。	2 水防<u>管理者</u>への報告 水防分団長又は消防分団長は、警戒中の水位観測その他警戒中の水位及び災害危険の状況を、速やかに、水防実施状況報告書により水防団長又は消防団長に報告する。水防団長又は消防団長は<u>取り</u>まとめの上、水防<u>管理者</u>に報告する。	表現の適正化
水防 37	第18節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 【水防】	第18節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 【水防】	
水防 37	[危機、財政、区、福祉、衛生、子ども、建築、建設、教育] 1 洪水対応 (1) 洪水浸水想定区域の指定 国土交通大臣及び県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として	[危機、財政、区、福祉、衛生、子ども、建築、建設、教育] 1 洪水対応 (1) 洪水浸水想定区域の指定 国土交通大臣及び県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表 (https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/shinsuisoutei.html)するとともに、関係市町の長に通知するものとする。 (2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 静岡市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、静岡市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ア 洪水予報、水位到達情報その他の人的被害を生じるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法 イ (略) ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項 エ～オ (略) (3) 洪水ハザードマップ 市長は、静岡市地域防災計画において定めた上記(2)ア～オに掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第3項に規定する事項を含む。)を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。	指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表 (https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1044017/index.html)するとともに、関係市町の長に通知するものとする。 (2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 ア 洪水予報、水位到達情報その他の人的災害を生じるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法 イ (略) ウ 法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項 エ～オ (略) (3) 洪水ハザードマップ 市長は、地域防災計画において定めた上記(2)ア～オに掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第3項に規定する事項を含む。)を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。	時点更新 県水防計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	る。 (4) 予想される水災の危険の周知等 市長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努める<u>とともに、これ</u>を把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。 (5) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 法第15条第1項の規定により<u>静岡市</u>地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。<u>また、</u>地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時	(4) 予想される水災の危険の周知等 ・市長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努める。 ・<u>市長は、水害リスク情報</u>を把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表等により住民等に周知することとする。 ・<u>市長は、</u>図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。 (5) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 ・<u>水防</u>法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。 ・<u>地下街等の所有者又は管理者は、</u>地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	等の浸水の防止のための訓練を行い、その結果を市長に報告するものとする。<u>さらに</u>、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。 市は、<u>静岡市地域防災計画において</u>、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 （６） 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 法第15条第1項の規定により<u>静岡市</u>地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告するものとする。<u>さらに</u>、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。 市は、<u>静岡市</u>地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成	水時等の浸水の防止のための訓練を行い、その結果を市長に報告するものとする。 ・<u>地下街等の所有者又は管理者は</u>、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。 ・市は、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 （６） 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 ・<u>水防</u>法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告するものとする。 ・<u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は</u>、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。 ・市は、地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考														
水防 39	員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 2 津波対応 (1) 要避難地区等の設定 <u>ア 要避難地区</u> <u>津波による浸水の発生が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を津波に対する要避難地区とする。津波に対する要避難地区は、津波危険予想地域を含む町丁目を原則とし、表-1で定める地区とする。本市における津波危険予想地域は、津波防災地域づくり法(平成 23 年法律第 123 号)第 8 条に基づく静岡県津波浸水想定区域(平成 2 5 年 1 1 月)としている。また、令和 5 年 3 月には、本市の津波浸水想定区域と同じ範囲が同法第 5 3 条に基づく津波災害警戒区域に指定された。</u>	2 津波対応 (1) 要避難地区等の設定 <u>(▼「◇資料編 8－7」に準ずる。)</u> <u>◇資料編 8－7：静岡市津波避難計画</u> <u>(削除)</u>															
水防 40	<u>表-1 要避難地区(全部又は一部が要避難地区に含まれる町丁目)</u> <table><tr><th><u>区</u></th><th><u>地区</u></th><th><u>町丁目</u></th></tr><tr><td rowspan="5"><u>駿河区</u></td><td><u>大里東</u></td><td><u>下島、高松</u></td></tr><tr><td><u>中島</u></td><td><u>西島、西脇、中島</u></td></tr><tr><td><u>宮竹</u></td><td><u>高松二丁目</u></td></tr><tr><td><u>大谷</u></td><td><u>西大谷、大谷一丁目、大谷二丁目、大谷三丁目</u></td></tr><tr><td><u>久能</u></td><td><u>安居、古宿、根古屋、西平松、青沢、中平</u></td></tr></table>	<u>区</u>	<u>地区</u>	<u>町丁目</u>	<u>駿河区</u>	<u>大里東</u>	<u>下島、高松</u>	<u>中島</u>	<u>西島、西脇、中島</u>	<u>宮竹</u>	<u>高松二丁目</u>	<u>大谷</u>	<u>西大谷、大谷一丁目、大谷二丁目、大谷三丁目</u>	<u>久能</u>	<u>安居、古宿、根古屋、西平松、青沢、中平</u>		
<u>区</u>	<u>地区</u>	<u>町丁目</u>															
<u>駿河区</u>	<u>大里東</u>	<u>下島、高松</u>															
	<u>中島</u>	<u>西島、西脇、中島</u>															
	<u>宮竹</u>	<u>高松二丁目</u>															
	<u>大谷</u>	<u>西大谷、大谷一丁目、大谷二丁目、大谷三丁目</u>															
	<u>久能</u>	<u>安居、古宿、根古屋、西平松、青沢、中平</u>															

現行頁	目次再編案		新文書	備考
		松 川原 下川原南、桃園町 長田南 広野、広野三丁目、広野四丁目、広野五丁目、広野六丁目、広野海岸通、港、小坂、小坂一丁目、小坂二丁目、小坂三丁目、石部、用宗一丁目、用宗二丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、用宗五丁目、用宗小石町		
	清水区	辻 愛染町、宮下町、宮代町、辻一丁目、辻二丁目、辻三丁目、辻四丁目、辻五丁目、田町、本郷町、矢倉町		
		江尻 銀座、江尻台町、江尻町、江尻東一丁目、江尻東二丁目、江尻東三丁目、小芝町、真砂町、二の丸町、宝町		
		入江 元城町、渋川一丁目、新富町、東大曲町、入江一丁目、入江二丁目		
		浜田 旭町、松原町、上一丁目、上清水町、新港町、千歳町、相生町、島崎町、巴町、浜田町、万世町一丁目、万世町二丁目		
		岡 岡町、上二丁目、南岡町、梅田町		
		清水 幸町、港町一丁目、港町二丁目、三光町、松井町、清開一丁目、清水町、村松原一丁目、築地町、日の出町、入船町、八千代町、美濃輪町、富士見町、北矢部町二丁目、本町		
		不二見 宮加三、新緑町、清開二丁目、清開三丁目、清水村松地先新田、村松、村松一丁		

現行頁	目次再編案			新文書	備考
水防 41			目、村松原二丁目、村松原三丁目		
	駒越		駒越西一丁目、駒越西二丁目、駒越中一丁目、駒越中二丁目、駒越東町、駒越南町、駒越北町、蛇塚、増		
	折戸		折戸、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目、折戸五丁目		
	三保		三保、三保松原町		
	袖師		横砂、横砂西町、横砂中町、横砂東町、横砂南町、横砂本町、西久保、袖師町		
	興津		興津清見寺町、興津中町、興津東町、興津本町		
	蒲原		蒲原、蒲原神沢		
	由比		由比、由比今宿、由比寺尾、由比西倉澤、由比町屋原、由比東倉澤、由比北田		
	※津波浸水想定区域（津波災害警戒区域）の範囲は津波ハザードマップにおいて表示している。				
			（２）津波災害警戒区域の指定 ・県は、津波防災地域づくりに関する法律に則り、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定する。	県水防計画の修正に伴う修正	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		・<u>県は、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用</u> <u>(https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/1003560/1049186/index.html) に</u> <u>より公示するとともに、関係市町の長に、公示さ</u> <u>れた事項を記載した図書を送付することとする。</u> <u>(3) 津波浸水想定図</u> <u>津波防災地域づくりに関する法律に則り、県で</u> <u>は、平成 25 年 6 月に公表した静岡県第 4 次地震被害</u> <u>想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル</u> <u>2 の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、津波浸</u> <u>水想定図を作成し、公表</u> <u>(https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/jishintsunami/1040794/1029853.htm</u> <u>1) している。この津波浸水想定図は、津波防災地域</u> <u>づくりに関する法律第 8 条第 1 項の規定により県が</u> <u>設定することとされている津波浸水想定（最大クラ</u> <u>スの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸</u> <u>水の区域及び水深）である。</u> <u>(4) 津波災害警戒区域の指定に伴う地域防災計画の拡</u> <u>充</u> <u>防災会議は、地域防災計画において、次に掲げる</u> <u>事項について定める。</u> <u>ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情</u> <u>報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び</u> <u>伝達に関する事項</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(3) から (移動)</u>	<u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> <u>ウ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項</u> <u>エ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u> <u>オ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u> <u>(5) 市民等への周知・啓発</u> <u>・市は、津波被害から市民の安全な避難行動を確保するため、津波に関する情報収集の方法、避難行動の方法、津波の到達範囲や到達時間、基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）、避難施設などを示した津波ハザードマップを作成する。</u> <u>・市は、津波ハザードマップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催などの周知・啓発活動を行う。</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(2)</u> 要配慮者等利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施 (津波防災地域づくりに関する法律第71条関係) ア 避難確保計画の作成・報告 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設(名称及び所在地)の所有者及び管理者は、津波発生時に施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成し、市に報告する。 イ 避難訓練の実施 要配慮者利用施設の所有者及び管理者等は、避難確保計画に定める避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告する。 なお、当該施設の所有者、管理者<u>または</u>、その他の従業者等は、避難確保計画に定める避難訓練に参加するとともに、訓練実施時には必要に応じ、当該施設の利用者に協力を求めるものとする。 ウ 避難確保計画の作成及び避難訓練の報告に対する助言・勧告 市は避難確保計画の作成、避難訓練の実施について報告を受けたときは、当該施設の所有者及び管理者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行う。 <u>(3) 市民等への周知・啓発</u> <u>市は、津波被害から市民の安全な避難行動を確保</u>	<u>(6)</u> 要配慮者等利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施 (津波防災地域づくりに関する法律第71条関係) ア 避難確保計画の作成・報告 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設(名称及び所在地)の所有者及び管理者は、津波発生時に施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成し、市に報告する<u>とともに公表する。</u> イ 避難訓練の実施 要配慮者利用施設の所有者及び管理者等は、避難確保計画に定める避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告する。 なお、当該施設の所有者、管理者<u>又は</u>、その他の従業者等は、避難確保計画に定める避難訓練に参加するとともに、訓練実施時には必要に応じ、当該施設の利用者に協力を求めるものとする。 ウ 避難確保計画の作成及び避難訓練の報告に対する助言・勧告 市は避難確保計画の作成、避難訓練の実施について報告を受けたときは、当該施設の所有者及び管理者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行う。 <u>(移動) (5)へ</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	するため、津波に関する情報収集の方法、避難行動の方法、津波の到達範囲や到達時間、基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）、避難施設などを示した津波ハザードマップを作成する。また、津波ハザードマップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催などの周知・啓発活動を行う。 （新規） （新規）	第 19 節 応急仮設住宅等 （▼共通対策編 第 2 章 第 24 節「応急住宅」に準ずる。） 第 20 節 障害物の除去 （▼共通対策編 第 3 章 第 24 節「障害物の除去」に準ずる。）	
水防 41	第 19 節 その他 【水防】 [危機、消防]	第 21 節 その他 【水防】 [危機、消防]	令和 4 年台風 15 号等での対応を踏まえた修正
水防 41	1 費用負担及び公用負担 (1) 費用負担 本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。 ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事があつせ	1 費用負担及び公用負担 (1) 費用負担 本市の水防に要する費用は、水防法第 41 条により本市が負担する。 ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事があつせ	令和 4 年台風 15 号等での対応を踏まえた修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	んするものとする。 ア 法第 23 条の規定による応援のための費用 イ 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担 (2) 公用負担の権限 水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、法第 28 条により次の権限を行使することができる。 ア～オ（略） また、水防管理者から委任を受けた者は上記(1)から(4)((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。 (3) 公用負担権限委任証 公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、水防管理者からの委任を受けた者にあつては、次に掲げる委任証を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。  (4) <u>公用負担の権限を行使したときは、速やかに目的物の所有者、目的物の種類、員数及び負担内容を水防管理者あて報告しなければならない。</u> (5) 法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使す	んするものとする。 ア <u>水防</u>法第 23 条の規定による応援のための費用 イ <u>水防</u>法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担 (2) 公用負担の権限 水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、<u>水防</u>法第 28 条により次の権限を行使することができる。 ア～オ（略） また、水防管理者から委任を受けた者は上記<u>エ</u>から<u>エ</u>(<u>イ</u>における収用を除く。)の権限を行使することができる。 (3) 公用負担権限委任証 公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、水防管理者からの委任を受けた者にあつては、委任証 (<u>◇資料編 4-52</u>) を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。 <u>(削除)</u> (4) <u>公用負担の証票</u> <u>水防</u>法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、次に掲げる命令書 (<u>◇資料編 4-52</u>) を作成して、目的物の所有者、管理者又はこれ	資料編に移動 県水防計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
水防 42	るときは、次に掲げる命令書を作成して、目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。  2 公務災害補償 水防団員又は消防団員若しくは水防作業従事者が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、静岡市消防団員等公務災害補償条例(平成15年市条例第289条)により補償する。 (復旧・復興については、共通対策編「第4章 災害復旧計画」によるものとする。)	に準ずる者に手渡さなければならない。 <u>また、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</u> ◇資料編4－52：【水防】公用負担権限委任証、公用負担命令書 (削除) 2 公務災害補償 水防団員又は消防団員若しくは水防作業従事者が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がい状態となったときは、静岡市消防団員等公務災害補償条例(平成15年市条例第289条)により補償する。 (復旧・復興については、▼「共通対策編 第4章 災害復旧計画」による。)	県水防計画の修正に伴う修正 資料編に移動

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	静岡市地域防災計画 (令和6年9月修正) 地震対策編 【再編案】	静岡市地域防災計画 (令和7年1月修正) 地震対策編 【修正案】	

現行頁	目次再編案			新文書			備考
地震 1	図表番号	タイトル	頁	図表番号	タイトル	頁	図表の整理
	表 1－1	部局名表記の略号一覧		表 1－1	部局名表記の略号一覧	<u>3</u>	
	表 1－ <u>2</u>	震度階級別の面積集計		<u>表 1－2</u>	<u>対象とした地震・津波等の設定【静岡県第 4 次地震被害想定】</u>	<u>4</u>	
	表 1－ <u>3</u>	液状化危険度別の面積集計					
	表 1－ <u>4</u>	物的被害（建物の全壊数）		<u>表 1－3</u>	<u>対象人口と対象建物棟数【静岡県第 4 次地震被害想定】</u>	<u>5</u>	
	表 1－ <u>5</u>	人的被害（死者数）					
	表 1－ <u>6</u>	避難者数（避難所避難者数及び避難所外避難者数）		表 1－ <u>4</u>	震度階級別の面積集計【静岡県第 4 次地震被害想定】	<u>5</u>	
	表 2－1	落下倒壊危険物対策一覧		表 1－ <u>5</u>	液状化危険度別の面積集計【静岡県第 4 次地震被害想定】	<u>5</u>	
	表 3－1	地域防災の構造化（避難地）		表 1－ <u>6</u>	物的被害（建物の全壊数）【静岡県第 4 次地震被害想定】	<u>6</u>	
	表 3－2	避難路整備に係る改良事業		表 1－ <u>7</u>	人的被害（死者数）【静岡県第 4 次地震被害想定】	<u>6</u>	
	表 3－3	避難路整備に係る橋りょう耐震事業		表 1－ <u>8</u>	避難者数（避難所避難者数及び避難所外避難者数）【静岡県第 4 次地震被害想定】	<u>6</u>	
	表 3－ <u>4</u>	静岡市都市防災総合推進事業					
	表 5－1	災害応急対策活動区分		表 2－1	落下倒壊危険物対策一覧	<u>31</u>	
	<u>表 5－2</u>	<u>消防庁連絡先（消防庁応急対策室）</u>		表 3－1	地域防災の構造化（避難地）	<u>39</u>	
	<u>表 5－3</u>	<u>緊急物資集積所一覧</u>		表 3－2	避難路整備に係る改良事業	<u>39</u>	
	<u>表 5－4</u>	<u>応援部隊の集結場所及び野営場所の指定（緊急消防援助隊）</u>		表 3－3	避難路整備に係る橋りょう耐震事業	<u>39</u>	
	<u>表 5－5</u>	<u>航空部隊の活動拠点場所の指定（緊急消防援助隊）</u>		<u>表 3－4</u>	<u>津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項（平成 26 年度から令和 7 年度まで）</u>	<u>41</u>	
	<u>表 5－6</u>	<u>他の地方公共団体の長に対する応援要請手順</u>		表 3－ <u>5</u>	静岡市都市防災総合推進事業	<u>42</u>	
	<u>表 5－7</u>	<u>支援受入施設（特定業務支援）</u>		<u>表 4－1</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の措置</u>	<u>43</u>	
	<u>表 5－8</u>	<u>支援受入施設（その他業務支援）</u>		<u>表 4－2</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置</u>	<u>43</u>	
	表 5－9	災害ボランティアセンター等の開設場所		<u>表 4－3</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置</u>	<u>44</u>	
	表 5－10	災害多言語支援センターの設置場所		表 5－1	災害応急対策活動区分	<u>52</u>	
	第 1 章 総則			第 1 章 総則			
	(略) この計画は、南海トラフ巨大地震等に対処するための総合的な防災対策を定めるもので、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき作			(略) この計画は、南海トラフ巨大地震等に対処するための総合的な防災対策を定めるもので、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき作			

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 1	成する「静岡市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条の規定に基づく「地震防災強化計画」、及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）」第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。 第 1 節 計画の目的 静岡県は、近い将来大地震が発生するおそれがあり、市全域で激しい地震動に襲われる<u>他</u>、沿岸部では津波による被害が発生するものとみられている。 予想される被害は、地震動による直接被害に加え、現代社会の都市化、交通のふくそう等、災害拡大要因が増大している状況においては、未曾有の災害となるおそれがある。これらに対処するため大規模地震対策特別措置法により昭和 54 年 8 月 7 日地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）により「南海トラフ地震防災対策推進地域」「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された。 この計画は、想定される災害に対する対策の推進のため、平常時に実施する地震防災計画（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海地震	成する「静岡市地域防災計画（以下「<u>地域防災計画</u>」<u>という。</u>）」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条の規定に基づく「地震防災強化計画」、及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）」第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。 第 1 節 計画の目的 静岡県は、近い将来大地震が発生するおそれがあり、市全域で激しい地震動に襲われる<u>ほか</u>、沿岸部では津波による被害が発生するものとみられている。 <u>・</u>予想される被害は、地震動による直接被害に加え、現代社会の都市化、交通のふくそう等、災害拡大要因が増大している状況においては、未曾有の災害となるおそれがある。これらに対処するため大規模地震対策特別措置法により昭和 54 年 8 月 7 日地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）により「南海トラフ地震防災対策推進地域」「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された。 <u>・</u>この計画は、想定される災害に対する対策の推進のため、平常時に実施する地震防災計画（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 1	注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が 発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害が発生 し、又は発生するおそれがある<u>時</u>（以下「災害時」という。） に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進 することにより市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震 による災害から保護することを目的とする。 第2節 計画の性格 <u>1</u> この計画は、静岡市の地域に係る地震対策について定 めるものである。 <u>2</u> この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が 地震対策に取り組むための基本方針となるものである。 <u>3</u> この計画のうち第3編は、地震防災強化地域における 地震対策緊急整備事業に係わる国の財政上の特別措置に 関する法律（昭和55年法律第63号）、地震防災対策特別 措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震対策事業及 びその他の地震対策事業について定めるものである。 <u>4</u> この計画は、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡 県条例第1号）に規定している対策について、特に緊急 に実施するものについて定めるものである。 <u>5</u> この計画は、毎年、定期的に検討を加え、必要がある と認めるときは、静岡市防災会議（以下「防災会議」と いう。）を開催し、これを修正する。	地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒 宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災 害が発生し、又は発生するおそれがある<u>とき</u>（以下「災害 時」という。）に実施する災害応急対策について定め、これ らの対策を推進することにより市域並びに市民の生命、身 体及び財産を地震による災害から保護することを目的とす る。 第2節 計画の性格 <u>・</u> この計画は、静岡市の地域に係る地震対策について定める ものである。 <u>・</u> この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が地震 対策に取り組むための基本方針となるものである。 <u>・</u> この計画のうち第3編は、地震防災強化地域における地震 対策緊急整備事業に係わる国の財政上の特別措置に関する 法律（昭和55年法律第63号）、地震防災対策特別措置法 （平成7年法律第111号）に基づく地震対策事業及びその他 の地震対策事業について定めるものである。 <u>・</u> この計画は、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条 例第1号）に規定している対策について、特に緊急に実施 するものについて定めるものである。 <u>・</u> この計画は、毎年、定期的に検討を加え、必要があると認 めるときは、静岡市防災会議（以下「<u>市</u>防災会議」とい う。）を開催し、これを修正する。	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考														
地震 2	第 3 節 計画の構成 この計画は、計画編と資料編から構成する。計画編の構成は、次の7編による。	第 3 節 計画の構成 この計画は、計画編と資料編から構成する。計画編の構成は、次の6編による。															
地震 2	第 1 編 総 則 この計画の目的、性格、構成、静岡県第 4 次地震被害想定等、計画の基本となる事項を示す。 第 2 編 平常時対策 平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。 第 3 編 地震防災施設緊急整備計画 緊急に整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。 第 4 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 南海トラフ地震臨時情報が発表されてから南海トラフ地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。 第 5 編 災害応急対策 地震災害が発生した場合の対策を示す。 第 6 編 復旧・復興計画 災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興計画について示す。 第 7 編 南海トラフ地震防災対策推進計画 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等について示す。 別 紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	<table><tr><td>第 1 編 総則</td><td>この計画の目的、性格、構成、静岡県第 4 次地震被害想定等、計画の基本となる事項を示す。</td></tr><tr><td>第 2 編 平常時対策</td><td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。</td></tr><tr><td>第 3 編 地震防災施設緊急整備計画</td><td>緊急に整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。</td></tr><tr><td>第 4 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</td><td>南海トラフ地震臨時情報が発表されてから南海トラフ地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。</td></tr><tr><td>第 5 編 災害応急対策</td><td>地震災害が発生した場合の対策を示す。</td></tr><tr><td>第 6 編 復旧・復興計画</td><td>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興計画について示す。</td></tr><tr><td>別 紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</td><td>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行</td></tr></table>	第 1 編 総則	この計画の目的、性格、構成、静岡県第 4 次地震被害想定等、計画の基本となる事項を示す。	第 2 編 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。	第 3 編 地震防災施設緊急整備計画	緊急に整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。	第 4 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	南海トラフ地震臨時情報が発表されてから南海トラフ地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。	第 5 編 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策を示す。	第 6 編 復旧・復興計画	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興計画について示す。	別 紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行	表による整理 第 7 編の削除による削除
第 1 編 総則	この計画の目的、性格、構成、静岡県第 4 次地震被害想定等、計画の基本となる事項を示す。																
第 2 編 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。																
第 3 編 地震防災施設緊急整備計画	緊急に整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。																
第 4 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	南海トラフ地震臨時情報が発表されてから南海トラフ地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。																
第 5 編 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策を示す。																
第 6 編 復旧・復興計画	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興計画について示す。																
別 紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行																

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 4	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。 (略) 第4節 予想される災害 静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われてきた。駿河湾から遠州灘にかけての海域には、海洋プレートとの境界をなす駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。一方、陸域には糸魚川-静岡構造線や中央構造線等の大きな地質構造線が存在するほか、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層等の多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。 特に近年では、1935 年静岡地震、1944 年東南海地震、2009 年駿河湾を震源とする地震による地震災害が発生している。現在、市域に著しい被害を発生させるおそれがあり、その切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾から遠州灘を震源域とする東海地震のほか、遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界を震源域とする東南海・南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。この他、富士川河口断層帯を震源とする地震や、静岡県中部などを震源とす	うべき対策を示す。 (略) 第4節 予想される災害 ・静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われてきた。駿河湾から遠州灘にかけての海域には、海洋プレートとの境界をなす駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。一方、陸域には糸魚川-静岡構造線や中央構造線等の大きな地質構造線が存在するほか、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層等の多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。 ・特に近年では、1935 年静岡地震、1944 年東南海地震、2009 年駿河湾を震源とする地震による地震災害が発生している。現在、市域に著しい被害を発生させるおそれがあり、その切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾から遠州灘を震源域とする東海地震のほか、遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界を震源域とする東南海・南海地震（それぞれM8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（M7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするM7クラスの地震がある。この他、富士川河口断層帯を震源とする地震や、静岡県中部などを震源とする地震活動に	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 4	る地震活動にも注意を払っておく必要がある。 <u>また</u>、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（<u>マグニチュード</u>9クラス）や元禄型関東地震（<u>マグニチュード</u>8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。 <u>これらに加え</u>、市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する<u>ものとする</u>。 1 静岡県第4次地震被害想定 （1）概説 表 （略） （略） なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意する<u>ものとする</u>。 （略）	も注意を払っておく必要がある。 ・発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（<u>M</u>9クラス）や元禄型関東地震（<u>M</u>8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。 ・市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。 1 静岡県第4次地震被害想定 （1）概説 <u>表 1-2 対象とした地震・津波等の設定【静岡県第4次地震被害想定】</u> 表 （略） （略） なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意する。 （略）	表タイトル追加
地震 5	（2）想定条件 ア 想定の子節・時間帯 （<u>ア</u>） 冬・深夜 （<u>イ</u>） 夏・昼	（2）想定条件 ア 想定の子節・時間帯 <u>「冬・深夜」、 「夏・昼」、 「冬・夕」を設定</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考																																										
地震 5	(ウ) 冬・夕 イ 対象人口 平成 22 年国勢調査に基づく市町村別人口を基本とする。 静岡市 : 716, 197 人 (葵 区) : 255, 375 人 (駿河区) : 213, 059 人 (清水区) : 247, 763 人 静岡県 : 3, 765, 007 人 ウ 対象建物棟数 平成 24 年 1 月 1 日現在を基準とする。 静岡市 : 234, 201 棟 (葵 区) : 80, 936 棟 (駿河区) : 60, 927 棟 (清水区) : 92, 338 棟 静岡県 : 1, 418, 505 棟	イ 対象人口と対象建物棟数 表 1-3 対象人口と対象建物棟数【静岡県第 4 次地震被害想定 <table><tr><th>地区名</th><th>人口</th><th>棟数</th></tr><tr><td>静岡市</td><td>716, 197 人</td><td>234, 201 棟</td></tr><tr><td>(葵区)</td><td>255, 375 人</td><td>80, 936 棟</td></tr><tr><td>(駿河区)</td><td>213, 059 人</td><td>60, 927 棟</td></tr><tr><td>(清水区)</td><td>247, 763 人</td><td>92, 338 棟</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>3, 765, 007 人</td><td>1, 418, 505 棟</td></tr></table> ※対象人口 平成 22 年国勢調査に基づく市町村別人口を基本とする。 ※対象建物棟数 平成 24 年 1 月 1 日現在を基準とする。	地区名	人口	棟数	静岡市	716, 197 人	234, 201 棟	(葵区)	255, 375 人	80, 936 棟	(駿河区)	213, 059 人	60, 927 棟	(清水区)	247, 763 人	92, 338 棟	静岡県	3, 765, 007 人	1, 418, 505 棟	表による整理 表タイトルの追加																								
地区名	人口	棟数																																											
静岡市	716, 197 人	234, 201 棟																																											
(葵区)	255, 375 人	80, 936 棟																																											
(駿河区)	213, 059 人	60, 927 棟																																											
(清水区)	247, 763 人	92, 338 棟																																											
静岡県	3, 765, 007 人	1, 418, 505 棟																																											
地震 5	(3) 想定結果 ア 表 1-2 震度階級別の面積集計	(3) 想定結果 ア 震度階級別の面積集計 表 1-4 震度階級別の面積集計【静岡県第 4 次地震被害想定】	見出しと表タイトルの仕分け																																										
地震 5	(単位 : <table><tr><th></th><th>震度 7</th><th>震度 6 強</th><th>震度 6 弱</th><th>震度 5 強</th><th>震度 5 弱</th><th>合計</th></tr><tr><th>レベル 2</th><td>51. 4</td><td>501. 2</td><td>549. 9</td><td>187. 9</td><td>119. 9</td><td>1, 410. 3</td></tr><tr><th>葵区</th><td>21. 7</td><td>206. 5</td><td>530. 2</td><td>187. 9</td><td>119. 9</td><td>1, 066.</td></tr></table>		震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	合計	レベル 2	51. 4	501. 2	549. 9	187. 9	119. 9	1, 410. 3	葵区	21. 7	206. 5	530. 2	187. 9	119. 9	1, 066.	(単位 : <table><tr><th></th><th>震度 7</th><th>震度 6 強</th><th>震度 6 弱</th><th>震度 5 強</th><th>震度 5 弱</th><th>合計</th></tr><tr><th>レベル 2</th><td>51. 4</td><td>501. 2</td><td>549. 9</td><td>187. 9</td><td>119. 9</td><td>1, 410. 3</td></tr><tr><th>葵区</th><td>21. 7</td><td>206. 5</td><td>530. 2</td><td>187. 9</td><td>119. 9</td><td>1, 066.</td></tr></table>		震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	合計	レベル 2	51. 4	501. 2	549. 9	187. 9	119. 9	1, 410. 3	葵区	21. 7	206. 5	530. 2	187. 9	119. 9	1, 066.	
	震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	合計																																							
レベル 2	51. 4	501. 2	549. 9	187. 9	119. 9	1, 410. 3																																							
葵区	21. 7	206. 5	530. 2	187. 9	119. 9	1, 066.																																							
	震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	合計																																							
レベル 2	51. 4	501. 2	549. 9	187. 9	119. 9	1, 410. 3																																							
葵区	21. 7	206. 5	530. 2	187. 9	119. 9	1, 066.																																							

令和6年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案							新文書							備考
							2							2	
	駿河区	27.6	46.6	-	-	-	74.2	駿河区	27.6	46.6	-	-	-	74.2	
	清水区	2.1	248.1	19.7	-	-	269.9	清水区	2.1	248.1	19.7	-	-	269.9	
地震 6	※南海トラフ巨大地震：基本ケース イ 表 1－3 液状化危険度別の面積集計							※南海トラフ巨大地震：基本ケース イ 液状化危険度別の面積集計							見出しと表タイトルの仕分け
地震 6	表（略） ウ 表 1－4 物的被害（建物の全壊数）							表 1－5 液状化危険度別の面積集計【静岡県第 4 次地震被害想定】 表（略） ウ 物的被害（建物の全壊数）							
	表（略） ※レベル 1 は 東海・東南海・南海地震の冬・タケース レベル 2 は 南海トラフ巨大地震 地震：基本ケース、津波：ケース①の冬・タケース							表（略） ※【レベル 1】東海・東南海・南海地震：冬・タケース ※【レベル 2】南海トラフ巨大地震：（地震）基本ケース、（津波）ケース①の冬・タケース							見出しと表タイトルの仕分け
	地震 6	エ 表 1－5 人的被害（死者数）							エ 人的被害（死者数）						
		表（略） ※レベル 1 は 東海・東南海・南海地震の冬・タケース、レベル 2 は 南海トラフ巨大地震 地震：基本ケース、津波：ケース①の冬・深夜ケース							表（略） ※【レベル 1】東海・東南海・南海地震：冬・タケース ※【レベル 2】南海トラフ巨大地震：（地震）基本ケース、（津波）ケース①の冬・深夜ケース						
地震 7		オ 表 1－6 避難者数（避難所避難者数及び避難所外避難者数）							オ 避難者数（避難所避難者数及び避難所外避難者数）						
									表 1－8 避難者数（避難所避難者数及び避難所外避難者						

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震8	表（略） ※レベル1 は、東海・東南海・南海地震 レベル2 は、南海トラフ巨大地震 地震：基本ケース、津波：ケース① 第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 （略） 1 市 （1）地震対策計画の作成 （2）地震・津波防災に関する組織の整備 （3）自主防災組織の育成指導、その他住民の地震・津波対策の促進 （4）防災思想の普及 （5）防災訓練の実施 （6）地震・津波防災のための施設等の緊急整備 （7）地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 （8）南海トラフ地震に関連する情報（「南海トラフ地震臨時情報」、「南海トラフ地震関連解説情報」）、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 （9）緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発 （10）避難の指示に関する事項	数）【静岡県第4次地震被害想定】 表（略） ※【レベル1】東海・東南海・南海地震 ※【レベル2】南海トラフ巨大地震：（地震）基本ケース、（津波）ケース① 第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 （略） 1 市 （1）地震対策計画の作成 （2）地震・津波防災に関する組織の整備 （3）自主防災組織の育成指導、その他住民の地震・津波対策の促進 （4）防災思想の普及 （5）防災訓練の実施 （6）地震・津波防災のための施設等の緊急整備 （7）地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 （8）南海トラフ地震に関連する情報（「南海トラフ地震臨時情報」、「南海トラフ地震関連解説情報」）、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 （9）緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 8	(11) 消防、水防その他の応急措置 (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (13) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検 (14) 緊急輸送手段の確保 (15) 食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (16) その他地震・津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置 2 静岡県 (1) 地震対策計画の作成 (2) 地震・津波防災に関する組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震・津波対策の促進 (4) 防災思想の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 地震・津波防災のための施設等の緊急整備 (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備 (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波情報に関する情報の収集、伝達及び広報	(10) 避難の指示に関する事項 (11) 消防、水防その他の応急措置 (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (13) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検 (14) 緊急輸送手段の確保 (15) 食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (16) その他地震・津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置 2 静岡県 (1) 地震対策計画の作成 (2) 地震・津波防災に関する組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震・津波対策の促進 (4) 防災思想の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 地震・津波防災のための施設等の緊急整備 (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備 (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波情報に関する情報の収集、伝達及び広報	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震9	(10) 緊急地震速報意義と受信時に取るべき対応行動の 広報・啓発 (11) 避難の指示に関する事項 (12) 水防その他の応急措置 (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における 県有施設及び設備の整備又は点検 (15) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持 (16) 緊急輸送の確保 (17) 食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等の災害応急対策の準備及び実施 (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整 (19) その他地震・津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置 3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署） (1) 地震関連情報の収集伝達 (2) 危険区域における市民等の避難誘導 (3) 交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通上の措置 (4) 避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備 (5) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会	(10) 緊急地震速報意義と受信時に取るべき対応行動の広報・啓発 (11) 避難の指示に関する事項 (12) 水防その他の応急措置 (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における 県有施設及び設備の整備又は点検 (15) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持 (16) 緊急輸送の確保 (17) 食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等の災害応急対策の準備及び実施 (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整 (19) その他地震・津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置 3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署） (1) 地震関連情報の収集伝達 (2) 危険区域における市民等の避難誘導 (3) 交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通上の措置 (4) 避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備 (5) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震9	会秩序の維持 (6) 行方不明者の搜索、遺体の検視 (7) 関係機関が行う地震防災応急対策及び災害応急対策に対する協力 (8) 警察施設、設備等の点検整備 (9) 南海トラフ地震臨時情報等の広報 (10) 避難状況等に関する情報の収集 4 自衛隊 (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動	秩序の維持 (6) 行方不明者の搜索、遺体の検視 (7) 関係機関が行う地震防災応急対策及び災害応急対策に対する協力 (8) 警察施設、設備等の点検整備 (9) 南海トラフ地震臨時情報等の広報 (10) 避難状況等に関する情報の収集 4 自衛隊 (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動	表による整理
地震9	5 指定地方行政機関 <u>(1)</u> 総務省東海総合通信局 <u>ア</u> 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 <u>イ</u> 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 <u>ウ</u> 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 <u>エ</u> 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 <u>オ</u> 非常通信訓練の計画及びその実施についての指	5 指定地方行政機関 総務省 東海総合通信局 <u>(1)</u> 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 <u>(2)</u> 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 <u>(3)</u> 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 <u>(4)</u> 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	導に関すること <u>カ</u> 非常通信協議会の運営に関すること <u>(2)</u> 財務省東海財務局（静岡財務事務所） <u>ア</u> 災害時における財務金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること <u>イ</u> 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること <u>(3)</u> 農林水産省関東農政局静岡県拠点 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 <u>(4)</u> 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署） <u>ア</u> 事業場に対する地震・津波防災対策の周知指導 <u>イ</u> 事業場の被災状況の把握 <u>(5)</u> 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所） 管轄する河川、海岸、道路又は港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 <u>ア</u> 災害予防 <u>(ア)</u> 所管施設の耐震性の確保 <u>(イイ)</u> 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 <u>(ウ)</u> 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 <u>(エ)</u> 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキ	<u>(5)</u> 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること <u>(6)</u> 非常通信協議会の運営に関すること 財務省 東海財務局 （静岡財務事務所） <u>(1)</u> 災害時における財務金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること <u>(2)</u> 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること 農林水産省 関東農政局 （静岡県拠点） 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 厚生労働省 静岡労働局 （静岡労働基準監督署） <u>(1)</u> 事業場に対する地震・津波防災対策の周知指導 <u>(2)</u> 事業場の被災状況の把握 国土交通省 中部地方整備局 （静岡河川事務所） <u>富士砂防事務所</u> <u>静岡国道事務所</u> <u>清水港湾事</u> 管轄する河川、海岸、道路又は港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 <u>(1)</u> 災害予防 <u>ア</u> 所管施設の耐震性の確保 <u>イ</u> 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 <u>ウ</u> 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	スパート制度の運用（静岡国道事務所・静岡河川事務所） <u>(オ)</u> 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施（清水港湾事務所） <u>(カ)</u> 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 <u>イ</u> 初動対応 <u>(ア)</u> 所管施設の緊急点検の実施 <u>(イ)</u> 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（<u>TEC-FORCE</u>）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 <u>(ウ)</u> 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供 <u>ウ</u> 応急・復旧 <u>(ア)</u> 防災関係機関との連携による応急対策の実施 <u>(イ)</u> 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保（静岡国道事務所）	務所） 国土交通省 関東地方整備局（甲府河川国道事務所） <u>エ</u> 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用（静岡国道事務所・静岡河川事務所） <u>オ</u> 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施（清水港湾事務所） <u>カ</u> 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 <u>(2)</u> 初動対応 <u>ア</u> 所管施設の緊急点検の実施 <u>イ</u> 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（<u>TEC-FORCE</u>）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 <u>ウ</u> 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(ウ)</u> 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業実施（清水港湾事務所） <u>(エ)</u> 緊急用河川敷道路の開放等による緊急輸送道路の確保（静岡河川事務所） <u>(オ)</u> 海上の流出油災害に対する防除等の措置（清水港湾事務所） <u>(カ)</u> 自治体の要請による災害対策用建設機械等の貸付 <u>(キ)</u> 所管施設の緊急点検の実施 <u>(6)</u> 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） <u>ア</u> 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 <u>イ</u> 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶調達のあつせん、特定航路への就航勧奨 <u>ウ</u> 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 <u>エ</u> 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保 <u>オ</u> 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者<u>もしくは</u>港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 <u>カ</u> 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 <u>キ</u> 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導	<u>(3)</u> 応急・復旧 <u>ア</u> 防災関係機関との連携による応急対策の実施 <u>イ</u> 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保（静岡国道事務所） <u>ウ</u> 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業実施（清水港湾事務所） <u>エ</u> 緊急用河川敷道路の開放等による緊急輸送道路の確保（静岡河川事務所） <u>オ</u> 海上の流出油災害に対する防除等の措置（清水港湾事務所） <u>カ</u> 自治体の要請による災害対策用建設機械等の貸付け <u>キ</u> 所管施設の緊急点検の実施 国土交通省 中部運輸局 （静岡運輸支局） <u>(1)</u> 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 <u>(2)</u> 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶調達のあつせん、特定航路への就航勧奨 <u>(3)</u> 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 <u>(4)</u> 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>ク</u> 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 <u>ケ</u> 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 <u>コ</u> 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（<u>TEC-FORCE</u>）を派遣する。 <u>(7)</u> 国土地理院中部地方測量部 <u>ア</u> 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 <u>イ</u> 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 <u>ウ</u> 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 <u>エ</u> 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。 <u>(8)</u> 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） <u>ア</u> 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと <u>イ</u> 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報	絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保 <u>(5)</u> 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者<u>若しくは</u>港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 <u>(6)</u> 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 <u>(7)</u> 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 <u>(8)</u> 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 <u>(9)</u> 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 <u>(10)</u> 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（<u>TEC-FORCE</u>）を派遣する。 国土地理院 中部地方測量部 <u>(1)</u> 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 <u>(2)</u> 災害予防、災害応急対策及び災害復	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通知並びに解説 <u>ウ</u> 地震<u>予知のための</u>観測施設・津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 <u>エ</u> <u>地震予知及び</u>地震・津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 <u>オ</u> 異常現象に関する情報が市町村長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること <u>(9)</u> 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部） <u>ア</u> 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 <u>イ</u> 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報、津波に関連する情報等の情報伝達 <u>ウ</u> 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 <u>エ</u> 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 <u>オ</u> 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置 <u>(10)</u> 環境省 関東地方環境事務所、<u>環境省</u> 中部地方環境事務所 <u>ア</u> 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 <u>イ</u> 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄	旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 <u>(3)</u> 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 <u>(4)</u> 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。 気象庁 東京管区气象台 （静岡地方气象台） <u>(1)</u> 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと <u>(2)</u> 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通知並びに解説 <u>(3)</u> 地震観測施設・津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 <u>(4)</u> 地震・津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 <u>(5)</u> 異常現象に関する情報が市町村長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること 海上保安庁 第三管区 <u>(1)</u> 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報に係る情報の伝達、船舶の	県計画の修正に伴う修正

現行頁	目次再編案	新文書		備考
地震 12	物の発生量の情報収集 <u>ウ</u> 行政機関等との連絡調整、 <u>被災状況</u> ・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	海上保安本部 （清水海上保安部）	ふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 <u>(2)</u> 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報、津波に関連する情報等の情報伝達 <u>(3)</u> 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 <u>(4)</u> 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 <u>(5)</u> 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置	県計画の修正に伴う修正 表による整理
	6 指定公共機関 <u>(1)</u> 日本郵便株式会社（静岡中央郵便局） 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。	環境省 関東地方環境事務所 環境省 中部地方環境事務所	<u>(1)</u> 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 <u>(2)</u> 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 <u>(3)</u> 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	
		6 指定公共機関 日本郵便株式会社 （静岡中央郵便局）	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時に	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	ア 郵便事業の運営に関する事 イ 施設等の被災防止に関する事 ウ 利用者の避難誘導に関する事 エ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること (2) 日本赤十字社（静岡県支部） ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関する事 イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項 (3) 日本放送協会（静岡放送局） ア 地震・津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震・津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報・津波に関する情報等の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設並びに設備の災害予防のため、防災施設及び設備の整備をすすめること (4) 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・	においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。 (1) 郵便事業の運営に関する事 (2) 施設等の被災防止に関する事 (3) 利用者の避難誘導に関する事 (4) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること 日本赤十字社（静岡県支部） (1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関する事 (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項 日本放送協会（静岡放送局） (1) 地震・津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震・津波防災に関する認識の向上 (2) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報・津波に関する情報等の正確迅速な提供に努めること (3) 地方公共団体等の要請に基づき、予	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	浜松保全・サービスセンター) <u>ア</u> 交通対策に関すること <u>イ</u> 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること <u>(5)</u> 東海旅客鉄道株式会社、<u>日本貨物鉄道株式会社</u> <u>ア</u> 南海トラフ地震臨時情報、地震情報・津波警報等の伝達 <u>イ</u> 列車の運転規制措置 <u>ウ</u> 旅客の避難、救護 <u>エ</u> 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 <u>オ</u> 地震・津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 <u>カ</u> 施設等の整備 <u>(6)</u> 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、<u>株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）</u> <u>ア</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 <u>イ</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況の広報 <u>ウ</u> 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配 <u>(7)</u> 岩谷産業株式会社、<u>アストモスエネルギー株式会社</u>、<u>株式会社ジャパングスエナジー</u>、<u>ENEOSグループ株式会社</u>、<u>ジクシス株式会社</u> LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基	報、警報、警告等の放送を行うこと <u>(4)</u> 放送施設並びに設備の災害予防のため、防災施設及び設備の整備をすすめること 中日本高速道路株式会社 （東京支社 富士・静岡・浜松保全・サービスセンター） <u>(1)</u> 交通対策に関すること <u>(2)</u> 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること 東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 <u>(1)</u> 南海トラフ地震臨時情報、地震情報・津波警報等の伝達 <u>(2)</u> 列車の運転規制措置 <u>(3)</u> 旅客の避難、救護 <u>(4)</u> 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 <u>(5)</u> 地震・津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 <u>(6)</u> 施設等の整備 西日本電信電話株式会社 （静岡支店） 株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店） <u>(1)</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 <u>(2)</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況の広報 <u>(3)</u> 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配	

令和6年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	地、2次基地から充填所へのLPガスの配送 (8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保 (9) 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡支社） ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧資機材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施 (10) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 重要な通信を確保するために必要な措置の実施 (11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力 (12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー E N E O S グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送	
		日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	
		中部電力パワーグリッド株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		（静岡支社） (2) 復旧資機材等の整備 (3) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	
		K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	
		一般社団法人 日本建設業連合会中部支部 一般社団法人 全国中小建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
		株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン (1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 13	7 指定地方公共機関 <u>(1)</u> 土地改良区（静岡市内土地改良区） <u>ア</u> 災害予防 所管施設の耐震性の確保 <u>イ</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 <u>ウ</u> 応急・復旧 <u>(ア)</u> 関係機関との連携による応急対策の実施 <u>(イ)</u> 所管施設の緊急点検 <u>(ウ)</u> 農業用水及び非常用用水の確保 <u>(2)</u> 静岡ガス株式会社（静岡支社、<u>東部支社</u>） <u>ア</u> 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 <u>イ</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時・災害時におけるガス供給の確保 <u>ウ</u> 施設設備の耐震予防対策の実施 <u>エ</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時・災害時における防災広報、施設の点検等災害予防措置 <u>(3)</u> 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部） <u>ア</u> 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 <u>イ</u> 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予	株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 7 指定地方公共機関 土地改良区 （静岡市内土地改良区） <u>(1)</u> 災害予防 所管施設の耐震性の確保 <u>(2)</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 <u>(3)</u> 応急・復旧 <u>ア</u> 関係機関との連携による応急対策の実施 <u>イ</u> 所管施設の緊急点検 <u>ウ</u> 農業用水及び非常用用水の確保 静岡ガス株式会社 （静岡支社、<u>東部支社</u>） <u>(1)</u> 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 <u>(2)</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時・災害時におけるガス供給の確保 <u>(3)</u> 施設設備の耐震予防対策の実施 <u>(4)</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時・災害時における防災広報、施設の点検等災害予防措置	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	防対策の実施 <u>ウ</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 <u>エ</u> 燃料の確保に関する協力 <u>オ</u> 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧 <u>(4)</u> 静岡鉄道株式会社 ア 南海トラフ地震臨時情報、津波警報等津波に関する情報等の伝達 <u>イ</u> 列車の運転規制措置 <u>ウ</u> 旅客の避難、救護 <u>エ</u> 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報 <u>(5)</u> 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会 防災関係機関の要請に基づく協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保 <u>(6)</u> 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず） <u>ア</u> 地震・津波防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 <u>イ</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時にお	一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部） <u>(1)</u> 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 <u>(2)</u> 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 <u>(3)</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 <u>(4)</u> 燃料の確保に関する協力 <u>(5)</u> 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧 静岡鉄道株式会社 <u>(1)</u> 南海トラフ地震臨時情報、津波警報等津波に関する情報等の伝達 <u>(2)</u> 列車の運転規制措置 <u>(3)</u> 旅客の避難、救護 <u>(4)</u> 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報 一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会 防災関係機関の要請に基づく協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保	

現行頁	目次再編案	新文書	備考	
	いて特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他地震に関する情報、津波警報等津波に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること <u>ウ</u> 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備 <u>(7)</u> 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市静岡医師会、<u>一般社団法人静岡市清水医師会</u>、<u>一般社団法人庵原医師会</u>）、<u>一般社団法人静岡県歯科医師会</u>（<u>一般社団法人静岡市静岡歯科医師会</u>、<u>一般社団法人静岡市清水歯科医師会</u>）、<u>公益社団法人静岡県看護協会</u>（<u>公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部</u>）、<u>公益社団法人静岡県病院協会</u>、<u>公益社団法人静岡県薬剤師会</u>（<u>一般社団法人静岡市薬剤師会</u>、<u>清水薬剤師会</u>） <u>ア</u> 医療救護施設等における医療救護活動の実施 <u>イ</u> 検案（<u>公益社団法人静岡県看護協会</u>（<u>公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部</u>）、<u>公益社団法人静岡県薬剤師会</u>（<u>一般社団法人静岡市静岡薬剤師会</u>、<u>清水薬剤師会</u>）及び<u>公益社団法人静岡県病院協会</u>を除く。） <u>ウ</u> 災害時の口腔ケアの実施（<u>一般社団法人静岡県歯科医師会</u>（<u>一般社団法人静岡市静岡歯科医師会</u>、<u>一般社団法人静岡市清水歯科医師会</u>）） <u>(8)</u> 一般社団法人静岡県警備業協会 災害時の道路交差点での交通整理支援	民間放送機関 （静岡放送株式会社） <u>（株式会社テレビ静岡）</u> <u>（株式会社静岡朝日テレビ）</u> <u>（株式会社静岡第一テレビ）</u> <u>（株式会社トコちゃんねる静岡）</u> <u>（静岡エフエム放送株式会社）</u> <u>（株式会社シェイエフエム静岡）</u> <u>（株式会社エフエムしみず）</u> 一般社団法人静岡県医師会 （一般社団法人静岡市静岡医師会） <u>（一般社団法人静岡市清水医師会）</u>	<u>(1)</u> 地震・津波防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 <u>(2)</u> 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他地震に関する情報、津波警報等津波に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること <u>(3)</u> 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備 <u>(1)</u> 医療救護施設等における医療救護活動の実施 <u>(2)</u> 検案（<u>公益社団法人静岡県看護協会</u>（<u>公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部</u>）、<u>公益社団法人静岡県薬剤師会</u>（<u>一般社団法人静岡市静岡薬剤師会</u>、<u>清水薬剤師会</u>）及び<u>公益社団法人</u>	

令和6年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(9)</u> 公益社団法人静岡県栄養士会 <u>ア</u> 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 <u>イ</u> 避難所における健康相談に関する協力 <u>(10)</u> 一般社団法人静岡県建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	会) <u>(一般社団法人庵原医師会)</u> 一般社団法人静岡県歯科医師会 (一般社団法人静岡市静岡歯科医師会) <u>(一般社団法人静岡市清水歯科医師会)</u> 公益社団法人静岡県看護協会 (公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部) 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 (一般社団法人静岡市薬剤師	静岡県病院協会を除く。) <u>(3)</u> 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会））

現行頁	目次再編案	新文書		備考
地震 15	8 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者 (1) 地震防災訓練 (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 (3) 従業員等に対する防災教育及び広報 (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 (5) 防災組織の整備 (6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達 (7) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置	会) (清水薬剤師会)		表による整理
		一般社団法人 静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援	
		公益社団法人 静岡県栄養士会	(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力	
		一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
		8 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者 (1) 地震防災訓練 (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 (3) 従業員等に対する防災教育及び広報 (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 (5) 防災組織の整備 (6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達 (7) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置 (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 15	(9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 (10) 上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は、次のとおりである。 ア 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知 イ 津波警報等の収集及び伝達 ウ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市が行う防災活動に協力するものとする。 (1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体 (2) 静岡市内建設業協会、静岡市内大工建築業協同組合、静岡市内電気設備協力会、静岡県建築士会、赤帽静岡県軽自動車運送協同組合、全国霊柩自動車協会、全日本冠婚葬祭互助協会、静岡市上下水道局指定工事店協同組合、清水管工事システム協同組合、日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会、静岡県環境施設メンテナンス協同組合 (3) 青年団、男女共同参画団体等の地域団体 (4) 町内会、自治会等の自主防災組織	誘導 (10) 上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は、次のとおりである。 ア 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知 イ 津波警報等の収集及び伝達 ウ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市が行う防災活動に協力するものとする。 (1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体 (2) 静岡市内建設業協会、静岡市内大工建築業協同組合、静岡市内電気設備協力会、静岡県建築士会、赤帽静岡県軽自動車運送協同組合、全国霊柩自動車協会、全日本冠婚葬祭互助協会、静岡市上下水道局指定工事店協同組合、清水管工事システム協同組合、日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会、静岡県環境施設メンテナンス協同組合 (3) 青年団、男女共同参画団体等の地域団体 (4) 町内会、自治会等の自主防災組織 (5) 静岡市ボランティア団体連絡協議会、静岡市防災ア	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 16	(5) 静岡市ボランティア団体連絡協議会、静岡市防災アマチュア無線、静岡市清水アマチュア無線非常通信協力会、災害ボランティアコーディネーター等のボランティア関係団体 (6) その他公共的な活動を営むもの	マチュア無線、静岡市清水アマチュア無線非常通信協力会、災害ボランティアコーディネーター等のボランティア関係団体 (6) その他公共的な活動を営むもの	
地震 16	第2章 平常時対策	第2章 平常時対策	
地震 16	(略) 第1節 防災思想の普及 [危機、市民、観光、区、教育]	(略) 第1節 防災思想の普及 [危機、市民、観光、区、教育]	
地震 16	(略) 1 市職員に対する教育 <u>(1)</u> 市長は、災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対して教育を行う。 <u>(2)</u> 市長は、職員が地区担当職員として、地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。<u>また、</u>市は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。 <u>また、</u>啓発内容については、おおむね県の例による<u>ものとする</u>。	1 市職員に対する教育 <u>・</u>市長は、災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対して教育を行う。 <u>・</u>市長は、職員が地区担当職員として、地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。 <u>・</u>市は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。 <u>・</u>啓発内容については、おおむね県の例による。	
地震 16	<u>(3)</u> 市職員に対する教育	<u>(1)</u> 市職員に対する教育	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 17	ア～ウ （略） エ 「<u>静岡市</u>地域防災計画地震対策編」の内容と市が実施している地震等の防災対策 オ～サ （略） 各課、事務所等においては、上記事項について、所属職員に対し十分に周知を図る<u>ものとする</u>。 また、各課等は所管事項に関する地震防災対策について、危機管理局と協力して、それぞれが定めるところにより所属職員に対して教育を行う<u>ものとする</u>。 上記のほか、市教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行う<u>ものとする</u>。 2 生徒等に対する教育 市教育委員会は、公立学校等に対し、児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。特に、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める<u>ものとする</u>。 <u>また</u>、市は県と協力して私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する<u>ものとする</u>。 (1) （略） (2) 学校及び地域の防災課題を踏まえた、地域の安全を支える人づくりと安全な学校づくりの推進を図	ア～ウ （略） エ 「<u>地域防災計画</u>__地震対策編」の内容と市が実施している地震等の防災対策 オ～サ （略） <u>(2) 所属職員への周知及び教育</u> 各課、事務所等においては、上記事項について、所属職員に対し十分に周知を図る。 また、各課等は所管事項に関する地震防災対策について、危機管理局と協力して、それぞれが定めるところにより所属職員に対して教育を行う。 <u>(3) 教育委員会による教育</u> 上記のほか、市教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。 2 生徒等に対する教育 <u>・</u>市教育委員会は、公立学校等に対し、児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。特に、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。 <u>・</u>市は県と協力して私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。 (1) （略） (2) <u>地域の安全を支える人づくりと学校防災の推進</u> 学校及び地域の防災課題を踏まえた、地域の安全	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 17	る。 (3) 中学生及び高校生を中心に応急救護の実践的技能の習得の徹底を図る。 3 (略) 4 市民に対する防災思想の普及 地域住民に対する防災思想の普及は、自主防災組織を通じて実践的な内容を主体として行うことを基本とし、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。<u>この際、</u>高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める<u>とともに、性の多様性の観点から、被災時の性別等の違いによるニーズ等に</u>配慮するよう努める<u>ものとする。</u> 特に3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月は「地震防災強化月間」となっていることから、それぞれ津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。	を支える人づくりと安全な学校づくりの推進を図る。 (3) <u>中高生を対象とした応急救護技能の取得</u> 中学生及び高校生を中心に応急救護の実践的技能の習得の徹底を図る。 3 (略) 4 市民に対する防災思想の普及 ・地域住民に対する防災思想の普及は、自主防災組織を通じて実践的な内容を主体として行うことを基本とし、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 ・高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の<u>男女の</u>ニーズの<u>違い等男女双方の視点に十分</u>配慮するよう努める<u>とともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。</u> ・<u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに</u>配慮するよう努める。 ・特に3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月は「地震防災強化月間」となっていることから、それぞれ津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」

現行頁	目次再編案	新文書	備考						
地震 17	市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わり のなかで防災に関する教育の普及促進を図る<u>ものとする</u>。 (1) 啓発事項 ア～ソ (略) タ 要配慮者及び男女双方の視点への配慮 チ～テ (略) (2)～(4) (略) (5) 各種団体を通じての啓発 市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の 提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて地震防災 思想の普及に努める。これによって、それぞれの団 体の構成員である民間事務所等の組織内部における 防災知識の普及を促進させる<u>ものとする</u>。 (6) (略) (7) 相談窓口 市は、それぞれの機関において、所管する事項に ついて市民の地震対策の相談に積極的に応ずる<u>もの とする</u>。 なお、総括的な事項及び訓練、建築に関する事項 の相談窓口は、次のとおりである。	<u>・市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わり のなかで防災に関する教育の普及促進を図る。</u> (1) 啓発事項 ア～ソ (略) タ 要配慮者及び男女双方の視点<u>並びに家庭動物の 飼養の有無によるニーズの違い</u>への配慮 チ～テ (略) (2)～(4) (略) (5) 各種団体を通じての啓発 市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の 提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて地震防災 思想の普及に努める。これによって、それぞれの団 体の構成員である民間事務所等の組織内部における 防災知識の普及を促進させる。 (6) (略) (7) 相談窓口 市は、それぞれの機関において、所管する事項に ついて市民の地震対策の相談に積極的に応ずる。 なお、総括的な事項及び訓練、建築に関する事項 の相談窓口は、次のとおりである。	防災基本計画・県計 画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島 地震を踏まえた修 正」						
地震 19	<u>ア</u> 危機管理局、各区役所地域総務課 総括的な 事項 <u>イ</u> 消防局及び消防署 消火・救出・救助など訓練 に関する事項	<table><tr><th>担当</th><th>相談内容</th></tr><tr><td>危機管理局、各区 役所地域総務課</td><td>総括的な事項</td></tr><tr><td>消防局及び消防署</td><td>消火・救出・救助など訓練に関する事項</td></tr></table>	担当	相談内容	危機管理局、各区 役所地域総務課	総括的な事項	消防局及び消防署	消火・救出・救助など訓練に関する事項	表による整理
担当	相談内容								
危機管理局、各区 役所地域総務課	総括的な事項								
消防局及び消防署	消火・救出・救助など訓練に関する事項								

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 19 地震 20	立 建築指導課 建築物に関する事項 5～7 (略) 第2節 自主防災活動 [危機、区、消防] 地震による災害から、市民の生命、身体、財産を保護するためには、市をはじめ、防災関係機関が総力をあげて対応することが必要である。しかし、同時に住民一人ひとりが地震についての十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより防災対応を体得し、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。 特に、大規模な地震に対しては、地域住民が相互に協力し、消防団等と連携して、地域の特性や危険性を理解した上で、組織的に活動することが重要である。 また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。 このため、市民が自主防災活動に参加し、的確な活動ができるよう、その基準を示すものである。 (略)	建築指導課 建築物に関する事項 5～7 (略) 第2節 自主防災活動 [危機、市民、区、消防] ・地震による災害から、市民の生命、身体、財産を保護するためには、市をはじめ、防災関係機関が総力をあげて対応することが必要である。しかし、同時に住民一人ひとりが地震についての十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより防災対応を体得し、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。 ・特に、大規模な地震に対しては、地域住民が相互に協力し、消防団等と連携して、地域の特性や危険性を理解した上で、組織的に活動することが重要である。また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。 ・市民が自主防災活動に参加し、的確な活動ができるよう、その基準を示すものである。 (略)	担当部局の修正
地震 21	2 地域における自主防災組織の果たすべき役割 (略) (1)～(6) (略) (7) 防災訓練の実施 (略)	2 地域における自主防災組織の果たすべき役割 (略) (1)～(6) (略) (7) 防災訓練の実施 (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 23	ア 情報の収集伝達訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出、救護訓練 オ 炊出し訓練 (8)～(10) (略) 3 事業所等の果たすべき役割 <u>(1) 事業所等の自主的な防災活動</u> <u>事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を確保し、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。また、被災住民の救出等を地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。</u> <u>このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織等と連携をとり、事業所及び関係地域の安全確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所においては、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用等するよう努める。</u> <u>事業所等における自主的な防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。</u> <u>ア 防災訓練</u>	ア 情報の収集伝達訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出、救護訓練 オ 炊~~き~~出し訓練 (8)～(10) (略) 3 事業所等の果たすべき役割 <u>（▼共通対策編 第2章 第17節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 23	イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集及び伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出、応急救護等 キ 地域の自主防災組織と積極的に連携した防災活動への協力 ク 飲料水、食料、携帯トイレ等、生活必需品等の災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保 ケ 施設及び設備の耐震性の確保 コ 予想被害からの復旧計画策定 サ 各計画の点検・見直し (2) 事業所の防災力向上の促進 市は、県と連携して事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 また、県が作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」を紹介するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所の支援に努める。 4 自主防災組織への支援等 市は県と協力し、全ての自主防災組織が災害時に一定水準以上の災害対応力が発揮できるよう、地域住民の自主防災活動への参加を促す。また、市は、自主防災組織の体制強化を図るため、必要な支援を実施するとともに、自主防災組織と連携・協力する。	4 自主防災組織への支援等 （▼共通対策編 第2章 第16節「自主防災組織の体制強化」に準ずる。）	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(1) 自主防災組織づくりの推進</u> 市は、県と連携して、地域住民と地震対策について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域に合った自主防災組織づくりを推進する。 <u>(2) 防災意識の啓発</u> 市は、自主防災組織に対し手引書などを作成・配布するとともに、講演会などを活用し防災意識を啓発する。 <u>(3) 組織の体制強化</u> 市は、自主防災組織の体制強化が図られるよう、自主防災組織に防災訓練等の実施を呼びかけるとともに、地域住民が積極的に自主防災活動に参加するよう必要な支援を実施する。 <u>(4) 自主防災に関する意識の高揚</u> 市は、自主防災組織が防災活動に関する意識を高めるため、定期的に研修会や講座等を開催する。 <u>(5) 地域防災指導員制度</u> 自主防災組織の活性化を図るため、各地区連合自治会長、各学（地）区連合町内会長から選任された地域防災指導員を配備する。また、市は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため、地域防災指導員に対する研修会を定期的に開催するとともに、関係団体が主催する研修会への参加などを促すものとする。 地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化を図るた		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>め、以下の活動を行うものとする。</u> <u>ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</u> <u>イ 個別指導等による、きめ細かな自主防災活動の指導</u> <u>ウ 県又は市の施策の広報や推進及び普及協力</u> <u>エ 県又は市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集及び伝達</u> <u>オ 自主防災組織会長等の補佐及び支援</u> <u>（６） 防災技能者講座の開催</u> <u>防災知識の高揚と防災技術の習得により、地域防災力の向上を図るため、静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱に基づき、地域の防災リーダーを養成する防災技能者講座を開催する。</u> <u>◇静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱（資料編１－１７）</u> <u>（７） 自主防災組織への助成</u> <u>自主防災組織の防災力向上を目的として、自主防災会を対象に、次の各号にあげる防災資機材購入等に係る補助金を交付する。</u> <u>ア 防災倉庫設置費補助</u> <u>◇静岡市自主防災組織防災倉庫設置費補助金交付要綱（資料編１－１０）</u> <u>イ 防災倉庫用地借地料補助</u> <u>◇静岡市自主防災組織防災倉庫用地借地料補助金交付要綱（資料編１－１１）</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 25	<u>ウ 防災用資機材購入費補助</u> <u>◇静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱（資料編1-12）</u> <u>エ 可搬消防ポンプ等購入補助</u> <u>◇静岡市自主防災組織可搬消防ポンプ等購入費補助金交付要綱（資料編1-13）</u> <u>オ 避難路等整備事業費補助</u> <u>◇静岡市自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付要綱（資料編1-14）</u> <u>（8） 自主防災組織との連携・協力</u> <u>市は、平時から自主防災組織等が開催する研修会や会議の機会などを通じて、災害時の連絡体制や避難所・救護所の運営方法等を確認することで、自主防災組織との連携・協力体制を構築する。</u> <u>また、災害時において、自主防災組織と必要な被害情報、避難情報、支援情報が速やかに共有できるよう、情報連絡体制を整備するとともに、地域活動を依頼する際は極力負担を軽減するよう努めるものとする。</u> <u>（9） 自主防災組織と消防団との連携</u> <u>災害時に自主防災組織と消防団が連携した災害活動ができるよう、平時から合同で訓練を実施するなど、組織間の連携や人的な交流等を積極的に行うことで、地域防災力の向上を図るものとする。</u> 第3節 地震防災訓練の実施 <u>[危機、区、消防]</u>	第3節 地震防災訓練の実施	担当部局の削除

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 25	南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。 市民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際、秩序を維持しつつ適切な地震防災応急対策を実施するには、平素から、これらに対処する訓練を積み重ね、体験による理解をしなければならない。 <u>なお</u>、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の性の多様性の観点から、性別等の違いによるニーズ等に配慮するよう努める<u>ものとする</u>。 1 訓練の内容と実施方法 市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。 訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮し、また夜間、休日等の訓練も併せて実施する<u>ものとする</u>。 <u>なお</u>、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う<u>ものとする</u>。 (1) (略) (2) 個別防災訓練 (略)	南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。 ・市民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際、秩序を維持しつつ適切な地震防災応急対策を実施するには、平素から、これらに対処する訓練を積み重ね、体験による理解をしなければならない。 ・高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の性の多様性の観点から、性別等の違いによるニーズ等に配慮するよう努める。 1 訓練の内容と実施方法 ・市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。 ・訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮し、また夜間、休日等の訓練も併せて実施する。 ・訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。 (1) (略) (2) 個別防災訓練 (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 28	エ オフロードバイク隊の訓練 (略) (ア)、(イ) (略) (ウ) 情報収集・伝達（無線取扱<u>い</u>訓練含む。）訓練 (エ) (略) (オ) 資機材取<u>り</u>扱<u>い</u>訓練 (カ) (略) ◇静岡市<u>オフロードバイク隊</u>運営要領（資料編1－9） (3)～(6) (略) (7) 図上訓練 災害対応能力の総点検並びに防災関係機関等との連携強化を目的に、図上訓練を実施し、災害対策の見直しに資する<u>ものとする</u>。 (略) 第4節 地震・津波災害予防対策の推進 [危機、総務、財政、市民、区、観光、環境、福祉、衛生、保健所、病院、子ども、農水、建築、建設、水道、教育] 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する<u>ものとする</u>。 津波災害対策の検討においては、県と共同して二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。	エ オフロードバイク隊の訓練 (略) (ア)、(イ) (略) (ウ) 情報収集・伝達（無線取扱訓練含む。）訓練 (エ) (略) (オ) 資機材取扱訓練 (カ) (略) ◇<u>資料編1－9</u>：静岡市オフロードバイク隊運営要領 (3)～(6) (略) (7) 図上訓練 災害対応能力の総点検並びに防災関係機関等との連携強化を目的に、図上訓練を実施し、災害対策の見直しに資する。 (略) 第4節 地震・津波災害予防対策の推進 [危機、総務、<u>総政</u>、財政、市民、区、観光、環境、福祉、衛生、保健所、病院、子ども、農水、<u>都市</u>、建築、建設、<u>消防</u>、水道、<u>下水</u>、教育] 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。 <u>・津波災害対策の検討においては、県と共同して二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。</u>	担当部局の修正

令和6年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 28	・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策 ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備	○最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策 ○比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備	表による整理
地震 28	地震・津波による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、避難地、避難路の設定、被災後の生活を確保するための措置等、平常時における予防対策を定める。 市は、国の地震防災戦略及び、静岡県が令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」と整合を図りつつ、本市における地震・津波対策の具体的な施策をまとめた「静岡市地震・津波アクションプログラム」に基づき、県と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。 <u>また、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うほか、災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。</u>	・地震・津波による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、避難地、避難路の設定、被災後の生活を確保するための措置等、平常時における予防対策を定める。 ・市は、国の地震防災戦略及び、静岡県が令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」と整合を図りつつ、本市における地震・津波対策の具体的な施策をまとめた「静岡市地震・津波アクションプログラム」に基づき、県と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。 ・訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うほか、災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努める。	
地震 29	1 緊急消防援助隊の受援体制 <u>市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。</u>	1 緊急消防援助隊の受援体制 <u>（▼共通対策編 第2章 第9節 火災予防計画 1 消防体制の整備「（6）緊急消防援助隊の受援体制」に準ずる。）</u>	
地震 29	2 消防用施設の整備 市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消	2 消防用施設の整備 市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消	

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
地震 29	防活動の拠点となる以下の施設の整備に努める<u>ものとする</u>。 (略) 3 火災の予防対策 大規模な地震の発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に拡大する可能性があるところから、南海トラフ地震臨時情報発表時にはもちろんのこと、日頃から火気その他出火危険のある物の取<u>り</u>扱いについて、管理状況等を整備し、応急対策を円滑に講ずる体制を確保する必要がある。 このため市、防災関係機関、事業所等の管理者及び住民が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。	防活動の拠点となる以下の施設の整備に努める。 (略) 3 火災の予防対策 大規模な地震の発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に拡大する可能性があるところから、南海トラフ地震臨時情報発表時にはもちろんのこと、日頃から火気その他出火危険のある物の取扱いについて、管理状況等を整備し、応急対策を円滑に講ずる体制を確保する必要がある。 このため市、防災関係機関、事業所等の管理者及び住民が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。									
地震 29	(1) 一般家庭等における対策 ア 燃料を使用する器具の対策 <u>(ア)</u> 石油ストーブ・・・静岡市火災予防条例（平成 15 年条例第 286 号）第 26 条による感震遮断装置付を使用する。 <u>(イ)</u> LP ガス・・・容器の転倒防止策を講ずるとともにガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。 <u>(ウ)</u> 都市ガス・・・ガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。 <u>(エ)</u> 石油バーナー・・・燃料タンクは転倒防止のため固定し、長時間使用しない場合は元栓を	(1) 一般家庭等における対策 ア 燃料を使用する器具の対策 <table><tr><td>石油ストーブ</td><td>静岡市火災予防条例（平成 15 年条例第 286 号）第 26 条による感震遮断装置付を使用する。</td></tr><tr><td>LP ガス</td><td>容器の転倒防止策を講ずるとともにガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。</td></tr><tr><td>都市ガス</td><td>ガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。</td></tr><tr><td>石油バーナー</td><td>燃料タンクは転倒防止のため固定し、長時間使用しない場合は元栓を閉止する。</td></tr></table>	石油ストーブ	静岡市火災予防条例（平成 15 年条例第 286 号）第 26 条による感震遮断装置付を使用する。	LP ガス	容器の転倒防止策を講ずるとともにガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。	都市ガス	ガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。	石油バーナー	燃料タンクは転倒防止のため固定し、長時間使用しない場合は元栓を閉止する。	表による整理
石油ストーブ	静岡市火災予防条例（平成 15 年条例第 286 号）第 26 条による感震遮断装置付を使用する。										
LP ガス	容器の転倒防止策を講ずるとともにガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。										
都市ガス	ガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。										
石油バーナー	燃料タンクは転倒防止のため固定し、長時間使用しない場合は元栓を閉止する。										

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 30	閉止する。 イ （略） ウ 不燃化対策 火気を取扱う器具の周囲は不燃化に努め、付近の可燃物を整理整頓し、特に火気の直上にある可燃性物品を除去する。 エ～オ （略） （2）～（3） （略） （4） 高圧ガス（LPガスを含む。）施設における対策 高圧ガス貯槽等及びその付帯設備について耐震性を検討し、必要な補強等をすすめるとともに、緊急遮断弁の感震装置の付設につとめ、ガス漏洩による災害の発生の防止につとめる。 （略） （5） （略） （6） その他施設の対策 ア 不特定多数の者を収容する施設について 劇場、百貨店、雑居ビル、地下街、旅館等の不特定多数の人を収容する施設における出火防止対策について、研修会等を開催し、立入り検査によって個別指導を実施する。 イ、ウ （略）	イ （略） ウ 不燃化対策 火気を取扱う器具の周囲は不燃化に努め、付近の可燃物を整理整頓し、特に火気の直上にある可燃性物品を除去する。 エ～オ （略） <u>カ 防災関連設備等</u> <u>住民等に対して消火器、ガスのマイコンメータ</u> <u>一、感震ブレーカー等の普及に努める。</u> （2）～（3） （略） （4） 高圧ガス（LPガスを含む。）施設における対策 高圧ガス貯槽等及びその付帯設備について耐震性を検討し、必要な補強等をすすめるとともに、緊急遮断弁の感震装置の付設につとめ、ガス漏えいによる災害の発生の防止につとめる。 （略） （5） （略） （6） その他施設の対策 ア 不特定多数の者を収容する施設について 劇場、百貨店、雑居ビル、地下街、旅館等の不特定多数の人を収容する施設における出火防止対策について、研修会等を開催し、立入り検査によって個別指導を実施する。 イ、ウ （略）	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 31	4 建築物等の耐震対策 (1) (略) (2) 市が行う耐震対策 市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 ア (略) イ <u>自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会</u> 等を実施する。 ウ～オ (略) (3) 公共建築物の耐震化 市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める<u>ものとする</u>。 (4)～(9) (略) 5 (略)	4 建築物等の耐震対策 (1) (略) (2) 市が行う耐震対策 市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 ア (略) イ <u>建築関係団体と連携して耐震補強工事の希望者に対し窓口相談会</u>等を実施する。 ウ～オ (略) (3) 公共建築物の耐震化 市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。 (4)～(9) (略) 5 (略)	市の取組に準じた修正
地震 33	6 危険箇所における災害の予防対策 (略) (1) (略) (2) (略) ◇急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表 <u>(資料編7-1)</u> ◇国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表 <u>(資料編7-1)</u> ◇危険箇所整備表 <u>(資料編7-1)</u> ◇急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表 <u>(資料編7-2)</u>	6 危険箇所における災害の予防対策 (略) (1) (略) (2) (略) ◇<u>資料編7-1</u>：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表 ◇<u>資料編7-1</u>：国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表 ◇<u>資料編7-1</u>：危険箇所整備表 ◇<u>資料編7-2</u>：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 35	◇地すべり防止区域指定一覧表 （資料編 7－3） ◇土砂災害（特別）警戒区域一覧 （資料編 7－5） （3）～（6） （略） （7） 大規模盛土造成地対策の推進 地震時に滑動崩落の<u>恐れ</u>がある大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地マップを公表するとともに、宅地の安全性を把握し、住民への周知等を行う。 7 （略） 8 危険地区における災害の予防 市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める<u>ものとする</u>。 （1）～（3） （略） （4） 要避難地区に係る施設 <u>ア 緊急避難場所</u> <u>（ア） 広域避難地（地震・大規模火災等緊急避難場所）</u> <u>地震後に発生するおそれのある大規模火災等から住民の生命を守るため、周辺の一次避難地から2～3kmの距離にある10ha程度の広さを有する公園・緑地を選定する（一次避難地を兼ねる）。</u> <u>◇地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）一覧表（資料編 4－1）</u> <u>（イ） 一次避難地（地震緊急避難場所）</u>	◇資料編 7－3：地すべり防止区域指定一覧表 ◇資料編 7－5：土砂災害（特別）警戒区域一覧 （3）～（6） （略） （7） 大規模盛土造成地対策の推進 地震時に滑動崩落の<u>おそれ</u>がある大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地マップを公表するとともに、宅地の安全性を把握し、住民への周知等を行う。 7 （略） 8 危険地区における災害の予防 市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める。 （1）～（3） （略） （4） 要避難地区に係る施設 <u>（▼共通対策編 第2章 第10節 防災関係施設及び設備の整備計画「3 避難関係」に準ずる。）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>要避難地区において広域避難地に到達するまでの間の中継的な位置に設置し、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達を行うとともに、防災倉庫、救護所等を設置し、地域における救護活動の中心となる場所とする（広域避難地を兼ねている場合がある）。</u> <u>任意避難地区としては、住家の耐震性が乏しく、かつ付近に安全な空地が確保できない場合に対処するための避難地として位置づける。なお、設置の基準は、おおむね次のとおりである。</u> <u>a 広域避難地に到達するまでの中間拠点</u> <u>b 避難距離が1 km 以内であること</u> <u>c 避難者1人あたりの面積が2 m² 以上であること</u> <u>◇地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表（資料編4－2）</u> <u>イ 避難所</u> <u>災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援の場所として指定する。指定にあたっては、災害に対し安全な建物で生活関連物資を被災者等に配付することができる場所を基本とし、避難者1人あたりの面積がおおむね3 m² 以上あり、100 名以上受入可能な施設とする。</u> <u>また、停電時において必要最低限の機能を維持</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 37	<u>するための電源として、防災拠点等へ再生可能エネルギー等設備を整備するよう努める。</u> <u>◇指定避難所一覧表（資料編4－6）</u> <u>ウ 福祉避難所</u> <u>避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に避難生活を送ることが困難な要配慮者のために、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である社会福祉施設等を、あらかじめ福祉避難所として指定する。</u> <u>◇指定避難所等（福祉避難所）一覧表（資料編4－7）</u> <u>（5）幹線避難路</u> <u>幹線避難路は、住民を安全迅速に広域避難地へ避難させる道路等であり、指定要件はおおむね次のとおりである。</u> <u>ア 広域避難地に通じる幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道であること</u> <u>イ 相互に交差しないこと</u> <u>ウ 火災・建物の倒壊等危険の少ない路線であること</u> <u>なお、一次避難地までの経路は、住民の任意の判断又は自主防災組織ごとに定める。</u> 9 平常時に実施する災害予防措置 （1）市は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難	9 平常時に実施する災害予防措置 （1）<u>要避難地区における住民周知と避難誘導体制の整備</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 37	施設等、避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める<u>ものとする</u>。 (2) 要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。 (略) 10 被災者の救出・救命活動対策 (略) (1) (略) (2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項 ア (略) イ 救護活動用資機材の点検及び機器取扱等の訓練の実施 ウ (略)	市は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等、避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。 (2) <u>山・がけ崩れ危険予想地域の予防措置</u> 要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。 (略) 10 被災者の救出・救命活動対策 (略) (1) (略) (2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項 ア (略) イ 救護活動用資機材の点検及び機器取扱<u>い</u>等の訓練の実施 ウ (略)	
地震 38	11 要配慮者の支援 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に対し、その障<u>害</u>の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するため、<u>一般対策編第2章第22節「要配慮者対策」</u>に定める体制を整備する。	11 要配慮者の支援 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に対し、その障<u>がい</u>の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するため、<u>▼「共通対策編 第2章 第19節 要配慮者対策」</u>に定める体制を整備する。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 38	12 生活の確保 (略) (1)～(5) (略) (6) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備 市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき、<u>ただ</u>ちに配備できるよう準備しておく<u>ものとする</u>。 (略) ア 通信機材 イ 放送設備 ウ 照明設備（非常用発電機を含む。） エ 炊出しに必要な機材及び燃料 オ～シ (略) (7) 救援、救護のための標示 ア (略) ◇公共建物番号標示一覧表 <u>(資料編4-43)</u> イ (略) ◇ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表 <u>(資料編4-30)</u> (8) 応急住宅 ア 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく<u>ものとする</u>。 イ 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等や民間賃貸住宅の把握に努	12 生活の確保 (略) (1)～(5) (略) (6) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備 市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき、<u>直</u>ちに配備できるよう準備しておく。 (略) ア 通信機材 イ 放送設備 ウ 照明設備（非常用発電機を含む。） エ 炊<u>き</u>出しに必要な機材及び燃料 オ～シ (略) (7) 救援、救護のための標示 ア (略) ◇<u>資料編4-43</u>：公共建物番号標示一覧表 イ (略) ◇<u>資料編4-30</u>：ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表 (8) 応急住宅 ア 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。 イ 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等や民間賃貸住宅の把握に努	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 41	め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する<u>ものとする</u>。 13 緊急輸送活動体制の整備 道路管理者は、緊急輸送活動の確保のため他の管理者と協力し、緊急輸送路及び<u>緊急輸送避難路</u>、孤立予想集落に繋がる道路等の主要交通路の早期確保に努めるほか、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。 道路管理者及び港湾管理者は、発災後の道路及び港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業協会等との協定の締結に努めるものとする。 <u>また</u>、災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の<u>他</u>、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。	め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。 13 緊急輸送活動体制の整備 ・道路管理者は、緊急輸送活動の確保のため他の管理者と協力し、緊急輸送路及び<u>優先確保ルート</u>、孤立予想集落に繋がる道路等の主要交通路の早期確保に努めるほか、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものと<u>し、必要に応じてその見直しを行うものとする</u>。 ・道路管理者及び港湾管理者は、発災後の道路及び港湾の障害物除去（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含む</u>）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、<u>道路管理者は国が作成する道路啓開等の計画も踏まえて</u>、建設業協会等との協定の締結に努めるものとする。 ・<u>道路管理者は</u>災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の<u>ほか</u>、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。	表現の適正化 防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島地震を踏まえた修正」
地震 41	14 災害廃棄物（片づけごみ・損壊家屋等）の処理体制の整備 <u>(1)</u> 市は、災害廃棄物（片づけごみ・損壊家屋等）処理計画を定める。 <u>(2)</u> 市は、災害時に発生する片づけごみ・損壊家屋等の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。	14 災害廃棄物（片づけごみ・損壊家屋等）の処理体制の整備 ・市は、災害廃棄物（片づけごみ・損壊家屋等）処理計画を定める。 ・市は、災害時に発生する片づけごみ・損壊家屋等の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 42	15 （略） 16 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄 市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する<u>ものとする</u>。 17、18 （略）	15 （略） 16 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄 市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。 17、18 （略）	
地震 43	第3章 地震防災施設緊急整備計画 （略）	第3章 地震防災施設緊急整備計画 （略）	
地震 43	第1節 地震防災施設整備方針 〔危機、総務、総政、財政、観光、福祉、子ども、農水、都市、建築、建設、消防、教育〕 （略）	第1節 地震防災施設整備方針 〔危機、総務、総政、財政、観光、福祉、子ども、農水、都市、建築、建設、消防、教育〕 （略）	
地震 43	1 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を<u>予め</u>除去又は軽減すること 2 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること 3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること （略）	1 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を<u>あらかじめ</u>除去又は軽減すること 2 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること 3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること （略）	表による整理
地震 43	1 防災業務施設の整備 （1）消防用施設の整備及び消火用水対策 地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。	1 防災業務施設の整備 （1）消防用施設の整備及び消火用水対策 地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、<u>多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正 「令和6年能登半島

現行頁	目次再編案	新文書	備考																																																
地震 44	(略) (2) (略) 2 地域の防災構造化 (略) (1) 避難地の整備 (略) 表 3-1 地域防災の構造化（避難地） <table><tr><th>事業名</th><th>事業概要</th><th>事業計画</th></tr><tr><td rowspan="9">公園事業</td><td>(仮称) 向ヶ丘公園</td><td>整備面積：約 1.21ha</td></tr><tr><td>(仮称) 高橋中・西ふれあい公園</td><td>整備面積：約 0.18ha</td></tr><tr><td>(仮称) 梅が岡公園</td><td>整備面積：約 0.17ha</td></tr><tr><td>(仮称) 片山 1 号公園</td><td>整備面積：約 0.16ha</td></tr><tr><td>(仮称) 片山 1 号公園</td><td>整備面積：約 0.12ha</td></tr><tr><td>(仮称) 瀬名中央高架下公園</td><td>整備面積：約 0.39ha</td></tr><tr><td>(仮称) 中島一号公園</td><td>整備面積：約 0.24ha</td></tr><tr><td>(仮称) 中島堤下公園</td><td>整備面積：約 0.21ha</td></tr><tr><td>(仮称) 堤町公園</td><td></td></tr></table>	事業名	事業概要	事業計画	公園事業	(仮称) 向ヶ丘公園	整備面積：約 1.21ha	(仮称) 高橋中・西ふれあい公園	整備面積：約 0.18ha	(仮称) 梅が岡公園	整備面積：約 0.17ha	(仮称) 片山 1 号公園	整備面積：約 0.16ha	(仮称) 片山 1 号公園	整備面積：約 0.12ha	(仮称) 瀬名中央高架下公園	整備面積：約 0.39ha	(仮称) 中島一号公園	整備面積：約 0.24ha	(仮称) 中島堤下公園	整備面積：約 0.21ha	(仮称) 堤町公園		用施設の整備を図る。 (略) (2) (略) 2 地域の防災構造化 (略) (1) 避難地の整備 (略) 表 3-1 地域防災の構造化（避難地） <table><tr><th>事業名</th><th>事業概要</th><th>事業計画</th></tr><tr><td rowspan="11">公園事業</td><td>(仮称) 向ヶ丘公園</td><td>整備面積：約 1.21ha</td></tr><tr><td>(仮称) 高橋中・西ふれあい公園</td><td>整備面積：約 0.18ha</td></tr><tr><td>(仮称) 梅が岡公園</td><td>整備面積：約 0.17ha</td></tr><tr><td>(仮称) 片山 1 号公園</td><td>整備面積：約 0.16ha</td></tr><tr><td>(仮称) 片山 1 号公園</td><td>整備面積：約 0.12ha</td></tr><tr><td>(仮称) 瀬名中央高架下公園</td><td>整備面積：約 0.39ha</td></tr><tr><td>(仮称) 中島一号公園</td><td>整備面積：約 0.24ha</td></tr><tr><td>(仮称) 中島堤下公園</td><td>整備面積：約 0.21ha</td></tr><tr><td>(仮称) 堤町公園</td><td>整備面積：約 0.07ha</td></tr><tr><td>(仮称) 清水竜南公園</td><td>整備面積：約 0.19ha</td></tr><tr><td>(仮称) 西千代田公園</td><td></td></tr></table>	事業名	事業概要	事業計画	公園事業	(仮称) 向ヶ丘公園	整備面積：約 1.21ha	(仮称) 高橋中・西ふれあい公園	整備面積：約 0.18ha	(仮称) 梅が岡公園	整備面積：約 0.17ha	(仮称) 片山 1 号公園	整備面積：約 0.16ha	(仮称) 片山 1 号公園	整備面積：約 0.12ha	(仮称) 瀬名中央高架下公園	整備面積：約 0.39ha	(仮称) 中島一号公園	整備面積：約 0.24ha	(仮称) 中島堤下公園	整備面積：約 0.21ha	(仮称) 堤町公園	整備面積：約 0.07ha	(仮称) 清水竜南公園	整備面積：約 0.19ha	(仮称) 西千代田公園		地震を踏まえた修正」
事業名	事業概要	事業計画																																																	
公園事業	(仮称) 向ヶ丘公園	整備面積：約 1.21ha																																																	
	(仮称) 高橋中・西ふれあい公園	整備面積：約 0.18ha																																																	
	(仮称) 梅が岡公園	整備面積：約 0.17ha																																																	
	(仮称) 片山 1 号公園	整備面積：約 0.16ha																																																	
	(仮称) 片山 1 号公園	整備面積：約 0.12ha																																																	
	(仮称) 瀬名中央高架下公園	整備面積：約 0.39ha																																																	
	(仮称) 中島一号公園	整備面積：約 0.24ha																																																	
	(仮称) 中島堤下公園	整備面積：約 0.21ha																																																	
	(仮称) 堤町公園																																																		
事業名	事業概要	事業計画																																																	
公園事業	(仮称) 向ヶ丘公園	整備面積：約 1.21ha																																																	
	(仮称) 高橋中・西ふれあい公園	整備面積：約 0.18ha																																																	
	(仮称) 梅が岡公園	整備面積：約 0.17ha																																																	
	(仮称) 片山 1 号公園	整備面積：約 0.16ha																																																	
	(仮称) 片山 1 号公園	整備面積：約 0.12ha																																																	
	(仮称) 瀬名中央高架下公園	整備面積：約 0.39ha																																																	
	(仮称) 中島一号公園	整備面積：約 0.24ha																																																	
	(仮称) 中島堤下公園	整備面積：約 0.21ha																																																	
	(仮称) 堤町公園	整備面積：約 0.07ha																																																	
	(仮称) 清水竜南公園	整備面積：約 0.19ha																																																	
	(仮称) 西千代田公園																																																		
地震 45	(略) 3 緊急輸送路等の整備 (1) 道路の整備 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 (略) ◇緊急輸送路一覧表 (資料編 4-18) (2) (略)	(略) 3 緊急輸送路等の整備 (1) 道路の整備 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。 (略) ◇資料編 4-18：緊急輸送路一覧表 (2) (略)	時点修正																																																

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	4～6 （略）	4～6 （略）	
	第2節 （略）	第2節 （略）	
	第3節 津波避難対策緊急事業計画 <u>（新規）</u>	第3節 津波避難対策緊急事業計画 <u>南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標及びその達成期間について定める。</u>	県計画に準じて修正
	表（略）	表（略）	
	第4節 （略）	第4節 （略）	
地震 48	第5節 静岡市都市防災総合推進事業 （略）	第5節 静岡市都市防災総合推進事業 （略）	
	<u>表3-4</u> 静岡市都市防災総合推進事業 表（略）	<u>表3-5</u> 静岡市都市防災総合推進事業 表（略）	
地震 49	第4章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	第4章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	
	（略） 市は、引き続き防災対応の詳細を検討し、地域防災計画又は他の計画に位置付ける <u>ものとする。</u>	（略） 市は、引き続き防災対応の詳細を検討し、地域防災計画又は他の計画に位置付ける。	
地震 49	第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置	第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置	

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
地震 49	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、災害時職員配備基準に基づく準備配備体制をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行う<u>ものとする</u>。	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、災害時職員配備基準に基づく準備配備体制をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行う。	表タイトルの追加								
地震 49	<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時</td><td>準備配備体制（情報収集体制） <u>静岡市危機管理指針に基づく</u>危機警戒本部の設置を準備するとともに、情報の共有及び必要な対応について検討を行う。</td></tr></table>	区 分		内 容	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	準備配備体制（情報収集体制） <u>静岡市危機管理指針に基づく</u> 危機警戒本部の設置を準備するとともに、情報の共有及び必要な対応について検討を行う。	<u>表 4-1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の措置</u> <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時</td><td>準備配備体制（情報収集体制） 危機警戒本部の設置を準備するとともに、情報の共有及び必要な対応について検討を行う。</td></tr></table>	区 分	内 容	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	準備配備体制（情報収集体制） 危機警戒本部の設置を準備するとともに、情報の共有及び必要な対応について検討を行う。
区 分	内 容										
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	準備配備体制（情報収集体制） <u>静岡市危機管理指針に基づく</u> 危機警戒本部の設置を準備するとともに、情報の共有及び必要な対応について検討を行う。										
区 分	内 容										
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	準備配備体制（情報収集体制） 危機警戒本部の設置を準備するとともに、情報の共有及び必要な対応について検討を行う。										
地震 49	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、<u>静岡市危機管理指針に基づく</u>警戒本部体制をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行う<u>ものとする</u>。 表（略）	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、危機警戒本部体制をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行う。 <u>表 4-2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置</u> 表（略）	表タイトルの追加								
地震 50	(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知									

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 50	市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に係のある事項について周知する<u>ものとする</u>。 市及び県は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける<u>ものとする</u>。 (3) 災害応急対策をとるべき期間等 市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる<u>ものとする</u>。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、<u>静岡市危機管理指針に基づく</u>警	市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に係のある事項について周知する。 市及び県は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。 (3) 災害応急対策をとるべき期間等 市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と<u>おおむ</u>ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、危機警戒本部体制をとり、全庁	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 50	戒本部体制をとり、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとる<u>ものとする</u>。 表（略） （２） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に係のある事項について周知する<u>ものとする</u>。 市及び県は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける<u>ものとする</u>。 （３） 災害応急対策をとるべき期間等 市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、<u>また</u>はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとる<u>ものとする</u>。 また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる<u>ものとする</u>。 4 （略）	的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとる。 <u>表 4-3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置</u> 表（略） （２） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に係のある事項について周知する。 市及び県は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。 （３） 災害応急対策をとるべき期間等 市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、<u>又</u>はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。 4 （略）	表現の適正化 表タイトルの追加

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 51	第2節 避難対策等 （略） なお、計画は関係機関との協議、津波避難施設の整備状況等を踏まえ、見直していく<u>ものとする</u>。 事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。 ・<u>住民事前避難対象地域</u> 事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域 ・<u>高齢者等事前避難対象地域</u> 事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域	第2節 避難対策等 （略） なお、計画は関係機関との協議、津波避難施設の整備状況等を踏まえ、見直していく。 事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。 ＜<u>住民事前避難対象地域</u>＞ 事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域 ＜<u>高齢者等事前避難対象地域</u>＞ 事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域	表による整理
地震 51	1 地域住民等の避難行動等 （1）基本方針 市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等、地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかける<u>ものとする</u>。 （2）～（3）（略） （4）避難情報の伝達方法 市長は、高齢者等避難を発表した<u>時</u>は、直ちに情報を発表した地域の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。 （5）（略）	1 地域住民等の避難行動等 （1）基本方針 市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等、地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかける。 （2）～（3）（略） （4）避難情報の伝達方法 市長は、高齢者等避難を発表した<u>とき</u>は、直ちに情報を発表した地域の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。 （5）（略）	
地震 51			

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 52	(6) 避難計画の作成 市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定める<u>ものとする</u>。 2 避難所の設置及び運営 (1) 基本方針 避難先は、避難を継続する住民の親類・知人宅等を基本とすることから、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置する<u>ものとする</u>。 また、市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討・調整する<u>ものとする</u>。 (2) 避難所の設置及び避難生活 ア～ウ（略） エ 避難所の運営 避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行う<u>ものとする</u>。	(6) 避難計画の作成 市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定める。 2 避難所の設置及び運営 (1) 基本方針 避難先は、避難を継続する住民の親類・知人宅等を基本とすることから、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置する。 また、市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討・調整する。 (2) 避難所の設置及び避難生活 ア～ウ（略） エ 避難所の運営 避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行う。	
地震 53	第3節 消防機関等の活動 市は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める<u>ものとする</u>。 （略）	第3節 消防機関等の活動 市は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。 （略）	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 53	第4節 （略）	第4節 （略）	
地震 53	第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	
	1 水道	1 水道	
	市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保する <u>ものとする</u> 。	市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保する。	
	2～4 （略）	2～4 （略）	
地震 54	5 放送	5 放送	
	放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即した体制の整備を図るものとする。	・放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即した体制の整備を図るものとする。	
	<u>また</u> 、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組 <u>み</u> など、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。	・ <u>放送事業者は</u> 、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組など、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。	
	<u>なお</u> 、情報の提供に当たっては、聴覚障 <u>害</u> のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。	・ <u>放送事業者は</u> 、情報の提供に当たっては、聴覚障 <u>がい</u> のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。	
	第6節 （略）	第6節 （略）	
地震 54	第7節 交通	第7節 交通	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 54	1 道路 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。	1 道路 ・警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。 ・県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。	
地震 54	2 海上及び航空 海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 空港管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。	2 海上及び航空 ・海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 ・港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 ・空港管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。	
地震 55	3 鉄道 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。 鉄道事業者は当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。	3 鉄道 ・鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。 ・鉄道事業者は当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 55	第8節 その他施設等に関する対策 1 (略) 2 施設の特性に応じた主要な個別事項 (1) (略) (2) 学校等 児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置するこども園、小中学校等は1週間程度の休校措置を行う。 その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて学校留め置き又は家族等への引渡しを実施する。 イ (略) (3) 社会福祉施設 情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が	第8節 その他施設等に関する対策 1 (略) 2 施設の特性に応じた主要な個別事項 (1) (略) (2) 学校等 児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置するこども園、小中学校等は1週間程度の休校措置を行う。 その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて学校留め置き又は家族等への引渡しを実施する。 イ (略) (3) 社会福祉施設 <u>ア 入所者保護と引継ぎ方法</u> 情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 <u>イ 要配慮者の事前避難と屋内安全確保</u> なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 56	同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は屋内安全確保も検討する。 事前避難対象地域内にある施設は、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。 (略) 第9節 滞留旅客等に対する措置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、県と連携し、帰宅支援等必要な対策を進める<u>ものとする</u>。	上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は屋内安全確保も検討する。 <u>ウ 事前避難対象地域内の施設の対応</u> 事前避難対象地域内にある施設は、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。 (略) 第9節 滞留旅客等に対する措置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、県と連携し、帰宅支援等必要な対策を進める。	内容の整理
地震 57	第5章 災害応急対策	第5章 災害応急対策	
地震 57	(略) 第1節 防災関係機関の活動 [危機、総務、区、消防] (略)	(略) 第1節 防災関係機関の活動 [危機、総務、区、消防] (略)	
地震 57	1 静岡市災害対策本部 (1) 静岡市災害対策本部の設置 <u>ア 市長は、地震・津波災害が発生し、又はそのおそれがあるとして、適時適切な災害対応を実施するため必要があると認めるときは、法第23条の2第1項の規定に基づき、速やかに静岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を静岡市役所静岡庁舎内の災害対策本部室に設置するとともに、本部会を開催する。</u>警戒本部から災害対策本	1 静岡市災害対策本部 (1) 静岡市災害対策本部の設置<u>及び廃止</u> 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮する。 <u>（▼共通対策編 第3章 第2節 組織計画 1 防災体制「(2)静岡市災害対策本部」に準ずる。）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 60	部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 <u>(ア) 編成および運営</u> <u>静岡市災害対策本部条例及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。</u> <u>◇静岡市災害対策本部条例（資料編 1－3）</u> <u>◇静岡市災害対策本部運営要綱（資料編 1－4）</u> <u>(イ) 設置基準</u> <u>a 市域において震度 5 強以上の揺れが観測されたとき</u> <u>b 津波予報区「静岡県」に大津波警報が発表されたとき</u> <u>c 災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</u> <u>イ 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</u> <u>(2) 災害対策本部、区本部及び地区支部の運営</u> <u>ア 静岡市災害対策本部条例及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところにより、災害対策本部、区本部及び地区支部を運営する。</u> <u>イ 本部の運営に関し、必要な事項は別に定める。</u>		
地震 57	<u>(3) 災害対策本部の廃止</u> <u>市長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了した</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>と認めたときは災害対策本部を廃止する。</u> (4) 災害対策本部の所掌事務 災害対策本部が所掌する主なものは、次のとおりとする。 ただし、災害対策本部の各部が連携して行う所掌事務は、災害対応に係る調整に時間を要することが懸念されるため、<u>予</u>め各部の役割を示した対応フロー等を作成する。 ア～ソ （略） (5) 消防機関の警防活動体制 <u>ア 消防局、消防署及び消防団の活動</u> <u>警防本部を設置し、災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとり、次の活動を行うものとする。</u> <u>(ア) 消防ヘリコプター及び高所監視カメラ等を活用した、被害状況等の情報収集と伝達</u> <u>(イ) 消火活動、救急活動及び救助活動等</u> <u>(ウ) 安全を確保の上、消防ヘリコプター及び車両等を活用した避難の指示の伝達、避難誘導</u> <u>(エ) 火災予防の広報</u> <u>(オ) 自主防災組織等との連携活動</u> <u>イ 警防態勢の強化</u> <u>動員した消防職員及び消防団員をもって、消防隊及び救急隊等の部隊を編成し、警防態勢を強化する。</u> (6) 広域消防応援に対する受援体制	(2) 災害対策本部の所掌事務 災害対策本部が所掌する主なものは、次のとおりとする。 ただし、災害対策本部の各部が連携して行う所掌事務は、災害対応に係る調整に時間を要することが懸念されるため、<u>あらかじめ</u>各部の役割を示した対応フロー等を作成する。 ア～ソ （略） (3) 消防機関の警防活動体制 <u>(▼共通対策編 第3章 第31節 消防計画「4 警防活動」に準ずる。)</u> (4) 広域消防応援に対する受援体制	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 59	ア 消防組織法第 39 条の規定に基づく、県内消防機関からの応援出動に備え、連絡体制等受援体制を確保する。 イ 消防組織法第 44 条の規定に基づく、県外消防機関からの応援出動に関する受援においても、緊急消防援助隊の派遣が決定された場合も上記(1)と同様とする。 (7) 水防機関の警防活動体制 <u>水防団の活動</u> <u>ア 被害状況等の情報の収集と伝達</u> <u>イ 水防活動及び救助活動</u> <u>ウ 地域住民等の避難地への誘導</u> <u>エ 危険区域からの避難の確認</u> <u>オ 自主防災組織との連携、指導、支援</u> (8) 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部(略) 2 組織体制 (1) (略) (2) 警戒本部移行型の組織体制 警戒宣言が発せられてから東海地震が発生した場合は、あらかじめ設置した警戒本部体制から、<u>ただ</u>ちに災害対策本部体制に移行する。	ア 消防組織法第 39 条の規定に基づく、県内消防機関からの応援出動に備え、連絡体制等受援体制を確保する。 イ 消防組織法第 44 条の規定に基づく、県外消防機関からの応援出動に関する受援においても、緊急消防援助隊の派遣が決定された場合も上記<u>ア</u>と同様とする。 (5) 水防機関の警防活動体制 <u>(▼風水害対策編 第3章 第13節「水防活動の実施」に準ずる。)</u> (6) 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部(略) 2 組織体制 (1) (略) (2) 警戒本部移行型の組織体制 警戒宣言が発せられてから東海地震が発生した場合は、あらかじめ設置した警戒本部体制から、<u>直</u>ちに災害対策本部体制に移行する。	内容整理
地震 60	3 職員の配備体制 <u>(1) 配備体制</u> <u>別に定める災害時職員配備基準による。</u> <u>◇災害時職員配備基準（資料編2-19）</u>	3 職員の配備体制 <u>(▼共通対策編 第3章 第3節「職員の動員計画」に準ずる。)</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(2) 消防機関の配備体制</u> <u>ア 消防職員は、消防局において別に定める計画により配備する。</u> <u>イ 消防団員は、別に定める計画により配備し、消防団長の指揮の下に所轄地域の災害応急対策にあたる。</u> <u>(3) 参集行動</u> <u>ア 情報の収集及び伝達</u> <u>地震による揺れを感じた場合、職員は自ら情報を収集する。受信した職員防災情報メールで指示を確認するほか、予め各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、職員防災情報メールシステム登録者以外への指令伝達を行う。</u> <u>◇非常配備の伝達方法（資料編2-11）</u> <u>イ 自動参集</u> <u>職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所に参集又は参集できる態勢をとる。特に、市内において震度5強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集する<u>ものとする。</u></u> <u>ウ 参集状況の把握</u> <u>所属長は、速やかに職員の参集状況を把握し、別に定める手順により報告する。</u> <u>◇災害時における職員参集状況報告手順（資料編2-12）</u>	<u>なお</u>、職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所に参集又は参集できる態勢をとる。特に、市内において震度5強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集する。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考				
地震 61	<u>（４） 防災関係の活動状況の把握</u> <u>本部長は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。</u> ４ 防災関係機関 （１） 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署） ア 情報の収集及び提供 イ 救出・救助 ウ 遺体の検視・見分 エ 避難に関する情報の伝達及び避難の指示、避難地等の安全確保及び秩序の維持 オ 警戒区域の防犯パトロール カ 社会秩序維持等のための取り締まり等 キ 緊急交通路の確保	４ 防災関係機関 （１） 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署） ア 情報の収集及び提供 イ 救出・救助 ウ 遺体の検視・見分 エ 避難に関する情報の伝達及び避難の指示、避難地等の安全確保及び秩序の維持 オ 警戒区域の防犯パトロール カ 社会秩序維持等のための取り締まり等 キ 緊急交通路の確保	表による整理				
地震 61	（２） 指定地方行政機関 <u>㍑</u> 総務省東海総合通信局 電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理 <u>㍑</u> 財務省東海財務局（静岡財務事務所） <u>（ア）</u> 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料	（２） 指定地方行政機関 <table><tr><td>総務省東海総合通信局</td><td>電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理</td></tr><tr><td>財務省東海財務局（静岡財務事務所）</td><td><u>㍑</u> 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対</td></tr></table>	総務省東海総合通信局	電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理	財務省東海財務局（静岡財務事務所）	<u>㍑</u> 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対	表による整理
総務省東海総合通信局	電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理						
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	<u>㍑</u> 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対						

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 <u>(イ)</u> 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置 <u>ウ</u> 農林水産省関東農政局静岡県拠点 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 <u>エ</u> 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署） <u>(ア)</u> 事業所等の被災状況の把握 <u>(イ)</u> 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導 <u>オ</u> 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所） 管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 <u>(ア)</u> 施設対策等 <u>a</u> 河川管理施設等の対策等 <u>b</u> 道路施設対策等 <u>c</u> 港湾施設対策等 <u>d</u> 営繕施設対策等 <u>e</u> 電気通信施設対策等 <u>f</u> 地すべり防止施設等の対策等 <u>(イ)</u> 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、大規	応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 <u>イ</u> 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置 農林水産省関東農政局静岡県拠点 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署） <u>ア</u> 事業所等の被災状況の把握 <u>イ</u> 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所） 管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 <u>ア</u> 施設対策等 <u>(ア)</u> 河川管理施設等の対策等 <u>(イ)</u> 道路施設対策等 <u>(ウ)</u> 港湾施設対策等 <u>(エ)</u> 営繕施設対策等 <u>(オ)</u> 電気通信施設対策等 <u>(カ)</u> 地すべり防止施設等の対策等 <u>イ</u> 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 (ウ) 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (エ) 災害対策用建設機械等の出動及び管理 (オ) 他機関との協力 (カ) 広報 カ 国土地理院中部地方測量部 (ア) 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (イ) 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (ウ) 地理情報システムの活用を図る。 キ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） (ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震予知情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 (イ) 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合における、気象庁への報告及び	事務所)	災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 エ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 オ 他機関との協力 カ 広報	
		国土地理院 中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。	
		気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震予知情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	適切な措置 (ウ) 必要に応じ、警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。 (エ) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 ク 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部） (ア) 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 (イ) 海難船舶等の海上における人命の安全確保 (ウ) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 (エ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難指示、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等、海上交通の安全確保に必要な措置 (オ) 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去 (カ) 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 (キ) 海上における災害に係る救助・救急活動 (ク) 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持		における、気象庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じ、警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。 エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。	
		海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）	ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保 ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難指示、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等、海上交通の安全確保に必要な措置 オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去 カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 キ 海上における災害に係る救助・救急活動 ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持	
地震 62	(3) 指定公共機関	(3) 指定公共機関		表による整理

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	ア 日本郵便株式会社（静岡中央郵便局） 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。 また、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (イ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (ウ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (エ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 イ 日本赤十字社（静岡県支部） (ア) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (イ) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (ウ) 被災者に対する救援物資の配布 (エ) 義援金の募集 (オ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (カ) その他必要な事項 ウ 日本放送協会（静岡放送局） (ア) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 (イ) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込	日本郵便株式会社 （静岡中央郵便局） 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。 また、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除		
		日本赤十字社 （静岡県支部） ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項		
		日本放送協会 （静岡放送局） ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧		

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 (ウ) 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送 エ 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター） (ア) 交通状況に関する関係機関との情報連絡 (イ) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 (ウ) 県公安委員会（県警察）が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 (エ) 地震・津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力 オ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 (ア) 災害時における応急救護活動 (イ) 応急復旧用資材等の確保 (ウ) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難・誘導 (エ) 鉄道施設の早期復旧 カ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店） (ア) 防災関係機関の重要通信の優先確保 (イ) 被害施設の早期復旧 (ウ) 災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板web171 及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供 キ 岩谷産業株式会社、アストモスエネジー株式会		の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送 中日本高速道路株式会社 （東京支社 富士・静岡・浜松保全・サービスセンター） ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会（県警察）が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 地震・津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力 東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難・誘導 エ 鉄道施設の早期復旧 西日本電信電話株式会社 （静岡支店） 株式会社NTTドコモ東海支社 （静岡支店） ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板web171 及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	社、<u>株式会社ジャパングスエナジー</u>、<u>E N E O S グローブ株式会社</u>、<u>ジクシス株式会社</u> L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送 <u>ク</u> <u>日本通運株式会社</u>、<u>福山通運株式会社</u>、<u>佐川急便株式会社</u>、<u>ヤマト運輸株式会社</u>、<u>西濃運輸株式会社</u> 緊急輸送車両の確保及び運行 <u>ケ</u> <u>中部電力パワーグリッド株式会社（静岡支社）</u> <u>(ア)</u> 発電所及び変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 <u>(イ)</u> 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報 <u>コ</u> <u>K D D I 株式会社</u>、<u>ソフトバンク株式会社</u>、<u>楽天モバイル株式会社</u> <u>(ア)</u> 災害情報の正確かつ迅速な伝達 <u>(イ)</u> 被災通信設備の早期復旧と通信サービスの早期提供 <u>(ウ)</u> 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保 <u>サ</u> <u>一般社団法人日本建設業連合会中部支部</u>、<u>一般社団法人全国中小建設業協会</u> 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力 <u>シ</u> <u>株式会社イトーヨーカ堂</u>、<u>イオン株式会社</u>、<u>ユニー株式会社</u>、<u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u>、<u>株式会社ローソン</u>、<u>株式会社ファミリーマート</u>、<u>株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u>	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー E N E O S グローブ株式会社 ジクシス株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送 緊急輸送車両の確保及び運行 <u>ア</u> 発電所及び変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 <u>イ</u> 施設及び設備の被害、復旧の状況、公	

令和6年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	(ア) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (イ) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	(静岡支社) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 一般社団法人 日本建設業連合会中部支部 一般社団法人 全国中小建設業協会 株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファ	衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報 ア 災害情報の正確かつ迅速な伝達 イ 被災通信設備の早期復旧と通信サービスの早期提供 ウ 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力 ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 64	(4) 指定地方公共機関 <u>ア</u> 土地改良区（静岡市内土地改良区） <u>（ア）</u> 用水の緊急遮断 <u>（イ）</u> 災害応急復旧の実施 <u>（ウ）</u> 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力 <u>キ</u> 静岡ガス株式会社（静岡支社、<u>東</u>部支社） <u>（ア）</u> ガス導管網等、主要施設における流失防止等二次災害の発生防止のための緊急遮断 <u>（イ）</u> 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 <u>（ウ）</u> 必要に応じて代替燃料の供給 <u>（エ）</u> 災害応急復旧の早期実施 <u>ク</u> 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部） <u>（ア）</u> 需要家へのガス栓の閉止等の広報 <u>（イ）</u> 必要に応じた代替燃料の供給の協力 <u>ケ</u> 静岡鉄道株式会社 <u>（ア）</u> 災害時における応急救護活動 <u>（イ）</u> 応急復旧用資材等の確保 <u>（ウ）</u> 危険地域の駅等の旅客等について、市の指定した避難地への避難・誘導	ミリーマート株式会社セブン&アイ・ホールディングス (4) 指定地方公共機関 土地改良区（静岡市内土地改良区） <u>ア</u> 用水の緊急遮断 <u>イ</u> 災害応急復旧の実施 <u>ウ</u> 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力 静岡ガス株式会社（静岡支社、<u>東</u>部支社） <u>ア</u> ガス導管網等、主要施設における流失防止等二次災害の発生防止のための緊急遮断 <u>イ</u> 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 <u>ウ</u> 必要に応じて代替燃料の供給 <u>エ</u> 災害応急復旧の早期実施 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部） <u>ア</u> 需要家へのガス栓の閉止等の広報 <u>イ</u> 必要に応じた代替燃料の供給の協力 静岡鉄道株式会社 <u>ア</u> 災害時における応急救護活動 <u>イ</u> 応急復旧用資材等の確保 <u>ウ</u> 危険地域の駅等の旅客等について、市の指定した避難地への避難・誘導	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	<u>(エ)</u> 鉄道施設の早期復旧 <u>コ</u> 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会 協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行 <u>サ</u> 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず） あらかじめ県又は市と締結した災害時における放送要請に関する協定等に基づく放送 <u>シ</u> 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市静岡医師会、一般社団法人静岡市清水医師会、一般社団法人庵原医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会）、公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会） <u>(ア)</u> 医療救護施設等における医療救護活動の実施 <u>(イ)</u> 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡市看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）を除く。）	一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会 民間放送機関（静岡放送株式会社） （株式会社テレビ静岡） （株式会社静岡朝日テレビ） （株式会社静岡第一テレビ） （株式会社トコちゃんねる静岡） （静岡エフエム放送株式会社） （株式会社シティエフエム静岡）	<u>エ</u> 鉄道施設の早期復旧 協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行 あらかじめ県又は市と締結した災害時における放送要請に関する協定等に基づく放送	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	ウ 災害時口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会）） ス 一般社団法人静岡県建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力 セ 公益社団法人静岡県栄養士会 ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	岡 株式会社エフエムしみず 一般社団法人静岡県医師会 （一般社団法人静岡市静岡医師会） 一般社団法人静岡市清水医師会 一般社団法人庵原医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 （一般社団法人静岡市静岡歯科医師会） 一般社団法人静岡市清水歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 （公益社団法人	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）を除く。） ウ 災害時口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会））	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
地震 65	第 2 節 情報活動 [危機、総務、財政、区、消防] この計画は、情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うために、県及び防災関係機関との連携の強化、情報の一元化を図るとともに、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。	静岡県看護協会 静岡地区支部) 公益社団法人 静岡県病院協会 公益社団法人 静岡県薬剤師会 (一般社団法人 静岡市薬剤師会) <u>会</u> <u>(清水薬剤師会)</u>		
		一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
		公益社団法人 静岡県栄養士会	<u>ア</u> 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 <u>イ</u> 避難所における健康相談に関する協力	
		第 2 節 情報活動 <u>(▼共通対策編 第 3 章 第 6 節「災害情報処理計画」に準ずる。)</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 66	<u>1 基本方針</u> <u>（１） 県等との情報の緊密化</u> ア <u>情報の収集及び伝達は、県が定める「情報広報実施要領」に基づき、緊密な連携のもとに行う。</u> イ <u>災害対策本部には、情報活動の緊密化のため、警察官、県職員が派遣されるが、必要に応じ、防災関係機関等に対し職員の派遣を要請する。</u> <u>（２） 情報活動の迅速、的確化</u> <u>災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、収集伝達すべき情報について、あらかじめその種類、優先順位、取扱部局等を定めておく。</u> <u>（３） 報道機関との情報活動の連携</u> <u>災害対策本部は、各報道機関の協力を得て、正確かつ迅速な情報の広報を行う。</u>		
地震 66	<u>2 情報の内容等</u> <u>（１） 地震情報の受理、伝達及び周知</u> ア <u>県から通知される地震情報、気象情報、警報等の受理は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては、警戒本部又は危機管理局）において受理する。</u> イ <u>本部の各部長は、重要情報を受理したときは、本部総括部長を通じて本部長・副本部長へ報告する。</u> ウ <u>地震情報等は、同報無線、広報車等を活用して市民等に周知を図るとともに、地区支部員等より自主防災組織を通じて市民への周知を図る。</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(2) 被害状況及び災害応急活動に関する情報の収集及び伝達</u> <u>ア 現地派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集伝達責任者をあらかじめ定め、迅速かつ的確な情報の収集にあたるものとする。</u> <u>イ 収集及び伝達すべき情報の主なものは、次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部・班等については別に定める。なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のための必要な情報の収集に特に留意する。</u> <u>(ア) 被害状況</u> <u>(イ) 火災の発生状況と延焼拡大状況</u> <u>(ウ) 人命救助の有無</u> <u>(エ) ガス、危険物の漏洩及びその他二次災害要因</u> <u>(オ) 避難の指示及び警戒区域の設定状況</u> <u>(カ) 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況</u> <u>(キ) 避難状況</u> <u>(ク) 避難所の開設状況及び避難生活状況</u> <u>(ケ) 応急給水状況</u> <u>(コ) 緊急輸送路等の被害及び復旧状況</u> <u>(サ) 生活必需物資の在庫及び供給状況</u> <u>(シ) 自衛隊及び他都市消防機関の支援・展開状況</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 67	<u>(ス) ライフライン施設の被害及び復旧状況</u> <u>(セ) 金銭債務処理状況及び金融の動向</u> <u>(ソ) 物資の価格、役務の対価動向</u> <u>(タ) 観光客等の状況</u> <u>(チ) その他の各部・班の所管する事項</u> 3 情報の収集 <u>(1) 市</u> <u>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法又は手段を用いる。</u> <u>ア 職員派遣による収集</u> <u>地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を収集する。</u> <u>イ 自主防災組織等を通じた収集</u> <u>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を収集する。</u> <u>ウ 参集途上の職員による収集</u> <u>勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員より居住地及び参集途上の各地域における被害概況について情報を収集する。</u> <u>エ 静岡市オフロードバイク隊による収集</u> <u>オ 消防ヘリ、高所監視カメラによる収集</u> <u>(2) 防災関係機関</u> <u>災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 68	<u>5 報告及び要請事項の処理</u> <u>(1) 県に対する報告及び要請</u> <u>災害対策本部は、「情報広報実施要領」に定める事項について、速やかに県に対し第一報を報告し、又は要請を行うものとする。この場合に、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、当該災害の概要と被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害時の状況の変化に従い、逐次、第二報以降の情報収集・伝達を行うこととする。</u> <u>ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。なお、連絡がつき次第、県にも報告する。また、市域内で震度5強以上を観測した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県にも報告する。</u> <u>情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。</u> <u>ア 緊急要請事項</u> <u>イ 被害状況</u> <u>ウ 災害応急対策実施状況</u> <u>なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市域内で震度5強以上を観測した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告につ</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考									
	いても引き続き消防庁に対しても行うものとする。 表５－２ 消防庁連絡先（消防庁応急対策室） <table><tr><td></td><td>電 話</td><td>F A X</td></tr><tr><td>平 日（9:30～18:15）</td><td>03-5253-7527</td><td>03-5253-7537</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>03-5253-7777</td><td>03-5253-7553</td></tr></table>		電 話	F A X	平 日（9:30～18:15）	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553		
	電 話	F A X										
平 日（9:30～18:15）	03-5253-7527	03-5253-7537										
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553										
地震 68	（２） 防災関係機関は、「情報広報実施要領」の項目について、速やかに報告するものとする。 ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 災害応急対策実施状況											
地震 69	第３節 広報活動 〔危機、総務、市民、区、観光、福祉、衛生、保健所、子ども、教育〕 （略） 広報の際には、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に配慮するものとする。	第３節 広報活動 〔危機、総務、市民、区、観光、福祉、衛生、保健所、子ども、教育〕 （略） 広報の際には、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に配慮する。										
地震 72	１、２ （略） 第４節 緊急輸送活動 〔危機、総政、財政、区、観光、福祉、商工、都市、建設、消防〕 （略） なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、静岡県が定める「南海トラフ地	１、２ （略） 第４節 緊急輸送活動 〔危機、総政、財政、区、観光、福祉、商工、都市、建設、消防〕 （略） なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れに係る緊急輸送活動については、静岡県が定める「南海トラフ										

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 72	震における静岡県広域受援計画」による（当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する）。 1 計画の内容 （１） 基本方針 ア 交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとる<u>ものとする</u>。 （２） （略）	地震における静岡県広域受援計画」による（当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する）。 1 計画の内容 （１） 基本方針 ア 交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとる。 （２） （略）	
地震 72	2 緊急輸送体制の確立 （略） （１） 陸上輸送 ア～ウ （略） エ 燃料の確保 （ア） （略） （イ） 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと<u>共</u>に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。 （ウ） （略） （２） （略） （３） 航空輸送 ア、イ （略） ウ 必要に応じ民間機の協力要請を行う。 エ、オ （略）	2 緊急輸送体制の確立 （略） （１） 陸上輸送 ア～ウ （略） エ 燃料の確保 （ア） （略） （イ） 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと<u>とも</u>に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。 （ウ） （略） （２） （略） （３） 航空輸送 ア、イ （略） ウ 必要に応じ民間機<u>（無人航空機含む）</u>の協力要請を行う。 エ、オ （略）	内容整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考											
地震 73	3 緊急輸送の調整 (1) 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施のため、必要あるときは災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。	3 緊急輸送の調整 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施のため、必要あるときは災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。	表による整理											
地震 73	ア 第1順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送 イ 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送 ウ 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送 エ 第4順位 その他の人員、物資の輸送	<table><tr><td>第 1 順位</td><td>市民の生命の安全を確保するために必要な輸送</td></tr><tr><td>第 2 順位</td><td>災害の拡大防止のために必要な輸送</td></tr><tr><td>第 3 順位</td><td>災害応急対策のために必要な輸送</td></tr><tr><td>第 4 順位</td><td>その他の人員、物資の輸送</td></tr></table>		第 1 順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送	第 2 順位	災害の拡大防止のために必要な輸送	第 3 順位	災害応急対策のために必要な輸送	第 4 順位	その他の人員、物資の輸送			
第 1 順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送													
第 2 順位	災害の拡大防止のために必要な輸送													
第 3 順位	災害応急対策のために必要な輸送													
第 4 順位	その他の人員、物資の輸送													
地震 74	(略)	(略)												
地震 74	5 緊急物資集積所 緊急物資の集積配分業務を円滑に行うため、あらかじめ指定した集積場所に、必要に応じ市職員を派遣する。 なお、緊急物資集積所は、以下のとおりとする。	5 緊急物資集積所 緊急物資の集積配分業務を円滑に行うため、あらかじめ指定した集積場所に、必要に応じ市職員を派遣する。 なお、緊急物資集積所は、以下のとおりとする。	資料編にあるため削除											
地震 74	表 5-3 緊急物資集積所一覧 <table><tr><th>No</th><th>集 積 所 名</th><th>所 在 地</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1</td><td>静岡産業支援センター (ツインメッセ静岡)</td><td>駿河区曲金3丁目1番10号</td><td>広域物資輸送拠点</td></tr><tr><td>2</td><td>市民文化会館</td><td>葵区駿府町2番 90</td><td></td></tr></table>	No		集 積 所 名	所 在 地	備 考	1	静岡産業支援センター (ツインメッセ静岡)	駿河区曲金3丁目1番10号	広域物資輸送拠点	2	市民文化会館	葵区駿府町2番 90	
No	集 積 所 名	所 在 地	備 考											
1	静岡産業支援センター (ツインメッセ静岡)	駿河区曲金3丁目1番10号	広域物資輸送拠点											
2	市民文化会館	葵区駿府町2番 90												

令和6年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案				新文書	備考
			号			
	3	草薙総合運動場体育館	駿河区栗原 19 番 1 号	広域物資輸送拠点（代替拠点）		
	4	静岡市物流団地	駿河区宇津ノ谷 914 番地の 6	広域物資輸送拠点（代替拠点）		
	5	(株)丸総 清水物流センター	清水区高橋町字郷東山 2193 番地			
	6	井川小中学校	葵区井川 1561 番地の 3	ヘリポート併設		
	7	梅ヶ島小中学校	葵区梅ヶ島 1309 番地の 1	ヘリポート併設		
	8	大川小中学校	葵区日向 876 番地	ヘリポート併設		
	9	清沢小学校	葵区相俣 99 番地の 1	ヘリポート併設		
	10	由比体育館	清水区由比 456 番地の 151			
	(略)				(略)	
地震 76	第 5 節 応援協力計画 [危機、総務、財政、市民、観光、環境、福祉、商工、農水、消防、水道、下水、教育] この計画は、災害時における広域激甚な被害に対応するため、県、警察、他の市町、自衛隊等に対して行う応援要請の概要について示す。 災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体				第 5 節 応援協力計画 （▼共通対策編 第 3 章 第 32 節「応援協力計画」、第 34 節「自衛隊派遣要請の要求計画」、第 35 節「海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」に準ずる。）	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 76	<u>等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。市は、地理等に精通していない応援者、物資の円滑な受入体制の整備に努める。</u> <u>なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、静岡県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。</u> <u>相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u> <u>1 県への応援要請</u> <u>市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</u> <u>・ 応援を必要とする理由</u> <u>・ 応援を必要とする人員、資機材等</u> <u>・ 応援を必要とする場所</u> <u>・ 応援を必要とする期間</u> <u>・ その他応援に関し必要な事項</u>		
地震 76	<u>2 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員の派遣要請等</u> <u>（１） 市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣要請を行う。</u> <u>（２） 市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、知事に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求め</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 76	<u>る。</u> <u>3 民間団体等に対する応援要請</u> <u>市長は、次の団体に対し直接又は知事を通じて応援の要請を行う。</u> <u>（１） 応援協力要請の対象となる民間団体等は一般対策編に準ずるが、主なものは次のとおりである。</u> <u>ア 赤十字奉仕団、青年団、男女共同参画団体、商工団体、農林水産団体、ボランティア団体</u> <u>イ 大学、高等学校、専修学校、各種講習施設等の学生・生徒</u> <u>ウ あらかじめ協定を締結した団体等</u> <u>（２） 応急協力要請の時期及び要請事項</u> <u>本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の事項を示して応援を要請する。</u> <u>ア 必要な人員数</u> <u>イ 作業内容</u> <u>ウ 作業場所</u> <u>エ 集合場所</u> <u>オ その他応援協力要請に関し必要な事項</u> <u>（３） 応援協力要請の実施方法</u> <u>応援協力要請の具体的な実施方法は、一般対策編に準ずる。</u>		
地震 77	<u>4 緊急消防援助隊の要請</u> <u>（１） 応援要請</u> <u>市長は、地震等の大規模災害時における災害の発</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考																		
地震 77	<u>生状況から、人命救助、消火、救急活動等において、本市の消防力及び県内消防機関の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防組織法第 44 条に基づき、県外消防機関の応援を要請する。</u> <u>（2） 緊急消防援助隊部隊の受入れ</u> <u>「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、緊急消防援助隊の円滑な消防活動を確保するため、次の措置を講ずる。</u> <u>ア 情報連絡体制</u> <u>イ 応援部隊への情報提供</u> <u>ウ 応援部隊の集結場所及び野営場所の指定</u> <u>表 5－4 応援部隊の集結場所及び野営場所の指定（緊急消防援助隊）</u>																				
	<table><tr><th><u>No.</u></th><th><u>地点名</u></th><th><u>所在地</u></th></tr><tr><td><u>1</u></td><td><u>葵区与一地先安倍川左岸河川敷</u></td><td><u>葵 区 与 一 六 丁 目 地 先</u></td></tr><tr><td><u>2</u></td><td><u>静岡市ふれあい健康増進館ゆらら</u></td><td><u>葵区南沼上 1379－1</u></td></tr><tr><td><u>3</u></td><td><u>静岡競輪場駐車場及びあおい会館</u></td><td><u>駿河区小鹿二丁目 9</u></td></tr><tr><td><u>4</u></td><td><u>静岡市立日本平動物園駐車場</u></td><td><u>駿河区池田 1767－6</u></td></tr><tr><td><u>5</u></td><td><u>静岡県消防学校</u></td><td><u>清水区谷津町一丁目 577－1</u></td></tr></table>	<u>No.</u>	<u>地点名</u>	<u>所在地</u>	<u>1</u>	<u>葵区与一地先安倍川左岸河川敷</u>	<u>葵 区 与 一 六 丁 目 地 先</u>	<u>2</u>	<u>静岡市ふれあい健康増進館ゆらら</u>	<u>葵区南沼上 1379－1</u>	<u>3</u>	<u>静岡競輪場駐車場及びあおい会館</u>	<u>駿河区小鹿二丁目 9</u>	<u>4</u>	<u>静岡市立日本平動物園駐車場</u>	<u>駿河区池田 1767－6</u>	<u>5</u>	<u>静岡県消防学校</u>	<u>清水区谷津町一丁目 577－1</u>		
	<u>No.</u>	<u>地点名</u>	<u>所在地</u>																		
	<u>1</u>	<u>葵区与一地先安倍川左岸河川敷</u>	<u>葵 区 与 一 六 丁 目 地 先</u>																		
	<u>2</u>	<u>静岡市ふれあい健康増進館ゆらら</u>	<u>葵区南沼上 1379－1</u>																		
	<u>3</u>	<u>静岡競輪場駐車場及びあおい会館</u>	<u>駿河区小鹿二丁目 9</u>																		
	<u>4</u>	<u>静岡市立日本平動物園駐車場</u>	<u>駿河区池田 1767－6</u>																		
	<u>5</u>	<u>静岡県消防学校</u>	<u>清水区谷津町一丁目 577－1</u>																		

令和6年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案			新文書	備考
地震 78 					

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 78	カ 応援部隊の運用 キ その他必要事項		
地震 78	5 他の市町村長等に対する応援要請 （1）市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、相互応援協定に基づき、協定市等に対して、又は地方自治法に基づき、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。 ◇他都市との相互応援協定一覧（資料編5－1） （2）消防組織法第39条に基づき、締結された静岡県消防相互応援協定に協定している他の市町長に応援を求めるものとする。なお、応援を求められた場合、市長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。		
地震 78	表5－6 他の地方公共団体の長に対する応援要請手順 要請内容協議（行政管理部及び関係部・課） ↓ 宿泊場所の確保 ↓ 派遣団体への具体的応援要請 ① 災害状況 ② 要請内容 ③ 派遣者名簿等の事前送付依頼 ④ 派遣先 ⑤ 責任者		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 79	⑥ 宿泊場所 ⑦ 交通状況及び現地までの交通経路 ⑧ その他（派遣団体の腕章等持参依頼等） ↓ 派遣団体の承諾 ↓ 現地到着予定時間の確認 ↓ 受入れ準備 6 自衛隊の災害派遣要請の要求 （１） 自衛隊の災害派遣要請の要求 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、自衛隊派遣に必要な事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求をする。 ア 派遣要求事項 （ア） 車両、航空機等、状況に適した手段による被害状況の把握 （イ） 避難者の誘導、輸送等、避難のための必要があるときの援助 （ウ） 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索救助 （エ） 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 （オ） 火災に対し、消防機関と協力しての消火活		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>動</u> <u>(カ) 道路又は水路の確保の措置</u> <u>(キ) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫</u> <u>(ク) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</u> <u>(ケ) 被災者に対する炊飯及び給水支援</u> <u>(コ) 防災要員等の輸送</u> <u>(サ) 連絡幹部の派遣</u> <u>(シ) その他本部長が必要と認める事項</u> <u>イ 派遣要請の要求手続き</u> <u>知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。</u> <u>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。</u> <u>また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34 普通科連隊長又は最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。</u> <u>(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由</u> <u>(イ) 派遣を希望する期間</u> <u>(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容</u> <u>(エ) その他参考となるべき事項</u> <u>(2) 災害派遣部隊の受入れ体制</u> <u>ア 他の災害救助復旧機関との競合重複排除</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>市長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することがないように、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。</u> <u>イ 作業計画及び資材等の準備</u> <u>市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある関係者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。</u> <u>ウ 作業の実施に必要な物資、機材等</u> <u>市長は、作業の実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ物資、機材等の調達を要請するものとする。</u> <u>エ 自衛隊との連絡交渉における窓口の一本化</u> <u>市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。</u> <u>（３）災害派遣部隊の撤収要請の要求</u> <u>市長は、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を要求する場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。</u> <u>（４）経費の負担区分</u> <u>自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材等は、原則として市が負担す</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 80	<u>るものとし、その内容はおおむね次のとおりである。</u> <u>ただし、災害救助法が適用された場合の経費の負担基準等は、一般対策編に準ずる。</u> <u>ア 救援活動に必要な資機材等の購入及び借上料等</u> <u>イ 宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料等</u> <u>ウ 光熱水費、通信運搬費、消耗品費</u> <u>7 海上保安庁への支援要請の依頼</u> <u>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、支援に必要な事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。</u> <u>(1) 支援要請事項</u> <u>ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送</u> <u>イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</u> <u>ウ その他、災害対策本部が行う災害応急対策の支援</u> <u>(2) 支援要請の手続き</u> <u>知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。</u> <u>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。</u> <u>また、知事への依頼ができない場合には、直接、</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考												
地震 81	<u>最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</u> <u>ア 災害の情况及び支援活動を要請する理由</u> <u>イ 支援活動を必要とする期間</u> <u>ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容</u> <u>エ その他参考となる事項</u> <u>8 協定締結団体等への要請</u> <u>市長は、災害応急対策等を実施するため必要があるときは、災害時における応急対策活動に関する協力協定に基づき関係団体に対して協力を要請する。</u> <u>◇民間事業者との協力協定一覧（資料編5－3）</u>														
地震 81	<u>9 支援受入施設の確保</u> <u>応援のため派遣されてきた他の地方公共団体や防災関係機関等の職員のため、以下のように宿泊施設等を確保する。</u>														
地震 81	<u>（1） 指定した公共施設</u> <u>表5－7 支援受入施設（特定業務支援）</u> <table border="1"> <tr> <th><u>NO</u></th><th><u>施設名</u></th><th><u>所在地</u></th><th><u>支援内容等</u></th></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>水道施設</u></td><td></td><td><u>応急給水・応急復旧等</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>城北浄化センター</u></td><td><u>葵区加藤島</u></td><td><u>下水道</u></td></tr> </table>	<u>NO</u>	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>	<u>支援内容等</u>	<u>1</u>	<u>水道施設</u>		<u>応急給水・応急復旧等</u>	<u>2</u>	<u>城北浄化センター</u>	<u>葵区加藤島</u>	<u>下水道</u>		
<u>NO</u>	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>	<u>支援内容等</u>												
<u>1</u>	<u>水道施設</u>		<u>応急給水・応急復旧等</u>												
<u>2</u>	<u>城北浄化センター</u>	<u>葵区加藤島</u>	<u>下水道</u>												

令和6年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案				新文書	備考		
地震 82	3	旧西ケ谷収集センター・西ケ谷清掃工場	葵区西ケ谷	災害廃棄物等				
		沼上清掃工場・沼上収集センター・沼上資源循環学習プラザ	葵区南沼上					
	4	競輪場駐車場（南第4「地上部隊」）	駿河区小鹿	消火・救助・救急支援				
		競輪場駐車場（南第5「航空部隊」）						
		競輪場（あおい会館「応援調整・宿泊」）						
	5	城東保健福祉エリア	葵区城東町	医療救護				
		清水保健福祉センター	清水区渋川					
		急病センター	葵区柚木					
	表5－8 支援受入施設（その他業務支援）							
	NO	施 設 名	所 在 地					
	1	中央図書館	葵区大岩本町 29－1					
	2	南部図書館	駿河区南八幡町 3－1					
	3	ラベック静岡	葵区本通七丁目 11－9					
	4	井川高齢者生活福祉センター	葵区井川 1133－2					

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	5 清水ナショナルトレニー グセンター 清水区山切 1487-1		
地震 82	<u>(2) 民間施設の借り上げ</u> 必要に応じて市内の民間施設を借り上げる。		
地震 82	<u>10 経費の負担</u> 援助に関する経費は、法令及び相互援助協定等の定め によるもののほか、原則として市が負担する。		
地震 82	第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動 [危機、区、建築、建設、消防] (略) 特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防 止に十分留意する<u>ものとする</u>。	第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動 [危機、区、建築、建設、消防] (略) 特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防 止に十分留意する。	
地震 82	1 消防活動 (1) (略) (2) 消防機関の活動 ア (略) イ 防ぎょ活動の留意事項 (略) (ア)、(イ) (略) (ウ) 多数の延焼火災が発生している地区は、住 民の避難誘導を<u>ただ</u>ちに開始し、必要に応じ 避難路の確保等、住民の安全確保を最優先と する活動を行う。 (エ) 危険物の漏<u>洩</u>等により災害が拡大し、又は そのおそれのある地区は、住民等の立入禁	1 消防活動 (1) (略) (2) 消防機関の活動 ア (略) イ 防ぎょ活動の留意事項 (略) (ア)、(イ) (略) (ウ) 多数の延焼火災が発生している地区は、住 民の避難誘導を<u>直</u>ちに開始し、必要に応じ避 難路の確保等、住民の安全確保を最優先とす る活動を行う。 (エ) 危険物の漏<u>えい</u>等により災害が拡大し、又 はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 84	止、避難誘導等の安全措置をとる。 (オ)、(カ) (略) ウ 救急、救助活動の留意事項 (ア) <u>ただ</u>ちに初動体制を確立し、関係機関と協力し、迅速かつ的確な救助活動にあたる。 (イ)、(オ) (略) (3) 事業所の活動 ア、イ (略) ウ 災害拡大防止措置 (略) (ア) (略) (イ) 警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等、可能な手段により<u>ただ</u>ちに通報する。 (ウ) (略) (4) (略) (5) 市民の活動 ア 火気の遮断 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を<u>ただ</u>ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止し電気ブレーカーを遮断する。 イ (略) 2 水防活動 <u>地震による津波及び洪水に対する水防活動の概要を示す。</u>	止、避難誘導等の安全措置をとる。 (オ)、(カ) (略) ウ 救急、救助活動の留意事項 (ア) <u>直</u>ちに初動体制を確立し、関係機関と協力し、迅速かつ的確な救助活動にあたる。 (イ)、(オ) (略) (3) 事業所の活動 ア、イ (略) ウ 災害拡大防止措置 (略) (ア) (略) (イ) 警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等、可能な手段により<u>直</u>ちに通報する。 (ウ) (略) (4) (略) (5) 市民の活動 ア 火気の遮断 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を<u>直</u>ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止し電気ブレーカーを遮断する。 イ (略) 2 水防活動 <u>(削除)</u>	内容整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、「静岡市水防計画書」の定めるところによる。</u> (1) 水防管理者及び水防管理団体の活動 ア <u>地震による津波及び洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し立退きの指示を行う。なお、水防管理者（市長）が立退きの指示をする場合においては、その旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。</u> イ <u>水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、ただちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し必要な措置を要請する。なお、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。</u> ウ <u>河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、ただちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。</u> (2) 水防活動の応援要請 <u>水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。</u> ア <u>水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。</u>	(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動 ア <u>避難</u> <u>（▼風水害対策編 第3章 第14節「避難」に準ずる。）</u> イ <u>巡視・警戒</u> <u>（▼風水害対策編 第3章 第11節「巡視及び警戒とその措置」に準ずる。）</u> (2) 水防活動の応援要請 <u>（▼風水害対策編 第3章 第4節「協力応援」に準ずる。）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 85	<u>イ 水防管理者は、必要があれば市長に対し応援を求める。</u> <u>ウ 水防管理者は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</u> <u>（３） 市長は必要があるときは、次の事項を示し知事に自衛隊の派遣要請を要求する。</u> <u>ア 応援を必要とする理由</u> <u>イ 応援を必要とする人員、資機材等</u> <u>ウ 応援を必要とする場所</u> <u>エ 期間その他応援に必要な事項</u> ３ 救出活動の基本方針と内容 <u>（１）</u> 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法適用時は知事が行うものとする。 <u>（２）</u> 市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。 <u>（３）</u> 本部長は職員を動員し、消防機関等を指揮して、生命が危険な状態にある者並びに生死不明の状態にある者を捜索救出し、必要に応じ負傷者等を救護所等に収容する。 <u>（４）</u> 本部長は、自らの救出活動が困難な場合においては、民間諸団体の協力を求め、又は知事に対し救出	<u>（削除）</u> ３ 救出活動の基本方針と内容 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法適用時は知事が行うものとする。 ・市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。 <u>（１） 市の活動</u> ・本部長は職員を動員し、消防機関等を指揮して、生命が危険な状態にある者並びに生死不明の状態にある者を捜索救出し、必要に応じ負傷者等を救護所等に収容する。 ・本部長は、自らの救出活動が困難な場合においては、民間諸団体の協力を求め、又は知事に対し救	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 86	の実施並びにこれに要する要員、資機材等の応援を要請する。 知事には次の事項を示して救出活動の実施を要請する。 ア～オ （略） <u>(5)</u> 市は、市域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。 <u>(6)</u> 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出・救護活動を行う。 ア～オ （略） <u>(7)</u> 消防機関の活動 ア～ウ （略） <u>(8)</u> 自衛隊の救出活動は、<u>「第5章 広域応援活動」</u>の定めるところにより行う。 <u>(9)</u> 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 4 被災建築物等に対する安全対策 (1) （略） (2) 市 ア 建築物 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度	出の実施並びにこれに要する要員、資機材等の応援を要請する。 <u>・知事には次の事項を示して救出活動の実施を要請する。</u> ア～オ （略） <u>・市は、市域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</u> <u>(2) 自主防災組織、事業所等及び市民の活動</u> 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出・救護活動を行う。 ア～オ （略） <u>(3) 消防機関の活動</u> ア～ウ （略） <u>(4) 自衛隊の活動</u> 自衛隊の救出活動等は、<u>▼「共通対策編 第3章 第34節 自衛隊派遣要請の要求計画」</u>の定めるところにより行う。 <u>(5) 関係機関の活動</u> 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 4 被災建築物等に対する安全対策 (1) （略） (2) 市 ア 建築物 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、<u>静岡市地震被災建築物応急</u>	地域防災計画に「静岡市地震被災建築物

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の応急危険度判定を実施する。 (略)	<u>危険度判定マニュアルに基づき、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</u> <u>なお、災害時の活動拠点となる庁舎、避難所及び救護病院その他の発災時に早期の開設を求められる建築物については、市策定の「地震災害時における建築部災害対策支部業務マニュアル」に基づき、事前割り当てした被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</u>	応急危険度判定マニュアル」を位置づけるための修正
地震 87	5 災害危険区域の指定 <u>静岡県</u>知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。	5 災害危険区域の指定 知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。	地域防災計画に「地震災害時における建築部災害対策支部業務マニュアル」を位置づけるための修正
地震 87	第 7 節 避難活動 [危機、総務、区、消防] (略)	第 7 節 避難活動 [危機、総務、区、消防] (略)	
地震 87	1 避難対策 (1) (略) (2) 情報・広報活動	1 避難対策 (1) (略) (2) 情報・広報活動	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 88	ア 県、市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2章 情報活動」に準ずる。 イ 県、市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に市民等に広報し、その内容は「第3章 広報活動」に準ずる。 (略) ウ (略) 2 避難の指示 <u>(1) 指示の基準</u> <u>ア 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し避難を指示する。</u> <u>イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、ただちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</u> <u>ウ 知事は、災害の発生により市がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。</u> <u>エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が</u>	ア 県、市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は▼「第2節 情報活動」に準ずる。 イ 県、市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に市民等に広報し、その内容は▼「第3節 広報活動」に準ずる。 (略) ウ (略) 2 避難の指示 <u>(▼共通対策編 第3章 第9節 避難救出計画「1 避難の指示」及び「2 避難の指示の伝達方法」に準ずる。)</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>切迫している市民等に対して避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</u> <u>(2) 指示の内容</u> <u>避難の指示を行う際は、概ね次の事項を伝達し避難行動の迅速化と安全を図る。</u> <u>ア 高齢者等避難、避難の指示の主旨</u> <u>イ 高齢者等避難、避難の指示が出された地域名</u> <u>ウ 緊急避難場所（所在地、名称、受入人員）</u> <u>エ 避難路及び誘導方法</u> <u>オ その他注意事項等</u> <u>(3) 指示の伝達方法</u> <u>市長は、管轄区域の住民に対して指示をしたときは、ただちに対象地区内の自主防災組織等の責任者へ通報する。また、同報無線等の活用及び警察官、海上保安官及び消防機関の協力を得て、対象地域の市民等に周知する。</u>		
地震 88	3 津波からの避難対策 津波による被害を防止、軽減するための措置については、<u>津波対策編第3章第6節「避難活動」</u>に準ずる。	3 津波からの避難対策 津波による被害を防止、軽減するための措置については、<u>▼「津波対策編 第3章第5節 避難活動」</u>に準ずる。	
地震 88	4 警戒区域の設定 <u>(1) 警戒区域の設定権等</u> <u>ア 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。以下同様。）は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に</u>	4 警戒区域の設定 <u>(▼共通対策編 第3章 第9節 避難救出計画「7 警戒区域の設定」に準ずる。)</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 89	<u>対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。</u> <u>イ 警察官又は海上保安官は、市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官又は海上保安官は、ただちにその旨を市長に通知する。</u> <u>ウ 知事は災害の発生により、市長が警戒区域を設定することが出来なくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。</u> <u>エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、その自衛官はただちにその旨を市長に通知する。</u> <u>（２） 規制の内容及び実施方法</u> <u>ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官が警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の当該区域への立入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずる。</u> <u>イ 市長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。</u> 5 避難の方法 (略)	5 避難の方法 (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 91	(1) 要避難地区で避難を要する場合 ア～エ (略) オ 津波危険予想地域及び山・がけ崩れ、地すべり、土石流等の危険予想地域の住民は、<u>ただち</u>に自主的に安全な場所へ避難する。 (2) (略) (3) 幹線避難路の確保 市は、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の除去等にも努め、避難の円滑化を図る<u>ものとする</u>。 (4) (略) (5) 緊急避難場所における業務 ア、イ (略) ウ 避難場所における住民の生活を確保するため、関係機関の協力を得て、物資の不足する者に対し必要な措置をとる<u>ものとする</u>。 エ、オ (略) (6) 避難状況の報告 ア (略) (ア) 避難の経過に関する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合、<u>ただち</u>に行う。） (イ) (略) イ (略) 6 避難所の設置及び運営 (1) (略)	(1) 要避難地区で避難を要する場合 ア～エ (略) オ 津波危険予想地域及び山・がけ崩れ、地すべり、土石流等の危険予想地域の住民は、<u>直ち</u>に自主的に安全な場所へ避難する。 (2) (略) (3) 幹線避難路の確保 市は、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の除去等にも努め、避難の円滑化を図る。 (4) (略) (5) 緊急避難場所における業務 ア、イ (略) ウ 避難場所における住民の生活を確保するため、関係機関の協力を得て、物資の不足する者に対し必要な措置をとる。 エ、オ (略) (6) 避難状況の報告 ア (略) (ア) 避難の経過に関する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合、<u>直ち</u>に行う。） (イ) (略) イ (略) 6 避難所の設置及び運営 (1) (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(2) 避難所の設置及び避難生活 ア (略) イ 設置場所 (ア)～(オ) (略) (カ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討する<u>ものとする</u>。 ウ (略) (3) 避難所の運営 避難所の運営に当たっては、避難所ごとに<u>予</u>め定めたルールや「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所等運営マニュアル」、国のガイドライン、県の避難所運営マニュアル等を参考として、必要な配慮を行う。 ア、イ (略) ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、性の多様性の観点から性別等の違いによるニーズ等、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する<u>ものとする</u>。 エ～カ (略) キ 生活環境の激変に伴い避難者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分	(2) 避難所の設置及び避難生活 ア (略) イ 設置場所 (ア)～(オ) (略) (カ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討する。 ウ (略) (3) 避難所の運営 避難所の運営に当たっては、避難所ごとに<u>あらか</u><u>じ</u>め定めたルールや「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所等運営マニュアル」、国のガイドライン、県の避難所運営マニュアル等を参考として、必要な配慮を行う。 ア、イ (略) ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、性の多様性の観点から性別等の違いによるニーズ等、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。 エ～カ (略) キ 生活環境の激変に伴い避難者が心身双方の健康に不調を来<u>た</u>可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 92	把握し、必要に応じ救護所等の設置、健康支援、口腔ケア、心のケアを含めた対策を行う<u>ものとする</u>。 ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行う<u>ものとする</u>。 (4) 実施事項及び計画 その他災害救助法に基づく実施事項及び計画は、<u>一般対策編</u>に準ずる。 第8節 社会秩序を維持する活動 <u>[総務、危機、市民]</u> <u>社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、市の実施する対策の概要を示す。</u>	分把握し、必要に応じ救護所等の設置、健康支援、口腔ケア、心のケアを含めた対策を行う。 ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行う。 (4) 実施事項及び計画 その他災害救助法に基づく実施事項及び計画は、<u>▼「共通対策編」</u>に準ずる。 第8節 社会秩序を維持する活動 <u>(▼共通対策編 第3章 第22節「社会秩序維持計画」に準ずる。)</u>	
地震 92	1 実施事項 <u>(1) 市民への呼びかけ</u> 市長は、地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し又は発生するおそれのあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、同報無線及び広報車等を活用して呼びかけを実施する。 また、区本部、地区支部等への派遣職員は、自主防災組織等を通じ正確な情報を伝達するなど、混乱防止措置を講ずる。 <u>(2) 調査等の実施</u> 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 93	<u>工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）</u> <u>ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。</u> <u>イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する。</u> <u>ウ 買い占め、売りおしめ調査（対象となる事業者の事務所、工場、事務所、店舗及び倉庫がいずれも市内に所在するものに限る。）</u> <u>エ 流言飛語の動向調査</u> <u>（3）必要な措置</u> <u>ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導する。</u> <u>イ 当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。</u> <u>2 県に対する緊急措置の要請</u> <u>市長は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱し又は混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、県に対し緊急措置等の要請を行う。</u>		
地震 93	<u>3 警察に対する要請</u> <u>市長は、市域内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、市を所轄する警察署に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。</u> <u>（1）不法事態に対する措置</u> <u>（2）鉄砲又は刀剣類に対する措置</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 93	第9節 交通の確保対策 [危機、商工、農水、都市、建設、消防] 災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上、海上及び航空交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。（巨大地震以外の地震の場合は、状況に応じ対応する<u>ものとする</u>。）	第9節 交通の確保対策 [危機、商工、農水、都市、建設、消防] 災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上、海上及び航空交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。（巨大地震以外の地震の場合は、状況に応じ対応する。）	
地震 94	1 陸上交通の確保 （１）～（５） （略） （６） 道路交通確保の措置 ア～オ （略） カ 除去障害物の処分 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空<u>き</u>地及び駐車場等に処分する。 （略） キ （略） （７） 知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等 ア （略） イ 緊急通行車両の確認事務手続<u>き</u> （ア） （略） （イ） 確認の手続<u>き</u>の効率化・簡略化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続<u>き</u>については別に定める。 （ウ） （略）	1 陸上交通の確保 （１）～（５） （略） （６） 道路交通確保の措置 ア～オ （略） カ 除去障害物の処分 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地及び駐車場等に処分する。 （略） キ （略） （７） 知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等 ア （略） イ 緊急通行車両の確認事務手続 （ア） （略） （イ） 確認の手続の効率化・簡略化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続については別に定める。 （ウ） （略）	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 96	(8) (略)	(8) (略)	
地震 97	2 海上交通の確保 「一般対策編」第3章第28節 交通応急対策計画「8 海上交通の確保」に準ずる。	2 海上交通の確保 (▼共通対策編 第3章 第27節 交通応急対策計画「7 海上交通の確保」に準ずる。)	
地震 97	3 航空交通の確保 「一般対策編」第3章第28節 交通応急対策計画「9 航空交通の確保」に準ずる。	3 航空交通の確保 (▼共通対策編 第3章 第27節 交通応急対策計画「8 航空交通の確保」に準ずる。)	
地震 97	第10節 地域への救援活動 [危機、総務、財政、市民、区、環境、福祉、衛生、保健所、病院、商工、農水、都市、建築、建設、消防、水道、下水、教育] (略) なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。	第10節 地域への救援活動 [危機、総務、財政、市民、区、環境、福祉、衛生、保健所、病院、商工、農水、都市、建築、建設、消防、水道、下水、教育] (略) なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に <u>れ</u> に係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。	
地震 97	1 緊急物資の確保計画量 「一般対策編」第3章第13節 食料供給計画に準ずる。 「一般対策編」第3章第14節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画に準ずる。	1 緊急物資の確保計画量 ▼共通対策編 第3章 第13節「食料供給計画」及び第14節「衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)	
地震 97	2 食料、生活必需品等の緊急物資の確保 「一般対策編」第3章第13節 食料供給計画に準ずる。 「一般対策編」第3章第14節 衣料・生活必需品・そ	2 食料、生活必需品等の緊急物資の確保 (▼共通対策編 第3章 第13節「食料供給計画」及び第14節「衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 97	他の物資及び燃料供給計画に準ずる。 3 救援・救護のための標示 地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示するほか、ヘリコプターによる活動拠点を定めるものとする。 また、災害により道路及び電話が不通となって孤立した場合において、搬送が必要と思われる負傷者や病人が発生した時などには、あらかじめ定められた集落内の広場等に、地名・負傷者等の数を表示したシートを広げ救援を要請する。 (1) 建物番号標示 ◇建物番号標示方法 (資料編 4-42) ◇公共建物番号標示一覧表 (資料編 4-43) (2) ヘリポート活動拠点 ◇ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表 (資料編 4-30) (3) 救援表示シート ポリエチレン製のオレンジ色シートに黒文字で表示 ア 地名表示シート (5.4m×3.6m) 地名(字名)と番号を表示 イ 無表示シート (5.4m×3.6m) 搬送が必要と思われる負傷者等の数(必要に応じ救援要請事項)を黒布テープ等で表示	3 救援・救護のための標示 ・地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示するほか、ヘリコプターによる活動拠点を定める。 ・災害により道路及び電話が不通となって孤立した場合において、搬送が必要と思われる負傷者や病人が発生したときなどには、あらかじめ定められた集落内の広場等に、地名・負傷者等の数を表示したシートを広げ救援を要請する。 (1) 建物番号標示 ◇資料編 4-42：建物番号標示方法 ◇資料編 4-43：公共建物番号標示一覧表 (2) ヘリポート活動拠点 ◇資料編 4-30：ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表 (3) 救援表示シート ポリエチレン製のオレンジ色シートに黒文字で表示 ア 地名表示シート (5.4m×3.6m) 地名(字名)と番号を表示 イ 無表示シート (5.4m×3.6m) 搬送が必要と思われる負傷者等の数(必要に応じ救援要請事項)を黒布テープ等で表示	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 98	4 給水活動 (1) 市 市は、水道施設が被災し管路による給水が困難な<u>時</u>は、住民と連携し耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽等から給水を行うとともに、給水車等による運搬給水を行う。また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。 ア～キ（略） ク 災害救助法に基づく飲料水の供給に係る実施基準及び計画は、<u>一般対策編</u>に準ずる。ただし、飲料水の供給期間については、上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。 (2)（略） (3) 健康対策・精神保健対策・歯科保健対策 ア（略） イ 精神保健活動 心のケアチームである<u>D P A T【災害派遣精神医療チーム】</u>の派遣要請等の準備 ウ（略）	4 給水活動 (1) 市 市は、水道施設が被災し管路による給水が困難な<u>とき</u>は、住民と連携し耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽等から給水を行うとともに、給水車等による運搬給水を行う。また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。 ア～キ（略） ク 災害救助法に基づく飲料水の供給に係る実施基準及び計画は、<u>▼「共通対策編」</u>に準ずる。ただし、飲料水の供給期間については、上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。 (2)（略） (3) 健康対策・精神保健対策・歯科保健対策 ア（略） イ 精神保健活動 心のケアチームである<u>災害派遣精神医療チーム（D P A T）</u>の派遣要請等の準備 ウ（略）	表現の適正化
地震 99	5 燃料の確保 <u>「一般対策編」第3章第14節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画</u>に準ずる。	5 燃料の確保 <u>（▼共通対策編 第3章 第14節「衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。）</u>	
地震 99	6 医療救護活動 <u>「一般対策編」第3章第19節 医療及び助産計画</u>に準ずる。	6 医療救護活動 <u>（▼共通対策編 第3章 第19節「医療及び助産計画」に準ずる。）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 99	7 し尿処理等 「一般対策編」第3章第21節 災害廃棄物処理計画に準ずる。	7 し尿処理等 （▼共通対策編 第3章 第21節「災害廃棄物処理計画」に準ずる。）	
地震 99	8 生活ごみ・避難所ごみの処理 「一般対策編」第3章第21節 災害廃棄物処理計画に準ずる。	8 生活ごみ・避難所ごみの処理 （▼共通対策編 第3章 第21節「災害廃棄物処理計画」に準ずる。）	
	9、10 （略）	9、10 （略）	
地震 100	11 要配慮者への配慮 （1） （略） （2） 福祉部局と自主防災組織等との連携 要配慮者への配慮は、福祉部局と自主防災組織、民生委員・児童委員、その他支援団体等と連携し実施する <u>ものとする</u> 。 （3）、（4） （略） （5） 日本語の分からない外国人等への情報提供 通訳ボランティア等の協力を得て、多言語による相談窓口の設置や電話相談等を行う <u>ものとする</u> 。 （6） （略）	11 要配慮者への配慮 （1） （略） （2） 福祉部局と自主防災組織等との連携 要配慮者への配慮は、福祉部局と自主防災組織、民生委員・児童委員、その他支援団体等と連携し実施する。 （3）、（4） （略） （5） 日本語の分からない外国人等への情報提供 通訳ボランティア等の協力を得て、多言語による相談窓口の設置や電話相談等を行う。 （6） （略）	
地震 101	12 男女双方の視点への配慮 （1） 基本方針 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ものとする</u> 。 （2）、（3） （略）	12 男女双方の視点への配慮 （1） 基本方針 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 （2）、（3） （略）	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 101	13 災害廃棄物等の処理 <u>「一般対策編」第3章第21節 災害廃棄物処理計画に</u> <u>準ずる。</u>	13 災害廃棄物等の処理 <u>（▼共通対策編 第3章 第21節「災害廃棄物処理計</u> <u>画」に準ずる。）</u>	
地震 101	14 防疫活動 (略) (1) 市 ア～カ (略) キ 食品衛生監視指導の実施 (ア)、(イ) (略) (ウ) 避難所及び自主防災組織への食品取扱の衛 生指導 ク～ケ (略) (2)、(3) (略)	14 防疫活動 (略) (1) 市 ア～カ (略) キ 食品衛生監視指導の実施 (ア)、(イ) (略) (ウ) 避難所及び自主防災組織への食品取扱 <u>い</u> の 衛生指導 ク～ケ (略) (2)、(3) (略)	
地震 102	15 遺体の搜索及び措置 <u>「一般対策編」第3章第23節 遺体の搜索及び措置埋</u> <u>葬計画に準ずる。</u>	15 遺体の搜索及び措置 <u>（▼共通対策編 第3章 第23節「遺体の搜索及び措</u> <u>置埋葬計画」に準ずる。）</u>	
地震 102	16 障害物の除去 <u>市長は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づ</u> <u>き、災害により土石等が居室等日常生活に欠くことで</u> <u>できない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に</u> <u>居住することができない状態にあり、かつ自己の資力で</u> <u>は住宅又はその周辺に運ばれた障害物除去を行うことが</u> <u>できない世帯を対象に実施する。</u> <u>(1) 災害救助法に基づく障害物除去の実施</u> <u>応急的な除去は、次の方針に基づき生活上欠くこ</u>	16 障害物の除去 <u>（▼共通対策編 第3章 第24節「障害物の除去」に</u> <u>準ずる。）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 103	<u>とのできない場所を対象として実施する。</u> <u>ア 障害物除去の対象については、居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。</u> <u>イ 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和38年静岡県規則第25号）による。</u> <u>ウ 障害物除去の期間については、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。</u> <u>（2） 災害の拡大と二次災害の防止活動</u> <u>災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u> 17 応急仮設住宅等 <u>（1） 基本方針</u> <u>応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。</u> <u>その際早急に応急仮設住宅等を供与できるよう、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。</u> <u>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住</u>	17 応急仮設住宅等 <u>（▼共通対策編 第3章 第17節「応急仮設住宅等」に準ずる。）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅等を供与する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u> <u>(2) 応急仮設住宅の概要</u> <u>ア 一戸あたりの建築面積及び費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和 38 年静岡県規則第 25 号）による。</u> <u>イ 高齢者や障がいのある人等に配慮した福祉仮設住宅や、戸数に応じた集会所の設置も可能である。</u> <u>ウ 着工については、原則として災害発生の日から 20 日以内とする。</u> <u>エ 供与の期間は、原則として完成の日から 2 年以内とする。</u> <u>オ 賃貸住宅の居室を仮設住宅として借上げることでも可能である。</u> <u>(3) 本市が実施する事務</u> <u>建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現場監理、入居管理事務等の事務</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 103	<u>を実施する。</u> 18 住宅の応急修理 <u>(1) 基本方針</u> <u>住宅の応急修理は、住宅が半壊、半焼し、又は半壊に準じる程度の損傷を受け、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、県知事の委任を受けて、市長が実施する。</u> <u>(2) 災害救助法に基づく応急修理の実施</u> <u>県の補助として、次の方針に基づき、必要な住宅の応急修理を実施する。</u> <u>ア 応急修理の対象については、屋根、居室、台所、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。</u> <u>イ 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和38年静岡県規則第25号）による。</u> <u>ウ 応急修理の期間については、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。</u>	18 住宅の応急修理 <u>(▼共通対策編 第3章 第18節「住宅の応急修理」に準ずる。)</u>	
地震 104	19 賃金職員の雇用計画 <u>(1) 賃金職員の雇用</u> <u>賃金職員の雇用は原則として現地で行う。ただし、災害救助法に基づく雇用については、知事の許可を得るものとする。</u> <u>(2) 災害救助法に基づく雇用内容</u> <u>ア 医療及び助産における移送</u>	19 賃金職員の雇用計画 <u>(▼共通対策編 第3章 第33節「賃金職員の雇用計画」に準ずる。)</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 137	イ 被災者救出のための要員 ウ 飲料水供給及び浄化薬品配布のための要員 エ 遺体の捜索及び遺体の洗浄等のための要員 オ 緊急物資の整理、輸送及び配布のための要員 カ その他災害救助法の規定による。 (3) 雇用の期間 救助の種目ごとに定められている期間とする。 (4) 知事への応援要請 市長は、災害応急対策実施にあたり必要と認めるときは、知事に対し賃金職員のあつせんを要請するものとする。 20 帰宅困難者への対応 (1) 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。 (2) 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。	20 帰宅困難者への対応 - 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。 - 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。	
地震 104	第11節 災害ボランティア活動の支援 [市民、観光]	第11節 災害ボランティア活動の支援	
地震 104	1 基本方針 市は、(福)静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター等と協力し、災害ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援す	(▼共通対策編 第3章 第40節「災害ボランティア活動支援計画」及び第41節「通訳ボランティア活動支援計画」に準ずる。)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>る。</u> <u>県は、国及び市とともに、災害ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</u> <u>(1) 災害ボランティア本部の設置及び運営</u> <u>市は、災害が発生し、被災者支援の必要性がある場合には、(福) 静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等で構成する災害ボランティア本部開設・閉鎖等検討委員会を開催し、同委員会で協議のうえ災害ボランティア本部を設置する。</u> <u>災害ボランティア本部は、(福) 静岡市社会福祉協議会地域福祉部長を本部長とし、(福) 静岡市社会福祉協議会職員、災害ボランティアコーディネーター等で構成する。</u> <u>災害ボランティア本部は、災害ボランティア及び被災者ニーズの受付、活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う災害ボランティアセンターを、被害の状況等に応じて適切な場所に開設し運営する。</u> <u>市は、情報交換、協議等を行うため、必要に応じ職員を連絡調整要員として市災害ボランティア本部等に配置し、その活動を支援する。</u> <u>なお、災害ボランティアセンター等の開設場所</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考																								
地震 105	<u>は、原則として以下のとおりとする。</u> 表5-9 災害ボランティアセンター等の開設場所 <table> <tr> <th>No.</th><th>名称</th><th>開設場所</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>災害ボランティア情報渉外センター</u></td><td><u>中央福祉センター</u></td><td><u>葵区城内町1番1号</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>葵地区災害ボランティアセンター</u></td><td><u>番町市民活動センター</u></td><td><u>葵区一番町50番地</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>駿河地区災害ボランティアセンター</u></td><td><u>地域福祉共生センターみなくる</u></td><td><u>駿河区南八幡町3番1号</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>清水地区災害ボランティアセンター</u></td><td><u>清水社会福祉会館はーとぴあ</u></td><td><u>清水区宮代町1番1号</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>蒲原地区災害ボランティアセンター</u></td><td><u>蒲原白銀すこやかセンター1階</u></td><td><u>清水区蒲原721番地の4</u></td></tr> </table>	No.	名称	開設場所	所在地	<u>1</u>	<u>災害ボランティア情報渉外センター</u>	<u>中央福祉センター</u>	<u>葵区城内町1番1号</u>	<u>2</u>	<u>葵地区災害ボランティアセンター</u>	<u>番町市民活動センター</u>	<u>葵区一番町50番地</u>	<u>3</u>	<u>駿河地区災害ボランティアセンター</u>	<u>地域福祉共生センターみなくる</u>	<u>駿河区南八幡町3番1号</u>	<u>4</u>	<u>清水地区災害ボランティアセンター</u>	<u>清水社会福祉会館はーとぴあ</u>	<u>清水区宮代町1番1号</u>	<u>5</u>	<u>蒲原地区災害ボランティアセンター</u>	<u>蒲原白銀すこやかセンター1階</u>	<u>清水区蒲原721番地の4</u>		
No.	名称	開設場所	所在地																								
<u>1</u>	<u>災害ボランティア情報渉外センター</u>	<u>中央福祉センター</u>	<u>葵区城内町1番1号</u>																								
<u>2</u>	<u>葵地区災害ボランティアセンター</u>	<u>番町市民活動センター</u>	<u>葵区一番町50番地</u>																								
<u>3</u>	<u>駿河地区災害ボランティアセンター</u>	<u>地域福祉共生センターみなくる</u>	<u>駿河区南八幡町3番1号</u>																								
<u>4</u>	<u>清水地区災害ボランティアセンター</u>	<u>清水社会福祉会館はーとぴあ</u>	<u>清水区宮代町1番1号</u>																								
<u>5</u>	<u>蒲原地区災害ボランティアセンター</u>	<u>蒲原白銀すこやかセンター1階</u>	<u>清水区蒲原721番地の4</u>																								
地震 105	<u>(2) 災害ボランティア活動に関する情報の提供</u> <u>ア 市は、ライフライン及び公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向等、災害ボランティア活動に必要な情報を災害ボランティア本部等に的確に提供する。</u> <u>イ 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補等の情報を災害ボランティア本部等に提供する。</u> <u>(3) 災害ボランティア活動に必要な資機材の提供</u> <u>市は、災害ボランティア本部等における災害ボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</u> <u>(4) 市民活動団体への協力要請並びに受入</u>																										

現行頁	目次再編案	新文書	備考			
地震 105	<u>市は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断したときは、関係する市民活動団体に対して協力を要請するものとする。</u> <u>この要請のほか、その他の市民活動団体から協力の申し入れがあった場合には、災害ボランティア本部で受け入れるものとする。</u> <u>2 外国人等への支援</u> <u>市は、要配慮者である日本語のわからない外国人にとって特有の言語や習慣の違いによる課題に対応するため、市災害対策本部の設置に合わせて、災害多言語支援センターを設置し、ボランティアの協力及び関係機関等との連携により外国人被災者を総合的かつ計画的に支援するための体制を整備する。</u> <u>(1) 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営</u> <u>市は、災害対策本部を設置した場合、一般財団法人静岡市国際交流協会の事務局長を長とする災害多言語支援センターを適切な場所に設置する。</u> <u>災害多言語支援センターは、外国人に関する情報の収集、外国人向けの情報提供、通訳ボランティアの受付、通訳ボランティアの派遣等を行う。</u> <u>市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として国際交流課内に配置し、その活動を支援する。</u>					
地震 106	<u>表 5－10 災害多言語支援センターの設置場所</u> <table><tr><th>名称</th><th>設置場所</th><th>所在地</th></tr></table>	名称	設置場所	所在地		
名称	設置場所	所在地				

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	静岡市災害多言語支援センター 静岡庁舎低層棟3階食堂 葵区追手町5番1号		
地震 106	（2）多言語支援活動に関する情報の提供 市は、外国人等の被災状況や避難状況を把握し、 多言語化が必要とされる情報を災害多言語支援センターに的確に提供する。 （3）多言語支援活動に必要な資機材の提供 市は、災害多言語支援センターの活動に必要な各種資機材の提供に努める。		
地震 106	第12節 学校における災害応急対策及び応急教育 「一般対策編」第3章第29節 応急教育計画 に準ずる。	第12節 学校における災害応急対策及び応急教育 （▼共通対策編 第3章 第28節「応急教育計画」 に準ずる。）	
地震 106	第13節 被災者の生活再建等への支援 「一般対策編」第3章第30節 社会福祉計画 に準ずる。	第13節 被災者の生活再建等への支援 （▼共通対策編 第3章 第29節「社会福祉計画」 に準ずる。）	
地震 106	第14節 市有施設及び設備等の対策 [危機、総務、財政、農水、建設、消防、水道、下水] (略)	第14節 市有施設及び設備等の対策 [危機、総務、 総政 、財政、農水、建設、消防、水道、下水] (略)	担当部局の修正
地震 109	第15節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 [建設、水道、下水] (略)	第15節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 [建設、水道、下水] (略)	
地震 109	1 水道及び下水道 （1）災害の発生状況に応じて送水を停止する等必要な	1 水道及び下水道 （▼共通対策編 第3章 第16節「水道及び下水道対	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 110	<u>応急復旧を行う。</u> <u>（２） 浄水場施設に異常がないか確認し、異常が生じた場合は、備蓄資機材を活用し必要な応急復旧を行う。</u> <u>（３） 送・配水施設の被害状況を把握し、必要な資機材及び車両を確保し、あらかじめ協定を締結する指定業者に協力を求め、応急復旧工事を行う。</u> <u>（４） 避難場所、医療拠点等の防災拠点施設へ仮設配管等による優先的な応急給水に努める。</u> <u>（５） 給水車、給水タンク等を活用し応急給水を行う。</u> <u>（６） 下水道施設の被害状況を把握し、必要な資機材及び車両を確保し、あらかじめ協定を締結している団体に協力を求め、応急復旧を行う。</u> <u>（７） 災害の発生状況に応じて汚水、生活雑排水を公共下水道に流さないよう広報活動を実施する。</u> <u>（８） 避難場所、医療拠点等の防災拠点施設に至る管きよの優先的な応急復旧に努める。</u> <u>（９） 浄化センターに異常がないか確認し、異常が生じた場合は、簡易処理等の措置を講じ必要な応急復旧を行う。</u> ２ 電力（中部電力パワーグリッド株式会社静岡支社） （１） （略） （２） 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。	<u>策計画」に準ずる。）</u> ２ 電力（中部電力パワーグリッド株式会社静岡支社） （１） （略） （２） 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めるとともに、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 110	(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	
地震 112	(5) 発電所、変電所は、 <u>ただ</u> ちに各種装置及び施設を巡回点検し、安全確保の応急措置を講ずる。	(5) 発電所、変電所は、 <u>直</u> ちに各種装置及び施設を巡回点検し、安全確保の応急措置を講ずる。	
	3～7 (略)	3～7 (略)	
	8 道路	8 道路	
	<u>(1) 道路管理者は、他の道路管理者等その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。</u>	<u>(▼共通対策編 第3章 第27節「交通応急対策計画」)に準ずる。)</u>	
	<u>(2) 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。</u>		
	<u>(3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。</u>		
	<u>(4) 交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、最寄りの警察署に対しその旨を報告する。</u>		
地震 112	9 (略)	9 (略)	
地震 112	第16節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 [福祉、衛生、病院、子ども、建設、消防、水道、下水、教育] (略) 計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるものの <u>他</u> 、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。 (略)	第16節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 [福祉、衛生、病院、子ども、建設、消防、水道、下水、教育] (略) 計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるものの <u>ほか</u> 、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。 (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 113	1 (略) 2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項 (略) (1) (略) (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、 処理又は取扱いを行う施設 火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して 影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急 点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の 停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために 必要な応急的保安措置を実施する。 (3)～(6) (略)	1 (略) 2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項 (略) (1) (略) (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、 処理又は取扱いを行う施設 火災、流出、爆発、漏えいその他周辺地域に対し て影響を与える現象の発生を防止するために必要な 緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等 の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のため に必要な応急的保安措置を実施する。 (3)～(6) (略)	
地震 115	第6章 復旧・復興計画	第6章 復旧・復興計画	
地震 115	(略) 第1節 防災関係機関の活動 [危機、総務、総政] (略)	(略) 第1節 防災関係機関の活動 [危機、総務、総政] (略)	
地震 115	1 静岡市震災復興本部 (1) 設置 ア、イ (略) ウ 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本 部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する 事務との整合性の確保に配慮するものとする。 (2) (略)	1 静岡市震災復興本部 (1) 設置 ア、イ (略) ウ 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本 部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する 事務との整合性の確保に配慮する。 (2) (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考		
地震 116	2 (略) 3 市防災会議の開催等 <u>(1)</u> 復興本部が設置された場合、必要に応じ防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興計画に係る連絡調整等を行う。 <u>(2)</u> 招集される防災会議の委員は、復旧・復興計画の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 <u>(3)</u> 防災会議は、復興本部との調整を図る<u>ものとする</u>。	2 (略) 3 市防災会議の開催等 <u>・</u>復興本部が設置された場合、必要に応じ<u>市</u>防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興計画に係る連絡調整等を行う。 <u>・</u>招集される<u>市</u>防災会議の委員は、復旧・復興計画の内容に応じて<u>市</u>防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 <u>・市</u>防災会議は、復興本部との調整を図る。			
地震 116	4 震災復興対策会議 (1) (略) (2) 震災復興対策会議の構成及び運営は、本部運営要領の定めるところによる。 (略)	4 震災復興対策会議 (1) (略) (2) <u>構成及び運営</u> 震災復興対策会議の構成及び運営は、本部運営要領の定めるところによる。 (略)			
地震 116	第2節 防災関係機関の講ずる復旧・復興対策 市長は、防災関係機関と緊密な連携のもとに、各機関が行う復旧・復興対策の内容及び状況を把握する<u>ものとする</u>。	第2節 防災関係機関の講ずる復旧・復興対策 市長は、防災関係機関と緊密な連携のもとに、各機関が行う復旧・復興対策の内容及び状況を把握する。			
地震 116	1 指定地方行政機関 <u>(1)</u> 総務省東海総合通信局 <u>ア</u> 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 <u>イ</u> 災害地域における電気通信施設、放送設備等の	1 指定地方行政機関 <table><tr><td>総務省東海総合通信局</td><td> <u>(1)</u> 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 <u>(2)</u> 災害地域における電気通信施設、放 </td></tr></table>	総務省東海総合通信局	<u>(1)</u> 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 <u>(2)</u> 災害地域における電気通信施設、放	表による整理
総務省東海総合通信局	<u>(1)</u> 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 <u>(2)</u> 災害地域における電気通信施設、放				

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	被害状況の調査 <u>ウ</u> 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 <u>(2)</u> 財務省東海財務局（静岡財務事務所） <u>ア</u> 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 <u>イ</u> 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置 <u>(3)</u> 農林水産省関東農政局静岡県拠点 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 <u>(4)</u> 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署） <u>ア</u> 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 <u>イ</u> 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 <u>ウ</u> 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等） <u>(5)</u> 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、<u>富</u>		送設備等の被害状況の調査 <u>(3)</u> 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 <u>(1)</u> 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 <u>(2)</u> 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 <u>(1)</u> 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 <u>(2)</u> 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 <u>(3)</u> 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	土砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所） <u>ア</u> 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>イ</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、関係機関と調整を図り実施する。 <u>ウ</u> 復旧・復興事業に関する広報を実施する。 <u>(6)</u> 国土地理院中部地方測量部 <u>ア</u> 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 <u>イ</u> 地理情報システムの活用を図る。 <u>ウ</u> 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。 <u>(7)</u> 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 <u>(8)</u> 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部） <u>ア</u> 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 <u>イ</u> 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導	国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所） <u>（富士砂防事務所）</u> <u>（静岡国道事務所）</u> <u>（清水港湾事務所）</u> 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所） 国土地理院 中部地方測量部 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） 海上保安庁第三管区海上保	<u>(1)</u> 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>(2)</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、関係機関と調整を図り実施する。 <u>(3)</u> 復旧・復興事業に関する広報を実施する。 <u>(1)</u> 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 <u>(2)</u> 地理情報システムの活用を図る。 <u>(3)</u> 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 <u>(1)</u> 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
地震 118	2 指定公共機関 <u>(1)</u> 日本郵便株式会社（静岡中央郵便局） 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。 <u>ア</u> 被災地あて救助用郵便物の料金免除 <u>イ</u> 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 <u>ウ</u> 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 <u>エ</u> 被災者が差し出す郵便物の料金免除 <u>(2)</u> 日本赤十字社（静岡県支部） <u>ア</u> 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 <u>イ</u> 協力奉仕者の連絡調整 <u>(3)</u> 日本放送協会（静岡放送局） <u>ア</u> 復旧・復興時の時節に応じ、混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 <u>イ</u> 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施	安本部 （清水海上保安部） 通の整理・指導 <u>(2)</u> 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導	2 指定公共機関 日本郵便株式会社 （静岡中央郵便局） 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。 <u>(1)</u> 被災地あて救助用郵便物の料金免除 <u>(2)</u> 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 <u>(3)</u> 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 <u>(4)</u> 被災者が差し出す郵便物の料金免除	表による整理
		日本赤十字社 （静岡県支部） <u>(1)</u> 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 <u>(2)</u> 協力奉仕者の連絡調整	<u>(1)</u> 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 <u>(2)</u> 被災者が差し出す郵便物の料金免除	
		日本放送協会 （静岡放送局） <u>(1)</u> 復旧・復興時の時節に応じ、混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編	<u>(1)</u> 復旧・復興時の時節に応じ、混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>ウ</u> 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 <u>エ</u> 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施 <u>(4)</u> 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター） <u>ア</u> 管轄する基盤施設が被災した場所には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>イ</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 <u>ウ</u> 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。 <u>(5)</u> 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 災害の復旧について、応急復旧工事の終了後、速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。 <u>(6)</u> 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店） <u>ア</u> 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断	成 <u>(2)</u> 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 <u>(3)</u> 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 <u>(4)</u> 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施 中日本高速道路株式会社 （東京支社 富士・静岡・浜松保全・サービスセンター） <u>(1)</u> 管轄する基盤施設が被災した場所には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>(2)</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 <u>(3)</u> 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。 東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 災害の復旧について、応急復旧工事の終了後、速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。 西日本電信電	
		<u>(1)</u> 施設が被災した場合には、被害状況	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	し、復旧・復興事業を実施する。 <u>イ</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 <u>ウ</u> 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。 <u>(7)</u> 日本通運株式会社、<u>福山通運株式会社</u>、<u>佐川急便株式会社</u>、<u>ヤマト運輸株式会社</u>、<u>西濃運輸株式会社</u> 復旧・復興事業に関する車両の確保及び運行 <u>(8)</u> 岩谷産業株式会社、<u>アストモスエネルギー株式会社</u>、<u>株式会社ジャパングスエナジー</u>、<u>ENEOSグループ株式会社</u>、<u>ジクシス株式会社</u> LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送 <u>(9)</u> 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡支社） <u>ア</u> 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>イ</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 <u>ウ</u> 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。 <u>(10)</u> 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、<u>一般社</u>	話株式会社 （静岡支店） 株式会社NTTドコモ東海支社 （静岡支店）	と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>(2)</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 <u>(3)</u> 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	
		日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	復旧・復興事業に関する車両の確保及び運行	
		岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャ	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	団法人全国中小建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力 <u>(11)</u> 株式会社イトーヨーカ堂、 <u>イオン株式会社</u> 、 <u>ユニー株式会社</u> 、 <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> 、 <u>株式会社ローソン</u> 、 <u>株式会社ファミリーマート</u> 、 <u>株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u> <u>ア</u> 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 <u>イ</u> 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	パンガスエナジー E N E O S グローブ株式会社 ジクシス株式会社		
		中部電力パワーグリッド株式会社 (静岡支社)	<u>(1)</u> 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>(2)</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 <u>(3)</u> 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	
		一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
		株式会社イト	<u>(1)</u> 県からの要請による災害救助の実施	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
地震 119	3 指定地方公共機関 <u>(1)</u> 土地改良区（静岡市内土地改良区） <u>ア</u> 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>イ</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、国・県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。	一ヨーカ堂 イオン株式会 社 ユニー株式会 社 株式会社セブ ン-イレブン・ ジャパン 株式会社ロー ソン 株式会社ファ ミリーマート 株式会社セブ ン&アイ・ホ ールディング ス	に必要な物資の調達等の実施 <u>(2)</u> 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	表による整理
		3 指定地方公共機関 土地改良区 （静岡市内土地改良区）	<u>(1)</u> 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>(2)</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、国・県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>ウ</u> 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。 <u>(2)</u> 静岡ガス株式会社（静岡支社、<u>東部支社</u>） <u>ア</u> ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>イ</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 <u>ウ</u> 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。 <u>(3)</u> 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部） 必要に応じ代替燃料の供給に協力する。 <u>(4)</u> 静岡鉄道株式会社 <u>ア</u> 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>イ</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 <u>ウ</u> 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。 <u>(5)</u> 一般社団法人静岡県トラック協会、<u>一般社団法人静岡県バス協会</u>、<u>商業組合静岡県タクシー協会</u>	の管理者等とも調整を行う。 <u>(3)</u> 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。 静岡ガス株式会社 （静岡支社、<u>東部支社</u>） <u>(1)</u> ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>(2)</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 <u>(3)</u> 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。 一般社団法人静岡県LPガス協会 （中部支部） 静岡鉄道株式会社 <u>(1)</u> 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>(2)</u> 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとと	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行 (6) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず） ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施 (7) 公益社団法人静岡県栄養士会 ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力 (8) 一般社団法人静岡県建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人 静岡県トラック協会 一般社団法人 静岡県バス協会 商業組合静岡 県タクシー協会	もに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。 復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行 民間放送機関 （静岡放送株式会社） （株式会社テレビ静岡） （株式会社静岡朝日テレビ） （株式会社静岡第一テレビ） （株式会社トコちゃんねる静岡） （静岡エフエム (1) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 (2) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 (3) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 (4) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施	

現行頁	目次再編案	新文書	備考						
地震 121	第3節 激甚災害の指定 [財政] (略) 1 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、被害状況を調査し知事に報告する。 2 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出しなければならない。	<table><tr><td>放送株式会社) (株式会社シェイエフエム静岡) (株式会社エフエムしみず)</td><td></td></tr><tr><td>公益社団法人 静岡県栄養士会</td><td>(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力</td></tr><tr><td>一般社団法人 静岡県建設業協会</td><td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td></tr></table> (移動)	放送株式会社) (株式会社シェイエフエム静岡) (株式会社エフエムしみず)		公益社団法人 静岡県栄養士会	(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力	一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	共通対策編へ移動
放送株式会社) (株式会社シェイエフエム静岡) (株式会社エフエムしみず)									
公益社団法人 静岡県栄養士会	(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力								
一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力								
地震 121	第4節 震災復興計画の策定 [危機、総政] (略)	第3節 震災復興計画の策定 [危機、総政] (略)							

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 121	また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努める<u>ものとする</u>。 1 計画策定の体制 <u>(1)</u> 市長は、必要があると認めたときは、計画策定本部を設置し震災復興計画を策定する。 <u>(2)</u> 計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。 <u>(3)</u> 市長は、計画の策定にあたっては、広く市民各層や学識経験者の参画を得るものとする。 2 (略)	また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努める。 1 計画策定の体制 <u>・</u>市長は、必要があると認めたときは、計画策定本部を設置し震災復興計画を策定する。 <u>・</u>計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。 <u>・</u>市長は、計画の策定にあたっては、広く市民各層や学識経験者の参画を得るものとする。 2 (略)	
地震 122	3 計画の基本方針 計画策定にあたっては、市の総合計画や都市マスタープラン等との調整を図る<u>ものとする</u>。	3 計画の基本方針 計画策定にあたっては、市の総合計画や都市マスタープラン等との調整を図る。	
地震 122	4 計画の公表 計画策定後は、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、市民に周知し、被災地の復興を促進する<u>ものとする</u>。 5 (略)	4 計画の公表 計画策定後は、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、市民に周知し、被災地の復興を促進する。 5 (略)	
地震 123	第<u>5</u>節 (略) 第<u>6</u>節 震災復興基金の設立 [危機、総政]	第<u>4</u>節 (略) 第<u>5</u>節 震災復興基金の設立 [危機、総政]	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 125	(略) <u>1</u> 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。 <u>2</u> 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。 第<u>7</u>節 (略) 第<u>8</u>節 都市・農山漁村の復興 [危機、農水、都市]	(略) <u>1</u> 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。 <u>1</u> 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。 第<u>6</u>節 (略) 第<u>7</u>節 都市・農山漁村の復興 [危機、農水、都市]	
地震 125	(略) 1 都市・農山漁村復興計画の策定 (1) 被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が不可欠である。 (略) (2) 都市・農山漁村の復興<u>大</u>針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。	(略) 1 都市・農山漁村復興計画の策定 (1) <u>計画の策定</u> 被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が不可欠である。 (略) (2) <u>復興方針の明確化</u> 都市・農山漁村の復興<u>方</u>針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。	
地震 125	2 都市の復興 (略) (1)、(2) (略) (3) 建築制限の実施 ア 被害が大きく、都市計画<u>また</u>は土地区画整理法による土地区画整理事業による復興が望ましい区域で、建築基準法第 84 条に基づき、建築制限の区	2 都市の復興 (略) (1)、(2) (略) (3) 建築制限の実施 ア 被害が大きく、都市計画<u>又</u>は土地区画整理法による土地区画整理事業による復興が望ましい区域で、建築基準法第 84 条に基づき、建築制限の区域	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 127	域を指定する。 (4)～(9) (略) 3 (略) 第9節 被災者の生活再建支援 [危機、総務、税務、市民、区、観光、福祉、衛生、子ども、 商工、建築、会計、消防] (略)	を指定する。 (4)～(9) (略) 3 (略) 第8節 被災者の生活再建支援 [危機、総務、税務、市民、区、観光、福祉、衛生、子ども、 商工、建築、会計、消防] (略)	
地震 127	1 恒久住宅対策 (略) (1)～(7) (略) (8) 地震保険の推進 地震保険は、<u>地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。</u>	1 恒久住宅対策 (略) (1)～(7) (略) (8) 地震保険の推進 地震保険は、<u>地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努める。</u>	
地震 128	2 災害弔慰金等の支給 <u>震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。</u> <u>(1) 支給対象者の把握</u> <u>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。</u> <u>(2) 支給方法の決定及び支給</u> <u>災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、</u>	2 災害弔慰金等の支給 <u>(▼共通対策編 第4章 第1節「災害弔慰金等の支給」に準ずる。)</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 129	<u>災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。</u> 3 被災者の支援 <u>市は、県と連携し、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度を運用するものとする。</u> <u>(1) 国・県への要望</u> <u>国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。</u> <u>(2) 被災状況の把握</u> <u>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があるとき、被災者支援システム等を利用し被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。</u> <u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</u> <u>県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。</u> <u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者</u>	3 被災者の支援 <u>（▼共通対策編 第4章 第2節「被災者の支援」に準ずる。）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>台帳の作成にデジタル技術を積極的に活用するものとする。</u> 【県への報告】 <u>ア 死亡者数</u> <u>イ 負傷者数</u> <u>ウ 全壊・半壊住宅数 等</u> 【被災者台帳】 <u>ア 氏名、生年月日、性別</u> <u>イ 住所又は居所</u> <u>ウ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</u> <u>エ 援護の実施の状況</u> <u>オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等</u> （３） 罹災証明書の発行 <u>ア 罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を発行する。</u> <u>イ 罹災調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。</u> （４） 災害援護資金の貸付け <u>災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。</u> （５） 被災者（自立）生活再建支援金の申請受付け等 <u>被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 130	<u>務を迅速に実施する。</u> <u>（6） 義援金の募集等</u> <u>ア 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</u> <u>イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。</u> <u>（7） 租税の減免等</u> <u>地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</u> 4 雇用対策 （略） （1） （略） （2） 離職者に対する生活支援の実施 雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続<u>き</u>の弾力的措置の実施等を国に要望する。 （3） （略）	4 雇用対策 （略） （1） （略） （2） 離職者に対する生活支援の実施 雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続の弾力的措置の実施等を国に要望する。 （3） （略）	
地震 130	5 要配慮者の支援 <u>高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。</u> <u>また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が、震災から早期に立ち直れるよう精神的支援を実施する。</u> <u>（1） 民間社会福祉施設の再建支援</u>	5 要配慮者の支援 <u>（▼共通対策編 第4章 第3節「要配慮者の支援」に準ずる。）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。</u> <u>(2) 心のケアの実施</u> <u>精神相談窓口を開設するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。</u> <u>(3) 被災状況の把握</u> <u>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。</u> <u>ア 要配慮者の被災状況及び生活実態</u> <u>イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況</u> <u>(4) 一時入所の実施</u> <u>震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。</u> <u>(5) 福祉サービスの拡充</u> <u>ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有の入所・通所施設を対象に、人員の確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。</u> <u>イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。</u> <u>ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童相談所等の専門相談所を設置する。</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 132	<u>(6) 健康管理の実施</u> <u>応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、健康調査、健康相談、栄養相談等を実施する。</u> 6、7 (略) 第10節 地域経済復興支援 [危機、商工、農水] (略)	6、7 (略) 第9節 地域経済復興支援 [危機、商工、農水] (略)	
地震 133	2 中小企業を対象とした支援 (略) (1)～(5) (略) (6) 金融機関等への協力の要請 中小企業を対象とする資金貸付手続<u>き</u>の簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。 (7)、(8) (略)	2 中小企業を対象とした支援 (略) (1)～(5) (略) (6) 金融機関等への協力の要請 中小企業を対象とする資金貸付手続の簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。 (7)、(8) (略)	
地震 134	3 農林漁業者を対象とした支援 (略) (1)～(5) (略) (6) 金融機関への協力の要請 資金貸付手続<u>き</u>の簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和・貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を(株)日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。	3 農林漁業者を対象とした支援 (略) (1)～(5) (略) (6) 金融機関への協力の要請 資金貸付手続の簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和・貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を(株)日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 142	4 (略) 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略) 東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した<u>時</u>（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において市、防災関係機関並びに市民等が実施する応急対策について定める。 <u>なお</u>、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に<u>ただ</u>ちにつながるものではなく、また、東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達、広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や要配慮者の避難等の時間を要する応急対策の準備行動等とし、その実施にあたって、市はできる限り市民等の日常生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮する<u>ものとする</u>。 <u>また</u>、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報等の内容に応じて対策の進め方が	4 (略) 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略) ・東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した<u>とき</u>（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において市、防災関係機関並びに市民等が実施する応急対策について定める。 ・東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に<u>直</u>ちにつながるものではなく、また、東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達、広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や要配慮者の避難等の時間を要する応急対策の準備行動等とし、その実施にあたって、市はできる限り市民等の日常生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮する。 ・地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報等の内容に応じて対策の進め方が異な	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 142	異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。 第1節 組織計画 [危機、区、消防] (略)	異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。 第1節 組織計画 [危機、区、消防] (略)	
地震 142	1～3 (略)	1～3 (略)	
地震 143	4 警戒本部の組織及び所掌事務 (略) (1) (略) (2) 所掌事務 (略) ア～キ (略) ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入 ケ～ス (略) (3)～(6) (略) (7) 静岡県石油コンビナート等防災本部現地本部 市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発令された場合は、静岡県石油コンビナート等防災計画に従い、おおむね次の措置を講ずる <u>ものとする</u> 。 ア、イ (略) ウ 現地防災本部の開設準備 <u>また</u> は開設 エ (略)	4 警戒本部の組織及び所掌事務 (略) (1) (略) (2) 所掌事務 (略) ア～キ (略) ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入 <u>れ</u> ケ～ス (略) (3)～(6) (略) (7) 静岡県石油コンビナート等防災本部現地本部 市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発令された場合は、静岡県石油コンビナート等防災計画に従い、おおむね次の措置を講ずる。 ア、イ (略) ウ 現地防災本部の開設準備 <u>又</u> は開設 エ (略)	
地震 145	5 防災関係機関の所掌事務 <u>(1)</u> 東海地震注意情報発表時	5 防災関係機関の所掌事務 <u>【東海地震注意情報発表時】</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考						
地震 146	(略) <u>ア</u> 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達及び県や市との情報の共有化 <u>イ</u> 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 <u>ウ</u> 備蓄物資、資機材等の確認・点検、施設等の点検及び必要に応じて安全措置の実施 <u>エ</u> 利用者等の社会的混乱を防止する活動 <u>オ</u> 県及び市が実施する応急対策の連絡調整 <u>カ</u> 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 <u>キ</u> その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備 <u>(2)</u> 警戒宣言発令時 防災関係機関は、地震防災応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとする。 <u>ア</u> 指定地方行政機関 <u>(ア)</u> 総務省東海総合通信局 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 <u>(イ)</u> 財務省東海財務局（静岡財務事務所） 金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備 <u>(ウ)</u> 農林水産省関東農政局静岡県拠点 食料需給に関する情報収集及び災害時にお	(略) <u>(1)</u> 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達及び県や市との情報の共有化 <u>(2)</u> 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 <u>(3)</u> 備蓄物資、資機材等の確認・点検、施設等の点検及び必要に応じて安全措置の実施 <u>(4)</u> 利用者等の社会的混乱を防止する活動 <u>(5)</u> 県及び市が実施する応急対策の連絡調整 <u>(6)</u> 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 <u>(7)</u> その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備 【警戒宣言発令時】 防災関係機関は、地震防災応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとする。 <u>(1)</u> 指定地方行政機関 <table><tr><td>総務省東海総合通信局</td><td>災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</td></tr><tr><td>財務省東海財務局（静岡財務事務所）</td><td>金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備</td></tr><tr><td>農林水産省関</td><td>食料需給に関する情報収集及び災害時に</td></tr></table>	総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理	財務省東海財務局（静岡財務事務所）	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備	農林水産省関	食料需給に関する情報収集及び災害時に	表による整理
	総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理							
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備								
農林水産省関	食料需給に関する情報収集及び災害時に								

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	ける関係機関、団体の被災状況の把握 <u>(エ)</u> 国土交通省中部地方整備局（静岡国道事務所、<u>富士砂防事務所</u>、<u>静岡河川事務所</u>、<u>清水港湾事務所</u>）、<u>国土交通省関東地方整備局</u>（甲府河川国道事務所） <u>a</u> 施設対策等 ① 河川管理施設等の対策等 ② 道路施設対策等 ③ 港湾施設対策等 ④ 営繕施設対策等 ⑤ 電気通信施設等対策等 <u>b</u> 災害対策用建設機械等の出動及び管理（静岡国道事務所・静岡河川事務所） <u>c</u> 他機関との協力 <u>d</u> 広報 <u>(オ)</u> 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） <u>a</u> 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 <u>b</u> 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 <u>c</u> 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 <u>d</u> 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導 <u>(カ)</u> 国土地理院中部地方測量部 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接	東農政局静岡 県拠点 国土交通省中部地方整備局 （静岡国道事務所） <u>富士砂防事務所</u> <u>静岡河川事務所</u> <u>清水港湾事務所</u> 国土交通省関東地方整備局 （甲府河川国道事務所） 国土交通省中部運輸局 （静岡運輸支局） 国土地理院 中部地方測量部	おける関係機関、団体の被災状況の把握 <u>ア</u> 施設対策等 ① 河川管理施設等の対策等 ② 道路施設対策等 ③ 港湾施設対策等 ④ 営繕施設対策等 ⑤ 電気通信施設等対策等 <u>イ</u> 災害対策用建設機械等の出動及び管理（静岡国道事務所・静岡河川事務所） <u>ウ</u> 他機関との協力 <u>エ</u> 広報 <u>ア</u> 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 <u>イ</u> 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 <u>ウ</u> 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 <u>エ</u> 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態	

令和6年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 147	な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。 <u>(キ)</u> 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） <u>a</u> 県知事に対する東海地震予知情報の通報 <u>b</u> 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 <u>c</u> 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること <u>(ク)</u> 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部） <u>a</u> 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 <u>b</u> 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 <u>c</u> マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 <u>d</u> 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 <u>e</u> 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導 <u>イ</u> 指定公共機関 <u>(ア)</u> 日本郵便株式会社（静岡中央郵便局） <u>a</u> 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 <u>b</u> 郵便業務の取<u>り</u>扱いを一時停止する旨の広報	に即応した効果的な措置を図る。 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） <u>ア</u> 県知事に対する東海地震予知情報の通報 <u>イ</u> 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 <u>ウ</u> 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部） <u>ア</u> 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 <u>イ</u> 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 <u>ウ</u> マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 <u>エ</u> 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 <u>オ</u> 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導 <u>(2)</u> 指定公共機関 日本郵便株式会社（静岡中央郵便局） <u>ア</u> 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 <u>イ</u> 郵便業務の取扱いを一時停止する旨の広報 <u>ウ</u> 郵便物等の被災防止	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>c</u> 郵便物等の被災防止 <u>d</u> 郵便局における窓口業務等の取<u>り</u>扱いを一時停止する旨の広報 <u>e</u> 施設等の被災防止 <u>(イ)</u> 日本赤十字社（静岡県支部） <u>a</u> 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること <u>b</u> 血液製剤の確保及び供給のための措置 <u>c</u> 被災者に対する救援物資の配布 <u>d</u> 義援金の募集 <u>e</u> 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 <u>f</u> その他必要な事項 <u>(ウ)</u> 日本放送協会（静岡放送局） <u>a</u> 地震に関する情報の迅速な伝達 <u>b</u> 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ又はラジオによる防災放送 <u>(エ)</u> 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター） <u>a</u> 警戒宣言等の伝達 <u>b</u> 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 <u>c</u> 交通対策 <u>d</u> 緊急点検 <u>(オ)</u> 東海旅客鉄道株式会社、<u>日本貨物鉄道株式会社</u> <u>a</u> 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等	<u>エ</u> 郵便局における窓口業務等の取扱いを一時停止する旨の広報 <u>オ</u> 施設等の被災防止 日本赤十字社（静岡県支部） <u>ア</u> 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること <u>イ</u> 血液製剤の確保及び供給のための措置 <u>ウ</u> 被災者に対する救援物資の配布 <u>エ</u> 義援金の募集 <u>オ</u> 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 <u>カ</u> その他必要な事項 日本放送協会（静岡放送局） <u>ア</u> 地震に関する情報の迅速な伝達 <u>イ</u> 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ又はラジオによる防災放送 中日本高速道路株式会社（東京支社 富士・静岡・浜松保全・サービスセンター） <u>ア</u> 警戒宣言等の伝達 <u>イ</u> 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 <u>ウ</u> 交通対策 <u>エ</u> 緊急点検 東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 <u>ア</u> 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 <u>イ</u> 列車の運転規制 <u>ウ</u> 旅客の避難及び救護 <u>エ</u> 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	の広報 <u>b</u> 列車の運転規制 <u>c</u> 旅客の避難及び救護 <u>d</u> 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配 <u>(カ)</u> 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、<u>株式</u>会社NTTドコモ東海支社（静岡支店） <u>a</u> 通信の異常ふくそうが起きないよう広報の実施 <u>b</u> 防災関係機関の重要通信の優先接続 <u>c</u> 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置 <u>(キ)</u> 岩谷産業株式会社、<u>アストモスエ</u>ネルギー株式会社、<u>株式</u>会社ジャパングスエナジー、<u>E N E O S</u> グローブ株式会社、<u>ジクシス</u>株式会社 LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送 <u>(ク)</u> 日本通運株式会社、<u>福山通運</u>株式会社、<u>佐川</u>急便株式会社、<u>ヤマト</u>運輸株式会社、<u>西濃</u>運輸株式会社 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保 <u>(ケ)</u> 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡支社）	西日本電信電話株式会社 （静岡支店） 株式会 社 N T T ドコモ東海支社 （静岡支店） 岩谷産業株式会社 アストモスエ ネルギー株式 会社 株式会社ジャ パングスエナ ジー E N E O S グ ローブ株式会 社 ジクシス株式 会社 日本通運株式 会社 福山通運株式 会社 佐川急便株式 会社	<u>ア</u> 通信の異常ふくそうが起きないよう広報の実施 <u>イ</u> 防災関係機関の重要通信の優先接続 <u>ウ</u> 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置 LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	a 支社及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 b 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支社並びに協力会社等に対し動員準備を要請 c 地震防災応急措置の実施状況を支社で掌握し対策を促進 d 電気による災害の予防広報の実施 e 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 f 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保 (コ) KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社 重要な通信を確保するために必要な措置の実施 (サ) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力 (シ) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 中部電力パワースタート株式会社 (静岡支社)	ア 支社及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支社並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支社で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保 KDD I 株式会社 ソフトバンク株式会社 一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
地震 148	a 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施	全国中小建設業協会		
	b 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	
	ウ 指定地方公共機関	(3) 指定地方公共機関		
	(ア) 土地改良区（静岡市内土地改良区）	土地改良区（静岡市内土地改良区）	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検	
	a 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配			
	b 緊急点検			
	(イ) 静岡ガス株式会社（静岡支社、 富士支社 ）	静岡ガス株式会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報	
	a 需要家に対する都市ガスによる災害予防			

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	広報 <u>b</u> 施設の点検等の災害予防措置 <u>(ウ)</u> 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部） <u>a</u> 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 <u>b</u> 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等の災害予防措置 <u>(エ)</u> 静岡鉄道株式会社 <u>a</u> 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達 <u>b</u> 列車の運転規制 <u>c</u> 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報 <u>d</u> 発災後に備えた資機材、人員等の手配 <u>(オ)</u> 一般社団法人静岡県トラック協会、<u>一般社団法人静岡県バス協会</u>、<u>商業組合静岡県タクシー協会</u> 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保 <u>(カ)</u> 民間放送機関（静岡放送株式会社、<u>株式会社テレビ静岡</u>、<u>株式会社静岡朝日テレビ</u>、<u>株式会社静岡第一テレビ</u>、<u>株式会社トコちゃんねる静岡</u>、<u>静岡エフエム放送株式会社</u>、<u>株式会社シティエフエム静岡</u>、<u>株式会社エフエムしみず</u>） <u>a</u> 報道特別番組の編成	（静岡支社） （富士支社） 一般社団法人 静岡県LPガス協会 （中部支部） 静岡鉄道株式会社 一般社団法人 静岡県トラック協会 一般社団法人 静岡県バス協会 商業組合静岡県 タクシー協会 民間放送機関 （静岡放送株式会社） <u>（株式会社テレビ静岡）</u>	<u>イ</u> 施設の点検等の災害予防措置 <u>ア</u> 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 <u>イ</u> 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等の災害予防措置 <u>ア</u> 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達 <u>イ</u> 列車の運転規制 <u>ウ</u> 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報 <u>エ</u> 発災後に備えた資機材、人員等の手配 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保 <u>ア</u> 報道特別番組の編成 <u>イ</u> 東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 <u>ウ</u> 知事・市長の呼びかけ、県内各地の状	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>b</u> 東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 <u>c</u> 知事・市長の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送 <u>(キ)</u> 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市静岡医師会）、一般社団法人静岡市清水医師会、一般社団法人庵原医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会）、一般社団法人静岡市清水歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会）、清水薬剤師会） <u>a</u> 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 <u>b</u> 救護班の派遣又は派遣準備	<u>(株)株式会社静岡朝日テレビ</u> <u>(株)株式会社静岡第一テレビ</u> <u>(株)株式会社トコちゃんねる静岡</u> <u>(静岡エフエム放送株式会社)</u> <u>(株)株式会社シェイエフエム静岡</u> <u>(株)株式会社エフエムしみず</u> 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市静岡医師会） <u>(一般社団法人静岡市清水医師会)</u> <u>(一般社団法人庵原医師会)</u> 一般社団法人静岡県歯科医	況、防災措置の状況等の放送 <u>ア</u> 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 <u>イ</u> 救護班の派遣又は派遣準備

現行頁	目次再編案	新文書		備考
		師会 （一般社団法人 静岡市静岡歯科 医師会） （一般社団法人 静岡市清水歯科 医師会） 公益社団法人 静岡県看護協 会 （公益社団法人 静岡県看護協会 静岡地区支部） 公益社団法人 静岡県病院協 会 公益社団法人 静岡県薬剤師 会 （一般社団法人 静岡市薬剤師 会） （清水薬剤師 会）		
地震 149	<u>二</u> 自衛隊（陸上自衛隊 東部方面隊 第1師団 第34普通科連隊）	<u>（4）</u> 自衛隊（陸上自衛隊 東部方面隊 第1師団 第34普通科連隊）		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(ア) 東海地震注意情報発表時等 自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。 a 非常勤務態勢への移行 b 指揮所の開設 c 各部隊の災害派遣準備 d 情報組織の展開 e 連絡班の派遣 f 通信組織の編成等 (イ) 警戒宣言発令時 自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。 a 現地調整所の開設 b 地震対策派遣及び発災後の災害派遣の準備 c 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援	ア 東海地震注意情報発表時等 自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。 (ア) 非常勤務態勢への移行 (イ) 指揮所の開設 (ウ) 各部隊の災害派遣準備 (エ) 情報組織の展開 (オ) 連絡班の派遣 (カ) 通信組織の編成等 イ 警戒宣言発令時 自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。 (ア) 現地調整所の開設 (イ) 地震対策派遣及び発災後の災害派遣の準備 (ウ) 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援	
地震 150	第2節 情報活動 [危機、総務、区]	第2節 情報活動 [危機、総務、区]	
	(略)	(略)	
地震 150	1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達及び周知 (1) (略) (2) 職員に対する伝達は、勤務時間内は主に庁内放送で行い、勤務時間外、休日等については、一般対策編に定める情報伝達系統により行う。	1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達及び周知 (1) (略) (2) 職員に対する伝達は、勤務時間内は主に庁内放送で行い、勤務時間外、休日等については、共通対策編に定める情報伝達系統により行う。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 150	◇災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図 （資料編 2－4） ◇災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図 （資料編 2－5） 2 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の広報 （1） 警戒宣言 ただちに地震防災信号（同報無線・消防車両によるサイレン）により全住民に広報するとともに、同報無線によりテレビ・ラジオの視聴を呼びかける。 （2）、（3）（略）	◇資料編 2－4：災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図 ◇資料編 2－5：災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図 2 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の広報 （1） 警戒宣言 直ちに地震防災信号（同報無線・消防車両によるサイレン）により全住民に広報するとともに、同報無線によりテレビ・ラジオの視聴を呼びかける。 （2）、（3）（略）	
地震 150	3 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達 （1） 情報の収集、伝達 東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位を定めるとともに、地域における情報を的確に収集するため、あらかじめ収集責任者を定めておくものとする。 （2） 警戒本部設置前における措置は、次のとおりである。 ア 各所属の長は、地震に関する情報を受けたときは、危機管理局に通報する。 イ 危機管理局次長は、前記の通報又は直接収集した情報をとりまとめ、庁内各部課長に通報し、重要事項と認めたときは市長、副市長に報告する。 ウ 警戒本部が設置されたときは、すべての情報及	3 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達 （1） 情報の収集、伝達 東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位を定めるとともに、地域における情報を的確に収集するため、あらかじめ収集責任者を定めておく。 （2） 警戒本部設置前における措置 ア 各所属の長は、地震に関する情報を受けたときは、危機管理局に通報する。 イ 危機管理局次長は、前記の通報又は直接収集した情報を取りまとめ、庁内各部課長に通報し、重要事項と認めたときは市長、副市長に報告する。 ウ 警戒本部が設置されたときは、すべての情報及	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	び資料を情報班（警戒本部）に引き継ぐ<u>ものとする</u>。 (3) 警戒本部における措置<u>は、次のとおりとする。</u> ア～ウ （略） (4) 情報の種類<u>の主なものは、次のとおりである。</u> ア～ケ （略） (5) 県警戒本部等に対する報告 市は、東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで、若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県が定める、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に基づき速やかに報告する<u>ものとする</u>。 ア、イ （略） (6) （略）	び資料を情報班（警戒本部）に引き継ぐ。 (3) 警戒本部における措置 ア～ウ （略） (4) 情報の種類 ア～ケ （略） (5) 県警戒本部等に対する報告 市は、東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで、若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県が定める、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に基づき速やかに報告する。 ア、イ （略） (6) （略）	
地震 152	第3節 広報活動 [危機、総務、区、消防] (略) なお、広報に際しては、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に配慮する<u>ものとする</u>。 (略)	第3節 広報活動 [危機、総務、区、消防] (略) なお、広報に際しては、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に配慮する。 (略)	
地震 154	第4節 自主防災活動 [危機、福祉、区]	第4節 自主防災活動 [危機、福祉、区]	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 154	(略) 2 警戒宣言発令時の行動 (1)～(6) (略) (7) 避難活動 ア 避難行動 (ア)、(イ) (略) (ウ) 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた<u>時</u>に市長の避難の指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 (エ) (略) イ (略) (8) (略)	(略) 2 警戒宣言発令時の行動 (1)～(6) (略) (7) 避難活動 ア 避難行動 (ア)、(イ) (略) (ウ) 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた<u>とき</u>に市長の避難の指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 (エ) (略) イ (略) (8) (略)	
地震 156	第5節 緊急輸送活動 [危機、総政、財政、消防] (略)	第5節 緊急輸送活動 [危機、総政、財政、消防] (略)	
地震 156	1 緊急輸送の対象 (1) 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。 (2) 市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要で	1 緊急輸送の対象 (1) 市による緊急輸送 <u>市</u>の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。 (2) <u>自衛隊による緊急輸送の要請</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 156	あるときは、県に対し必要な措置の要請を要求する <u>ものとする。</u> (3) (略) 2 緊急輸送の方法 (1) 陸上輸送 緊急輸送路<u>および緊急輸送避難路</u>等により、必要な輸送を行う。 (2)～(3) (略) 3～5 (略) 第6節 (略)	市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置の要請を要求する。 (3) (略) 2 緊急輸送の方法 (1) 陸上輸送 緊急輸送路<u>及び優先確保ルート</u>等により、必要な輸送を行う。 (2)～(3) (略) 3～5 (略) 第6節 (略)	表現の適正化
地震 158	第7節 避難活動 [危機、総務、区、消防、教育] (略)	第7節 避難活動 [危機、総務、区、消防、教育] (略)	
地震 158	1 避難の基本方針、方法等 (1) 避難対策の基本方針 ア 市が、地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生が予測される地域、避難対象地区の住民等は、警戒宣言が発令されたときは、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定められた避難場所へ避難する。 イ 東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難行動に時間を要する場合や避難場所までの距離が遠いなどの理由により、警戒宣	1 避難の基本方針、方法等 (1) 避難対策の基本方針 ア <u>警戒宣言時の避難行動</u> 市が、地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生が予測される地域、避難対象地区の住民等は、警戒宣言が発令されたときは、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定められた避難場所へ避難する。 イ 東海地震注意情報<u>発表時の要配慮者等避難</u> <u>東海地震注意情報</u>が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難行動に時間を要する場合や避難	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち要配慮者等（介護者を含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。 （２）（略） （３）避難対象地区 警戒宣言発令時に市長が避難の指示をする地区は、次に掲げる地区とし、資料編<u>で定めるものとする。</u> ア 避難対象地区 ◇推定津波浸水深・到達時間<u>（資料編 9－8）</u> イ 山・がけ崩れ危険予想地域 ◇急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表<u>（資料編 7－1）</u> ◇国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表<u>（資料編 7－1）</u> ◇危険箇所整備表<u>（資料編 7－1）</u> ◇急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表<u>（資料編 7－2）</u> ◇地すべり防止区域指定一覧表<u>（資料編 7－3）</u> ◇土砂災害（特別）警戒区域一覧<u>（資料編 7－5）</u> （４）避難のための指示 ア（略） イ 指示の伝達方法 市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、広報車等により避難の指示を伝達する<u>ものとする。</u>	場所までの距離が遠いなどの理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち要配慮者等（介護者を含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。 （２）（略） （３）避難対象地区 警戒宣言発令時に市長が避難の指示をする地区は、次に掲げる地区とし、◇資料編<u>による。</u> ア 避難対象地区 ◇<u>資料編 9－8</u>：推定津波浸水深・到達時間 イ 山・がけ崩れ危険予想地域 ◇<u>資料編 7－1</u>：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表 ◇<u>資料編 7－1</u>：国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表 ◇<u>資料編 7－1</u>：危険箇所整備表 ◇<u>資料編 7－2</u>：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表 ◇<u>資料編 7－3</u>：地すべり防止区域指定一覧表 ◇<u>資料編 7－5</u>：土砂災害（特別）警戒区域一覧 （４）避難のための指示 ア（略） イ 指示の伝達方法 市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、広報車等により避難の指示を伝達する。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 160	(略) 2 (略) 3 警戒区域の設定 (1) 警戒区域設定対象地域 (略) 警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、当該住民の退去又は立入禁止の措置をとるとともに、関係機関の協力を得て退去の確認を行う<u>ものとする</u>。 (2) 規制の実施内容及び方法 警戒区域設定にともなう退去及び立入禁止措置等の規制は、市職員、消防団員等が広報巡回、ロープ張り、標識設置等により実施するとともに、警察官又は海上保安官に協力を要請し、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する<u>ものとする</u>。	(略) 2 (略) 3 警戒区域の設定 (1) 警戒区域設定対象地域 (略) 警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、当該住民の退去又は立入禁止の措置をとるとともに、関係機関の協力を得て退去の確認を行う。 (2) 規制の実施内容及び方法 警戒区域設定にともなう退去及び立入禁止措置等の規制は、市職員、消防団員等が広報巡回、ロープ張り、標識設置等により実施するとともに、警察官又は海上保安官に協力を要請し、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。	
地震 160	4 避難計画の作成指導 避難の実施等措置者は、あらかじめ自主防災組織、緊急避難場所の施設管理者等と調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 避難計画の策定にあたっては、要配慮者の避難誘導、避難先での生活等に配慮するものとする。	4 避難計画の作成指導 <u>・</u>避難の実施等措置者は、あらかじめ自主防災組織、緊急避難場所の施設管理者等と調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 <u>・</u>避難計画の策定にあたっては、要配慮者の避難誘導、避難先での生活等に配慮するものとする。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 160	5 避難状況等の報告 (1) 警戒本部への報告 市は、自主防災組織及び避難場所の施設管理者等から、避難状況の報告を受けるものとする。 ア 避難の経過に関する報告又は危険な事態その他異常な事態が発生した場合、ただちに行う。 イ (略) (2) (略)	5 避難状況等の報告 (1) 警戒本部への報告 市は、自主防災組織及び避難場所の施設管理者等から、避難状況の報告を受ける。 ア 避難の経過に関する報告又は危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 イ (略) (2) (略)	
地震 161	6 避難地における避難生活の確保 (略) (1) (略) (2) 緊急避難場所の運営 ア 市は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者と協力して緊急避難場所を運営する。 イ 緊急避難場所には運営を行うために、市職員を派遣するとともに避難生活に必要な物資を配置する。また、緊急避難場所の安全の確保と秩序のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配	6 避難地における避難生活の確保 (略) (1) (略) (2) 緊急避難場所の運営 ア 自主防災組織等と連携した運営 市は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者と協力して緊急避難場所を運営する。 イ 市職員の派遣等と安全確保 緊急避難場所には運営を行うために、市職員を派遣するとともに避難生活に必要な物資を配置する。また、緊急避難場所の安全の確保と秩序のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 性別や家族構成に配慮した運営 運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 162	布、緊急避難場所における安全性の確保など、性別や家族構成に配慮した緊急避難場所の運営に努める<u>ものとする</u>。 エ 自主防災組織は、運営に関して市に協力するとともに「避難所運営マニュアル」等に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。 第8節 社会秩序を維持する活動 [危機、総政、市民、衛生] 1、2 (略) 3 県警察本部の実施事項 県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた<u>時</u>に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。 (1)～(6) (略) (7) 放射性物質又は火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、<u>ただ</u>ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。	用品、女性用下着の女性による配布、緊急避難場所における安全性の確保など、性別や家族構成に配慮した緊急避難場所の運営に努める。 エ 自主防災組織<u>による運営</u> <u>自主防災組織</u>は、運営に関して市に協力するとともに「避難所運営マニュアル」等に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。 第8節 社会秩序を維持する活動 [危機、総政、市民、衛生] 1、2 (略) 3 県警察本部の実施事項 県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた<u>とき</u>に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。 (1)～(6) (略) (7) 放射性物質又は火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、<u>直</u>ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。	
地震 163	第9節 交通の確保活動 [危機、商工、農水、建設] 1 (略)	第9節 交通の確保活動 [危機、商工、農水、建設] 1 (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 164	2 交通規制の方針 <u>(1)</u> 東海地震注意情報発表時 東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 <u>ア</u> 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 <u>イ</u> 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 <u>ウ</u> 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。 <u>(2)</u> 警戒宣言発令時 警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 <u>ア</u> 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 <u>イ</u> 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。 <u>ウ</u> 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の流入を制限するとともに、強化地域内	2 交通規制の方針 【東海地震注意情報発表時】 東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 <u>(1)</u> 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 <u>(2)</u> 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 <u>(3)</u> 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。 【警戒宣言発令時】 警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 <u>(1)</u> 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 <u>(2)</u> 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。 <u>(3)</u> 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の流入を制限するとともに、強化地域内にお	

現行頁	目次再編案	新文書	備考																				
地震 164	におけるインターチェンジからの流入を制限する。 <u>エ</u> 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 <u>オ</u> 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ、広報の徹底を図る。	けるインターチェンジからの流入を制限する。 <u>(4)</u> 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 <u>(5)</u> 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ、広報の徹底を図る。																					
	3 交通規制計画 (1)～(3) (略) (4) (略)	3 交通規制計画 (1)～(3) (略) (4) (略)																					
地震 165	<table><tr><th>路線名</th><th>設置場所</th></tr><tr><td rowspan="2">国道 1 号</td><td>田方郡函南町（箱根峠）</td></tr><tr><td>湖西市白須賀（道の駅潮見坂）</td></tr><tr><td rowspan="2">国道<u>5 2</u>号</td><td>富士宮市内房（甲駿橋）</td></tr><tr><td>清水区興津中町（国道<u>5 2</u>号入口交差点）</td></tr><tr><td>東富士五湖道路</td><td>駿東郡小山町（須走<u>IC</u>）</td></tr></table>	路線名	設置場所	国道 1 号	田方郡函南町（箱根峠）	湖西市白須賀（道の駅潮見坂）	国道 <u>5 2</u> 号	富士宮市内房（甲駿橋）	清水区興津中町（国道 <u>5 2</u> 号入口交差点）	東富士五湖道路	駿東郡小山町（須走 <u>IC</u> ）	<table><tr><th>路線名</th><th>設置場所</th></tr><tr><td rowspan="2">国道 1 号</td><td>田方郡函南町（箱根峠）</td></tr><tr><td>湖西市白須賀（道の駅潮見坂）</td></tr><tr><td rowspan="2">国道 <u>52</u>号</td><td>富士宮市内房（甲駿橋）</td></tr><tr><td>清水区興津中町（国道 <u>52</u>号入口交差点）</td></tr><tr><td>東富士五湖道路</td><td>駿東郡小山町（須走<u>I C</u>）</td></tr></table>	路線名	設置場所	国道 1 号	田方郡函南町（箱根峠）	湖西市白須賀（道の駅潮見坂）	国道 <u>52</u> 号	富士宮市内房（甲駿橋）	清水区興津中町（国道 <u>52</u> 号入口交差点）	東富士五湖道路	駿東郡小山町（須走 <u>I C</u> ）	
路線名	設置場所																						
国道 1 号	田方郡函南町（箱根峠）																						
	湖西市白須賀（道の駅潮見坂）																						
国道 <u>5 2</u> 号	富士宮市内房（甲駿橋）																						
	清水区興津中町（国道 <u>5 2</u> 号入口交差点）																						
東富士五湖道路	駿東郡小山町（須走 <u>IC</u> ）																						
路線名	設置場所																						
国道 1 号	田方郡函南町（箱根峠）																						
	湖西市白須賀（道の駅潮見坂）																						
国道 <u>52</u> 号	富士宮市内房（甲駿橋）																						
	清水区興津中町（国道 <u>52</u> 号入口交差点）																						
東富士五湖道路	駿東郡小山町（須走 <u>I C</u> ）																						
地震 165	(5) (略) (6) 緊急輸送車両の確認等 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行う <u>ものとする</u> 。確認手	(5) (略) (6) 緊急輸送車両の確認等 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行う。確認手続の効率																					

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 165	続<u>き</u>の効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続<u>き</u>については、別に定める。 4 海上交通の確保対策 <u>(1)</u> 東海地震注意情報発表時 海上保安部、港湾管理者及び漁港の管理者は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するため、次の措置を行う。 <u>ア</u> 港及び沿岸付近にある船舶、荷役業者その他漁港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。 <u>イ</u> 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用、又は大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。 <u>ウ</u> 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止等、準備的措置を実施するよう要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。 <u>(2)</u> 警戒宣言発令時 <u>ア</u> 海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港における対応 海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。	化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続については、別に定める。 4 海上交通の確保対策 【東海地震注意情報発表時】 海上保安部、港湾管理者及び漁港の管理者は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するため、次の措置を行う。 <u>(1)</u> 港及び沿岸付近にある船舶、荷役業者その他漁港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。 <u>(2)</u> 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用、又は大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。 <u>(3)</u> 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止等、準備的措置を実施するよう要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。 【警戒宣言発令時】 <u>(1)</u> 海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港における対応 海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 166	<u>（ア）</u> 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。 <u>（イ）</u> 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。 <u>イ</u> 港則法の適用を受けない漁港における対応 漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。 <u>（ア）</u> 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。 <u>（イ）</u> 避難できない船舶については、係留を完全に行う。 <u>（ウ）</u> 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。 第 10 節 地域への救援活動 [危機、総政、区、環境、福祉、衛生、商工、水道] (略) <u>【東海地震注意情報発表時】</u>	ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。 イ 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。 <u>（2）</u> 港則法の適用を受けない漁港における対応 漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。 ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。 イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。 ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。 第 10 節 地域への救援活動 [危機、総政、区、環境、福祉、衛生、商工、水道] (略) <u>【東海地震注意情報発表時】</u>	
地震 166	1 活動の内容 (1) 市は、緊急物資等の供給協定等を締結した事業者等との連絡体制<u>および</u>緊急物資等在庫状況の確認を行い、準備体制の確保を要請する。 (2)～(5) (略)	1 活動の内容 (1) 市は、緊急物資等の供給協定等を締結した事業者等との連絡体制<u>及び</u>緊急物資等在庫状況の確認を行い、準備体制の確保を要請する。 (2)～(5) (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 167	<u>【警戒宣言発令時】</u> 2 食料及び日用品の確保 食料及び日用品の確保については、警戒宣言時において、これらの調達、あつせん、<u>も</u>しくはその他準備措置を速やかに講ずる<u>ものとする</u>。 (1)、(2) (略) (略)	<u>【警戒宣言発令時】</u> 2 食料及び日用品の確保 食料及び日用品の確保については、警戒宣言時において、これらの調達、あつせん、<u>若</u>しくはその他準備措置を速やかに講ずる。 (1)、(2) (略) (略)	
地震 168	4 医療救護及び保健衛生活動の準備 (略) (1) 医療救護活動 ア (略) <u>(2) 医療チーム、救護所の設置基準</u> (ア) 救護所の<u>医療チーム</u>は、原則として医師<u>1人</u>、看護師<u>3人</u>、<u>補助員2人の6人以上をも</u><u>って編成し派遣する</u>。 (イ) 救護所は<u>市内54ヶ所に設置する</u>。 ◇救護所一覧表 <u>(資料編4-11)</u> ◇救護病院一覧表 <u>(資料編4-12)</u> (2) (略) (3) 健康対策・精神保健対策・歯科保健対策 ア (略) イ 心のケアチームである<u>DPAT【災害派遣精神医療チーム】</u>の派遣要請等の準備	4 医療救護及び保健衛生活動の準備 (略) (1) 医療救護活動 ア (略) <u>1 医療チーム、救護所の設置場所</u> (ア) 救護所の<u>医療救護活動</u>は、原則として、<u>医師、薬剤師、看護師、業務調整員（事務職員等）を1チームとする医療チーム単位で行う</u>。 (イ) 救護所<u>の設置場所</u>は<u>◇資料編4-11</u> <u>による</u>。 ◇<u>資料編4-11</u>：救護所一覧表 ◇<u>資料編4-12</u>：救護病院一覧表 (2) (略) (3) 健康対策・精神保健対策・歯科保健対策 ア (略) イ 心のケアチームである<u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)</u>の派遣要請等の準備	内容整理 県の医療救護計画に準じた修正

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 169	5 清掃・廃棄物（し尿を含む。）処理活動 （１）市 ア～カ （略） キ 廃棄物収集運搬者の緊急車両手続<u>き</u>を確認する。 （２）（略）	5 清掃・廃棄物（し尿を含む。）処理活動 （１）市 ア～カ （略） キ 廃棄物収集運搬者の緊急車両手続を確認する。 （２）（略）	
地震 170	第11節 市有施設及び設備等の防災措置 [危機、総務、財政、環境、農水、建築、建設、消防、水道、下水] （略） 1 （略）	第11節 市有施設及び設備等の防災措置 [危機、総務、財政、環境、農水、建築、建設、消防、水道、下水] （略） 1 （略）	
地震 170	2 公共施設等 （略） ◇民間事業者との協力協定一覧 <u>（資料編5－3）</u> （１）～（11）（略）	2 公共施設等 （略） ◇<u>資料編5－3</u>：民間事業者との協力協定一覧 （１）～（11）（略）	
地震 173	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 [危機、病院、建設、水道] （略） なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう社会、経済的影響等について配慮する<u>ものとする</u>。	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 [危機、病院、建設、水道] （略） なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう社会、経済的影響等について配慮する。	
地震 173	1 東海地震注意情報発表時の措置 （１）～（９）（略）	1 東海地震注意情報発表時の措置 （１）～（９）（略）	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 175	(10) 病院・診療所 ア 災害時の治療体制を確保するため、救急業務を除き外来患者の受~~け~~入れは原則として制限する。 なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来たさない措置を十分に講ずる。 イ～エ (略) (11) (略) 2 警戒宣言発令時の措置 (1)～(5) (略) (6) 市中金融機関等 ア 金融機関の営業 (ア) 営業時間中に警戒宣言が発令された場合 (略) c 現金自動預払機（以下「A T M」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、<u>予</u>め定めた店舗において運転の継続に努める。 d 避難対象地区内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を<u>た</u> <u>だ</u>ちに停止することとする。また、窓口及びA T Mでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等、営業の継続に支障が生ずるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。	(10) 病院・診療所 ア 災害時の治療体制を確保するため、救急業務を除き外来患者の受入れは原則として制限する。 なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来たさない措置を十分に講ずる。 イ～エ (略) (11) (略) 2 警戒宣言発令時の措置 (1)～(5) (略) (6) 市中金融機関等 ア 金融機関の営業 (ア) 営業時間中に警戒宣言が発令された場合 (略) c 現金自動預払機（以下「A T M」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、<u>あらかじめ</u>定めた店舗において運転の継続に努める。 d 避難対象地区内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を<u>直</u> <u>ち</u>に停止することとする。また、窓口及びA T Mでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等、営業の継続に支障が生ずるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(イ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合 (略) b ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、<u>予</u>め定めた店舗において運転の継続等に努める。 (略) (ウ) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を<u>ただ</u>ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、その旨をポスター等により店頭掲示する。 (エ)～(キ) (略) イ (略) (7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社） 【指定公共機関である鉄道】 ア (略) イ 旅客等に対する対応 (ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、<u>予</u>め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 (イ) (略) ウ (略) (8)～(12) (略)	(イ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合 (略) b ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、<u>あらかじめ</u>定めた店舗において運転の継続等に努める。 (略) (ウ) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を<u>直</u>ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、その旨をポスター等により店頭掲示する。 (エ)～(キ) (略) イ (略) (7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社） 【指定公共機関である鉄道】 ア (略) イ 旅客等に対する対応 (ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、<u>あらかじめ</u>定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 (イ) (略) ウ (略) (8)～(12) (略)	
地震 178	第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所	第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 180	の対策 〔危機、観光、福祉、衛生、保健所、子ども、病院、商工、建設〕 (略) ＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞	の対策 〔危機、観光、福祉、衛生、保健所、子ども、病院、商工、建設〕 (略) ＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞	
地震 180	1 病院・診療所 【東海地震注意情報発表時】 第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置、第2節 1 東海地震注意情報発表時の措置(10) 病院・診療所に準ずる。 【警戒宣言発令時】 第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置、第2節 2 警戒宣言発令時の措置(10) 病院・診療所に準ずる。	1 病院・診療所 【東海地震注意情報発表時】 (▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(10) 病院・診療所」に準ずる。) 【警戒宣言発令時】 (▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置 「(10) 病院・診療所」に準ずる。)	
地震 181	(略) 3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所） 【東海地震注意情報発表時】 (略) 【警戒宣言発令時】 火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・	(略) 3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所） 【東海地震注意情報発表時】 (略) 【警戒宣言発令時】 火災、流出、爆発、漏えいその他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 181	転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。 4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所） 【東海地震注意情報発表時】 第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1 東海地震注意情報発表時の措置、(7)鉄道、(8)バスに準ずる。 【警戒宣言発令時】 第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2 警戒宣言発令時の措置、(7)鉄道、(8)バスに準ずる。	下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。 4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所） 【東海地震注意情報発表時】 （▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(7) 鉄道」及び「(8) バス」に準ずる。） 【警戒宣言発令時】 （▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置「(7) 鉄道」及び「(8) バス」に準ずる。）	
地震 181	5 学校、こども園、保育園等 (略) 生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の留め置きや帰宅、家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。 【東海地震注意情報発表時】 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 (1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導や留め置き、<u>また</u>は帰宅や家	5 学校、こども園、保育園等 (略) 生徒等の安全確保のために必要な対策としては、<u>おおむね</u>次の措置を講ずることとするが、生徒等の留め置きや帰宅、家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。 【東海地震注意情報発表時】 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 (1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導や留め置き、<u>又</u>は帰宅や家族	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 182	族等への引渡しを実施する。 (2)、(3) (略) 【警戒宣言発令時】 (1) 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機<u>また</u>は帰宅や家族等への引<u>き</u>渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園(所)しないものとする。 (2) (略) 6 社会福祉施設 【東海地震注意情報発表時】 (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡<u>し</u>方法の確認などの準備的措置を講ずる。 (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡<u>し</u>方法の確認などの準備的措置 イ (略) 【警戒宣言発令時】 (1)、(2) (略)	等への引渡しを実施する。 (2)、(3) (略) 【警戒宣言発令時】 (1) 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機<u>又</u>は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園(所)しないものとする。 (2) (略) 6 社会福祉施設 【東海地震注意情報発表時】 (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡方法の確認などの準備的措置を講ずる。 (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡方法の確認などの準備的措置 イ (略) 【警戒宣言発令時】 (1)、(2) (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 182	7 放送事業 【東海地震注意情報発表時】 第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節 1 東海地震注意情報発表時の措置(5)放送に準ずる。 【警戒宣言発令時】 第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節 2 警戒宣言発令時の措置(5)放送に準ずる。	7 放送事業 【東海地震注意情報発表時】 <u>(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(5) 放送」に準ずる。)</u> 【警戒宣言発令時】 <u>(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置「(5) 放送」に準ずる。)</u>	
地震 182	8 その他の施設又は事業 (1) (略) (2) 道路 【東海地震注意情報発表時】 第 12 章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節 1 東海地震注意情報発表時の措置(9)道路に準ずる。 【警戒宣言発令時】 第 12 章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節 2 警戒宣言発令時の措置(9)道路に準ずる。 (3) ガス事業 【東海地震注意情報発表時】 第 12 章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節 1 東海地震注意情報発表時の措置(3)ガスに準ずる。 【警戒宣言発令時】	8 その他の施設又は事業 (1) (略) (2) 道路 【東海地震注意情報発表時】 <u>(▼第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(9) 道路」に準ずる。)</u> 【警戒宣言発令時】 <u>(▼第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置「(9) 道路」に準ずる。)</u> (3) ガス事業 【東海地震注意情報発表時】 <u>(▼第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(3) ガス」に準ずる。)</u> 【警戒宣言発令時】	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 184	第 12 章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 <u>第 2 節</u> 2 警戒宣言発令時の措置 (3) ガスに準ずる。 (4) 水道事業 【東海地震注意情報発表時】 第 12 章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 <u>第 2 節</u> 1 東海地震注意情報発表時の措置 (1) 水道に準ずる。 【警戒宣言発令時】 第 12 章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 <u>第 2 節</u> 2 警戒宣言発令時の措置 (1) 水道に準ずる。 (5) 電気事業 【東海地震注意情報発表時】 第 12 章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 <u>第 2 節</u> 1 東海地震注意情報発表時の措置 (2) 電力に準ずる。 【警戒宣言発令時】 第 12 章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 <u>第 2 節</u> 2 警戒宣言発令時の措置 (2) 電力に準ずる。 (6) (略) 第 14 節 市が管理する施設等の地震防災応急計画 [危機、福祉、保健所、子ども、病院、水道、教育] (略)	<u>(▼第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置 <u>「(3) ガス」</u>に準ずる。)</u> (4) 水道事業 【東海地震注意情報発表時】 <u>(▼第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置 <u>「(1) 水道」</u>に準ずる。)</u> 【警戒宣言発令時】 <u>(▼第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置 <u>「(1) 水道」</u>に準ずる。)</u> (5) 電気事業 【東海地震注意情報発表時】 <u>(▼第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置 <u>「(2) 電力」</u>に準ずる。)</u> 【警戒宣言発令時】 <u>(▼第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置 <u>「(2) 電力」</u>に準ずる。)</u> (6) (略) 第 14 節 市が管理する施設等の地震防災応急計画 [危機、福祉、保健所、子ども、病院、水道、教育] (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
地震 184	1 東海地震注意情報発表時の措置 病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。 (1) (略) (2) 施設の特性に応じた主要な個別事項 ア (略) イ 学校 (ア) 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡方法等） (イ) 地域住民の避難地に指定されている施設は避難者の受入方法等 ウ 社会福祉施設 入所者の移送又は家族等への引渡方法 エ (略)	1 東海地震注意情報発表時の措置 病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、▼「第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。 (1) (略) (2) 施設の特性に応じた主要な個別事項 ア (略) イ 学校 (ア) 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡方法等） (イ) 地域住民の避難地に指定されている施設は避難者の受入方法等 ウ 社会福祉施設 入所者の移送又は家族等への引渡方法 エ (略)	
地震 184	2 警戒宣言発令時の措置 (1) (略) (2) 施設の特性に応じた主要な個別事項 病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。 ア (略) イ 学校 学校における地震防災応急計画により実施するものとする。	2 警戒宣言発令時の措置 (1) (略) (2) 施設の特性に応じた主要な個別事項 病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、▼「第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。 ア (略) イ 学校 学校における地震防災応急計画により実施するものとする。	

令和6年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(ア) 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡^レ方法等） (イ) 地域住民の避難地に指定されている施設は避難者の受入^レ方法等 ウ 社会福祉施設 入所者の移送又は家族等への引渡^レ方法 エ （略）	(ア) 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡方法等） (イ) 地域住民の避難地に指定されている施設は避難者の受入方法等 ウ 社会福祉施設 入所者の移送又は家族等への引渡方法 エ （略）	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	静岡市地域防災計画 (令和6年9月修正) 津波対策編 【再編案】	静岡市地域防災計画 (令和7年1月修正) 津波対策編 【修正案】	

令和6年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案			新文書			備考	
津波 1	図表番号	タイトル	頁	図表番号	タイトル	頁	図表の整理	
	表1－1	部局名表記の略号一覧		表1－1	部局名表記の略号一覧	2		
	表1－ 2	津波高と到達時間の想定		表1－2	過去の津波の状況（静岡県地域防災計画より抜粋）	3		
	表1－ 3	建物棟被害に係る想定結果（単位・棟）		表1－ 3	津波高と到達時間の想定【静岡県第4次地震被害想定】	4		
	表1－ 4	人的被害に係る想定結果（死者数）		表1－ 4	建物棟被害に係る想定結果（単位・棟）【静岡県第4次地震被害想定】	4		
	表2－1	要避難地区（全部又は一部が避難地区に含まれる町丁目）		表1－ 5	人的被害に係る想定結果（死者数）【静岡県第4次地震被害想定】	4		
	図2－1	津波からの避難が困難な地域のイメージ図		表3－1	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	23		
	表3－1	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等		図3－1	静岡市及び周辺自治体が属する津波予報区	25		
	図3－1	静岡市及び周辺自治体が属する津波予報区		表3－2	津波情報の種類と発表内容	25		
	表3－2	津波情報の種類と発表内容		表3－3	最大波の観測値の発表内容	26		
	表3－3	最大波の観測値の発表内容		表3－4	最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）	26		
	表3－4	最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）		表3－5	津波予報の発表基準と発表内容	27		
	表3－5	津波予報の発表基準と発表内容		表3－ 6	津波注意報標識、津波警報標識	28		
	表3－6	津波情報等の伝達系統図		表3－ 7	市が実施する自衛措置	31		
	表3－ 7	津波注意報標識、津波警報標識						
	表3－ 8	市が実施する自衛措置						
	津波 1	第 1 章 総則			第 1 章 総則			
	津波 1	第 1 節 （略）			第 1 節 （略）			
		第 2 節 計画の構成（略）			第 2 節 計画の構成（略）			
	※「地震防災施設緊急整備計画」及び「地震防災応急対策」「復旧・復興計画」など、本編に定めがない事項について			※「地震防災施設緊急整備計画」及び「地震防災応急対策」「復旧・復興計画」など、本編に定めがない事項について				

現行頁	目次再編案	新文書	備考																																	
津波 3	は、地震対策編による<u>ものとする</u>。 (略) 第3節 予想される災害 1 過去の津波災害 静岡県で予想される地震災害は、「地震対策編 第1編 <u>総則</u> 第2章 予想される災害」に記述する。本節では特に津波災害について示す。 過去の津波の状況（静岡県地域防災計画より抜粋） <table><tr><th>地震名</th><th>発生年月日</th><th>津波の状況</th></tr><tr><td>三陸沖強震</td><td>昭和8年3月3日 <u>02時31分</u></td><td>東北地方の沿岸では最高<u>24m</u>の津波が記録された。清水では地震発生から<u>88分</u>後、周期<u>50分</u>、最大振幅<u>15cm</u>位の波が観測された。</td></tr><tr><td>昭和東南海地震</td><td>昭和<u>19年12月7日</u> <u>13時35分</u></td><td>熊野灘海岸では波高<u>10m</u>に達したところもあるが、清水では<u>30cm</u>の退水が観測された。</td></tr><tr><td>カムチャッカ半島沖地震</td><td>昭和<u>27年11月5日</u> <u>02時01分</u></td><td>清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。</td></tr><tr><td>房総半島沖地震</td><td>昭和<u>28年11月26日</u> <u>02時48分</u></td><td>清水で<u>21cm</u>の津波が観測されたが、被害はなかった。</td></tr></table>	地震名	発生年月日	津波の状況	三陸沖強震	昭和8年3月3日 <u>02時31分</u>	東北地方の沿岸では最高 <u>24m</u> の津波が記録された。清水では地震発生から <u>88分</u> 後、周期 <u>50分</u> 、最大振幅 <u>15cm</u> 位の波が観測された。	昭和東南海地震	昭和 <u>19年12月7日</u> <u>13時35分</u>	熊野灘海岸では波高 <u>10m</u> に達したところもあるが、清水では <u>30cm</u> の退水が観測された。	カムチャッカ半島沖地震	昭和 <u>27年11月5日</u> <u>02時01分</u>	清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。	房総半島沖地震	昭和 <u>28年11月26日</u> <u>02時48分</u>	清水で <u>21cm</u> の津波が観測されたが、被害はなかった。	は、▼「地震対策編」による。 (略) 第3節 予想される災害 1 過去の津波災害 静岡県で予想される地震災害は、▼「地震対策編 第1章 第4節 予想される災害」に記述する。本節では特に津波災害について示す。 <u>表 1-2</u> 過去の津波の状況（静岡県地域防災計画より抜粋） <table><tr><th>地震名</th><th>発生年月日</th><th>津波の状況</th></tr><tr><td>三陸沖強震</td><td>昭和8年3月3日 <u>02時31分</u></td><td>東北地方の沿岸では最高 <u>24m</u>の津波が記録された。清水では地震発生から <u>88分</u>後、周期 <u>50分</u>、最大振幅 <u>15cm</u>位の波が観測された。</td></tr><tr><td>昭和東南海地震</td><td>昭和<u>19年12月7日</u> <u>13時35分</u></td><td>熊野灘海岸では波高 <u>10m</u>に達したところもあるが、清水では <u>30cm</u>の退水が観測された。</td></tr><tr><td>カムチャッカ半島沖地震</td><td>昭和<u>27年11月5日</u> <u>02時01分</u></td><td>清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。</td></tr><tr><td>房総半島沖地震</td><td>昭和<u>28年11月26日</u> <u>02時48分</u></td><td>清水で <u>21cm</u>の津波が観測されたが、被害はなかった。</td></tr><tr><td>チリ沖地</td><td>昭和<u>35年5</u></td><td>大規模な地震で、津波は太平洋全</td></tr></table>	地震名	発生年月日	津波の状況	三陸沖強震	昭和8年3月3日 <u>02時31分</u>	東北地方の沿岸では最高 <u>24m</u> の津波が記録された。清水では地震発生から <u>88分</u> 後、周期 <u>50分</u> 、最大振幅 <u>15cm</u> 位の波が観測された。	昭和東南海地震	昭和 <u>19年12月7日</u> <u>13時35分</u>	熊野灘海岸では波高 <u>10m</u> に達したところもあるが、清水では <u>30cm</u> の退水が観測された。	カムチャッカ半島沖地震	昭和 <u>27年11月5日</u> <u>02時01分</u>	清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。	房総半島沖地震	昭和 <u>28年11月26日</u> <u>02時48分</u>	清水で <u>21cm</u> の津波が観測されたが、被害はなかった。	チリ沖地	昭和 <u>35年5</u>	大規模な地震で、津波は太平洋全	
	地震名	発生年月日	津波の状況																																	
三陸沖強震	昭和8年3月3日 <u>02時31分</u>	東北地方の沿岸では最高 <u>24m</u> の津波が記録された。清水では地震発生から <u>88分</u> 後、周期 <u>50分</u> 、最大振幅 <u>15cm</u> 位の波が観測された。																																		
昭和東南海地震	昭和 <u>19年12月7日</u> <u>13時35分</u>	熊野灘海岸では波高 <u>10m</u> に達したところもあるが、清水では <u>30cm</u> の退水が観測された。																																		
カムチャッカ半島沖地震	昭和 <u>27年11月5日</u> <u>02時01分</u>	清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。																																		
房総半島沖地震	昭和 <u>28年11月26日</u> <u>02時48分</u>	清水で <u>21cm</u> の津波が観測されたが、被害はなかった。																																		
地震名	発生年月日	津波の状況																																		
三陸沖強震	昭和8年3月3日 <u>02時31分</u>	東北地方の沿岸では最高 <u>24m</u> の津波が記録された。清水では地震発生から <u>88分</u> 後、周期 <u>50分</u> 、最大振幅 <u>15cm</u> 位の波が観測された。																																		
昭和東南海地震	昭和 <u>19年12月7日</u> <u>13時35分</u>	熊野灘海岸では波高 <u>10m</u> に達したところもあるが、清水では <u>30cm</u> の退水が観測された。																																		
カムチャッカ半島沖地震	昭和 <u>27年11月5日</u> <u>02時01分</u>	清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。																																		
房総半島沖地震	昭和 <u>28年11月26日</u> <u>02時48分</u>	清水で <u>21cm</u> の津波が観測されたが、被害はなかった。																																		
チリ沖地	昭和 <u>35年5</u>	大規模な地震で、津波は太平洋全																																		

現行頁	目次再編案			新文書			備考
津波 4	チリ沖地震	昭和 3 5 年 5 月 2 3 日 0 4 時 1 1 分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、静岡県下では地震を感じてから 2 2 時間位して津波が襲来した。清水では 217 cm の津波を観測し、流木や養殖真珠に損害が発生した。	震	月 23 日 04 時 11 分	域に達し、静岡県下では地震を感じてから 22 時間位して津波が襲来した。清水では 217 cm の津波を観測し、流木や養殖真珠に損害が発生した。	
	チリ中部沿岸で発生した地震	平成 2 2 年 2 月 2 7 日 1 5 時 3 4 分頃	マグニチュード 8.6 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から 2 3 時間位して津波が襲来した。清水では 2 1 cm の津波が観測された。	チリ中部沿岸で発生した地震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	M 8.6 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から 23 時間位して津波が襲来した。清水では 21 cm の津波が観測された。	
	平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震	平成 2 3 年 3 月 1 1 日 1 4 時 4 6 分頃	三陸沖を震源とする マグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 1 5m 以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。静岡県沿岸部に 1 6 時 8 分に大津波警報が発表され、清水では 9 3 cm の津波が観測された。	平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	三陸沖を震源とする M 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m 以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。静岡県沿岸部に 16 時 8 分に大津波警報が発表され、清水では 93 cm の津波が観測された。	
	(略)			(略)			
2静岡県第4次地震被害想定 静岡県第4次地震被害想定の詳細は「地震対策編 第1編総則 第2章予想される災害」に記述する。ここでは津波の想定を中心に記述する。							
2静岡県第4次地震被害想定 静岡県第4次地震被害想定の詳細は▼「地震対策編 第1章 第4節 予想される災害」に記述する。ここでは津波の想定を中心に記述する。							

現行頁	目次再編案	新文書	備考				
津波 5	(1) 津波高と到達時間の想定 レベル1の地震・津波：発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波 レベル2の地震・津波：発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波	(1) 津波高と到達時間の想定 <table><tr><td>レベル1の地震・津波</td><td>発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波</td></tr><tr><td>レベル2の地震・津波</td><td>発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波</td></tr></table>	レベル1の地震・津波	発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	レベル2の地震・津波	発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波	表による整理
	レベル1の地震・津波	発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波					
	レベル2の地震・津波	発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波					
	表 1－2 津波高と到達時間の想定	表 1－3 津波高と到達時間の想定【静岡県第4次地震被害想定】	表タイトル修正				
	表（略） (2) 建物棟被害に係る想定結果（単位・棟） 表 1－3 建物棟被害に係る想定結果（単位・棟）	表（略） (2) 建物棟被害に係る想定結果（単位・棟） 表 1－4 建物棟被害に係る想定結果（単位・棟）【静岡県第4次地震被害想定】	表タイトル修正				
表（略） (3) 人的被害に係る想定結果（死者数） 表 1－4 人的被害に係る想定結果（死者数）	表（略） (3) 人的被害に係る想定結果（死者数） 表 1－5 人的被害に係る想定結果（死者数）【静岡県第4次地震被害想定】	表タイトル修正					
表（略） 3 日本近海で発生する津波の特徴 (1) 津波は第1波、第2波、第3波と繰り返し襲ってくるが、必ずしも第1波が最大とは限らない。津波が海中を進行する際、大陸棚や海山などの海底地形によって反射波が生じ、場所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合もある。津波警報等が発表されている間は決して警戒を緩めることな	3 日本近海で発生する津波の特徴 (1) 津波警報中の継続的な警戒 津波は第1波、第2波、第3波と繰り返し襲ってくるが、必ずしも第1波が最大とは限らない。津波が海中を進行する際、大陸棚や海山などの海底地形によって反射波が生じ、場所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合もある。津波警報						

現行頁	目次再編案	新文書	備考						
津波 7	く、不測の事態に備える必要がある。 (2) 津波の第1波は引き波と押し波の2種類がある。 大津波の第1波が引きの場合は、海水が一旦沖合に後退して、海底が露出したり船が沖合へ流されたりするなどしたのち、巨大な波が押し寄せるため、津波の前兆現象が顕著に現れる。一方、大津波の第1波が押しの場合は、引きのような顕著な前兆現象がないまま突然巨大な波が押し寄せる。過去の津波の言い伝えの中には、「大津波の前には海水が引く」というものもあるが、実際には第1波が引きの場合も押しの場合もあるので、沿岸部で大きな揺れを感じたらすぐに逃げるという意識を持つ必要がある。 (3) 静岡県第4次地震被害想定では、駿河トラフや南海トラフを発生源とする津波の<u>他</u>、相模トラフ沿いで発生するレベル1、レベル2の地震にも注意を払う必要がある。相模トラフ沿いで発生した津波は伊豆半島を回折して静岡市沿岸まで達し、被害を及ぼす想定となっている。 4 (略) 第4節 市の海岸地形及び土地利用 (略) <table><tr><td>1</td><td>大崩海岸</td><td>(略)</td></tr></table>	1	大崩海岸	(略)	等が発表されている間は決して警戒を緩めることなく、不測の事態に備える必要がある。 (2) <u>即時避難の重要性</u> 津波の第1波は引き波と押し波の2種類がある。 大津波の第1波が引きの場合は、海水が一旦沖合に後退して、海底が露出したり船が沖合へ流されたりするなどしたのち、巨大な波が押し寄せるため、津波の前兆現象が顕著に現れる。一方、大津波の第1波が押しの場合は、引きのような顕著な前兆現象がないまま突然巨大な波が押し寄せる。過去の津波の言い伝えの中には、「大津波の前には海水が引く」というものもあるが、実際には第1波が引きの場合も押しの場合もあるので、沿岸部で大きな揺れを感じたらすぐに逃げるという意識を持つ必要がある。 (3) <u>相模トラフ沿いで発生する津波への注意</u> 静岡県第4次地震被害想定では、駿河トラフや南海トラフを発生源とする津波の<u>ほか</u>、相模トラフ沿いで発生するレベル1、レベル2の地震にも注意を払う必要がある。相模トラフ沿いで発生した津波は伊豆半島を回折して静岡市沿岸まで達し、被害を及ぼす想定となっている。 4 (略) 第4節 市の海岸地形及び土地利用 (略) <table><tr><td>1</td><td>大崩海岸</td><td>(略)</td></tr></table>	1	大崩海岸	(略)	
	1	大崩海岸	(略)						
	1	大崩海岸	(略)						

令和6年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案			新文書			備考
	2	用宗地区 ～ 安倍川河口	海岸線に沿って浜堤が形成されており、比較的海抜が高く自然の堤防の役目を果たす。 一方で海岸線から 200 <u>m</u> ～300 <u>m</u> 程度離れると、安倍川、丸子川、小坂川等の後背湿地となり、低地が広がる。従って海岸から 1 km程度までは内陸に向かって海抜が低くなる地形となっている。用宗漁港付近や安倍川河口は浜堤の切れ間であり、一部海抜が低くなっているところがある。	2	用宗地区 ～ 安倍川河口	海岸線に沿って浜堤が形成されており、比較的海抜が高く自然の堤防の役目を果たす。 一方で海岸線から 200 <u>m</u> ～300 <u>m</u> 程度離れると、安倍川、丸子川、小坂川等の後背湿地となり、低地が広がる。従って海岸から 1 km程度までは内陸に向かって海抜が低くなる地形となっている。用宗漁港付近や安倍川河口は浜堤の切れ間であり、一部海抜が低くなっているところがある。	
	3	安倍川河口～大谷地区	(略)	3	安倍川河口～大谷地区	(略)	
	4	久能地区 ～ 駒越地区	(略)	4	久能地区 ～ 駒越地区	(略)	
	5	三保半島	(略) 安倍川の治水事業が進む前は土砂の供給量が豊富であったため、海抜が最も高いところは駿河湾に面した外縁部の浜堤で、最大 12 <u>m</u> 程度となっている。一方で清水港に面した内縁部は海抜が低く、埋め立て地も多い。	5	三保半島	(略) 安倍川の治水事業が進む前は土砂の供給量が豊富であったため、海抜が最も高いところは駿河湾に面した外縁部の浜堤で、最大 12 <u>m</u> 程度となっている。一方で清水港に面した内縁部は海抜が低く、埋め立て地も多い。	
	6	不二見地区～興津川河口	(略)	6	不二見地区～興津川河口	(略)	
	7	興津川河	(略)	7	興津川河	(略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 7 津波 8	口～富士 川河口 第5節 防災関係機関の処理すべき事務 (略) 1 市 (1) 津波防災に関する組織の整備 (2) 自主防災組織の育成指導、その他市民の津波対策の促進 (3) 防災思想の普及 (4) 防災訓練の実施 (5) 津波防災のための施設等の緊急整備 (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (7) 避難の指示に関する事項 (8) 消防、水防、その他の応急措置 (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (10) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検 (11) 緊急輸送手段の確保 (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置	口～富士 川河口 第5節 防災関係機関の処理すべき事務 (略) 1 市 (1) 津波防災に関する組織の整備 (2) 自主防災組織の育成指導、その他市民の津波対策の促進 (3) 防災思想の普及 (4) 防災訓練の実施 (5) 津波防災のための施設等の緊急整備 (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (7) 避難の指示に関する事項 (8) 消防、水防、その他の応急措置 (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (10) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検 (11) 緊急輸送手段の確保 (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 8	2 静岡県 (1) 津波防災に関する組織の整備 (2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進 (3) 防災思想の普及 (4) 防災訓練の実施 (5) 津波防災のための施設等の緊急整備 (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (7) 避難の指示に関する事項 (8) 水防その他の応急措置 (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検 (11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 (12) 緊急輸送手段の確保 (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整 (15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置	2 静岡県 (1) 津波防災に関する組織の整備 (2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進 (3) 防災思想の普及 (4) 防災訓練の実施 (5) 津波防災のための施設等の緊急整備 (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (7) 避難の指示に関する事項 (8) 水防その他の応急措置 (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検 (11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 (12) 緊急輸送手段の確保 (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整 (15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置	表による整理
津波 8	3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水	3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	警察署) (1) 情報の収集及び提供 (2) 救出・救助 (3) 遺体の検視・見分 (4) 避難に関する情報の伝達及び避難の指示、緊急避難場所・避難所の安全確保及び秩序の維持 (5) 警戒区域の防犯パトロール (6) 社会秩序維持等のための取り締まり等 (7) 緊急交通路の確保	警察署) (1) 情報の収集及び提供 (2) 救出・救助 (3) 遺体の検視・見分 (4) 避難に関する情報の伝達及び避難の指示、緊急避難場所・避難所の安全確保及び秩序の維持 (5) 警戒区域の防犯パトロール (6) 社会秩序維持等のための取り締まり等 (7) 緊急交通路の確保	
津波 9	4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊） (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動	4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊） (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動	表による整理
津波 9	5 指定地方行政機関 <u>(1)</u> 総務省東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信	5 指定地方行政機関 総務省 東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災	表による整理

令和6年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること <u>(2)</u> 財務省東海財務局 ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに係機関との連絡調整 イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること <u>(3)</u> 農林水産省関東農政局 静岡県拠点 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 <u>(4)</u> 厚生労働省静岡労働局(静岡労働基準監督署) ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握 <u>(5)</u> 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、関東地方整備局（甲府河川国道事務所） 管轄する河川、海岸、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 （ア） 所管施設の耐震性の確保 （イ） 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実	害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること 財務省 東海財務局 （静岡財務事務所） ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに係機関との連絡調整 イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること 農林水産省 関東農政局 （静岡県拠点） 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 厚生労働省 静岡労働局 （静岡労働基準監督署） ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握 国土交通省 中部地方整備局 （静岡河川事務所、<u>富士砂防事務所</u>、<u>静岡国道事務所</u>、<u>清水港湾事務所</u>） 管轄する河川、海岸、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 （ア） 所管施設の耐震性の確保 （イ） 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 （ウ） 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 自治体の要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保	所) 国土交通省 関東地方整備局（甲府河川国道事務所） (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 自治体の要請に基づく災害対策用	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	<u>(6)</u> 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急	建設機械等の貸付け （カ） 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保		
		国土交通省 中部運輸局 （静岡運輸支局）	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応で	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。 (7) 国土地理院中部地方測量部 ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。 (8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること (9) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部） ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、	きるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。 国土地理院 中部地方測量部 ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。 気象庁 東京管区气象台（静岡地方気象 ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置 (10) 環境省関東地方環境事務所、環境省中部地方環境事務所 ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援	台)	イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること	
		海上保安庁 第三管区 海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置	
		環境省 関東地方環境事務所 環境省 中部地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
津波 11	6 指定公共機関 (1) 日本郵便株式会社東海支社（静岡中央郵便局） ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること (2) 日本赤十字社（静岡県支部） ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項 (3) 日本放送協会（静岡放送局） ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用した、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、		及び提供並びに汚染等の除去への支援	表による整理
		6 指定公共機関		
		日本郵便株式会社 （静岡中央郵便局）	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること	
		日本赤十字社 （静岡県支部）	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	
		日本放送協会 （静岡放送局）	ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用した、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	設備の整備をすすめること <u>(4)</u> 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター） ア 交通対策に関すること イ 災害応急対策に関すること <u>(5)</u> 東海旅客鉄道株式会社、<u>日本貨物鉄道株式会社</u> ア 津波警報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備 <u>(6)</u> 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、<u>株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）</u> ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配 <u>(7)</u> 岩谷産業株式会社、<u>アストモスエネルギー株式会社</u>、<u>株式会社ジャパングスエナジー</u>、<u>ENEOSグループ株式会社</u>、<u>ジクシス株式会社</u> LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送 <u>(8)</u> 日本通運株式会社、<u>福山通運株式会社</u>、<u>佐川急便株式会社</u>、<u>ヤマト運輸株式会社</u>、<u>西濃運輸株式会社</u> 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	中日本高速道路株式会社（東京支社） <u>（富士・静岡・浜松保全・サービスセンター）</u> 東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社（静岡支店） 株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店） 岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式	ア 交通対策に関すること イ 災害応急対策に関すること ア 津波警報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備 ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配 LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	<u>(9)</u> 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡支社） ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施 <u>(10)</u> KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 重要な通信を確保するために必要な措置の実施 <u>(11)</u> 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力 <u>(12)</u> 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOSグローバル株式会社 ジクシス株式会社		
		日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	
		中部電力パワーグリッド株式会社（静岡支社）	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	
		KDDI株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
		ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社		
		一般社団法人 日本建設業連合会中部支部 一般社団法人 全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
		株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディング	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
津波 12	7 指定地方公共機関 <u>(1)</u> 土地改良区（静岡市内土地改良区） ア 災害予防 イ 応急・復旧 （ア） 関係機関との連携による応急対策の実施 （イ） 所管施設の緊急点検 （ウ） 農業用水及び非常用水の確保 <u>(2)</u> 静岡ガス株式会社（静岡支社、 <u>東部支社</u> ） ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害 予防措置 <u>(3)</u> 一般社団法人静岡県 <u>LP</u> ガス協会（中部支部） ア 需要家に対する <u>LP</u> ガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予 防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所 施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復 旧 <u>(4)</u> 静岡鉄道株式会社 ア 津波警報等津波に関する情報の伝達 イ 列車の運転規制措置	ス		表による整理
		7 指定地方公共機関		
		土地改良区 （静岡市内土地 改良区）	ア 災害予防 イ 応急・復旧 （ア） 関係機関との連携による応急対策 の実施 （イ） 所管施設の緊急点検 （ウ） 農業用水及び非常用水の確保	
		静岡ガス株式 会社 （静岡支社、 <u>東部支社</u> ）	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の 予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点 検等災害予防措置	
		一般社団法人 静岡県 <u>LP</u> ガ ス協会 （中部支部）	ア 需要家に対する <u>LP</u> ガスによる災害の 予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震 化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加 入事業所の施設の点検等災害防止措置の 実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及 び応急復旧	
		静岡鉄道株式	ア 津波警報等津波に関する情報の伝達	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報 <u>(5)</u> 一般社団法人静岡県トラック協会、<u>一般社団法人静岡県バス協会</u>、<u>商業組合静岡県タクシー協会</u> 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保 <u>(6)</u> 民間放送機関（静岡放送株式会社、<u>株式会社テレビ静岡</u>、<u>株式会社静岡朝日テレビ</u>、<u>株式会社静岡第一テレビ</u>、<u>株式会社トコちゃんねる静岡</u>、<u>静岡エフエム放送株式会社</u>、<u>株式会社シティエフエム静岡</u>、<u>株式会社エフエムしみず</u>） ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備 <u>(7)</u> 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市医師会、<u>一般社団法人静岡市清水医師会</u>、<u>一般社団法人庵原医師会</u>）、<u>一般社団法人静岡県歯科医師会</u>（<u>一般社団法人静岡市静岡歯科医師会</u>、<u>一般社団法人静岡市清水歯科医師会</u>）、<u>公益社団法人静岡県看護協会</u>（<u>公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部</u>）、<u>公益社団法人静岡県病院協会</u>、<u>公益社団法人静岡県薬剤師会</u>（<u>一般社団法人静岡市薬剤師会</u>、<u>清水</u>	会社	イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報	
		一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保	
		民間放送機関（静岡放送株式会社） <u>（株式会社テレビ静岡）</u> <u>（株式会社静岡朝日テレビ）</u> <u>（株式会社静岡第一テレビ）</u> <u>（株式会社トコちゃんねる静岡）</u> <u>（静岡エフエム</u>	ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	薬剤師会) ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会）及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会）） <u>(8)</u> 一般社団法人静岡県警備業協会 災害時の道路交差点での交通整理支援 <u>(9)</u> 一般社団法人静岡県建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	放送株式会社) (株式会社シェイエフエム静岡) 一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人静岡市静岡医師会) (一般社団法人静岡市清水医師会) (一般社団法人庵原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 (一般社団法人静岡市静岡歯科医師会) (一般社団法人静岡市清水歯科医師会) 公益社団法人	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会）及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会））	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
津波 13	8 沿岸部に立地する施設の管理者 （１） 津波に対する知識の向上 （２） 施設の安全対策	静岡県看護協会 （公益社団法人 静岡県看護協会 静岡地区支部） 公益社団法人 静岡県病院協会 公益社団法人 静岡県薬剤師会 （一般社団法人 静岡市薬剤師会） （清水薬剤師会）		表による整理
		一般社団法人 静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援	
		一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
		8 沿岸部に立地する施設の管理者 （１） 津波に対する知識の向上 （２） 施設の安全対策		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(3) 津波についての情報収集・伝達体制、避難対策等の 取り決め (4) 災害発生等に備えた事業継続計画等の策定 (5) 地域の自主防災組織や浸水想定区域内の利用者と 連携した防災活動への協力 (6) 津波災害だけでなく、施設の損壊や火災など、想 定しうる他の災害も併せて対策を行う。	(3) 津波についての情報収集・伝達体制、避難対策等の 取り決め (4) 災害発生等に備えた事業継続計画等の策定 (5) 地域の自主防災組織や浸水想定区域内の利用者と連 携した防災活動への協力 (6) 津波災害だけでなく、施設の損壊や火災など、想定 しうる他の災害も併せて対策を行う。	
津波 15	第2章 平常時対策	第2章 平常時対策	
津波 15	(略) 第1節 津波避難対策計画 [危機、都市、建築、建設、区、消防、水道、下水、教育]	(略) 第1節 津波避難計画 [危機、都市、建築、建設、区、消防、水道、下水、教育]	タイトル修正
津波 15	<u>1 対策を検討する津波</u> <u>『現時点で想定しうる最大クラスの津波』に対 し、避難対策を講ずる。</u> <u>津波防災地域づくり法で定める最大クラスの津波（静 岡県第4次地震被害想定レベル2）を想定する。</u>	<u>（▼「◇資料編8-7」に準ずる。）</u> <u>◇資料編8-7：静岡市津波避難計画</u>	資料編との重複を整理
津波 15	2 津波被害想定の特徴 <u>東北地方太平洋沖地震に比べ、津波到達時間（津 波浸水開始時間）は極めて早い。</u> <u>※ただし、適切な津波避難対策により、避難すること は可能。</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 15	<u>（１）東北地方太平洋沖地震では、津波到達時間が 30 分以上あった。</u> <u>（２）一方、南海トラフ巨大地震は、東北地方太平洋沖地震に比べ、津波到達時間が極めて短く、沿岸部の広い範囲で 10～15 分で浸水が始まる。</u> <u>津波の深さは、東北地方太平洋沖地震ほどではなく、津波避難施設への避難は有効。</u> <u>（３）東北地方太平洋沖地震では、広い範囲で 10m 以上の深さの浸水があったが、南海トラフ巨大地震では、想定される津波の深さは最大 4～5m 程度とされている。</u> <u>3 津波避難対策の目標</u> <u>「『5 分・500m』で避難できる地域づくり」</u> <u>・概ね 5 分以内に、避難開始することを目指す。</u> <u>・概ね 500m 以内で、避難可能にすることを目指す。</u> <u>・津波到達時間が極めて短い地域については、概ね 200m 以内で避難可能にすることを目指す。</u> <u>（１）先ず「5 分・500m」を目標に、“頑張れば”助かるための「物理的な環境」を整える。</u> <u>（２）今後「どうやって“頑張るか”」といった、ソフトの対策を市民等と共に向上させていく。</u> <u>ア 如何に、迅速且つ最適な避難行動を発揮させ、「5 分」で避難が可能になるか、情報周知の徹底や訓練、発災時の情報伝達等で具体化していく。</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 16	<u>イ また、細街路の危険箇所の改善など、実際に「500m」で避難できるようにするための事業を進める。</u> <u>（3） 並行して「頑張れば」のハードルを、時間をかけて低くしていく取組みも検討する。</u> <u>ア 堤防整備等の検討</u> <u>※ 津波到達時間が極めて短い地域については、概ね200m以内で避難可能にすることを目指す。</u> <u>4 要避難地区等の設定</u> <u>（1） 要避難地区</u> <u>津波による浸水の発生が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を津波に対する要避難地区とする。津波に対する要避難地区は、津波危険予想地域を含む町丁目を原則とし、表2-1で定める。本市における津波危険予想地域は、津波防災地域づくり法（平成23年法律第123号）第8条に基づく静岡県津波浸水想定区域（平成25年11月）としている。</u> <u>また、令和5年3月には、本市の津波浸水想定区域と同じ範囲が同法第53条に基づく津波災害警戒区域に指定された。</u> <u>表2-1 要避難地区（全部又は一部が要避難地区に含まれる町丁目）</u>		

現行頁	目次再編案			新文書	備考
	<u>区</u>	<u>地 区</u>	<u>町 丁 目</u>		
	<u>駿 河 区</u>	<u>大 里 東</u>	<u>下島、高松</u>		
		<u>中島</u>	<u>西島、西脇、中島</u>		
		<u>宮竹</u>	<u>高松二丁目</u>		
		<u>大谷</u>	<u>西大谷、大谷一丁目、大谷二丁目、大谷三丁目</u>		
		<u>久能</u>	<u>安居、古宿、根古屋、西平松、青沢、中平松</u>		
		<u>川原</u>	<u>下川原南、桃園町</u>		
		<u>長 田 南</u>	<u>広野、広野三丁目、広野四丁目、広野五丁目、広野六丁目、広野海岸通、港、小坂、小坂一丁目、小坂二丁目、小坂三丁目、石部、用宗一丁目、用宗二丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、用宗五丁目、用宗小石町</u>		
	<u>清 水 区</u>	<u>辻</u>	<u>愛染町、宮下町、宮代町、辻一丁目、辻二丁目、辻三丁目、辻四丁目、辻五丁目、田町、本郷町、矢倉町</u>		
		<u>江尻</u>	<u>銀座、江尻台町、江尻町、江尻東一丁目、江尻東二丁目、江尻東三丁目、小芝町、真砂町、二の丸町、宝町</u>		
		<u>入江</u>	<u>元城町、渋川一丁目、新富町、東大曲町、入江一丁目、入江二丁目</u>		

現行頁	目次再編案			新文書	備考
		浜田	旭町、松原町、上一丁目、上清水町、新港町、千歳町、相生町、島崎町、巴町、浜田町、万世町一丁目、万世町二丁目		
		岡	岡町、上二丁目、南岡町、梅田町		
		清水	幸町、港町一丁目、港町二丁目、三光町、松井町、清開一丁目、清水町、村松原一丁目、築地町、日の出町、入船町、八千代町、美濃輪町、富士見町、北矢部町二丁目、本町		
		不二見	宮加三、新緑町、清開二丁目、清開三丁目、清水村松地先新田、村松、村松一丁目、村松原二丁目、村松原三丁目		
		駒越	駒越西一丁目、駒越西二丁目、駒越中一丁目、駒越中二丁目、駒越東町、駒越南町、駒越北町、蛇塚、増		
		折戸	折戸、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目、折戸五丁目		
		三保	三保、三保松原町		
		袖師	横砂、横砂西町、横砂中町、横砂東町、横砂南町、横砂本町、西久保、袖師町		
		興津	興津清見寺町、興津中町、興津東町、興津本町		
		蒲原	蒲原、蒲原神沢		

現行頁	目次再編案		新文書	備考
津波 17		由比、由比今宿、由比寺尾、由比西倉澤、由比町屋原、由比東倉澤、由比北田		
	※具体的な区域は静岡市津波ハザードマップにおいて示している。			
	（２）避難対象地区 警戒宣言発令時に避難を指示する地区を避難対象地区とし、津波に対する要避難地区と同地区とする。 ◇推定津波浸水深・到達時間（資料編 9－8）			
	5 津波避難対策の方針 （１）避難対象地区における対策方針			
	・要避難地区外や既指定の津波避難ビル等へ避難。 ・上記の避難行動が困難な場合は、最寄りの耐震性のある施設等（基準水位以上の場所）に避難する。 ・より安全な避難行動ができるよう津波避難施設を拡充する。			
	ア 臨港地区は、静岡県が別途対策を検討中 イ 10 分未満で浸水するエリアに関しては、避難にかけられる時間が極めて短いため、津波避難ビルや津波避難タワーの他、堤防等における対策を検討・要請していく。（堤防による対策は県及び市による対策）			
	図 2－1 津波からの避難が困難な地域のイメージ図			

令和6年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案							新文書	備考
	<u>7</u>	<u>中 島</u> <u>①</u>	<u>11. 2</u>	<u>459/86</u> <u>5</u>	<u>10 分</u> <u>～</u>	<u>2m</u>	<u>平成 27 年 10</u> <u>月完成</u>		
	<u>8</u>	<u>中 島</u> <u>②</u>	<u>7. 8</u>	<u>371/53</u> <u>3</u>	<u>20 分</u> <u>～</u>	<u>2m</u>	<u>令和 2 年 9 月</u> <u>完成</u>		
	<u>9</u>	<u>中 島</u> <u>③</u>	<u>11. 0</u>	<u>288/59</u> <u>5</u>	<u>5～10</u> <u>分</u>	<u>4m</u>	<u>平成 25 年 10</u> <u>月完成</u>		
	<u>10</u>	<u>大 里</u> <u>東①</u>	<u>5. 6</u>	<u>296/52</u> <u>0</u>	<u>15 分</u> <u>～</u>	<u>3m</u>	<u>平成 25 年 10</u> <u>月完成</u>		
	<u>11</u>	<u>三 保</u> <u>①</u>	<u>11. 9</u>	<u>309/62</u> <u>7</u>	<u>20 分</u> <u>～</u>	<u>2m</u>	<u>平成 28 年 11</u> <u>月完成</u>		
	<u>12</u>	<u>三 保</u> <u>②</u>	<u>7. 5</u>	<u>221/40</u> <u>7</u>	<u>5～10</u> <u>分</u>	<u>3m</u>	<u>平成 30 年 3</u> <u>月完成</u>		
	<u>13</u>	<u>三 保</u> <u>③</u>	<u>5. 8</u>	<u>109/23</u> <u>4</u>	<u>5～10</u> <u>分</u>	<u>3m</u>	<u>平成 27 年 12</u> <u>月完成</u>		
	<u>14</u>	<u>三 保</u> <u>④</u>	<u>7. 7</u>	<u>88/41</u>	<u>20 分</u> <u>～</u>	<u>2m</u>	<u>平成 28 年 3</u> <u>月完成</u>		
	<u>15</u>	<u>三 保</u> <u>⑤</u>	<u>5. 7</u>	<u>249/40</u> <u>3</u>	<u>5～10</u> <u>分</u>	<u>3m</u>	<u>平成 26 年 12</u> <u>月完成</u>		
	<u>16</u>	<u>三 保</u> <u>⑥</u>	<u>13. 9</u>	<u>550/46</u> <u>8</u>	<u>5～10</u> <u>分</u>	<u>3m</u>	<u>平成 28 年 3</u> <u>月完成</u>		
	<u>17</u>	<u>三 保</u> <u>⑦</u>	<u>22. 7</u>	<u>574/77</u> <u>2</u>	<u>10 分</u> <u>～</u>	<u>3m</u>	<u>平成 26 年 2</u> <u>月完成</u>		
	<u>18</u>	<u>三 保</u> <u>⑧</u>	<u>10. 5</u>	<u>572/49</u> <u>9</u>	<u>5～10</u> <u>分</u>	<u>3m</u>	<u>平成 25 年 10</u> <u>月完成</u>		
	<u>19</u>	<u>不 二</u> <u>見①</u>	<u>16. 4</u>	<u>285/75</u> <u>5</u>	<u>15 ～</u> <u>30 分</u>	<u>4m</u>	<u>平成 27 年 2</u> <u>月完成</u>		

現行頁	目次再編案						新文書	備考	
津波 19	20	不二見②	8.2	248/502	15分～	4m	津波避難路橋整備 平成 31 年 3 月完成		
	21	袖 師①	14.2	527/137	5～20分	5m	津波避難ビル指定		
	※1 エリア内における最大浸水深								
	なお、津波避難施設等については以下のとおりとする。								
	◇津波避難ビル一覧表（資料編 4－4）								
	◇津波避難ビル標識等標識一覧（資料編 4－40）								
	◇推定津波浸水深・到達時間（資料編 9－8）								
	6 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 (平成 26 年度から令和 7 年度まで)								
	津波避難対策 緊急事業を行 う区域		津波から避難するた めに必要な緊急に実施す べき事業の種類		目標	達成期間			
	長田南地区		避難施設その他の避難 場所の整備		1 箇所	平成 27 年 度			
4 箇所					平成 30 年 度				
中島地区		避難施設その他の避難 場所の整備		1 箇所	平成 27 年 度				
				1 箇所	令和 2 年 度				
三保地区		避難施設その他の避難		1 箇所	平成 27 年				

現行頁	目次再編案				新文書	備考
		場所の整備	所	度		
			4 箇	平成 29 年		
			所	度		
	不二見地区	避難経路の整備	1 箇	平成 30 年		
			所	度		
	由比漁港地区	避難施設その他の避難場所の整備	1 箇	令和 3 年		
			所	度		
	新興津地区	避難施設その他の避難場所の整備	1 箇	令和 7 年		
			所	度		
津波 20	第 2 節 防災訓練の実施				第 2 節 防災訓練の実施	担当部局の修正
	[危機、市民、区、消防]					
	(略)					
津波 20	1 市					
	市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施する ものとす る。				市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施する。	
	(1) (略)					
津波 20	2 (略)					
	第 3 節 防災思想の普及				第 3 節 防災思想の普及	県計画に準じて追加
	(新規)					
					(▼共通対策編 第 2 章 第 12 節「防災知識の普及計画」	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 21	第4節 自主防災活動 <u>（新規）</u> 第3章 災害応急対策	<u>に準ずる。）</u> 第4節 自主防災活動 <u>（▼共通対策編 第2章 第16節「自主防災組織の体制強化」に準ずる。）</u> 第3章 災害応急対策	県計画に準じて追加
津波 21	津波災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。なお、ここに定めのないものについては「<u>一般</u>対策編」及び「地震対策編」に準ずる。 第1節 防災関係機関の活動 [危機、消防]	津波災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。なお、ここに定めのないものについては「<u>共通</u>対策編」、「<u>風水害対策編</u>」及び「地震対策編」に準ずる。 第1節 防災関係機関の活動 [危機、<u>区</u>、消防]	節の統合 担当部局の修正
津波 21	<u>1 静岡市災害対策本部の設置</u> （1） 静岡市災害対策本部の設置 <u>市長は、津波災害が発生し、又はそのおそれがあるとして、適時適切な災害対応を実施するため必要があると認めるときは、法第23条の2第1項の規定に基づき、速やかに静岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を静岡市役所静岡庁舎内の災害対策本部室に設置するとともに、本部会を開催する。警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</u>	<u>1 静岡市災害対策本部</u> （1） 静岡市災害対策本部の設置<u>及び廃止</u> <u>（▼共通対策編 第3章 第2節 組織計画 1 防災体制「（2）静岡市災害対策本部」に準ずる。）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 21	<u>ア 編成および運営</u> <u>静岡市災害対策本部条例及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。</u> ◇<u>静岡市災害対策本部条例（資料編 1－3）</u> ◇<u>静岡市災害対策本部運営要綱（資料編 1－4）</u> <u>イ 設置基準</u> <u>津波予報区「静岡県」に大津波警報が発表されたとき</u> <u>（2）本部の廃止</u> <u>市長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めたときは本部を廃止する。</u>		
津波 21	<u>（3）災害対策本部の所掌事務</u> <u>災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。</u> <u>ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</u> <u>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</u> <u>ウ 消防、水防等の応急措置</u> <u>エ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入れ</u> <u>オ 被災者、避難者等の救助、救護その他の保護</u> <u>カ 施設及び設備の応急復旧</u> <u>キ 防疫その他の保健衛生</u> <u>ク 住民等に対する避難の指示、又は警戒区域の設定</u>	<u>（2）災害対策本部の所掌事務</u> <u>（▼地震対策編 第5章 第1節 防災関係機関の活動 1 静岡市災害対策本部「（2）災害対策本部の所掌事務」に準ずる。）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	ケ 緊急輸送の実施 コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに配分 サ 県への要請・報告等、県との災害応急対策の連携 (ア) 市長（以下、この章において「本部長」という。）は、県に対し災害応急対策の実施に関し、必要に応じ職員の派遣等必要な事項を要請するものとする。 (イ) 本部長は、必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また災害応急対策を実施すべき者に対する指示等を静岡県知事、静岡県警察本部長等にそれぞれ要請するものとする。 (ウ) 本部長は、住民等の避難の状況及び災害応急対策の実施状況を県に報告するものとする。 シ 自主防災組織との連携及び指導 ス ボランティアの受入れ、災害ボランティア本部への支援 セ 災害時応急対策を実施すべき者に対する指示 ソ 防災関係機関との連携		
津波 22	(4) 消防機関の警防活動体制 (略)	(3) 消防機関の警防活動体制 (略)	
津波 22	(5) 広域消防応援に対する受援体制 ア 消防組織法第 39 条の規定に基づく、県内消防機	(4) 広域消防応援に対する受援体制 (▼地震対策編 第 5 章 第 1 節 防災関係機関	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 22	<u>関からの応援出動に備え、連絡体制等受援体制を確保する。</u> <u>イ 消防組織法第 44 条の規定に基づく、県外消防機関からの応援出動に関する受援においても、緊急消防援助隊の派遣が決定された場合も上記（１）と同様とする。</u> <u>（６） 水防機関の警防活動体制</u> <u>水防団の活動は以下のとおりとする。なお、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。</u> <u>ア 被害状況等の情報収集と伝達</u> <u>イ 水防活動及び救助活動</u> <u>ウ 地域住民等の避難地への誘導</u> <u>エ 危険区域からの避難の確認</u> <u>オ 自主防災組織との連携、指導、支援</u>	<u>の活動 1 静岡市災害対策本部「（４） 広域避難応援に対する受援体制」に準ずる。）</u> <u>（５） 水防機関の警防活動体制</u> <u>（▼風水害対策編 第 3 章 第 13 節「水防活動の実施」に準ずる。）</u> <u>（６） 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部（▼地震対策編 第 5 章 第 1 節 防災関係機関の活動 1 静岡市災害対策本部「（６） 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部」に準ずる。）</u>	
津波 22	2 職員の配備体制 [危機、区、消防] <u>（１） 配備体制</u> <u>別に定める災害時職員配備基準による。</u> <u>◇災害時職員配備基準（資料編 2－19）</u>	2 職員の配備体制 <u>（▼共通対策編 第 3 章 第 3 節「職員の動員計画」に準ずる。）</u> <u>なお、職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に</u>	内容整理
津波 22			

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 23	<u>(2) 消防機関の配備体制</u> <u>ア 消防職員は、消防局において別に定める計画により配備する。</u> <u>イ 消防団員は、別に定める計画により配備し、消防団長の指揮の下に所轄地域の災害応急対策にあたる</u>	に基づき、定められた場所に参加又は参加できる態勢をとる。特に、市内において震度5強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参加する。なお、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。	
津波 23	<u>(3) 参加行動</u> <u>ア 情報の収集及び伝達</u> <u>地震による揺れを感じた場合、職員は自ら情報を収集する。震度に関する情報（震度4以上）を防災情報メール等で覚知した職員は、職員防災情報メールシステムからの指示を確認する。各部課の連絡責任者は予め各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、システム登録者以外の職員への指示の伝達を行う。なお、遠地津波は津波警報等の発表前にテレビ、ラジオ及びインターネット等で情報が入手できる場合が多いので、津波警報等の発表の可能性など、情報収集に努めるものとする。</u> <u>◇非常配備の伝達方法（資料編2-11）</u> <u>イ 自動参加</u> 職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所に参加又は参加できる態勢をとる。特に、市内において震度5強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参加するものとする。なお、津波が現に迫っているなど、身の危		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 23	険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。 <u>ウ 参集状況の把握</u> <u>所属長は、速やかに職員の参集状況を把握し、別に定める手順により報告する。</u> <u>◇災害時における職員参集状況報告手順（資料編2-12）</u> <u>（4） 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部</u> <u>ア 設置</u> <u>清水地区の石油コンビナート等特別防災区域に災害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき、災害対策本部に静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部を併設する。</u> <u>イ 所掌事務</u> <u>別に定める静岡県石油コンビナート等防災計画によるが、災害応急対策として講ずる主要な事項は、次のとおりである。</u> <u>（ア） 市職員及び消防団員の動員</u> <u>（イ） 本部長が命令し、又は要請した動員者の受入体制の整備</u> <u>（ウ） 津波情報の収集及び伝達</u> <u>（エ） 災害応急対策上必要な事項の広報</u> <u>（オ） 住民等の安全を図るための避難の指示等、住民安全対策の実施</u> <u>（カ） 警戒区域を対象とした警戒・警備</u> <u>（キ） 災害の態様、状況に応じた医療救護の実施</u> <u>（ク） 消火活動の実施並びに自衛防災組織等の指</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考				
津波 23	<u>揮及び監督</u> <u>(ケ) 応急作業、被害防止又は軽減のための応援要請</u> <u>(5) 防災関係機関の活動状況の把握</u> <u>本部長は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。</u>						
津波 24	3 防災関係機関 防災関係機関は、災害応急対策として<u>概</u>ね次の措置を講ずるものとする。	3 防災関係機関 防災関係機関は、災害応急対策として<u>おおむ</u>ね次の措置を講ずるものとする。					
津波 24	(1) 指定地方行政機関 <u>ア</u> 総務省東海総合通信局 電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 <u>イ</u> 財務省東海財務局（静岡財務事務所） <u>(ア)</u> 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 <u>(イ)</u> 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するとき	(1) 指定地方行政機関 <table><tr><td>総務省東海総合通信局</td><td>電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理</td></tr><tr><td>財務省東海財務局 （静岡財務事務所）</td><td> <u>ア</u> 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 <u>イ</u> 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供す </td></tr></table>	総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理	財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	<u>ア</u> 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 <u>イ</u> 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供す	表による整理
総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理						
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	<u>ア</u> 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 <u>イ</u> 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供す						

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	は、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置 <u>ウ</u> 農林水産省関東農政局 静岡県拠点 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 <u>エ</u> 国土交通省中部地方整備局（静岡国道事務所、<u>富士砂防事務所</u>、<u>静岡河川事務所</u>、<u>清水港湾事務所</u>）、<u>国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）</u> 管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 <u>(ア)</u> 施設対策等 <u>a</u> 河川管理施設等の対策等 <u>b</u> 道路施設対策等 <u>c</u> 港湾施設対策等 <u>d</u> 営繕施設対策等 <u>e</u> 電気通信施設対策等 <u>(イ)</u> 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（<u>TEC-FORCE</u>）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施す	るときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置 農林水産省 関東農政局 静岡県拠点 国土交通省 中部地方整備局 （静岡河川事務所、<u>富士砂防事務所</u>、<u>静岡河川事務所</u>、<u>清水港湾事務所</u>） 国土交通省 関東地方整備局 （甲府河川国道事務所） 管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 <u>ア</u> 施設対策等 <u>(ア)</u> 河川管理施設等の対策等 <u>(イ)</u> 道路施設対策等 <u>(ウ)</u> 港湾施設対策等 <u>(エ)</u> 営繕施設対策等 <u>(オ)</u> 電気通信施設対策等 <u>イ</u> 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（<u>TEC-FORCE</u>）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 <u>ウ</u> 災害対策用建設機械等の出動及び管理 <u>エ</u> 他機関との協力 <u>オ</u> 広報	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	る。 <u>(ウ)</u> 災害対策用建設機械等の出動及び管理 <u>(エ)</u> 他機関との協力 <u>(オ)</u> 広報 <u>オ</u> 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） <u>(ア)</u> 陸上輸送に関すること <u>a</u> 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 <u>b</u> 自治体からの要請に対する車両等の調達のあっせん及び海上輸送に関すること <u>(イ)</u> 海上輸送に関すること <u>a</u> 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 <u>b</u> 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請 <u>カ</u> 国土地理院中部地方測量部 <u>(ア)</u> 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 <u>(イ)</u> 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 <u>(ウ)</u> 地理情報システムの活用を図る。 <u>キ</u> 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） <u>(ア)</u> 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 <u>(イ)</u> 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土	国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） <u>ア</u> 陸上輸送に関すること <u>(ア)</u> 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 <u>(イ)</u> 自治体からの要請に対する車両等の調達のあっせん及び海上輸送に関すること <u>イ</u> 海上輸送に関すること <u>(ア)</u> 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 <u>(イ)</u> 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請 国土地理院 中部地方測量部 <u>ア</u> 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 <u>イ</u> 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 <u>ウ</u> 地理情報システムの活用を図る。 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） <u>ア</u> 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 <u>イ</u> 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された<u>とき</u>、気象庁本庁への報告及び適切な措置 <u>ウ</u> 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとす	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	地の隆起等）に関する情報が市長から通報された<u>時</u>、気象庁本庁への報告及び適切な措置 <u>(ウ)</u> 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 <u>(エ)</u> 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 <u>ク</u> 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部） <u>(ア)</u> 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 <u>(イ)</u> 海難船舶等の海上における人命の安全確保 <u>(ウ)</u> 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 <u>(エ)</u> 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難指示、入港制限、移動命令、航行制限荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 <u>(オ)</u> 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 <u>(カ)</u> 海上における災害に係る救助・救急活動 <u>(キ)</u> 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持 <u>ケ</u> 環境省関東地方環境事務所、<u>環境省中部地方環境事務所</u> <u>(ア)</u> 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供	る。 <u>エ</u> 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部） <u>ア</u> 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 <u>イ</u> 海難船舶等の海上における人命の安全確保 <u>ウ</u> 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 <u>エ</u> 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難指示、入港制限、移動命令、航行制限荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 <u>オ</u> 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 <u>カ</u> 海上における災害に係る救助・救急活動 <u>キ</u> 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持 環境省関東地方環境事務所 環境省中部地方環境事務所 <u>ア</u> 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 <u>イ</u> 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 <u>ウ</u> 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 <u>エ</u> 放射性物質による汚染状況の情報収集	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
津波 25	<u>(イ)</u> 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 <u>(ウ)</u> 行政機関等との連絡調整、<u>被災状況・動物</u> 救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 <u>(エ)</u> 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援		及び提供並びに汚染等の除去への支援	表による整理
	(2) 指定公共機関	(2) 指定公共機関		
	<u>ア</u> 日本郵便株式会社東海支社（静岡中央郵便局） <u>(ア)</u> 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 <u>a</u> 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 <u>b</u> 被災者が差し出す郵便物の料金免除 <u>c</u> 被災地あて救助用郵便物の料金免除 <u>d</u> 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 <u>(イ)</u> 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。 <u>イ</u> 日本赤十字社（静岡県支部） <u>(ア)</u> 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること <u>(イ)</u> 血液製剤の確保及び供給のための措置	日本郵便株式会社東海支社（静岡中央郵便局） <u>ア</u> 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 <u>(ア)</u> 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 <u>(イ)</u> 被災者が差し出す郵便物の料金免除 <u>(ウ)</u> 被災地あて救助用郵便物の料金免除 <u>(エ)</u> 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 <u>イ</u> 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。		
		日本赤十字社（静岡県支部） <u>ア</u> 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること		

令和6年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(ウ)</u> 被災者に対する救援物資の配布 <u>(エ)</u> 義援金の募集 <u>(オ)</u> 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 <u>(カ)</u> その他必要な事項 <u>ウ</u> 日本放送協会（静岡放送局） <u>(ア)</u> 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 <u>(イ)</u> 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 <u>(ウ)</u> 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送 <u>エ</u> 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター） <u>(ア)</u> 交通状況に関する関係機関との情報連絡 <u>(イ)</u> 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 <u>(ウ)</u> 県公安委員会（県警察）が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 <u>(エ)</u> 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力 <u>オ</u> 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 <u>(ア)</u> 災害時における応急救護活動 <u>(イ)</u> 応急復旧用資材等の確保 <u>(ウ)</u> 危険地域の駅等の旅客等について、市と協	<u>イ</u> 血液製剤の確保及び供給のための措置 <u>ウ</u> 被災者に対する救援物資の配布 <u>エ</u> 義援金の募集 <u>オ</u> 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 <u>カ</u> その他必要な事項 日本放送協会（静岡放送局） <u>ア</u> 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 <u>イ</u> 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 <u>ウ</u> 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送 中日本高速道路株式会社（東京支社） <u>（富士・静岡・浜松保全・サービスセンター）</u> <u>ア</u> 交通状況に関する関係機関との情報連絡 <u>イ</u> 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 <u>ウ</u> 県公安委員会（県警察）が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 <u>エ</u> 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力 東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 <u>ア</u> 災害時における応急救護活動 <u>イ</u> 応急復旧用資材等の確保 <u>ウ</u> 危険地域の駅等の旅客等について、市と協力した緊急避難場所への避難、誘導	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	力した緊急避難場所への避難、誘導 (エ) 鉄道施設の早期復旧 カ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社 NTTドコモ東海支社（静岡支店） (ア) 防災関係機関の重要通信の優先確保 (イ) 被害施設の早期復旧 (ウ) 災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝言板 web１７１及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供 キ 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式 会社、株式会社ジャパングスエナジー、E N E O S グローブ株式会社、ジクシス株式会社 LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基 地、２次基地から充填所へのLPガスの配送 ク 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急 便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式 会社 緊急輸送車両の確保及び運行 ケ 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡支社） (ア) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防 災関係機関への緊急事態の通報 (イ) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感 電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ 等を利用しての広報 コ KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽 天モバイル株式会社		エ 鉄道施設の早期復旧 ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝 言板 web１７１及び災害用伝言板、災害 用音声お届けサービスの提供 LPガスタンクローリー等によるLPガ ス輸入基地、２次基地から充填所へのLP ガスの配送 緊急輸送車両の確保及び運行	

令和6年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書		備考
	重要な通信を確保するために必要な措置の実施 <u>サ</u> 一般社団法人日本建設業連合会中部支部 <u>一般</u> 社団法人全国中小建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力 <u>シ</u> 株式会社イトーヨーカ堂 <u>イ</u> オン株式会社 <u>ユニ</u> 株式会社 <u>セブン</u> イレブン・ジャパン <u>株</u> 株式会社ローソン <u>株</u> 株式会社ファミリーマート <u>株</u> 株式会社セブン&アイ・ホールディングス <u>(ア)</u> 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 <u>(イ)</u> 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		
		中部電力パワーグリッド株式会社 (静岡支社)	<u>ア</u> 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 <u>イ</u> 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報	
		KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	
		一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
		株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会	<u>ア</u> 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 <u>イ</u> 被災地の復旧・復興を支援するため事	

現行頁	目次再編案	新文書		備考
津波 27	(3) 指定地方公共機関 <u>ア</u> 土地改良区（静岡市内土地改良区） <u>(ア)</u> 用水の緊急遮断 <u>(イ)</u> 災害応急復旧の実施 <u>(ウ)</u> 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力 <u>イ</u> 静岡ガス株式会社（静岡支社、<u>東部支社</u>） <u>(ア)</u> ガス導管網等、主要施設における流失防止等二次災害の発生防止のための緊急遮断 <u>(イ)</u> 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 <u>(ウ)</u> 必要に応じて代替燃料の供給	社 ユニー株式会 社 株式会社セブ ン-イレブン・ ジャパン 株式会社ロー ソン 株式会社ファ ミリーマート 株式会社セブ ン&アイ・ホ ールディング ス	業活動を早期に再開する	表による整理
		(3) 指定地方公共機関		
		土地改良区 （静岡市内土地 改良区）	<u>ア</u> 用水の緊急遮断 <u>イ</u> 災害応急復旧の実施 <u>ウ</u> 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力	
		静岡ガス株式会 社 （静岡支社） <u>（東部支社）</u>	<u>ア</u> ガス導管網等、主要施設における流失防止等二次災害の発生防止のための緊急遮断 <u>イ</u> 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 <u>ウ</u> 必要に応じて代替燃料の供給	

令和6年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(エ) 災害応急復旧の早期実施 ウ 一般社団法人静岡県 LP ガス協会（中部支部） (ア) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (イ) 必要に応じた代替燃料の供給の協力 エ 静岡鉄道株式会社 (ア) 災害時における応急救護活動 (イ) 応急復旧用資材等の確保 (ウ) 危険地域の駅等の旅客等について、市の指定した緊急避難場所への避難、誘導 (エ) 鉄道施設の早期復旧 オ 一般社団法人静岡県トラック協会 協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行 カ 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず） (ア) 報道特別番組の編成 (イ) 国、県、市、防災機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 (ウ) 市長の呼びかけ、市内各地の状況、防災措置の状況等の放送 キ 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市静岡医師会、一般社団法人静岡市清水医師会、一般社団法人庵原医師会）、一般社団法人静岡県歯	エ 災害応急復旧の早期実施 一般社団法人静岡県 LP ガス協会（中部支部） (ア) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (イ) 必要に応じた代替燃料の供給の協力 静岡鉄道株式会社 (ア) 災害時における応急救護活動 (イ) 応急復旧用資材等の確保 (ウ) 危険地域の駅等の旅客等について、市の指定した緊急避難場所への避難、誘導 (エ) 鉄道施設の早期復旧 一般社団法人静岡県トラック協会 協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡） (ア) 報道特別番組の編成 (イ) 国、県、市、防災機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 (ウ) 市長の呼びかけ、市内各地の状況、防災措置の状況等の放送	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、<u>一般社団法人静岡市清水歯科医師会</u>）、公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、<u>公益社団法人静岡県病院協会</u>、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、<u>清水薬剤師会</u>） <u>(ア)</u> 医療救護施設における医療救護活動の実施 <u>(イ)</u> 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会）及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） <u>(ウ)</u> 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会） <u>ク</u> 一般社団法人静岡県建設業協会 道路施設等の被害調査、復旧に関する協力 <u>ケ</u> 公益社団法人静岡県栄養士会 <u>(ア)</u> 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 <u>(イ)</u> 避難所における健康相談に関する協力	<u>(静岡エフエム放送株式会社)</u> <u>(株式会社シティエフエム静岡)</u> <u>(株式会社エフエムしみず)</u> 一般社団法人静岡県医師会 （一般社団法人静岡市静岡医師会） <u>(一般社団法人静岡市清水医師会)</u> <u>(一般社団法人庵原医師会)</u> 一般社団法人静岡県歯科医師会 （一般社団法人静岡市静岡歯科医師会） <u>(一般社団法人静岡市清水歯科医師会)</u> 公益社団法人静岡	<u>ア</u> 医療救護施設における医療救護活動の実施 <u>イ</u> 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会）及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） <u>ウ</u> 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 28	第 2 節 情報活動 [総務、危機、区] (略) 詳細については、「 <u>一般</u> 対策編第 3 章 災害応急対策 第 5 節 予警報の受領及び伝達計画」に準ずる。 なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、「地震対策編 第 4 <u>編</u> 南海トラフ	岡山看護協会 （公益社団法人 静岡県看護協会 静岡地区支部） 公益社団法人静岡 岡山病院協会 公益社団法人静岡 岡山薬剤師会 （一般社団法人 静岡市薬剤師 会） <u>（清水薬剤師 会）</u>	
		一般社団法人静岡 岡山建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協 力
		公益社団法人静岡 岡山栄養士会	<u>ア</u> 要配慮者等への食料品の供給に関する 協力 <u>イ</u> 避難所における健康相談に関する協力
		第 2 節 情報活動 [総務、危機、区] (略) 詳細については、 <u>▼</u> 「 <u>共通</u> 対策編__第 3 章 災害応急対策 第 5 節 予警報の受領及び伝達計画」に準ずる。 なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集 及び伝達体制については、 <u>▼</u> 「地震対策編 第 4 <u>章</u> 南海トラフ	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 28	地震臨時情報発表時の防災対応」を参照のこと。 1 津波情報等の種類 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 ア 気象庁本庁は、地震が発生した<u>時</u>は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報<u>また</u>は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。 イ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。 ウ 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる、精度のよい地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。 表3-1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	フ地震臨時情報発表時の防災対応」を参照のこと。 1 津波情報等の種類 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 ア <u>気象庁本庁による津波警報等の発表</u> 気象庁本庁は、地震が発生した<u>とき</u>は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報<u>又</u>は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。 イ <u>予想される津波の高さの数値発表</u> 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。 ウ <u>巨大地震時における発表および更新情報</u> 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる、精度のよい地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。 表 3-1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	

令和6年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案					新文書					備考
	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ 数値での発表 巨大地震の場合の発表	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ 数値での発表 巨大地震の場合の発表	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	
	大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ ≤ 10m 超 5m < 高さ ≤ 10m 3m < 高さ ≤ 5m	10m 超 10m 5m	巨大	大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ ≤ 10m 超 5m < 高さ ≤ 10m 3m < 高さ ≤ 5m	10m 超 10m 5m	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

現行頁	目次再編案						新文書						備考
津波 29	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1m	（表記なし）	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1 m	1m	（表記なし）	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	
	（2）津波警報等の留意事項 ア、イ （略） ウ 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。 エ、オ （略） 2 津波予報区 （略）						（2）津波警報等の留意事項 ア、イ （略） ウ 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 エ、オ （略） 2 津波予報区 （略）						

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
津波 30	 図 3-1 静岡市及び周辺自治体が属する津波予報区 気象庁 HP 津波予報区のページより一部抜粋 (2014/11/21 アクセス) http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/t-yohokuinfo.html 3 津波情報の発表等 (略) (1) 津波情報の種類と発表内容 表 3-2 津波情報の種類と発表内容 <table><tr><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) または 2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]</td></tr></table>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) または 2 種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]	 図 3-1 静岡市及び周辺自治体が属する津波予報区 気象庁 HP 津波予報区のページより一部抜粋 3 津波情報の発表等 (略) (1) 津波情報の種類と発表内容 表 3-2 津波情報の種類と発表内容 <table><tr><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) 又は 2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]</td></tr></table>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) 又は 2 種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]	内容整理
	情報の種類	発表内容									
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) または 2 種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]									
情報の種類	発表内容										
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) 又は 2 種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]										



内容整理

現行頁	目次再編案		新文書		備考
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を公表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を公表	
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表 (※1)	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表 (※1)	
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表 (※2)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表 (※2)	
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を公表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を公表	
	※1 津波観測に関する情報の発表内容 (略) ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報 <u>また</u> は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 (2) 最大波の観測値の発表内容 表 3－3 最大波の観測値の発表内容 表 (略)		※1 津波観測に関する情報の発表内容 (略) ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報 <u>又</u> は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 (2) 最大波の観測値の発表内容 表 3－3 最大波の観測値の発表内容 表 (略)		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 32	※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容 (略) 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報 <u>また</u> は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値） <u>また</u> は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 (略) (3) 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点） 表3-4 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点） 表 (略) (略) 4 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。 表3-5 津波予報の発表基準と発表内容 表 (略)	※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容 (略) 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報 <u>又</u> は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値） <u>又</u> は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 (略) (3) 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点） 表3-4 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点） 表 (略) (略) 4 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。 表3-5 津波予報の発表基準と発表内容 表 (略)	
津波 33	5 津波情報等の伝達系統図 <u>表3-6 津波情報等の伝達系統図</u>	5 津波情報等の伝達系統図 <u>◇資料編2-22：津波に関する注意報及び警報伝達系統図</u> (削除)	

現行頁		目次再編案	新文書	備考
津波 33	表 3－7 津波注意報標識、津波警報標識表（略） 第 3 節 広報活動 <u>（新規）</u>	表 3－7 津波注意報標識、津波警報標識表（略） 第 3 節 広報活動	表 3－6 津波注意報標識、津波警報標識表（略） 第 3 節 広報活動 <u>（▼共通対策編 第 3 章 第 7 節「災害広報計画」に準ずる。）</u>	
津波 34	第 4 節 災害の拡大防止活動 [危機、 <u>建築</u> 、区、消防] （略）	第 4 節 災害の拡大防止活動 [危機、 <u>建設</u> 、区、消防] （略）	第 4 節 災害の拡大防止活動 [危機、 <u>建設</u> 、区、消防] （略）	県計画に準じて追加

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 34	1 水防活動 津波に対する水防活動の概要を示す。 なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、市の水防計画の定めるところによる。 （略） （1）水防管理者及び水防管理団体の活動 ア 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。 イ 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。 （2）水防活動の応援要請 ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。 （ア）水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対	1 水防活動 津波に対する水防活動の概要を示す。 なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、「風水害対策編」の定めるところによる。 （略） （1）水防管理者及び水防管理団体の活動 ア 避難の呼びかけと警察への通知 （▼風水害対策編 第3章 第14節 避難「1 避難の指示」に準ずる。） イ 被害状況等の報告と危険箇所への措置 （▼風水害対策編 第3章 第11節 巡視及び警戒とその措置「1 巡視」に準ずる。） （2）水防活動の応援要請 （▼風水害対策編 第3章 第4節「協力応援」に準ずる。）	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 35	<u>し応援を要請する。</u> <u>（イ） 水防管理者は、必要があれば市長に対し応援を求める。</u> <u>（ウ） 水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</u> <u>イ 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。</u> <u>（ア） 応援を必要とする理由</u> <u>（イ） 応援を必要とする人員、資機材等</u> <u>（ウ） 応援を必要とする場所</u> <u>（エ） 期間その他応援に必要な事項</u> 2 人命の救出活動 （1） 人命救出活動の基本方針 ア～オ （略） カ 自衛隊の救出活動は「地震対策編 第5編 災害応急対策 第5章 広域応援活動」の定めるところにより行う。	2 人命の救出活動 （1） 人命救出活動の基本方針 ア～オ （略） カ 自衛隊の救出活動は「<u>▼地震対策編 第5章 第5節 応援協力計画</u>」の定めるところにより行う。	
津波 35	3 防災関係機関の処理すべき事務 （1） 市 ア 職員を動員し負傷者等を救出する。 イ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して静岡県知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 （ア） 応援を必要とする理由	3 防災関係機関の処理すべき事務 （1） 市 ア 職員を動員し負傷者等を救出する。 イ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して静岡県知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(イ) 応援を必要とする人員、資機材等 (ウ) 応援を必要とする場所 (エ) 応援を必要とする期間 (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項 ウ 災害救助法に基づく市の実施事項については、「一般対策編」による。	(ア) 応援を必要とする理由 (イ) 応援を必要とする人員、資機材等 (ウ) 応援を必要とする場所 (エ) 応援を必要とする期間 (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項 ウ 災害救助法に基づく市の実施事項については、「一般対策編」による。	
	(2) 静岡県 ア 静岡県知事は、市長から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。 (ア) 県職員を派遣し救出活動を支援する。 (イ) 他の市町長に対し応援を指示する。 (ウ) 自衛隊に対し支援を要請する。 (エ) 救出活動の総合調整を行う。 (オ) 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。	(2) 静岡県 ア 静岡県知事は、市長から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。 (ア) 県職員を派遣し救出活動を支援する。 (イ) 他の市町長に対し応援を指示する。 (ウ) 自衛隊に対し支援を要請する。 (エ) 救出活動の総合調整を行う。 (オ) 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。	表による整理
	(3) 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署） 被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。	(3) 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署） 被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。	表による整理
	(4) 自主防災組織、事業所等 自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により	(4) 自主防災組織、事業所等 自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的	表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	自主的に救出活動を行うものとする。 ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。 (5) 自衛隊 自治体の要請に基づき救出活動を実施する。	に救出活動を行うものとする。 ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。 (5) 自衛隊 自治体の要請に基づき救出活動を実施する。	
津波 36	第5節 避難活動 [総務、危機、区] (略) ◇静岡市津波避難計画 (資料編8-7)	第5節 避難活動 [総務、危機、区] (略) ◇資料編8-7：静岡市津波避難計画	表による整理
津波 36	1 避難対策 (1) 基本方針 ア 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措	1 避難対策 (1) 基本方針 ア 津波災害発生時の住民避難と安全確保 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	置を講じ、住民等の生命、身体、安全確保に努める。 イ 「地震だ、津波だ、すぐ避難」をスローガンとして、海岸付近で強い揺れを感じた者は、警報等を聴取するまでもなく、直ちに避難を開始することを心がける。 ウ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮する<u>ものとする</u>。 エ 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発する<u>ものとする</u>。 (2) 情報・広報活動 ア 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「地震対策編_第5編 災害応急対策_第2章 情報活動」に準ずる。 イ 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「地震対策編_第5編 災害応急対策_第3章 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要配慮者への的確な情報提供に配慮する。	必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体、安全確保に努める。 イ <u>即時避難の心がけ</u> 「地震だ、津波だ、すぐ避難」をスローガンとして、海岸付近で強い揺れを感じた者は、警報等を聴取するまでもなく、直ちに避難を開始することを心がける。 ウ <u>要配慮者への配慮</u> 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮する。 エ <u>住民の避難対策と地域防災活動の推進</u> 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発する。 (2) 情報・広報活動 ア 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は▼「地震対策編_第5章_第2節 情報活動」に準ずる。 イ 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は▼「地震対策編_第5章_第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要配慮者への的確な情報提供に配慮する。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
	ウ （略） エ 市及び県は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図る<u>ものとする</u>。 （３）、（４） （略） （５） 津波からの避難対策 津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。 ア 市が実施する自衛措置 表 3－8 市が実施する自衛措置 <table><tr><th>区分</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波注意報が発表された場合</td><td> ・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難の指示については、「<u>第 3 章 災害応急対策 第 6 節 避難活動</u> 1 避難対策__（３）__避難のための指示」に準ずる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水 </td></tr></table>	区分	内容	津波注意報が発表された場合	・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難の指示については、「<u>第 3 章 災害応急対策 第 6 節 避難活動</u> 1 避難対策__（３）__避難のための指示」に準ずる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水	ウ （略） エ 市及び県は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。 （３）、（４） （略） （５） 津波からの避難対策 津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。 ア 市が実施する自衛措置 表 3－7 市が実施する自衛措置 <table><tr><th>区分</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波注意報が発表された場合</td><td> ・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難の指示については、<u>▼</u>「1 避難対策__（３）__避難のための指示」に準ずる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、直ちに避難 </td></tr></table>	区分	内容	津波注意報が発表された場合	・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難の指示については、<u>▼</u>「1 避難対策__（３）__避難のための指示」に準ずる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、直ちに避難	
区分	内容										
津波注意報が発表された場合	・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難の指示については、「<u>第 3 章 災害応急対策 第 6 節 避難活動</u> 1 避難対策__（３）__避難のための指示」に準ずる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水										
区分	内容										
津波注意報が発表された場合	・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難の指示については、<u>▼</u>「1 避難対策__（３）__避難のための指示」に準ずる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、直ちに避難										

令和6年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	目次再編案		新文書		備考
		浴客等」という。)に対し、直ちに避難を指示する。		を指示する。	
	津波警報・大津波警報が発表された場合 又は、震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	(略)	津波警報・大津波警報が発表された場合 又は、震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	(略)	
	津波警報等は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合 又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	・海面の監視 気象官署から大津波警報・津波警報・津波注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 ・報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。 ・避難の指示 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達するなどの必要な措置をとる。	津波警報等は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合 又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	・海面の監視 気象官署から大津波警報・津波警報・津波注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 ・報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。 ・避難の指示 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達するなどの必要な措置をとる。	

現行頁	目次再編案		新文書		備考
津波 38 津波 39	遠地津波が発生した場合	(略)	遠地津波が発生した場合	(略)	
	イ 住民が実施する自衛措置 (ア) (略) (イ) 海水浴客等は、上記の<u>他</u>、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。 2 (略) 3 避難方法等 (1) (略) (2) 幹線避難路の確保 市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る<u>ものとする</u>。 (3) 避難地における業務 ア 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 (ア)～(エ) (略) (オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引<u>き</u>渡し又は避難所への移動 イ (略) 第6節 応援協力計画 <u>(新規)</u>		イ 住民が実施する自衛措置 (ア) (略) (イ) 海水浴客等は、上記の<u>ほか</u>、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。 2 (略) 3 避難方法等 (1) (略) (2) 幹線避難路の確保 市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。 (3) 避難地における業務 ア 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 (ア)～(エ) (略) (オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は避難所への移動 イ (略) 第6節 応援協力計画 <u>(▼共通対策編 第3章 第32節「応援協力計画」、第34節「自衛隊派遣部隊要請の要求計画」、第35節「海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」に準ずる。)</u>		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
津波 39	第7節 地域への救援活動 <u>(新規)</u>	第7節 地域への救援活動 <u>(▼地震対策編 第5章 第10節「地域への救援活動」に準ずる。)</u>	県計画に準じて追加
津波 39	第8節 市有施設及び設備等の対策 [総務、危機、財政、環境、商工、農水、建築、建設、消防、水道、下水] (略)	第8節 市有施設及び設備等の対策 [総務、危機、財政、環境、商工、農水、建築、建設、消防、水道、下水] (略)	
津波 39	1 公共施設等 (1) (略) (2) 港湾及び漁港施設等 ア、イ (略) ウ 応急措置の実施、二次災害の防止 危険箇所の立 <u>ち</u> 入 <u>り</u> 禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。 エ～カ (略)	1 公共施設等 (1) (略) (2) 港湾及び漁港施設等 ア、イ (略) ウ 応急措置の実施、二次災害の防止 危険箇所の立入禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。 エ～カ (略)	
津波 40	2 工事中の公共施設、建築物、その他 (略) 復旧・復興については、 <u>一般</u> 対策編第4章及び地震対策編第6 <u>編</u> の復旧・復興計画による <u>ものとする</u> 。	2 工事中の公共施設、建築物、その他 (略) <u>(復旧・復興については、▼「共通対策編」第4章「災害復旧計画」及び「地震対策編」第6章「復旧・復興計画」による。)</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	静岡市地域防災計画 (令和6年9月修正) 火山対策編 【再編案】	静岡市地域防災計画 (令和7年1月修正) 火山対策編 【修正案】	

現行頁	目次再編案			新文書			備考
	図表 番号	タイトル	頁	図表番号	タイトル	頁	
	表2－ 3	住民からの通報体制		表1－1	部局名表記の略号一覧	2	
	表3－ 16	避難行動要支援者等の避難開始基準		表1－2	予想される噴火現象とその危険性	3	
				表1－3	火山現象に関する情報等	7	
				表3－1	避難行動要支援者等の避難開始基準	23	
				図3－1	広域避難の実施概念図	25	
				図3－2	広域避難路	27	
	第1章 総則			第1章 総則			
	（新規）			この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第42条の規定に基づき作成する「静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の「火山対策編」として定めるものである。静岡市内における火山災害の予防と火山災害時の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を火山災害から守ることを目的とする。			他編との整合
	第1節 計画の構成			第1節 計画の構成			
	（新規）			＜計画について＞			
				県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。			火山対策編新設に伴う 県計画の反映
				活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」とい			

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
		<u>う。）」を設置した。</u> <u>富士山の噴火活動に伴う防災対策は、協議会が令和３年３月に改定した「富士山ハザードマップ（改定版）」（以下「富士山ハザードマップ」という。）の噴火想定に基づき、協議会が令和５年３月に策定した「富士山火山避難基本計画」（以下「避難基本計画」という。）を基本として実施する。</u> <u>本計画においては、避難基本計画における基本的な考え方を前提としつつ、関係機関は、避難基本計画のほか、本計画に沿ってあらかじめ必要な防災対策を検討しておく。</u> <u>本計画に定めのない事項については、▼「共通対策編」の各計画に基づき実施する。</u> <u>火山対策編は、以下の各章から構成する。</u> <table><tr><td><u>第１章 総則</u></td><td><u>この計画の目的、構成、予想される噴火現象等、計画の基本となる事項を示す。</u></td></tr><tr><td><u>第２章 災害予防計画（平常時対策）</u></td><td><u>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。</u></td></tr><tr><td><u>第３章 災害応急対策</u></td><td><u>噴火が発生又は発生しようとしている場合の対策を示す。</u></td></tr><tr><td><u>第４章 災害復旧計画</u></td><td><u>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興計画について示す。</u></td></tr></table>	<u>第１章 総則</u>	<u>この計画の目的、構成、予想される噴火現象等、計画の基本となる事項を示す。</u>	<u>第２章 災害予防計画（平常時対策）</u>	<u>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。</u>	<u>第３章 災害応急対策</u>	<u>噴火が発生又は発生しようとしている場合の対策を示す。</u>	<u>第４章 災害復旧計画</u>	<u>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興計画について示す。</u>	内容整理 他編との整合
<u>第１章 総則</u>	<u>この計画の目的、構成、予想される噴火現象等、計画の基本となる事項を示す。</u>										
<u>第２章 災害予防計画（平常時対策）</u>	<u>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。</u>										
<u>第３章 災害応急対策</u>	<u>噴火が発生又は発生しようとしている場合の対策を示す。</u>										
<u>第４章 災害復旧計画</u>	<u>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興計画について示す。</u>										
	<u>（新規）</u>										
	<u>（新規）</u>	<u>※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。</u>	他編との整合								

現行頁	目次再編案	新文書	備考																																																						
	(新規)	※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。 表 1－1 部局名表記の略号一覧 <table><tr><th>局等</th><th>部</th><th>略号</th></tr><tr><td>危機管理局</td><td></td><td>危機</td></tr><tr><td>市長公室、総務局</td><td></td><td>総務</td></tr><tr><td>総合政策局</td><td></td><td>総政</td></tr><tr><td rowspan="2">財政局</td><td>財政部</td><td>財政</td></tr><tr><td>税務部</td><td>税務</td></tr><tr><td>市民局</td><td></td><td>市民</td></tr><tr><td>区役所</td><td></td><td>区</td></tr><tr><td>観光交流文化局</td><td></td><td>観光</td></tr><tr><td>環境局</td><td></td><td>環境</td></tr><tr><td rowspan="4">保健福祉長寿局</td><td>健康福祉部</td><td>福祉</td></tr><tr><td>保健衛生医療部</td><td>衛生</td></tr><tr><td>保健所</td><td>保健所</td></tr><tr><td>清水病院</td><td>病院</td></tr><tr><td>子ども未来局</td><td></td><td>子ども</td></tr><tr><td rowspan="2">経済局</td><td>商工部</td><td>商工</td></tr><tr><td>農林水産部</td><td>農水</td></tr><tr><td rowspan="2">都市局</td><td>都市計画部</td><td>都市</td></tr><tr><td>建築部</td><td>建築</td></tr><tr><td>建設局</td><td>土木部</td><td>建設</td></tr></table>	局等	部	略号	危機管理局		危機	市長公室、総務局		総務	総合政策局		総政	財政局	財政部	財政	税務部	税務	市民局		市民	区役所		区	観光交流文化局		観光	環境局		環境	保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉	保健衛生医療部	衛生	保健所	保健所	清水病院	病院	子ども未来局		子ども	経済局	商工部	商工	農林水産部	農水	都市局	都市計画部	都市	建築部	建築	建設局	土木部	建設	他編との整合
局等	部	略号																																																							
危機管理局		危機																																																							
市長公室、総務局		総務																																																							
総合政策局		総政																																																							
財政局	財政部	財政																																																							
	税務部	税務																																																							
市民局		市民																																																							
区役所		区																																																							
観光交流文化局		観光																																																							
環境局		環境																																																							
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉																																																							
	保健衛生医療部	衛生																																																							
	保健所	保健所																																																							
	清水病院	病院																																																							
子ども未来局		子ども																																																							
経済局	商工部	商工																																																							
	農林水産部	農水																																																							
都市局	都市計画部	都市																																																							
	建築部	建築																																																							
建設局	土木部	建設																																																							

現行頁	目次再編案	新文書	備考																		
		<table><tr><td></td><td>道路部</td><td></td></tr><tr><td>会計室</td><td></td><td>会計</td></tr><tr><td rowspan="2">消防局</td><td>消防部</td><td rowspan="2">消防</td></tr><tr><td>警防部</td></tr><tr><td rowspan="2">上下水道局</td><td>水道部</td><td>水道</td></tr><tr><td>下水道部</td><td>下水</td></tr><tr><td>教育局</td><td></td><td>教育</td></tr></table>		道路部		会計室		会計	消防局	消防部	消防	警防部	上下水道局	水道部	水道	下水道部	下水	教育局		教育	
	道路部																				
会計室		会計																			
消防局	消防部	消防																			
	警防部																				
上下水道局	水道部	水道																			
	下水道部	下水																			
教育局		教育																			
第 2 節 想定		第 2 節 想定																			
<u>(新規)</u>		<u>本計画において前提とする噴火現象の規模や範囲は、富士山ハザードマップを基本とする。</u>	火山対策編新設に伴う県計画の反映																		
<u>(新規)</u>		<u>1 想定火口範囲</u> <u>約5,600年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺 1 kmの範囲に、山頂から半径 4 km以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域。</u>	火山対策編新設に伴う県計画の反映																		
<u>(新規)</u>		<u>2 予想される噴火現象とその危険性</u> <u>表 1-2 予想される噴火現象とその危険性</u> <table><tr><th>現象</th><th>危険性等</th></tr><tr><td><u>噴石</u> <u>(大きな噴石、小さな噴石)</u></td><td><u>(1) 噴火の際、放出される溶岩又は山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径 2 mm 以上）及び火山岩塊（直径 64mm 以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の</u></td></tr></table>	現象	危険性等	<u>噴石</u> <u>(大きな噴石、小さな噴石)</u>	<u>(1) 噴火の際、放出される溶岩又は山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径 2 mm 以上）及び火山岩塊（直径 64mm 以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の</u>	火山対策編新設に伴う県計画の反映														
現象	危険性等																				
<u>噴石</u> <u>(大きな噴石、小さな噴石)</u>	<u>(1) 噴火の際、放出される溶岩又は山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径 2 mm 以上）及び火山岩塊（直径 64mm 以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の</u>																				

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		<u>石)</u> <u>影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区別している。</u> <u>(2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2 km 以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。</u> <u>(3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。</u> <u>(4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。</u> <u>(5) 1707 年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約 10km 離れた小山町須走に直径 20cm 程度の噴石が到達した。さらに 20km 離れたところでも直径数 cm の噴石が到達した。</u>	
		<u>火砕流・火砕サージ</u> <u>(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。</u> <u>(2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスな</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		<u>どの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1 km 程度外側に到達することが想定される。</u> <u>(3) 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。</u> <u>(4) 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100 km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。</u>	
		<u>溶岩流</u> <u>(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。</u> <u>(2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。</u> <u>(3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。</u> <u>(4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。</u> <u>(5) 溶岩流の流下速度は斜面の傾斜が緩やかになると低下し、徒歩と同程度の速度となる。</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		融雪型 火山泥流 （１） 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。 （２） 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の２階以上へ退避すれば安全を確保できる。 （３） 融雪型火山泥流の流下速度は、時速 30 から 60km となり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。	
		空振 （１） 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。	
		降灰 （１） 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 （２） 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 （３） 直ちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		<u>地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。</u> <u>(3) 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。</u> <u>火山ガス</u> <u>(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。</u> <u>(2) 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。</u> <u>洪水氾濫</u> <u>(1) 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。</u> <u>(2) 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		<u>岩屑なだれ・山体崩壊</u> <u>(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速 100km 前後の高速で流れ下る現象が岩屑なだれである。</u> <u>(2) 発生回数は過去 1 万年に 2 回程度と極めて少ない。</u> <u>(3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。</u> <u>(4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。</u> <u>水蒸気爆発</u> <u>(1) 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。</u> <u>(2) 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。</u> <u>(3) 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。</u>	
	<u>(新規)</u>	<u>3 火山災害警戒地域の指定</u> <u>活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりであり、本市も指定されている。</u> 火山 都道府県 市町	火山対策編新設に伴う 県計画の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考			
	第3節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等 (新規)	<table><tr><td>富士山</td><td>静岡県</td><td>静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町</td></tr></table> 第3節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等 1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル） 噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。 ・レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。 ・レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。 ・火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4又はレベル5が発表される。 ・噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して	富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町	火山対策編新設に伴う県計画の反映
富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町				

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	(新規)	<u>警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。</u> ◇資料編8－2：噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル） 2 その他の噴火現象に関する予報 (1) 降灰予報 ア 降灰予報（定時） ・<u>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。</u> ・<u>18 時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</u> イ 降灰予報（速報） ・<u>噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10 分程度で発表。</u> ・<u>噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u> ウ 降灰予報（詳細） ・<u>噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30 分程度で発表。</u> ・<u>噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</u> ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予	火山対策編新設に伴う県計画の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
		<u>想された場合に発表。</u> <u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u> <u>※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</u> <u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u> <u>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</u> <u>（2） 降灰量階級と降灰の厚さ</u> <table><tr><th><u>降灰量階級</u></th><th><u>予想される降灰の厚さ</u></th></tr><tr><td><u>多量</u></td><td><u>1 mm以上</u></td></tr><tr><td><u>やや多量</u></td><td><u>0.1 mm以上 1 mm未満</u></td></tr><tr><td><u>少量</u></td><td><u>0.1 mm未満</u></td></tr></table> <u>（3） 火山ガス予報</u> <u>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報</u> <u>3 火山現象に関する情報等</u> <u>表1-3 火山現象に関する情報等</u>	<u>降灰量階級</u>	<u>予想される降灰の厚さ</u>	<u>多量</u>	<u>1 mm以上</u>	<u>やや多量</u>	<u>0.1 mm以上 1 mm未満</u>	<u>少量</u>	<u>0.1 mm未満</u>	火山対策編新設に伴う県計画の反映 火山対策編新設に伴う県計画の反映 火山対策編新設に伴う県計画の反映
<u>降灰量階級</u>	<u>予想される降灰の厚さ</u>										
<u>多量</u>	<u>1 mm以上</u>										
<u>やや多量</u>	<u>0.1 mm以上 1 mm未満</u>										
<u>少量</u>	<u>0.1 mm未満</u>										
	<u>（新規）</u>										
	<u>（新規）</u>										
	<u>（新規）</u>										

現行頁	目次再編案	新文書			備考
		<u>情報の種類</u>	<u>内容</u>	<u>発表時期</u>	
		<u>火山の状況に関する解説情報</u>	<u>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。</u> <u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い</u> <u>が、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。</u>	<u>定期的又は必要に応じて臨時に発表。</u> <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表。</u>	
		<u>噴火速報</u>	<u>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。</u>	<u>・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。</u> <u>・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの</u>	

現行頁	目次再編案	新文書			備考
				<u>引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u> <u>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u> <u>・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。</u>	
		<u>噴火に関する火山観測報</u>	<u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、おおむね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、おおむね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。</u>	<u>噴火が発生した場合に直ちに発表</u>	
		<u>火山活</u>	<u>写真や図表等を用いて、火山</u>	<u>毎月又は必要に応</u>	

現行頁	目次再編案	新文書			備考
		<u>動解説資料</u>	<u>活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。</u>	<u>じて臨時に発表</u>	
		<u>月間火山概況</u>	<u>前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの。</u>	<u>毎月上旬に発表</u>	
		<u>航空路火山灰情報</u>	<u>火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等のほか、火山灰の拡散の予測を記述した情報。</u> <u>衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18時間先まで予測）も合わせて発表される。</u>	<u>責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入力した場合</u> <u>なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信</u>	
		<u>※）責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には9つの航空路火山灰情報センター（VAAC:Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京VAACとして、アジア太平洋地域を担当している。</u>			
	第4節 避難計画	第4節 避難計画			

現行頁	目次再編案	新文書	備考												
	(新規)	1 噴火現象の影響想定範囲と避難対象エリア 本市では、富士山の噴火による溶岩流、融雪型火山泥流（※）、降灰による被害が想定されており、その影響想定範囲は◇資料編 9－7 による。 ※ 融雪型火山泥流の到達範囲は富士川内で市街には到達しない。 ◇資料編 9－7：富士山火山ハザードマップ なお、各噴火現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。 影響想定範囲と避難対象エリア（本市に該当する避難対象エリアを太枠） <table><tr><th>噴火現象</th><th>避難対象</th><th>説明</th></tr><tr><td rowspan="4">大きな噴石、火口形成、火砕流、溶岩流</td><td>影響想定範囲</td><td>可能性マップの示す範囲</td></tr><tr><td>第 1 次避難対象エリア</td><td>想定火口範囲</td></tr><tr><td>第 2 次避難対象エリア</td><td>火砕流、大きな噴石、溶岩流（1 時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲</td></tr><tr><td>第 3 次避難対</td><td>溶岩流（1 時間－3 時間）到達範囲</td></tr></table>	噴火現象	避難対象	説明	大きな噴石、火口形成、火砕流、溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲	第 1 次避難対象エリア	想定火口範囲	第 2 次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1 時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲	第 3 次避難対	溶岩流（1 時間－3 時間）到達範囲	火山対策編新設に伴う県計画の反映 火山対策編新設に伴う県計画の反映
噴火現象	避難対象	説明													
大きな噴石、火口形成、火砕流、溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲													
	第 1 次避難対象エリア	想定火口範囲													
	第 2 次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1 時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲													
	第 3 次避難対	溶岩流（1 時間－3 時間）到達範囲													
	(新規)														

現行頁	目次再編案	新文書		備考
			象エリア 第4次避難対象エリア 第5次避難対象エリア 第6次避難対象エリア	
		融雪型火山泥流	影響想定範囲 避難対象エリア	可能性マップの示す範囲 (融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。) 融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域※1
		降灰	影響想定範囲 避難対象エリア 屋内退避対象エリア	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)(図1-2を参照) 降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3 降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲※1※2※3

現行頁	目次再編案	新文書	備考								
		<table><tr><td>小さな噴石</td><td>影響想定範囲</td><td>小さな噴石のうち大きさが1 cm 以上の噴石の降下が想定される範囲</td></tr><tr><td rowspan="2">降灰後土石流</td><td>影響想定範囲</td><td>降灰堆積深が 10 cm以上になると想定される範囲（想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）</td></tr><tr><td>避難対象エリア</td><td>土石流危険渓流の土石流危険区域、又は土砂災害警戒区域</td></tr></table>	小さな噴石	影響想定範囲	小さな噴石のうち大きさが1 cm 以上の噴石の降下が想定される範囲	降灰後土石流	影響想定範囲	降灰堆積深が 10 cm以上になると想定される範囲（想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、又は土砂災害警戒区域	
小さな噴石	影響想定範囲	小さな噴石のうち大きさが1 cm 以上の噴石の降下が想定される範囲									
降灰後土石流	影響想定範囲	降灰堆積深が 10 cm以上になると想定される範囲（想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）									
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、又は土砂災害警戒区域									
	<u>（新規）</u>	※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。 ※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。 ※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。	火山対策編新設に伴う 県計画の反映								
	<u>（新規）</u>	2 段階的な避難 噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。避難指示等における検討事項の詳細は▼「第3章 災害応急対策」に記す。 （1）噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難（本市の対応を太枠）	火山対策編新設に伴う 県計画の反映								

現行頁	目次再編案	新文書										備考
		区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	溶岩流※ ¹							
					火砕流、大きな噴石、融雪型火山泥流 (事前の避難が必要な区域)※ ²							
					火口形成							
					第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア		
		噴火前	1 臨時情報	一般住民	＝							
				避難行動要支援者	＝							
				観光客・登山者	下山・帰宅 (5合目以上)	＝						
			3	一般住民	避難	避難準備	＝	＝				
				避難行動要支援者	避難	避難準備	＝	＝				
				観光客・登山者	入山規制	下山・帰宅	下山・帰宅	下山・帰宅				
				一般住民	避難	避難	避難準備	＝				
			4	避難行動要支援者	避難	避難	避難準備	＝				
				観光客・登山者	入山規制	入山規制	下山・帰宅	下山・帰宅				
			5	一般住民	避難	避難	避難準備	＝	＝	＝		
				避難行動要支援者	避難	避難	避難	避難準備	避難準備	避難準備	避難準備	
			直後	噴火開始	観光客・登山者	入山規制	入山規制	入山規制	下山・帰宅	＝	＝	
		一般住民			避難	避難	避難	避難	＝	＝		
		避難行動要支援者			避難	避難	【必要な範囲】※ ³	【必要な範囲】※ ³	避難準備※ ⁶	避難準備※ ⁶		
				観光客・登山者	入山規制	入山規制	入山規制	入山規制	＝	＝		

現行頁	目次再編案	新文書							備考																																																		
		<table><tr><td rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">噴火警戒レベル</td><td>避難対象者区分</td><td>融雪型火山泥流※1</td><td colspan="2">降灰</td><td>小さな噴石</td><td>降灰後土石流</td></tr><tr><td>避難対象エリア※2</td><td>避難対象エリア※3</td><td>屋内退避対象エリア</td><td>影響想定範囲</td><td>避難対象エリア※4</td></tr><tr><td rowspan="4">噴火前</td><td>1 (臨時情報)</td><td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>3</td><td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td><td>避難準備 避難準備 避難準備</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>4</td><td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td><td>避難 避難 避難</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>5</td><td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td><td>避難 避難 避難</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td colspan="2">噴火開始直前</td><td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td><td>(事前避難) (事前避難) (事前避難)</td><td>屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備</td><td>屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備</td><td>屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備</td><td>＝</td></tr></table>							区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	融雪型火山泥流※1	降灰		小さな噴石	降灰後土石流	避難対象エリア※2	避難対象エリア※3	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※4	噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	＝	＝	＝	＝	＝	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難準備 避難準備 避難準備	＝	＝	＝	＝	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	＝	＝	＝	＝	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	＝	＝	＝	＝	噴火開始直前		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	＝	
区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	融雪型火山泥流※1	降灰		小さな噴石	降灰後土石流																																																				
		避難対象エリア※2	避難対象エリア※3	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※4																																																					
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	＝	＝	＝	＝	＝																																																				
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難準備 避難準備 避難準備	＝	＝	＝	＝																																																				
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	＝	＝	＝	＝																																																				
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	＝	＝	＝	＝																																																				
噴火開始直前		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	＝																																																				
	<u>(新規)</u>	<u>(2) 噴火状況判明後の避難（本市の対応を太枠）</u>							火山対策編新設に伴う 県計画の反映																																																		

現行頁	目次再編案	新文書	備考																																																										
		<table><tr><td rowspan="3">区分</td><td>避難対象者区分</td><td colspan="6">溶岩流</td></tr><tr><td></td><td>第1次 避難対象エリア</td><td>第2次 避難対象エリア</td><td>第3次 避難対象エリア</td><td>第4次 避難対象エリア</td><td>第5次 避難対象エリア</td><td>第6次 避難対象エリア</td></tr><tr><td>現象の発生</td><td colspan="6">溶岩流の流下の場合</td></tr><tr><td rowspan="2">噴火状況判明後</td><td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td><td>避難 避難 入山規制</td><td>避難 避難 入山規制</td><td>避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9</td><td>避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9</td><td>避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9</td><td>避難 二 二 【必要な範囲】※9</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="2">区分</td><td>避難対象者区分</td><td>融雪型 火山泥流</td><td colspan="2">降灰</td><td>小さな噴 石</td><td>降灰後 土石流</td></tr><tr><td></td><td>避難対象エリア※1</td><td>避難対象エリア※1</td><td>屋内退避対象エリア</td><td>影響想定範囲</td><td>避難対象エリア※4</td></tr><tr><td>現象の発生</td><td>二</td><td>二</td><td colspan="2">火山灰の降下の場合</td><td>小さな噴石 の降下の場合</td><td>土石流の危 険がある場合</td></tr><tr><td>噴火状況判明後</td><td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td><td>(事前避難) (事前避難) (事前避難)</td><td>避難 避難 避難</td><td>屋内避難 屋内避難 屋内避難</td><td>屋内避難 屋内避難 屋内避難</td><td>避難準備／避難 避難準備／避難 避難準備／避難</td></tr></table>	区分	避難対象者区分	溶岩流							第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア	現象の発生	溶岩流の流下の場合						噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 二 二 【必要な範囲】※9	区分	避難対象者区分	融雪型 火山泥流	降灰		小さな噴 石	降灰後 土石流		避難対象エリア※1	避難対象エリア※1	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※4	現象の発生	二	二	火山灰の降下の場合		小さな噴石 の降下の場合	土石流の危 険がある場合	噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	避難準備／避難 避難準備／避難 避難準備／避難	<u>（新規）</u> ※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。 ※2 融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域。	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
区分	避難対象者区分	溶岩流																																																											
		第1次 避難対象エリア		第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア																																																					
	現象の発生	溶岩流の流下の場合																																																											
噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 二 二 【必要な範囲】※9																																																						
	区分	避難対象者区分	融雪型 火山泥流	降灰		小さな噴 石	降灰後 土石流																																																						
		避難対象エリア※1	避難対象エリア※1	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※4																																																							
現象の発生	二	二	火山灰の降下の場合		小さな噴石 の降下の場合	土石流の危 険がある場合																																																							
噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	避難準備／避難 避難準備／避難 避難準備／避難																																																							

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		※³ 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や社会的影響を含め総合的に判断する。この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。 ※⁴ 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。 ※⁵ 溶岩流の流下パターンに基づく範囲（第3章第2節第4項を参照）。 ※⁶ 必要に応じて避難準備。 ※⁷ 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。 ※⁸ 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。 ※⁹ 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設定する。	
	第2章 災害予防計画（平常時対策）	第2章 災害予防計画（平常時対策）	
一般 58	富士山の火山災害予防計画は、富士山の噴火による被害か	富士山の火山災害予防計画は、富士山の噴火による被害か	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	ら市民の生命及び財産を守るため、必要な情報収集・伝達体制の構築、避難場所の確保、避難訓練の実施、市民への周知・啓発などの対策を実施する<u>ものとする</u>。 第1節 実施すべき事項（平常時） <u>[危機、区、観光、環境、福祉、衛生、農水、建設、教育]</u> <u>(新規)</u>	ら市民の生命及び財産を守るため、必要な情報収集・伝達体制の構築、避難場所の確保、避難訓練の実施、市民への周知・啓発などの対策を実施する。 第1節 実施すべき事項（平常時） <u>[危機、区、観光、環境、福祉、衛生、農水、建設、教育]</u> 1 市 (1) 情報伝達 ・<u>防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備</u> ・<u>情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）</u> ・<u>関係機関との情報伝達体制の構築</u> ・<u>観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</u> ・<u>避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等）</u> ・<u>避難所との連絡体制等の構築</u> ・<u>自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築</u> ・<u>住民の安否情報の確認体制や手順等の構築</u> ・<u>避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</u> (2) 避難計画 ・<u>観光客への避難基本計画、市避難計画等の周知</u> ・<u>警察、道路管理者への避難基本計画、市避難計画等の周知</u> ・<u>自主防災組織ごとに避難対象者のリスト化</u> ・<u>避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（市避難計画</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		<u>等の策定)</u> <u>・避難対象エリアの住民への周知</u> <u>・避難所施設の指定及びリスト化</u> <u>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</u> <u>・福祉避難所の把握</u> <u>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</u> <u>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</u> <u>・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成</u> <u>・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供</u> <u>・関係者と連携した避難支援体制の構築</u> <u>・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築</u> <u>(3) 訓練</u> <u>・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</u> <u>・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</u> <u>・県及び他市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</u> <u>(4) 教育</u> <u>・教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</u> <u>(5) 交通</u> <u>・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定</u> <u>・避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定（市避難計画等の策定）</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（市避難計画等の策定） <u>(6) 降灰</u> ・除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置場及び最終処分場（捨て場）の選定 <u>(7) 畜産</u> ・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 <u>(8) 医療</u> ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・医療救護計画等への噴火時等の対応の追加	
	<u>(新規)</u>	<u>2 受入市町（受入市町となった場合）</u> <u>(1) 広域避難者受入時の実施事項の整理</u> <u>(2) 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</u> <u>(3) 住民の安否情報の確認体制や手順等の構築</u> <u>(4) 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</u> <u>(5) 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
	<u>(新規)</u>	<u>3 静岡県</u> <u>(1) 静岡県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に掲げられている所掌事務</u> <u>(2) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務実施につ</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		<u>いての総合調整</u>	
	<u>(新規)</u>	<u>4 国</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
		<u>(1) 火山防災情報の共有化システムの構築</u>	
		<u>(2) 国内外への情報発信体制の構築</u>	
		<u>(3) 火山灰の最終処分方法の検討</u>	
	<u>(新規)</u>	<u>5 道路管理者</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
		<u>(1) 噴火時等における交通規制方法の事前検討</u>	
		<u>(2) 除灰作業用資機材の所有状況の把握</u>	
		<u>(3) 除灰作業計画の策定</u>	
		<u>(4) 放置車両の撤去方法の検討</u>	
	<u>(新規)</u>	<u>6 NEXCO中日本</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
		<u>噴火時等における交通規制の事前検討</u>	
	<u>(新規)</u>	<u>7 鉄道事業者</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
		<u>噴火時等における鉄道運行規制の事前検討</u>	
	<u>(新規)</u>	<u>8 警察</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
		<u>(1) 避難実施市町と連携して交通規制箇所（道路）の選 定</u>	
		<u>(2) 入山規制実施時の規制箇所の検討</u>	
	<u>(新規)</u>	<u>9 社会福祉施設等</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
		<u>(1) 社会福祉施設等の避難計画の策定</u>	
		<u>(2) 入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 58	<u>（新規）</u>	10 畜産事業者	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
		<u>（1） 家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討</u> <u>（2） 家畜移送計画の策定</u>	
	<u>（新規）</u>	11 山小屋組合等	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
		<u>（1） 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</u> <u>（2） 県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</u> <u>（3） 施設へのヘルメット等の整備</u>	
	<u>（新規）</u>	12 医療機関	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
		<u>（1） 噴火時等の広域医療救護体制の構築</u> <u>（2） 県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</u>	
	<u>（新規）</u>	13 協議会	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
		<u>（1） 広域避難路の設定</u> <u>（2） 広域避難路の代替路の検討</u> <u>（3） 広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討</u>	
一般 58	第2節 情報連絡体制の整備 1 異常現象の通報体制 富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。なお、通信体制フロー図は資料編2－8のとおりとする。 [危機]	第2節 情報連絡体制の整備 1 異常現象の通報体制 富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。なお、通信体制フロー図は◇資料編2－8のとおりとする。 ◇資料編2－8：富士山火山災害における異常現象の通報体制 <u>制</u> [危機]	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	表2-3 住民からの通報体制 表（略） 2 富士山火山防災対策協議会内の情報伝達体制 （略） 噴火警戒レベル1～3（噴火警戒レベルの内容は資料編8-2）の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。 なお、情報伝達体制フロー図は資料編2-8のとおりとする。 3 避難に係る情報伝達体制 （略） なお、避難に係る情報伝達体制フロー図は資料編2-9のとおりとする。	住民からの通報体制 表（略） 2 協議会内の情報伝達体制 （略） 噴火警戒レベル1～3（噴火警戒レベルの内容は◇資料編8-2）の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。 なお、情報伝達体制フロー図は◇資料編2-8のとおりとする。 ◇資料編8-2：噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル） ◇資料編2-8：富士山火山災害における異常現象の通報体制 3 避難に係る情報伝達体制 （略） なお、避難に係る情報伝達体制フロー図は◇資料編2-9のとおりとする。 ◇資料編2-9：富士山火山災害における避難に係る情報伝達体制フロー図と伝達系統図	表現の適正化
一般 59	第3節 避難計画の策定等 [危機]	第3節 避難計画の策定等 [危機]	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 59	1 市避難計画の策定 市は、富士山火山防災対策協議会の富士山火山避難基本計画及び静岡県地域防災計画（火山災害対策編）に定める事項等を基に避難計画を策定する。なお、市避難計画は、情報伝達手段、避難開始時期、避難地域、避難場所、避難経路等を定めるものとする。 2 市及び県との連携 （1） 県は、市が市避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。 （2） 県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。 （3） 県は、市及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。	1 市避難計画の策定 市は、避難基本計画及び▼「県地域防災計画（火山災害対策編）」に定める事項等を基に市避難計画を策定する。なお、市避難計画は、情報伝達手段、避難開始時期、避難地域、避難場所、避難経路等を定めるものとする。 2 市及び県との連携 ・県は、市が市避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。 ・県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。 ・県は、市及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。	表現の適正化
	第4節 避難場所、避難所及び避難経路 [危機] 1 避難場所及び避難所 市ハザードマップ（富士山火山防災マップ）に基づき、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともに必要な対策を行う。 （1）、（2） （略）	第4節 避難場所、避難所及び避難経路 [危機] 1 避難場所及び避難所 市は、静岡市富士山火山防災マップ（以下、市火山防災マップ）に基づき、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともに必要な対策を行う。	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 60	2 避難経路 <u>市ハザードマップ</u>に基づき、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難経路を指定するとともに必要な対策を行う。 (1) (略) <u>(新規)</u> <u>(2)</u> 降灰による影響を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。 <u>(3)</u> 交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。	(1)、(2) (略) 2 避難経路 <u>市は、市火山防災マップ</u>に基づき、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難経路を指定するとともに必要な対策を行う。 (1) (略) <u>(2) 溶岩流からの避難においては徒歩が基本となるため、住民の負担軽減に配慮した距離とする。</u> <u>(3)</u> 降灰による影響を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。 <u>(4)</u> 交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。	市の実情に合わせた追記 表による整理
	第5節 予防教育及び研修・訓練の実施 <u>[危機、区、教育]</u> 1 周知・啓発活動 (1) 市 ・火山の噴火による被害から、市民の生命及び財産を守るため、避難の際に的確な判断や行動ができるよう、火山に関する情報収集の方法、溶岩流等の到達範囲や到達時間、避難施設などを示した市ハザードマップを作成する。 ・ハザードマップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催など	第5節 予防教育及び研修・訓練の実施 <u>[危機、区、教育]</u> 1 周知・啓発活動 (1) 市 <u>ア</u> 火山噴火による被害から、市民の生命及び財産を守るため、避難の際に的確な判断や行動ができるよう、火山に関する情報収集の方法、溶岩流等の到達範囲や到達時間、避難施設などを示した市火山防災マップを作成する。 <u>イ</u> 市火山防災マップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催などの周知・啓発活動を行	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	の周知・啓発活動を行う。 ・ <u>ハザードマップ</u>を更新した際は、その都度、更新内容について周知を図るとともに、各関係機関等と連携して火山防災知識の周知・啓発を図る。 (2) 県 ・ <u>市町と協力して、<u>また</u>は教育委員会等との連携により、県ハザードマップ等を活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策について、正しい知識の普及・啓発、<u>富士山火山防災対策協議会の富士山火山避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。</u></u> ・ <u>観光協会等の関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山防災対策協議会の富士山火山避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。</u></u> ・ <u>観光施設等における県ハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</u> (3) 静岡地方気象台 ・ <u>火山災害及び防災対策等について、県・市町と協力して、正しい知識を県民に対し啓発する。</u> (4) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所 ・ <u>火山災害及び砂防における減災対策等について、正しい知識を県民に対し啓発する。</u>	う。 <u>ウ 市火山防災マップ</u>を更新した際は、その都度、更新内容について周知を図るとともに、各関係機関等と連携して火山防災知識の周知・啓発を図る。 (2) 県 <u>ア 市町と協力して、<u>又</u>は教育委員会等との連携により、県<u>富士山</u>ハザードマップ等を活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策について、正しい知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。</u> <u>イ 観光協会等の関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。</u> <u>ウ 観光施設等における県<u>富士山</u>ハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</u> (3) 静岡地方気象台 火山災害<u>や</u>防災対策等について、県・市町と協力して、正しい知識を県民に対し啓発する。 (4) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所 火山災害及び砂防における減災対策等について、正しい知識を県民に対し啓発する。	表による整理 表現の適正化 表による整理 表による整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	て、正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対し啓発する。 (5) 教育委員会・学校 ・火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に取り入れ、火山防災教育の推進に努める。 (6) <u>富士山火山防災対策</u>協議会 ・<u>富士山火山</u>避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。 ・<u>富士山火山防災対策</u>協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。 2 防災訓練 (1) 市は、県や防災関係機関、自主防災組織、事業所等と連携し、噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。 <u>また</u>、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。 (2) 市民は、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。	知識を広報紙や出前講座等により、県民に対し啓発する。 (5) 教育委員会・学校 火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に取り入れ、火山防災教育の推進に努める。 (6) 協議会 <u>ア</u> 避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。 <u>イ</u> 協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。 2 防災訓練 (1) <u>基本方針</u> 市は、県や防災関係機関、自主防災組織、事業所等と連携し、噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。 <u>(2) 県による合同訓練の実施</u> 県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。 <u>(3) 市民の火山防災訓練への積極的参加による防災対応力強化</u> 市民は、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加	表による整理 表による整理 表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 61	第6節 避難促進施設 [危機] 市は、活動火山対策特別措置法に基づき、火山災害警戒区 域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑 かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、施設の名称及 び所在地を市地域防災計画に定めることとされているため、 <u>富士山火山防災対策</u>協議会の統一基準等を踏まえ、施設指定 の必要性を検討する。 <u>(新規)</u>	し、的確な防災対応の体得に努める。 第6節 避難促進施設 [危機] 市は、活動火山対策特別措置法に基づき、火山災害警戒地 域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑 かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、施設の名称及 び所在地を地域防災計画に定めることとされているため、協 議会の統一基準等を踏まえ、施設指定の必要性を検討する。 <u>なお、本市においては、協議会の統一基準に該当する対象 施設はない。</u>	表現の適正化 活動火山対策特別措 置法の改正に伴う修 正
一般 61	第7節 道路啓開体制の整備 [建設] 道路管理者は、降灰により通行に支障をきたす場合に備え るため、次の事項について道路啓開体制の整備を図るものと する。 <u>1</u> 優先的に啓開を要する道路の選定 <u>2</u> 道路啓開活動要員の確保 <u>3</u> 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに<u>道路</u>の降灰 の除去に必要な車両の確保	第7節 道路啓開体制の整備 [建設] 道路管理者は、降灰により通行に支障を来たす場合に備え るため、次の事項について道路啓開体制の整備を図るものと する。 <u>(1)</u> 優先的に啓開を要する道路の選定 <u>(2)</u> 道路啓開活動要員の確保 <u>(3)</u> 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに降灰の除 去に必要な車両の確保	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考				
	第 3 章 災害応急対策 (略) 第 1 節 噴火警報・噴火予報の伝達 [危機] 気象庁火山監視・情報センターから富士山に噴火警報又は噴火予報等が発表された場合の伝達体制は、次のとおりとする。なお、伝達体制フロー図・伝達する情報は、資料編 2－8 のとおりとする。 (略) 第 2 節 避難指示等 [危機] 1 避難の指示 (略) なお、噴火警報（噴火警報レベル）等及び火山活動の状況に応じ、次のとおり避難対応を行うものとする。 住民への避難指示 <table><tr><th>実施者</th><th>内容</th></tr><tr><td>市長</td><td> ・住民等の生命及び身体を保護する必要がある場合は、住民等に対し避難を指示する。 ・避難を指示したときは、直ちに避難を指示した地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 </td></tr></table>	実施者	内容	市長	・住民等の生命及び身体を保護する必要がある場合は、住民等に対し避難を指示する。 ・避難を指示したときは、直ちに避難を指示した地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。	第 3 章 災害応急対策 (略) 第 1 節 噴火警報・噴火予報の伝達 [危機] 気象庁火山監視・情報センターから富士山に噴火警報又は噴火予報等が発表された場合の伝達体制は、次のとおりとする。なお、伝達体制フロー図・伝達する情報は、資料編 2－8 のとおりとする。 (略) 資料編 2－8：富士山火山災害における異常現象の通報体制 第 2 節 避難指示等 [危機] 1 避難の指示 (略) （▼共通対策編 第 3 章 第 9 節 避難救出計画「1 避難の指示」に準ずる。） (削除)	内容整理
実施者	内容						
市長	・住民等の生命及び身体を保護する必要がある場合は、住民等に対し避難を指示する。 ・避難を指示したときは、直ちに避難を指示した地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。						

現行頁	目次再編案		新文書	備考
		・避難を指示したときは、速やかに知事に通知する。	(削除)	
	代行処理			
	実施者	内容		
	警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。		
	知事	・災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難を指示する。 ・市長に代わって避難を指示したとき、直ちに避難を指示した地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。		
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。		

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	2 警戒区域の設定 <u>避難実施市町の長</u>は、噴火が発生し、<u>または</u>発生しようとしている場合、住民等の生命<u>または</u>身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、<u>もしくは</u>禁止し、<u>または</u>退去を命ずることができる。 <u>市町</u>は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議において協議を行う。 <u>なお</u>、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。 <u>避難実施市町</u>は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。 <u>（警戒区域設定の考え方）</u> - 警戒区域の設定は、「避難対象エリア」を基本とし、生活圏や避難経路等地域の実情に合わせて設定を行う。 - 噴火状況判明後は、県富士山ハザードマップのドリルマップや国土交通省が作成したリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。 - 噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要するこ	2 警戒区域の設定 ・<u>市長</u>は、噴火が発生し、<u>又は</u>発生しようとしている場合、住民等の生命<u>又は</u>身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入<u>り</u>を制限し、<u>若しくは</u>禁止し、<u>又は</u>退去を命ずることができる。 ・<u>市</u>は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議において協議を行う。 ・居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。 ・<u>市</u>は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。 警戒区域設定の考え方 - 警戒区域の設定は、「避難対象エリア」を基本とし、生活圏や避難経路等地域の実情に合わせて設定を行う。 - 噴火状況判明後は、県富士山ハザードマップのドリルマップや国土交通省が作成したリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。 - 噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要するこ	表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	とが見込まれる場合は、富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会の溶岩流ドリルマップをまとめた県地域防災計画に定める「流下パターン」（資料編9-7）を参考として設定する。 - 警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。 - 警戒区域は、必要に応じ火山災害警戒（対策）合同会議で協議の上、市町長が設定する。 - 小康期となった場合は、富士山火山防災対策協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。 （警戒区域設定に係る役割） 表（略） 3 一般住民の段階的な避難等 噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と県富士山ハザードマップ及び市ハザードマップを参考とし、避難計画の詳細を検討する。 市の避難指示及び必要な避難計画は、富士山火山防災対策協議会の富士山火山避難基本計画及び市避難計画等を原則とする。 （1）避難指示の範囲の検討 必要な避難の範囲の検討にあたっては、町丁目、自主防災組織等の各地域の実情に応じた単位とし、避難対象エリア及び県富士山ハザードマップ、市ハ	とが見込まれる場合は、富士山ハザードマップ検討委員会の溶岩流ドリルマップをまとめた県地域防災計画に定める「流下パターン」（◇資料編9-7）を参考として設定する。 - 警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。 - 警戒区域は、必要に応じ火山災害警戒（対策）合同会議で協議の上、市長が設定する。 - 小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。 ◇資料編9-7：富士山火山ハザードマップ 警戒区域設定に係る役割 表（略） 3 一般住民の段階的な避難等 噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と県富士山ハザードマップ及び市火山防災マップを参考とし、避難計画の詳細を検討する。 市の避難指示及び必要な避難計画は、避難基本計画及び市避難計画等を原則とする。 （1）避難指示の範囲の検討 必要な避難の範囲の検討にあたっては、町丁目、自主防災組織等の各地域の実情に応じた単位とし、避難対象エリア及び県富士山ハザードマップ、市火	表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	ザードマップにおける各現象の到達範囲とする。 溶岩流からの避難は、噴火の情報と富士山ハザードマップ (改定版) 検討委員会の溶岩流ドリルマップをもとに避難の対象を検討する。 (2)、(3) (略) (4) 噴火開始直後における溶岩流からの避難 噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特性を踏まえ、ある程度幅広な範囲の想定火口による富士山ハザードマップ (改定版) 検討委員会の溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」を参考として、避難指示の対象区域を予め検討し、噴火開始直後の避難指示発表の迅速性を確保できるようにする。 噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。 基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。 (5) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩	山防災マップにおける各現象の到達範囲とする。 溶岩流からの避難は、噴火の情報と富士山ハザードマップ検討委員会の溶岩流ドリルマップをもとに避難の対象を検討する。 (2)、(3) (略) (4) 噴火開始直後における溶岩流からの避難 ア 避難指示発表の迅速化 噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特性を踏まえ、ある程度幅広な範囲の想定火口による富士山ハザードマップ検討委員会の溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」を参考として、避難指示の対象区域をあらかじめ検討し、噴火開始直後の避難指示発表の迅速性を確保できるようにする。 イ 避難指示の解除検討 噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。 基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。 (5) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩	表現の適正化

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	流）からの避難における避難先及び避難方法の検討 避難対象エリアごとの避難先及び避難方法は、次の事項を踏まえ検討する<u>ものとする。</u> (略) (6) (略) 4 避難行動要支援者の避難 (1) 避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。 (2) 特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。<u>なお、富士山火山防災対策協議会の統一基準に基づいて市町が避難促進施設として指定した施設については、事前に避難確保計画を作成する。</u> (3) 避難開始のタイミングや範囲について、<u>富士山火山防災対策協議会の富士山火山</u>避難基本計画及び市避難計画等を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。 表 3－16 避難行動要支援者等の避難開始基準 表 (略)	流）からの避難における避難先及び避難方法の検討 避難対象エリアごとの避難先及び避難方法は、次の事項を踏まえ検討する。 (略) (6) (略) 4 避難行動要支援者の避難 (1) <u>避難行動要支援者の早期避難</u> 避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。 (2) <u>早期避難検討と避難確保計画の策定</u> 特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。 <u>(削除)</u> (3) <u>避難開始基準</u> 避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画及び市避難計画等を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。 表 3－1 避難行動要支援者等の避難開始基準 表 (略)	内容整理

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	5 人命の救出救助 <u>「一般」</u>対策編第3章第9節「避難救出計画」に準ずる。 6 一時帰宅の実施 (略) ・市長は、一時帰宅を行う場合は、火山災害警戒（対策）合同会議（<u>または富士山火山防災対策</u>協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。 (略) 7 広域避難の調整と実施 ・溶岩流からの避難は、自市町内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、自市町内での避難者の受入が困難である場合は、市町外への広域避難となる。 ・<u>県は、避難実施市町と連携し、受入市町との間で広域避難における避難先となる地域について事前の調整を行うものとする。</u> ・<u>受入市町及び県は、避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。</u> <u>(新規)</u>	5 人命の救出救助 <u>（▼共通</u>対策編第3章第9節「避難救出計画」に準ずる。<u>）</u> 6 一時帰宅の実施 (略) ・市長は、一時帰宅を行う場合は、火山災害警戒（対策）合同会議（<u>又は</u>協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。 (略) 7 広域避難 溶岩流からの避難は、自市町内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、自市町内での避難者の受入<u>れ</u>が困難である場合は、市町外への広域避難となる。 <u>(削除)</u> 受入市町及び県は、避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。 <u>(1) 基本的な考え方</u> <u>ア 広域避難先の調整</u> ・<u>富士山の火山災害においては、火口位置や噴火の状況により影響範囲が大きく異なり避難指示の対象範囲が噴火後でなければ判明しないこと</u>	表現の適正化 富士山の火山災害を踏まえた広域避難に関する市町協議の結果の反映 富士山の火山災害を踏まえた広域避難に関する市町協議の結果の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		<u>から、事前の避難先は定めず、県及び山梨県、神奈川県や合同会議において調整を行うこととしている。</u> <u>・この事前の調整における広域避難とは、災害対策基本法第61条の4に規定する広域避難及び同法第86条の8に規定する広域一時滞在をいう。</u> <u>イ 広域避難の協議及び県による助言</u> <u>・広域避難の実施にあたっては、避難実施市町が受入市町と協議を行う。その協議の相手方については、災害対策基本法第61条の7第1項の規定に基づき県が助言を行う。この助言を円滑に行うため、その方針を事前に定めるものである。</u> <u>・災害対策基本法に規定する広域避難、広域一時滞在の市町長間の個別の協議を妨げるものではない。</u> <u>・想定される火山災害のうち、広域避難者が多く想定される溶岩流からの避難を想定して調整方針を策定し、溶岩流以外の火山災害による広域避難が必要となった際にも、この事前の調整を参考として対応する。</u> <u>ウ 県、国及び全国知事会等を通じた広域避難の受入要請</u> <u>・受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった</u>	

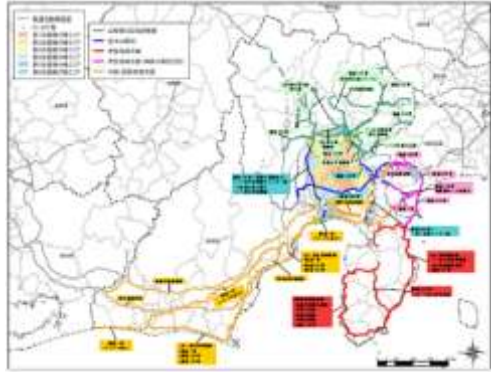
現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(新規)</u>	<u>場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会等を通じて他の都道府県への受入れを要請する。</u> <u>(2) 広域避難の基本的な対応と避難先</u> <u>以下の項目により、広域避難の枠組を定める。</u> <u>ア 基本的な対応（避難対象地域設定と避難開始）</u> <u>富士山は現状では噴火口が存在しないことから、以下の3段階での避難を実施する。</u> <u>(ア) 事前避難</u> <u>噴火するまで火口位置が特定できないことを前提とし、第1次避難対象エリア、第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の到達範囲の一部から避難。</u> <u>(イ) 流下パターンによる避難（噴火開始直後）</u> <u>…(ウ)の避難に準じた特定の条件下での避難</u> <u>噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合も想定され、その際はおおむねの噴火口の位置情報で避難対応を行う必要がある。</u> <u>複数のドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた「流下パターン」により、おおむね24時間以内までの溶岩流影響範囲から避難。</u> <u>(ウ) ハザードマップ等による避難</u> <u>噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合には、国土交通省が発表</u>	富士山の火山災害を踏まえた広域避難に関する市町協議の結果の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>(新規)</u>	<u>するリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップに基づき溶岩流の影響範囲から避難。</u> <u>イ 広域避難先</u> <u>広域避難先については、特定の市町の一対一の対応を定めず、広域避難の枠組みとして、受入市町側の複数の市町を一つの単位とした地域を定め、以下の条件を考慮した。</u> <u>・想定する避難者数は流下パターンごとの避難者数、及び富士山東麓、西麓におけるドリルマップのうち最大の影響をうける場合の避難者数とする。</u> <u>・溶岩流による広域避難路の分断の有無（溶岩流の流下範囲を跨ぐ経路を利用しない）</u> <u>・山体周囲に位置する東麓地域3市町、西麓地域2市の相互協力による受入れ。</u> <u>(3) 広域避難先の枠組み</u> <u>ア 想定される溶岩流（流下パターン・ドリルマップ等）毎の避難対象区域</u> <u>・想定される溶岩流に対する対象地区の区割り（町丁目、自主防災会等）と避難者数は避難実施市町にて平常時から整理、把握しておく。</u> <u>・発災時の避難対象地域や避難者数は無数のケースが想定され、発災時（噴火後）に初めてその範囲や規模が明確になり、更に実際の溶岩流や降灰の影響を考慮して避難方向が定まる。</u>	富士山の火山災害を踏まえた広域避難に関する市町協議の結果の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		・このため、避難対象地域と受入市町との組み合わせについては、この事前の調整内容にとどめ、避難先となる受入避難所については、噴火後に県及び受入市町が避難実施市町と連携して決定する。 イ 受入市町における一時集結地の設置 広域避難者は、避難実施市町内の一時集結地（広域避難）へ徒歩又は自家用車等で集合する。広域避難先となる避難所等への円滑な避難のため、受入市町にさらなる中継地として一時集結地（広域避難）を設ける。 図 3-1 広域避難の実施概念図 避難実施市町は県の助言を受けつつ、受入市町に一時集結地（広域避難）の開設と運営を依頼する。なお、一時集結地（広域避難）の開設予定地は▼「県地域防災計画資料編Ⅱ（13-4-4）」のとお	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>（新規）</u>	<u>りとし、発災時に避難規模等に応じて開設する。</u> <u>ウ その他</u> <u>（ア） 県外避難に関する調整</u> <u>県外への広域避難が必要となった際には、</u> <u>災害対策基本法の規定、県地域防災計画火山</u> <u>災害対策編の規定、及び3県協定※に基づ</u> <u>き、避難実施市町の要望を踏まえて県が対応</u> <u>していく。</u> <u>（イ） バス協会との協定に基づく災害時の対応</u> <u>県は、県バス協会との協定に基づき、発災</u> <u>時に避難実施市町において避難に必要な車両</u> <u>台数を確保できない場合に、協会への協力要</u> <u>請と運用調整を行う。</u> <u>※3県協定…「富士山火山防災対策に関する協</u> <u>定」（H21.10.29締結）</u> <u>3県が連携して「避難施設の調整や避難者の</u> <u>輸送等に関すること」に取り組むと規定</u> <u>（4） 広域避難先の事前調整</u> <u>ア 受入避難所</u> <u>・受入避難所は原則として、避難が必要となった</u> <u>際に、受入市町が開設する指定避難所とする。</u> <u>・受入可能人数の算定は、今後県と調整する。</u> <u>・避難開設する避難所については、状況に応じ</u> <u>て、指定避難所以外の施設も活用することがで</u> <u>きるものとする。</u> <u>・学校を避難所とする場合は、原則として体育館</u>	富士山の火山災害を踏まえた広域避難に関する市町協議の結果の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		<u>のみを使用し、教室は使用しない。その他の公共施設（公民館等）は管理主体の事務室を除いた部分を使用する。</u> <u>イ 避難所の開設期間</u> <u>・避難所の開設期間（避難者の受入期間）は、原則として1か月程度とする。それ以降は、状況に応じて、より広範囲での移転も検討する。このため、県は、県地域防災計画共通対策編に基づき、他の都道府県と協議を行う。</u> <u>ウ 応急仮設住宅の提供等</u> <u>・避難者の健全な居住環境と受入市町における指定避難所の収容率を早期に確保するために、避難実施市町及び受入市町、県が十分に連携し、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。</u> <u>エ 避難所の運営及び費用負担等</u> <u>・避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は受入市町による運用を依頼するが、できる限り速やかに避難実施市町が引き継ぐものとする。</u> <u>・食料や資機材については、原則、避難実施市町が準備する（避難者が調達する、避難実施市町が調達する等）こととし、受入市町で別途の備蓄をする必要はない。初動対応時において、既存の備蓄等を受入市町が提供した場合は、避難</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>（新規）</u> <u>（新規）</u>	<u>実施市町がその費用を負担する（災害救助法の適用による）。</u> <u>（5）避難実施市町の行政機能の支援について</u> <u>受入市町は、以下の用途のため、避難所や避難場所以外に、庁舎の一部使用や民間施設等のあつせんを行う。</u> <u>・避難実施市町の代替庁舎</u> <u>・避難者の相談、各種行政サービス窓口の設置</u> <u>（6）広域避難路の指定</u> <u>協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している。</u> <u>市は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。</u>  <u>図 3-2 広域避難路</u>	富士山の火山災害を踏まえた広域避難に関する市町協議の結果の反映 富士山の火山災害を踏まえた広域避難に関する市町協議の結果の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	第3節 市の体制 <u>[危機]</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	第3節 市の体制 <u>[危機]</u> <u>1 配備体制</u> <u>(▼共通対策編 第3章 第3節「職員の動員計画」</u> <u>に準ずる。)</u> <u>2 災害対策本部の設置</u> <u>(▼共通対策編 第3章 第2節 組織計画 1 防災</u> <u>体制「(2)静岡市災害対策本部」に準ずる。)</u> <u>3 協議会（又は合同会議）</u> <u>・協議会は、気象庁が噴火警戒レベルを引き上げたとき、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。</u> <u>・噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、国は、協議会の体制を合同会議に移行し、関係する機関において火山応急対策の調整や合意形成を行う。</u> <u>・市災害対策本部は、協議会（又は合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（又は合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部員会議で報告し、本部長は、市の対応方針を協議の上、決定する。</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映 火山対策編新設に伴う 県計画の反映 火山対策編新設に伴う 県計画の反映
一般 161	第4節 (略)	第4節 (略)	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 161	第5節 陸上交通 <u>[建設]</u> (1) 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障を<u>きたす</u>こととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。 (2)、(3) (略) 第6節 避難者の輸送 <u>(新規)</u>	第5節 陸上交通 <u>[建設]</u> (1) 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障を<u>来たす</u>こととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。 (2)、(3) (略) 第6節 避難者の輸送 <u>[危機]</u> <u>市は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決定して一般住民等に対し周知する。</u> <u>また、市は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映
一般 161	第7節 広域避難路の除灰等 <u>[環境、建設]</u> (略) 1 基本的な考え方 道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。	第7節 広域避難路の除灰等 <u>[環境、建設]</u> (略) 1 基本的な考え方 <u>道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。</u>	

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>（新規）</u> 2 除灰作業用資機材の確保 大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。 <u>（新規）</u> 3 除灰作業計画の策定 （略） <u>（新規）</u>	<u>・道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。</u> 2 除灰作業用資機材の確保 大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。 <u>なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスイーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。</u> 3 除灰作業計画の策定 （略） 道路除灰等作業計画の主な内容 <u>・降灰状況の把握体制</u> <u>・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討</u> <u>・調達可能な除灰作業用資機材の把握</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映 火山対策編新設に伴う 県計画の反映 火山対策編新設に伴う 県計画の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
一般 162	4 火山灰の処分 一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び市は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。 第8節 （略） 第9節 継続災害対応計画 <u>（新規）</u> <u>[危機、建設]</u>	<u>・優先除灰路線の設定</u> <u>・人員、資機材投入パターンの検討</u> <u>・資機材用の燃料確保</u> <u>・一時仮置場の設定</u> <u>・輸送ルートの設定</u> <u>・最終処分方法、処分場所の決定</u> 4 火山灰の処分 一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び市は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。 第8節 （略） 第9節 継続災害対応計画 <u>[危機、建設]</u> <u>大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域(土石流)において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行う。</u> <u>（1）警戒基準雨量の見直し</u> <u>（2）警戒避難体制の確立</u> <u>（3）降雨時の避難の実施</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	第4章 災害復旧計画 <u>(新規)</u> 第1節 復旧 <u>(新規)</u> [危機、総務、衛生、商工]	第4章 災害復旧計画 <u>災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「▼第3章 災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を図る。</u> 第1節 復旧 <u>[危機、総務、衛生、商工]</u> 1 復旧対策 <u>(1) 産業活動の再開</u> <u>市民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。</u> <u>(2) 施設等の復旧</u> <u>市有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。</u> <u>(3) 安全性の確認</u> <u>ア 応急対策がおおむね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。</u> <u>イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、市ホームページ、SNS等各種広報媒体を活用して、広く市民等への周知を</u>	火山対策編新設に伴う県計画の反映 火山対策編新設に伴う県計画の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
	<u>（新規）</u>	<u>図る。</u> <u>（４） 風評被害の影響の軽減</u> <u>必要に応じて、市長（本部長）等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。</u> <u>２ 被災者等へのフォロー</u> <u>（１） 健康相談の実施</u> <u>災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、県と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。</u> <u>（２） 心の健康相談の実施</u> <u>災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。</u> <u>３ 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等</u> <u>（１） 対応の評価</u> <u>当該災害への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。</u> <u>また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方を見直しを促進する。</u> <u>（２） マニュアル等を見直し</u>	火山対策編新設に伴う 県計画の反映 火山対策編新設に伴う 県計画の反映

現行頁	目次再編案	新文書	備考
		<u>関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。</u>	

静岡市地域防災計画 共通対策編目次（案）

資料 2 - 6

【凡例】 赤：追加 県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動 市防災計画の記載項目の移動 青：移動 市水防計画の記載項目の移動 橙：変更 節の移動による節番号の変更

修正前（現行）			修正後		
ページ 番号	一般対策編		ページ 番号	共通対策編	備考（変更理由等）
	総 則			総 則	
1	第 1 章 総則		1	第 1 章 総則	
1		第 1 節 目的			節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
1		第 2 節 計画の構成	1	第 1 節 計画の構成	（節の移動による節番号の変更）
3		第 3 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3	第 2 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	（節の移動による節番号の変更）
11		第 4 節 市の概況	12	第 3 節 市の概況	（節の移動による節番号の変更）
14		第 5 節 予想される災害と地域	15	第 4 節 予想される災害と地域	（節の移動による節番号の変更）
	発 災 前			発 災 前	
19	第 2 章 災害予防計画		21	第 2 章 災害予防計画	
19		第 1 節 河川の災害予防計画			風水害対策編へ移動
23		第 2 節 津波・高潮災害予防計画	21	第 1 節 海岸・港湾・漁港等災害予防計画	節内容に合わせたタイトルに修正 （節の移動による節番号の変更）
25		第 3 節 道路・橋りょう・鉄道災害予防計画	23	第 2 節 道路・橋りょう・鉄道災害予防計画	（節の移動による節番号の変更）
25		第 4 節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画	24	第 3 節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画	（節の移動による節番号の変更）
28		第 5 節 断水対策	27	第 4 節 断水対策	（節の移動による節番号の変更）
30		第 6 節 農林水産災害予防計画	28	第 5 節 農林水産災害予防計画	（節の移動による節番号の変更）
31		第 7 節 倒木被害防除計画			風水害対策編へ移動
31		第 8 節 盛土災害防除計画	29	第 6 節 盛土災害防除計画	（節の移動による節番号の変更）
32		第 9 節 都市の防災構造化計画	30	第 7 節 都市の防災構造化計画	（節の移動による節番号の変更）
34		第 10 節 通信施設等整備計画	33	第 8 節 通信施設等整備計画	（節の移動による節番号の変更）
36		第 11 節 火災予防計画	34	第 9 節 火災予防計画	（節の移動による節番号の変更）
38		第 12 節 防災関係施設及び設備の整備計画	36	第 10 節 防災関係施設及び設備の整備計画	（節の移動による節番号の変更）
41		第 13 節 危険物施設保安計画	39	第 11 節 危険物施設保安計画	（節の移動による節番号の変更）
42		第 14 節 防災知識の普及計画	41	第 12 節 防災知識の普及計画	（節の移動による節番号の変更）
44		第 15 節 住民の避難誘導体制	43	第 13 節 住民の避難誘導体制	（節の移動による節番号の変更）
48		第 16 節 防災訓練計画	49	第 14 節 防災訓練計画	（節の移動による節番号の変更）
50		第 17 節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保	51	第 15 節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保	（節の移動による節番号の変更）
51		第 18 節 警戒避難体制整備計画			風水害対策編へ移動
53		第 19 節 自主防災組織の体制強化	52	第 16 節 自主防災組織の体制強化	（節の移動による節番号の変更）
54		第 20 節 事業所等の自主的な防災活動	54	第 17 節 事業所等の自主的な防災活動	（節の移動による節番号の変更）
55		第 21 節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	55	第 18 節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	（節の移動による節番号の変更）
55		第 22 節 要配慮者対策	56	第 19 節 要配慮者対策	（節の移動による節番号の変更）
58		第 23 節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発	59	第 20 節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発	（節の移動による節番号の変更）
58		第 24 節 富士山の火山災害予防計画			火山対策編へ移動
61		第 25 節 原子力災害に関する事前対策計画	59	第 21 節 原子力災害に関する事前対策計画	（節の移動による節番号の変更）
62		第 26 節 救助・救急活動に関する計画	60	第 22 節 救助・救急活動に関する計画	（節の移動による節番号の変更）
62		第 27 節 防災ヘリポートに関する計画	60	第 23 節 防災ヘリポートに関する計画	（節の移動による節番号の変更）
62		第 28 節 応急住宅	60	第 24 節 応急住宅	（節の移動による節番号の変更）
63		第 29 節 災害廃棄物処理	61	第 25 節 災害廃棄物処理	（節の移動による節番号の変更）
64		第 30 節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	62	第 26 節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	（節の移動による節番号の変更）
65		第 31 節 災害救助法の適用に関する計画	63	第 27 節 災害救助法の適用に関する計画	（節の移動による節番号の変更）
67		第 32 節 市の業務継続に関する計画	65	第 28 節 市の業務継続に関する計画	（節の移動による節番号の変更）
67		第 33 節 複合災害対策及び連続災害対策	66	第 29 節 複合災害対策及び連続災害対策	（節の移動による節番号の変更）
68		第 34 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	66	第 30 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	（節の移動による節番号の変更）

静岡市地域防災計画 共通対策編目次（案）

【凡例】 赤：追加_県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動_市防災計画の記載項目の移動 青：移動_市水防計画の記載項目の移動 橙：変更_節の移動による節番号の変更

修正前（現行）			修正後		
ページ 番号	一般対策編		ページ 番号	共通対策編	備考（変更理由等）
	発 災 後			発 災 後	
69	第 3 章 災害応急対策		67	第 3 章 災害応急対策	
69		第 1 節 主旨	67	第 1 節 この計画を理解し実施するための留意事項	節タイトル削除。タイトル下文章は、章の冒頭文扱いとする。見出し1のタイトルを節タイトルとする。
71		第 2 節 組織計画	69	第 2 節 組織計画	
72		第 3 節 職員の動員計画	70	第 3 節 職員の動員計画	
73		第 4 節 派遣要請計画	71	第 4 節 派遣要請計画	
74		第 5 節 予警報の受領及び伝達計画	73	第 5 節 予警報の受領及び伝達計画	
80		第 6 節 災害情報処理計画	78	第 6 節 災害情報処理計画	
82		第 7 節 災害広報計画	81	第 7 節 災害広報計画	
84		第 8 節 災害救助法の適用計画	83	第 8 節 災害救助法の適用計画	
86		第 9 節 避難救出計画	84	第 9 節 避難救出計画	
92		第 10 節 孤立集落への支援計画	90	第 10 節 孤立集落への支援計画	
93		第 11 節 避難所運営計画	91	第 11 節 避難所運営計画	
96		第 12 節 被災動物の救護計画	94	第 12 節 被災動物の救護計画	
97		第 13 節 食料供給計画	96	第 13 節 食料供給計画	
100		第 14 節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画	98	第 14 節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画	
103		第 15 節 給水計画	101	第 15 節 給水計画	
104		第 16 節 水道及び下水道対策計画	103	第 16 節 水道及び下水道対策計画	
105		第 17 節 応急仮設住宅等	104	第 17 節 応急仮設住宅等	
106		第 18 節 住宅の応急修理	104	第 18 節 住宅の応急修理	
107		第 19 節 医療及び助産計画	105	第 19 節 医療及び助産計画	
113		第 20 節 防疫計画	112	第 20 節 防疫計画	
115		第 21 節 災害廃棄物処理計画	113	第 21 節 災害廃棄物処理計画	
118		第 22 節 社会秩序維持計画	116	第 22 節 社会秩序維持計画	
119		第 23 節 遺体の搜索及び措置埋葬計画	117	第 23 節 遺体の搜索及び措置埋葬計画	
123		第 24 節 障害物の除去	121	第 24 節 障害物の除去	共通対策編「第3章第25節宅地内等における堆積土砂排除計画」を移動・統合
123		第 25 節 宅地内等における堆積土砂排除計画			共通対策編「第3章第24節障害物の除去」へ移動・統合
123		第 26 節 輸送計画	122	第 25 節 輸送計画	
125		第 27 節 運輸施設応急対策計画	124	第 26 節 運輸施設応急対策計画	
126		第 28 節 交通応急対策計画	124	第 27 節 交通応急対策計画	
132		第 29 節 応急教育計画	131	第 28 節 応急教育計画	
137		第 30 節 社会福祉計画	135	第 29 節 社会福祉計画	
139		第 31 節 農林水産業対策計画	137	第 30 節 農林水産業対策計画	
141		第 32 節 消防計画	140	第 31 節 消防計画	
143		第 33 節 水防活動			水防計画の記載事項を明記している節のため、風水害対策編へ統合
144		第 34 節 応援協力計画	142	第 32 節 応援協力計画	（節の移動による節番号の変更）
145		第 35 節 賃金職員の雇用計画	144	第 33 節 賃金職員の雇用計画	（節の移動による節番号の変更）
145		第 36 節 自衛隊派遣要請の要求計画	145	第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画	（節の移動による節番号の変更）
148		第 37 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画	148	第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画	（節の移動による節番号の変更）
149		第 38 節 電力施設災害応急対策計画	148	第 36 節 電力施設災害応急対策計画	（節の移動による節番号の変更）
150		第 39 節 ガス施設災害応急対策計画	149	第 37 節 ガス施設災害応急対策計画	（節の移動による節番号の変更）
150		第 40 節 突発的災害に係る応急対策計画	149	第 38 節 突発的災害に係る応急対策計画	水防計画「資料6 水防関係機関電話番号一覧」を統合 （節の移動による節番号の変更）
154		第 41 節 各種災害に対する警防活動計画	153	第 39 節 各種災害に対する警防活動計画	（節の移動による節番号の変更）
155		第 42 節 災害ボランティア活動支援計画	154	第 40 節 災害ボランティア活動支援計画	（節の移動による節番号の変更）
156		第 43 節 通訳ボランティア活動支援計画	155	第 41 節 通訳ボランティア活動支援計画	（節の移動による節番号の変更）
156		第 44 節 富士山の火山災害応急対策計画			火山対策編へ移動
162		第 45 節 原子力災害に関する応急対策計画	155	第 42 節 原子力災害に関する応急対策計画	（節の移動による節番号の変更）
	復旧・復興期			復旧・復興期	
164	第 4 章 災害復旧計画		157	第 4 章 災害復旧計画	
164		第 1 節 災害弔慰金等の支給	157	第 1 節 災害弔慰金等の支給	
164		第 2 節 被災者の支援	157	第 2 節 被災者の支援	
165		第 3 節 要配慮者の支援	158	第 3 節 要配慮者の支援	
166		第 4 節 公共施設の災害復旧	159	第 4 節 公共施設の災害復旧	
			160	第 5 節 激甚災害の指定	地震対策編「第3章激甚災害の指定」を移動
167		第 5 節 災害復旧に伴う財政措置	161	第 6 節 災害復旧に伴う財政措置	
168		第 6 節 事業者等が行う災害復旧への助成	161	第 7 節 事業者等が行う災害復旧への助成	
169		第 7 節 風評被害の影響の軽減	163	第 8 節 風評被害の影響の軽減	

静岡市地域防災計画 【新設】風水害対策編目次（案）

【凡例】 赤：追加_県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動_市防災計画の記載項目の移動 青：移動_市水防計画の記載項目の移動 橙：変更_節の移動による節番号の変更

【補足】
※「手引き」列で、国土交通省の示す「水防計画作成の手引き」で、水防管理団体（市町村）が水防計画を作成する上で必須とされている項目に「○」をしています。

新設案				手引き	
ページ 番号	風水害対策編		備考（変更理由等）	必須	フェーズ
	総 則				
1	第 1 章 総則				
1		第 1 節 目的	水防計画「第 1 章第 1 節目的」を編入		
1		第 2 節 計画の構成	他編との整合をとるため追加		
3		第 3 節 用語の定義	水防計画「第 1 章第 2 節用語の定義、第 16 章第 1 節水防計画、第 3 節大規模氾濫減災協議会」を編入		
6		第 4 節 水防の責任等	水防計画「第 1 章第 3 節水防の責任等」を編入		
8		第 5 節 津波における留意事項	水防計画「第 1 章第 4 節津波における留意事項」を編入		
8		第 6 節 安全配慮	水防計画「第 1 章第 5 節安全配慮」を編入	○	
9		第 7 節 予想される災害と地域	一般対策編「第 1 章第 5 節予想される災害と地域」より節立て、県防災計画の記載事項に準じて内容を追加		
	発 災 前				
11	第 2 章 災害予防計画		県防災計画の記載項目に準じて追加		
11		第 1 節 河川の災害予防計画	一般対策編「第 2 章第 1 節河川の災害予防計画」を移動		
15		第 2 節 倒木被害防除計画	一般対策編「第 2 章第 7 節倒木被害防除計画」を移動		
15		第 3 節 防災知識の普及計画	一般対策編「第 2 章第 14 節防災知識の普及計画」より節立て、県防災計画の記載事項に準じて内容を追加		
16		第 4 節 住民の避難誘導体制	一般対策編「第 2 章第 15 節住民の避難誘導体制」より節立て、共通対策編「第 2 章第 13 節「住民の避難誘導体制」に準ずるものとする。		
16		第 5 節 警戒避難体制整備計画	一般対策編「第 2 章第 18 節警戒避難体制整備計画」を移動		
18		第 6 節 自主防災組織の体制強化	一般対策編「第 2 章第 19 節自主防災組織の体制強化」より節立て、共通対策編第 2 章第 17 節「自主防災組織の体制強化」に準ずるものとする。		
18	第 7 節 水防訓練		水防計画「第 16 章第 4 節水防訓練」を編入		
	発 災 後				
19	第 3 章 災害応急対策				
19		第 1 節 水防組織			活動体制
19		1 災害対策本部設置前の体制（静岡市水防本部）	水防計画「第 2 章第 1 節静岡市水防本部」を編入	○	
19		2 静岡市災害対策本部の設置	水防計画「第 2 章第 2 節静岡市災害対策本部の設置」を編入	○	
20		第 2 節 配備体制			
20		1 災害対策本部設置前の配備体制（静岡市水防本部）	水防計画「第 12 章第 1 節静岡市水防本部の配備態勢」を編入	○	
20		2 静岡市水防団及び消防団の配備体制	水防計画「第 12 章第 2 節静岡市水防団及び消防団の配備態勢」を編入	○	
25		第 3 節 職員の動員計画	一般対策編「第 3 章第 3 節職員の動員計画」に準ずるものとする。 一般対策編「第 3 章第 3 節職員の動員計画」から一部内容を移動		
25		第 4 節 協力応援			
25		1 河川管理者の協力及び援助	水防計画「第 14 章第 1 節河川管理者の協力」を編入	○	
27		2 下水道管理者の協力	水防計画「第 14 章第 2 節下水道管理者の協力」を編入	○	
27		3 水防管理団体相互の協力及び応援	水防計画「第 14 章第 3 節水防管理団体相互の協力及び応援」を編入		
27		4 自衛隊の派遣要請の要求	水防計画「第 14 章第 4 節自衛隊の派遣要請の要求」を編入	○	
27		5 警察官の出動要請	水防計画「第 14 章第 5 節警察官の出動要請」を移動		
28		6 国（河川事務所、地方气象台）や県との連携	水防計画「第 14 章第 6 節国（河川事務所、地方气象台）や県との連携」を編入		
28		第 5 節 通信連絡			情報収集・整理、伝達
28		1 水防通信連絡系統	水防計画「第 8 章第 1 節水防通信連絡系統」を編入	○	
28		2 放送局通信施設の使用	水防計画「第 8 章第 2 節放送局通信施設の使用」を編入		
28		3 その他の通信施設の使用	水防計画「第 8 章第 3 節その他の通信施設の使用」を編入		
28		4 災害時優先電話	水防計画「第 8 章第 4 節災害時優先電話」を編入		

静岡市地域防災計画 【新設】風水害対策編目次（案）

【凡例】 赤：追加_県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動 市防災計画の記載項目の移動 青：移動 市水防計画の記載項目の移動 橙：変更 節の移動による節番号の変更

【補足】
※「手引き」列で、国土交通省の示す「水防計画作成の手引き」で、水防管理団体（市町村）が水防計画を作成する上で必須とされている項目に「○」をしています。

新設案				手引き	
ページ 番号	風水害対策編	備考（変更理由等）	必須	フェーズ	
29	第 6 節 水防監視	水防計画「第 5 章水防監視」を編入		情報収集・整理、伝達	
29	第 7 節 地下街などの危険区域の状況把握	水防計画「第 6 章地下街などの危険区域の状況把握」を編入			
30	第 8 節 気象予報等の情報収集、伝達	節タイトル修正			
30	1 雨量・水位の観測	水防計画「第 9 章第 1 節雨量・水位の観測」を編入	○		
30	2 伝達事項	水防計画「第 9 章第 2 節周知事項」を編入、タイトル修正			
31	3 伝達の方法	水防計画「第 9 章第 3 節周知の方法」を編入、タイトル修正			
31	4 伝達系統	水防計画「第 9 章第 4 節伝達系統」を編入	○		
31	第 9 節 洪水予報	水防計画「第 10 章洪水予報」を編入	○		
31	1 安倍川洪水予報計画				
32	2 富士川洪水予報計画			拡大防止 措置	
34	第 10 節 水防警報等				
34	1 国土交通大臣が行う水防警報等とその措置	水防計画「第 11 章第 1 節国土交通大臣が行う水防警報等とその措置」を編入	○		
39	2 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	水防計画「第 11 章第 2 節静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知」を編入	○		
41	第 11 節 巡視及び警戒とその措置	水防計画「第 12 章第 3 節巡視及び警戒とその措置」を編入	○		
41	1 巡視				
41	2 警戒				
42	第 12 節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送				
42	1 資器材の整備	水防計画「第 7 章第 1 節資器材の整備」を編入	○		
42	2 輸送の確保	水防計画「第 7 章第 2 節輸送の確保」を編入	○		
43	第 13 節 水防活動の実施				
43	1 水防作業	水防計画「第 12 章第 4 節水防作業」を編入	○		
43	2 緊急通行	水防計画「第 12 章第 5 節緊急通行」を編入			
43	3 水防配備の解除	水防計画「第 12 章第 6 節水防配備の解除」を編入	○		
43	第 14 節 避難				
43	1 避難の指示	水防計画「第 3 章第 1 節避難の指示」を編入	○		
44	2 避難のための立退き計画	水防計画「第 3 章第 2 節避難のための立退き計画」を編入	○		
44	第 15 節 堤防等の決壊時の処置				
44	1 堤防等の決壊（被害情報）の通報（水防法第 25 条）	水防計画「第 4 章第 1 節堤防等の決壊（被害情報）の通報（法第 25 条）」を編入			
44	2 決壊後の処置（水防法第 26 条）	水防計画「第 4 章第 2 節決壊後の処置（法第 26 条）」を編入			
44	第 16 節 水防信号及び標識並びに身分証票				
44	1 水防信号	水防計画「第 13 章第 1 節水防信号」を編入			
45	2 標識	水防計画「第 13 章第 1 節標識」を編入			
45	3 身分証票	水防計画「第 13 章第 1 節身分証票」を編入			
45	第 17 節 水防報告等				
46	1 県水防本部長との連絡	水防計画「第 15 章第 1 節県水防本部長との連絡」を編入			
46	2 水防管理者への報告	水防計画「第 15 章第 2 節水防本部長への報告」を編入	○		
46	第 18 節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置				
46	1 洪水対応	水防計画「第 17 章第 1 節洪水対応」を編入			
48	2 津波対応	水防計画「第 17 章第 2 節津波対応」を編入			
49	第 19 節 応急仮設住宅等	共通対策編「第 2 章第 24 節応急住宅」に準ずるものとする			
50	第 20 節 障害物の除去	共通対策編「第 3 章第 24 節障害物の除去」に準ずるものとする			
50	第 21 節 その他				
50	1 費用負担及び公用負担	水防計画「第 18 章第 1 節費用負担及び公用負担」を編入			
50	2 公務災害補償	水防計画「第 18 章第 2 節公務災害補償」を編入			
	復旧・復興期				
50	共通対策編「第 4 章災害復旧計画」によるものとする。	共通対策編「第 4 章災害復旧計画」に準ずるものとする			

静岡市地域防災計画 地震対策編目次（案）

【凡例】 赤：追加_県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動_市防災計画の記載項目の移動 青：移動_市水防計画の記載項目の移動 橙：変更_節の移動による節番号の変更

修正前		
ページ 番号	地震対策編	
	第 1 編 総 則	
1	第 1 章 計画の主旨	
1		第 1 節 計画の目的
1		第 2 節 計画の性格
2		第 3 節 計画の構成
4	第 2 章 予想される災害	
4		第 1 節 静岡県第 4 次地震被害想定
8	第 3 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
8		第 1 節 計画作成の主旨
8		第 2 節 計画の内容
	第 2 編 平常時対策	
16	第 1 章 防災思想の普及	
16		第 1 節 計画作成の主旨
19		第 2 節 防災関係機関
20	第 2 章 自主防災活動	
20		第 1 節 計画の主旨
20		第 2 節 市民の果たすべき役割
21		第 3 節 地域における自主防災組織の果たすべき役割
23		第 4 節 事業所等の果たすべき役割
23		第 5 節 自主防災組織への支援等
25	第 3 章 地震防災訓練の実施	
25		第 1 節 計画作成の主旨
25		第 2 節 訓練の内容と実施方法
28		第 3 節 訓練時における交通規制
28	第 4 章 地震・津波災害予防対策の推進	
28		第 1 節 計画作成の主旨
29		第 2 節 緊急消防援助隊の受援体制
29		第 3 節 消防用施設の整備
29		第 4 節 火災の予防対策
31		第 5 節 建築物等の耐震対策
33		第 6 節 被災建築物等に対する安全対策
33		第 7 節 危険箇所における災害の予防対策
34		第 8 節 落下物倒壊危険物対策
35		第 9 節 危険地区における災害の予防
37		第 10 節 平常時に実施する災害予防措置
37		第 11 節 被災者の救出・救命活動対策
38		第 12 節 要配慮者の支援
38		第 13 節 生活の確保
41		第 14 節 緊急輸送活動体制の整備
41		第 15 節 災害廃棄物（片づけごみ・損壊家屋等）の処理体制の整備
41		第 16 節 燃料の確保
42		第 17 節 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄
42		第 18 節 緊急輸送用車両等の整備
42		第 19 節 文化財等の耐震対策
42		第 20 節 地震防災応急計画の作成及び指導
	第 3 編 地震防災施設緊急整備計画	
43	第 1 章 地震防災施設整備方針	
43		第 1 節 防災業務施設の整備
44		第 2 節 地域の防災構造化
45		第 3 節 緊急輸送路等の整備
46		第 4 節 防災上重要な建物の整備
46		第 5 節 災害防止事業
47		第 6 節 災害応急対策用施設等の整備
47	第 2 章 地震対策緊急整備事業計画	
	第 3 章 地震防災緊急事業五箇年計画	
48	第 4 章 静岡市都市防災総合推進事業	



修正後		
ページ 番号	地震対策編	備考（変更理由等）
	総 則	
1	第 1 章 総 則	
1		（レベル合わせのため削除）
1	第 1 節 計画の目的	
1	第 2 節 計画の性格	
2	第 3 節 計画の構成	（節の移動による節番号の変更）
4	第 4 節 予想される災害	（レベル合わせのため章を節に修正）
4	1 静岡県第 4 次地震被害想定	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
7	第 5 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	（レベル合わせのため章を節に修正）
		節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
7	1 市	節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする。 ※以降、2 静岡県～ 9 公共団体及び防災上重要な施設の管理者とつづく
	発 災 前	
16	第 2 章 平常時対策	
16	第 1 節 防災思想の普及	（レベル合わせのため章を節に修正）
16	1 市職員に対する教育	節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする。 ※ 1 市と 2 市職員に対する教育については統合し市職員に対する教育とする。 ※以降、2 生徒等に対する教育～ 6 通訳ボランティアの要請及び組織化等の推進及び啓発とつづく
19	7 防災関係機関	（レベル合わせのため節を見出し 7 に修正）
20	第 2 節 自主防災活動	（レベル合わせのため章を節に修正）
		節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
20	1 市民の果たすべき役割	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
21	2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
22	3 事業所等の果たすべき役割	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
22	4 自主防災組織への支援等	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
22	第 3 節 地震防災訓練の実施	（レベル合わせのため章を節に修正）
		節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
23	1 訓練の内容と実施方法	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
		共通対策編「第 2 章第 14 節防災訓練計画」へ移動
25	第 4 節 地震・津波災害予防対策の推進	（レベル合わせのため章を節に修正）
		節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
25	1 緊急消防援助隊の受援体制	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
25	2 消防用施設の整備	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
26	3 火災の予防対策	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
28	4 建築物等の耐震対策	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
29	5 被災建築物等に対する安全対策	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
30	6 危険箇所における災害の予防対策	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
30	7 落下物倒壊危険物対策	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
31	8 危険地区における災害の予防	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
32	9 平常時に実施する災害予防措置	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
32	10 被災者の救出・救命活動対策	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
32	11 要配慮者の支援	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
33	12 生活の確保	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
36	13 緊急輸送活動体制の整備	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
36	14 災害廃棄物（片づけごみ・損壊家屋等）の処理体制の整備	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
36	15 燃料の確保	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
36	16 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
36	17 緊急輸送用車両等の整備	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
36	18 文化財等の耐震対策	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
37	19 地震防災応急計画の作成及び指導	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
38	第 3 章 地震防災施設緊急整備計画	（レベル合わせのため編を章に修正）
38	第 1 節 地震防災施設整備方針	（レベル合わせのため章を節に修正）
38	1 防災業務施設の整備	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
38	2 地域の防災構造化	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
40	3 緊急輸送路等の整備	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
40	4 防災上重要な建物の整備	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
41	5 災害防止事業	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
41	6 災害応急対策用施設等の整備	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
41	第 2 節 地震対策緊急整備事業計画	（レベル合わせのため章を節に修正）
41	第 3 節 津波避難対策緊急事業計画	津波対策編「第 2 章第 1 節 6 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」を移動
42	第 4 節 地震防災緊急事業五箇年計画	（レベル合わせのため章を節に修正、節の移動による節番号の変更）
42	第 5 節 静岡市都市防災総合推進事業	（レベル合わせのため章を節に修正、節の移動による節番号の変更）

静岡市地域防災計画 地震対策編目次（案）

【凡例】 赤：追加 県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動 市防災計画の記載項目の移動 青：移動 市水防計画の記載項目の移動 橙：変更 節の移動による節番号の変更

修正前			→			修正後		
ページ 番号	地震対策編		ページ 番号	地震対策編		ページ 番号	備考（変更理由等）	
	第 4 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応		43	第 4 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応		43	南海トラフ地震臨時情報発表時	
49	第 1 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応						(レベル合わせのため削除)	
49		第 1 節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置	43		第 1 節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置	43	第 1 節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置	
51		第 2 節 避難対策等	45		第 2 節 避難対策等	45	第 2 節 避難対策等	
53		第 3 節 消防機関等の活動	47		第 3 節 消防機関等の活動	47	第 3 節 消防機関等の活動	
53		第 4 節 警備対策	47		第 4 節 警備対策	47	第 4 節 警備対策	
53		第 5 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	47		第 5 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	47	第 5 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	
54		第 6 節 金融	48		第 6 節 金融	48	第 6 節 金融	
54		第 7 節 交通	48		第 7 節 交通	48	第 7 節 交通	
55		第 8 節 その他施設等に関する対策	48		第 8 節 その他施設等に関する対策	48	第 8 節 その他施設等に関する対策	
56		第 9 節 滞留旅客等に対する措置	49		第 9 節 滞留旅客等に対する措置	49	第 9 節 滞留旅客等に対する措置	
	第 5 編 災害応急対策			発 災 後			第 5 章 災害応急対策	
57	第 1 章 防災関係機関の活動		51	第 1 節 防災関係機関の活動		51	第 1 節 防災関係機関の活動	
57		第 1 節 計画の主旨					(レベル合わせのため章を節に修正)	
57		第 2 節 静岡市災害対策本部の設置及び廃止	51		1 静岡市災害対策本部	51	節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
59		第 3 節 組織体制	52		2 組織体制	52	見出しタイトル修正 (レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
60		第 4 節 災害対策本部、区本部及び地区支部の運営					(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
60		第 5 節 職員の配備体制	53		3 職員の配備体制	53	地震対策編「第 2 節静岡市災害対策本部の設置及び廃止(1)」に統合	
61		第 6 節 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）	53		4 防災関係機関	53	(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
61		第 7 節 指定地方行政機関					地震対策編「第 6 節静岡県警察～第 9 節指定地方公共機関」を「防災関係機関」として統合	
62		第 8 節 指定公共機関					(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
64		第 9 節 指定地方公共機関						
65	第 2 章 情報活動		58	第 2 節 情報活動		58	第 2 節 情報活動	
65		第 1 節 計画の主旨					共通対策編「第 3 章第 6 節災害情報処理計画」に準ずるものとする	
66		第 2 節 基本方針					(レベル合わせのため章を節に修正)	
66		第 3 節 情報の内容等						
67		第 4 節 情報の収集						
67		第 5 節 情報の伝達手段						
68		第 6 節 報告及び要請事項の処理						
69	第 3 章 広報活動		58	第 3 節 広報活動		58	第 3 節 広報活動	
69		第 1 節 計画の主旨					(レベル合わせのため章を節に修正)	
69		第 2 節 広報事項	58		1 広報事項	58	節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
71		第 3 節 実施方法	60		2 実施方法	60	(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
72	第 4 章 緊急輸送活動		61	第 4 節 緊急輸送活動		61	第 4 節 緊急輸送活動	
72		第 1 節 計画の主旨					(レベル合わせのため章を節に修正)	
72		第 2 節 計画の内容	61		1 計画の内容	61	節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
72		第 3 節 緊急輸送体制の確立	61		2 緊急輸送体制の確立	61	(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
73		第 4 節 緊急輸送の調整	62		3 緊急輸送の調整	62	(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
74		第 5 節 防災関係機関	62		4 防災関係機関	62	(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
74		第 6 節 緊急物資集積所	63		5 緊急物資集積所	63	(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
74		第 7 節 緊急物資の確保と供給計画	63		6 緊急物資の確保と供給計画	63	(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
76	第 5 章 広域応援活動		64	第 5 節 応援協力計画		64	第 5 節 応援協力計画	
76		第 1 節 計画の主旨					共通対策編「第 3 章第 33 節応援協力計画」へ移動・統合し、準ずるものとする	
76		第 2 節 県への応援要請					共通対策編「第 3 章第 33 節応援協力計画」に合わせて節タイトルを修正	
76		第 3 節 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員の派遣要請等					(レベル合わせのため章を節に修正)	
76		第 4 節 民間団体等に対する応援要請						
77		第 5 節 緊急消防援助隊の要請						
78		第 6 節 他の市町村長等に対する応援要請						
79		第 7 節 自衛隊の災害派遣要請の要求						
80		第 8 節 海上保安庁への支援要請の依頼						
81		第 9 節 協定締結団体等への要請						
81		第 10 節 支援受入施設の確保						
82		第 11 節 経費の負担						
82	第 6 章 災害の拡大及び二次災害防止活動		64	第 6 節 災害の拡大及び二次災害防止活動		64	第 6 節 災害の拡大及び二次災害防止活動	
82		第 1 節 計画の主旨					(レベル合わせのため章を節に修正)	
82		第 2 節 消防活動	64		1 消防活動	64	節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
84		第 3 節 水防活動	66		2 水防活動	66	(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
85		第 4 節 救出活動の基本方針と内容	66		3 救出活動の基本方針と内容	66	(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
86		第 5 節 被災建築物等に対する安全対策	67		4 被災建築物等に対する安全対策	67	(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
87		第 6 節 災害危険区域の指定	68		5 災害危険区域の指定	68	(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	

静岡市地域防災計画 地震対策編目次（案）

【凡例】 赤：追加 県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動 市防災計画の記載項目の移動 青：移動 市水防計画の記載項目の移動 橙：変更 節の移動による節番号の変更

修正前			→	修正後		
ページ 番号	地震対策編			ページ 番号	地震対策編	備考（変更理由等）
87	第 7 章	避難活動		68	第 7 節 避難活動	（レベル合わせのため章を節に修正） 節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
87		第 1 節 計画の主旨		68	1 避難対策	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
87		第 2 節 避難対策		68	2 避難の指示	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
88		第 3 節 避難の指示		69	3 津波からの避難対策	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
88		第 4 節 津波からの避難対策		69	4 警戒区域の設定	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
88		第 5 節 警戒区域の設定		69	5 避難の方法	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
89		第 6 節 避難の方法		69	6 避難所の設置及び運営	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
91		第 7 節 避難所の設置及び運営		72	第 8 節 社会秩序を維持する活動	共通対策編「第 3 章第 22 節社会秩序維持計画」に準ずるものとする。 （レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
92	第 8 章	社会秩序を維持する活動		72	第 9 節 交通の確保対策	（レベル合わせのため章を節に修正） 節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
92		第 1 節 計画の主旨		72	1 陸上交通の確保	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
92		第 2 節 実施事項		75	2 海上交通の確保	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
93		第 3 節 県に対する緊急措置の要請		75	3 航空交通の確保	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
93		第 4 節 警察に対する要請		75	第 10 節 地域への救援活動	（レベル合わせのため章を節に修正） 節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
93	第 9 章	交通の確保対策		75	1 緊急物資の確保計画量	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
93		第 1 節 計画の主旨		75	2 食料、生活必需品等の緊急物資の確保	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
94		第 2 節 陸上交通の確保		75	3 救援・救護のための標示	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
96		第 3 節 海上交通の確保		76	4 給水活動	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
97		第 4 節 航空交通の確保		77	5 燃料の確保	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
97	第 10 章	地域への救援活動		77	6 医療救護活動	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
97		第 1 節 計画の主旨		77	7 し尿処理等	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
97		第 2 節 緊急物資の確保計画量		77	8 生活ごみ・避難所ごみの処理	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
97		第 3 節 食料、生活必需品等の緊急物資の確保		77	9 相談所の開設	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
97		第 4 節 救援・救護のための標示		77	10 義援金等の支給	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
98		第 5 節 給水活動		77	11 要配慮者への配慮	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
99		第 6 節 燃料の確保		78	12 男女双方の視点への配慮	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
99		第 7 節 医療救護活動		78	13 災害廃棄物等の処理	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
99		第 8 節 し尿処理等		78	14 防疫活動	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
99		第 9 節 生活ごみ・避難所ごみの処理		79	15 遺体の搜索及び措置	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
99		第 10 節 相談所の開設		79	16 障害物の除去	共通対策編「第 3 章第 24 節障害物の除去」に合わせて節タイトルを修正 （レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
100		第 11 節 義援金等の支給		79	17 応急仮設住宅等	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
100		第 12 節 要配慮者への配慮		79	18 住宅の応急修理	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
101		第 13 節 男女双方の視点への配慮		79	19 賃金職員の雇用計画	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
101		第 14 節 災害廃棄物等の処理		79	20 帰宅困難者への対応	地震対策編「第 7 編第 2 章第 3 節帰宅困難者への対応」を移動
101		第 15 節 防疫活動		80	第 11 節 災害ボランティア活動の支援	共通対策編「第 3 章第 41 節災害ボランティア活動支援計画」及び「第 42 節通訳ボランティア活動支援計画」に準ずるものとする。 （レベル合わせのため章を節に修正）
102		第 16 節 遺体の搜索及び措置		80	第 12 節 学校における災害応急対策及び応急教育	（レベル合わせのため章を節に修正）
102		第 17 節 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去		80	第 13 節 被災者の生活再建等への支援	（レベル合わせのため章を節に修正）
103		第 18 節 応急仮設住宅等		80	第 14 節 市有施設及び設備等の対策	（レベル合わせのため章を節に修正） 節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
103		第 19 節 住宅の応急修理		80	1 通信施設	節タイトル削除。※以降、2 道路～11 その他の公共施設当とつづく （レベル合わせのため章を節に修正）
104		第 20 節 賃金職員の雇用計画		82	第 15 節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	（レベル合わせのため章を節に修正） 節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
104	第 11 章	災害ボランティア活動の支援		83	1 水道及び下水道	地震対策編「第 15 章第 3 節下水道」を移動・統合 （レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
104		第 1 節 基本方針		83	2 電力	第 3 節の第 2 節への統合により（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）の削除による見出し 1 の番号の変更）
105		第 2 節 外国人等への支援		83	3 ガス	
106	第 12 章	学校における災害応急対策及び応急教育		83	4 通信	
106	第 13 章	被災者の生活再建等への支援		83	5 放送	
106	第 14 章	市有施設及び設備等の対策		84	6 市中金融	
106		第 1 節 計画の主旨		84	7 鉄道	
106		第 2 節 実施事項		84	8 道路	
109	第 15 章	防災関係機関等の講ずる災害応急対策		84	9 旅客船等	
109		第 1 節 計画の主旨		84	第 16 節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	
109		第 2 節 水道				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
109		第 3 節 下水道				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする。 ※以降、2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項とつづく
110		第 4 節 電力				
110		第 5 節 ガス				
111		第 6 節 通信				
111		第 7 節 放送				
111		第 8 節 市中金融				
112		第 9 節 鉄道				
112		第 10 節 道路				
112		第 11 節 旅客船等				
112	第 16 章	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策				
113		第 1 節 計画作成の主旨				
113		第 2 節 計画の内容				

静岡市地域防災計画 地震対策編目次（案）

【凡例】 赤：追加 県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動 市防災計画の記載項目の移動 青：移動 市水防計画の記載項目の移動 橙：変更 節の移動による節番号の変更

修正前			→			修正後		
ページ 番号	地震対策編		ページ 番号	地震対策編			備考（変更理由等）	
	第 6 編 復旧・復興計画			復旧・復興期 第 6 章 復旧・復興計画				
115	第 1 章	防災関係機関の活動	87	第 1 節	防災関係機関の活動		(レベル合わせのため章を節に修正)	
115		第 1 節 計画作成の主旨	87				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
115		第 2 節 静岡市震災復興本部	87	1	静岡市震災復興本部		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
116		第 3 節 災害対策本部との調整	87	2	災害対策本部との調整		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
116		第 4 節 防災会議の開催等	87	3	市防災会議の開催等		タイトルの修正 (レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
116		第 5 節 震災復興対策会議	88	4	震災復興対策会議		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
116		第 6 節 他市等に対する応援要請	88	5	他市等に対する応援要請		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
116	第 2 章	防災関係機関の講ずる復旧・復興対策	88	第 2 節	防災関係機関の講ずる復旧・復興対策		(レベル合わせのため章を節に修正)	
116		第 1 節 指定地方行政機関	88	1	指定地方行政機関		(レベル合わせのため章を節に修正)	
118		第 2 節 指定公共機関	89	2	指定公共機関		(レベル合わせのため章を節に修正)	
119		第 3 節 指定地方公共機関	91	3	指定地方公共機関		(レベル合わせのため章を節に修正)	
121	第 3 章	激甚災害の指定					共通対策編へ移動	
121		第 1 節 計画の主旨					共通対策編へ移動 (節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする)	
121		第 2 節 市の実施事項					共通対策編へ移動 (節タイトル削除。)	
121	第 4 章	震災復興計画の策定	92	第 3 節	震災復興計画の策定		(レベル合わせのため章を節に修正)	
121		第 1 節 計画の主旨	92	1	計画策定の体制		節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
121		第 2 節 計画策定の体制	92	2	計画の構成		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
122		第 3 節 計画の構成	92	3	計画の基本方針		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
122		第 4 節 計画の基本方針	92	4	計画の公表		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
122		第 5 節 計画の公表	93	5	国・県との調整		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
122		第 6 節 国・県との調整	93	第 4 節	復興財源の確保		(レベル合わせのため章を節に修正)	
122	第 5 章	復興財源の確保	93				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
122		第 1 節 計画の主旨	93	1	予算の編成		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
122		第 2 節 予算の編成	93	2	復興財源の確保		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
123		第 3 節 復興財源の確保	94	第 5 節	震災復興基金の設立			
123	第 6 章	震災復興基金の設立					節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
123		第 1 節 計画の主旨					節タイトル削除。	
123		第 2 節 市の実施事項					(レベル合わせのため章を節に修正)	
124	第 7 章	復旧事業の推進	94	第 6 節	復旧事業の推進		節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
124		第 1 節 計画の主旨	94	1	復旧計画の策定		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
124		第 2 節 復旧計画の策定	94	2	基盤施設の復旧		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
124		第 3 節 基盤施設の復旧	95	第 7 節	都市・農山漁村の復興		(レベル合わせのため章を節に修正)	
125	第 8 章	都市・農山漁村の復興					節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
125		第 1 節 計画の主旨	95	1	都市・農山漁村復興計画の策定		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
125		第 2 節 都市・農山漁村復興計画の策定	95	2	都市の復興		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
125		第 3 節 都市の復興	96	3	農山漁村の復興		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
126		第 4 節 農山漁村の復興	97	第 8 節	被災者の生活再建支援		(レベル合わせのため章を節に修正)	
127	第 9 章	被災者の生活再建支援					節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
127		第 1 節 計画の主旨	97	1	恒久住宅対策		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
127		第 2 節 恒久住宅対策	97	2	災害弔慰金等の支給		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
128		第 3 節 災害弔慰金等の支給	98	3	被災者の支援		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
129		第 4 節 被災者の支援	98	4	雇用対策		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
130		第 5 節 雇用対策	98	5	要配慮者の支援		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
130		第 6 節 要配慮者の支援	98	6	生活再建支援施策等の広報・P R		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
131		第 7 節 生活再建支援施策等の広報・P R	99	7	相談窓口の設置		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
132		第 8 節 相談窓口の設置	99	第 9 節	地域経済復興支援		(レベル合わせのため章を節に修正)	
132	第 10 章	地域経済復興支援					節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする	
132		第 1 節 計画の主旨	99	1	産業復興計画の策定		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
133		第 2 節 産業復興計画の策定	99	2	中小企業を対象とした支援		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
133		第 3 節 中小企業を対象とした支援	100	3	農林漁業者を対象とした支援		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
134		第 4 節 農林漁業者を対象とした支援	100	4	地域全体に影響を及ぼす支援		(レベル合わせのため節を見出し 1 に修正)	
134		第 5 節 地域全体に影響を及ぼす支援						

静岡市地域防災計画 地震対策編目次（案）

【凡例】	赤：追加	県防災計画の記載項目に準じて追加	緑：移動	市防災計画の記載項目の移動	青：移動	市水防計画の記載項目の移動	橙：変更	節の移動による節番号の変更

修正前		
ページ 番号	地震対策編	
	第 7 編 南海トラフ地震防災対策推進計画	
136	第 1 章 総則	
136		第 1 節 推進計画の目的
136		第 2 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
136	第 2 章 関係者との連携協力の確保	
136		第 1 節 資機材、人員等の配備手配
136		第 2 節 他機関に対する応援要請
137		第 3 節 帰宅困難者への対応
137	第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
137		第 1 節 津波からの防護
137		第 2 節 津波に関する情報の伝達等
137		第 3 節 避難指示（緊急）等の発表基準
137		第 4 節 避難対策等
138		第 5 節 消防機関等の活動
138		第 6 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係、交通機関等の防災関係機関
139		第 7 節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策
140		第 8 節 迅速な救助
140	第 4 章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	
140	第 5 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
140	第 6 章 防災訓練計画	
140	第 7 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	
141	第 8 章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	
142	別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	
142	第 1 章 組織計画	
142		第 1 節 計画の主旨
142		第 2 節 東海地震注意情報発表時の防災体制
143		第 3 節 東海地震注意情報発表時の応急対策
143		第 4 節 警戒本部の設置
143		第 5 節 警戒本部の組織及び所掌事務
145		第 6 節 防災関係機関の所掌事務
149	第 2 章 情報活動	
149		第 1 節 計画の主旨
150		第 2 節 計画の内容
150		第 3 節 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の広報
150		第 4 節 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達
152	第 3 章 広報活動	
152		第 1 節 計画の主旨
152		第 2 節 広報事項
152		第 3 節 実施の方法
153		第 4 節 県への広報の要請
153		第 5 節 市民が地震防災活動上必要な情報を入手する方法
154	第 4 章 自主防災活動	
154		第 1 節 計画の主旨
154		第 2 節 計画の内容

修正後		
ページ 番号	地震対策編	備考（変更理由等）
		地震対策編及び津波対策編の関係各節と統合
		地震対策編「第 1 編第 1 章計画の主旨」、津波対策編「第 1 章総則」に現行第 7 編を含む旨を記述
		地震対策編「第 1 編第 3 章防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」へ統合
		地震対策編「第 5 編第 4 章緊急輸送活動」「第 5 編第 1 章第 5 節職員の配備体制」「第 5 編第 1 章第 6 節静岡県警察～第 9 節指定地方公共機関」、津波対策編「第 3 章第 2 節職員の配備体制」「第 3 章第 3 節防災関係機関」へ統合
		地震対策編「第 5 編第 5 章第 9 節協定締結団体等への要請」へ統合
		地震対策編「第 5 編第 10 章地域への救援活動」へ移動
		津波対策編「第 3 章第 10 節市有施設及び設備等の対策」へ統合
		津波対策編「第 3 章第 4 節情報活動」へ統合
		津波対策編「第 3 章第 7 節避難活動」へ統合
		津波対策編「第 2 章第 1 節津波避難対策計画」、地震対策編「第 2 編第 4 章第 12 節要配慮者の支援」「第 5 編第 10 章第 12 節要配慮者への配慮」「第 2 編第 4 章第 13 節生活の確保」「第 5 編第 10 章第 3 節食料、生活必需品等の緊急物資の確保」「第 5 編第 7 章第 6 節避難の方法」「第 7 節避難所の設置及び運営」へ統合
		津波対策編「第 3 章第 1 節静岡市災害対策本部の設置及び廃止」へ統合
		地震対策編「第 5 編第 15 章防災関係機関等の～略」「第 16 章地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の～略」、津波対策編「第 1 章防災関係機関の処理すべき事務」へ統合
		地震対策編「第 3 編第 1 章第 4 節防災上重要な建物の整備」へ統合
		地震対策編「第 5 編第 5 章第 2 節静岡市災害対策本部の設置及び廃止」「第 5 編第 5 章第 5 節緊急消防援助隊の要請」「第 5 編第 5 章第 6 節静岡県警察」へ統合
		地震対策編「第 4 編第 1 章南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応」へ統合
		地震対策編「第 3 編第 3 章地震防災施設緊急整備計画」へ統合
		地震対策編「第 2 編第 3 章地震防災訓練の実施」、津波対策編「第 2 章第 2 節防災訓練の実施」へ統合
		地震対策編「第 2 編第 1 章防災思想の普及」へ統合
		津波対策編「第 2 編第 1 節津波避難対策計画」へ統合
102	別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	
102	第 1 節 組織計画	（レベル合わせのため章を節に修正）
		節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
102		1 東海地震注意情報発表時の防災体制
102		2 東海地震注意情報発表時の応急対策
103		3 警戒本部の設置
103	4 警戒本部の組織及び所掌事務	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
105		（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
110	第 2 節 情報活動	
		（レベル合わせのため章を節に修正）
		節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
110	1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達及び周知	節タイトル削除。タイトル下文章は、見出し 1 のタイトルとする。
110		（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
110	2 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の広報	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
110	3 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
111	第 3 節 広報活動	
		（レベル合わせのため章を節に修正）
		節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
112	1 広報事項	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
112		（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
112	2 実施の方法	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
112	3 県への広報の要請	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
112	4 市民が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	（レベル合わせのため節を見出し 1 に修正）
113	第 4 節 自主防災活動	
		（レベル合わせのため章を節に修正）
		節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
113	1 東海地震注意情報発表時の活動	節タイトル削除。
		※以降、2 警戒宣言発令時の行動とつづく

静岡市地域防災計画 地震対策編目次（案）

【凡例】 赤：追加 県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動 市防災計画の記載項目の移動 青：移動 市水防計画の記載項目の移動 橙：変更 節の移動による節番号の変更

修正前			→			修正後		
ページ 番号	地震対策編		ページ 番号	地震対策編		備考（変更理由等）		
156	第 5 章	緊急輸送活動	115	第 5 節	緊急輸送活動	(レベル合わせのため章を節に修正)		
156		第 1 節 計画の主旨				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする		
156		第 2 節 緊急輸送の対象	115	1	緊急輸送の対象	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
156		第 3 節 緊急輸送の方法	115	2	緊急輸送の方法	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
156		第 4 節 輸送手段の確保	116	3	輸送手段の確保	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
157		第 5 節 緊急輸送の調整	116	4	緊急輸送の調整	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
157		第 6 節 防災関係機関の緊急輸送	116	5	防災関係機関の緊急輸送	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
157	第 6 章	自衛隊の支援	116	第 6 節	自衛隊の支援	(レベル合わせのため章を節に修正)		
157		第 1 節 計画作成の主旨				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする		
157		第 2 節 計画の内容	116	1	県に対する要請の要求	節タイトル削除。 ※以降、2 地震防災派遣部隊の受入れとつづく		
158	第 7 章	避難活動	116	第 7 節	避難活動	(レベル合わせのため章を節に修正)		
158		第 1 節 計画の主旨				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする		
158		第 2 節 避難の基本方針、方法等	117	1	避難の基本方針、方法等	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
159		第 3 節 避難に際しての周知事項	118	2	避難に際しての周知事項	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
160		第 4 節 警戒区域の設定	118	3	警戒区域の設定	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
160		第 5 節 避難計画の作成指導	118	4	避難計画の作成指導	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
160		第 6 節 避難状況等の報告	119	5	避難状況等の報告	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
161		第 7 節 避難地における避難生活の確保	119	6	避難地における避難生活の確保	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
162	第 8 章	社会秩序を維持する活動	120	第 8 節	社会秩序を維持する活動	(レベル合わせのため章を節に修正)		
162		第 1 節 計画の主旨				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする		
162		第 2 節 計画の内容	120	1	予想される混乱	節タイトル削除。 ※以降、2 市の実施事項～3 県警察本部の実施事項とつづく		
163	第 9 章	交通確保活動	121	第 9 節	交通の確保活動	(レベル合わせのため章を節に修正)		
163		第 1 節 計画の主旨				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする		
163		第 2 節 陸上交通の確保対策	121	1	陸上交通の確保対策	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
164		第 3 節 交通規制の方針	122	2	交通規制の方針	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
164		第 4 節 交通規制計画	122	3	交通規制計画	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
165		第 5 節 海上交通の確保対策	123	4	海上交通の確保対策	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
166	第 10 章	地域への救援活動	124	第 10 節	地域への救援活動	(レベル合わせのため章を節に修正)		
166		第 1 節 計画の主旨				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする		
166		第 2 節 活動の内容	124	1	活動の内容	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
167		第 3 節 食料及び日用品の確保	124	2	食料及び日用品の確保	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
168		第 4 節 飲料水の確保	125	3	飲料水の確保	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
168		第 5 節 医療救護及び保健衛生活動の準備	125	4	医療救護及び保健衛生活動の準備	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
169		第 6 節 清掃・廃棄物（し尿を含む。）処理活動	126	5	清掃・廃棄物（し尿を含む。）処理活動	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
170	第 11 章	市有施設及び設備等の防災措置	126	第 11 節	市有施設及び設備等の防災措置	(レベル合わせのため章を節に修正)		
170		第 1 節 計画の主旨				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする		
170		第 2 節 市の実施事項	127	1	無線通信施設等	節タイトル削除。		
170		第 3 節 公共施設等	127	2	公共施設等	(レベル合わせのため節を見出し1に修正)		
173	第 12 章	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	129	第 12 節	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	(レベル合わせのため章を節に修正)		
173		第 1 節 計画の主旨				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする		
173		第 2 節 計画の内容	129	1	東海地震注意情報発表時の措置	節タイトル削除。項を繰り上げる。以降、2 警戒宣言発令時の措置…とつづく		
178	第 13 章	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	134	第 13 節	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	(レベル合わせのため章を節に修正)		
178		第 1 節 計画の主旨				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする		
178		第 2 節 計画の内容	134	<各施設・事業所に共通の事項>		節タイトル削除。 ※以降、1 東海地震注意情報発表時～2 警戒宣言発令時とつづく		
184	第 14 章	市が管理する施設等の地震防災応急計画	139	第 14 節	市が管理する施設等の地震防災応急計画	節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする		
184		第 1 節 計画の主旨				節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする		
184		第 2 節 計画の内容	140	1	東海地震注意情報発表時の措置	※以降、2 警戒宣言時の措置とつづく		

静岡市地域防災計画 津波対策編目次（案）

【凡例】 赤：追加_県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動_市防災計画の記載項目の移動 青：移動_市水防計画の記載項目の移動 橙：変更_節の移動による節番号の変更

修正前		
ページ 番号	津波対策編	
	総 則	
1	第 1 章 総則	
1		第 1 節 目的
1		第 2 節 計画の構成
3		第 3 節 予想される災害
7		第 4 節 市の海岸地形及び土地利用
7		第 5 節 防災関係機関の処理すべき事務
	発 災 前	
15	第 2 章 災害予防対策	
15		第 1 節 津波避難対策計画
20		第 2 節 防災訓練の実施
	発 災 後	
21	第 3 章 災害応急対策	
21		第 1 節 静岡市災害対策本部の設置及び廃止
22		第 2 節 職員の配備体制
24		第 3 節 防災関係機関
28		第 4 節 情報活動
34		第 5 節 災害の拡大防止活動
36		第 6 節 避難活動
39		第 7 節 市有施設及び設備等の対策
	復旧・復興期	
40		一般対策編第4章及び地震対策編第6編の復旧・復興計画によるものとする。

→

修正後		
ページ 番号	津波対策編	備考（変更理由等）
	総 則	
1	第 1 章 総則	
1		第 1 節 目的
1		第 2 節 計画の構成
3		第 3 節 予想される災害
6		第 4 節 市の海岸地形及び土地利用
7		第 5 節 防災関係機関の処理すべき事務
	発 災 前	
15	第 2 章 平常時対策	
15		第 1 節 津波避難計画 節タイトルを修正
15		第 2 節 防災訓練の実施 (節の移動による節番号の変更)
16		第 3 節 防災思想の普及 県防災計画の記載項目に準じて追加
16		第 4 節 自主防災活動 県防災計画の記載項目に準じて追加
	発 災 後	
17	第 3 章 災害応急対策	
17		第 1 節 防災関係機関の活動 津波対策編「第3章第1節静岡市災害対策本部の設置及び廃止、第2節職員の配備体制、第3節防災関係機関」を1つの節に統合
23		第 2 節 情報活動 (節の移動による節番号の変更)
28		第 3 節 広報活動 県防災計画の記載項目に準じて追加 共通対策編「第3章第7節災害広報計画」に準ずるものとする
28		第 4 節 災害の拡大防止活動 (節の移動による節番号の変更)
30		第 5 節 避難活動 (節の移動による節番号の変更)
33		第 6 節 応援協力計画 県防災計画の記載項目に準じて追加 共通対策編「第3章第33節応援協力計画」に合わせて節タイトルを修正
33		第 7 節 地域への救援活動 県防災計画の記載項目に準じて追加
34		第 8 節 市有施設及び設備等の対策 (節の移動による節番号の変更)
	復旧・復興期	
35		共通対策編「第4章災害復旧計画」及び地震対策編「第6章復旧・復興計画」によるものとする。

参考：県防災計画	
総 則	
第 1 章 総則	
	第 2 節 過去の顕著な災害／第 3 節 予想される災害
第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
発 災 前	
第 2 章 平常時対策	
	第 4 節 津波災害予防対策の推進
	第 3 節 防災訓練の実施
	第 1 節 防災思想の普及（共通：第2章第4節「防災地域の普及計画」に準ずる）
	第 2 節 自主防災活動（共通：第2章第8節「自主防災組織の育成」に準ずる）
発 災 後	
第 3 章 災害応急対策	
	第 1 節 防災関係機関の活動
	第 1 節 防災関係機関の活動【前述あり】
	第 1 節 防災関係機関の活動【前述あり】
	第 2 節 情報活動
	第 3 節 広報活動（共通：第3章第5節「災害広報計画」に準ずる）
	第 4 節 災害の拡大防止活動
	第 5 節 避難活動
	第 6 節 広域応援活動
	第 7 節 地域への救援活動
	第 8 節 県有施設及び設備等の対策
復旧・復興期	
	共通対策編第4章復旧・復興対策によるものとする

静岡市地域防災計画 【新設】 火山対策編目次（案）

【凡例】 赤：追加_県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動_市防災計画の記載項目の移動 青：移動_市水防計画の記載項目の移動 橙：変更_節の移動による節番号の変更

新設案		
ページ 番号	火山対策編	備考（変更理由等）
	総 則	
1	第 1 章 総則	
1	第 1 節 計画の構成	他編との整合をとるため追加
3	第 2 節 想定	県防災計画の記載項目に準じて追加
6	第 3 節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	県防災計画の記載項目に準じて追加
8	第 4 節 避難計画	県防災計画の記載項目に準じて追加
	発 災 前	
13	第 2 章 災害予防計画（平常時対策）	
		一般対策編「第2章第24節1主旨」を移動／節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
13	第 1 節 実施すべき事項（平常時）	県防災計画の記載項目に準じて追加
15	第 2 節 情報連絡体制の整備	一般対策編「第2章第24節2情報連絡体制」を移動
16	第 3 節 避難計画の策定等	一般対策編「第2章第24節3避難計画の策定」を移動
17	第 4 節 避難場所、避難所及び避難経路	一般対策編「第2章第24節4避難場所、避難所及び避難経路」を移動
17	第 5 節 予防教育及び研修・訓練の実施	一般対策編「第2章第24節5周知・啓発活動、6防災訓練」を移動
18	第 6 節 避難促進施設	一般対策編「第2章第24節7避難促進施設の指定」を移動
19	第 7 節 道路啓開体制の整備	一般対策編「第2章第24節8道路警戒体制の整備」を移動
	発 災 後	
20	第 3 章 災害応急対策	
		一般対策編「第3章第44節1主旨」を移動／節タイトル削除。タイトル下文章は、冒頭文扱いとする
20	第 1 節 噴火警報・噴火予報の伝達	一般対策編「第3章第44節2噴火警報・噴火予報の伝達」を移動
20	第 2 節 避難指示等	一般対策編「第3章第44節3避難指示等」を移動
27	第 3 節 市の体制	県防災計画の記載項目に準じて追加
28	第 4 節 社会秩序維持活動	一般対策編「第3章第44節4社会秩序維持活動」を移動
28	第 5 節 陸上交通	一般対策編「第3章第44節5陸上交通」を移動
28	第 6 節 避難者の輸送	県防災計画の記載項目に準じて追加
29	第 7 節 広域避難路の除灰等	一般対策編「第3章第44節6除灰等に係る対応」を移動
30	第 8 節 被害拡大防止対策	一般対策編「第3章第44節7被害拡大防止対策」を移動
30	第 9 節 継続災害対応計画	県防災計画の記載項目に準じて追加
	復旧・復興期	
31	第 4 章 災害復旧計画	
31	第 1 節 復旧	県防災計画の記載項目に準じて追加

参考：県防災計画	
II 富士山の火山防災計画	
第 1 章 総則	
第 1 節	想定
第 2 節	気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等
第 3 節	避難計画
発 災 前	
第 2 章 災害予防計画（平常時対策）	
第 1 節	関係する機関と実施すべき事項（平常時）
第 2 節	情報連絡体制の整備
第 3 節	市町避難計画の策定
第 4 節	市町が定める避難場所、避難所及び避難経路
第 5 節	避難促進施設
第 6 節	予防教育及び研修・訓練の実施
発 災 後	
第 3 章 災害応急対策計画	
第 1 節	噴火警報・噴火予報の伝達
第 2 節	避難指示
第 3 節	県の体制（共通：第3章第2節「組織計画」に準ずる）
第 7 節	社会秩序維持活動
第 4 節	交通規制
第 5 節	避難者の輸送
第 6 節	広域避難路の除灰等
第 8 節	被害拡大防止対策
第 9 節	継続災害対応計画
復旧・復興期	
第 4 章 災害復旧計画	
第 1 節	復旧

参考：静岡市水防計画 目次

【現時点における補足】
※静岡市水防計画は「①計画編」、「②資料編」、「③参考」、「④様式等」、「⑤付図」の5つで構成されています。例規や委員名簿を掲載する「③ 参考」、警報発表・活動報告の様式を掲載する「④様式等」、水防工法の図や水防箇所の図面を掲載する「⑤付図」の3つは、統合後の静岡市地域防災計画には登載しない予定です。

統合前		
ページ 番号	水防計画	
	計 画 編	
1	第 1 章 総則	
1		第 1 節 目的
1		第 2 節 用語の定義
3		第 3 節 水防の責任等
5		第 4 節 津波における留意事項
5		第 5 節 安全配慮
6	第 2 章 水防組織	
6		第 1 節 静岡市水防本部
7		第 2 節 静岡市災害対策本部の設置
7	第 3 章 避難	
7		第 1 節 避難の指示
8		第 2 節 避難のための立退き計画
8	第 4 章 堤防等の決壊時の処置	
8		第 1 節 堤防等の決壊（被害情報）の通報（法第25条）
8		第 2 節 決壊後の処置（法第26条）
8	第 5 章 水防監視	
9	第 6 章 地下街などの危険区域の状況把握	
9	第 7 章 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送	
9		第 1 節 資器材の整備
10		第 2 節 輸送の確保
10	第 8 章 通信連絡	
10		第 1 節 水防通信連絡系統
10		第 2 節 放送局通信施設の使用
10		第 3 節 その他の通信施設の使用
11		第 4 節 災害時優先電話
11	第 9 章 気象予報等の情報収集、周知	
11		第 1 節 雨量・水位の観測
12		第 2 節 周知事項
12		第 3 節 周知の方法
12		第 4 節 伝達系統
13	第 10 章 洪水予報	
16	第 11 章 水防警報等	
16		第 1 節 国土交通大臣が行う水防警報等とその措置
22		第 2 節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知
25	第 12 章 水防本部の活動	
25		第 1 節 静岡市水防本部の配備態勢
27		第 2 節 静岡市水防団及び消防団の配備態勢
29		第 3 節 巡視及び警戒とその措置
30		第 4 節 水防作業
30		第 5 節 緊急通行
31		第 6 節 水防配備の解除
31	第 13 章 水防信号及び標識並びに身分証票	
31		第 1 節 水防信号
32		第 2 節 標識
32		第 3 節 身分証票

統合後		手引き
備考（変更理由等）		必須
		フェーズに分類
風水害対策編「第1章総則」へ移動		
風水害対策編「第1章総則」へ移動		○
風水害対策編「第1章総則」へ移動		
風水害対策編「第1章総則」へ移動		
風水害対策編「第1章総則」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		○
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		

参考：静岡市水防計画 目次

【現時点における補足】

※静岡市水防計画は「①計画編」、「②資料編」、「③参考」、「④様式等」、「⑤付図」の5つで構成されています。例規や委員名簿を掲載する「③ 参考」、警報発表・活動報告の様式を掲載する「④様式等」、水防工法の図や水防箇所を図面を掲載する「⑤付図」の3つは、統合後の静岡市地域防災計画には登載しない予定です。

統合前	
ページ 番号	水防計画
33	第 14 章 協力応援
33	第 1 節 河川管理者の協力
34	第 2 節 下水道管理者の協力
35	第 3 節 水防管理団体相互の協力及び応援
35	第 4 節 自衛隊の派遣要請の要求
35	第 5 節 警察官の出動要請
35	第 6 節 国（河川事務所、地方気象台）や県との連携
36	第 15 章 水防てん末報告
36	第 1 節 県水防本部長との連絡
36	第 2 節 水防本部長への報告
37	第 16 章 水防計画、水防協議会及び水防訓練
37	第 1 節 水防計画
37	第 2 節 水防協議会
37	第 3 節 大規模氾濫減災協議会
37	第 4 節 水防訓練
37	第 17 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
37	第 1 節 洪水対応
39	第 2 節 津波対応
41	第 18 章 その他
41	第 1 節 費用負担及び公用負担
42	第 2 節 公務災害補償
	資料 編
43	資料1-1 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報
49	資料1-2 雨量観測所・水位観測所・水門水位観測所・監視カメラ
55	資料2-1 重要水防箇所の区分（国土交通省・静岡県）
58	資料2-1-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所（静岡水防区）
70	資料2-1-2 県管理区間重要水防箇所（静岡水防区）
74	資料2-2 湛水（浸水）注意箇所
80	資料2-3 土石流危険渓流箇所
81	資料2-4 水防上注意を要する水門等一覧
83	資料2-5 水防上重大な影響のある橋りょう
84	資料2-6 安倍川浸水想定区域内の地下街等
85	資料2-7 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街への洪水予報等の伝達系統図
86	資料2-8 洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表
100	資料3 水防用資機材一覧（葵・駿河区、清水区）
106	資料4 水防車・輸送車・作業車一覧
108	資料5 地域防災無線局一覧
110	資料6 水防関係機関電話番号一覧
112	資料7 安倍川・富士川水防警報水位観測所横断図
114	資料8 災害対策用車両等一覧表（国土交通省 中部地方整備局）様式 - 1、2

統合後	手引き	
備考（変更理由等）	必須	フェーズに分類
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動	○	1. 活動体制の確立
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動	○	1. 活動体制の確立
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		1. 活動体制の確立
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動	○	1. 活動体制の確立
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		1. 活動体制の確立
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		1. 活動体制の確立
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		3. 災害の拡大防止措置
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動	○	3. 災害の拡大防止措置
風水害対策編「第1章総則」へ移動		
風水害対策編「第1章総則」へ移動		
風水害対策編「第1章総則」へ移動		
風水害対策編「第2章災害予防計画」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		2. 情報収集・整理、伝達
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		2. 情報収集・整理、伝達
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
風水害対策編「第3章災害応急対策」へ移動		
資料編「8-1 気象等の予報及び警報の種類と発表基準」と統合		
資料編「4-45」へ移動	○	
資料編「7-8」へ移動	○	
資料編「7-9」へ移動	○	
資料編「7-10」へ移動	○	
資料編「7-12」へ移動		
資料編「7-4 土砂災害危険箇所数」と統合		
資料編「7-11」へ移動	○	
資料編「7-13」へ移動		
資料編「4-14 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等一覧」と統合		
資料編「4-16 洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等・要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達系統図」と統合		
資料編「4-15 洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表」と統合		
資料編「4-46」へ移動		
資料編「4-47」へ移動		
資料編「3-3 地域防災無線局一覧表」と統合		
資料編「2-21」へ移動	○	
資料編「4-48」へ移動		
資料編「4-49」へ移動		

参考：静岡市地域防災計画 資料編目次（案）

【凡例】 赤：追加 県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動 市防災計画の記載項目の移動 青：移動 市水防計画の記載項目の移動 橙：変更 節の移動による節番号の変更

【現時点における補足】

※「手引き」列で国土交通省の示す「水防計画作成の手引き」で、水防管理団体（市町村）が水防計画を作成する上で必須とされている項目に「○」をしています。

[illegible]

修正後			手引き
資料編		備考（変更理由等）	必須
資 料 編			
1 条例・要綱・要領			
1-1	静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例		
1-2	静岡市防災会議条例		
1-3	静岡市災害対策本部条例		
1-4	静岡市災害対策本部運営要綱		
1-5	静岡市災害対策本部 区本部運営要綱		
1-6	静岡市地震災害警戒本部条例		
1-7	静岡市地震災害警戒本部運営要綱		
1-8	静岡市地震災害警戒本部 区本部運営要綱		
1-9	静岡市オフロードバイク隊運営要領		
1-10	静岡市自主防災組織防災倉庫設置費補助金交付要綱		
1-11	静岡市自主防災組織防災倉庫用地借地料補助金交付要綱		
1-12	静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱		
1-13	静岡市自主防災組織可搬消防ポンプ等購入費補助金交付要綱		
1-14	静岡市自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付要綱		
1-15	静岡市災害時協力井戸登録事業実施要領		
1-16	静岡市津波避難ビル整備事業費補助金交付要綱		
1-17	静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱		
1-18	静岡市地域防災計画の実効性確保に係る庁内連絡会議設置要綱		
2 組織・体制			
2-1	災害対策本部室配置図		
2-2	平常の勤務時間内における動員指令		
2-3	休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統		
2-4	災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図		
2-5	災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図		
2-6	災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領と伝達系統図		
2-7	気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図（津波を除く）	水防計画第9章第4節1にも記載有	
2-8	富士山火山災害における異常現象の通報体制		
2-9	富士山火山災害における避難に係る情報伝達体制フロー図と伝達系統図		
2-10	台風の接近時等における危機警戒本部の設置について		
2-11	非常配備の伝達方法		
2-12	災害時における職員参集状況報告手順		
2-13	防災情報通信系統		
2-14	静岡市災害対策本部組織機構図		
2-15	地区支部の活動イメージ		
2-16	災害時医療救護体制		
2-17	静岡市災害対策本部設置時における各部各班・区本部各班の事務分掌		
2-18	消防局・消防団組織図及び消防車両等現況表		
2-19	災害時職員配備基準		
2-20	【水防】水防時における通信連絡基本系統図	水防計画「第8章第1節」を資料編に移動	
2-21	【水防】水防関係機関電話番号一覧	水防計画「資料6水防関係機関電話番号一覧」を編入	
2-22	津波に関する注意報及び警報伝達系統図	水防計画「第9章第4節2」を資料編に移動	
2-23	【水防】安倍川洪水予報連絡系統図	水防計画「第10章1（5）」を資料編に移動	
2-24	【水防】富士川洪水予報連絡系統図	水防計画「第10章2（5）」を資料編に移動	
2-25	【水防】安倍川水防警報連絡系統図（支川薬科川を含む）	水防計画「第11章第1節 1（2）①」を資料編に移動	
2-26	【水防】富士川水防警報連絡系統図（釜無川を含む）	水防計画「第11章第1節 1（2）②」を資料編に移動	
2-27	【水防】富士海岸（蒲原）水防警報連絡系統図	水防計画「第11章第1節 2（2）」を資料編に移動	
2-28	【水防】静岡土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図	水防計画「第11章第2節 6」を資料編に移動	
2-29	【水防】決壊情報の通報連絡系統図	水防計画「第4章第1節」を資料編に移動	

参考：静岡市地域防災計画 資料編目次（案）

【凡例】 赤：追加_県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動_市防災計画の記載項目の移動 青：移動_市水防計画の記載項目の移動 橙：変更_節の移動による節番号の変更

【現時点における補足】
※「手引き」列で国土交通省の示す「水防計画作成の手引き」で、水防管理団体（市町村）が水防計画を作成する上で必須とされている項目に「○」をしています。

修正前		
ページ 番号	資料編	
	3 通信設備	
89		3-1 同報無線（子局）設置場所一覧表
101		3-2 災害対策本部・区本部・地区支部通信設備一覧表
104		3-3 地域防災無線局一覧表
110		3-4 防災相互無線一覧表
111		3-5 携帯電話設置場所一覧表
114		3-6 衛星携帯電話設置場所一覧表
116		3-7 特設公衆電話設置場所一覧表
123		3-8 災害時優先電話設置場所一覧表
133		3-9 静岡市役所災害対策本部 アマチュア無線配備図
	4 防災施設・資機材	
134		4-1 地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）一覧表
137		4-2 地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表
148		4-3 津波緊急避難場所一覧表
150		4-4 津波避難ビル一覧表
153		4-5 風水害緊急避難場所一覧表
155		4-6 指定避難所一覧表
179		4-7 指定避難所等（福祉避難所）一覧表
182		4-8 帰宅困難者等一時滞在施設一覧表
182		4-9 緊急物資集積所一覧表
182		4-10 大規模災害時における遺体収容施設
183		4-11 救護所一覧表
187		4-12 救護病院一覧表
188		4-13 災害時医療用救護セット（標準）
195		4-14 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等一覧
196		4-15 洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表
209		4-16 洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等・要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達系統図
210		4-17 幹線避難路
211		4-18 緊急輸送路一覧表
220		4-19 緊急通行車両以外の車両通行止標示
221		4-20 緊急通行車両標章
222		4-21 緊急通行車両確認証明書
223		4-22 支援受入施設
223		4-23 災害ボランティアセンター等の設置場所
223		4-24 災害多言語支援センターの設置場所
224		4-25 自衛隊災害派遣集結候補地
224		4-26 応援部隊の集結場所及び野営場所の指定（緊急消防援助隊）
224		4-27 航空部隊の活動拠点場所の指定（緊急消防援助隊）
225		4-28 防災ヘリポート一覧表
227		4-29 ヘリポートの具備すべき事項
230		4-30 ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表
238		4-31 耐震性貯水槽設置場所一覧表
239		4-32 受水槽給水栓設置箇所一覧表
240		4-33 給水拠点一覧表
243		4-34 防災倉庫設置場所一覧表
246		4-35 防災用資機材備蓄一覧表
252		4-36 生活必需品の分散備蓄数
255		4-37 避難所ベットスペース設営ボックス配備先一覧
256		4-38 マンホールトイレ等設置場所一覧表
257		4-39 用宗漁港海岸及び用宗漁港「陸間」施設一覧
260		4-40 津波避難ビル標識等標識一覧
261		4-41 海拔表示板
262		4-42 建物番号標示方法
263		4-43 公共建物番号標示一覧表
265		4-44 静岡鉄道株式会社の運転停止基準

修正後			手引き
資料編		備考（変更理由等）	必須
3 通信設備			
	3-1 同報無線（子局）設置場所一覧表		
	3-2 災害対策本部・区本部・地区支部通信設備一覧表		
	3-3 地域防災無線局一覧表	水防計画「資料5 地域防災無線局一覧」と統合	
	3-4 防災相互無線一覧表		
	3-5 携帯電話設置場所一覧表		
	3-6 衛星携帯電話設置場所一覧表		
	3-7 特設公衆電話設置場所一覧表		
	3-8 災害時優先電話設置場所一覧表		
	3-9 静岡市役所災害対策本部 アマチュア無線配備図		
4 防災施設・資機材			
	4-1 地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）一覧表		
	4-2 地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表		
	4-3 津波緊急避難場所一覧表		
	4-4 津波避難ビル一覧表		
	4-5 風水害緊急避難場所一覧表		
	4-6 指定避難所一覧表		
	4-7 指定避難所等（福祉避難所）一覧表		
	4-8 帰宅困難者等一時滞在施設一覧表		
	4-9 緊急物資集積所一覧表		
	4-10 大規模災害時における遺体収容施設		
	4-11 救護所一覧表		
	4-12 救護病院一覧表		
	4-13 災害時医療用救護セット（標準）		
	4-14 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等一覧	水防計画「資料2-6 安倍川浸水想定区域内の地下街等」を統合	
	4-15 洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表	水防計画「資料2-8 洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表」を統合	
	4-16 洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等・要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達系統図	水防計画「資料2-7 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街への洪水予報等の伝達系統図」を統合	
	4-17 幹線避難路		
	4-18 緊急輸送路一覧表		
	4-19 緊急通行車両以外の車両通行止標示		
	4-20 緊急通行車両標章		
	4-21 緊急通行車両確認証明書		
	4-22 支援受入施設		
	4-23 災害ボランティアセンター等の設置場所		
	4-24 災害多言語支援センターの設置場所		
	4-25 自衛隊災害派遣集結候補地		
	4-26 応援部隊の集結場所及び野営場所の指定（緊急消防援助隊）		
	4-27 航空部隊の活動拠点場所の指定（緊急消防援助隊）		
	4-28 防災ヘリポート一覧表		
	4-29 ヘリポートの具備すべき事項		
	4-30 ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表		
	4-31 耐震性貯水槽設置場所一覧表		
	4-32 受水槽給水栓設置箇所一覧表		
	4-33 給水拠点一覧表		
	4-34 防災倉庫設置場所一覧表		
	4-35 防災用資機材備蓄一覧表		
	4-36 生活必需品の分散備蓄数		
	4-37 避難所ベットスペース設営ボックス配備先一覧		
	4-38 マンホールトイレ等設置場所一覧表		
	4-39 用宗漁港海岸及び用宗漁港「陸間」施設一覧		
	4-40 津波避難ビル標識等標識一覧		
	4-41 海拔表示板		
	4-42 建物番号標示方法		
	4-43 公共建物番号標示一覧表		
	4-44 静岡鉄道株式会社の運転停止基準		

参考：静岡市地域防災計画 資料編目次（案）

【凡例】 赤：追加_県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動_市防災計画の記載項目の移動 青：移動_市水防計画の記載項目の移動 橙：変更_節の移動による節番号の変更

【現時点における補足】

※「手引き」列で国土交通省の示す「水防計画作成の手引き」で、水防管理団体（市町村）が水防計画を作成する上で必須とされている項目に「○」をしています。

[illegible]

修正後			手引き
資料編		備考（変更理由等）	必須
	4-45 【水防】雨量観測所・水位観測所・水門水位観測所・監視カメラ	水防計画「資料1-2雨量観測所・水位観測所・水門水位観測所・監視カメラ」を編入	○
	4-46 【水防】水防用資器材一覧（葵・駿河区、清水区）	水防計画「資料3 水防用資器材一覧（葵・駿河区、清水区）」を編入	
	4-47 【水防】水防車・輸送車・作業車一覧	水防計画「資料4 水防車・輸送車・作業車一覧」を編入	
	4-48 【水防】安倍川・富士川水防警報水位観測所横断図	水防計画「資料7 安倍川・富士川水防警報水位観測所横断図」を編入	
	4-49 【水防】災害対策用車両等一覧表、要請・回答様式（国土交通省 中部地方整備局）	水防計画「資料8 災害対策用車両等一覧表（国土交通省 中部地方整備局）様式-1、2」	
	4-50 【水防】水防優先標識（車両標識・腕章・標燈）	水防計画「第13章 第2節1」を資料編に移動	
	4-51 【水防】水防団身分証票	水防計画「第13章 第3節」を資料編に移動	
	4-52 【水防】公用負担権限委任証、公用負担命令書	水防計画「第18章 第1節」を資料編に移動	
5 協力協定・相互応援協定			
	5-1 他都市との相互応援協定一覧		
	5-2 消防相互応援協定		
	5-3 民間事業者との協力協定一覧		
	5-4 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画		
	5-5 21大都市災害時相互応援に関する協定		
	5-6 情報に関する協定		
	5-7 情報（郵便）に関する協定		
	5-8 輸送に関する協定		
	5-9 物資調達に関する協定		
	5-10 医療救護に関する協定		
	5-11 ライフラインに関する協定		
	5-12 相談に関する協定		
6 災害救助法関係			
	6-1 災害救助法の適用		
	6-2 災害罹災者調査原票		
	6-3 罹災証明書		
7 災害危険区域関係			
	7-1 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表 国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表・危険箇所整備表		
	7-2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表		
	7-3 地すべり防止区域指定一覧表		
	7-4 土砂災害危険箇所数	水防計画「資料2-3 土石流危険渓流箇所」を統合	
	7-5 土砂災害（特別）警戒区域一覧		
	7-6 風水害への備え		
	7-7 【水防】重要水防箇所の区分（国土交通省・静岡県）	水防計画「資料2-1 重要水防箇所の区分（国土交通省・静岡県）」を編入	○
	7-8 【水防】直轄(国管理)区間重要水防箇所（静岡水防区）	水防計画「資料2-1-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所（静岡水防区）」を編入	○
	7-9 【水防】県管理区間重要水防箇所（静岡水防区）	水防計画「資料2-1-2 県管理区間重要水防箇所（静岡水防区）」を編入	○
	7-10 【水防】水防上注意を要する水門等一覧	水防計画「資料2-4 水防上注意を要する水門等一覧」を編入	○
	7-11 【水防】湛水（浸水）注意箇所	水防計画「資料2-2 湛水（浸水）注意箇所」を編入	
	7-12 【水防】水防上重大な影響のある橋りょう	水防計画「資料2-5 水防上重大な影響のある橋りょう」を編入	

参考：静岡市地域防災計画 資料編目次（案）

【凡例】 赤：追加_県防災計画の記載項目に準じて追加 緑：移動 市防災計画の記載項目の移動 青：移動 市水防計画の記載項目の移動 橙：変更 節の移動による節番号の変更

【現時点における補足】
※「手引き」列で国土交通省の示す「水防計画作成の手引き」で、水防管理団体（市町村）が水防計画を作成する上で必須とされている項目に「○」をしています。

修正前		
ページ 番号	資料編	
	8 その他	
376		8-1 気象等の予報及び警報の種類と発表基準
378		8-2 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）
379		8-3 過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害
381		8-4 過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図
382		8-5 過去に静岡市に被害を与えた地震
385		8-6 安政東海地震の被害の概要
389		8-7 静岡市津波避難計画
	9 被害想定	
400		9-1 静岡県第4次地震被害想定（地震・津波対策編 記載内容の補足）
401		9-2 表層地盤分類図
402		9-3 推定震度分布図
403		9-4 推定全壊焼失率図
404		9-5 推定焼失率図
405		9-6 推定液状化危険度図
406		9-7 富士山火山ハザードマップ
407		9-8 推定津波浸水深・到達時間

修正後			手引き
資料編		備考（変更理由等）	必須
8 その他			
	8-1 気象等の予報及び警報の種類と発表基準	水防計画「資料1-1 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報」を統合	
	8-2 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）		
	8-3 過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害		
	8-4 過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図		
	8-5 過去に静岡市に被害を与えた地震		
	8-6 安政東海地震の被害の概要		
	8-7 静岡市津波避難計画		
9 被害想定			
	9-1 静岡県第4次地震被害想定（地震・津波対策編 記載内容の補足）		
	9-2 表層地盤分類図		
	9-3 推定震度分布図		
	9-4 推定全壊焼失率図		
	9-5 推定焼失率図		
	9-6 推定液状化危険度図		
	9-7 富士山火山ハザードマップ		
	9-8 推定津波浸水深・到達時間		